

IP通信網サービス契約約款（平成12年東企営第00 - 51号）

実施 平成12年7月7日

目次

第1章 総則	5
第1条 約款の適用	5
第2条 約款の変更	5
第3条 用語の定義	5
第2章 IP通信網サービスの種類等	8
第4条 IP通信網サービスの種類	8
第5条 IP通信網サービスの品目等	8
第3章 IP通信網サービスの提供区域	8
第6条 IP通信網サービスの提供区域	8
第4章 契約	9
第7条 契約の種別	9
第8条 契約の単位	9
第9条 契約者回線の終端	9
第10条 IP通信網サービス区域	9
第11条 収容IP通信網サービス取扱所	9
第11条の2 接続契約者回線の収容	10
第12条 契約申込の方法等	10
第13条 契約申込の承諾	10
第13条の2 ローミング契約の締結等	10
第14条 基本契約期間	11
第15条 契約者回線等番号	11
第16条 品目等の変更	11
第17条 契約者回線の移転	11
第17条の2 回線収容部の変更	11
第18条 契約者回線の異経路	11
第19条 その他の契約内容の変更	12
第20条 IP通信網サービスの利用の一時中断	12
第21条 削除	
第22条 IP通信網サービス利用権の譲渡	12
第22条の2 IP通信網サービスの転用	13
第22条の3 IP通信網サービスの事業者変更	14
第23条 IP通信網契約者が行うIP通信網契約の解除	15
第23条の2 IP通信網契約者が行う初期契約解除	15
第24条 当社が行うIP通信網契約の解除	15
第25条 その他の提供条件	16
第5章 付加機能	16
第26条 付加機能の提供	16
第27条 付加機能の利用の一時中断	17
第28条 利用の都度意思表示を行うことにより利用する付加機能	17
第6章 端末設備の提供等	17
第29条 端末設備の提供	17

第30条	端末設備の移転	17
第31条	端末設備の利用の一時中断	17
第7章	回線相互接続	17
第32条	回線相互接続	17
第8章	利用中止等	18
第33条	利用中止	18
第34条	利用停止	18
第9章	通信	19
第35条	発信者番号通知	19
第36条	通信利用の制限等	20
第36条の2	情報量の測定等	20
第10章	料金等	20
第1節	料金及び工事に関する費用	20
第37条	料金及び工事に関する費用	20
第2節	料金等の支払義務等	21
第38条	利用料金の支払義務	21
第39条	手続きに関する料金の支払義務	22
第40条	削除	
第41条	工事費の支払義務	22
第42条	線路設置費の支払義務	22
第42条の2	設備費の支払義務	23
第42条の3	初期契約解除に係る取扱い	23
第3節	料金の計算等	23
第43条	料金の計算等	23
第4節	割増金及び延滞利息	24
第44条	割増金	24
第45条	延滞利息	24
第5節	協定事業者に係る債権の譲受等	24
第46条	協定事業者に係る債権の譲受等	24
第47条	協定事業者が定める料金等の滞納通知	24
第6節	債権の譲渡	24
第47条の2	債権の譲渡	24
第11章	保守	24
第48条	I P通信網契約者等の維持責任	24
第49条	I P通信網契約者等の切分責任	25
第50条	修理又は復旧の順位	25
第12章	損害賠償	26
第51条	責任の制限	26
第52条	免責	26
第13章	雑則	27
第53条	承諾の限界	27
第54条	利用に係るI P通信網契約者等の義務	27
第55条	I P通信網契約者からの契約者回線等の設置場所の提供等	27
第56条	I P通信網サービスの技術的事項及び技術資料の閲覧	27
第57条	I P通信網契約者等の氏名の通知等	27
第58条	協定事業者等からの通知	28
第59条	協定事業者の電気通信サービスに関する料金等の回	

収代行	28
第60条 協定事業者によるIP通信網サービスに関する料金 等の回収代行	28
第61条 法令に規定する事項	28
第62条 閲覧	28
第14章 附帯サービス	28
第63条 附帯サービス	28
別記	
1 IP通信網サービスの提供区域等	29
2 IP通信網契約者の地位の承継	29
3 IP通信網契約者の氏名等の変更の届出	29
4 IP通信網契約者からの契約者回線等の設置場所の提供等	29
5 自営端末設備の接続等	30
6 自営端末設備に異常がある場合等の検査	30
7 自営電気通信設備の接続	31
8 自営電気通信設備に異常がある場合等の検査	31
9 当社の維持責任	31
9の2 当社が請求した料金等の額が支払いを要する料金等の 額よりも過小であった場合の取扱い	31
10 利用権に関する事項の証明	31
11 支払証明書の発行	32
12 協定事業者の電気通信サービスに関する手続きの代行	32
13 サービス料金回収代行等	32
14 サービス料金回収代行に係る回収の方法	33
15 サービス料金回収代行に係る免責	33
16 削除	
17 削除	
18 遠隔診断サービス	33
19 遠隔診断サービスに関するその他の取扱い	33
20 遠隔診断サービスに係る免責	34
21 新聞社等の基準	34
料金表	
通則	35
第1表 料金（附帯サービスの料金を除きます。）	36
第1類 IP通信網サービスに関する利用料金	36
第2類 手続きに関する料金	111
第2表 工事に関する費用	113
第1 削除	
第2 工事費	113
第3 線路設置費	136
第4 設備費	137
第3表 附帯サービスに関する料金等	138
第1 証明手数料	138
第2 支払証明書の発行手数料	138
第3 削除	
第4 遠隔診断サービスに関する利用料金	138
第5 遠隔診断サービスに関する工事費	141
料金表別表1 優先接続のうち電話会社固定に係る利用料金の割 引の適用	142

料金表別表 2	学校に限定した利用料金及び工事費の割引の適用	143
料金表別表 3	長期継続利用申出に係る利用料金の割引の適用	146
料金表別表 4	複数回線同時利用申出に係る利用料金の割引の適用	148
附則		151
基本的な技術的事項		455

第1章 総則

(約款の適用)

第1条 当社は、このIP通信網サービス契約約款（電気通信事業法（昭和59年法律第86号。以下「事業法」といいます。）第20条第1項の規定に基づき定めるものを含みます。以下「約款」といいます。）を定め、これによりIP通信網サービス（当社がこの約款以外の契約約款を定め、それにより提供するものを除きます。）を提供します。

ただし、別段の合意（事業法第20条第5項の規定に基づくものを含みます。）がある場合は、その合意に基づく料金その他の提供条件によります。

なお、当社が別段の合意により締結する「光コラボレーションモデルに関する契約」におけるIP通信網サービスに係る料金その他の提供条件は、各IP通信網契約者に対して同一のものとします。

(注) 本条のほか、当社は、IP通信網サービスに附帯するサービス（当社が別に定めるものを除きます。以下「附帯サービス」といいます。）をこの約款により提供します。

(約款の変更)

第2条 当社は、法令の規定に従い、この約款を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の約款によります。

2 当社は、前項の変更を行う場合は、この約款を変更する旨及び変更後の約款の内容並びに効力発生時期を、IP通信網契約者に対し、当社ホームページにおける掲載その他の適切な方法で周知します。

3 IP通信網契約者は、前項の周知をしたときは、当該周知を電気通信事業法に基づく契約者への説明方法とすることについて了解していただきます。

(用語の定義)

第3条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
1 電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備
2 電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること。
3 IP通信網	主としてデータ通信の用に供することを目的としてインターネットプロトコルにより符号の伝送交換を行うための電気通信回線設備（送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備をいいます。以下同じとします。）
4 IP通信網サービス	IP通信網を使用して行う電気通信サービス
5 契約約款等	契約約款又は電気通信事業者（事業法第9条の登録を受けた者又は事業法第16条第1項の届出をした者をいいます。以下同じとします。）が電気通信役務の提供の相手方と契約約款によらず締結する契約
6 IP通信網サービス取扱所	(1) IP通信網サービスに関する業務を行う当社の事業所 (2) 当社の委託によりIP通信網サービスに関する契約事務を行う者の事業所
7 所属IP通信網サービス取扱所	そのIP通信網サービスの契約事務を行うIP通信網サービス取扱所

8 取扱所交換設備	I P通信網サービス取扱所に設置される交換設備
9 I P通信網契約	当社からI P通信網サービスの提供を受けるための契約（臨時I P通信網契約又はローミング契約を除きます。）
10 臨時I P通信網契約	30日以内の利用期間を指定して当社からI P通信網サービスの提供を受けるための契約
11 特定事業者	当社が別に定める者
12 削除	削除
13 ローミング契約	当社が別に定める特定事業者が提供する電気通信サービスに係る契約を締結している者が、当社からI P通信網サービスの提供を受けるための契約
14 I P通信網契約者	当社とI P通信網契約を締結している者
15 臨時I P通信網契約者	当社と臨時I P通信網契約を締結している者
16 ローミング契約者	当社とローミング契約を締結している者
17 利用回線	<p>(1) 電話サービス契約約款に規定する電話サービス（加入電話契約又は臨時加入電話契約に係るものに限ります。）の契約者回線又は総合デジタル通信サービス契約約款に規定する第1種総合デジタル通信サービス若しくは第2種総合デジタル通信サービスの契約者回線であって、I P通信網契約に係るもの</p> <p>(2) この約款に規定するメニュー1、メニュー4又はメニュー5（提供の形態による細目が - 1型のものであってメニュー5 - 1の1Gb/sのプラン4のもの、10Gb/sのもの及び提供の形態による細目が - 2型のを除きます。）に係る契約者回線等であって、メニュー8に係るI P通信網契約に係るもの</p> <p>(3) メニュー5（光コラボレーションモデルに関する契約に基づき提供されるものに限ります。）に係る契約者回線であって、メニュー5 - 4に係るI P通信網契約に係るもの</p>
18 契約者回線	<p>(1) I P通信網契約又は臨時I P通信網契約に基づいて取扱所交換設備と契約の申込者が指定する場所との間に設置される電気通信回線</p> <p>(2) 契約の申込者又はローミング契約者が指定する移動無線装置（契約の申込者がI P通信網サービスを利用するために携帯する無線送受信装置をいいます。以下同じとします。）と無線基地局設備（移動無線装置との間で電波を送り、又は受けるためのものであって、当社が別に定めるものをいいます。以下同じとします。）との間に設定される電気通信回線</p>
18の2 接続契約	I P通信網と相互に接続する電気通信回線（当社が別に定めるものに限ります。）であって、メニュー6 - 7、メニュー6

者回線	- 8又はメニュー8に係る契約者回線型サービスの利用のために設置されるもの
18の3 回線収容部	接続契約者回線を収容するために当社が設置する電気通信設備
19 契約者回線等	(1) 利用回線 (2) 契約者回線 (3) 回線収容部 (4) 当社が必要により設置又は設定する電気通信設備
20 相互接続点	当社と当社以外の電気通信事業者との間の相互接続協定(当社が当社以外の電気通信事業者との間で電気通信設備の接続に関し締結した協定(事業法第33条第9項若しくは第10項又は第34条第4項の規定に基づくものを含みます。)をいいます。以下同じとします。)に基づく接続に係る電気通信設備の接続点(当社が協定事業者(当社が別に定める者に限ります。以下この欄において同じとします。)へ提供している都道府県の区域(日本電信電話株式会社等に関する法律(昭和59年法律第85号)第2条第3項に定める都道府県の区域をいいます。以下同じとします。)をまたがる伝送に関する卸電気通信役務(事業法第29条第10項の規定にするものをいいます。以下同じとします。)に係る区間との分界点を含みます。)
21 協定事業者	当社と相互接続協定を締結している電気通信事業者
22 収容IP通信網サービス取扱所	その契約者回線の収容される取扱所交換設備が設置されているIP通信網サービス取扱所
23 DSL方式	契約者回線等において変復調装置を用いて高速の符号伝送を可能とする通信の伝送方式であって、24欄に規定するDSL方式に起因する事象となる場合があるもの
24 DSL方式に起因する事象	電気通信回線設備の回線距離若しくは設備状況、他の電気通信サービスに係る電気通信回線等からの信号の漏えい又は電気通信回線設備の終端に接続される電気通信設備の態様等により、その電気通信回線設備による通信の伝送速度が低下若しくは変動する状態、符号誤りが発生する状態又は通信が全く利用できない状態(通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度となる場合を含みます。)
25 回線終端装置	契約者回線の終端の場所に当社が設置する装置(端末設備を除きます。)
26 端末設備	電気通信回線設備の一端に接続される電気通信設備であって、1の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内(これに準ずる区域内を含みます。)又は同一の建物内であるもの
27 自営端末設備	IP通信網契約者、臨時IP通信網契約者又はローミング契約者が設置する端末設備
28 自営電気通信	電気通信回線設備を設置する電気通信事業者以外の者が設置

設備	する電気通信設備であって、端末設備以外のもの
29 加入電話等契約者	(1) 加入電話契約者若しくは臨時加入電話契約者、総合デジタル通信サービスに係る第1種契約者、臨時第1種契約者、第2種契約者又は臨時第2種契約者 (2) メニュー8に係るIP通信網サービスの利用回線となるメニュー1、メニュー4又はメニュー5に係るIP通信網契約者 (3) メニュー5-4に係るIP通信網サービスの利用回線となるメニュー5に係るIP通信網契約者
30 加入電話等に関する権利	(1) 電話加入権、総合デジタル通信サービスに係る第1種契約、臨時第1種契約、第2種契約又は臨時第2種契約に基づいて総合デジタル通信サービスの提供を受ける権利 (2) メニュー8に係るIP通信網サービスの利用回線となるメニュー1、メニュー4又はメニュー5に係るIP通信網サービス利用権（IP通信網契約者がIP通信網契約に基づいてIP通信網サービスの提供を受ける権利をいいます。以下同じとします。） (3) メニュー5-4に係るIP通信網サービスの利用回線となるメニュー5に係るIP通信網サービス利用権
31 消費税相当額	消費税法（昭和63年法律第108号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法（昭和25年法律第226号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額

第2章 IP通信網サービスの種類等

（IP通信網サービスの種類）

第4条 IP通信網サービスには、次の種類があります。

種類	内容
利用回線型サービス	利用回線（その加入電話等契約者がIP通信網契約者又は臨時IP通信網契約者（その利用回線が光コラボレーションモデルに関する契約に基づき提供されるものである場合は、その加入電話等契約者が指定する者としてします。）と同一の者となるものに限ります。）を使用して提供するIP通信網サービス
契約者回線型サービス	契約者回線又は回線収容部を設置又は設定して提供するIP通信網サービス

（IP通信網サービスの品目等）

第5条 IP通信網サービスには、料金表に規定する品目及び通信又は保守の態様による細目（以下「細目」といいます。）等があります。

第3章 IP通信網サービスの提供区域

（IP通信網サービスの提供区域）

第6条 当社のIP通信網サービスは、別記1に定める提供区域において提供します。

第4章 契約

(契約の種別)

第7条 I P通信網サービスに係る契約には、次の種別があります。

ただし、料金表に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

- (1) I P通信網契約
- (2) 臨時I P通信網契約
- (3) ローミング契約

(契約の単位)

第8条 当社は、契約者回線等1回線ごとに1のI P通信網契約(臨時I P通信網契約を含みます。以下同じとします。)を締結します。

2 前項の規定にかかわらず、第3条(用語の定義)の表の18欄の②に規定する契約者回線を設定して提供するI P通信網サービスについては、1契約者識別符号(I P通信網契約者又はローミング契約者を識別するための英字及び数字等の組み合わせであって、当社が別に定めるところにより付与するものをいいます。以下同じとします。)までごとに1のI P通信網契約又はローミング契約を締結します。

3 I P通信網契約者(臨時I P通信網契約者を含みます。以下同じとします。)又はローミング契約者は、それぞれ1のI P通信網契約又はローミング契約につき1人に限ります。

(契約者回線の終端)

第9条 当社は、I P通信網契約者が指定した場所内の建物又は工作物において、当社の線路から原則として最短距離にあつて、堅固に施設できる地点に保安器、配線盤又は回線終端装置等を設置し、これを契約者回線(第3条(用語の定義)の表の18欄の②に規定するものを除きます。)の終端とします。

2 当社は、前項の地点(その地点が当社のI P通信網サービス取扱所内となる場合を除きます。)を定めるときは、I P通信網契約者と協議します。

(I P通信網サービス区域)

第10条 当社は、料金表第1表(料金)に定めるところによりI P通信網サービス区域を設定します。

2 当社は、I P通信網サービス区域を表示する図表をそのI P通信網サービス区域内の契約事務を行うI P通信網サービス取扱所において閲覧に供します。

(収容I P通信網サービス取扱所)

第11条 契約者回線等は、それぞれ次のI P通信網サービス取扱所の取扱所交換設備に収容します。

ただし、料金表第1表(料金)に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

区 別	収容I P通信網サービス取扱所
1 契約者回線等の終端のある場所がI P通信網サービス区域内となるもの	そのI P通信網サービス区域内のI P通信網サービス取扱所であつて、当社が指定するもの
2 契約者回線等の終端のある場所がI P通信網サービス区域外となるもの	その契約者回線等の終端のある場所の近隣のI P通信網サービス取扱所であつて、当社が指定するもの

2 当社は、技術上及び業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、収容I P通信網サービス取扱所を変更することがあります。

(注) 当社は、本条の規定によるほか、第50条(修理又は復旧の順位)の規定による場合は、収容I P通信網サービス取扱所を変更することがあります。

(接続契約者回線の収容)

第11条の2 当社は、当社が指定する I P 通信網サービス取扱所の 1 の回線収容部に 1 の接続契約者回線を収容します。

2 当社は、技術上及び業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、他の I P 通信網サービス取扱所の回線収容部への収容の変更を行うことがあります。

(注) 当社は、本条の規定によるほか、第50条 (修理又は復旧の順位) の規定による場合は、他の I P 通信網サービス取扱所の回線収容部への収容の変更を行うことがあります。

(契約申込の方法等)

第12条 I P 通信網契約の申込みをするときは、次に掲げる事項について記載した当社所定の契約申込書を契約事務を行う I P 通信網サービス取扱所に提出していただきます。

- (1) I P 通信網サービスの品目又は細目
- (2) 利用回線型サービスについては、利用回線に係る契約者回線番号又は契約者回線等番号
- (3) 契約者回線型サービスについては、契約者回線の終端の場所等
- (4) 回線収容部を用いて提供する契約者回線型サービスについては、接続契約者回線の契約者氏名、サービスの名称又は種類等
- (5) その他申込みの内容を特定するための事項

2 D S L 方式を用いて提供する I P 通信網サービスに係る I P 通信網契約の申込みについては、その通信について D S L 方式に起因する事象が発生することがあることを承諾の上、契約申込をしていただきます。

(契約申込の承諾)

第13条 当社は、I P 通信網契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

2 当社は、前項の規定にかかわらず、臨時 I P 通信網契約に係る契約申込があった場合は、申込みのあった I P 通信網サービスを提供するために必要な電気通信設備に余裕があるときに限り、その契約申込を承諾します。

3 当社は、料金表に規定するメニュー 1 又はメニュー 4 に係る I P 通信網契約の申込みについては、その I P 通信網契約に係る利用回線又は契約者回線の終端の場所が、料金表に規定するメニュー 5 に係る I P 通信網サービスの提供区域外であって、それぞれ料金表に規定するメニュー 1 又はメニュー 4 に係る I P 通信網サービスの提供区域である場合に限り、その契約申込を承諾します。

4 当社は、前 3 項の規定にかかわらず、次の場合には、その申込みを承諾しないことがあります。

- (1) 回線収容部を用いて提供する契約者回線型サービスに係る I P 通信網契約の申込みをした者が、その I P 通信網契約に係る接続契約者回線の契約を締結している者と同一の者とならないとき。
- (2) I P 通信網サービスを提供することが技術上著しく困難なとき。
- (3) I P 通信網契約の申込みをした者が I P 通信網サービスの料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
- (4) 第34条 (利用停止) 第 1 項第 7 号の規定に該当するとき。
- (5) その他当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

(ローミング契約の締結等)

第13条の2 特定事業者 (当社が別に定める者に限ります。以下この章において同じとします。) が提供する特定電気通信サービスに係る契約を締結している者は、その契約ごとに当社と 1 のローミング契約を締結していることとなります。この場合において当社が提供する I P 通信網サービスの品目等は、その特定事業者から提供を受けている特定電気通信サービスに相当する品目等とします。

(基本契約期間)

第14条 I P通信網サービスには、料金表第1表(料金)に定めるところにより基本契約期間があります。

2 I P通信網契約者は、前項の基本契約期間内にI P通信網契約の解除又は移転等によりそのI P通信網契約に係る利用料金に変更があった場合は、当社が定める期日までに、料金表第1表(料金)に規定する額を支払っていただきます。

(契約者回線等番号)

第15条 契約者回線等番号は、当社が別に定めるところにより1の契約者回線等ごとに当社が定めます。

2 当社は、技術上又は業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、契約者回線等番号を変更することがあります。

3 前項の規定により、契約者回線等番号を変更する場合には、あらかじめそのことをI P通信網契約者又はローミング契約者に通知します。

(注1) 当社は、本条の規定によるほか、第50条(修理又は復旧の順位)の規定による場合は、契約者回線等番号を変更することがあります。

(注2) I P通信網契約者は、契約者回線等番号及び当社が別に定める認証方式により、契約内容の変更、情報量の確認その他の請求等を行うことができます。この場合において、当社は、その請求等はI P通信網契約者が行ったものとみなし、そのことに伴い発生する損害については、責任を負いません。

(品目等の変更)

第16条 I P通信網契約者は、当社が別に定めるところによりI P通信網サービスの品目又は細目の変更の請求をすることができます。

2 当社は、前項の請求があったときは、第13条(契約申込の承諾)の規定(同条第3項の規定を除きます。)に準じて取り扱います。

(契約者回線の移転)

第17条 I P通信網契約者は、契約者回線型サービスについて、契約者回線の移転を請求することができます。

2 当社は、前項の請求があったときは、第13条(契約申込の承諾)の規定(同条第3項の規定を除きます。)に準じて取り扱います。

3 当社は、メニュー5(光コラボレーションモデルに関する契約に基づき提供されるものを除きます。)に係るI P通信網契約者から第1項の請求があったときは、現に契約しているI P通信網契約について解除の通知及びI P通信網契約者が指定する場所において新たに同一内容のI P通信網契約の申込みがあったものとして取り扱うこととします。(この取扱いについては、以下単に「移転」といいます。)

4 前項の場合において、料金表別表3に規定する長期継続利用申出に係る利用料金の割引又は当社が別に定める割引を適用しているときは、その期間の満了日については、現に契約しているI P通信網契約に準じて取り扱います。

(回線収容部の変更)

第17条の2 回線収容部を用いて提供する契約者回線型サービスに係るI P通信網契約者は、接続契約者回線に係る終端(回線収容部に収容されるものに限ります。)の場所について変更の申込みを行うときは、その内容について契約事務を行うI P通信網サービス取扱所に届け出ていただきます。

2 前項の届出により、その接続契約者回線について他のI P通信網サービス取扱所の回線収容部への収容の変更を行う必要が生じたときは、当社は、その変更を行います。

ただし、第13条(契約申込の承諾)第4項各号のいずれかに該当する場合は、その変更を行わないことがあります。

(契約者回線の異経路)

第18条 当社は、契約者回線型サービスについて、当社の業務の遂行上支障がない場合において、I P通信網契約者(臨時I P通信網契約者を除きます。)の請求に基づき、

その契約者回線を通常の経路以外の当社が指定する経路(以下「異経路」といいます。)により設置します。この場合において、当社は、その契約者回線を第11条(収容IP通信網サービス取扱所)第1項に規定するIP通信網サービス取扱所以外の当社が指定するIP通信網サービス取扱所の取扱所交換設備に収容することがあります。

(その他の契約内容の変更)

第19条 IP通信網契約者は、第12条(契約申込の方法等)第1項第5号に規定する契約内容の変更の請求をすることができます。

2 当社は、前項の請求があったときは、第13条(契約申込の承諾)の規定(同条第3項の規定を除きます。)に準じて取り扱います。

(IP通信網サービスの利用の一時中断)

第20条 当社は、IP通信網契約者(メニュー2-3、メニュー5-4、メニュー6-8又はメニュー8(当社が別に定めるものに限ります。))に係るIP通信網契約者を除きます。)から請求があったときは、当社が別に定めるところによりIP通信網サービスの利用の一時中断(IP通信網サービスに係る電気通信設備を他に転用することなく、一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。)を行います。

2 当社は、メニュー5-4又はメニュー8(当社が別に定めるものに限ります。))に係る利用回線に利用の一時中断があったときは、メニュー5-4又はメニュー8に係るIP通信網サービスの利用の一時中断の請求があったものとみなして取り扱います。

第21条 削除

(IP通信網サービス利用権の譲渡)

第22条 IP通信網サービス利用権の譲渡は、当社の承認を受けなければ、その効力を生じません。

2 IP通信網サービス利用権の譲渡の承認を受けようとするときは、当事者が連署した当社所定の書面により所属IP通信網サービス取扱所に請求していただきます。

ただし、譲渡があったことを証明できる書類の添付をもって連署に代えることができます。

(注)本条第2項にかかわらず、メニュー5-4又はメニュー8(当社が別に定めるものに限ります。))に係るものについては、当社が別に定めるところによります。

3 当社は、前項の規定によりIP通信網サービス利用権の譲渡の承認を求められたときは、次の場合を除いて、これを承認します。

(1) IP通信網サービス利用権を譲り受けようとする者がIP通信網サービスの料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り又は怠るおそれがあるとき。

(2) 利用回線型サービスについて、当社が別に定める場合に該当するとき。

(3) メニュー6-7に係るIP通信網サービスについて、当社が別に定める場合に該当するとき。

(4) メニュー8に係るIP通信網サービスについて、当社が別に定める場合に該当するとき。

4 IP通信網サービス利用権の譲渡があったときは、譲受人は、IP通信網契約者の有していたIP通信網サービスに係る一切の権利及び義務(第46条(協定事業者に係る債権の譲受等)の規定により当社が譲り受けた債権に係る債務及び第47条の2(債権の譲渡)の規定により同条に規定する請求事業者に譲渡された債権に係る債務を支払う義務を含みます。以下この条において同じとします。)を承継します。

5 特定事業者が提供する特定電気通信サービスに係る権利の譲渡があったときは、そのローミング契約に基づいてIP通信網サービスの提供を受ける権利の譲受人は、ローミング契約者の有していたIP通信網サービスに係る一切の権利及び義務を承継します。

(注1)本条第3項第2号に規定する当社が別に定める場合は、次のいずれかに該当するときとします。

(1) IP通信網サービス利用権の譲渡が、その利用回線(光コラボレーションモデル

に関する契約に基づき提供されるものを除きます。)に係る加入電話等に関する権利の譲渡に伴うものでないとき。

- (2) IP通信網サービス利用権を譲り受けようとする者がそのIP通信網契約に係る加入電話等に関する権利を譲り受けようとする者(その利用回線が光コラボレーションモデルに関する契約に基づき提供されるものである場合は、その加入電話等契約者が指定する者としてします。)と同一の者でないとき。

(注2) 本条第3項第3号に規定する当社が別に定める場合は、次のいずれかに該当するときとします。

- (1) メニュー6-7-2に係るIP通信網サービス利用権を譲り受けようとする者がそのIP通信網契約に係る接続契約者回線の契約を締結している者と同一の者でないとき。
- (2) メニュー6-7-2に係るIP通信網サービス利用権を譲り受けようとする者が、メニュー6-7-1に係るIP通信網契約を締結している者と同一の者でないとき。

(注3) 本条第3項第4号に規定する当社が別に定める場合は、次のいずれかに該当するときとします。

- (1) 回線収容部を用いて提供する契約者回線型サービスに係るIP通信網サービス利用権を譲り受けようとする者がそのIP通信網契約に係る接続契約者回線の契約を締結している者と同一の者でないとき。
- (2) 契約者回線型サービスに係るIP通信網サービス利用権を譲り受けようとする者が他のメニュー8に係るIP通信網契約を締結している者(その契約者回線型サービスに係るVPNグループに属するクラス1に係る者に限ります。)と同一の者でないとき。

(IP通信網サービスの転用)

第22条の2 IP通信網契約者(メニュー5(メニュー5-1又はメニュー5-2のものの場合、光コラボレーションモデルに関する契約に基づき提供されるものを除きます。メニュー5-4のものの場合、当社が別に定めるものに限ります。)に係るものに限ります。)は、IP通信網サービスの転用(IP通信網契約者が現に利用しているIP通信網サービスから光コラボレーションモデルに関する契約を締結している電気通信事業者がメニュー5を用いて提供する電気通信サービスに移行することをいいます。以下同じとします。)を請求(第22条の3に規定するIP通信網サービスの事業者変更の請求があった場合を除きます。)することができます。

2 当社は、前項の規定によりそのIP通信網サービスの転用の請求があったときは、次の場合を除いて、これを承諾します。

- (1) 第13条(契約申込の承諾)第4項各号のいずれかに該当するとき。
- (2) 光コラボレーションモデルに関する契約を締結している転用先の電気通信事業者が承諾しないとき。
- (3) そのIP通信網サービスがメニュー5における提供の形態による細目が - 1型のプラン4のもの若しくはプラン5のもの又は - 2型のものである場合は、転用先の電気通信事業者が、当社にメニュー5-1における提供の形態による細目が - 1型のプラン3-1のもの又はメニュー5-2における提供の形態による細目が - 1型のものに係るIP通信網サービスへの品目等の変更の請求を行わないとき。

3 当社は、IP通信網サービスの転用があったときは、次の各号に規定する取扱いを除き、IP通信網契約者から当社と締結している転用前のIP通信網契約について解除の通知があったものとして取り扱うこととします。

- (1) 転用前の契約者回線の設置又は移転に係る工事に関する費用について、料金表第2表(9)に規定する分割支払いが完了していない場合は、その分割支払金の残余の期間の債務を転用先の電気通信事業者を引き継ぐものとし、転用後の取扱いについては、当該電気通信事業者が提供する電気通信サービスの契約約款等の定めるところによるものとします。

(2) IP通信網サービス(メニュー5-1又はメニュー5-2に係るものに限ります。)の転用の実施の際現に、転用前のIP通信網契約者が付加機能若しくは端末設備(当社が別に定めるものを除きます。)を利用している場合又はその契約者回線の保守の態様による細目がタイプ2に係るものである場合は、そのIP通信網契約者から特段の申し出がない限り、メニュー5-4に係るIP通信網契約に移行するものとし、引き続き当社が当該付加機能若しくは端末設備又はメニュー5-4における保守の態様による細目がタイプ2のものに係るIP通信網サービスを提供することとします。

(3) 当社は、メニュー5-4の保守の態様による細目がタイプ2のものに係るIP通信網サービスの転用があったときは、引き続き当社が前号に規定する付加機能又は端末設備に係るIP通信網サービスを提供する場合に限り、当社と締結しているIP通信網契約について、メニュー5-4の保守の態様による細目がタイプ1のものに移行するものとし、

(IP通信網サービスの事業者変更)

第22条の3 IP通信網契約者(メニュー5(メニュー5-1又はメニュー5-2のものの場合、光コラボレーションモデルに関する契約に基づき提供されるものに限ります。メニュー5-4のものについては、当社が別に定めるものに限ります。)に係るものに限ります。)は、IP通信網サービスの事業者変更(メニュー5-1又はメニュー5-2に係るIP通信網契約者(光コラボレーションモデルに関する契約に基づき提供されるものに限ります。)が指定する者又はメニュー5-4(当社が別に定めるものに限ります。)に係るIP通信網契約者が、現に利用している光コラボレーションモデルに関する契約を締結している電気通信事業者がメニュー5を用いて提供する電気通信サービス又はメニュー5-4に係るIP通信網サービスから、光コラボレーションモデルに関する契約を締結している別の電気通信事業者がメニュー5を用いて提供する電気通信サービス又はメニュー5(光コラボレーションモデルに関する契約に基づき提供されるものを除きます。)に係るIP通信網サービス(メニュー5-4に係るものについては当社が別に定める場合に限ります。)に移行することをいいます。以下同じとします。)を請求することができます。

2 当社は、前項の規定によりIP通信網サービスの事業者変更の請求があったときは、次の場合を除いて、これを承諾します。

- (1) 第13条(契約申込の承諾)第4項各号のいずれかに該当するとき。
- (2) 光コラボレーションモデルに関する契約を締結している事業者変更先の電気通信事業者が承諾しないとき。
- (3) 事業者変更前のメニュー5-1又はメニュー5-2に係る品目及び細目と、事業者変更後のメニュー5-1又はメニュー5-2(光コラボレーションモデルに関する契約に基づき提供されるものを除きます。)に係る品目及び細目(保守の態様による細目は除きます。)が同一とならないとき。
- (4) 事業者変更の申込み(光コラボレーションモデルに関する契約を締結している電気通信事業者がメニュー5を用いて提供する電気通信サービスに移行する場合を除きます。)と同時に、新たに無線LAN対応型ルータ機能付回線接続装置(型の基本装置に限ります。)の利用の請求があるとき。
- (5) 事業者変更前のメニュー5-1又はメニュー5-2に係る契約者回線の終端の場所と、事業者変更後のメニュー5-1又はメニュー5-2に係る契約者回線の終端の場所が同一とならないとき(当社が別に定める場合を除きます。)

3 当社は、IP通信網サービスの事業者変更があったときは、次の各号に規定する取扱いを除き、IP通信網契約者から当社と締結している事業者変更前のIP通信網契約について解除の通知があったものとして取り扱うこととします。

- (1) IP通信網サービスの事業者変更の実施の際現に、事業者変更前のメニュー5-4に係るIP通信網契約者が付加機能若しくは端末設備(当社が別に定めるものを

除きます。)を利用している場合又はその契約者回線の保守の態様による細目がタイプ2のものである場合は、そのIP通信網契約者から特段の申し出がない限り、引き続き当社が当該付加機能若しくは端末設備又は保守の態様による細目がタイプ2のものに係るIP通信網サービスを提供することとします。

- (2) 当社は、メニュー5-4の保守の態様による細目がタイプ2のものに係るIP通信網サービスの事業者変更があったときは、引き続き当社が前号に規定する付加機能又は端末設備に係るIP通信網サービスを提供する場合に限り、当社と締結しているIP通信網契約について、メニュー5-4の保守の態様による細目がタイプ1のものに移行し、提供することとします。

(IP通信網契約者が行うIP通信網契約の解除)

第23条 IP通信網契約者は、IP通信網契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめ所属IP通信網サービス取扱所に書面により通知していただきます。

(IP通信網契約者が行う初期契約解除)

第23条の2 IP通信網契約者(メニュー5(メニュー5-4に係るものを除きます。))に係る者に限ります。)は、事業法第26条の3第1項に規定する書面によるIP通信網契約の解除(以下「初期契約解除」といいます。)を行うことができます。

(当社が行うIP通信網契約の解除)

第24条 当社は、次の場合には、そのIP通信網契約を解除することがあります。

- (1) 第34条(利用停止)の規定によりIP通信網サービスの利用を停止されたIP通信網契約者又はローミング契約者が、なおその事実を解消しないとき。
 - (2) 当社が別に定める契約者回線等について、他の電気通信回線設備に空きがない場合等の理由により回線収容替え(契約者回線等に係る伝送路設備を当社が指定する他の伝送路設備に変更することをいいます。以下同じとします。)を行うことができないとき。
- 2 当社は、IP通信網契約者又はローミング契約者が第34条第1項各号の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、前項の規定にかかわらず、IP通信網サービスの利用停止をしないでそれぞれそのIP通信網契約又はローミング契約を解除することがあります。
- 3 当社は、第1項又は第2項に規定する場合のほか、次の場合は、そのIP通信網契約を解除します。
- (1) 利用回線型サービスについて、当社が別に定める場合に該当するとき。
 - (2) メニュー6-7に係るIP通信網サービスについて、当社が別に定める場合に該当するとき。
 - (3) メニュー8に係るIP通信網サービスについて、当社が別に定める場合に該当するとき。
 - (4) DSL方式を用いて提供するIP通信網サービスにあつては、当社がその契約者回線等に係る電気通信設備を撤去するとき。この場合において、電気通信設備の撤去に関する情報については、当社が別に定める方法によりあらかじめ閲覧に供します。
 - (5) 当社が事業者変更後のIP通信網契約の申込みを承諾した場合であつて、事業者変更の実施前までにそのIP通信網契約に係る事業者変更元のIP通信網契約者から事業者変更の請求の取消しがあったとき。
- 4 当社は、前3項の規定により、そのIP通信網契約を解除しようとするときは、あらかじめIP通信網契約者にそのことを通知します。ただし、メニュー5-4又はメニュー8(当社が別に定めるものに限ります。)に係るIP通信網契約については、この限りではありません。
- 5 当社は、特定事業者が提供する特定電気通信サービスに係る契約の解除があった事実を知ったときは、そのローミング契約を解除します。
- (注1) 本条第3項第1号に規定する当社が別に定める場合は、次のいずれかに該当す

るときとします。

- (1) 利用回線について、加入電話等契約の解除（メニュー 8（当社が別に定めるものに限ります。）に係る I P 通信網契約については、利用回線に係る I P 通信網サービスの移転、転用及び事業者変更に伴うものを除きます。）があったとき。
 - (2) 利用回線について、加入電話等に関する権利の譲渡があった場合であって、I P 通信網サービス利用権の譲渡の承認の請求がないとき。
 - (3) 利用回線について、利用休止があったとき。
 - (4) 利用回線が、移転等により I P 通信網サービスの提供区域外となったとき。
- （注 2）本条第 3 項第 2 号に規定する当社が別に定める場合は、次のいずれかに該当するるときとします。

- (1) メニュー 6 - 7 - 2 に係る I P 通信網サービスについて、移転等によりその回線収容部に接続契約者回線を収容しないこととなったとき。
 - (2) メニュー 6 - 7 - 2 に係る I P 通信網サービスについて、その I P 通信網契約者がその I P 通信網契約に係る接続契約者回線の契約を締結している者との者でないとき。
 - (3) メニュー 6 - 7 - 2 に係る I P 通信網サービスについて、その I P 通信網契約者が当社と締結しているメニュー 6 - 7 - 1 に係る I P 通信網契約の解除があったとき。
 - (4) メニュー 6 - 7 - 2 に係る I P 通信網サービスについて、その I P 通信網契約者がメニュー 6 - 7 - 1 に係る I P 通信網契約者との者でないとき。
- （注 3）本条第 3 項第 3 号に規定する当社が別に定める場合は、次のいずれかに該当するるときとします。

- (1) 回線収容部を用いて提供する契約者回線型サービスについて、移転等によりその回線収容部に接続契約者回線を収容しないこととなったとき。
 - (2) 回線収容部を用いて提供する契約者回線型サービスについて、その I P 通信網契約者がその I P 通信網契約に係る接続契約者回線の契約を締結している者との者でないとき。
 - (3) 契約者回線型サービスについて、その I P 通信網契約者が当社と締結している他のメニュー 8 に係る I P 通信網契約（その契約者回線型サービスに係る V P N グループに属するクラス 1 のものに限ります。）の解除があったとき。
 - (4) 契約者回線型サービスについて、その I P 通信網契約者がメニュー 8 に係る I P 通信網契約者（その契約者回線型サービスに係る V P N グループに属するクラス 1 に係る者に限ります。）との者でないとき。
 - (5) クラス 2 に係る利用回線型サービスについて、その利用回線型サービスに係る V P N グループの廃止があったとき。
- （その他の提供条件）

第 25 条 I P 通信網契約に関するその他の提供条件については、別記 2 及び 3 に定めるところによります。

第 5 章 付加機能

（付加機能の提供）

第 26 条 当社は、I P 通信網契約者から請求があったときは、料金表第 1 表（料金）に定めるところにより付加機能を提供します。

ただし、その付加機能の提供が技術的に困難なとき又は保守することが著しく困難である等当社の業務の遂行上支障があるときは、その付加機能を提供できないことがあります。

（注）当社は、その I P 通信網契約が 30 日以内の利用期間を指定して締結されるものであるときは、臨時付加機能（I P 通信網契約者が 30 日以内の利用期間を指定して提供を受ける付加機能をいいます。）に限り提供します。

(付加機能の利用の一時中断)

第27条 当社は、IP通信網契約者(メニュー5-4に係るIP通信網契約者を除きます。)から請求があったときは、その付加機能の利用の一時中断(その付加機能に係る設備を他に転用することなく一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。)を行います。

2 当社は、メニュー5-4に係る利用回線に利用の一時中断があったときは、メニュー5-4に係る付加機能の利用の一時中断の請求があったものとみなして取り扱います。

(利用の都度意思表示を行うことにより利用する付加機能)

第28条 IP通信網契約者は、前2条に規定するほか、利用の都度その利用の意思表示を行うことにより、料金表第1表(料金)に規定する付加機能を利用することができます。

第6章 端末設備の提供等

(端末設備の提供)

第29条 当社は、IP通信網契約者から請求があったときは、料金表第1表(料金)に定めるところにより端末設備を提供します。

(注)当社は、そのIP通信網契約が30日以内の利用期間を指定して締結されるものであるときは、臨時端末設備(IP通信網契約者が30日以内の利用期間を指定して提供を受ける端末設備をいいます。)に限り提供します。

(端末設備の移転)

第30条 当社は、IP通信網契約者(メニュー5-4に係るIP通信網契約者を除きます。)から請求があったときは、当社が提供する端末設備の移転を行います。

2 当社は、メニュー5-4に係る利用回線に移転があったときは、メニュー5-4に係る端末設備の移転の請求があったものとみなして取り扱います。

(端末設備の利用の一時中断)

第31条 当社は、IP通信網契約者(メニュー5-4に係るIP通信網契約者を除きます。)から請求があったときは、当社が提供する端末設備の利用の一時中断(その端末設備を他に転用することなく一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。)を行います。

2 当社は、メニュー5-4に係る利用回線に利用の一時中断があったときは、メニュー5-4に係る端末設備の利用の一時中断の請求があったものとみなして取り扱います。

第7章 回線相互接続

(回線相互接続)

第32条 IP通信網契約者又はローミング契約者は、その契約者回線等の終端(相互接続点又は回線収容部におけるものを除きます。以下同じとします。)において、又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、契約者回線等と当社又は当社以外の電気通信回線設備を設置する電気通信事業者が提供する電気通信サービスに係る電気通信回線との接続の請求をすることができます。この場合、その接続に係る電気通信回線の名称、その接続を行う場所、その接続を行うために使用する電気通信設備の名称その他その接続の請求の内容を特定するための事項について記載した当社所定の書面を所属IP通信網サービス取扱所に提出していただきます。

2 当社は、前項の請求があった場合において、その接続に係る電気通信回線の利用に関する当社又は当社以外の電気通信回線設備を設置する電気通信事業者の契約約款等によりその接続が制限されるときを除き、その請求を承諾します。この場合において、当社は、相互に接続した電気通信回線により行う通信について、その品質を保証しません。

- 3 I P通信網契約者又はローミング契約者は、その接続について、第1項の規定により所属I P通信網サービス取扱所に提出した書面に記載した事項について変更しようとするときは、当社所定の書面によりその変更の請求をしていただきます。この場合、当社は、前項の規定に準じて取り扱います。
- 4 I P通信網契約者又はローミング契約者は、その接続を廃止しようとするときは、そのことをあらかじめ書面により所属I P通信網サービス取扱所に通知していただきます。

第8章 利用中止等

(利用中止)

第33条 当社は、次の場合には、I P通信網サービスの利用を中止することがあります。

- (1) 当社の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないとき(相互接続協定に基づき協定事業者から請求があったものを含みます。)
 - (2) 第36条(通信利用の制限等)の規定により、I P通信網サービスの利用を中止するとき。
 - (3) 利用回線型サービスについて、利用回線に係る電話サービス、総合デジタル通信サービス又はI P通信網サービスの利用中止を行ったとき。
 - (4) 当社が別に定める契約者回線等について回線収容替え工事を行うとき。
- 2 当社は、前項の規定によりI P通信網サービスの利用を中止するときは、あらかじめそのことをI P通信網契約者又はローミング契約者に当社が別に定める方法によりお知らせします。

ただし、緊急やむを得ない場合又は相互接続協定に基づく協定事業者からの請求によるものである場合は、この限りではありません。

(注) 本条第2項に規定する当社が別に定める方法は、次のとおりとします。

ただし、利用回線が光コラボレーションモデルに関する契約に基づき提供される場合は、この限りではありません。

- (1) 本条第1項第1号及び第2号に該当するときは、当社は、当社から電子メールによる通知を行うことを条件としてあらかじめI P通信網契約者からメールアドレスの通知をいただいている場合は電子メール等による通知、それ以外の場合は当社が指定するホームページによる周知を行います。
- (2) 本条第1項第3号及び第4号に該当するときは、当社は、当社から電子メールによる通知を行うことを条件としてあらかじめI P通信網契約者からメールアドレスの通知をいただいている場合は電子メール等による通知、それ以外の場合は電話又は書面等による通知を行います。

(利用停止)

第34条 当社は、I P通信網契約者又はローミング契約者が次のいずれかに該当するときは、6か月以内で当社が定める期間(そのI P通信網サービスの料金その他の債務(この約款の規定により、支払いを要することとなったI P通信網サービスの料金、工事に関する費用又は割増金等の料金以外の債務をいいます。以下この条において同じとします。)を支払わないときは、その料金その他の債務が支払われるまでの間)そのI P通信網サービスの利用を停止することがあります。

- (1) 料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき(料金その他の債務に係る債権について、第47条の2(債権の譲渡)の規定により同条に規定する請求事業者に譲渡することとなった場合は、その請求事業者を支払わないときとします。)
- (2) I P通信網契約者又はローミング契約者が当社と契約を締結している又は締結していた他のI P通信網サービスに係る料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき(料金その他の債務に係る債権について、第47条の2(債権の譲渡)の規定により同条に規定する請求事業者に譲渡することとなった場合は、

その請求事業者を支払わないときとします。)

- (3) 第54条(利用に係るIP通信網契約者等の義務)の規定に違反したとき。
 - (4) 契約者回線等に、自営端末設備、自営電気通信設備、当社以外の電気通信事業者が設置する電気通信回線又は当社の提供する電気通信サービスに係る電気通信回線を当社の承諾を得ずに接続したとき。
 - (5) 契約者回線等に接続されている自営端末設備若しくは自営電気通信設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合に当社が行う検査を受けることを拒んだとき又はその検査の結果、端末設備等規則(昭和60年郵政省令第31号)(以下「技術基準」といいます。)及び端末設備等の接続の条件(以下「技術的条件」といいます。)に適合していると認められない自営端末設備若しくは自営電気通信設備を契約者回線等から取りはずさなかったとき。
 - (6) メニュー5-4又はメニュー8(当社が別に定めるものに限りです。)に係るIP通信網サービスについて、利用回線となるメニュー5に係るIP通信網サービスに利用停止があったとき。
 - (7) 契約者回線を通じて、不正アクセス行為の禁止等に関する法律(平成11年法律第128号)第3条に違反する行為(当該契約者回線の契約者以外の者が行った行為を含みます。以下この号において「不正アクセス行為」といいます。)を行ったことが明らかとなった場合であって、当該契約者回線を通じて不正アクセス行為が継続又は反復されることにより、他のIP通信網契約者又はローミング契約者の電気通信サービスの利用に著しい不利益をもたらすおそれがあるとき(そのことを防止する有効な手段が他に認められない場合に限りです。)
 - (8) 前7号のほか、この約款の規定に反する行為であってIP通信網サービスに関する当社の業務の遂行又は当社の電気通信設備等に著しい支障を及ぼし又は及ぼすおそれがある行為をしたとき。
- 2 当社は、前項の規定によりIP通信網サービスの利用停止をするときは、あらかじめその理由、利用停止をする日及び期間をIP通信網契約者又はローミング契約者に通知します。ただし、メニュー5-4又はメニュー8(当社が別に定めるものに限りです。)に係るIP通信網サービスについては、この限りではありません。

第9章 通信

(発信者番号通知)

第35条 契約者回線等からの通信については、当社が別に定めるところにより発信者番号通知(契約者回線等に係る契約者回線等番号を通信の相手先の契約者回線等又は相互接続点へ通知することをいいます。以下同じとします。)を行います。

ただし、IP通信網契約者がその取扱いを拒むときは、この限りではありません。

- 2 前項の場合において、当社は、契約者回線等番号を通信の相手先の契約者回線等又は相互接続点へ通知する又は通知しないことに伴い発生する損害については、この約款中の責任の制限の規定に該当する場合に限り、その規定により責任を負います。

(注1) IP通信網契約者は、本条第1項の規定等により通知を受けた契約者回線等番号等の利用に当たっては、総務省の定める「発信者情報通知サービスの利用における発信者個人情報の保護に関するガイドライン」を尊重してください。

(注2) 料金表に規定するメニュー1のものについては、その利用回線の契約者回線番号と同一の番号を契約者回線等番号として利用した発信者番号通知を行います。

(注3) 料金表に規定するメニュー5のもの(帯域確保機能を利用した通信に限りです。)については、その契約者回線を利用回線とする音声利用IP通信網サービスに係る契約者回線番号と同一の番号を契約者回線等番号として利用した発信者番号通知を行います。

(通信利用の制限等)

第36条 当社は、IP通信網サービスの全部を提供することができなくなったときは、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、次に掲げる機関に設置されている契約者回線等(当社がそれらの機関との協議により定めたものに限ります。)以外のものによる通信の利用を中止する措置をとることがあります。

機 関 名
気象機関
水防機関
消防機関
災害救助機関
警察機関(海上保安機関を含みます。以下同じとします。)
防衛機関
輸送の確保に直接関係がある機関
通信の確保に直接関係がある機関
電力の供給の確保に直接関係がある機関
ガスの供給の確保に直接関係がある機関
水道の供給の確保に直接関係がある機関
選挙管理機関
別記21の基準に該当する新聞社、放送事業者及び通信社の機関
預貯金業務を行う金融機関
国又は地方公共団体の機関

- 2 通信が著しくふくそうしたときは、通信が相手先に着信しないことがあります。
- 3 利用回線型サービスに係るIP通信網契約者は、その利用回線に係る電話サービス契約約款、総合デジタル通信サービス契約約款又はこの約款に定めるところにより、利用回線を使用することができない場合においては、そのIP通信網サービスを利用することができないことがあります。
- 4 ローミング契約者は、特定事業者の契約約款等に基づきその特定電気通信サービスを利用することができない場合又は特定事業者との間の協定の定めるところによる場合は、そのIP通信網サービスを利用することができないことがあります。

(情報量の測定等)

第36条の2 情報量の測定等については、料金表第1表(料金)に定めるところによります。

第10章 料金等

第1節 料金及び工事に関する費用

(料金及び工事に関する費用)

第37条 当社が提供するIP通信網サービスの料金は、利用料金及び手続きに関する料金とし、料金表第1表(料金)に定めるところによります。

- 2 当社が提供するIP通信網サービスの工事に関する費用は、工事費、線路設置費及び設備費とし、料金表第2表(工事に関する費用)に定めるところによります。

(注) 本条第1項に規定する利用料金は、当社が提供するIP通信網サービスの態様に応じて、利用料、回線利用料、付加機能利用料、屋内配線利用料、機器利用料及び請求書等の発行に関する料金を合算したものとします。

第2節 料金等の支払義務等

(利用料金の支払義務)

第38条 I P通信網契約者は、その契約に基づいて、当社がI P通信網サービスの提供を開始した日(付加機能又は端末設備についてはその提供を開始した日)から起算して、I P通信網契約の解除があった日(付加機能又は端末設備についてはその廃止があった日)の前日までの期間(提供を開始した日と解除又は廃止のあった日が同一の日である場合は、1日間とします。)について、料金表第1表(料金)に規定する利用料金(第4項から第7項に規定するものを除きます。以下、第3項まで同じとします。)の支払いを要します。

ただし、付加機能を利用して行った通信に関する利用料金について、料金表第1表(料金)に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

2 前項の期間において、利用の一時中断等によりI P通信網サービスを利用することができない状態が生じたときの利用料金の支払いは、次によります。

- (1) 利用の一時中断をしたときは、I P通信網契約者は、その期間中の利用料金の支払いを要します。
- (2) 利用停止があったときは、I P通信網契約者は、その期間中の利用料金の支払いを要します。
- (3) I P通信網契約者は、次の事由等により、相互に接続する協定事業者の電気通信設備を利用することができなくなった場合であっても、そのI P通信網契約に係る利用料金の支払いを要します。
 - (ア) 相互接続協定に基づく相互接続の一時停止、相互接続協定の解除又は相互接続協定に係る電気通信事業者の電気通信事業の休止
 - (イ) 相互に接続する協定事業者の電気通信設備の利用の一時中断、利用停止又は契約の解除その他その電気通信設備を利用する契約を締結する者に帰する事由
- (4) 前3号の規定によるほか、I P通信網契約者は、次の場合を除き、I P通信網サービスを利用できなかった期間中の利用料金の支払いを要します。

区 別	支払いを要しない料金
1 I P通信網契約者の責めによらない理由により、そのI P通信網サービスを全く利用できない状態(その契約に係る電気通信設備によるすべての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この表において同じとします。)が生じた場合(2欄に該当する場合、3欄に該当する場合又はDSL方式を利用したI P通信網サービスにおいてDSL方式に起因する事象により全く利用できない状態となる場合を除きます。)にそのことを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間(24時間の倍数である部分に限ります。)について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するそのI P通信網サービスについての料金
2 当社の故意又は重大な過失によりそのI P通信網サービスを全く利用できない状態が生じたとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間について、その時間に対応するそのI P通信網サービスについての料金
3 移転又は回線収容部の変更に伴って、I P通信網サービスを利用できな	利用できなくなった日から起算し、再び利用できる状態とした日の前日まで

なくなった期間が生じたとき。(I P 通信網契約者の都合により、 I P 通信網サービスを利用しなかった場合であって、その設備を保留したときを除きます。)

の日数に対応するその I P 通信網サービスについての料金

- 3 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときはその料金を返還します。
- 4 前3項に定めるほか、当社が別に定める I P 通信網契約者は、その契約者回線と契約者回線等又は相互接続点との間において行われた通信(その I P 通信網契約者以外の者が行った通信を含みます。)について、当社が測定した情報量と料金表第 1 表(料金)の規定とに基づいて算定した利用料金の支払いを要します。
- 5 当社が別に定める I P 通信網契約者は、前項に規定する利用料金について、当社の機器の故障等により正しく算定することができなかつた場合は、料金表第 1 表に定めるところにより算定した料金額の支払いを要します。この場合において、特別の事情があるときは、 I P 通信網契約者と協議し、その事情を参酌するものとします。
- 6 前5項に定めるほか、当社が別に定める I P 通信網契約者又はローミング契約者は、その I P 通信網サービスの一部(契約者回線等とその契約者回線等の終端がある都道府県の区域以外の都道府県の区域にある相互接続点との間の通信に係る部分であって都道府県の区域をまたがる部分に限り、以下この条において同じとします。)について、相互接続協定に基づき協定事業者(当社が別に定める協定事業者に限り、以下この条において同じとします。)の契約約款等に定めるところにより、料金の支払いを要します。
- 7 前項の場合において、その I P 通信網サービスの一部の料金の設定については、協定事業者が行うものとし、その料金の請求その他の取り扱いについては、その協定事業者の契約約款等に定めるところによります。

(注) 本条第 4 項及び第 5 項に規定する当社が別に定める I P 通信網契約者は、メニュー 5 における提供の形態による細目が - 2 型のもの及びメニュー 6 - 8 に係る I P 通信網契約者としてします。

(手続きに関する料金の支払義務)

第39条 I P 通信網契約者は、 I P 通信網サービスに係る契約の申込み又は手続きを要する請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第 1 表第 2 類(手続きに関する料金)に規定する手続きに関する料金の支払いを要します。

ただし、その I P 通信網サービスに係る工事の着手又は事業者変更の実施前にその契約の解除があった場合は、この限りではありません。この場合、既にその料金が支払われているときは、当社は、その料金を返還します。

第40条 削除

(工事費の支払義務)

第41条 I P 通信網契約者は、契約申込又は工事を要する請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第 2 表第 2 (工事費)に規定する工事費の支払いを要します。

ただし、工事の着手前にその契約の解除又はその工事の請求の取消し(以下この条において「解除等」といいます。)があった場合は、この限りではありません。この場合、既にその工事費が支払われているときは、当社は、その工事費を返還します。

- 2 工事の着手後完了前に解除等があった場合は、前項の規定にかかわらず、 I P 通信網契約者は、その工事に関して解除等があったときまでに着手した工事の部分について、その工事に要した費用を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、その費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

(線路設置費の支払義務)

第42条 I P 通信網契約者は、次の場合には、料金表第 2 表第 3 (線路設置費)に規定する線路設置費の支払いを要します。

ただし、契約者回線の設置等の工事の着手前にその契約の解除又はその工事の請求の取消し（以下この条において「解除等」といいます。）があった場合は、この限りではありません。この場合、既にその線路設置費が支払われているときは、当社は、その線路設置費を返還します。

(1) (2)以外の場合

ア 契約者回線の終端がIP通信網サービス区域外（契約者回線がその収容IP通信網サービス取扱所以外の電話サービス取扱所を経由する場合には、その契約者回線が最後に経由する電話サービス取扱所が所在する電話加入区域外とします。

以下この条において同じとします。）となる契約申込をし、その承諾を受けたとき。

イ 契約者回線の終端がIP通信網サービス区域外となる契約者回線について、IP通信網サービスの品目の変更の請求をし、その承諾を受けたとき。

ウ 移転後の契約者回線の終端がIP通信網サービス区域外となる契約者回線の移転（移転後の契約者回線の終端が移転前の契約者回線の終端と同一の構内（これに準ずる区域内を含みます。）端末設備の設置範囲内となるものを除きます。）の請求をし、その承諾を受けたとき。

(2) 契約者回線が異経路となる場合

契約者回線を異経路とすることの請求をし、その承諾を受けたとき。

2 工事の着手後完了前に解除等があった場合は、前項の規定にかかわらず、IP通信網契約者は、その工事に関して解除等があったときまでに着手した工事（契約者回線が異経路となる場合以外の場合にあっては、IP通信網サービス区域外における契約者回線の新設の工事に限ります。）の部分について、その工事に要した費用を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、その費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

（設備費の支払義務）

第42条の2 IP通信網契約者は、特別な電気通信設備の新設を要する契約申込又は請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第2表第4（設備費）に規定する設備費の支払いを要します。

ただし、特別な電気通信設備の設置の工事の着手前にその契約の解除又はその工事の請求の取消し（以下この条において「解除等」といいます。）があった場合は、この限りではありません。この場合、既にその設備費が支払われているときは、当社は、その設備費を返還します。

2 工事の着手後完了前に解除等があった場合は、前項の規定にかかわらず、IP通信網契約者は、その工事に関して解除等があったときまでに着手した工事の部分について、その工事に要した費用を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、その費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

（初期契約解除に係る取扱い）

第42条の3 IP通信網契約者（メニュー5（メニュー5-4に係るものを除きます。）に係る者に限ります。）が第23条の2に規定する初期契約解除を行った場合において、その初期契約解除を行った者は、初期契約解除までの期間において提供を受けた電気通信役務に対してIP通信網契約者が支払うべき金額その他の当該契約に関してIP通信網契約者が支払うべき金額を負担していただきます。

この場合において、初期契約解除までの期間において提供を受けた電気通信役務に対してIP通信網契約者が支払うべき金額その他の当該契約に関してIP通信網契約者が支払うべき金額は、それぞれ事業法第26条の3第3項ただし書に係る総務省令に定める金額を限度とし、IP通信網サービスの料金その他の債務と同額とします。

第3節 料金の計算等

（料金の計算等）

第43条 料金の計算方法並びに料金及び工事に関する費用の支払方法は、料金表通則に定めるところによります。

(注)当社が請求した料金等の額が支払いを要する料金等の額よりも過小であった場合の取扱いについては、別記9の2に定めるところによります。

第4節 割増金及び延滞利息

(割増金)

第44条 IP通信網契約者は、料金又は工事に関する費用の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額(消費税相当額を加算しない額とします。)の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額(料金表の規定により消費税相当額を加算しないこととされている料金にあっては、その免れた額の2倍に相当する額)を割増金として支払っていただきます。

(延滞利息)

第45条 IP通信網契約者は、料金その他の債務(延滞利息を除きます。)について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から起算して支払いの日の前日までの期間について法定利率の割合(IP通信網契約者が法人の場合(法人に相当するものと当社が認めるものを含みます。))であって当社が別に定める場合は年14.5%の割合とします。)で計算して得た額を延滞利息として支払っていただきます。ただし、支払期日の翌日から起算して15日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。

(注1)第47条の2(債権の譲渡)の規定に規定する当社が別に定める場合に該当する場合については、本条に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とします。

(注2)当社は、延滞利息の他に請求する料金その他の債務がない場合は、延滞利息を請求しない場合があります。

第5節 協定事業者に係る債権の譲受等

(協定事業者に係る債権の譲受等)

第46条 協定事業者(当社が別に定める者に限ります。以下この条において同じとします。)と電気通信サービスに係る契約を締結しているIP通信網契約者は、その契約約款等に定めるところにより当社に譲り渡すこととされた協定事業者の債権を譲り受け、当社が請求することを承認していただきます。この場合、当社及び協定事業者は、IP通信網契約者への個別の通知又は譲渡承認の請求を省略するものとします。

2 前項の場合において、当社は、譲り受けた債権を当社が提供するIP通信網サービスの料金とみなして取り扱います。

(協定事業者が定める料金等の滞納通知)

第47条 IP通信網契約者は、IP通信網契約者が前条の規定により当社が譲り受けた債権に係る債務を当社が定める支払期日までに支払わないとき(料金その他の債務に係る債権について、第47条の2(債権の譲渡)の規定により同条に規定する請求事業者に譲渡することとなった場合は、その請求事業者を支払わないときとします。)は、当社がその料金の支払いがない旨等を協定事業者に通知する場合があることについて、同意していただきます。

第6節 債権の譲渡

(債権の譲渡)

第47条の2 IP通信網契約者は、当社が、この約款の規定により支払いを要することとなった料金その他の債務に係る債権(第46条(協定事業者に係る債権の譲受等)の規定により当社が譲り受けた債権に係る債務を支払う義務を含みます。)を、当社が別に定める事業者(以下「請求事業者」といいます。)に対し、当社が別に定める場合を除き譲渡することを承認していただきます。この場合において、当社及び請求事業者は、IP通信網契約者への個別の通知又は譲渡承認の請求を省略するものとします。

第11章 保守

(IP通信網契約者等の維持責任)

第48条 IP通信網契約者又はローミング契約者は、自営端末設備又は自営電気通信設

備を技術基準及び技術的条件に適合するよう維持していただきます。

(I P通信網契約者等の切分責任)

第49条 I P通信網契約者又はローミング契約者は、自営端末設備又は自営電気通信設備が契約者回線等に接続されている場合であって、当社の電気通信設備を利用することができなくなったときは、その自営端末設備又は自営電気通信設備に故障のないことを確認のうえ、当社に修理の請求をしていただきます。

2 前項の確認に際して、I P通信網契約者又はローミング契約者から要請があったときは、当社は、I P通信網サービス取扱所において試験を行い、その結果をI P通信網契約者又はローミング契約者にお知らせします。

3 当社は、前項の試験により当社が設置した電気通信設備に故障がないと判定した場合において、I P通信網契約者又はローミング契約者の請求により当社の係員を派遣した結果、故障の原因が自営端末設備又は自営電気通信設備にあったときは、I P通信網契約者又はローミング契約者にその派遣に要した費用を負担していただきます。この場合の負担を要する費用の額は、派遣に要した費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

(注) 本条は、自営端末設備又は自営電気通信設備について当社と保守契約を締結しているI P通信網契約者及びローミング契約者には適用しません。

(修理又は復旧の順位)

第50条 当社は、当社の設置した電気通信設備が故障し、又は滅失した場合には、その全部を修理し、又は復旧することができないときは、第36条(通信利用の制限等)の規定により優先的に取り扱われる通信を確保するため、次の順位に従ってその電気通信設備を修理し、又は復旧します。この場合において、第1順位及び第2順位の電気通信設備は、同条の規定により当社がそれらの機関との協議により定めたものに限ります。

順位	修理又は復旧する電気通信設備
1	気象機関との契約に係るもの 水防機関との契約に係るもの 消防機関との契約に係るもの 災害救助機関との契約に係るもの 警察機関との契約に係るもの 防衛機関との契約に係るもの 輸送の確保に直接関係がある機関との契約に係るもの 通信の確保に直接関係がある機関との契約に係るもの 電力の供給の確保に直接関係がある機関との契約に係るもの
2	ガスの供給の確保に直接関係がある機関との契約に係るもの 水道の供給の確保に直接関係がある機関との契約に係るもの 選挙管理機関との契約に係るもの 別記21に定める基準に該当する新聞社、放送事業者及び通信社の機関との契約に係るもの 預貯金業務を行う金融機関との契約に係るもの 国又は地方公共団体の機関との契約に係るもの(第1順位となるものを除きます。)
3	第1順位及び第2順位に該当しないもの

(注) 当社は、当社の設置した電気通信設備を修理又は復旧するときは、故障又は滅失した契約者回線について、暫定的に収容I P通信網サービス取扱所又はその経路を変更することがあります。

第12章 損害賠償

(責任の制限)

第51条 当社は、IP通信網サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、そのIP通信網サービスが全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。）にあることを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したときに限り、そのIP通信網契約者の損害を賠償します。

ただし、協定事業者がその契約約款等に定めるところによりその損害を賠償する場合は、この限りではありません。

2 前項の場合において、当社は、IP通信網サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後のその状態が連続した時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するそのIP通信網サービスに係る次の料金の合計額を発生した損害とみなし、その額に限り賠償します。

(1) 料金表に規定する利用料金であって、(2)以外のもの

(2) 料金表第1表（料金）に規定する情報量に応じた加算料（IP通信網サービスを全く利用できない状態が連続した期間の初日の属する料金月（1の暦月の起算日（当社が契約ごとに定める毎暦月の一定の日をいいます。）から次の暦月の起算日の前日までの間をいいます。以下同じとします。）の前6料金月の1日当たりの平均加算料（情報量に応じた加算料に限ります。この場合において、前6料金月の実績を把握することが困難な場合には、当社が別に定める方法により算出した額）により算出します。）

3 当社の故意又は重大な過失によりIP通信網サービスの提供をしなかったときは、前2項の規定は適用しません。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、付加機能又は端末設備に係る損害賠償の取扱いについて料金表第1表（料金）に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

(注1) 本条第1項に規定するIP通信網サービスが全く利用できない状態には、DSL方式に起因する事象は含みません。

(注2) 本条第2項第2号に規定する当社が別に定める方法により算出した額は、原則として、IP通信網サービスを全く利用できない状態が生じた日前の実績が把握できる期間における1日当たりの平均加算料（情報量に応じた加算料に限ります。）とします。

(注3) 本条第2項の場合において、日数に対応する料金額の算定に当たっては、料金表通則の規定に準じて取り扱います。

(免責)

第52条 当社は、IP通信網サービスに係る設備その他の電気通信設備の設置、撤去、修理又は復旧の工事に当たって、IP通信網契約者又はローミング契約者に関する土地、建物その他の工作物等に損害を与えた場合に、それがやむを得ない理由によるものであるときは、その損害を賠償しません。

2 当社は、この約款等の変更により自営端末設備又は自営電気通信設備の改造又は変更（以下この条において「改造等」といいます。）を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用については、負担しません。

ただし、技術的条件の規定の変更（IP通信網サービス取扱所に設置する交換設備の変更に伴う技術的条件の規定の適用の変更を含みます。）により、現に当社が設置する電気通信回線設備に接続されている自営端末設備又は自営電気通信設備の改造等を要する場合は、当社は、その改造等に要する費用のうちその変更した規定に係る部分に限り負担します。

第13章 雑則

(承諾の限界)

第53条 当社は、I P通信網契約者又はローミング契約者から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なとき又は保守することが著しく困難である等当社の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその請求をした者に通知します。

ただし、この約款において別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

(利用に係る I P通信網契約者等の義務)

第54条 I P通信網契約者又はローミング契約者は、次のことを守っていただきます。

(1) 当社が I P通信網契約又はローミング契約に基づき設置した電気通信設備を移動し、取りはずし、変更し、分解し、若しくは損壊し、又はその設備に線条その他の導体を連絡しないこと。

ただし、天災、事変その他の非常事態に際して保護する必要があるとき、自営端末設備若しくは自営電気通信設備の接続若しくは保守のため必要があるとき又は当社が認めるときは、この限りではありません。

(2) 通信の伝送交換に妨害を与える行為を行わないこと。

(3) 当社が業務の遂行上支障がないと認めた場合を除いて、当社が I P通信網契約又はローミング契約に基づき設置した電気通信設備に他の機械、付加物品等を取り付けられないこと。

(4) 当社が I P通信網契約又はローミング契約に基づき設置した電気通信設備を善良な管理者の注意をもって保管すること。

2 I P通信網契約者又はローミング契約者は、前項の規定に違反して電気通信設備を亡失し、又はき損したときは、当社が指定する期日までにその補充、修繕その他の工事等に必要な費用を支払っていただきます。

(I P通信網契約者からの契約者回線等の設置場所の提供等)

第55条 I P通信網契約者からの契約者回線等及び端末設備の設置場所の提供等については、別記4に定めるところによります。

(I P通信網サービスの技術的事項及び技術資料の閲覧)

第56条 当社は、当社が指定する I P通信網サービス取扱所において、I P通信網サービスにおける基本的な技術的事項及び I P通信網サービスを利用するうえで参考となる技術資料を閲覧に供します。

(I P通信網契約者等の氏名の通知等)

第57条 I P通信網契約者は、協定事業者(その I P通信網契約者が I P通信網サービスを利用するうえで必要な契約を締結している者に限ります。)又は特定事業者から請求があったときは、当社がその I P通信網契約者の氏名及び住所等を、その協定事業者又は特定事業者へ通知する必要があることについて、同意していただきます。

2 I P通信網契約者又はローミング契約者は、当社が通信履歴等その I P通信網契約者又はローミング契約者に関する情報を、当社の委託により I P通信網サービスに関する業務を行う者に通知する必要があることについて、同意していただきます。

3 I P通信網契約者は、当社が第47条の2(債権の譲渡)の規定に基づき請求事業者へ債権を譲渡する場合において、当社がその I P通信網契約者の氏名、住所及び契約者回線等番号等、料金の請求に必要となる情報並びに金融機関の口座番号、クレジットカードのカード会員番号及び第34条(利用停止)の規定に基づきその I P通信網サービスの利用を停止している場合はその内容等、料金の回収に必要となる情報を請求事業者へ通知する必要があることについて、同意していただきます。

4 I P通信網契約者は、当社が第47条の2(債権の譲渡)の規定に基づき請求事業者へ債権を譲渡する場合において、請求事業者がその I P通信網サービスに係る債権に関して料金が支払われた等の情報を当社へ通知する必要があることについて、同意していただきます。

5 メニュー5-4に係るIP通信網契約者は、そのIP通信網サービスの事業者変更の請求があったときは、当社がそのIP通信網契約者に対して付加機能若しくは端末設備又はメニュー5-4における保守の態様による細目がタイプ2のものに係るIP通信網サービスを提供していることを事業者変更元及び事業者変更先の電気通信事業者へ通知する場合があることについて、同意していただきます。

(協定事業者等からの通知)

第58条 IP通信網契約者又はローミング契約者は、当社が、料金若しくは工事に関する費用の適用又はIP通信網サービスの提供に当たり必要があるときは、協定事業者又は特定事業者からその料金若しくは工事に関する費用を適用する又はそのIP通信網サービスを提供するために必要なIP通信網契約者又はローミング契約者の情報の通知を受けることについて、承諾していただきます。

(協定事業者の電気通信サービスに関する料金等の回収代行)

第59条 当社は、IP通信網契約者から申出があったときは、次の場合に限り、協定事業者(当社が別に定める協定事業者に限ります。以下この条において同じとします。)の契約約款等の規定により協定事業者がそのIP通信網契約者に請求することとした電気通信サービスの料金又は工事に関する費用について、その協定事業者の代理人として、当社の請求書により請求し、回収する取扱いを行うことがあります。

- (1) その申出をしたIP通信網契約者が当社が請求する料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠っていないとき、又は怠るおそれがないとき。
- (2) そのIP通信網契約者の申出について協定事業者が承諾するとき。
- (3) その他当社の業務の遂行上支障がないとき。

2 前項の規定により、当社が請求した料金又は工事に関する費用について、そのIP通信網契約者が当社が定める支払期日を経過してもなお支払わないときは、当社は、前項に規定する取扱いを廃止します。

(協定事業者によるIP通信網サービスに関する料金等の回収代行)

第60条 当社は、IP通信網契約者から申出があったときは、次の場合に限り、当社がこの約款の規定によりそのIP通信網契約者に請求することとした料金又は工事に関する費用について、当社の代理人として、協定事業者(当社が別に定める協定事業者に限ります。以下この条において同じとします。)が請求し、回収する取扱いを行うことがあります。

- (1) その申出をしたIP通信網契約者が当社が請求する料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠っていないとき、又は怠るおそれがないとき。
- (2) そのIP通信網契約者の申出について協定事業者が承諾するとき。
- (3) その他当社の業務の遂行上支障がないとき。

2 前項の規定により、協定事業者が請求した料金又は工事に関する費用について、そのIP通信網契約者が協定事業者が定める支払期日を経過してもなおその協定事業者を支払わないときは、前項に規定する取扱いを廃止します。

(法令に規定する事項)

第61条 IP通信網サービスの提供又は利用に当たり、法令に定めがある事項については、その定めるところによります。

(注) 法令に定めがある事項については、別記5から9に定めるところによります。

(閲覧)

第62条 この約款において、**当社が別に定めることとしている事項**については、当社は閲覧に供します。

第14章 附帯サービス

(附帯サービス)

第63条 IP通信網サービスに関する附帯サービスの取扱いについては、別記10から20に定めるところによります。

別記

1 I P通信網サービスの提供区域等

- (1) I P通信網サービスの提供区域は、次に掲げる都道府県の区域のうち当社が別に定める区域とします。

都 道 府 県 の 区 域
北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県及び長野県

- (2) 当社のI P通信網サービスに係る通信は、当社が別に定める区域における契約者回線等相互間又は契約者回線等と相互接続点との間において提供します。
- (3) 当社は契約者回線等を収容する取扱所交換設備が設置されるI P通信網サービス取扱所について、閲覧に供します。

2 I P通信網契約者の地位の承継

- (1) 相続又は法人の合併若しくは分割によりI P通信網契約者の地位の承継があったときは、相続人又は合併後存続する法人、合併若しくは分割により設立された法人若しくは分割により営業を承継する法人は、当社所定の書面にこれを証明する書類を添えて所属I P通信網サービス取扱所に届け出ていただきます。
- (2) (1)の場合に、地位を承継した者が2人以上あるときは、そのうちの1人を当社に対する代表者と定め、これを届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします。
- (3) 当社は、(2)の規定による代表者の届出があるまでの間、その地位を承継した者のうちの1人を代表者として取り扱います。
- (4) (1)から(3)の規定にかかわらず、利用回線型サービス(メニュー5 - 4に係るものを除きます。)に係るI P通信網契約者の地位の承継において(1)の届出がないときは、当社は、その利用回線型サービスに係る利用回線の加入電話等契約者の地位の承継の届出をもって、そのI P通信網契約者の地位の承継の届出があったものとみなします。
- (5) (1)から(3)の規定にかかわらず、メニュー6 - 7 - 2における契約者回線型サービスに係るI P通信網契約者の地位の承継において(1)の届出がないときは、当社は、メニュー6 - 7 - 1における契約者回線型サービスに係るI P通信網契約者の地位の承継の届出をもって、そのI P通信網契約者の地位の承継の届出があったものとみなします。
- (6) (1)から(3)の規定にかかわらず、メニュー8における契約者回線型サービスに係るI P通信網契約者の地位の承継において(1)の届出がないときは、当社は、その契約者回線型サービスに係るI P通信網契約者が属するVPNグループにおけるクラス1に係るI P通信網契約者の地位の承継の届出をもって、そのI P通信網契約者の地位の承継の届出があったものとみなします。

(注) (1)及び(2)の規定にかかわらずメニュー5 - 4又はメニュー8(当社が別に定めるものに限り)に係るものについては、当社が別に定めるところによります。

3 I P通信網契約者の氏名等の変更の届出

- (1) I P通信網契約者は、その氏名、名称又は住所若しくは居所に変更があったときは、そのことを速やかに所属I P通信網サービス取扱所に届け出ていただきます。
- (2) (1)の届出があったときは、当社は、その届出があった事実を証明する書類を提示していただくことがあります。

(注) (1)及び(2)の規定にかかわらずメニュー5 - 4又はメニュー8(当社が別に定めるものに限り)に係るものについては、当社が別に定めるところによります。

4 I P通信網契約者からの契約者回線等の設置場所の提供等

- (1) 契約者回線等の終端のある構内(これに準ずる区域内を含みます。)又は建物内に

において、当社が契約者回線等及び端末設備を設置するために必要な場所は、その I P 通信網契約者から提供していただきます。

ただし、I P 通信網契約者から要請があったときは、当社は、その契約者回線等の設置場所を提供することがあります。

- (2) 当社が I P 通信網契約に基づいて設置する電気通信設備に必要な電気は、I P 通信網契約者から提供していただくことがあります。
- (3) I P 通信網契約者は、契約者回線等の終端のある構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は建物内において、当社の電気通信設備を設置するために管路等の特別な設備を使用することを希望するときは、自己の負担によりその特別な設備を設置していただきます。

5 自営端末設備の接続等

- (1) I P 通信網契約者又はローミング契約者は、その契約者回線等の終端において又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、その契約者回線等に自営端末設備を接続するときは、その接続の請求をしていただきます。この場合において、端末機器の技術基準適合認定等に関する規則（平成16年総務省令第15号。以下「技術基準適合認定規則」といいます。）様式第7号の表示が付されている端末機器（技術基準適合認定規則第3条で定める種類の端末設備の機器をいいます。）技術基準及び技術的条件に適合することについて事業法第86条第1項に規定する登録認定機関又は事業法第104条第2項に規定する承認認定機関の認定を受けた端末機器以外の自営端末設備を接続するときは、当社所定の書面によりその接続の請求をしていただきます。
- (2) 当社は、(1)の請求があったときは、次の場合を除いて、その請求を承諾します。
 - ア その接続が技術基準及び技術的条件に適合しないとき。
 - イ その接続が電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号。以下「事業法施行規則」といいます。）第31条で定める場合に該当するとき。
- (3) 当社は、(2)の請求の承諾に当たっては、次の場合を除いて、その接続が技術基準及び技術的条件に適合するかどうかの検査を行います。
 - ア 技術基準適合認定規則様式第7号又は第14号の表示が付されている端末機器を接続するとき。
 - イ 事業法施行規則第32条第1項で定める場合に該当するとき。
- (4) (3)の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。
- (5) I P 通信網契約者又はローミング契約者は、工事担任者規則（昭和60年郵政省令第28号）第4条で定める種類の工事担任者資格者証の交付を受けている者に自営端末設備の接続に係る工事を行わせ、又は実地に監督させなければなりません。

ただし、同規則第3条で定める場合は、この限りではありません。
- (6) I P 通信網契約者又はローミング契約者がその自営端末設備を変更したときについても、(1)から(5)の規定に準じて取り扱います。
- (7) I P 通信網契約者又はローミング契約者は、その契約者回線等に接続されている自営端末設備を取りはずしたときは、そのことを当社に通知していただきます。

6 自営端末設備に異常がある場合等の検査

- (1) 当社は、契約者回線等に接続されている自営端末設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合において必要があるときは、I P 通信網契約者又はローミング契約者に、その自営端末設備の接続が技術基準及び技術的条件に適合するかどうかの検査を受けることを求めることがあります。この場合、I P 通信網契約者又はローミング契約者は、正当な理由がある場合その他事業法施行規則第32条第2項で定める場合を除いて、検査を受けることを承諾していただきます。
- (2) (1)の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。
- (3) (1)の検査を行った結果、自営端末設備が技術基準及び技術的条件に適合している

と認められないときは、IP通信網契約者又はローミング契約者は、その自営端末設備を契約者回線等から取りはずしていただきます。

7 自営電気通信設備の接続

- (1) IP通信網契約者又はローミング契約者は、その契約者回線等の終端において又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、その契約者回線等に自営電気通信設備を接続するときは、その接続を行う場所、その自営電気通信設備を構成する機器の名称その他その請求の内容を特定するための事項について記載した当社所定の書面により、その接続の請求をしていただきます。
- (2) 当社は、(1)の請求があったときは、次の場合を除いて、その請求を承諾します。
 - ア その接続が技術基準及び技術的条件に適合しないとき。
 - イ その接続により当社の電気通信回線設備の保持が経営上困難となることについて、総務大臣の認定を受けたとき。
- (3) 当社は、(2)の請求の承諾に当たっては、事業法施行規則第32条第1項で定める場合に該当するときを除いて、その接続が技術基準及び技術的条件に適合するかどうかの検査を行います。
- (4) (3)の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。
- (5) IP通信網契約者又はローミング契約者は、工事担任者規則第4条で定める種類の工事担任者資格者証の交付を受けている者に自営電気通信設備の接続に係る工事を行わせ、又は実地に監督させなければなりません。

ただし、同規則第3条で定める場合は、この限りではありません。
- (6) IP通信網契約者又はローミング契約者がその自営電気通信設備を変更したときについても、(1)から(5)の規定に準じて取り扱います。
- (7) IP通信網契約者又はローミング契約者は、その契約者回線等に接続されている自営電気通信設備を取りはずしたときは、そのことを当社に通知していただきます。

8 自営電気通信設備に異常がある場合等の検査

契約者回線等に接続されている自営電気通信設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合の検査については、別記6（自営端末設備に異常がある場合等の検査）の規定に準じて取り扱います。

9 当社の維持責任

当社は、当社の設置した電気通信設備を事業用電気通信設備規則（昭和60年郵政省令第30号）に適合するよう維持します。

9の2 当社が請求した料金等の額が支払いを要する料金等の額よりも過小であった場合の取扱い

IP通信網契約者は、当社が請求した料金又は工事に関する費用の額が、第38条（利用料金の支払義務）から第42条の3（初期契約解除に係る取扱い）までの規定その他この約款の規定により料金表に定める料金又は工事に関する費用の支払いを要するものとされている額よりも過小であった場合には、当社が別に定める場合を除き、この約款の規定により料金表に定める料金又は工事に関する費用（当社が請求した料金又は工事に関する費用の額とこの約款の規定により料金表に定める料金又は工事に関する費用の支払いを要するものとされている額との差額を含みます。）の支払いを要します。

10 利用権に関する事項の証明

- (1) 当社は、利害関係人から請求があったときは、利用権に関する次の事項を、当社の帳簿（電磁的記録により調整したものを含みます。）に基づき証明します。

ただし、証明の請求のあった事項が過去のものであるときは、証明できないことがあります。

 - ア IP通信網契約又は臨時IP通信網契約の申込みの承諾年月日
 - イ IP通信網契約者の住所又は居所及び氏名
 - ウ 契約者回線等の終端のある場所

- エ その I P 通信網サービスの種類、品目及び細目
 - オ 利用権の譲渡の承認の請求があったときは、その受付年月日及び受付番号
 - カ 利用権の移転があったときは、その効力が発生した年月日
 - キ 差押（滞納処分（国税徴収法（昭和34年法律第147号）による滞納処分及びその例による滞納処分をいいます。）によるものの場合にあっては、参加差押を含みます。）仮差押又は仮処分の通知があったときは、その受付年月日及び受付番号
- (2) 利害関係人は、(1)の請求を行うときは、証明を受けたい事項を当社所定の書面に記入のうえ、所属 I P 通信網サービス取扱所に提出していただきます。この場合、料金表第 3 表（附帯サービスに関する料金等）に規定する手数料の支払いを要します。
- (3) I P 通信網契約者は、当社が(1)の取扱いを行うことについて、同意していただきます。

11 支払証明書の発行

- (1) 当社は、I P 通信網契約者等から請求があったときは、当社がその I P 通信網サービスに係る債権を請求事業者に譲渡した場合を除き、当社が指定する I P 通信網サービス取扱所において、その I P 通信網サービス及び附帯サービスの料金その他の債務（この約款の規定により支払いを要することとなった料金、工事に関する費用又は割増金等の料金以外の債務をいいます。）が既に当社に支払われた旨の証明書（以下「支払証明書」といいます。）を発行します。
- (2) I P 通信網契約者は、(1)の請求をし、その支払証明書の発行を受けたときは、料金表第 3 表（附帯サービスに関する料金等）に規定する手数料及び郵送料等の支払いを要します。
- (3) I P 通信網契約者は、当社が(1)の取扱いを行うことについて、同意していただきます。

12 協定事業者の電気通信サービスに関する手続きの代行

当社は、I P 通信網サービスの契約の申込みをする者又は I P 通信網契約者から要請があったときは、協定事業者（当社が別に定める協定事業者に限ります。）の電気通信サービスの利用に係る申込み、請求、届出その他その電気通信サービスの利用に係る事項について、手続きの代行を行います。

13 サービス料金回収代行等

- (1) 当社は、I P 通信網契約者（当社が別に定める者に限ります。以下、この別記13において同じとします。）に有料サービス（I P 通信網契約者が、有料で商品又は役務の提供を受けることができるサービスであって、当社以外の者が、当社によるその料金の回収代行について当社の承諾を得た上で提供するものをいいます。以下同じとします。）の利用に係る有料サービス利用者識別符号（有料サービスを利用するための英字及び数字等の組み合わせのものであって、当社が別に定めるところにより付与するものをいいます。以下同じとします。）を付与します。
- (2) (1)に規定する有料サービス利用者識別符号は、技術上又は業務の遂行上やむを得ない理由があるときは変更することがあります。この場合、当社は、あらかじめそのことを I P 通信網契約者にお知らせします。
- (3) 通信網契約者は有料サービス利用者識別符号の適正な管理に努めていただきます。
- (4) 当社は、I P 通信網契約者から請求があったときは、(1)に規定する有料サービス利用者識別符号を利用して行った有料サービスの利用に係るサービス料金（有料サービスの利用の際に、当該有料サービスの提供者（以下「有料サービス提供者」といいます。）がお知らせする料金をいいます。以下同じとします。）を、その有料サービス提供者の代理人として回収します。
- (5) (4)の場合において、課金するサービス料金は、当社の機器により計算します。
- (6) 当社は、有料サービス提供者から請求があった場合は、その有料サービスの利用者に係る氏名及び住所等をその有料サービス提供者に通知することがあります。

- (7) 当社が定める期間が経過しても回収できないサービス料金については、有料サービス提供者が回収するものとします。
- (8) IP通信網契約者は、当社が指定するIP通信網サービス取扱所に申し出をしていただいたうえで、有料サービス(当社が別に定めるものを除きます。)の利用の規制及び利用の規制の解除を行うことができます。
- 14 サービス料金回収代行に係る回収の方法
- (1) 当社は、別記13(サービス料金回収代行等)の規定により回収するサービス料金については、IP通信網契約者に請求します。この場合、その有料サービスのサービス料金は、その利用に係るIP通信網サービスの利用料金に適用される料金月ごとに集計のうえ請求します。
- (2) (1)の場合において、請求する有料サービスの料金は、当社の機器により計算します。
- 15 サービス料金回収代行に係る免責
- 当社は、有料サービスで提供される情報の内容等当社の責めによらない理由による損害については、責任を負いません。
- 16 削除
- 17 削除
- 18 遠隔診断サービス
- (1) 当社は、IP通信網契約者(料金表に定めるメニュー2-2、メニュー6-2(提供の形態による細目がプラン1のもの(特定通信先追加機能を利用している場合を除きます。))に限り。))又はメニュー8(クラス1のものに限り。))に係る者に限り。))から請求があったときは、遠隔診断サービス(そのメニュー2-2、メニュー6-2又はメニュー8に係るIP通信網サービスが利用できなくなったときに、専用受付番号(このサービスを利用するために当社が指定した電話番号をいいます。以下、この別記18において同じとします。))への要請に基づき、IP通信網サービス取扱所において、それらの契約者回線又は付加機能に係る故障診断、そのIP通信網契約者に係る自営端末設備と当社の設置した電気通信設備との間の切り分け試験、IP通信網契約者からの申出に基づくメニュー8のものに係る伝送速度に関する診断及びその他問診等を行うサービスを行います。以下同じとします。))を提供します。
- (2) IP通信網契約者は、あらかじめその契約者回線等(メニュー2-2、メニュー6-2又はメニュー8のもの)の場合は、その契約者回線及びその契約者回線の通信の相手先となるすべての契約者回線等又はそのVPNグループに属するすべての契約者回線等)に接続する自営端末設備の名称その他必要な事項について記載した当社所定の書面により申込みをしていただきます。この場合において、メニュー2-2、メニュー6-2又はメニュー8に係るIP通信網契約者は、その契約者回線の通信の相手先となるすべてのIP通信網契約者又はそのVPNグループに属するすべての契約者回線等に係るIP通信網契約者から、当社がそれらの情報の通知を受けることについての同意を事前に得ていただきます。
- (3) IP通信網契約者は、(2)の申込み内容について変更する場合は、あらかじめ当社に当社所定の書面により届け出ていただきます。
- (4) 当社は、業務の遂行上やむを得ない理由があるときは専用受付番号を変更することがあります。この場合、当社は、あらかじめそのことをIP通信網契約者にお知らせします。
- (5) IP通信網契約者は専用受付番号の適正な管理に努めていただきます。
- 19 遠隔診断サービスに関するその他の取扱い
- 遠隔診断サービスに関するその他の取扱いについては、IP通信網サービスの場合に準ずるものとします。

20 遠隔診断サービスに係る免責

当社は、第51条（責任の制限）に規定するほか、このサービスを提供することに伴い発生する損害については、責任を負いません。

21 新聞社等の基準

区 分	基 準
1 新聞社	次の基準のすべてを備えた日刊新聞紙を発行する新聞社 (1) 政治、経済、文化その他公共的な事項を報道し、又は論議することを目的としてあまねく発売されること。 (2) 発行部数が、1の題号について8,000部以上であること。
2 放送事業者	放送法（昭和25年法律第132号）第2条第23号に規定する基幹放送事業者及び同条第24号に規定する基幹放送局提供事業者
3 通信社	新聞社又は放送事業者にニュース（1欄の基準のすべてを備えた日刊新聞紙に掲載し、又は放送事業者が放送するためのニュース又は情報（広告を除きます。）をいいます。）を供給することを主な目的とする通信社

料金表

通則

(料金の計算方法等)

- 1 当社は、I P通信網契約者(臨時I P通信網契約に係るI P通信網契約者を除きます。以下1から4の規定において同じとします。)がその契約に基づき支払う料金のうち、利用料金は料金月に従って計算します。

ただし、当社が必要と認めるときは、料金月によらず随時に計算します。

- 2 当社は、次の場合が生じたときは、利用料金(2-5-1(利用料))に規定する情報量に応じた加算料、2-6(メニュー6に関する利用料金)(5)及び(8)に規定する利用料、2-9(付加機能利用料)に規定する付加機能利用料(同報通信機能の加算額の部分、符号蓄積機能、契約者回線等番号受信機能の加算額の部分、符号蓄積追加機能、蓄積符号復元情報作成保管機能、コンピュータウイルス対策機能、回線収容部追加機能及びサーバ装置通信先追加機能に係るものに限ります。)並びに2-10(請求書等の発行に関する料金の額)を除きます。)をその利用日数に応じて日割します。

(1) 料金月の初日以外の日によりI P通信網サービスの提供を開始(付加機能又は端末設備についてはその提供の開始)があったとき。

(2) 料金月の初日以外の日により契約の解除又は付加機能若しくは端末設備の廃止等があったとき。

(3) 料金月の初日によりI P通信網サービスの提供を開始(付加機能又は端末設備についてはその提供の開始)し、その日にその契約の解除又は付加機能若しくは端末設備の廃止があったとき。

(4) 料金月の初日以外の日によりI P通信網サービスの品目の変更等により月額料金の額が増加又は減少したとき。この場合、増加又は減少後の月額料金は、その増加又は減少のあった日から適用します。

(5) 第38条(利用料金の支払義務)第2項第4号の表の規定に該当するとき。

(6) 4の規定に基づく起算日の変更があったとき。

(注)当社は、メニュー5の1 Gbpsの品目に係るI P通信網サービス(無線LAN対応型ルータ機能付回線接続装置(型のものに限ります。))を利用する場合に限ります。)に係る利用料金の計算については、2-5-1(利用料)に規定する基本料(2-5-2(加算額)に規定する端末設備(無線LAN対応型ルータ機能付回線接続装置(型のものに限ります。))の基本装置に限ります。)に係る機器利用料を合算した利用料金をその利用日数に応じて日割します。

- 3 2の規定による利用料金の日割は、暦日数により行います。この場合、第38条第2項第4号の表の1欄に規定する料金の算定に当たっては、その日数計算の単位となる24時間をその開始時刻が属する暦日とみなします。

- 4 当社は、当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、1に規定する料金月の起算日を変更することがあります。

(端数処理)

- 5 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

(料金等の支払い)

- 6 I P通信網契約者は、料金及び工事に関する費用について、当社が定める期日までに、当社が指定するI P通信網サービス取扱所又は金融機関等において支払っていただきます。

- 7 I P通信網契約者は、料金及び工事に関する費用について支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。

(料金の一括後払い)

- 8 当社は、当社に特別の事情がある場合は、I P通信網契約者の承諾を得て、2月以

上の料金を、当社が指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。

(前受金)

- 9 当社は、当社が請求することとなる料金又は工事に関する費用について、I P 通信網契約者が希望される場合には、当社が別に定める条件に従って、あらかじめ前受金を預かることがあります。

(注) 9 に規定する当社が別に定める条件は、前受金には利息を付さないことを条件として預かることとします。

(消費税相当額の加算)

- 10 第38条(利用料金の支払義務)から第42条の3(初期契約解除に係る取扱い)までの規定その他この約款の規定により料金表に定める料金又は工事に関する費用の支払いを要するものとされている額は、この料金表に定める額に消費税相当額を加算した額とします。

(注1) 10において、この料金表に定める額とされているものは、税抜価格(消費税相当額を加算しない額をいいます。以下同じとします。)によるものとします。

(注2) この料金表において税込価格(税抜価格に消費税相当額を加算した額をいいます。以下同じとします。)と表示されていない額は、税抜価格とします。

(注3) この約款の規定により支払いを要することとなった料金又は工事に関する費用については、税込価格に基づき計算した額と異なる場合があります。

(料金等の臨時減免)

- 11 当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、この約款の規定にかかわらず、臨時に、その料金又は工事に関する費用を減免することがあります。

(注) 当社は、料金等の減免を行ったときは、関係のI P 通信網サービス取扱所に掲示する等の方法により、その旨を周知します。

第1表 料金(附带サービスの料金を除きます。)

第1類 I P 通信網サービスに関する利用料金

第1 臨時I P 通信網契約以外の契約に関するもの

1 適用

区 分	内 容
(1) I P 通信網サービス区域の設定	当社は、行政区画、その地域の社会的経済的諸条件、I P 通信網サービスの需要と供給の見込み等を考慮してI P 通信網サービス区域を設定します。
(2) I P 通信網サービスの品目及び細目に係る料金の適用等	当社は、料金額を適用するに当たって、次のとおり品目及び細目等を定めます。 ア メニュー1 [フレッツ・I S D N] (利用回線(第1種総合デジタル通信サービス又は第2種総合デジタル通信サービスの契約者回線とします。)を使用して提供するもの) (ア) メニュー1は、利用回線型サービスのみ提供します。 (イ) メニュー1の利用回線が総合デジタル通信サービスの24B利用に係る契約者回線のときは、その共用契約者回線1回線ごとに1のI P 通信網契約を締結することができます。 (ウ) メニュー1は、1の利用回線につき(その利用回線が総合デジタル通信サービスの24B利用に係る契約者回線である場合には、その共用契約者回線1回線

につき)、1のBチャンネルに限り利用でき、最大64kbit/sまでの伝送速度による通信の利用ができません。

(エ) メニュー1に係る通信は、IP通信網契約者が通信の都度指定する協定事業者に係る相互接続点又はメニュー2、メニュー4若しくはメニュー5に係る契約者回線等(通信の付加サービスであるIPv6通信等(メニュー5-1の1Gb/sの品目におけるプラン3-1のもの並びにプラン4のもの及びメニュー5-2の1Gb/sの品目のもの)に係るIPv6通信を含みます。以下同じとします。)を利用している場合及び当社が別に定める場合を除きます。)との間において行うことができます。

イ メニュー2

(契約者回線等からの着信により利用可能なものであって、メニュー6以外のもの)

(ア) メニュー2は、契約者回線型サービスのみ提供します。

(イ) メニュー2には、次表のとおり通信の態様による細目があります。

区 別	内 容
メニュー2-2 (フレッツ・VPNゲート)	メニュー5における提供の形態による細目が-1型のもの(10Gb/sのものを除きます。)に係る契約者回線との間において通信を行うことが可能なもの
メニュー2-3 (クラウドゲートウェイクロスコネク)	メニュー6-7若しくはメニュー8に係る契約者回線等又は当社が別に定めるサービスに係る接続点と、当社が別に定める設備との間において通信を行うことが可能なもの

(ウ) メニュー2-2には、次表のとおり通信の態様による細目があります。

区 別	内 容
メニュー2-2-1	メニュー5-1の1Gb/sの品目におけるプラン5のものに係る契約者回線との間において通信を行うことができないもの
メニュー2-2-2	メニュー2-2-1以外のもの

(エ) メニュー2-2-1には、契約者回線について次表のとおり品目及び通信又は保守の態様による細目が

あります。

A 品目

品 目	内 容
10Mb/s	10Mbit/sの符号伝送が可能なもの
100Mb/s	100Mbit/sの符号伝送が可能なもの
1 Gb/s	最大 1 Gbit/sまでの符号伝送が可能なもの

備考 1 Gb/sのものは、(オ)に規定する伝送速度に関する細目の中からあらかじめIP通信網契約者が指定した細目に係る伝送速度による符号伝送を行うことができます。

B 通信が可能な区域による細目

区 別	内 容
プラン 1	その契約者回線に係る通信について、同一の都道府県の区域における通信のみが可能なもの
プラン 2	プラン 1 以外のもの

C 通信が可能な契約者回線等による細目

区 別	内 容
グレード 1	その契約者回線に係る通信について、メニュー 5 における提供の形態による細目が - 1 型のもの(メニュー 5 - 1 の 1 Gb/sの品目におけるプラン 5 のものを除きます。)に係る契約者回線との間の通信のみが可能なもの
グレード 2	グレード 1 以外のもの

備考 グレード 2 のものは、10Mb/sのもの、100Mb/sのもの又は 1 Gb/sのものであって(オ)に規定する伝送速度に関する細目が200Mb/sから 1 Gb/sのものに限り提供します。

(オ) メニュー 2 - 2 - 1 における 1 Gb/sのものには、次表のとおり通信又は保守の態様によるその他の細目があります。

A 伝送速度に関する細目

細 目	内 容
100Mb/s	100Mbit/sの符号伝送が可能なもの
200Mb/s	200Mbit/sの符号伝送が可能なもの
300Mb/s	300Mbit/sの符号伝送が可能なもの
400Mb/s	400Mbit/sの符号伝送が可能なもの

500Mb/s	500Mbit/sの符号伝送が可能なもの
600Mb/s	600Mbit/sの符号伝送が可能なもの
700Mb/s	700Mbit/sの符号伝送が可能なもの
800Mb/s	800Mbit/sの符号伝送が可能なもの
900Mb/s	900Mbit/sの符号伝送が可能なもの
1 Gb/s	1 Gbit/sの符号伝送が可能なもの

B 保守の態様による細目

細 目		内 容
クラス 1		クラス 2 以外のもの
クラス 2	クラス 2 - 1	契約者回線が二重化されているものであって、クラス 2 - 2 以外のもの
	クラス 2 - 2	契約者回線が二重化されているものであって、その両方を収容 I P 通信網サービス取扱所から契約者回線の終端への伝送方向についての通信において同時に利用することが可能なもの

(注) 保守の態様による細目にかかわらず、符号伝送に係る伝送速度については、A (伝送速度に関する細目) に規定するところによります。

(力) メニュー 2 - 2 - 2 には、契約者回線について次表のとおり品目及び通信又は保守の態様による細目があります。

A 品目

品 目	内 容
100Mb/s	100Mbit/sの符号伝送が可能なもの
1 Gb/s	1 Gbit/sの符号伝送が可能なもの
10Gb/s	最大10Gbit/sまでの符号伝送が可能なもの
備考 メニュー 5 における提供の形態による細目が - 1 型のものに係る契約者回線との間においてのみ通信を行うことができます。	

B 通信が可能な区域による細目

区 別	内 容
プラン 1	その契約者回線に係る通信について、同一の都道府県の区域における通信のみが可能なもの
プラン 2	プラン 1 以外のもの

C 保守の態様による細目

細 目		内 容
クラス 1		クラス 2 以外のもの
クラス 2	クラス 2 - 1	契約者回線が二重化されている ものであって、クラス 2 - 2 以 外のもの
	クラス 2 - 2	契約者回線が二重化されている ものであって、その両方を収容 I P 通信網サービス取扱所から 契約者回線の終端への伝送方向 についての通信において同時に 利用することが可能なもの

備考

- 1 クラス 1 のものは、100Mb/sのもの又は1Gb/sの
ものに限り提供します。
- 2 クラス 2 - 1 のものは、1 Gb/sのものに限り提
供します。
- 3 クラス 2 - 2 のものは、1 Gb/sのもの又は
10Gb/sのものに限り提供します。

(注) 保守の態様による細目にかかわらず、符号伝送に係
る伝送速度については、A (伝送速度に関する細目)
に規定するところによります。

(キ) メニュー 2 - 2 - 2 における10Gb/sのものには、
次表のとおり伝送速度に関するその他の細目がありま
す。

細 目	内 容
1 Gb/s	1 Gbit/sの符号伝送が可能なもの
2 Gb/s	2 Gbit/sの符号伝送が可能なもの
3 Gb/s	3 Gbit/sの符号伝送が可能なもの
4 Gb/s	4 Gbit/sの符号伝送が可能なもの
5 Gb/s	5 Gbit/sの符号伝送が可能なもの
6 Gb/s	6 Gbit/sの符号伝送が可能なもの
7 Gb/s	7 Gbit/sの符号伝送が可能なもの
8 Gb/s	8 Gbit/sの符号伝送が可能なもの
9 Gb/s	9 Gbit/sの符号伝送が可能なもの
10Gb/s	10Gbit/sの符号伝送が可能なもの

備考

- 1 I P 通信網契約者は、その細目に係る伝送速度
について、1 Gb/sごとに、その契約者回線に着信
することが可能な契約者回線等の種別 (以下「着
信回線種別」といいます。)をメニュー 1、メニュ

ー 4、又はメニュー 5 における提供の形態による細目が - 1 型のものであって 100Mb/s のもの、200Mb/s のもの若しくは 1 Gb/s のものから任意に組み合わせて、あらかじめ指定していただきます。

2 契約者は、前項の規定により指定した着信回線種別を変更することができます。

(ク) メニュー 2 - 2 - 1 のグレード 1 のものに係る通信は、メニュー 5 に係る契約者回線（当社が別に定める場合を除きます。）からの着信（着信者識別符号（メニュー 2 に係る IP 通信網契約者を識別するための英字及び数字等の組合せであって、当社が別に定めるところにより割り当てるものをいいます。以下同じとします。）を利用したものとします。）により、メニュー 2 - 2 - 1 のグレード 2 のものに係る通信は、契約者回線等（メニュー 1、メニュー 4 及びメニュー 5 に係るもの（通信の付加サービスである IPv6 通信等を利用している場合及び当社が別に定める場合を除きます。）に限ります。）からの着信（着信者識別符号を利用したものとします。）により、メニュー 2 - 2 - 2 のものに係る通信は、契約者回線等（メニュー 1、メニュー 4 及びメニュー 5 に係るもの（通信の付加サービスである IPv6 通信等を利用している場合及び当社が別に定める場合を除きます。））からの着信（着信者識別符号を利用したものとします。）により、行うことができます。

(ケ) (ク)に規定する着信者識別符号は、技術上又は業務の遂行上やむを得ない理由があるときは変更することができます。この場合、当社は、あらかじめそのことを IP 通信網契約者にお知らせします。

(コ) IP 通信網契約者が契約者回線の終端の場所として収容 IP 通信網サービス取扱所（その契約者回線の終端に対向する装置が設置される IP 通信網サービス取扱所に限ります。）内を指定する場合のその終端の場所は、当社が指定します。

(サ) メニュー 2 - 2 ((コ)に係るものを除きます。)に係る IP 通信網契約者が指定することのできる契約者回線の終端の場所は、当社が別に定める IP 通信網サービス取扱所が所在する電話加入区域（その電話加入区域に収容区域が定められている場合は、その IP 通信網サービス取扱所が所在する収容区域とします。以下この欄において同じとします。）内に限ります。

ただし、メニュー 2 - 2 - 1 における 1 Gb/s のもの並びにメニュー 2 - 2 - 2 における 1 Gb/s 及び 10Gb/s のものに係る IP 通信網契約者が指定することのできる契約者回線の終端の場所は、その電話加入区域内において当社が別に定める提供区域（以下「収容エリア」といいます。）内に限る場合があります。

(シ) 当社は、(サ)に規定する契約者回線の終端の場所に当社の回線終端装置を設置します。

(ス) メニュー 2 - 3 には、次の品目があります。

品 目	内 容
100Mb/s の も の	最大100Mbit/sの符号伝送が可能なもの
1 Gb/sのもの	最大 1 Gbit/sの符号伝送が可能なもの

備考

- 1 1 Gb/sのものはメニュー 6 - 7 の契約者回線又は当社が別に定めるサービスとの通信を行うものに限り提供します。
- 2 I P 通信網契約者は、1 の I P 通信網契約につき、メニュー 6 - 7 に係る 1 の閉域グループ又はメニュー 8 若しくは当社が別に定めるサービスに係る 1 の V P N グループをあらかじめ指定していただきます。
- 3 I P 通信網契約者は、2 に規定する事項について、メニュー 6 - 7 に係る I P 通信網契約者、メニュー 8 のクラス 1 に係る I P 通信網契約者又は当社が別に定めるサービスに係る契約者の同意を事前に得ていただきます。
- 4 I P 通信網契約者は、メニュー 6 - 7 に係る閉域グループ番号、メニュー 8 に係る V P N グループ番号又は当社が別に定めるサービスに係る契約者番号等その他認証に必要な事項について記載した当社所定の書面により申込みをしていただきます。

ウ 削除

エ メニュー 4 [フレッツ・A D S L]

(利用回線(加入電話に係るものに限ります。))又は契約者回線について D S L 方式により提供するもの)

(ア) メニュー 4 は、利用回線型サービス及び契約者回線型サービスを提供します。

(イ) メニュー 4 には、次の品目があります。

品 目	内 容
1 Mb/s (フレッツ・A D S L エ ントリー)	収容 I P 通信網サービス取扱所から、契約者回線等の終端への伝送方向については最大 1 Mbit/s まで、他の伝送方向については最大 512 kbit/s までの伝送速度による通信が可能なもの
1.5 Mb/s (フレッツ・A D S L 1.5 M タイプ)	収容 I P 通信網サービス取扱所から、契約者回線等の終端への伝送方向については最大 1.536 Mbit/s まで、他の伝送方向については最大 512 kbit/s までの伝送速度による通信が可能なもの
8 Mb/s (フレッツ・A D S L 8 M)	収容 I P 通信網サービス取扱所から、契約者回線等の終端への伝送方向については最大概ね 8 Mbit/s まで、他の伝

タイプ)	送方向については最大概ね 1 Mbit/s までの伝送速度による通信が可能なもの
12Mb/s (フレッツ・ADSLモア)	収容 I P 通信網サービス取扱所から、契約者回線等の終端への伝送方向については最大概ね 12Mbit/s まで、他の伝送方向については最大概ね 1 Mbit/s までの伝送速度による通信が可能なもの
40Mb/s (フレッツ・ADSLモア)	収容 I P 通信網サービス取扱所から、契約者回線等の終端への伝送方向については最大概ね 40Mbit/s まで、他の伝送方向については最大概ね 1 Mbit/s までの伝送速度による通信が可能なもの
47Mb/s (フレッツ・ADSLモア)	収容 I P 通信網サービス取扱所から、契約者回線等の終端への伝送方向については最大概ね 47Mbit/s まで、他の伝送方向については最大概ね 5 Mbit/s までの伝送速度による通信が可能なもの
備考 1 Mb/s のものは、その契約者回線等の終端のある場所が専ら居住の用に供される場所であると当社が認定する場合であって、その I P 通信網契約者の名義が個人であるもの(社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号)第 2 条に規定する社会福祉事業又はこれに準ずる事業を行うため、老人又は身体障がい者の専ら居住の用に供される場所を契約者回線等の終端とするものにあつては、その I P 通信網契約者の名義が個人以外のものを含みます。)に限り提供します。	

(ウ) メニュー 4 には、次表のとおり通信又は保守の態様による細目があります。

A 通信の態様による細目

区 別	内 容
プラン 1	同時に通信が可能な着信先の数(当社が別に定めるものを除きます。以下この表において同じとします。)が 2 までのもの
プラン 2 (ビジネスタイプ)	同時に通信が可能な着信先の数が 4 までのもの
備考 プラン 2 のものは、40Mb/s の品目のもの又は 47Mb/s の品目のものであって、タイプ 2 のものに限り提供します。	

B 保守の態様による細目

区 別	内 容
タイプ 1	午前 9 時から午後 5 時までの時間帯以外の時刻に、その I P 通信網契約に係る修理又

は復旧の請求を受け付けたときに、午前9時から午後5時までの時間帯（その受け付けた時刻以後の直近のものとしします。）においてその修理又は復旧を行うもの

タイプ2 タイプ1以外のもの

備考

- 1 タイプ2のものは、契約者回線型サービス（1Mb/sの品目のものを除きます。）に限り提供します。
- 2 IP通信網契約者は、そのIP通信網契約について、同一月において複数回の保守の態様による細目の変更（その細目の変更と同時に品目の変更を行う場合を除きます。）の請求を行うことはできません。

(エ) メニュー4に係る通信は、IP通信網契約者が通信の都度指定する協定事業者に係る相互接続点又はメニュー2、メニュー3、メニュー4、メニュー5若しくはメニュー6に係る契約者回線等（当社が別に定める場合を除きます。）との間において行うことができます。

オ メニュー5

（取扱所交換設備と契約の申込者が指定する場所との間に電気通信回線を設置して提供するものであって、メニュー2、メニュー4又はメニュー6以外のもの又は利用回線（光コラボレーションモデルに関する契約に基づき提供される契約者回線に限りします。）を使用して提供するもの）

(ア) メニュー5は、契約者回線型サービス及び利用回線型サービスを提供します。

(イ) メニュー5には、次表のとおり提供の形態による区別及び細目があります。

A 提供の形態による区別

区 別	内 容
メニュー5 - 1	メニュー5 - 2以外の契約者回線型サービス
メニュー5 - 2	当社が契約者グループ（当社が指定する同一の構内又は建物内に終端がある契約者回線に係るIP通信網契約者からなるグループをいいます。以下同じとします。）を設定して提供する契約者回線型サービス
メニュー5 - 4	利用回線を使用して付加機能若しくは端末設備又は利用回線の保守の態様による細目がタイプ2に係るものを提供する利用回線型サービス

備考

- 1 当社は、メニュー5（メニュー5 - 4のものを

除きます。)に係る契約者回線の終端の場所に当社の回線終端装置を設置します。

- 2 当社は、提供の形態による細目が - 2 型のものについては、提供の形態による区別を指定又は変更する場合があります。
- 3 当社は、2の規定により提供の形態による区別を変更するときは、あらかじめIP通信網契約者にそのことを通知します。
- 4 IP通信網契約者は、メニュー5-1及びメニュー5-2とメニュー5-4との間の区別の変更の請求を行うことはできません。

B メニュー5-1及びメニュー5-2に係る提供の形態による細目

区 別		内 容
型	- 1 型 (フレッツ光ネクスト及びフレッツ光クロス)	帯域確保機能を利用した通信を行うことが可能なものであって、- 2 型以外のもの
2 型	- 2 - 1 型 (フレッツ光ライト)	帯域確保機能を利用した通信を行うことが可能なものであって、その契約者回線と契約者回線等又は相互接続点との間において行われた通信に係る課金対象符号(制御信号を含むものであって、当社が別に定めるものをいいます。以下同じとします。)の情報量の1料金月における月間累計(以下「月間累計情報量」といいます。)が200メガバイトを超える場合に、情報量に応じた加算料の支払いを要するもの
	- 2 - 2 型 (フレッツ光ライトプラス)	帯域確保機能を利用した通信を行うことが可能なものであって、情報量に応じた加算料の支払いを要するもののうち、- 2 - 1 型以外のもの

備考

- 1 削除
- 2 - 1 型のもは、メニュー5-1の100Mb/sのものにおけるプラン3-1のもの、200Mb/sのもの、1Gb/sのもの若しくは10Gb/sのもの又はメニュー5-2の100Mb/sのもの、200Mb/sのもの、1Gb/sのもの若しくは10Gb/sのものに提供します。

- 3 - 2 - 1 型のもは、メニュー 5 - 1 の 100Mb/sのものにおけるプラン 3 - 1 のもの又はメニュー 5 - 2 の100Mb/sのものにおけるグレード 1 - 1 のものに限り提供します。
- 4 - 2 - 2 型のもは、メニュー 5 - 1 の 100Mb/sのものにおけるプラン 3 - 1 のものに限り提供します。

(ウ) メニュー 5 - 1 には、次の品目があります。

品 目	内 容
100Mb/s	最大100Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
200Mb/s	収容 I P 通信網サービス取扱所から、契約者回線の終端への伝送方向については同時に通信が可能な 1 の着信先ごとに最大200Mbit/sまで、他の伝送方向については最大100Mbit/sまでの伝送速度による通信が可能なもの
1 Gb/s	最大概ね 1 Gbit/sまでの符号伝送が可能なもの
10Gb/s	最大概ね10Gbit/sまでの符号伝送が可能なもの
備考 200Mb/sのもの、1 Gb/sのもの及び10Gb/sのものは、メニュー 5 - 1 における提供の形態による細目が - 1 型のものに限り提供します。 (注) 200Mb/sのものについて、当社が別に定める電気通信設備との間における通信であって、収容 I P 通信網サービス取扱所から契約者回線の終端への伝送方向に係る伝送速度は、最大概ね 1 Gbit/s までとなります。	

(エ) メニュー 5 - 1 には、次表のとおり通信又は保守の態様による細目があります。

A 通信の態様による細目

区 別	内 容
プラン 3	プラン 4 以外のものであって、取扱所交換設備と契約者回線の終端との間の電気通信回線設備の一部を当社が指定する複数の I P 通信網契約者が同時に利用することがあるもの
プラン 4 (フレッツ 光ネクスト プライオ)	他のプラン 4 に係る契約者回線又は当社が別に定める相互接続点との間における通信において、音声利用 I P 通信網サービスを利用す

ることなく I P 通信網内で一部の符号を優先的に伝送交換することが可能なもの

プラン 5
(フレッツ 光
ネクスト ビジネス
タイプ)

プラン 3 及びプラン 4 以外のもの

備考

- 1 プラン 3 のものは、メニュー 5 - 1 の 100Mb/s、200Mb/s、1Gb/s 及び 10Gb/s の品目のものに提供します。
 - 2 プラン 4 のもの及びプラン 5 のものは、メニュー 5 - 1 の 1Gb/s の品目における提供の形態による細目が - 1 型のものに限り提供します。
 - 3 当社は、メニュー 5 - 1 の 1Gb/s 及び 10Gb/s の品目におけるプラン 3 - 1 のもの並びにプラン 4 のものについて、通信の付加サービスであるインターネットプロトコルバージョン 6 による通信（以下「I P v 6 通信」といいます。）相当の通信が利用できる状態で提供します。
 - 4 前項に規定する I P v 6 通信については、料金表第 1 表第 1 類第 1 の 1 (13)エ及びオの規定に準じて取り扱います。
- (注 1) プラン 4 に係る I P 通信網契約者は、2 - 9 (付加機能利用料) に規定する符号優先伝送交換接続機能を同時に利用することができません。
- (注 2) 当社は、符号優先伝送交換接続機能を利用する I P 通信網契約者からプラン 4 のものに係る I P 通信網サービスへの品目等の変更があった場合は、符号優先伝送交換接続機能の契約の解除の請求があったものとみなして取り扱います。

B 100Mb/s、200Mb/s、1Gb/s 及び 10Gb/s の品目におけるプラン 3 に係る通信の態様による細目

区 別	内 容
プラン 3 - 1	取扱交換所設備と契約者回線の終端との間の通信において、最大 1 Gbit/s 又は 10Gbit/s までの符号伝送が可能な方式を利用しているもの

C 1Gb/s の品目におけるプラン 4 に係る通信の態様による細目

区 別	内 容
プラン 4 - 1	最大 1 Mbit/s までの符号を優先的に伝送交換することが可能なもの

プラン 4 - 2	最大10Mbit/sまでの符号を優先的に伝送交換することが可能なもの
-----------	------------------------------------

D 保守の態様による細目

区 別	内 容
タイプ 1	午前 9 時から午後 5 時までの時間帯以外の時刻に、その I P 通信網契約に係る修理又は復旧の請求を受け付けたときに、午前 9 時から午後 5 時までの時間帯（その受け付けた時刻以後の直近のものとしします。）においてその修理又は復旧を行うもの
タイプ 2	タイプ 1 以外のもの

備考

- I P 通信網契約者は、その I P 通信網契約について、同一月において複数回の保守の態様による細目の変更（その細目の変更と同時に品目の変更又は無線 L A N 対応型ルータ機能付回線接続装置（ 型の基本装置に限ります。）の設置若しくは廃止を行う場合を除きます。）の請求を行うことはできません。
- メニュー 5 - 1 の 1Gb/s の品目におけるプラン 4 のものは、保守の態様による細目がタイプ 2 に相当するものとしします。

(オ) メニュー 5 - 2 には、次の品目があります。

区 別	内 容
100Mb/s	最大100Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
200Mb/s	収容 I P 通信網サービス取扱所から、契約者回線の終端への伝送方向については同時に通信が可能な 1 の着信先ごとに最大200Mbit/s まで、他の伝送方向については最大100Mbit/sまでの伝送速度による通信が可能なもの
1 Gb/s	最大概ね 1 Gbit/s までの符号伝送が可能なもの
10Gb/s	最大概ね10Gbit/sまでの符号伝送が可能なもの

備考

- メニュー 5 - 2 に係る I P 通信網サービスにおいて、その契約者グループに属する契約者回線（その I P 通信網契約者に係るものを含みます。以下この欄において同じとしします。）が 1 となった場合であって、そのことを当社が I P 通信網契約者に通知した日の翌日から起算して 3 か月経過したと

きの利用料金は、保守の態様による細目がタイプ1のものについては、2（料金額）の規定にかかわらず10,100円（税込価格 11,110円）を、保守の態様による細目がタイプ2のものについては、2（料金額）の規定にかかわらず16,600円（税込価格 18,260円）を、それぞれ適用します。

2 当社は、1の規定によりメニュー5-2に係るIP通信網サービスにおいて、その契約者グループに属する契約者回線が1となったことを当社がIP通信網契約者に通知した場合は、その契約者グループに属する新たな契約者回線の提供は行いません。

3 200Mb/s及び1Gb/sのものは、メニュー5-2における提供の形態による細目が-1型のものであって、契約者回線の態様による細目がグレード1-1のものに限り提供します。

4 当社は、メニュー5-2の1Gb/sの品目のもの及び10Gb/sの品目のものについて、IPv6通信相当の通信が利用できる状態で提供します。

5 前項に規定するIPv6通信については、料金表第1表第1類第1の1(13)エ及びオの規定に準じて取り扱います。

(注)200Mb/sのものについて、当社が別に定める電気通信設備との間における通信であって、収容IP通信網サービス取扱所から契約者回線の終端への伝送方向に係る伝送速度は、最大概ね1Gbit/sまでとなります。

(カ) メニュー5-2には、次表のとおり通信又は保守の態様によるその他の細目があります。

A 通信の態様による細目

区 別	内 容
プラン・ミニ(ミニ)	1の契約者グループに係る契約者回線の数が4以上となるものであって、IP通信網契約者となる者からの契約申込により、当社が契約者グループを設定するもののうち、プラン1以外のもの
プラン1	1の契約者グループに係る契約者回線の数が8以上となるものであって、IP通信網契約者となる者からの契約申込により、当社が契約者グループを設定するもの
プラン2	1の契約者グループに係る契約者回線の数が16以上となるものであって、代表者(その契約者グループに係るすべてのIP通信網契約者となる者の同意に基づき指定される者とします。)が一括して契約申込又は品目若しくは細目の変更の請求を行うことにより、当社が契約者グループを設定するもの

の

備考

- 1 メニュー 5 - 2 における通信の態様による細目は、提供の形態による細目が - 1 型のもの（10Gb/sのものを除きます。）にあります。
- 2 代表者は、その契約者グループに係る I P 通信網契約者に代って、当社との間の請求及びその他の諸手続き等（修理又は復旧に係るものを除きます。）を行う者であって、1 の契約者グループにつき 1 人とします。
- 3 代表者が、代表者の変更を行う場合は、変更後の代表者について当社に事前に届け出ていただきます。その場合、変更後の代表者の指定については、その契約者グループに係るすべての I P 通信網契約者の同意に基づくものとします。
- 4 当社は、プラン・ミニに係る I P 通信網契約について、その契約者グループに係る契約者回線の数が 8 以上となった場合は、その 8 以上となった日において、その契約者グループに係るすべての I P 通信網契約についてプラン 1 への細目の変更があったものとみなして取り扱います。
- 5 当社は、4 の規定により細目の変更をしたときは、I P 通信網契約者にそのことを通知します。
- 6 当社は、メニュー 5 - 2 における提供の形態による細目が - 1 型のもの及び - 2 型のものを合わせて 1 の契約者グループを設定します。

B 契約者回線の態様による細目

区 別		内 容
グレード 1	グレード 1 - 1 (光配線方式)	取扱交換所設備と契約者回線の終端との間の通信において、最大10Gbit/sまでの符号伝送が可能な方式を利用しているもののうち、同一の契約者グループにおける契約者回線の終端を 1 回線ごとに異なる場所とすることが可能なもの
	グレード 1 - 2	グレード 1 - 1 及びグレード 2 以外のもの
グレード 2		取扱交換所設備と契約者回線の終端との間の通信において、最大100Mbit/sまでの符号伝送が可能な方式を利用しているもの

備考

- 1 グレード 1 - 2 及びグレード 2 のものは、100Mb/sの品目における提供の形態による細目が - 1 型のものに限り提供します。
- 2 同一の契約者グループにおいて、契約者回線の

態様による細目の異なる契約者回線の提供は行いません。

3 当社は、技術上又は業務の遂行上、グレード2のものからグレード1-2のものであって提供の形態による細目が - 1型のものへ細目の変更を行う場合があります。

4 当社は、3の規定により細目を変更するときは、あらかじめIP通信網契約者にそのことを通知します。

C 保守の態様による細目

区 別	内 容
タイプ1	午前9時から午後5時までの時間帯以外の時刻に、そのIP通信網契約に係る修理又は復旧の請求を受け付けたときに、午前9時から午後5時までの時間帯（その受け付けた時刻以後の直近のものとし、）においてその修理又は復旧を行うもの
タイプ2	タイプ1以外のもの
備考	IP通信網契約者は、そのIP通信網契約について、同一月において複数回の保守の態様による細目の変更（その細目の変更と同時に品目の変更又は無線LAN対応型ルータ機能付回線接続装置（ 型の基本装置に限ります。）の設置若しくは廃止を行う場合を除きます。）の請求を行うことは出来ません。

(キ) メニュー5-4に係るIP通信網契約者は、メニュー5の提供の形態による細目が 型のものに係る付加機能及び端末設備（当社が別に定めるものを除きます。）を利用することができます。

(ク) メニュー5-4には、次表のとおり利用回線における保守の態様による細目があります。

区 別	内 容
タイプ1	午前9時から午後5時までの時間帯以外の時刻に、そのIP通信網契約に係る修理又は復旧の請求を受け付けたときに、午前9時から午後5時までの時間帯（その受け付けた時刻以後の直近のものとし、）においてその修理又は復旧を行うもの
タイプ2	タイプ1以外のもの
備考	タイプ2のものに係る利用料金は、1の利用回線ごとに算定するものとし、料金表第1表第1類第1の2（料金額）の2-5-1（利用料）(2)に規定する額を適用します。

(ケ)メニュー5（メニュー5-4のものを除きます。）に係る通信は、IP通信網契約者が通信の都度指定する

協定事業者に係る相互接続点又はメニュー 2、メニュー 4、メニュー 5 若しくはメニュー 6 に係る契約者回線等(当社が別に定める場合を除きます。)との間において行うことができます。

ただし、提供の形態による細目が - 2 型のものについて、その契約者回線について発信者番号通知を行わない場合は、IP 通信網契約者が通信の都度指定する協定事業者に係る相互接続点との間の通信を行うことができません。

カ メニュー 6

(インターネットプロトコルバージョン 6 による通信のみ行うことが可能なもの)

(ア) メニュー 6 は、契約者回線型サービスのみ提供します。

(イ) メニュー 6 には、次表のとおり通信の態様による細目があります。

区 別	内 容
メニュー 6 - 2 (フレッツ・キャスト)	メニュー 5 における提供の形態による細目が 型のものに係る契約者回線との間においてのみ通信を行うことが可能なもの
メニュー 6 - 5 (フレッツ・ジョイント)	メニュー 5 における提供の形態による細目が 型のものに係る契約者回線との間においてのみ通信を行うことが可能なものであって当社がソフトウェアを配信するためのサーバ装置を設置して提供するもの
メニュー 6 - 7 (フレッツ・VPN プライオ)	IP 通信網契約者がメニュー 5 における提供の形態による細目が - 1 型 (10Gb/s のものを除きます。)のものに係る契約者回線からなる閉域グループ (IP 通信網契約者があらかじめ指定した契約者回線 (以下「閉域グループ内回線」といいます。) からなるグループをいいます。以下、同じとします。) を構成し、その閉域グループ内回線相互間に閉じた通信を可能とするために、当社がサーバ装置を設置して契約者回線の認証を行うもの
メニュー 6 - 8 (クラウドゲートウェイ アプリパッケージ)	メニュー 5 における提供の形態による細目が 型のものに係る契約者回線との間においてのみ通信を行うことが可能なものであって当社がソフトウェアを用いたサーバ

装置を設置して提供するもの

備考

- 1 当社はIP通信網サービス取扱所内にサーバ装置を設置し、これをメニュー6-5、メニュー6-7及びメニュー6-8に係る契約者回線の終端とします。
- 2 当社は、通信の伝送交換に妨害を与えている又は与えるおそれのある符号がサーバ装置に蓄積されていることを知った場合は、当該符号の伝送を停止し、又は符号を消去することがあります。
- 3 この備考の2の規定により現に蓄積されている符号の伝送を停止し、又は符号を消去する場合は、当社はあらかじめそのことをIP通信網契約者にお知らせします。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。
- 4 当社は、この備考の2の規定により現に蓄積されている符号の伝送を停止し、又は符号を消去したことに伴い発生する損害については、責任を負いません。
- 5 配信用ソフトウェア（当社が別に定めるものをいいます。以下同じとします。）に関する問い合わせ等利用者に関する対応は、メニュー6に係るIP通信網契約者に行っていただきます。
- 6 メニュー6-7のものに係るIP通信網契約者はあらかじめIPv6通信の申込みをしていただきます。

(ウ) メニュー6-2には、次表のとおり品目及び保守の態様又は提供の形態による細目があります。

A 品目

品目	内 容
100Mb/s	最大100Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
200Mb/s	最大200Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
300Mb/s	最大300Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
400Mb/s	最大400Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
600Mb/s	最大600Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
1 Gb/s	最大1Gbit/sまでの符号伝送が可能なもの
2 Gb/s	最大2Gbit/sまでの符号伝送が可能なもの

備考 IP通信網契約者は、契約者回線との間の通信について、当社が別に定めるところにより割り当てたIPアドレスが設定された電気通信設備との間の通信のみを利用可能としていただきます。

B 保守の態様による細目

区 別	内 容
-----	-----

クラス 1	クラス 2 以外のもの
クラス 2	契約者回線が二重化されているものであって、その両方を利用することにより、該当の品目の伝送速度での符号伝送が可能なもの
備考 100Mb/sのもの、300Mb/sのもの及び 1 Gb/sのものにあつては、保守の態様による細目がクラス 1 のもの、400Mb/sのもの、600Mb/sのもの及び 2 Gb/sのものにあつては、保守の態様による細目がクラス 2 のものに限り提供します。	

C 提供の形態による細目

区 別	内 容
プラン 1	プラン 2 以外のもの
プラン 2	当社が別に定める取扱所交換設備を当社が指定する複数の I P 通信網契約者が同時に利用することがあるもの
備考 1 プラン 2 のものは品目が100Mb/sのものに限り提供します。 2 プラン 2 に係る I P 通信網契約者は、同報通信機能、特定通信先追加機能及び遠隔診断サービスを利用することができません。	

(エ) メニュー 6 - 5 には、次表のとおり品目及び通信の態様による細目があります。

A 品目

品 目	内 容
5 MB	5 メガバイト未満の符号を当社のサーバ装置に蓄積できるもの
10MB	10メガバイト未満の符号を当社のサーバ装置に蓄積できるもの
15MB	15メガバイト未満の符号を当社のサーバ装置に蓄積できるもの
20MB	20メガバイト未満の符号を当社のサーバ装置に蓄積できるもの
25MB	25メガバイト未満の符号を当社のサーバ装置に蓄積できるもの
備考 メニュー 6 - 5 に係る I P 通信網契約者は、1 の I P 通信網契約につき複数の配信用ソフトウェアを、当社のサーバ装置に蓄積することができます。	

B 通信の態様による細目

区 別	内 容
プラン 1	1.5メガバイト未満の符号を配信対象回線（メニュー 6 - 5 に係る I P 通信網契約者が、通信の相手先としてあらかじめ指定するメニュー 5 における提供の形態による細目が - 1 型及び - 2 型のものに係る契約者回線のことをいいます。以下同じとします。）に配信することが可能なもの
プラン 2	3メガバイト未満の符号を配信対象回線に配信することが可能なもの
プラン 3	4.5メガバイト未満の符号を配信対象回線に配信することが可能なもの
プラン 4	6メガバイト未満の符号を配信対象回線に配信することが可能なもの
プラン 5	7.5メガバイト未満の符号を配信対象回線に配信することが可能なもの
備考	メニュー 6 - 5 に係る I P 通信網契約者は、1 の配信対象回線につき 1 の配信用ソフトウェアを配信することができます。

(オ) 削除

(カ) 削除

(キ) メニュー 6 - 7 には、次表のとおり提供の形態による区別があります。

区 別	内 容
メニュー 6 - 7 - 1	メニュー 6 - 7 - 2 以外のもの
メニュー 6 - 7 - 2	接続契約者回線を回線収容部に収容して提供するもの

備考

- 1 当社は、I P 通信網契約者からの請求により閉域グループを設定します。
- 2 I P 通信網契約者は、閉域グループ内回線の契約者回線番号等その他認証に必要な事項について記載した当社所定の書面により申込みをしていただきます。
- 3 閉域グループ内回線の数最大1,000までとします。
- 4 当社は、当社が別に定めるところにより I P 通信網契約者に付与する閉域グループ番号（閉域グループを識別するための英字又は数字等の組み合わせをいいます。以下同じとします。）その他閉域グループ内回線を識別するための情報を用いて閉域グループ内回線の認証を行います。
- 5 当社は、技術上又は業務の遂行上やむを得ない

理由があるときは、4に規定する閉域グループ番号を変更することがあります。この場合、当社は、あらかじめそのことをIP通信網契約者にお知らせします。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

- 6 IP通信網契約者は、4に規定する閉域グループ番号の適正な管理に努めていただきます。
- 7 当社は、閉域グループ内回線の終端にVPNプライオ対応ルータ装置を設置します。
- 8 当社は、別記4（IP通信網契約者からの契約者回線等の設置場所の提供等）の規定については、前項に規定するVPNプライオ対応ルータ装置を端末設備とみなして適用します。
- 9 IP通信網契約者は、1、2、7及び8に規定する事項について、その閉域グループに属するすべてのIP通信網契約者の同意を事前に得ていただきます。
- 10 メニュー6-7-2に係るIP通信網契約を申込みをすることのできる者は、メニュー6-7-1に係るIP通信網契約者に限ります。
- 11 1の閉域グループに属するメニュー6-7-2に係る契約者回線の数は、最大1とします。

(ク) メニュー6-7-2には、次表のとおり品目があります。

区 別	内 容
プラン1	最大1Mbit/sまでの符号を優先的に伝送交換することが可能なもの
プラン2	最大10Mbit/sまでの符号を優先的に伝送交換することが可能なもの

(ケ) メニュー6-8には、次表のとおり契約者回線の態様による細目があります。

区 別	内 容
メニュー6-8-1 (Active Directoryメニュー)	メニュー6-8-2及び6-8-3以外のもの
メニュー6-8-2 (Webメニュー)	当社の設置するサーバ装置上で当社が別に定めるソフトウェアを用いて符号蓄積及び編集が可能なもの
メニュー6-8-3 (クラウド管理ASPメニュー)	当社の設置するサーバ装置上でIP通信網契約者の設置するソフトウェアの利用が可能なもの

備考

- 1 メニュー 6 - 8 に係る I P 通信網契約者は、上記の契約者回線の態様による細目のうちあらかじめいずれか 1 つ以上を選択していただきます。
- 2 メニュー 6 - 8 に係る I P 通信網契約者は、当社の設置するサーバ装置に蓄積する符号の適正な管理に努めていただきます。
- 3 当社は、メニュー 6 - 8 に係る I P 通信網契約の解除又はメニュー 6 - 8 に係る付加機能の利用の廃止があった場合は、現に蓄積されている符号を消去します。
この場合において、メニュー 6 - 8 に係る付加機能のみの廃止があった場合、当社はその付加機能に係る符号のみを消去します。
- 4 当社は、当社の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないときその他当社の業務の遂行上著しい支障があるときは、現に蓄積されている符号を消去することがあります。
- 5 当社は、当社が設置するサーバ装置に複製又は蓄積する符号にコンピュータウイルス（第三者のプログラムやデータベースに対して意図的に何らかの被害を及ぼすように作られたプログラムであり、自己伝染機能、潜伏機能又は発病機能のうち 1 つ以上を有するものをいいます。以下同じとします。）が含まれていると判断した場合は、その符号を消去することがあります。ただし、これによりセキュリティを完全に確保することを当社が保証するものではありません。
- 6 この備考の 3、4 及び 5 の規定により現に蓄積されている符号を消去する場合は、当社はあらかじめそのことを I P 通信網契約者にお知らせします。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。
- 7 当社は、この備考の 3、4 及び 5 の規定により現に蓄積されている符号を消去したことに伴い発生する損害については、責任を負いません。
- 8 当社は、当社のサーバ装置その他の電気通信設備に蓄積されたデータが滅失、毀損、漏洩、その他本来の利用目的以外に使用されたことにより発生する損害については、責任を負いません。
- 9 当社はメニュー 6 - 8 に係る I P 通信網契約者に係る契約者回線について、I P 通信網サービス利用権の譲渡があったときは、この機能により当社の設置するサーバ装置に蓄積されている符号等を譲受人に引き継ぎます。
- 10 当社は、第 51 条及び前項に規定するほか、メニュー 6 - 8 に係る I P 通信網サービスを提供することに伴い発生する損害については、責任を負いません。

(コ) メニュー 6 - 8 - 1 には、次表のとおりサーバ装

置又は保守の態様による細目があります。

A サーバ装置の態様による細目

区 別	内 容
プラン 1	サーバ装置のCPUが0.5GHz相当のもの
プラン 2	サーバ装置のCPUが1GHz相当のもの

B 保守の態様による細目

区 別	内 容
クラス 1	クラス 2 以外のもの
クラス 2	サーバ装置が二重化されているもの

(サ) メニュー 6 - 8 - 2 には、次表のとおりサーバ装置の態様による細目があります。

区 別	内 容
プラン 1	サーバ装置のCPUが0.5GHzもの
プラン 2	サーバ装置のCPUが1GHz相当のもの

(シ) メニュー 6 に係る契約者回線の終端の場所は、当社が別に定めるIP通信網サービス取扱所のうち、IP通信網契約者が指定するIP通信網サービス取扱所内において当社が指定します。

(ス) メニュー 6 に係る通信は、当社が別に定める契約者回線との間において行うことができます。

(セ) IP通信網契約者は、メニュー 6 - 2 (提供の形態による細目を除きます。)、メニュー 6 - 5、メニュー 6 - 7 及びメニュー 6 - 8 の各細目相互間の変更を行うことはできません。

(ソ) 当社は、メニュー 6 - 5 の提供を開始した日を含む料金月 (提供を開始した日を含む料金月において、そのメニュー 6 - 5 の契約の解除があったときを除きます。) については、そのメニュー 6 - 5 に係る利用料金を適用しません。

(タ) メニュー 6 - 5 に係るIP通信網契約者は、料金月の初日以外の日に品目又は通信の態様による細目の変更を行うことができません。

キ 削除

ク メニュー 8 [フレッツ・VPN ワイド]

(あらかじめ指定した利用回線 (IP通信網サービスに係るものに限ります。)) 契約者回線又は回線収容部からなるグループ内の任意の契約者回線等相互間の通信が利用可能なもの)

(ア) メニュー 8 は、利用回線型サービス及び契約者回線型サービスを提供します。

(イ) 利用回線型サービスには、次表のとおり通信の態様による細目があります。

区 別	内 容
-----	-----

クラス 1	その利用回線と I P 通信網のみを介した通信が可能な契約者回線等からなるグループ（以下「V P Nグループ」といいます。）の設定、変更又は廃止の請求を行うことが可能なもの
-------	--

クラス 2	クラス 1 以外のもの
-------	-------------

備考

- 1 当社は、クラス 1 に係る I P 通信網契約者からの請求により V P Nグループの設定、変更又は廃止を行います。
- 2 クラス 1 に係る I P 通信網契約者は、その設定した V P Nグループに属する他の I P 通信網契約者に代って、当社へのその V P Nグループに係る請求及びその他の諸手続き等（クラス 2 に係る I P 通信網契約の申込み又は修理若しくは復旧に係るものを除きます。）を行っていただきます。
- 3 1 の V P Nグループについて、クラス 1 に係る I P 通信網契約者の数は 1 とします。
- 4 クラス 1 に係る I P 通信網契約者が、クラス 2 のものへの細目の変更又はその I P 通信網契約の解除を行う場合は、その変更等後にその I P 通信網契約者が属する V P Nグループにおいてクラス 1 に係る I P 通信網契約者となる者を当社に届け出ていただきます。
- 5 I P 通信網契約者は、2、3 又は 5 に規定する請求等を行う場合は、その V P Nグループに属するすべての I P 通信網契約者の同意を事前に得ていただきます。

(ウ) 利用回線型サービスにおけるクラス 1 には、次表の通り提供の形態による細目があります。

区 別	内 容
クラス 1 - 1	クラス 1 - 2 以外のもの
クラス 1 - 2	メニュー 5 - 1 における提供の形態による細目が - 1 型のものであって 1 Gb/s の品目のもの（プラン 4 のものを除きます）又はメニュー 5 - 2 における提供の形態による細目が - 1 型のものであって 1 Gb/s の品目のものを、その V P Nグループに属する利用回線とすることが可能なもの

(エ) 契約者回線型サービスには、次表のとおり品目及び通信又は保守の態様による細目があります。

A 品目

品 目	内 容
-----	-----

10Mb/s	10Mbit/sの符号伝送が可能なもの
100Mb/s	100Mbit/sの符号伝送が可能なもの

B インタフェースによる細目

区 別	内 容
タイプ1	タイプ2以外のもの
タイプ2	インタフェースが1000BASE-LXのもの
備考 タイプ2のものは、100Mb/sのものに限り提供します。	

C 契約者回線等の態様による細目

区 別	内 容
グレード1	グレード2以外のもの
グレード2	接続契約者回線を回線収容部に収容して提供するもの
備考 グレード2のものは、タイプ1のものに限り提供します。	

(オ) 契約者回線型サービスは、クラス1に係るIP通信網契約者に限り利用することができます。

(カ) 1のVPNグループに属する契約者回線型サービスに係る契約者回線等の数は、最大1とします。

(キ) クラス1-2に係るIP通信網契約者は、そのVPNグループにおいて、VPNグループの設定の請求と同時に契約者回線型サービスの申込み又は2-9（付加機能利用料）に規定するVPN相互接続通信機能の利用の請求を行った場合に限り、そのVPNグループに係る契約者回線型サービス又は2-9（付加機能利用料）に規定するVPN相互接続通信機能を利用することができます。

(ク) クラス1-2に係るIP通信網契約者は2-9（付加機能利用料）に規定するVPN相互接続通信機能と契約者回線型サービスを同時に利用することができません。

(ケ) クラス1に係るIP通信網契約者は、メニュー8に係るIP通信網サービスの利用に当たって、そのVPNグループに属する利用回線の数に応じて、次の区分の中からあらかじめいずれか1つを選択していただきます。この場合、クラス1に係るIP通信網契約者は、そのVPNグループに属するすべてのIP通信網契約者から、クラス1に係るIP通信網契約者がそれらのIP通信網契約者に代って、当社への請求を行うことについての同意を事前に得ていただきます。

- (1) そのVPNグループに属する利用回線の数の上限が10のもの
- (2) そのVPNグループに属する利用回線の数の上限

- が30のもの
- (3) そのVPNグループに属する利用回線の数の上限が100のもの
- (4) そのVPNグループに属する利用回線の数の上限が300のもの
- (5) そのVPNグループに属する利用回線の数の上限が1,000のもの
- (コ) 当社は、IP通信網契約者から請求があったときは、そのIP通信網契約者が指定するVPNグループに係るIP通信網サービスの提供を行います。この場合、IP通信網契約者は、そのVPNグループに係るすべてのIP通信網契約者の同意を事前に得ていただきます。
- (サ) 当社は、クラス1に係るIP通信網契約者からVPNグループの廃止の請求があった場合又は(イ)の備考5に規定する届出がなかった場合は、そのVPNグループを廃止します。
- (シ) IP通信網契約者は、当社が別に定めるところにより付与するVPNグループ番号(VPNグループを識別するための英字又は数字等の組み合わせをいいます。以下同じとします。)及びVPNグループ利用者識別符号(このIP通信網サービスを利用するIP通信網契約者を識別するための英字及び数字等の組み合わせをいいます。以下同じとします。)を通信の都度指定することにより通信を行うことができます。
- (ス) メニュー8における利用回線型サービスに係る通信は、VPNグループ内のメニュー8に係る契約者回線等との間において、メニュー8における契約者回線型サービスに係る通信は、VPNグループ内のメニュー8に係る利用回線からの着信により行うことができます。
- (セ) 利用回線型サービスについては、その利用回線について、発信者番号通知を行う場合(発信者番号通知機能を利用することにより発信者番号通知を行う場合を含みます。)に限りその通信を行うことができます。
- (ソ) 当社は、技術上又は業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、(シ)に規定するVPNグループ番号及びVPNグループ利用者識別符号を変更することがあります。この場合、当社は、あらかじめそのことをIP通信網契約者にお知らせします。
- (タ) IP通信網契約者は、(シ)に規定するVPNグループ利用者識別符号の適正な管理に努めていただきます。
- (チ) IP通信網契約者が契約者回線型サービスにおける契約者回線の終端の場所((ツ)の場合を除きます。)として収容IP通信網サービス取扱所(その契約者回線の終端に対向する装置が設置されるIP通信網サービス取扱所に限ります。)内を指定する場合のその終端の場所は、当社が指定します。

	<p>(ツ) 契約者回線型サービスにおける100Mb/sのものであってタイプ2に係るIP通信網契約者が指定することのできる契約者回線の終端の場所(その終端の場所をIP通信網サービス取扱所(その契約者回線の終端に対向する装置が設置されるIP通信網サービス取扱所に限ります。)内とする場合を除きます。)は、当社が別に定めるIP通信網サービス取扱所が所在するIP通信網サービス区域内における収容エリア内に限りません。</p> <p>(テ) IP通信網契約者は、そのVPNグループに係る通信を開始した時刻及び通信を終了した時刻の情報をそのVPNグループに属するクラス1に係るIP通信網契約者が閲覧できることについて、同意していただきます。</p> <p>(ト) IP通信網契約者が1の利用回線において利用することができるVPNグループの数は、最大99までとします。</p> <p>(ナ) 利用回線型サービスに係るIP通信網契約者は、その利用回線について、メニュー1、メニュー4及びメニュー5における提供の形態による細目が-1型のもの相互間の変更を行うことはできません。</p> <p>ケ IP通信網契約者は、メニュー1、メニュー2、メニュー4、メニュー5、メニュー6及びメニュー8の各メニュー相互間の変更を行うことはできません。</p> <p>コ 当社は、当社が別に定めるところにより、当社又はIP通信網契約者の設置するサーバ装置又は符号蓄積装置に蓄積されている符号が他人の著作権その他の権利を侵害している、公序良俗に反している又は法令に反している等の禁止事項に該当すると判断した場合は、当該符号の伝送を停止し、又は符号を消去していただくことがあります。この場合において、現に蓄積されている符号の伝送を停止し、又は符号を消去する場合は、当社はあらかじめそのことをIP通信網契約者にお知らせします。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。</p> <p>サ 当社は、コの規定により現に蓄積されている符号の伝送を停止し、又は符号を消去したことに伴い発生する損害については、責任を負いません。</p>
<p>(3) 基本契約期間内にIP通信網契約の解除等があった場合の料金の適用</p>	<p>ア 臨時IP通信網契約に係るもの及び異経路によるものを除くメニュー2-2、メニュー6-2及びメニュー8(契約者回線型サービスに係るものに限りません。)に係るIP通信網サービスは、1年間の基本契約期間(基本契約期間の起算日は、そのIP通信網サービスの提供を開始した日とします。)があります。</p> <p>イ IP通信網契約者は、基本契約期間内にIP通信網契約の解除があった場合は、第38条(利用料金の支払義務)及び料金表通則の規定にかかわらず、その残余の期間に対応する利用料金(メニュー2-2又はメニュー8のものにあっては基本額の部分、付加機能にあっては2-9</p>

	<p>(付加機能利用料)に規定する付加機能利用料(同報通信機能の基本額の部分に限ります。)の部分とします。以下この欄において同じとします。)に相当する額を一括して支払っていただきます。</p> <p>ウ IP通信網契約者は、基本契約期間内にIP通信網サービスの品目若しくは細目等の変更又は契約者回線の移転があった場合は、変更前の利用料金の額から、変更後の利用料金の額を控除し、残額があるときは、その残額に残余の期間を乗じて得た額を、一括して支払っていただきます。</p> <p>エ ウの場合に、IP通信網サービスの品目若しくは細目等の変更と同時にその契約者回線等の設置場所において、IP通信網サービスの利用の開始又はIP通信網契約の解除を行うときの残額の算定は、同時に行うIP通信網サービスの利用開始等の利用料金を合算して行います。</p>						
<p>(4) メニュー2又はメニュー8に係る契約者回線の回線距離の測定その他の場合における料金の適用</p>	<p>ア メニュー2におけるメニュー2-2-1のうち10Mb/sのもの、100Mb/sのもの若しくは1Gb/sのもの(その契約者回線の終端の場所を収容エリア内とするものを除きます。)又はメニュー2-2-2のうち100Mb/sのもの若しくは10Gb/sのもの(その契約者回線の終端の場所を収容エリア内とするものを除きます。)に係る契約者回線の異経路の加算額の適用についてはLAN型通信網サービスにおける第3種サービスの場合に準ずるものとします。</p> <p>イ メニュー2-2-1のうち1Gb/sのもの(その契約者回線の終端の場所を収容エリア内とするものに限ります。)メニュー2-2-2のうち1Gb/sのもの若しくは10Gb/sのもの(その契約者回線の終端の場所を収容エリア内とするものに限ります。)又はメニュー8(契約者回線型サービスにおける100Mb/sのものであってタイプ2に係るものに限ります。)に係る契約者回線の異経路の加算額の適用についてはメニュー5の場合に準ずるものとします。</p>						
<p>(5) IP通信網サービス取扱所内を終端とする契約者回線に係る基本額の適用</p>	<p>ア メニュー2-2-1における10Mb/s及び100Mb/sのものに係る契約者回線であって、その終端の場所を収容IP通信網サービス取扱所内とするもの基本額については、2-2-1(1)基本料の額からIP通信網サービス取扱所内に終端する1の終端ごとに次の額を減額して適用します。</p> <table border="1" data-bbox="595 1655 1267 1879"> <thead> <tr> <th>品目及び細目</th> <th>基本額の減額(月額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10Mb/sのもの</td> <td>435,000円 (税込価格 478,500円)</td> </tr> <tr> <td>100Mb/sのもの</td> <td>549,000円 (税込価格 603,900円)</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ メニュー2-2-1における1Gb/sのものに係る契約者回線であって、その終端の場所を収容IP通信網サー</p>	品目及び細目	基本額の減額(月額)	10Mb/sのもの	435,000円 (税込価格 478,500円)	100Mb/sのもの	549,000円 (税込価格 603,900円)
品目及び細目	基本額の減額(月額)						
10Mb/sのもの	435,000円 (税込価格 478,500円)						
100Mb/sのもの	549,000円 (税込価格 603,900円)						

ビス取扱所内とするものの基本額については、2-2-1(1)基本料の額からIP通信網サービス取扱所内に終端する1の終端ごとに次の額を減額して適用します。

品目及び細目		基本額の減額（月額）
1 Gb/sのもの	クラス1のもの	3,040,000円 (税込価格 3,344,000円)
	クラス2のもの	6,080,000円 (税込価格 6,688,000円)

ウ メニュー2-2-2における100Mb/sのものに係る契約者回線であって、その終端の場所を収容IP通信網サービス取扱所内とするものの基本額については、2-2-1(1)基本料の額からIP通信網サービス取扱所内に終端する1の終端ごとに次の額を減額して適用します。

品目及び細目	基本額の減額（月額）
100Mb/sのもの	549,000円 (税込価格 603,900円)

エ メニュー2-2-2における1Gb/s及び10Gb/sのものに係る契約者回線であって、その終端の場所を収容IP通信網サービス取扱所内とするものの基本額については、2-2-1(1)基本料の額からIP通信網サービス取扱所内に終端する1の終端ごとに次の額を減額して適用します。

品目及び細目		基本額の減額（月額）
1 Gb/sのもの	クラス1のもの	20,000円 (税込価格 22,000円)
	クラス2のもの	40,000円 (税込価格 44,000円)
10Gb/sのもの		22,820,000円 (税込価格 25,102,000円)

オ メニュー8（契約者回線型サービスにおける100Mb/sのものであってタイプ2に係るものに限り。）に係る契約者回線であって、その終端の場所をIP通信網サービス取扱所内とするものの基本額については、2-8-1基本額の額からIP通信網サービス取扱所内に終端する1の終端ごとに月額20,000円（税込価格 22,000円）を減額して適用します。

(6) 契約者回線の終端がIP通信網サービス区域外となる場合の利用料の加算額の適用

契約者回線（メニュー2及びメニュー8に係るものを除きます。）の終端がその収容IP通信網サービス取扱所が所在するIP通信網サービス区域外となる場合（異経路となる場合を除きます。）の利用料の加算額は、契約者回線のうち、その収容IP通信網サービス取扱所が所在するIP通信網サービス区域（契約者回線がその収容IP通信網サービス

	<p>取扱所以外の電話サービス取扱所を経由する場合には、その契約者回線が最後に経由する電話サービス取扱所の所在する電話加入区域)を超える地点から引込柱(保安器に最も近い距離にある電柱(ケーブル引込みの場合は配線盤)をいいます。以下同じとします。)までの線路(以下「区域外線路」といいます。)について適用します。</p>
<p>(7) 契約者回線が異経路となる場合の利用料の加算額の適用</p>	<p>契約者回線(メニュー2及びメニュー8に係るものを除きます。)が異経路となる場合の利用料の加算額は、契約者回線のうち、次の部分について適用します。</p> <p>ア 契約者回線がその収容IP通信網サービス取扱所以外の電話サービス取扱所を経由する場合 その契約者回線が最後に経由する電話サービス取扱所が所在する電話加入区域(その電話加入区域に収容区域が定められているときは、その最後に経由する電話サービス取扱所が所在する収容区域)を超える地点から引込柱までの線路</p> <p>イ ア以外の場合 その収容IP通信網サービス取扱所が所在するIP通信網サービス区域(その収容IP通信網サービス取扱所に対応する電話加入区域に収容区域が定められているときは、その収容IP通信網サービス取扱所が所在する収容区域)を超える地点から引込柱までの線路</p>
<p>(8) 優先接続のうち電話会社固定に係る利用料金の割引の適用</p>	<p>当社は、料金表別表1に規定するところにより、優先接続のうち電話会社固定に係る利用料金の割引を適用します。</p>
<p>(9) 学校に限定した利用料金の割引の適用</p>	<p>当社は、料金表別表2に規定するところにより、学校に限定した利用料金の割引を適用します。</p>
<p>(10) 長期継続利用申出に係る利用料金の割引の適用(にねん割)</p>	<p>当社は、料金表別表3に規定するところにより、長期継続利用申出に係る利用料金の割引を適用します。</p>
<p>(11) 複数同時利用申出に係る利用料金の割引の適用(単身&かぞく応援割)</p>	<p>当社は、料金表別表4に規定するところにより、複数同時利用申出に係る利用料金の割引を適用します。</p>

(12) 同報通信機能
(2 - 9 に規定する同報通信機能の加算額の部分に係るものに限ります。以下、(12)において同じとします。)及び符号蓄積機能に関する付加機能利用料の適用

当社は、同報通信機能及び符号蓄積機能に係る付加機能利用料については、次表のとおり適用します。

区 分	付加機能利用料の適用
1 符号蓄積機能の利用開始があったとき又は料金月の初日以外の日に同報通信機能の利用開始があったとき。	その同報通信機能又は符号蓄積機能の利用開始があった日を含む料金月に係る付加機能利用料は適用しません。ただし、4 となるときを除きます。
2 1 の料金月内に符号蓄積機能の区分の変更があったとき。	その符号蓄積機能の区分の変更前の区分に係る料金額を適用します。ただし、3 又は 4 となるときを除きます。
3 1 の料金月内に複数回の符号蓄積機能の区分の変更があったとき。	その利用した符号蓄積機能の区分の中で最大となる料金額を適用します。
4 利用開始があった料金月に、その同報通信機能又は符号蓄積機能の廃止があったとき。	その料金月における同報通信機能又は符号蓄積機能の区分に係る料金額(区分の変更が伴った場合は、その利用した符号蓄積機能の区分の中で最大となる料金額)を適用します。
5 料金月の途中で同報通信機能又は符号蓄積機能の廃止があったとき。	その同報通信機能又は符号蓄積機能の廃止があった日を含む料金月に係る料金額(区分の変更が伴った場合は、その利用した端末監視機能又は符号蓄積機能の区分の中で最大となる料金額)を適用します。

(13) 通信の付加サービスに関する取扱い

ア 通信の付加サービスには、その契約者回線等に係る通信について、IP通信網契約者からの請求により、IPv6通信を行うことが可能となるものがあります。

イ 当社は、メニュー5(メニュー5-1の1Gb/s及び10Gb/sの品目におけるプラン3-1及びプラン4のもの並びにメニュー5-2の1Gb/s及び10Gb/sの品目のものを除きます。)のものに係るIP通信網契約者から請求があったときに限り、IPv6通信(フレッツ・v6オプション)を提供します。

ただし、メニュー5の提供の形態による細目が-1型のものに係る場合であって、IP通信網契約者から特段の申出がないときには、IP通信網契約者から請求があったものとみなして取り扱います。

ウ 前項の場合において、IPv6通信の提供が技術的に

	<p>困難なとき又は保守することが著しく困難である等当社の業務の遂行上支障があるときは提供できない場合があります。</p> <p>エ メニュー 5 のものに係る I P v 6 通信に関する取扱いは次のとおりとします。</p> <p>(ア) 当社が別に定める相互接続点との間又は通信の相手先がメニュー 5 のものに係る契約者回線であって I P v 6 通信を利用している場合に限り、通信を行うことができます。この場合において I P 通信網契約者は、通信の都度指定する通信相手先識別符号（この付加サービスを利用する通信の相手先を識別するための英字及び数字等の組み合わせであって、当社が別に定めるところにより付与するものをいいます。以下同じとします。）を用いて通信を行うことができます。</p> <p>(イ) 通信の相手先となる相互接続点は 1 の協定事業者に係るものに限るものとし、 I P 通信網契約者はその協定事業者をあらかじめ指定していただきます。</p> <p>(ウ) メニュー 5 の 200Mb/s のものに係る I P v 6 通信については、契約者回線等との間における通信であって、収容 I P 通信網サービス取扱所から契約者回線の終端への伝送方向の伝送速度は、最大概ね 1Gbit/s までとなります。</p> <p>(エ) 当社は、 I P v 6 通信による通信を行う I P 通信網契約者が、技術上若しくは業務の遂行上やむを得ない理由があるときは通信相手先識別符号を変更又は廃止することがあります。この場合、当社は、あらかじめそのことを I P 通信網契約者にお知らせします。</p> <p>(オ) I P 通信網契約者は、通信相手先識別符号の適正な管理に努めていただきます。</p> <p>オ 当社は、第 51 条（責任の制限）に規定するほか、この欄に規定する付加サービスを提供することに伴い発生する損害については、責任を負いません。</p>
(14) 削除	
(15) 復旧等に伴い収容 I P 通信網サービス取扱所又はその経路を変更した場合の利用料金の適用	<p>当社の設置した電気通信設備を修理又は復旧するときに一時的に収容 I P 通信網サービス取扱所又はその経路を変更した場合の利用料金は、 2（料金額）の規定にかかわらず、その契約者回線を変更前の収容 I P 通信網サービス取扱所又は経路において修理又は復旧したものとみなして適用します。</p>
(16) 屋内配線利用料の適用	<p>屋内配線利用料は、次の配線ごとに適用します。</p> <p>ア 契約者回線等の終端からジャック又はローゼット（ジャック又はローゼットが設置されていない場合には宅内機器とします。以下この欄について同じとします。）までの配線</p> <p>イ 1 のジャック又はローゼットから他のジャック又はローゼットまでの配線</p> <p>ただし、その屋内配線について、電話サービスに係る屋内配線使用料の適用を受けている場合は、 2 - 4 - 2</p>

<p>(17) メニュー 4 に関する利用料金の適用除外</p>	<p>(3)の規定にかかわらず、その料金額は適用しません。</p> <p>メニュー 4 に係る IP 通信網サービスの提供の開始、契約者回線等の移転又は品目の変更により、リンク未確立状態（DSL 方式に起因する事象であって、契約者回線等の終端に接続される変復調装置（以下「DSL モデム」といいます。）とその DSL モデムと対向して収容 IP 通信網サービス取扱所に設置される変復調装置との間における通信が全く利用できない状態をいいます。以下同じとします。）となった場合（そのことを当社が確認できる場合に限りです。）であって、その IP 通信網サービスの提供の開始、契約者回線等の移転又は品目の変更の日の翌日から起算して 20 日以内に、IP 通信網契約者からその旨の申出があり、その IP 通信網契約の解除又は契約者回線等の移転若しくは品目の変更の請求が行われた場合は、2（料金額）の規定にかかわらず、リンク未確立状態の期間に係る利用料金は適用しません。</p>															
<p>(18) 当社が別に定める IP 通信網サービス取扱所が所在する電話加入区域内等を終端とする契約者回線の基本額の適用</p>	<p>ア メニュー 2 - 2 - 1 における 1 Gb/s 及びメニュー 2 - 2 - 2 における 10Gb/s のものに係る契約者回線であって、その終端の場所を収容エリア内とするものの基本額については、2 - 2 - 1 (1)基本料の額から収容エリア内に終端する 1 の終端ごとに次の額を減額して適用します。</p> <table border="1" data-bbox="595 1070 1265 1413"> <thead> <tr> <th colspan="2">品目及び細目</th> <th>基本額の減額（月額）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">1 Gb/s のもの</td> <td>クラス 1 のもの</td> <td>3,020,000 円 (税込価格 3,322,000 円)</td> </tr> <tr> <td>クラス 2 のもの</td> <td>6,040,000 円 (税込価格 6,644,000 円)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">10Gb/s のもの</td> <td>22,780,000 円 (税込価格 25,058,000 円)</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ メニュー 2 - 2 - 1 における 10Mb/s のもの、100Mb/s のもの若しくは 1 Gb/s のもの（その契約者回線の終端の場所を収容エリア内とするものを除きます。）又はメニュー 2 - 2 - 2 における 100Mb/s のものに係る契約者回線であって、その終端の場所を IP 通信網サービス取扱所が所在する電話加入区域（その電話加入区域に収容区域が定められている場合は、その IP 通信網サービス取扱所が所在する収容区域とします。以下この欄において同じとします。）内とするものの基本額については、2 - 2 - 1 (1)基本料の額から電話加入区域内に終端する 1 の終端ごとに次の額を減額して適用します。</p> <table border="1" data-bbox="595 1816 1265 1944"> <thead> <tr> <th>品目及び細目</th> <th>基本額の減額（月額）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10Mb/s のもの</td> <td>260,000 円 (税込価格 286,000 円)</td> </tr> </tbody> </table>	品目及び細目		基本額の減額（月額）	1 Gb/s のもの	クラス 1 のもの	3,020,000 円 (税込価格 3,322,000 円)	クラス 2 のもの	6,040,000 円 (税込価格 6,644,000 円)	10Gb/s のもの		22,780,000 円 (税込価格 25,058,000 円)	品目及び細目	基本額の減額（月額）	10Mb/s のもの	260,000 円 (税込価格 286,000 円)
品目及び細目		基本額の減額（月額）														
1 Gb/s のもの	クラス 1 のもの	3,020,000 円 (税込価格 3,322,000 円)														
	クラス 2 のもの	6,040,000 円 (税込価格 6,644,000 円)														
10Gb/s のもの		22,780,000 円 (税込価格 25,058,000 円)														
品目及び細目	基本額の減額（月額）															
10Mb/s のもの	260,000 円 (税込価格 286,000 円)															

	100Mb/sのもの	340,000円 (税込価格 374,000円)				
	1 Gb/sの もの	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="727 349 938 434">クラス 1 のもの</td> <td data-bbox="938 349 1289 434">2,400,000円 (税込価格 2,640,000円)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="727 434 938 533">クラス 2 のもの</td> <td data-bbox="938 434 1289 533">4,800,000円 (税込価格 5,280,000円)</td> </tr> </table>	クラス 1 のもの	2,400,000円 (税込価格 2,640,000円)	クラス 2 のもの	4,800,000円 (税込価格 5,280,000円)
クラス 1 のもの	2,400,000円 (税込価格 2,640,000円)					
クラス 2 のもの	4,800,000円 (税込価格 5,280,000円)					
(18)の 2 メニュー 2 - 3 のものに係る 1 の契約者回線と通信を行う設備の数に応じた加算料の適用	メニュー 2 - 3 のものに係る利用料については、1 の契約者回線と通信を行う設備の数に応じて、2 - 2 - 1 (利用料) に規定する加算料を適用します。					
(19) メニュー 5 に係る情報量に応じた加算料の適用	<p>ア メニュー 5 における提供の形態による細目が - 2 型のものに係る利用料については、その契約者回線において利用があった情報量に応じて、2 - 5 - 1 (利用料) に規定する情報量に応じた加算料を適用します。</p> <p>イ 情報量に応じた加算料は、月間累計情報量に応じて、2 - 5 - 1 (利用料) の規定により算定します。</p> <p>ウ 情報量の測定及び月間累計情報量の算定は次のとおりとします。</p> <p>(ア) 課金対象符号の情報量は、当社の機器により測定します。</p> <p>(イ) 当社は、課金対象符号が通信の相手先又は IP 通信網契約者に到達しなかった場合であっても、情報量の測定に含みます。</p> <p>(ウ) 提供の形態による細目が - 2 - 1 型のもの と - 2 - 2 型のものに係る課金対象符号の情報量は合算しません。</p> <p>(エ) 当社は、提供の形態による細目が - 2 型のものから品目等の変更があった場合であって、同一料金月内において再び提供の形態による細目が - 2 型のもの (品目等の変更前のものに限り) への品目等の変更があったときは、品目等の変更前と変更後の提供の形態による細目が - 2 型のものに係る課金対象符号の情報量を合算して情報量に応じた加算料を算定します。</p> <p>ただし、品目等の変更があった場合であって、契約者回線等番号の変更があったときは、この限りではありません。</p> <p>エ 同一料金月内においてメニュー 5 - 1 における提供の形態による細目が 2 - 1 型のもの及びメニュー 5 - 2 における提供の形態による細目が 2 - 1 型のものを含む品目等の変更があった場合 (当該料金月の初日以外の日に変更があった場合に限り) は、その料金月における 2 - 5 - 1 (利用料) に規定する情報量に応じた加算料について、その変更等があった日の属する料金月における初日以外の日において最初に利用していたメ</p>					

	<p>ニュー5における提供の形態による 2 - 1 型のものの情報量に応じた加算額を適用します。</p> <p>オ メニュー5に係る契約者回線（メニュー5 - 1における品目が100Mb/sのものであってプラン1のもの若しくはプラン2のもの、メニュー5 - 1における品目が1Gb/sのものであってプラン4のもの若しくはプラン5のもの又は提供の形態による細目が 2型のものを除きます。）と、提供の形態による細目が 2 - 1 型のものとの間の品目等の変更があった場合は、基本料とアからエの規定により算定した情報量に応じた加算料の合計額が、カに規定する上限額を超える場合は、上限額を超える部分について、2 - 5 - 1（利用料）に規定する情報量に応じた加算料の額から減額して適用します。</p> <p>ただし、当社が別に定める場合は、この限りではありません。</p> <p>カ 前項に定める品目等の変更があった場合の上限額は、その品目等の変更があった日の属する料金月においてIP通信網契約者が利用していたメニュー5に係る品目等の利用料（基本料（日割しないものであって、料金表別表3に規定する長期継続利用申出に係る利用料金の割引以外の割引については、その割引を適用する前のものとします。）と情報量に応じた加算料の最大の額（提供の形態による細目が 2 - 1 型のものに限りませぬ。）の合計額に限りませぬ。）のうち最大のものとします。</p>
<p>(20) メニュー6 - 8に係る情報料に応じた加算料の適用</p>	<p>ア メニュー6 - 8の利用料については、その契約者回線において利用があった情報量に応じて、2 - 6(8)（メニュー6 - 8に係る利用料）に規定する情報量に応じた加算料を適用します。</p> <p>イ 情報量に応じた加算料は、月間累計情報量に応じて、2 - 6(8)（利用料）の規定により算定します。</p> <p>ウ 情報量の測定及び月間累計情報量の算定は次のとおりとします。</p> <p>(ア) 課金対象符号の情報量は、当社の機器により測定します。</p> <p>(イ) 当社は、課金対象符号が通信の相手先又はIP通信網契約者に到達しなかつた場合であっても、情報量の測定に含みます。</p> <p>(ウ) 提供の形態による細目が6 - 8 - 1のもの、6 - 8 - 2のもの及び6 - 8 - 3のものに係る課金対象符号の情報量を合算して情報量に応じた加算料を算定します。</p>
<p>(21) 当社の機器の故障等により正しく算定できなかった場合の加算料の取扱い</p>	<p>当社の機器の故障等により正しく算定できなかった場合の情報量に応じた加算料は、次のとおりとします。</p> <p>ア 過去1年間の実績を把握することができる場合</p> <p>機器の故障等により正しく算定できなかった日の初日（初日が確定できないときにあつては、種々の事情を総合的に判断して機器の故障等があつたと認められる日）の属する料金月の前12料金月の各料金月における1日平均の情報量に応じた加算料が最低となる値</p>

	<p>に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額</p> <p>イ ア以外の場合</p> <p>把握可能な実績に基づいて当社が別に定める方法により算出した1日平均の情報量に応じた加算料が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額</p> <p>(注)本欄イに規定する当社が別に定める方法は、原則として次のとおりとします。</p> <p>(1) 過去2か月以上の実績を把握することができる場合機器の故障等により正しく算定することができなかった日前の実績が把握できる各料金月における1日平均の情報量に応じた加算料が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額</p> <p>(2) 過去2か月以上の実績を把握することができない場合機器の故障等により正しく算定することができなかった日前の実績が把握できる期間における1日平均の情報量に応じた加算料又は故障等の回復後の7日間における1日平均の情報量に応じた加算料のうち低い方の値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額</p>						
<p>(22) 請求書等の発行に関する料金の適用</p>	<p>ア 請求書等の発行に関する料金は、発行手数料及び収納手数料を合計して算定します。</p> <p>イ 発行手数料及び収納手数料は、I P通信網サービス(メニュー5又はメニュー8(当社が別に定めるものに限ります。))に係るものに限ります。以下この表において同じとします。)の料金その他の債務の支払い(I P通信網サービスの提供を開始した日を含む料金月及びその翌料金月分に係るものを除きます。)において支払いを要するものとし、次の場合に適用します。</p> <table border="1" data-bbox="595 1249 1267 1503"> <thead> <tr> <th data-bbox="595 1249 837 1301">区 分</th> <th data-bbox="837 1249 1267 1301">発行手数料等の適用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="595 1301 837 1391">(ア) 発行手数料</td> <td data-bbox="837 1301 1267 1391">請求書又は口座振替通知書の発行を要する場合に適用します。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="595 1391 837 1503">(イ) 収納手数料</td> <td data-bbox="837 1391 1267 1503">請求書によってI P通信網サービスの料金その他の債務を支払う場合に適用します。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注1)当社は、この約款以外の契約又は別段の合意に基づきメニュー5に関する利用料金を当社又は請求事業者から請求しないこととしている場合であっても、請求書等の発行に関する料金を適用します。</p> <p>(注2)当社は、第22条の2(I P通信網サービスの転用)の第3項②の規定によりメニュー5-4に係るI P通信網契約に移行し、引き続き当社が付加機能若しくは端末設備又はメニュー5-4における保守の態様による細目がタイプ2のものに係るI P通信網サービスを提供する場合、そのI P通信網サービスの転用があった日を含む料金月及びその翌料金月分に係る料金その他の債務の支払いについても、請求書等の発行に関する料金を適用します。</p>	区 分	発行手数料等の適用	(ア) 発行手数料	請求書又は口座振替通知書の発行を要する場合に適用します。	(イ) 収納手数料	請求書によってI P通信網サービスの料金その他の債務を支払う場合に適用します。
区 分	発行手数料等の適用						
(ア) 発行手数料	請求書又は口座振替通知書の発行を要する場合に適用します。						
(イ) 収納手数料	請求書によってI P通信網サービスの料金その他の債務を支払う場合に適用します。						

ウ 次の場合については、2 - 10（請求書等の発行に関する料金の額）の規定にかかわらず、請求書等の発行に関する料金は適用しません。

（ア）請求事業者が当社から譲渡した債権及び他社が請求事業者に譲渡した債権を一括して請求している場合

（イ）IP通信網契約者が法人（法人に相当するものと当社が認めるものを含みます。）の場合

（ウ）IP通信網契約者が料金表第1表第1類第1の1(11)に規定する複数同時利用申出に係る利用料金の割引の適用を受ける場合

（エ）当社が別に定める場合又は当社がやむを得ないと認める理由により請求書の発行を行う場合

2 料金額

2 - 1 メニュー 1 に関する利用料金

2 - 1 - 1 利用料

月額

料金種別	単 位	料 金 額
利用料	IP通信網サービスを利用する1のBチャンネルごとに	2,800円 (税込価格 3,080円)

2 - 1 - 2 加算額

端末設備に係るもの

当社が提供する宅内機器を利用しているとき。

機器利用料

1 装置ごとに月額

区 分		料 金 額
回線接続装置	VPN対応ルータ装置	エントリータイプ（接続されることとなる自営端末設備数が概ね30台程度のもの） 2,500円 (税込価格 2,750円)
		スタンダードタイプ（接続されることとなる自営端末設備数が概ね100台程度のもの） 5,000円 (税込価格 5,500円)

2 2 メニュー 2 に関する利用料金

2 - 2 - 1 基本額

(1) 基本料

ア プラン 1 に係るもの

利用料

1 契約者回線ごとに月額

区 分		料 金 額		
メニュー 2 - 2 に 係るもの	メニュー 2 - 2 - 1 に 係るもの	10Mb/sのもの		526,000円 (税込価格 578,600円)
		100Mb/sのもの		1,099,000円 (税込価格 1,208,900円)
		1 Gb/sのもの	クラス 1 のもの	3,590,000円 (税込価格 3,949,000円)
	クラス 2 のもの		6,880,000円 (税込価格 7,568,000円)	
	メニュー 2 - 2 - 2 に 係るもの	100Mb/sのもの		1,198,000円 (税込価格 1,317,800円)
		1 Gb/sのもの	クラス 1 のもの	1,263,000円 (税込価格 1,389,300円)
クラス 2 のもの			1,533,000円 (税込価格 1,686,300円)	
10Gb/sのもの		24,430,000円 (税込価格 26,873,000円)		

イ プラン 2 に係るもの

利用料

1 契約者回線ごとに月額

区 分		料 金 額		
メニュー 2 - 2 に 係るもの	メニュー 2 - 2 - 1 に 係るもの	10Mb/sのもの		746,000円 (税込価格 820,600円)
		100Mb/sのもの		2,079,000円 (税込価格 2,286,900円)
		1 Gb/sのもの	クラス 1 のもの	4,570,000円 (税込価格 5,027,000円)
	クラス 2 のもの		7,860,000円 (税込価格 8,646,000円)	
	メニュー 2 - 2 - 2 に 係るもの	100Mb/sのもの		2,178,000円 (税込価格 2,395,800円)
		1 Gb/sのもの	クラス 1 のもの	4,943,000円 (税込価格 5,437,300円)
クラス 2 のもの			5,213,000円 (税込価格 5,734,300円)	

	10Gb/sのもの	28,820,000円 (税込価格 31,702,000円)
--	-----------	-----------------------------------

(2) メニュー 2 - 3 に係る基本料

1 契約者回線ごとに月額

区 分	料 金 額
100Mb/sのもの	40,000円 (税込価格 44,000円)
1 Gb/sのもの	70,000円 (税込価格 77,000円)

(3) メニュー 2 - 2 - 1 における 1 Gb/sのものに係る加算料

ア プラン 1 に係るもの

利用料

1 契約者回線ごとに月額

伝送速度に関する細目	料 金 額
200Mb/s ~ 1 Gb/sのもの	伝送速度が100Mbit/sを超える100Mbit/sごとに66,000円(税込価格 72,600円)を加えた額

イ プラン 2 に係るもの

(ア) クラス 2 に係るもの(その契約者回線の終端の場所を当社が別に定めるIP通信網サービス取扱所内とするもの及び収容エリア内とするものを除きます。)

利用料

1 契約者回線ごとに月額

伝送速度に関する細目	料 金 額
200Mb/s	116,000円(税込価格 127,600円)を加えた額
300Mb/s ~ 1 Gb/sのもの	伝送速度が200Mbit/sを超える100Mbit/sごとに366,000円(税込価格 402,600円)を加えた額

(イ) (ア)以外のもの

利用料

1 契約者回線ごとに月額

伝送速度に関する細目	料 金 額
200Mb/s ~ 1 Gb/sのもの	伝送速度が100Mbit/sを超える100Mbit/sごとに366,000円(税込価格 402,600円)を加えた額

(4) メニュー 2 - 2 - 1 におけるグレード 2 のものに係る加算料

利用料

1 契約者回線ごとに月額

区 分	料 金 額
10Mb/sのもの	15,000円(税込価格 16,500円)
100Mb/sのもの	190,000円(税込価格 209,000円)
1 Gb/sのもの	190,000円(税込価格 209,000円)

(5) メニュー 2 - 2 - 2 における10Gb/sのものに係る加算料

ア プラン 1 に係るもの

利用料

1 契約者回線ごとに月額

区 分	料 金 額
2 Gb/s ~ 10Gb/sのもの	伝送速度が 1 Gbit/s を超える 1 Gbit/s ごとに 900,000円(税込価格 990,000円)を加えた額

イ プラン 2 に係るもの

利用料

1 契約者回線ごとに月額

区 分	料 金 額
2 Gb/s ~ 10Gb/sのもの	伝送速度が 1 Gbit/s を超える 1 Gbit/s ごとに 3,500,000円(税込価格 3,850,000円)を加えた額

(6) 削除

(7) メニュー 2 - 3 のものに係る通信を行う設備の数に応じた加算料

1 契約者回線につき 1 の設備ごとに月額

区 分		加 算 額
当社が別に定めるグループ A に区分される設備との間において通信を行うことが可能なもの	100Mb/sのもの	30,000円 (税込価格 33,000円)
	1 Gb/sのもの	60,000円 (税込価格 66,000円)
当社が別に定めるグループ B に区分される設備との間において通信を行うことが可能なもの	100Mb/sのもの	80,000円 (税込価格 88,000円)
	1 Gb/sのもの	120,000円 (税込価格 132,000円)
備考 I P 通信網契約者が 1 の契約者回線において通信を行うことが可能な設備の数は10までとします。		

2 - 2 - 2 加算額

- (1) 削除
 (2) 契約者回線が異経路によるものであるとき。

1 契約者回線ごとに月額

料 金 種 別		料 金 額
異経路の線路	ア メニュー 2 - 2 - 1 における 10Mb/s、100Mb/s若しくは 1Gb/s のもの(イに係るものを除きます。)又はメニュー 2 - 2 - 2 における 100Mb/s若しくは 10Gb/s のもの(イに係るものを除きます。)	その契約者回線をLAN型通信網サービスの契約者回線とみなした場合に適用される利用料金の加算額(その契約者回線が異経路によるものとなる場合の加算額に限ります。)と同額
	イ メニュー 2 - 2 - 1 における 1 Gb/sのもの又はメニュー 2 - 2 - 2 における 1 Gb/sのもの若しくは 10Gb/sのもの(その契約者回線の終端の場所を収容エリア内とするものに限ります。)	その契約者回線をメニュー 5 に係る契約者回線とみなした場合に適用される利用料金の加算額(その契約者回線が異経路によるものとなる場合の加算額に限ります。)と同額

- (3) 削除
 (4) 当社が提供する配線設備を利用しているとき。

屋内配線利用料

1 配線ごとに月額

料 金 種 別		料 金 額
配線	メニュー 2 - 2 - 1 における 1 Gb/s用のもの又はメニュー 2 - 2 の 1 Gb/s用のもの	2,000円(税込価格 2,200円)
	メニュー 2 - 2 - 1 における 1 Gb/s用のもの又はメニュー 2 - 2 の 1 Gb/s用のもの	4,000円(税込価格 4,400円)
	メニュー 2 - 2 - 2 の 10 Gb/s用のもの	4,000円(税込価格 4,400円)
備考 屋内配線は、メニュー 2 - 2 - 1 における 1 Gb/sのもの並びにメニュー 2 - 2 - 2 における 1 Gb/sのもの及び 10Gb/sのものに係る IP 通信網契約においてのみ提供します。		

- (5) 削除
 2 3 削除

2 - 4 メニュー 4 に関する利用料金

2 - 4 - 1 利用料

(1) タイプ 1 のもの

1 契約者回線又は 1 利用回線ごとに月額

区 分	料 金 額
利用回線型サービスに係るもの	1 Mb/sのもの 1,600円 (税込価格 1,760円)
	1.5Mb/sのもの 2,600円 (税込価格 2,860円)
	8 Mb/sのもの 2,650円 (税込価格 2,915円)
	12Mb/sのもの 2,700円 (税込価格 2,970円)
	40Mb/sのもの 2,750円 (税込価格 3,025円)
	47Mb/sのもの 2,800円 (税込価格 3,080円)
契約者回線型サービスに係るもの	1 Mb/sのもの 2,950円 (税込価格 3,245円)
	1.5Mb/sのもの 4,550円 (税込価格 5,005円)
	8 Mb/sのもの 4,750円 (税込価格 5,225円)
	12Mb/sのもの 4,850円 (税込価格 5,335円)
	40Mb/sのもの 4,950円 (税込価格 5,445円)
	47Mb/sのもの 5,050円 (税込価格 5,555円)

(2) タイプ 2 のもの

1 契約者回線ごとに月額

区 分	料 金 額
契約者回線型サービスに係るもの	1.5Mb/sのもの 7,050円 (税込価格 7,755円)
	8 Mb/sのもの 7,250円 (税込価格 7,975円)
	12Mb/sのもの 7,350円 (税込価格 8,085円)
	40Mb/s プラン 1 のもの 7,450円 (税込価格 8,195円)

		プラン 2 のもの	11,000円 (税込価格 12,100円)
	47Mb/s のもの	プラン 1 のもの	7,550円 (税込価格 8,305円)
		プラン 2 のもの	11,000円 (税込価格 12,100円)

2 - 4 - 2 加算額

(1) 削除

(2) その契約者回線が異経路によるものであるとき。

1 契約者回線ごとに月額

区 分	料 金 額
契約者回線型サービスに係るもの	別に算定する実費
備考 別に算定する実費の算定方法については、当社が指定する I P 通信網サービス取扱所において閲覧に供します。	

(3) 端末設備に係るもの

ア 当社が提供する配線設備を利用しているとき。

屋内配線利用料

1 配線ごとに月額

料 金 種 別	料 金 額
配線	60円(税込価格 66円)

イ 当社が提供する宅内機器を利用しているとき。

(ア) 基本料

機器利用料

1 装置ごとに月額

料 金 種 別		料金額
回線接続装置	変復調装置 (A D S L モデム)	1 Mb/s用のもの、1.5 Mb/s用のもの、8 Mb/s用のもの又は12Mb/s用のもの 440円 (税込価格 484円)
		40Mb/s用のもの又は47 Mb/s用のもの 490円 (税込価格 539円)
帯域分離多重装置 (スプリッタ)		50円 (税込価格 55円)
変復調機能・ルータ機能付 I P 電話対応装置 (A D S L モデム 内蔵 I P 電話ルータ)	1 Mb/s用のもの、1.5 Mb/s用のもの、8 Mb/s用のもの又は12Mb/s用のもの 440円 (税込価格 484円)	
	40Mb/s用のもの又は 47Mb/s用のもの 490円 (税込価格 539円)	
ルータ機能付 I P 電話対応装置 (I P 電話ルータ)		380円 (税込価格 418円)

簡易ルータ機能付 I P 電話対応装置(I P 電話アダプタ)		380円 (税込価格 418円)
無線 L A N 対応型変復調機能・ルータ機能付 I P 電話対応装置(A D S L モデム内蔵 I P 電話ルータ無線 L A N セット)	基本装置	900円 (税込価格 990円)
	増設装置	300円 (税込価格 330円)
V P N 対応ルータ装置	エントリータイプ(接続されることとなる自営端末設備数が概ね30台程度のもの)	2,500円 (税込価格 2,750円)
	スタンダードタイプ(接続されることとなる自営端末設備数が概ね100台程度のもの)	5,000円 (税込価格 5,500円)

備考

- 1 帯域分離多重装置は、利用回線型サービスに係る利用回線に限り提供します。
- 2 変復調機能・ルータ機能付 I P 電話対応装置、ルータ機能付 I P 電話対応装置、簡易ルータ機能付 I P 電話対応装置及び無線 L A N 対応型変復調機能・ルータ機能付 I P 電話対応装置については、当社が別に定める電気通信事業者が提供する I P 電話サービスの利用が可能なものとしします。
- 3 当社は、無線 L A N 対応型変復調機能・ルータ機能付 I P 電話対応装置については、基本装置を利用する I P 通信網契約者に限り増設装置(当社が別に定める数までとします。)を提供します。
- 4 無線 L A N 対応型変復調機能・ルータ機能付 I P 電話対応装置を用いた通信については、その一部区間において無線方式(当社が別に定めるものとしします。)により符号伝送を行うものであり、当社が別に定める範囲において利用することができます。

(イ) タイプ2のものに係る加算料

機器利用料

1 契約者回線ごとに月額

区 分	料 金 額
契約者回線型サービス	500円(税込価格 550円)

2 - 5 メニュー 5 に関する利用料金

2 - 5 - 1 利用料

(1) 基本料

1 契約者回線ごとに月額

区 分				料 金 額		
メニュー 5 - 1 に係 るもの	100Mb/s のもの	- 1 型に係 るもの	プラン 3 - 1 に係るもの	5,200円 (税込価格 5,720円)		
			- 2 - 1 型に係るもの		2,800円 (税込価格 3,080円)	
			- 2 - 2 型に係るもの		3,800円 (税込価格 4,180円)	
	200Mb/sのもの			5,200円 (税込価格 5,720円)		
	1 Gb/sのもの	プラン 3 - 1 に係るもの		5,400円 (税込価格 5,940円)		
		プラン 4 - 1 に係るもの		20,000円 (税込価格 22,000円)		
		プラン 4 - 2 に係るもの		41,100円 (税込価格 45,210円)		
		プラン 5 に係るもの		41,100円 (税込価格 45,210円)		
	10Gb/sのもの			5,500円 (税込価格 6,050円)		
	メニュー 5 - 2 に係 るもの	100Mb/s のもの	- 1 型に係 るもの	プラン・ ミニに係 るもの	グレード 1 - 1 に係るもの	3,850円 (税込価格 4,235円)
グレ ード 1 - 2 に 係る もの					配線設備 多重装置 を利用す る場合	3,850円 (税込価格 4,235円)
					上記以外 の場合	3,500円 (税込価格 3,850円)
グレ ード 2 に 係る もの				配線設備 多重装置 を利用す る場合	3,850円 (税込価格 4,235円)	
				上記以外 の場合	3,500円 (税込価格 3,850円)	
プラン 1 に係るも の				グレード 1 - 1 に係るもの	3,250円 (税込価格 3,575円)	

			グレード 1 - 2 に係るもの	配線設備多重装置を利用する場合	3,250円 (税込価格 3,575円)
				上記以外の場合	2,900円 (税込価格 3,190円)
			グレード 2 に係るもの	配線設備多重装置を利用する場合	3,250円 (税込価格 3,575円)
				上記以外の場合	2,900円 (税込価格 3,190円)
		プラン 2 に係るもの	グレード 1 - 1 に係るもの		2,850円 (税込価格 3,135円)
			グレード 1 - 2 に係るもの	配線設備多重装置を利用する場合	2,850円 (税込価格 3,135円)
				上記以外の場合	2,500円 (税込価格 2,750円)
			グレード 2 に係るもの	配線設備多重装置を利用する場合	2,850円 (税込価格 3,135円)
				上記以外の場合	2,500円 (税込価格 2,750円)
		- 2 - 1 型に係るもの			2,000円 (税込価格 2,200円)
	200Mb/sのもの	プラン・ミニに係るもの	グレード 1 - 1 に係るもの		3,850円 (税込価格 4,235円)
		プラン 1 に係るもの	グレード 1 - 1 に係るもの		3,250円 (税込価格 3,575円)
		プラン 2 に係るもの	グレード 1 - 1 に係るもの		2,850円 (税込価格 3,135円)
	1 Gb/sのもの	プラン・ミニに係るもの	グレード 1 - 1 に係るもの		4,050円 (税込価格 4,455円)
		プラン 1 に係るもの	グレード 1 - 1 に係るもの		3,450円 (税込価格 3,795円)

	プラン 2 に係るもの	グレード 1 - 1 に係るもの	3,050円 (税込価格 3,355円)
	10Gb/sのもの	グレード 1 - 1 に係るもの	5,500円 (税込価格 6,050円)

備考

- 1 削除
- 2 配線設備多重装置とは、契約者回線の終端と自営端末設備等との間に設置されるものであって、DSL方式により1の配線設備において電話サービス又は総合デジタル通信サービスに係る通信とIP通信網サービスに係る通信を同時に利用できる機能を有する装置のことをいいます。
- 3 配線設備多重装置を利用する場合の料金額には配線設備多重装置(型(VDSL方式によるもので最大50Mbit/sまでの伝送速度による通信が可能なもの又はVDSL方式によるもので最大100Mbit/sまでの伝送速度による通信が可能なもの))の料金350円(税込価格 385円)を含みます。
- 4 当社は、配線設備多重装置については、メニュー5-2(品目が100Mb/sであって契約者回線の態様による細目がグレード1-1のものを除きます。)に係る契約者回線に限り提供します。
- 5 配線設備多重装置の提供を受けるIP通信網契約者は、そのIP通信網契約者が属する契約者グループごとに、型(VDSL方式によるもので最大50Mbit/sまでの伝送速度による通信が可能なもの又はVDSL方式によるもので最大100Mbit/sまでの伝送速度による通信が可能なもの)のいずれか1つを選択していただきます。
ただし、100Mb/sのものにおけるプラン・ミニ、プラン2におけるグレード1-2のものであって提供の形態による細目が-1型のものに係るIP通信網契約者は、-1型(VDSL方式によるもの)のもののうち最大100Mbit/sまでの伝送速度による通信が可能なもののみ利用することができます。
- 6 当社は、提供の形態による細目が-1型のものについては、1の契約者グループに係るすべてのIP通信網契約者が配線設備多重装置を利用する場合に限り、配線設備多重装置を提供します。
- 7 配線設備多重装置を用いた通信については、配線設備多重装置に接続される配線設備の回線距離又は設備状況等により通信の伝送速度が著しく低下若しくは変動する状態、符号誤りが発生する状態又は通信が全く利用できない状態となる場合があります。
- 8 配線設備多重装置を用いた通信については、当社が別に定める伝送速度までの符号伝送が可能なものとなります。

(2) タイプ2のものに係る加算料

1 契約者回線ごとに月額

区 分		料 金 額
メニュー 5	1に係るもの	3,000円 (税込価格 3,300円)
メニュー 5	2に係るもの	2,000円 (税込価格 2,200円)
	10Gb/sのもの	3,000円 (税込価格 3,300円)

備考 タイプ2のものに係る加算料は、サービスクラスによる細目がクラス1のものを除いて、適用します。

(3) 情報量に応じた加算料

ア - 2 - 1型に係るもの

区 分		単 位	料 金 額
月間累計情報量が200メガバイト以下の場合			
メニュー5 - 1に係る もの	月間累計情報量が200メガバイトを超え1,200メガバイト以下の場合	月間累計情報量が200メガバイトを超える10メガバイトまでごとに	30円 (税込価格 33円)
	月間累計情報量が1,200メガバイトを超える場合	1 契約者回線ごとに月額	3,000円 (税込価格 3,300円)
メニュー5 - 2に係る もの	月間累計情報量が200メガバイトを超え970メガバイト以下の場合	月間累計情報量が200メガバイトを超える10メガバイトまでごとに	30円 (税込価格 33円) (月間累計情報量が960メガバイトを超え970メガバイトまでの10メガバイトは、20円(税込価格 22円))
	月間累計情報量が970メガバイトを超える場合	1 契約者回線ごとに月額	2,300円 (税込価格 2,530円)
備考 当社は、1,048,576バイトを1メガバイトとして情報量に応じた加算料を算定します。			

イ - 2 - 2型に係るもの

区 分		単 位	料 金 額
月間累計情報量が3,000メガバイト以下の場合			
月間累計情報量が3,000メガバイトを超え10,000メガバイト以下の場合		月間累計情報量が3,000メガバイトを超える100メガバイトまでごとに	24円 (税込価格 26.4円) (月間累計情報量が9,900メガバイトを超え10,000メガバイトまでの100メガバイトは、44円(税込価格 48.4円))
月間累計情報量が10,000メガバイトを超える場合		1 契約者回線ごとに月額	1,700円 (税込価格 1,870円)
備考 当社は、1,048,576バイトを1メガバイトとして情報量に応じた加算料を算定します。			

2 - 5 - 2 加算額

- (1) 削除
- (2) 契約者回線が異経路となる場合の加算額

1 契約者回線ごとに月額

料 金 種 別	料 金 額
異経路の線路	別に算定する実費
備考 別に算定する実費の算定方法については、当社が指定するIP通信網サービス取扱所において閲覧に供します。	

- (3) 削除
- (4) 削除

- (5) 端末設備に係るもの
当社が提供する宅内機器を利用しているとき。

機器利用料

1 装置ごとに月額

区 分		料金額		
回線 接続 装置	ルータ機能付 I P 電話対応装置 (I P 電話ルータ)	380円 (税込価格 418円)		
	簡易ルータ機能付 I P 電話対応装置 (I P 電話アダプタ)	380円 (税込価格 418円)		
	無線 L A N 対応型ルータ機能付回線接 続装置 (ホームゲートウェイ)	型	基本装置	300円 (税込価格 330円)
			増設装置	300円 (税込価格 330円)
		型	基本装置	750円 (税込価格 825円)
			増設装置	300円 (税込価格 330円)
	無線 L A N 内蔵ルータ機能付回線接続装置 (無線 L A N 内蔵ホームゲートウェイ)		500円 (税込価格 550円)	
	V P N 対応ルータ装置	エントリータイプ (接続され ることとなる自営端末設備数 が概ね30台程度のもの)	2,500円 (税込価格 2,750円)	
		スタンダードタイプ (接続され ることとなる自営端末設備 数が概ね100台程度のもの)	5,000円 (税込価格 5,500円)	
	電力使用量表示機能対応装置	無線親機	100円 (税込価格 110円)	
分電盤計測器		100円 (税込価格 110円)		
備考				
<p>1 ルータ機能付 I P 電話対応装置、無線 L A N 対応型ルータ機能付回線 接続装置又は無線 L A N 内蔵ルータ機能付回線接続装置を用いた通信に ついては、当社が別に定める伝送速度までの符号伝送が可能なものとな ります。</p> <p>2 ルータ機能付 I P 電話対応装置及び簡易ルータ機能付 I P 電話対応装 置については、当社が別に定める電気通信事業者が提供する I P 電話サ ービスの利用が可能なものとします。</p> <p>3 当社は、無線 L A N 対応型ルータ機能付回線接続装置については、基 本装置を利用する I P 通信網契約者に限り増設装置又は付加装置 (当社 が別に定める数までとします。) を提供します。</p> <p>4 無線 L A N 対応型ルータ機能付回線接続装置、無線 L A N 内蔵ルータ 機能付回線接続装置又は電力使用量表示機能対応装置を用いた通信につ いては、その一部区間において無線方式 (当社が別に定めるものとしま す。) により符号伝送を行うものであり、当社が別に定める範囲において</p>				

利用することができます。

- 4の2 当社は、無線LAN対応型ルータ機能付回線接続装置（型のものに限ります。）については、メニュー5 - 1の1Gb/sの品目におけるプラン3 - 1のものであって提供の形態による細目が - 1型のもの又はメニュー5 - 2の1Gb/sの品目のものであって提供の形態による細目が - 1型のもの（その契約者回線の事業者変更の申込みと同時に、無線LAN対応型ルータ機能付回線接続装置（型のものに限ります。）の利用の請求があったものを除きます。）に係るIP通信網契約者に限り提供することとし、1の契約者回線につき1の無線LAN対応型ルータ機能付回線接続装置の基本装置を提供します。
- 4の3 当社は、無線LAN対応型ルータ機能付回線接続装置（型のものに限ります。）については、メニュー5（メニュー5 - 1の1Gb/sの品目におけるプラン3 - 1のものであって提供の形態による細目が - 1型のもの又はメニュー5 - 2の1Gb/sの品目のものであって提供の形態による細目が - 1型のものを除きます。）に係るIP通信網契約者（音声利用IP通信網サービス契約約款に定める第2種サービスの利用回線のものを除きます。）に限り提供することとし、1の契約者回線につき1の無線LAN対応型ルータ機能付回線接続装置の基本装置を提供します。
- 4の4 当社は、無線LAN内蔵ルータ機能付回線接続装置については、メニュー5の10Gb/sのものに係るIP通信網契約者に限り提供することとし、1の契約者回線につき1の無線LAN内蔵ルータ機能付回線接続装置を提供します。
- 5 削除
- 6 削除
- 7 当社は、VPN対応ルータ装置については、メニュー5における提供の形態による細目が - 1型のものに係る契約者回線に限り提供します。
- 8 削除
- 9 削除
- 10 削除
- 11 削除
- 12 当社は、電力使用量表示機能を利用するIP通信網契約者に限り、電力使用量表示機能対応装置を提供することとし、この場合において、1の契約者回線につき1の無線親機及び1の分電盤計測器を提供します。
- 13 削除
- 14 電力使用量表示機能対応装置の分電盤計測器については、最大適用電流が当社が別に定める場合までのもの限り利用することができます。

2 - 6 メニュー 6 に関する利用料金

- (1) 削除
- (2) メニュー 6 - 2 に係る利用料
ア プラン1に係るもの

1 契約者回線ごとに月額

区 分	料 金 額
100Mb/sのもの	800,000円 (税込価格 880,000円)
200Mb/sのもの	1,600,000円 (税込価格 1,760,000円)
300Mb/sのもの	2,400,000円 (税込価格 2,640,000円)
400Mb/sのもの	3,200,000円 (税込価格 3,520,000円)
600Mb/sのもの	4,800,000円 (税込価格 5,280,000円)
1 Gb/sのもの	2,800,000円 (税込価格 3,080,000円)
2 Gb/sのもの	5,600,000円 (税込価格 6,160,000円)

イ プラン 2 に係るもの

1 契約者回線ごとに月額

区 分	料 金 額
100Mb/sのもの	400,000円 (税込価格 440,000円)

- (3) 削除
- (4) 削除

(5) メニュー 6 - 5 に係る利用料

ア 基本料

1 契約者回線ごとに月額

区 分	料 金 額
5 MBのもの	10,000円 (税込価格 11,000円)
10MBのもの	20,000円 (税込価格 22,000円)
15MBのもの	30,000円 (税込価格 33,000円)
20MBのもの	40,000円 (税込価格 44,000円)
25MBのもの	50,000円 (税込価格 55,000円)

イ 通信の態様による細目に係る加算料

1 契約者回線につき 1 の配信対象回線ごとに月額

区 分	料 金 額
プラン 1 に係るもの	100円(税込価格 110円)
プラン 2 に係るもの	200円(税込価格 220円)
プラン 3 に係るもの	300円(税込価格 330円)
プラン 4 に係るもの	400円(税込価格 440円)
プラン 5 に係るもの	500円(税込価格 550円)

(6) 削除

(7) メニュー 6 - 7 に係る利用料

ア メニュー 6 - 7 - 1 に係るもの

月額

料 金 種 別	単 位	料 金 額
利用料	1 閉域グループ内回線ご とに	7,000円 (税込価格 7,700円)

イ メニュー 6 - 7 - 2 に係るもの

1 閉域グループ内回線ごとに月額

区 分	料 金 額
プラン 1 のもの	6,000円 (税込価格 6,600円)
プラン 2 のもの	9,000円 (税込価格 9,900円)

(8) メニュー 6 - 8 に係る利用料

ア 基本料

1 契約者回線ごとに月額

区 分			料 金 額
メニュー 6 - 8 - 1 に係るもの	プラン 1 に係るもの	クラス 1 のもの	45,000円 (税込価格 49,500円)
		クラス 2 のもの	60,000円 (税込価格 66,000円)
	プラン 2 に係るもの	クラス 1 のもの	60,000円 (税込価格 66,000円)
		クラス 2 のもの	90,000円 (税込価格 99,000円)
メニュー 6 - 8 - 2 に係るもの	プラン 1 に係るもの		45,000円 (税込価格 49,500円)
	プラン 2 に係るもの		60,000円 (税込価格 66,000円)
メニュー 6 - 8 - 3 に係るもの			40,000円 (税込価格 44,000円)

イ 情報量に応じた加算料

区 分	単 位	料 金 額
月間累計情報量が100ギガバイト未満の場合	-	-
月間累計情報量が100ギガバイト以上の場合	月間累計情報量が100ギガバイト以上100ギガバイトまでごとに	30,000円 (税込価格 33,000円)
備考 当社は、1,099,511,627,776バイトを1ギガバイトとして情報量に応じた加算料を算定します。		

2 - 7 削除

2 - 8 メニュー 8 に関する利用料金

2 - 8 - 1 基本額

(1) 利用回線型サービスに係るもの

1 利用回線につき 1 の V P N グループ利用者識別符号ごとに月額

区 分		料 金 額	
クラス 1 のもの	その V P N グループに属する利用回線の数の上限が 10 のもの	クラス 1 - 1 のもの	1,800円 (税込価格 1,980円)
		クラス 1 - 2 のもの	10,800円 (税込価格 11,880円)
	その V P N グループに属する利用回線の数の上限が 30 のもの	クラス 1 - 1 のもの	3,000円 (税込価格 3,300円)
		クラス 1 - 2 のもの	18,000円 (税込価格 19,800円)
	その V P N グループに属する利用回線の数の上限が 100 のもの	クラス 1 - 1 のもの	10,000円 (税込価格 11,000円)
		クラス 1 - 2 のもの	60,000円 (税込価格 66,000円)
	その V P N グループに属する利用回線の数の上限が 300 のもの	クラス 1 - 1 のもの	30,000円 (税込価格 33,000円)
		クラス 1 - 2 のもの	180,000円 (税込価格 198,000円)
	その V P N グループに属する利用回線の数の上限が 1,000 のもの	クラス 1 - 1 のもの	100,000円 (税込価格 110,000円)
		クラス 1 - 2 のもの	600,000円 (税込価格 660,000円)
	クラス 2 のもの		1,800円 (税込価格 1,980円)

(2) 契約者回線型サービスに係るもの

1 契約者回線又は1回線収容部ごとに月額

区 分		料 金 額	
10Mb/sのもの	グレード1のもの	240,000円 (税込価格 264,000円)	
	グレード2のもの	245,000円 (税込価格 269,500円)	
100Mb/sのもの	グレード1のもの	タイプ1のもの	980,000円 (税込価格 1,078,000円)
		タイプ2のもの	1,000,000円 (税込価格 1,100,000円)
	グレード2のもの	985,000円 (税込価格 1,083,500円)	

2 - 8 - 2 加算額

(1) 契約者回線が異経路によるものであるとき。

1 契約者回線ごとに月額

料 金 種 別	料 金 額
異経路の線路 100Mb/sのものにおけるタイプ2のもの(その契約者回線の終端の場所をIP通信網サービス取扱所内とするものを除きます。)	その契約者回線をメニュー5に係る契約者回線とみなした場合に適用される利用料金の加算額(その契約者回線が異経路によるものとなる場合の加算額に限ります。)と同額

(2) 当社が提供する配線設備を利用しているとき。

屋内配線利用料

1 配線ごとに月額

料 金 種 別	料 金 額
配線 100Mb/sのものにおけるタイプ2用のもの	2,000円(税込価格 2,200円)
備考	屋内配線は、100Mb/sのものにおけるタイプ2のものに限り提供します。

2 9 付加機能利用料
 (1) (2)及び(3)以外のもの

区 分		単 位	料金額（月額）
発信者識別符号認証代行機能	メニュー 2 に係る契約者回線について、あらかじめ登録した発信者識別符号（契約者回線等（メニュー 2 及びメニュー 6 に係るものを除きます。）からの着信の際に発信者を識別するための英字及び数字等の組み合わせであって、契約者回線に係る IP 通信網契約者が割り当てるものをいいます。以下同じとします。）を利用した通信のみを許容する機能	ア 登録可能符号数が 1 の契約者回線につきあらかじめ登録することのできる発信者識別符号の数をいいます。以下同じとします。）が50以内のもの（プラン 1）	1 契約者回線ごとに 12,000円 (税込価格 13,200円)
	イ 登録可能符号数が100以内のもの（プラン 2）	1 契約者回線ごとに 18,000円 (税込価格 19,800円)	
	ウ 登録可能符号数が300以内のもの（プラン 3）	1 契約者回線ごとに 30,000円 (税込価格 33,000円)	
	エ 登録可能符号数が500以内のもの（プラン 4）	1 契約者回線ごとに 45,000円 (税込価格 49,500円)	
	オ 登録可能符号数が1,000以内のもの（プラン 5）	1 契約者回線ごとに 60,000円 (税込価格 66,000円)	
	カ 登録可能符号数が2,000以内のもの（プラン 6）	1 契約者回線ごとに 80,000円 (税込価格 88,000円)	
	キ 登録可能符号数が3,000以内のもの（プラン 7）	1 契約者回線ごとに 100,000円 (税込価格 110,000円)	
	ク 登録可能符号数が 5,000以内のもの（プラン 8）	1 契約者回線ごとに 180,000円 (税込価格 198,000円)	
	ケ 登録可能符号数が 8,000以内のもの（プラン 9）	1 契約者回線ごとに 300,000円 (税込価格 330,000円)	
	コ 登録可能符号数が 10,000以内のもの（プラン10）	1 契約者回線ごとに 380,000円 (税込価格 418,000円)	
	サ 登録可能符号数が 30,000以内のもの（プラン11）	1 契約者回線ごとに 640,000円 (税込価格 704,000円)	
シ 登録可能符号数	1 契約者回線ごとに 1,000,000円		

			が 50,000 以内のもの (プラン12)	線ごとに	(税込価格 1,100,000円)	
			ス 登録可能符号数が 80,000 以内のもの (プラン13)	1 契約者回線ごとに	1,600,000円 (税込価格 1,760,000円)	
備考	<p>1 IP通信網契約者は、登録可能符号数に応じて、上記の13種類の中からあらかじめいずれか1つを選択していただきます。</p> <p>2 当社は、IP通信網契約者から請求があったときは区分の変更を行います。</p> <p>3 発信者番号通知機能を利用するIP通信網契約者は、発信者識別符号に加えて契約者回線等番号をあらかじめ登録することにより、着信に際して発信者を識別することができます。</p> <p>4 当社は、当社の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないときは、現に登録中の発信者識別符号及び契約者回線等番号を消去することがあります。</p> <p>5 IP通信網契約者及び発信者は、発信者識別符号等の適正な管理に努めていただきます。</p> <p>6 当社は、第51条（責任の制限）に規定するほか、この機能を提供することに伴い発生する損害については、責任を負いません。</p>					
同報通信機能	メニュー6-2（提供の形態による細目がプラン2のものを除きます。）に係る契約者回線について、この機能を利用するIP通信網契約者が送信した符号をIP通信網内において複製し、そのIP通信網契約者があらかじめ指定した複数の契約者回線等（メニュー5における提供の形態による細目が-1型のものに限りません。以下こ	基本額	メニュー6-2に係るもの	100Mb/sの品目に係るもの又は200Mb/sの品目におけるクラス2に係るもの	1 契約者回線につき1マルチキャストグループごとに	350,000円 (税込価格 385,000円)
				200Mb/sの品目におけるクラス1に係るもの又は400Mb/sの品目に係るもの	1 契約者回線につき1マルチキャストグループごとに	700,000円 (税込価格 770,000円)
				300Mb/s又は600Mb/sの品目に係るもの	1 契約者回線につき1マルチキャストグループごとに	1,050,000円 (税込価格 1,155,000円)
				1 Gb/s又は2 Gb/sの品目に係るもの	1 契約者回線につき1マルチキャストグループごとに	2,500,000円 (税込価格 2,750,000円)
			加算額		1 マルチキャストグループにつきこの機能を	200円 (税込価格 220円)

	<p>の欄において同じとします。)からなるグループ(以下「マルチキャストグループ」といいます。)へ送信を行うことを可能とする機能</p>	<p>利用して送信される符号が着信する1の契約者回線等ごとに</p>												
<p>備考</p>	<p>1 当社は、第51条（責任の制限）に規定するほか、この機能を提供することに伴い発生する損害については、責任を負いません。</p> <p>2 この機能を利用する1の契約者回線において利用することができるマルチキャストグループの数は、最大16までとします。</p> <p>3 IP通信網契約者は、その契約者回線（200Mb/sの品目におけるクラス2に係るもの又は400Mb/s、600Mb/s若しくは2Gb/sの品目に係るものに限り、以下、この欄において同じとします。）について、この機能を利用して行う通信に係る伝送速度については、次表のとおりとしていただきます。なお、IP通信網契約者は、その契約者回線において、この機能を利用した通信を行っているときは、この機能を利用した通信に加えて、その契約者回線に係る最大の伝送速度からこの機能を利用した通信に係る伝送速度に2を乗じた伝送速度を差し引いた伝送速度までの通信を利用することができます。</p> <table border="1" data-bbox="432 1144 1267 1402"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>伝送速度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>200Mb/sの品目におけるクラス2に係るもの</td> <td>最大100Mbit/sまで</td> </tr> <tr> <td>400Mb/sの品目に係るもの</td> <td>最大200Mbit/sまで</td> </tr> <tr> <td>600Mb/sの品目に係るもの</td> <td>最大300Mbit/sまで</td> </tr> <tr> <td>2Gb/sの品目に係るもの</td> <td>最大1Gbit/sまで</td> </tr> </tbody> </table>		区 分	伝送速度	200Mb/sの品目におけるクラス2に係るもの	最大100Mbit/sまで	400Mb/sの品目に係るもの	最大200Mbit/sまで	600Mb/sの品目に係るもの	最大300Mbit/sまで	2Gb/sの品目に係るもの	最大1Gbit/sまで		
区 分	伝送速度													
200Mb/sの品目におけるクラス2に係るもの	最大100Mbit/sまで													
400Mb/sの品目に係るもの	最大200Mbit/sまで													
600Mb/sの品目に係るもの	最大300Mbit/sまで													
2Gb/sの品目に係るもの	最大1Gbit/sまで													
<p>特定通信先追加機能（配信エリア拡大オプション）</p>	<p>この機能を利用するメニュー6-2（提供の形態による細目がプラン2のものを除きます。）に係る契約者回線について、そのIP通信網契約者が通信の都度指定する協定事業者に係る相互接続点（当社が別に定めるもの）に限り、以下この欄において同じとします。）との間の通信を行うことを可能とする機能</p> <table border="1" data-bbox="352 1417 1394 1901"> <tbody> <tr> <td>100Mb/sの品目におけるクラス1に係るもの</td> <td>1契約者回線ごとに</td> <td>900,000円 (税込価格 990,000円)</td> </tr> <tr> <td>100Mb/sの品目におけるクラス2に係るもの</td> <td>1契約者回線ごとに</td> <td>1,800,000円 (税込価格 1,980,000円)</td> </tr> <tr> <td>1Gb/sの品目におけるクラス1に係るもの</td> <td>1契約者回線ごとに</td> <td>3,150,000円 (税込価格 3,465,000円)</td> </tr> <tr> <td>1Gb/sの品目におけるクラス2に係るもの</td> <td>1契約者回線ごとに</td> <td>6,300,000円 (税込価格 6,930,000円)</td> </tr> </tbody> </table>		100Mb/sの品目におけるクラス1に係るもの	1契約者回線ごとに	900,000円 (税込価格 990,000円)	100Mb/sの品目におけるクラス2に係るもの	1契約者回線ごとに	1,800,000円 (税込価格 1,980,000円)	1Gb/sの品目におけるクラス1に係るもの	1契約者回線ごとに	3,150,000円 (税込価格 3,465,000円)	1Gb/sの品目におけるクラス2に係るもの	1契約者回線ごとに	6,300,000円 (税込価格 6,930,000円)
100Mb/sの品目におけるクラス1に係るもの	1契約者回線ごとに	900,000円 (税込価格 990,000円)												
100Mb/sの品目におけるクラス2に係るもの	1契約者回線ごとに	1,800,000円 (税込価格 1,980,000円)												
1Gb/sの品目におけるクラス1に係るもの	1契約者回線ごとに	3,150,000円 (税込価格 3,465,000円)												
1Gb/sの品目におけるクラス2に係るもの	1契約者回線ごとに	6,300,000円 (税込価格 6,930,000円)												
<p>備考</p>	<p>1 IP通信網契約者がこの機能を利用して行う特定相互接続通信（当社が設置するサーバ設備及び当社が別に定める協定事業者の電気通信</p>													

<p>ヨ ン</p>	<p>設備に係る通信をいいます。以下、この欄において同じとします。)に係る料金については、当社が設定するものとし、この機能と合わせてこの表に規定する料金額を適用します。</p> <p>2 当社は、第38条（利用料金の支払義務）及び第51条（責任の制限）の規定については、特定相互接続通信に係る電気通信設備を当社の電気通信設備とみなして適用します。</p> <p>3 当社は、第51条（責任の制限）及びこの備考の2に規定するほか、この機能を提供することに伴い発生する損害については、責任を負いません。</p>		
<p>指定通信相手先識別符号通信機能（独自ドメイン管理オプション）</p>	<p>この機能を利用するメニュー6 - 2に係る契約者回線について、その契約者が指定する通信相手先識別符号を用いて、メニュー5における提供の形態による細目が 型のものとの間の通信を行うことを可能とする機能</p>	<p>1 契約者回線ごとに</p>	<p>20,000円 (税込価格 22,000円)</p>
<p>備考</p>	<p>1 この機能を利用するメニュー6 - 2に係る1の契約者回線につき、1の通信相手先識別符号を提供します。</p> <p>2 当社は、第51条（責任の制限）に規定するほか、この機能を提供することに伴い発生する損害については、責任を負いません。</p>		

同時通信可能着信先数追加機能(フレックス・セッションプラス)	メニュー4又はメニュー5(メニュー5の10Gb/sのものを除きます。)に係る契約者回線等について、同時に通信が可能な着信先(当社が別に定めるものを除きます。以下この欄において同じとします。)の数を当社が別に定める数まで追加することを可能とする機能	ア 型(型以外のもの)	追加する1の着信先ごとに	300円 (税込価格 330円)
		イ 型(メニュー5における提供の形態による細目がない型のものに係るもの)	追加する1の着信先ごとに	300円 (税込価格 330円)
備考	<p>1 IP通信網契約者等は、区分の変更に係る請求を行うことはできません。</p> <p>2 当社は、技術上又は業務の遂行上、型のものから型のものへの区分の変更を行う場合があります。</p> <p>3 当社は、2の規定により区分を変更するときは、あらかじめIP通信網契約者にそのことを通知します。</p> <p>4 当社は、第51条(責任の制限)に規定するほか、この機能を提供することに伴い発生する損害については、責任を負いません。</p>			
発信者番号通知機能	この機能を利用するメニュー4に係る契約者回線等から行う通信(当社が別に定める通信を除きます。)について、その契約者回線等に係る契約者回線等番号を着信者の契約者回線等又は相互接続点へ通知することを可能とする機能			
備考	<p>1 この機能を利用するIP通信網契約者が、当社が別に定めるところにより発信者番号通知を拒むときは、その契約者回線等の契約者回線等番号を着信者の契約者回線等又は相互接続点へ通知しません。</p> <p>2 当社は、契約者回線等番号を着信者の契約者回線等又は相互接続点へ通知する又は通知しないことに伴い発生する損害については、この約款中の責任の制限の規定に該当する場合に限り、その規定により責任を負います。</p>			
発信者番号等受信機能	この機能を利用するメニュー4に係る契約者回線等から行う通信(当社が別に定める通信を除きます。)について、その契約者回線等に係る契約者回線等番号を着信者の契約者回線等又は相互接続点へ通知することを可能とする機能	ア イからエ以外の場合	1契約者回線ごとに	9,800円 (税込価格 10,780円)
		イ メニュー2-2-1における10Mb/s及び100Mb/sの品目のものであってグレード2のものの場合	1契約者回線ごとに	19,600円 (税込価格 21,560円)

		ウ メニュー 2 - 2 - 1 にお ける 1Gb/sの 品目のもの の場合	1 契約者回 線につきそ の契約者回 線の細目に 係る伝送速 度について 100Mb/s ごと に	9,800円 (税込価格 10,780円)
		エ メニュー 2 - 2 - 2 にお ける 10Gb/sの 品目のもの の場合	1 契約者回 線につきそ の契約者回 線の細目に 係る伝送速 度について 1 Gb/sごと に	9,800円 (税込価格 10,780円)
備考	<p>メニュー 2 - 2 - 2 における 10Gb/s の品目のものについては、その契約者回線の細目に係る伝送速度について 1 Gb/s ごとに設定される着信回線種別単位に、この機能を利用することができます。</p> <p>(注 1) I P 通信網契約者は、この欄の規定等により通知を受けた発信者番号等の利用に当たっては、総務省の定める「発信者情報通知サービスの利用における発信者個人情報の保護に関するガイドライン」を尊重してください。</p> <p>(注 2) この機能を利用する契約者回線は、メニュー 5 に係る I P 通信網契約者から行う通信（帯域確保機能を利用したものに限り。）により通知されるその契約者回線を利用回線とする音声利用 I P 通信網サービスに係る契約者回線番号を受信することができません。</p> <p>(注 3) この機能を利用する契約者回線（メニュー 2 - 2 - 1 におけるグレード 2 のもの及びメニュー 2 - 2 - 2 における 10Gb/s のものであって伝送速度に関する細目が 2 Gb/s から 10Gb/s のものを除きます。）は、メニュー 1 に係る I P 通信網契約者から行う通信により通知されるその利用回線の契約者回線番号を受信することができません。</p>			
帯域確保機能	この機能を利用したメニュー 5（提供の形態による細目が 型のものに限り。）に係る通信について、その通信の都度、契約者回線の終端と取扱所交換設備との間の伝送帯域を確保することを可能とする機能		1 契約者回線ごとに	200円 (税込価格 220円)
備考	<p>1 この機能を利用した通信については、通信の相手先となる契約者回線がメニュー 6 - 2 のもの（当社が別に定めるものに限り。）である場合に限り通信を行うことができます。</p> <p>2 通信がふくそうしている等通信の利用状況によっては、この機能を用いた通信を利用できないことがあります。</p> <p>3 当社は、第 51 条（責任の制限）に規定するほか、この機能を提供することに伴い発生する損害については、責任を負いません。</p> <p>(注 1) I P 通信網契約者は、その契約者回線について、音声利用 I P 通信網サービス契約約款に定める第 2 種サービス（タイプ 2 のもの</p>			

であって基本機能又は上限チャネル数の態様による区別がメニュー1のものに限ります。)に係る契約(以下この欄において「音声利用IP通信網契約」といいます。)を当社と締結し、音声利用IP通信網サービス契約約款に規定する同時通信機能を利用している場合に限り、この機能を利用することができます。

(注2) IP通信網契約者は、その契約者回線において、この機能を利用した通信を行っているときは、音声利用IP通信網サービス契約約款に規定する同時通信機能を利用した通信を行うことができません。

(注3) 当社は、この機能を利用するIP通信網契約者が、次の各号に該当する場合には、この機能を廃止します。

- (1) 音声利用IP通信網契約の解除があったとき。
- (2) 音声利用IP通信網サービス契約約款に規定する同時通信機能の廃止があったとき。

(注4) 当社は、この機能を利用するIP通信網契約者が、次の各号に該当する場合には、この機能の利用の一時中断を行います。

- (1) 音声利用IP通信網契約の利用の一時中断があったとき。
- (2) 音声利用IP通信網サービス契約約款に規定する同時通信機能の利用の一時中断があったとき。

(注5) 当社は、音声利用IP通信網契約に係る電気通信サービス(この機能を利用するIP通信網契約者に係るものに限ります。)の利用停止を行ったときは、この機能の利用を停止することがあります。

(注6) 当社は、この機能に係る付加機能利用料について、当分の間、適用しません。

(注7) 当社は、当分の間、メニュー5-1の1Gb/sの品目におけるプラン4のもの及びプラン5のもの並びにメニュー5の10Gb/sのものについて、この機能を提供しません。

V P N相互接続通信機能	この機能を利用するメニュー6 - 7に係る閉域グループ内回線又はメニュー8に係る契約者回線等について、そのI P通信網契約者が通信の都度指定する協定事業者に係る相互接続点（当社が別に定めるものに限り、以下この欄において同じとします。）との間の通信を行うことを可能とする機能	メニュー6 - 7に係るもの	基本料	1閉域グループ内回線ごとに	3,000円 (税込価格 3,300円)
			加算料	当社が別に定める回線ごとに	2,000円 (税込価格 2,200円)
		メニュー8に係るもの	そのV P Nグループに属する利用回線の数の上限が10のもの	1 V P Nグループごとに	30,000円 (税込価格 33,000円)
			そのV P Nグループに属する利用回線の数の上限が30のもの	1 V P Nグループごとに	90,000円 (税込価格 99,000円)
			そのV P Nグループに属する利用回線の数の上限が100のもの	1 V P Nグループごとに	300,000円 (税込価格 330,000円)
			そのV P Nグループに属する利用回線の数の上限が300のもの	1 V P Nグループごとに	900,000円 (税込価格 990,000円)
			そのV P Nグループに属する利用回線の数の上限が1,000のもの	1 V P Nグループごとに	3,000,000円 (税込価格 3,300,000円)
備考	<p>1 メニュー6 - 7又はメニュー8におけるクラス1に係るI P通信網契約者は、その閉域グループ又はV P Nグループに属する他のI P通信網契約者に代って、この機能の利用の開始又は廃止等当社への請求及びその他の諸手続き等（修理又は復旧に係るものを除きます。）を行っていただきます。この場合、メニュー6 - 7又はメニュー8におけるクラス1に係るI P通信網契約者は、その閉域グループ又はV P Nグループに属するすべてのI P通信網契約者の同意を事前に得ていただきます。</p> <p>2 メニュー8におけるクラス1 - 2に係るI P通信網契約者は、そのV P Nグループにおいて、V P Nグループの設定の請求と同時に契約者回線型サービスの申込み又はV P N相互接続通信機能の利用の請求を行った場合に限り、そのV P Nグループに係る契約者回線型サービス又はV P N相互接続通信機能を利用することができます。</p> <p>3 メニュー8におけるクラス1 - 2に係るI P通信網契約者は、契約者回線型サービスとV P N相互接続通信機能を同時に利用することができません。</p> <p>4 当社は、メニュー6 - 7又はメニュー8におけるクラス1に係るV P N相互接続通信機能の廃止があった場合は、その閉域グループ又はV P Nグループに属するすべてのI P通信網契約者に係るV P N相互</p>				

	<p>接続通信機能を廃止します。</p> <p>5 この機能を利用した通信については、1（適用）の規定にかかわらず、IP通信網契約者が通信の都度指定する協定事業者に係る相互接続点との間の通信（以下この欄において「VPN相互接続通信」といいます。）を行うことができます。</p> <p>6 IP通信網契約者がこの機能を利用して行うVPN相互接続通信及びVPN他社相互接続通信（当社が別に定める協定事業者の電気通信設備に係るこの機能を利用して行う通信をいいます。以下この欄において同じとします。）に係る料金については、当社が設定するものとし、この表に規定する料金額を適用します</p> <p>7 当社は、メニュー8のものに係るVPN相互接続通信機能に係る料金及び工事に関する費用を、クラス1に係るIP通信網契約者に請求します。</p> <p>8 当社は、メニュー8のものに係る料金返還その他の場合において、そのVPNグループに係る契約者回線等1回線当たりの料金を確定させる必要が生じたときは、次の算式により算出します。</p> $\text{契約者回線等1回線当たりの料金} = \frac{\text{そのVPNグループに係る料金}}{\text{そのVPNグループに係るすべての契約者回線等の数}}$ <p>9 8の場合において、そのVPNグループに係る料金からそのVPNグループに係るすべての契約者回線等について8に規定する算式により算出した契約者回線等1回線当たりの料金を合計した額を控除し、残額が生じたときは、当社は、残額をクラス1に係るIP通信網契約者が指定する1の契約者回線等の料金に加算します。</p> <p>10 当社は、第51条（責任の制限）に規定するほか、この機能を提供することに伴い発生する損害については、責任を負いません。</p>			
<p>携帯・自動車電話事業者網相互接続通信機能</p>	<p>この機能を利用するメニュー6 - 7に係る閉域グループ内回線又はメニュー8に係る契約者回線等について、そのIP通信網契約者が通信の都度指定する携帯・自動車電話事業者（無線設備規則（昭和25年電波監理委員会規則第18号）第3条第1号に規定する携帯無線通信を提供する電気通信事業者をいいます。以下同じとします。）に係る相互接続点（当社が別に定めるものに限ります。以下この欄において同じとします。）との間の通信を行うことを可能とする機能</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="917 1193 1077 1585"> <p>当社が別に定める回線ごとに</p> </td> <td data-bbox="1077 1193 1406 1585"> <p>1,500円 (税込価格 1,650円)</p> </td> </tr> </table>	<p>当社が別に定める回線ごとに</p>	<p>1,500円 (税込価格 1,650円)</p>
<p>当社が別に定める回線ごとに</p>	<p>1,500円 (税込価格 1,650円)</p>			
<p>備考</p>	<p>1 メニュー6 - 7又はメニュー8におけるクラス1に係るIP通信網契約者は、その閉域グループ又はVPNグループに属する他のIP通信網契約者に代って、この機能の利用の開始又は廃止等当社への請求及びその他の諸手続き等（修理又は復旧に係るものを除きます。）を行っていただきます。この場合、メニュー6 - 7又はメニュー8におけるクラス1に係るIP通信網契約者は、その閉域グループ又はVPNグループに属するすべてのIP通信網契約者の同意を事前に得ていただきます。</p> <p>2 当社は、メニュー6 - 7又はメニュー8におけるクラス1に係る携帯・自動車電話事業者網相互接続通信機能の廃止があった場合は、その閉域グループ又はVPNグループに属するすべてのIP通信網契約</p>			

	<p>者に係る携帯・自動車網電話事業者相互接続通信機能を廃止します。</p> <p>3 この機能を利用した通信については、1（適用）の規定にかかわらず、IP通信網契約者が通信の都度指定する協定事業者に係る相互接続点との間の通信（以下この欄において「携帯・自動車電話事業者網相互接続通信」といいます。）を行うことができます。</p> <p>4 当社は、メニュー8のものに係る携帯・自動車電話事業者網相互接続通信機能に係る料金及び工事に関する費用を、あらかじめ指定していただいたIP通信網契約者に請求します。</p> <p>5 当社は、メニュー8のものに係る料金返還その他の場合において、そのVPNグループに係る契約者回線等1回線当たりの料金を確定させる必要が生じたときは、次の算式により算出します。</p> $\text{契約者回線等1回線当たりの料金} = \frac{\text{そのVPNグループに係る料金}}{\text{そのVPNグループに係るすべての契約者回線等の数}}$ <p>6 5の場合において、そのVPNグループに係る料金からそのVPNグループに係るすべての契約者回線等について5に規定する算式により算出した契約者回線等1回線当たりの料金を合計した額を控除し、残額が生じたときは、当社は、残額をクラス1に係るIP通信網契約者が指定する1の契約者回線等の料金に加算します。</p> <p>7 当社は、第51条（責任の制限）に規定するほか、この機能を提供することに伴い発生する損害については、責任を負いません。</p>		
符号優先伝送交換接続機能	<p>メニュー5-1（プラン4に係るものを除きます。）又はメニュー5-2に係る契約者回線（通信の付加サービスであるIPv6通信を利用している場合に限り。）において、当社が別に定める相互接続点との間の通信に係る符号を、IP通信網内で優先的に伝送交換することを可能とする機能</p>	1契約者回線ごとに	
備考	<p>1 IP通信網契約者は、相互接続協定に基づき当社が別に定める電気通信サービスを提供する電気通信事業者（以下、この欄において料金設定事業者といいます。）の契約約款等に定めるところにより、符号優先伝送交換接続機能に関する料金の支払いを要します。</p> <p>2 前項に規定する料金は、この機能を利用する通信と他社相互接続通信（協定事業者の電気通信設備に係る通信をいいます。）とを合わせて料金設定事業者がその契約約款等において定めるものとし、料金の請求等料金に関するその他の取扱いについては、料金設定事業者の契約約款等に定めるところによります。</p> <p>3 1の契約者回線ごとに料金設定事業者の数は1とし、IP通信網契約者はその料金設定事業者をあらかじめ指定していただきます。</p> <p>4 符号優先伝送交換接続機能の提供が技術的に困難なとき又は保守することが著しく困難である等当社の業務の遂行上支障があるときは提供できない場合があります。</p>		

電力使用量表示機能（フレッツ・ミルエネ）	メニュー5に係るIP通信網契約者について、そのIP通信網契約者が計測した電力の使用量を、当社がインターネット上に設置するサーバ装置に蓄積及び閲覧することを可能とする機能	1契約者回線ごとに	200円 (税込価格 220円)	
	備考	<p>1 IP通信網契約者がこの機能を利用して行う特定相互接続通信（当社がインターネット上に設置するサーバ設備及び当社が別に定める協定事業者の電気通信設備に係る通信をいいます。以下、この欄において同じとします。）に係る料金については、当社が設定するものとし、この機能と合わせてこの表に規定する料金額を適用します。</p> <p>2 当社は、第38条（利用料金の支払義務）及び第51条（責任の制限）の規定については、特定相互接続通信に係る電気通信設備を当社の電気通信設備とみなして適用します。</p> <p>3 当社は、当社の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないときその他当社の業務の遂行上著しい支障があるときは、現に蓄積されている符号を消去することがあります。</p> <p>4 この備考の3の規定により現に蓄積されている符号を消去する場合は、当社はあらかじめそのことをIP通信網契約者にお知らせします。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。</p> <p>5 当社は、この備考の4の規定により現に蓄積されている符号を消去したことに伴い発生する損害については、責任を負いません。</p> <p>6 当社は、第51条（責任の制限）及びこの備考の2に規定するほか、この機能を提供することに伴い発生する損害については、責任を負いません。</p> <p>（注）IP通信網契約者は、当社がインターネット上に設置するサーバ設備への接続するための電気通信サービス等が必要となります。</p>		
符号蓄積機能（フレッツ・あずけ〜る）	基本機能 メニュー5（メニュー5の10Gb/sのものを除きます。）に係るIP通信網契約者について、そのIP通信網契約者又はそのIP通信網契約者があらかじめ登録した利用者（以下、「符号蓄積機能利用者」といいます。）が、当社の設置するサーバ装置に符号を複製及び蓄積することを可能とする機能	ア 最大5ギガバイトまでの符号を当社のサーバ装置に蓄積できるもの		
		イ 最大10ギガバイトまでの符号を当社のサーバ装置に蓄積できるもの	基本額（1契約者回線ごとに）	100円 (税込価格 110円)
		ウ 最大25ギガバイトまでの符号を当社のサーバ装置に蓄積できるもの	基本額（1契約者回線ごとに）	200円 (税込価格 220円)
		エ 最大50ギガバイトまでの符号を当社のサーバ装置に蓄積できるもの	基本額（1契約者回線ごとに）	300円 (税込価格 330円)

			オ 最大100ギガバイトまでの符号を当社のサーバ装置に蓄積できるもの	基本額（1契約者回線ごとに）	500円 (税込価格 550円)
			カ 最大1,000ギガバイトまでの符号を当社のサーバ装置に蓄積できるもの	基本額（1契約者回線ごとに）	5,000円 (税込価格 5,500円)
追加機能	蓄積符号閲覧編集機能	蓄積符号閲覧編集機能利用権（当社が別に定めるところにより付与するものであって、蓄積符号閲覧編集機能を利用することができる権利のことをいいます。以下同じとします。）を有するIP通信網契約者又は符号蓄積機能利用者が、当社が別に定めるソフトウェアを用いて、当社の設置するサーバ装置に蓄積した符号を当社の設置するサーバ上で閲覧及び編集することを可能とする機能		加算額（1契約者回線につき1の蓄積符号閲覧編集機能利用権ごとに）	350円 (税込価格 385円)
備考	<p>1 IP通信網契約者は、基本機能について、蓄積できる容量に応じて、上記の6種類の中からあらかじめいずれか1つを選択していただきます。</p> <p>2 当社は、この機能により当社の設置するサーバ装置に蓄積可能な符号容量について、当社が別に定める場合は、次に掲げる容量を拡張します。</p> <p>(1) 上記のア、イ、ウ及びエの場合は、5ギガバイト</p> <p>(2) 上記のオの場合は、10ギガバイト</p> <p>(3) 上記のカの場合は、100ギガバイト</p> <p>3 当社は、IP通信網契約者から請求があったときは基本機能の区分の変更を行います。</p> <p>4 IP通信網契約者は、符号蓄積機能利用者識別符号（この機能を利用するための英字及び数字等の組み合わせのものであって、当社又はIP通信網契約者が、当社が別に定めるところにより付与するものをいいます。以下同じとします。）の適正な管理に努めていただきます。</p> <p>5 IP通信網契約者は、料金表第1表第1類第1の1(2)コ及びサに規定するほか、この機能により当社の設置するサーバ装置に蓄積する符号の適正な管理に努めていただきます。</p> <p>6 当社は、符号蓄積機能利用者がこの機能を利用して行った行為について、IP通信網契約者が行ったものとみなして取り扱います。</p> <p>7 当社は、この機能の廃止があったときは、この機能の廃止があった日を含む料金月の翌料金月の末日に、現に蓄積されている符号を消去します。</p> <p>8 当社は、IP通信網契約者が基本機能の区分の変更等（この備考の2に規定する条件を満たさなくなった場合を含みます。）を行ったときに、現に蓄積されている符号の容量が蓄積可能容量を超えた場合は、当社が別に定めるところにより蓄積可能容量を超えた容量分の符号</p>				

	<p>を、IP通信網契約者が基本機能の区分の変更等を行った日を含む料金月の翌料金月の末日に消去します。</p> <p>9 当社は、当社の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないときその他当社の業務の遂行上著しい支障があるときは、現に蓄積されている符号を消去することがあります。</p> <p>10 当社は、この機能により複製又は蓄積する符号にコンピュータウイルスが含まれていると判断した場合は、その符号を消去することがあります。ただし、これによりセキュリティを完全に確保することを当社が保証するものではありません。</p> <p>11 9及び10の規定により現に蓄積されている符号を消去する場合は、当社はあらかじめそのことをIP通信網契約者にお知らせします。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。</p> <p>12 当社は、この備考の7、8、9及び10の規定により現に蓄積されている符号を消去したことに伴い発生する損害については、責任を負いません。</p> <p>13 当社は、当社のサーバ装置その他の電気通信設備に蓄積されたデータが滅失、毀損、漏洩、その他本来の利用目的以外に使用されたことにより発生する損害については、責任を負いません。</p> <p>14 当社は、この機能を利用しているIP通信網契約者に係る契約者回線について、IP通信網サービス利用権の譲渡があったときは、この機能により当社の設置するサーバ装置に蓄積されている符号等を譲受人に引き継ぎます。</p> <p>15 IP通信網契約者がこの機能を利用して行う特定相互接続通信（当社がインターネット上に設置するサーバ設備及び当社が別に定める協定事業者の電気通信設備に係る通信をいいます。以下、この欄において同じとします。）に係る料金については、当社が設定するものとし、この表に規定する料金額を適用します。</p> <p>16 当社は、第38条（利用料金の支払義務）及び第51条（責任の制限）の規定については、特定相互接続通信に係る電気通信設備を当社の電気通信設備とみなして適用します。</p> <p>17 当社は、第51条及び前項に規定するほか、この機能を提供することに伴い発生する損害については、責任を負いません。</p> <p>（注）IP通信網契約者は、当社がインターネット上に設置するサーバ設備へ接続するための電気通信サービス等が必要となります。</p>		
符号蓄積追加機能 ファイル共有	メニュー6-8-1に係るIP通信網契約者について、当社の設置するサーバ装置に最大1テラバイトまでの符号を複製及び蓄積することを可能とする機能	1契約者回線ごとに	50,000円 (税込価格 55,000円)

蓄積符号復元情報作成保管機能(バックアップ機能)	メニュー6-8-2に係るIP通信網契約者について、当社が別に定めるソフトウェアを用いて当社の設置するサーバ装置に蓄積した符号を復元するために符号の作成及び保管すること等を可能とする機能	1契約者回線ごとに	15,000円 (税込価格 16,500円)
コンピュータウイルス対策機能	メニュー6-8-1又はメニュー6-8-2に係るIP通信網契約者について、当社の設置するサーバ装置における当社が別に定めるソフトウェアを用いたコンピュータウイルスの検出又は駆除等を可能とする機能	メニュー6-8-1に係るもの	2,000円 (税込価格 2,200円)
		メニュー6-8-2に係るもの	2,000円 (税込価格 2,200円)
備考	当社は、この機能によりコンピュータウイルスの検出又は駆除等を完全に行うことを保証するものではありません。		
回線収容部追加機能(データセンタ接続)	メニュー6-8に係るIP通信網契約者について、当社が別に定めるIP通信網サービス取扱所における回線収容部の追加を可能とする機能	1契約者回線ごとに	140,000円 (税込価格 154,000円)

サーバ装置通信先追加機能	この機能を利用するメニュー 6 - 8 - 3 に係る契約者回線について、その IP 通信網契約者が通信の都度指定する協定事業者に係る相互接続点（当社が別に定めるものに限ります。）との間の通信を行うことを可能とする機能	1 契約者回線ごとに	60,000円 (税込価格 66,000円)
備考	メニュー 6 - 8 - 3 に係る IP 通信網契約者は 2 - 9（付加機能利用料）に規定する回線収容部追加機能とサーバ装置通信先追加機能を同時に利用することができません。		
接続先追加機能	メニュー 6 - 7 又はメニュー 8 に係る IP 通信網契約者回線とメニュー 2 - 3 に係る IP 通信網契約者回線との間の通信を可能とする機能		
備考	当社は、この機能を当社が別に定める場合に限り提供します。		

(2) 利用の都度意思表示を行うことにより利用するもの

区 分		単 位	料金額（月額）
セッション解除機能	IP通信網契約の契約者回線（メニュー2に係るものに限り、）と接続している契約者回線等（メニュー1、メニュー4又はメニュー5に係るものに限り、）との間の通信について、その契約者回線に係るIP通信網契約者からの申出により、その通信に係るセッションを解除する機能		
備考	当社は、この機能においてセッションを解除することに伴い発生する損害については、責任を負いません。		

(3) 契約者回線等番号受信機能に係るもの

区 分		単 位		料金額
契約者回線等番号受信機能（回線情報通知機能）	この機能を利用する契約者回線（メニュー6-2に係るものに限り、）へ通知される契約者回線等番号等（契約者回線等番号その他当社が別に定める番号等をいいます。以下同じとします。）を通知先識別子（契約者回線等番号等を通知する相手先を識別するための符号であって当社がこの機能を利用する契約者回線に割り当てるものをいいます。以下同じとします。）を使用して受信することができる機能	基本額	1の通知先識別子ごとに月額	10,000円 (税込価格 11,000円)
		加算額	契約者回線等番号に係る1の受信ごとに	4円 (税込価格 4.4円)
備考	<p>1 当社が損害の賠償を行う場合において、加算額に係る部分の算定方法については、この機能を全く利用できない状態が連続した期間の初日の属する料金月の前6料金月の1日当たりの平均の加算額（前6料金月の実績を把握することが困難な場合には、当社が別に定める方法により算出した額）によります。</p> <p>2 IP通信網契約者は、第38条の規定にかかわらず、契約者回線等番号受信機能の廃止があった日における加算額については、その支払いを要します。</p> <p>（注1）IP通信網契約者は、この欄の規定等により通知を受けた契約者回線等番号等の利用に当たっては、総務省の定める「発信者情報通知サービスの利用における発信者個人情報の保護に関するガイドライン」を尊重してください。</p> <p>（注2）この機能を利用する契約者回線は、メニュー5に係るIP通信網契約者から行う通信（帯域確保機能を利用したものに限り、）により通知されるその契約者回線を利用回線とする音声利用IP通信網サービスに係る契約者回線番号を受信することができません。</p>			

2 - 10 請求書等の発行に関する料金の額

区 分	単 位	料 金 額
発行手数料	1 の請求書又は口座振替通知書の発行ごとに	100円 (税込価格 110円)
収納手数料	1 の請求書による I P 通信網サービスの料金その他の債務の支払いごとに	50円 (税込価格 55円)

第2 臨時IP通信網契約に関するもの

利用料、回線利用料、付加機能利用料、屋内配線利用料又は機器利用料

日額

区 分	料 金 額
メニュー2-2及びメニュー6（メニュー6-7及び6-8を除きます。）に係るもの	そのIP通信網サービスを、臨時IP通信網契約以外の契約に係るものとみなした場合に適用される料金額の10分の1

第2類 手続きに関する料金

1 適用

区 分	内 容								
(1) 手続きに関する料金の適用	<p>手続きに関する料金は、次のとおりとします。</p> <table border="1" data-bbox="595 456 1265 1290"> <thead> <tr> <th data-bbox="595 456 810 508">種 別</th> <th data-bbox="810 456 1265 508">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="595 508 810 837">契約料</td> <td data-bbox="810 508 1265 837">I P 通信網契約（メニュー4、メニュー5（メニュー5 - 4に係るもの並びにI P 通信網サービスの移転及び事業者変更を伴うものを除きます。）メニュー6（メニュー6 - 7に係るものを除きます。）及びメニュー7に係るものに限ります。）の申込みをし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金</td> </tr> <tr> <td data-bbox="595 837 810 958">譲渡承認手数料</td> <td data-bbox="810 837 1265 958">I P 通信網サービス利用権の譲渡の承認の請求をし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金</td> </tr> <tr> <td data-bbox="595 958 810 1290">事業者変更手数料</td> <td data-bbox="810 958 1265 1290">I P 通信網契約の申込み（そのI P 通信網サービスの事業者変更（光コラボレーションモデルに関する契約を締結している電気通信事業者がメニュー5を用いて提供する電気通信サービスに移行する場合を除きます。）を伴うものに限ります。）をし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金</td> </tr> </tbody> </table>	種 別	内 容	契約料	I P 通信網契約（メニュー4、メニュー5（メニュー5 - 4に係るもの並びにI P 通信網サービスの移転及び事業者変更を伴うものを除きます。）メニュー6（メニュー6 - 7に係るものを除きます。）及びメニュー7に係るものに限ります。）の申込みをし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金	譲渡承認手数料	I P 通信網サービス利用権の譲渡の承認の請求をし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金	事業者変更手数料	I P 通信網契約の申込み（そのI P 通信網サービスの事業者変更（光コラボレーションモデルに関する契約を締結している電気通信事業者がメニュー5を用いて提供する電気通信サービスに移行する場合を除きます。）を伴うものに限ります。）をし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金
種 別	内 容								
契約料	I P 通信網契約（メニュー4、メニュー5（メニュー5 - 4に係るもの並びにI P 通信網サービスの移転及び事業者変更を伴うものを除きます。）メニュー6（メニュー6 - 7に係るものを除きます。）及びメニュー7に係るものに限ります。）の申込みをし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金								
譲渡承認手数料	I P 通信網サービス利用権の譲渡の承認の請求をし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金								
事業者変更手数料	I P 通信網契約の申込み（そのI P 通信網サービスの事業者変更（光コラボレーションモデルに関する契約を締結している電気通信事業者がメニュー5を用いて提供する電気通信サービスに移行する場合を除きます。）を伴うものに限ります。）をし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金								
(2) メニュー4に関する契約料の適用に関する特例	メニュー4に係るI P 通信網サービスの提供の開始により、リンク未確立状態となった場合（そのことを当社が確認できる場合に限ります。）であって、そのI P 通信網サービスの提供の開始の日の翌日から起算して20日以内に、I P 通信網契約者からその旨の申出があり、そのI P 通信網契約の解除が行われた場合は、2（料金額）の規定にかかわらず、契約料は適用しません。								
(3) メニュー5 - 4に係る譲渡承認手数料の適用除外	2（料金額）の規定にかかわらず、メニュー5 - 4に係る譲渡承認手数料は適用しません。								
(4) メニュー8に係る譲渡承認手数料の適用に関する特例	当社は、2（料金額）の規定にかかわらず、メニュー8に係る手続きの態様等を勘案して、譲渡承認手数料を適用しないことがあります。								
(5) 事業者変更手数料の適用	音声利用I P 通信網サービスの事業者変更の実施の際現に、同時に2以上の事業者変更（当社が別に定めるものに限ります。）を行う場合は、それらの事業者変更を1の事業								

者変更とみなして、事業者変更手数料を適用します。

2 料金額

料 金 種 別	単 位	料 金 額
契約料	1 契約ごとに	800円(税込価格 880円)
譲渡承認手数料	1 契約ごとに	800円(税込価格 880円)
事業者変更手数料	1 契約ごとに	1,800円(税込価格 1,980円)

第2表 工事に関する費用

- 第1 削除
 第2 工事費
 1 適用

区 分	内 容										
(1) 工事費の算定	工事費は、基本工事費と施工した工事に係る交換機等工事費、回線収容部工事費、回線終端装置工事費、屋内配線工事費、機器工事費、配線経路構築工事費、配線保護工事費、回線調整工事費、契約者回線等変更工事費、時刻指定工事費、工事の着手等に関する工事費及び契約申込の承諾の日等に行う工事費を合計して算定します。										
(2) 基本工事費の適用	<p>ア 基本工事費について、契約者回線等変更工事、回線調整（保安器の変更（契約者回線等の終端に設置される保安器を変更することをいいます。以下同じとします。）に係るものに限ります。）回線終端装置工事、配線工事（配線経路構築及び配線保護の工事は含みません。）機器工事に関する工事費及び工事の着手等に関する工事費（工事の結果の報告に係るものに限ります。）の額の合計額が29,000円（税込価格 31,900円）までの場合は基本額のみを適用し、29,000円（税込価格 31,900円）を超える場合は29,000円（税込価格 31,900円）までごとに加算額を計算し、基本額にその額を加算して適用します。</p> <p>イ 基本工事費について、回線調整を行う場合（保安器の変更のみを行う場合を除きます。）は基本額に回線調整に関する加算額を加算して適用します。</p> <p>ウ 1の者からの申込み又は請求により同時に2以上の工事を施工する場合は、それらの工事を1の工事とみなして、基本工事費（回線調整に関する加算額を除きます。）を適用します。</p>										
(3) 交換機等工事費、回線収容部工事費、契約者回線等変更工事費、回線調整工事費、回線終端装置工事費、屋内配線工事費、機器工事費、配線経路構築工事費及び配線保護工事費の適用	<p>交換機等工事費、回線収容部工事費、契約者回線等変更工事費、回線調整工事費、回線終端装置工事費、屋内配線工事費、機器工事費、配線経路構築工事費及び配線保護工事費は、次の場合に適用します。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>交換機等工事費等の適用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア 交換機等工事費</td> <td>IP通信網サービス取扱所の交換設備又は主配線盤等において工事を要する場合に適用します。</td> </tr> <tr> <td>イ 回線収容部工事費</td> <td>回線収容部において工事を要する場合に適用します。</td> </tr> <tr> <td>ウ 契約者回線等変更工事費</td> <td>メニュー4に係る契約者回線等の設置に伴い、当社が別に定めるところにより契約者回線等に係る設備を変更する工事を要する場合に適用します。</td> </tr> <tr> <td>エ 回線調整工</td> <td>メニュー4に係る契約者回線等について、当社が別に定めるところにより回</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	交換機等工事費等の適用	ア 交換機等工事費	IP通信網サービス取扱所の交換設備又は主配線盤等において工事を要する場合に適用します。	イ 回線収容部工事費	回線収容部において工事を要する場合に適用します。	ウ 契約者回線等変更工事費	メニュー4に係る契約者回線等の設置に伴い、当社が別に定めるところにより契約者回線等に係る設備を変更する工事を要する場合に適用します。	エ 回線調整工	メニュー4に係る契約者回線等について、当社が別に定めるところにより回
区 分	交換機等工事費等の適用										
ア 交換機等工事費	IP通信網サービス取扱所の交換設備又は主配線盤等において工事を要する場合に適用します。										
イ 回線収容部工事費	回線収容部において工事を要する場合に適用します。										
ウ 契約者回線等変更工事費	メニュー4に係る契約者回線等の設置に伴い、当社が別に定めるところにより契約者回線等に係る設備を変更する工事を要する場合に適用します。										
エ 回線調整工	メニュー4に係る契約者回線等について、当社が別に定めるところにより回										

	<table border="1"> <tr> <td>事費</td> <td>線調整（回線収容替え（ウの場合を除きます）ブリッジタップはずし（契約者回線等に係る伝送路設備が分岐している状態を、分岐していない状態にすることをいいます。以下同じとします。）又は保安器の変更等を行うことをいいます。以下同じとします。）を行った場合に適用します。</td> </tr> <tr> <td>オ 回線終端装置工事費</td> <td>回線終端装置の工事を要する場合に適用します。</td> </tr> <tr> <td>カ 屋内配線工事費</td> <td>次の配線の工事を要する場合に適用します。 （ア） 契約者回線の一端からジャック又はローゼット（ジャック又はローゼットが設置されない場合は宅内機器とします。以下この欄において同じとします。）までの間の配線 （イ） 1のジャック又はローゼットから他のジャック又はローゼットまでの間の配線</td> </tr> <tr> <td>キ 機器工事費</td> <td>当社が提供する宅内機器の工事を要する場合に適用します。</td> </tr> <tr> <td>ク 配線経路構築工事費</td> <td>メニュー5に係る契約者回線の設置又は移転に伴い、契約者回線の終端のある構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は建物内において、配線経路構築の工事を要する場合に適用します。</td> </tr> <tr> <td>ケ 配線保護工事費</td> <td>メニュー5に係る契約者回線の設置又は移転に伴い、契約者回線の終端のある構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は建物内において、配線保護の工事を要する場合に適用します。</td> </tr> </table>	事費	線調整（回線収容替え（ウの場合を除きます）ブリッジタップはずし（契約者回線等に係る伝送路設備が分岐している状態を、分岐していない状態にすることをいいます。以下同じとします。）又は保安器の変更等を行うことをいいます。以下同じとします。）を行った場合に適用します。	オ 回線終端装置工事費	回線終端装置の工事を要する場合に適用します。	カ 屋内配線工事費	次の配線の工事を要する場合に適用します。 （ア） 契約者回線の一端からジャック又はローゼット（ジャック又はローゼットが設置されない場合は宅内機器とします。以下この欄において同じとします。）までの間の配線 （イ） 1のジャック又はローゼットから他のジャック又はローゼットまでの間の配線	キ 機器工事費	当社が提供する宅内機器の工事を要する場合に適用します。	ク 配線経路構築工事費	メニュー5に係る契約者回線の設置又は移転に伴い、契約者回線の終端のある構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は建物内において、配線経路構築の工事を要する場合に適用します。	ケ 配線保護工事費	メニュー5に係る契約者回線の設置又は移転に伴い、契約者回線の終端のある構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は建物内において、配線保護の工事を要する場合に適用します。
事費	線調整（回線収容替え（ウの場合を除きます）ブリッジタップはずし（契約者回線等に係る伝送路設備が分岐している状態を、分岐していない状態にすることをいいます。以下同じとします。）又は保安器の変更等を行うことをいいます。以下同じとします。）を行った場合に適用します。												
オ 回線終端装置工事費	回線終端装置の工事を要する場合に適用します。												
カ 屋内配線工事費	次の配線の工事を要する場合に適用します。 （ア） 契約者回線の一端からジャック又はローゼット（ジャック又はローゼットが設置されない場合は宅内機器とします。以下この欄において同じとします。）までの間の配線 （イ） 1のジャック又はローゼットから他のジャック又はローゼットまでの間の配線												
キ 機器工事費	当社が提供する宅内機器の工事を要する場合に適用します。												
ク 配線経路構築工事費	メニュー5に係る契約者回線の設置又は移転に伴い、契約者回線の終端のある構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は建物内において、配線経路構築の工事を要する場合に適用します。												
ケ 配線保護工事費	メニュー5に係る契約者回線の設置又は移転に伴い、契約者回線の終端のある構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は建物内において、配線保護の工事を要する場合に適用します。												
(4) 移転の場合の工事費の適用	移転の場合の工事費は、移転先の取付けに関する工事について適用します。												
(5) 別棟配線等の場合の屋内配線工事費の適用	次の工事を行った場合の屋内配線工事費の額については、2（工事費の額）の規定にかかわらず、別に算定する実費とします。 ア 別棟との間の配線工事 イ 臨時IP通信網契約に係る配線工事												
(6) 割増工事費の適用	ア 当社は、メニュー5に係るIP通信網契約者からその契約者回線の設置若しくは移転、品目若しくは細目の変更、無線LAN対応型ルータ機能付回線接続装置（I型の基本装置に限ります。）の設置若しくは廃止に関する工事（その契約者回線又はその端末設備の工事に係る基本工事費及び交換機等工事費の合計額が2,000円（税込価格 2,200円）で												

あるものを除きます。)又は工事の着手等に関する工事(配線経路の調査に係るものに限ります。)を土曜日、日曜日及び祝日(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)の規定により休日とされた日並びに1月2日、1月3日及び12月29日から12月31日までの日をいいます。)に行ってしまう旨の申出があった場合(配線経路構築工事費及び配線保護工事費に係る工事の場合は、回線終端装置に関する工事の施工日に限ります。)であって、その申出を当社が承諾した場合、その工事に関する工事費の合計額に、1の工事ごとに3,000円(税込価格 3,300円)を加算して適用します。

イ 次表に規定する時間帯での施工を指定する申込み又は請求があった場合の工事費の額(アに規定する加算額を除きます。)は、2(工事費の額)の規定にかかわらず、次表に規定する額を適用します。

(ア) (イ)及び(ウ)以外のもの

工事を施工する時間帯	割増工事費の額
午後5時から午後10時まで(1月1日から1月3日まで及び12月29日から12月31日までの日においては、午前8時30分から午後10時までとします。)	その工事に関する工事費の合計額(工事の着手等に関する工事費(工事の結果の報告に係るものに限ります。)を含みます。)から1,000円(税込価格 1,100円)を差し引いて1.3を乗じた額に1,000円(税込価格 1,100円)を加算した額
午後10時から翌日の午前8時30分まで	その工事に関する工事費の合計額(工事の着手等に関する工事費(工事の結果の報告に係るものに限ります。)を含みます。)から1,000円(税込価格 1,100円)を差し引いて1.6を乗じた額に1,000円(税込価格 1,100円)を加算した額

(イ) 配線経路構築工事又は配線保護工事に係るもの

工事を施工する時間帯	割増工事費の額
午後5時から午後10時まで(1月1日から1月3日まで及び12月29日から12月31日までの日においては、午前8時30分から午後10時までとします。)	配線経路構築工事費又は配線保護工事費に1.3を乗じた額
午後10時から翌日の午前8時30分まで	配線経路構築工事費又は配線保護工事費に1.6を乗じた額

	<p>(ウ) 配線経路の調査に係るもの</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="568 315 919 360">工事を施工する時間帯</th> <th data-bbox="919 315 1265 360">割増工事費の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="568 360 919 618">午後5時から午後10時まで(1月1日から1月3日まで及び12月29日から12月31日までの日においては、午前8時30分から午後10時までとします。)</td> <td data-bbox="919 360 1265 618">工事の着手等に関する工事費(配線経路の調査に係るものに限り、)に1.3を乗じた額</td> </tr> <tr> <td data-bbox="568 618 919 775">午後10時から翌日の午前8時30分まで</td> <td data-bbox="919 618 1265 775">工事の着手等に関する工事費(配線経路の調査に係るものに限り、)に1.6を乗じた額</td> </tr> </tbody> </table>	工事を施工する時間帯	割増工事費の額	午後5時から午後10時まで(1月1日から1月3日まで及び12月29日から12月31日までの日においては、午前8時30分から午後10時までとします。)	工事の着手等に関する工事費(配線経路の調査に係るものに限り、)に1.3を乗じた額	午後10時から翌日の午前8時30分まで	工事の着手等に関する工事費(配線経路の調査に係るものに限り、)に1.6を乗じた額		
工事を施工する時間帯	割増工事費の額								
午後5時から午後10時まで(1月1日から1月3日まで及び12月29日から12月31日までの日においては、午前8時30分から午後10時までとします。)	工事の着手等に関する工事費(配線経路の調査に係るものに限り、)に1.3を乗じた額								
午後10時から翌日の午前8時30分まで	工事の着手等に関する工事費(配線経路の調査に係るものに限り、)に1.6を乗じた額								
<p>(7) 時刻指定工事費の適用</p>	<p>ア メニュー2-2(料金表第1表第1類第1の1(2)イの(コ)に規定する契約者回線の終端の場所をIP通信網契約者が指定する収容IP通信網サービス取扱所内において当社が指定する場合を除きます。)、メニュー5、メニュー6-7又はメニュー8(契約者回線型サービスであって、契約者回線の終端の場所が、当社が別に定めるIP通信網サービス取扱所が所在するIP通信網サービス区域内における収容エリア内の場合に限り、)に係る契約者回線について、IP通信網契約者から時刻指定工事費を支払うことを条件にそのIP通信網契約者が指定する時刻(当社が別に定める時刻に限り、以下、「指定時刻」といいます。)に工事(交換機等工事のみの場合を除きます。)を行ってほしい旨の申出があった場合であって、当社が指定時刻にその工事を行う場所に到着したとき(その申出をしたIP通信網契約者の責により当社が指定時刻にその工事を行う場所に到着できなかった場合を含みます。)は、1の指定する時刻ごとに次表に規定する額を適用します。ただし、当社の責に帰すべき事由によりその工事が完了しなかった場合は、この限りではありません。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="568 1451 919 1496">指定時刻</th> <th data-bbox="919 1451 1265 1496">工事費の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="568 1496 919 1585">午前9時から午後4時まで</td> <td data-bbox="919 1496 1265 1585">11,000円 (税込価格 12,100円)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="568 1585 919 1675">午後5時から午後9時まで</td> <td data-bbox="919 1585 1265 1675">18,000円 (税込価格 19,800円)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="568 1675 919 1765">午後10時から翌日の午前8時まで</td> <td data-bbox="919 1675 1265 1765">28,000円 (税込価格 30,800円)</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 1の者からの請求により同時に2以上の工事を施工する場合は、それらの工事を1の工事とみなして、時刻指定工事費を適用します。</p> <p>ウ 当社は、当社が指定時刻に到着しなかったことに伴い発生する損害については、責任を負いません。</p>	指定時刻	工事費の額	午前9時から午後4時まで	11,000円 (税込価格 12,100円)	午後5時から午後9時まで	18,000円 (税込価格 19,800円)	午後10時から翌日の午前8時まで	28,000円 (税込価格 30,800円)
指定時刻	工事費の額								
午前9時から午後4時まで	11,000円 (税込価格 12,100円)								
午後5時から午後9時まで	18,000円 (税込価格 19,800円)								
午後10時から翌日の午前8時まで	28,000円 (税込価格 30,800円)								

(7)の2 工事の着手等に関する工事費の適用

メニュー5（光コラボレーションモデルに関する契約に基づき提供されるものを除きます。）の契約者回線の設置若しくは移転又は品目若しくは細目の変更に係る工事の着手等に関する工事を行うときは、次表に規定する額を適用します。

区分	工事費の適用	単 位	工事費の額	
ア 配線経路の調査に係るもの	契約者回線の終端のある構内（これに準ずる区域を含みませず。）又は建物内において、配線経路の調査を行う場合に適用します。	基本額（1の工事ごとに）	13,000円 （税込価格 14,300円）	
		配線経路における通線の確認に関する加算額（1の工事ごとに）	3,000円 （税込価格 3,300円）	
イ 工事の結果の報告に係るもの	当社からそのIP通信網契約者が指定する者へ工事の結果の報告を行う場合に適用します。	基本額（1の契約者回線の終端の場所等（1の契約者回線の終端の場所等における契約者回線の数は3までとします。）ごとに）	6,000円 （税込価格 6,600円）	
		加算額（1の契約者回線の終端の場所等における契約者回線の数が3を超える1契約者回線ごとに）	1,800円 （税込価格 1,980円）	
ウ 工事の施工日の調整及び管理に係るもの	2を超える契約者回線の終端の場所等に係る工事の施工日の調整及び管理を行う場合に適用します。	(ア) (イ) 以外の場合	基本額（1の契約者回線の終端の場所等（1の契約者回線の終端の場所等における契約者回線の数は3までとします。）ごとに）	6,000円 （税込価格 6,600円）
			加算額（1の契約者回線の終端の場所等における契約者回線の数が	1,800円 （税込価格 1,980円）

			3を超える1 契約者回線ご とに)							
		(イ) 工事 の施工日 の変更を 行う場合	1契約者回線 ごとに	700円 (税込価格 770円)						
(7)の3 契約申込 の承諾の日等に 行う工事費の適 用	<p>ア メニュー5 (メニュー5 - 1におけるプラン4 - 2のもの及びプラン5のものを除きます。)に係る契約者回線について、IP通信網契約者から契約申込又は工事を要する請求にあたって、その承諾を受ける日又はその翌日に工事(交換機等工事のみの場合の工事、(6)欄のイに規定する場合の工事又は(7)欄に規定する場合の工事を除きます。)を行ってほしい旨の申出があった場合であって、その申出を当社が承諾したときは、その工事に関する工事費の合計額に、1の工事ごとに20,000円(税込価格 22,000円)を加算して適用します。ただし、当社の責に帰すべき事由によりその工事が完了しなかった場合は、この限りではありません。</p> <p>イ 1の者からの申込み又は請求により同時に2の工事を施工する場合は、それらの工事を1の工事とみなして、契約申込の承諾の日等に行う工事費を適用します。</p> <p>ウ 当社は、アに規定する工事を行わなかったことに伴い発生する損害については、責任を負いません。</p>									
(8) 学校に限定した 工事費の割引 の適用	当社は、料金表別表2に規定するところにより、学校に限定した工事費の割引を適用します。									
(9) 分割した工事 費の適用	<p>ア 当社は、メニュー5に係るIP通信網契約者から請求があった場合は、その契約者回線の設置に係る工事に関する費用から次表に定める額を減じた費用及びその契約者回線の移転に係る工事に関する費用(以下「分割対象費用」といいます。)について、24回に分割した費用(以下「分割支払金」といいます。)を適用(以下「分割支払い」といいます。)します。</p> <table border="1" data-bbox="568 1507 1267 1800"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>支払額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>及び 以外の場合</td> <td>3,000円 (税込価格 3,300円)</td> </tr> <tr> <td>配線経路構築の 工事がある場合</td> <td>6,000円 (税込価格 6,600円)</td> </tr> </tbody> </table>				区 分	支払額	及び 以外の場合	3,000円 (税込価格 3,300円)	配線経路構築の 工事がある場合	6,000円 (税込価格 6,600円)
区 分	支払額									
及び 以外の場合	3,000円 (税込価格 3,300円)									
配線経路構築の 工事がある場合	6,000円 (税込価格 6,600円)									

料金表第2表第2の1(6)イに規定する(ア)又は(イ)に係る割増工事費の適用を受ける場合	下記以外の場合	3,900円 (税込価格 4,290円)
	配線経路構築の工事がある場合	7,800円 (税込価格 8,580円)
料金表第2表第2の1(6)イに規定する(ア)又は(イ)に係る割増工事費の適用を受ける場合	下記以外の場合	4,800円 (税込価格 5,280円)
	配線経路構築の工事がある場合	9,600円 (税込価格 10,560円)

(ア) 分割支払いの期間は、そのIP通信網サービスの提供を開始した日又はそのIP通信網サービスに係る契約者回線の移転があった日を含む料金月以降であって当社が指定した料金月から起算して、その料金月から23ヶ月後の料金月までとします。

(イ) 分割支払いの期間において、そのIP通信網契約者から請求があった場合は、分割支払金の適用を廃止します。この場合において、IP通信網契約者は分割対象費用と既に当社に支払われた分割支払金の合計額の差額を一括して当社が定める期日までに支払っていただきます。

(注) アに規定する分割対象費用は、税込価格の合計額とします。

(注) 分割支払金及び分割対象費用とならなかった費用の支払い方法については、料金表通則第6項及び第7項に準じて取り扱います。

イ 前項の規定にかかわらず、次の場合には、分割支払いを承諾しないことがあります。

(ア) 分割支払いの請求をした者が分割支払金の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。

(イ) 分割支払いの請求をした者がそのIP通信網サービスの料金その他の債務(この約款の規定により、支払いを要することとなったIP通信網サービスの料金、工事に関する費用又は割増金等の料金以外の債務をいいます。)の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。

(ウ) その他当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

(エ) その他当社が不相当と判断したとき。

ウ 当社は、分割支払金の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り下げます。この場合において、当社がそのIP通信網契約者へ24回目に請求する分割支払金は、分割対象費用と既に当社に支払われた分割支払金の合計額の差額とします。

エ 分割支払いに係るIP通信網契約者は、次のいずれかの事由に該当したときは、当然に分割支払いに関する債務について、期限の利益を失い、直ちに債務を履行するものと

	<p>し、分割対象費用と既に当社に支払われた分割支払金の合計額の差額を当社が定める期日までに支払っていただきます。</p> <p>(ア) 分割支払いに係る契約者回線について、そのIP通信網契約の解除(移転を伴うものを除きます。)があったとき。</p> <p>(イ) 次のいずれかに該当する場合であって、IP通信網契約者が分割支払金の支払いを怠るおそれがあると当社が認めるとき。</p> <p>自ら振出した手形、小切手が不渡りになったとき又は一般の支払いを停止したとき。</p> <p>差押、仮差押、保全差押、仮処分申し立て又は滞納処分を受けたとき。</p> <p>破産、民事再生、特別清算、会社更生その他裁判上の破産処理手続きの申し立てを受けたとき又は自らこれらの申し立てをしたとき。</p>
(10) 工事費の減額適用	<p>当社は、2(工事費の額)の規定にかかわらず、工事の態様等を勘案して、その工事費の額を減額して適用することがあります。</p>
(11) 工事費の適用除外	<p>次の場合については、2(工事費の額)の規定にかかわらず、工事費は適用しません。</p> <p>ア メニュー4に係るIP通信網サービスの提供開始、契約者回線等の移転又は品目の変更により、リンク未確立状態となった場合(そのことを当社が確認できる場合に限り)であって、そのIP通信網サービスの提供の開始、契約者回線等の移転又は品目の変更の日の翌日から起算して20日以内に、IP通信網契約者からその旨の申出があり、そのIP通信網契約の解除又は契約者回線等の移転若しくは品目の変更の請求が行われた場合の工事(リンク未確立状態となったIP通信網サービスに係るもの及びその変更前の品目への変更に係るもの又はその移転前の契約者回線等の終端の場所への移転に係るものに限り)。</p> <p>イ メニュー5に係るIP通信網サービスにおいて配線設備多重装置の種類を変更する場合(最大50Mbit/sまでの伝送速度による通信が可能なものから、最大100Mbit/sまでの伝送速度による通信が可能なものへ変更する場合に限り)の工事</p> <p>ウ 符号蓄積機能に係る工事</p> <p>エ メニュー5の提供の形態による細目が - 1型のものに係るIPv6通信の利用の開始に係る工事であって、その契約者回線に関する工事と同時に施工するもの</p> <p>オ メニュー5の無線LAN対応型ルータ機能付回線接続装置(基本装置に限り)の設置若しくは廃止に係る工事であって、その契約者回線に関する工事と同時に施工するもの(交換機等工事に限り)。</p> <p>カ メニュー5-4に係る一時中断又は再利用に係る工事</p>
(12) 初期契約解除に係る工事のた	<p>IP通信網契約者(メニュー5(メニュー5-4に係るものを除きます。)に係る者に限り)が第23条の2に規定す</p>

めに通常要する費用の額の算定

る初期契約解除を行った場合において、第42条の3に規定するIP通信網契約者が支払うべき金額のうち、電気通信役務の提供に必要な工事のために通常要する費用の額については、事業法第26条の3第3項ただし書に係る総務省令に定める金額を限度とします。

2 工事費の額

2 - 1 メニュー1に関するもの

メニュー1の提供の開始、端末設備の設置若しくは移転、付加機能の利用開始、利用の一時中断若しくは再利用に関する工事又はその他契約内容の変更に関する工事

区 分		単 位	工事費の額
(1) 基本工事費		1の工事ごとに	1,000円 (税込価格 1,100円)
(2) 交換機等工事費		IP通信網サービスを利用する 1のBチャンネル ごとに	1,000円 (税込価格 1,100円)
(3) 機器工事費	回線接続装置		別に算定する実費

2 2 メニュー 2 に関するもの

- (1) 契約者回線の設置若しくは移転、品目若しくは細目の変更、端末設備の設置若しくは移転、付加機能の利用の開始若しくは区分の変更等、回線相互接続に関する工事又はその他契約内容の変更に関する工事

区 分		単 位	工事費の額
ア 基本工事費	(ア) (イ)以外の場合	1 の工事ごとに 基本額	4,500円 (税込価格 4,950円)
		加算額	3,500円 (税込価格 3,850円)
	(イ) 交換機等工事のみの場合	1 の工事ごとに	1,000円 (税込価格 1,100円)
イ 交換機等工事費	(ア) メニュー 2 - 2 に係る工事であって、契約者回線（その終端の場所を IP 通信網サービス取扱所（その契約者回線の終端に対向する装置が設置される IP 通信網サービス取扱所に限ります。）内とするものを除きます。）に関する工事		引込線 1 回線ごとに 1,000円 (税込価格 1,100円)
	(イ) メニュー 2 - 3 に係る工事	契約者回線の設置の場合	1 の工事ごとに 43,000円 (税込価格 47,300円)
		以外の場合	1 の工事ごとに 33,000円 (税込価格 36,300円)
	(ウ) (ア)又は(イ)以外のもの		当社が別に定める実費
ウ 回線終端装置工事費			別に算定する実費
エ 屋内配線工事費	(ア) 既設配線を利用しない場合	ケーブル配線以外の配線	1 配線ごとに 4,800円 (税込価格 5,280円)
		ケーブル配線	以外のもの 1 配線ごとに 16,300円 (税込価格 17,930円)
		メニュー 2 - 2 - 1 における 1 Gb/s のものであってクラス 2 に係るもの又は	1 配線ごとに 32,600円 (税込価格 35,860円)

			メニュー 2 - 2 - 2 に おけるクラ ス 2 に係る もの		
	(イ) 既設配線 を利用する場 合	ケーブル配線以外の配線		1 配線ご とに	2,400円 (税込価格 2,640円)
		ケーブル配線	以外の もの	1 配線ご とに	9,600円 (税込価格 10,560円)
			メニュー 2 - 2 - 1 における 1 Gb/sのもの であってク ラス 2 に係 るもの又は メニュー 2 - 2 - 2 に おけるクラ ス 2 に係る もの	1 配線ご とに	19,200円 (税込価格 21,120円)
オ 機 器工 事費	回線接続装置				別に算定す る実費

(2) 利用の一時中断に関する工事

区 分		単 位	工事費の額
ア 利用の一時中断の工事	(ア) 基本工事費	1の工事ごとに	1,000円 (税込価格 1,100円)
	(イ) 交換機等工事費	1の工事ごとに	1,000円 (税込価格 1,100円)
イ 再利用の工事	(ア) (イ)以外の工事		(1)の工事費の額と同額
	(イ) 付加機能(セッション解除機能を除きます。)に関する工事の場合	基本工事費	1の工事ごとに 1,000円 (税込価格 1,100円)
		交換機等工事費	1の工事ごとに 1,000円 (税込価格 1,100円)

2 - 3 削除

2 - 4 メニュー 4 に関するもの

- (1) 契約者回線等の設置若しくは移転、品目若しくは細目（保守の態様による細目を除きます。）の変更、契約者回線等の変更、回線調整、端末設備の設置若しくは移転、回線相互接続に関する工事、付加機能の利用開始又はその他契約内容の変更に関する工事

区 分		単 位	工事費の額	
ア 基本 工事費	(ア) (イ)以外の場合	1の工事ごとに 基本額	4,500円 (税込価格 4,950円)	
		加算額	3,500円 (税込価格 3,850円)	
		回線調整に関する 加算額	6,900円 (税込価格 7,590円)	
	(イ) 交換機等工事のみの場合	1の工事ごとに	1,000円 (税込価格 1,100円)	
イ 交換 機等工 事費	(ア) (イ) 及び(ウ) 以外の場合	以外の場 合	1契約者回線等ご とに	1,200円 (税込価格 1,320円)
		利用回線型 サービスに係 るもの(利用 回線の設置又 は移転に関す る工事を同時 に施工する場 合を除きま す。)	1契約者回線等ご とに	2,050円 (税込価格 2,255円)
	(イ) 同時通信可能着信先数 追加機能に関する工事の場合	1契約者回線等ご とに	1,000円 (税込価格 1,100円)	
	(ウ) 発信者番号通知機能に 関する工事の場合((ア)の 工事と同時に施工する場合 を除きます。)	1契約者回線等ご とに	1,000円 (税込価格 1,100円)	
ウ 契約者回線等変更工事費		1の工事ごとに	4,600円 (税込価格 5,060円)	
エ 回線 調整工 事費	(ア) 回線収容替えを行う場 合	1の工事ごとに	9,600円 (税込価格 10,560円)	
	(イ) ブリッジタップはずし を行う場合	1の工事ごとに	10,800円 (税込価格 11,880円)	
	(ウ) 保安器の変更を行う場 合	1の工事ごとに	2,800円 (税込価格 3,080円)	

オ 屋内配線工事費	(ア) 既設配線を利用しない場合	1 配線ごとに	4,800円 (税込価格 5,280円)
	(イ) 既設配線を利用する場合	1 配線ごとに	2,400円 (税込価格 2,640円)
カ 機器工事費	回線接続装置	1 装置ごとに	別に算定する実費

備考

- 1 当社は、回線調整（保安器の変更を除きます。）の結果を、そのIP通信網契約者に通知します。
- 2 当社は、回線調整について、その実施によりDSL方式に起因する事象が発生しなくなることを保証するものではありません。
- 3 回線調整の結果、契約者回線等の通信の状態に全く改善が見られなかった場合、基本工事費及び回線調整工事費は適用しません（保安器の変更に係るものを除きます。）。

(2) 利用の一時中断に関する工事

区 分		単 位	工事費の額	
ア 利用の一時中断の工事	(ア) 基本工事費	1 の工事ごとに	1,000円 (税込価格 1,100円)	
	(イ) 交換機等工事費	及び 以 外的場合	1 契約者回線ごと に	1,000円 (税込価格 1,100円)
		同時通信可 能着信先数追 加機能に関す る工事の場合	1 契約者回線等ご とに	1,000円 (税込価格 1,100円)
		発信者番号 通知機能に関 する工事の場 合	1 契約者回線等ご とに	1,000円 (税込価格 1,100円)
イ 再利用の工事			(1)の工事費の額と 同額	

2 - 5 メニュー5に関するもの

- (1) 契約者回線の設置若しくは移転、品目若しくは細目（保守の態様による細目を除きます。）の変更、端末設備の設置若しくは移転、無線LAN対応型ルータ機能付回線接続装置（I型の基本装置に限ります。）の設置若しくは廃止、無線LAN内蔵ルータ機能付回線接続装置の設置若しくは廃止、回線相互接続に関する工事、付加機能の利用開始又はその他契約内容の変更に関する工事

区 分		単 位	工事費の額
ア 基本 工事費	(ア) (イ)以外の場合	1の工事ごとに 基本額	4,500円 (税込価格 4,950円)
		加算額	3,500円 (税込価格 3,850円)
	(イ) 交換機等工事のみの場合	1の工事ごとに	1,000円 (税込価格 1,100円)
イ 交換 機等工 事費	(ア) (イ)から(キ)以外の場合	1契約者回線ごと に	1,000円 (税込価格 1,100円)
	(イ) セッション解除機能に 関する工事の場合	1の工事ごとに	1,000円 (税込価格 1,100円)
	(ウ) 同時通信可能着信先数 追加機能に関する工事の場合	1契約者回線ごと に	1,000円 (税込価格 1,100円)
	(エ) 発信者番号通知機能に 関する工事の場合（(ア)の 工事と同時に施工する場合 を除きます。）	1契約者回線ごと に	1,000円 (税込価格 1,100円)
	(オ) 発信者番号等受信機能 に関する工事の場合	1契約者回線ごと に	1,000円 (税込価格 1,100円)
	(カ) 帯域確保機能に関する 工事の場合	1契約者回線ごと に	1,000円 (税込価格 1,100円)
	(キ) 電力使用量表示機能に 関する工事の場合	1契約者回線ごと に	1,000円 (税込価格 1,100円)
ウ 回線 終端装 置工事 費	屋内配線設備 の部分	メニュー5 - 1に係るもの	1配線ごとに 10,400円 (税込価格 11,440円)
		メニュー5 - 2に係るもの	1配線ごとに 7,400円 (税込価格 8,140円)
	回線終端装置の部分		1装置ごとに
エ 機器 工事費	(ア) 回線接続装置であって (イ)以外のもの	別に算定する実費	
	(イ) 配線設備多重装置	1の工事ごとに	7,400円 (税込価格 8,140円)

オ 配線 経路構 築工事 費	(ア) (イ)以外の場合	1の工事ごとに	14,000円 (税込価格 15,400円)
	(イ) IP通信網契約者の申込み又は請求により、ウの工事と別日に施工する場合	1の工事ごとに	27,000円 (税込価格 29,700円)
カ 配線保護工事費			別に算定する実費
備考 回線終端装置の配線の交換のみにより施工される回線終端装置の工事(当社が別に定める場合に限ります。)の場合は、その交換に要した費用をIP通信網契約者に支払っていただきます。			

(2) 利用の一時中断に関する工事

区 分		単 位	工事費の額	
ア 利用 の一時 中断の 工事	(ア) 基本工事費	1の工事ごとに	1,000円 (税込価格 1,100円)	
	(イ) 交換 機等工事 費	から以 外の場合	1契約者回線ごと に	1,000円 (税込価格 1,100円)
		同時通信可 能着信先数追 加機能に関す る工事の場合	1契約者回線ごと に	1,000円 (税込価格 1,100円)
		発信者番号 通知機能に関 する工事の場 合	1契約者回線ごと に	1,000円 (税込価格 1,100円)
		発信者番号 等受信機能に 関する工事の 場合	1契約者回線ごと に	1,000円 (税込価格 1,100円)
		帯域確保機 能に関する工 事の場合	1契約者回線ごと に	1,000円 (税込価格 1,100円)
イ 再利用の工事			(1)の工事費の額と 同額	

2 - 6 メニュー 6 に関するもの

- (1) 契約者回線の設置若しくは移転、品目若しくは細目の変更、閉域グループの設定若しくは閉域グループ内回線の追加、接続契約者回線の収容、付加機能の利用開始又はその他契約内容の変更等に関する工事

区 分		単 位	工事費の額		
ア 基本 工事費	(ア) (イ)以外の場合	1 の工事 ごとに	1,000円 (税込価格 1,100円)		
	(イ) メ ニュー 6 - 7 に係る もの	1 の工事 ごとに 基本額	4,500円 (税込価格 4,950円)		
		加算額	3,500円 (税込価格 3,850円)		
	交換機等工事のみの場 合	1 の工事 ごとに基 本額	1,000円 (税込価格 1,100円)		
イ 交換 機等工 事費	(ア) メ ニュー 6 - 2 に係る もの	契約者回 線の設置、 移転又は品 目若しくは 細目の変更 の工事の場 合であって 以外の場合	クラス 1 に 係るもの	1 契約者 回線ごと に	6,000円 (税込価格 6,600円)
			クラス 2 に 係るもの	1 契約者 回線ごと に	11,000円 (税込価格 12,100円)
		移転又は 細目の変更 を伴わない 品目の変更 の工事の場 合	クラス 1 に 係るもの	1 契約者 回線ごと に	3,000円 (税込価格 3,300円)
			クラス 2 に 係るもの	1 契約者 回線ごと に	5,000円 (税込価格 5,500円)
		同報通信 機能に関す る工事の場 合	クラス 1 に 係るもの	1 のマル チキャスト グループご とに	9,500円 (税込価格 10,450円)
			クラス 2 に 係るもの	1 のマル チキャスト グループご とに	12,000円 (税込価格 13,200円)
		契約者回 線等番号受 信機能に関 する工事の 場合	利用の開始 又は通知先 識別子の追 加に関する 工事	1 契約者 回線につ き 1 の通 知先識別 子ごとに	19,000円 (税込価格 20,900円)

		通知先識別子の変更に 関する工事	変更する 1の通知 先識別子 ごとに	5,000円 (税込価格 5,500円)
		IP通信網 契約者が契 約者回線番 号等を受信 するために 使用するIP アドレスの 変更に関 する工事	IPアド レスの変 更に係る 1の通知 先識別子 ごとに	10,000円 (税込価格 11,000円)
		指定通信相手先識別符 号通信機能に関する工事 の場合	1の通信 相手先識 別符号ご とに	5,500円 (税込価格 6,050円)
		その他契約内容の変更 に関する工事の場合	当社が別に定める実費	
(イ) メ ニュー 6 - 5 に係る もの		契約者回線の設置の工 事の場合	1の契約 者回線ご とに	25,000円 (税込価格 27,500円)
		品目又は細目の変更の 工事の場合	1の契約 者回線ご とに	23,000円 (税込価格 25,300円)
		その他契約内容の変更 に関する工事の場合	1の契約 者回線ご とに	4,000円 (税込価格 4,400円)
(ウ) メ ニュー 6 - 7 に係る もの	及び 以外の場合		当社が別に定める実費	
		メニュー6 - 7 - 1の 利用の開始又は閉域グル ープ内回線の追加に関す る工事の場合	1閉域グ ループ内 回線ご とに	5,500円 (税込価格 6,050円)
	VPN相互接 続通信機能に関 する工事の場合	利用の 開始に 関する 工事の 場合	1の閉域 グループ ごとに	5,500円 (税込価格 6,050円)
		上記以 外の場 合	1閉域グ ループ内 回線ご とに	2,000円 (税込価格 2,200円)

		携帯・自動車 電話事業者網相 互接続通信機能	利用の 開始に 関する 工事の 場合	1の閉域 グループ ごとに	12,000円 (税込価格 13,200円)
				10の当社 が別に定 める回線 ごとに	3,000円 (税込価格 3,300円)
			上記以 外の場 合	10の当社 が別に定 める回線 ごとに	3,000円 (税込価格 3,300円)
(エ) メ ニュー 6-8 に係る もの		メニュー6-8-1又 はメニュー6-8-2に 係るIP通信網契約者 における工事の場合であ って から 以外の場合		1契約者 回線ごと に	9,000円 (税込価格 9,900円)
		契約者回線の設置の工 事の場合		1契約者 回線ごと に	3,200円 (税込価格 3,520円)
		細目の変更の工事の場 合		1契約者 回線ごと に	4,000円 (税込価格 4,400円)
		符号蓄積追加機能に関 する工事の場合		1契約者 回線ごと に	4,000円 (税込価格 4,400円)
		蓄積符号復元情報作成 保管機能に関する工事の 場合		1契約者 回線ごと に	4,000円 (税込価格 4,400円)
		コンピュータウイルス 対策機能に関する工事の 場合		1契約者 回線ごと に	4,000円 (税込価格 4,400円)
		回線収容部追加機能に 関する工事の場合		1契約者 回線ごと に	99,000円 (税込価格 108,900円)
		サーバ装置通信先追加 機能に関する工事の場合		1契約者 回線ごと に	4,000円 (税込価格 4,400円)
	ウ	回線収容部工事費		1回線収 容部ごと に	20,000円 (税込価格 22,000円)
工	機器工事費	回線接続装置			別に算定する実費

(2) 利用の一時中断に関する工事

区 分		単 位	工事費の額	
ア 利用 の一時 中断の 工事	(ア) 基本工事費	1の工事ごとに	1,000円 (税込価格 1,100円)	
	(イ) 交換機 等工事費	及び 以外の場合	1契約者回線ごと に	1,000円 (税込価格 1,100円)
		同報通信 機能に関する 工事の場合	1契約者回線ごと に	1,000円 (税込価格 1,100円)
		契約者回 線等番号受 信機能に関 する工事の 場合	1の通知先識別子 ごとに	1,000円 (税込価格 1,100円)
		メニュー 6 - 7に関 する工事の 場合	1の工事ごとに	1,500円 (税込価格 1,650円)
イ 再利用の工事			アの工事費と同額	

2 - 7 削除

2 - 8 メニュー 8 に関するもの

- (1) メニュー 8 の提供の開始、品目若しくは細目の変更、契約者回線の移転、接続契約者回線の収容、VPNグループに係る区分の変更、VPN相互接続通信機能の利用開始、携帯・自動車電話事業者網相互接続通信機能の利用開始、契約者回線等の設定の変更又はその他契約内容の変更に関する工事

区 分		単 位	工事費の額			
ア 基本工事費	(ア) (イ)以外の場合	1の工事ごとに 基本額	4,500円 (税込価格 4,950円)			
		加算額	3,500円 (税込価格 3,850円)			
	(イ) 交換機等工事のみの場合	1の工事ごとに	1,000円 (税込価格 1,100円)			
イ 交換機等工事費	(ア) VPNグループに関する工事	以外の場合		1のVPNグループごとに	1,000円 (税込価格 1,100円)	
		区分の変更の場合	基本額	利用回線型サービスが提供されている場合	1のVPNグループごとに	1,000円 (税込価格 1,100円)
				契約者回線型サービスが提供されている場合	1のVPNグループごとに	6,000円 (税込価格 6,600円)
		加算額		VPN相互接続通信機能が提供されている場合	1のVPNグループごとに	3,000円 (税込価格 3,300円)
			携帯・自動車電話事業者網相互接続通信機能が提供されている場合	1のVPNグループごとに	2,000円 (税込価格 2,200円)	
	(イ) 利用回線型サービスに関する工事		1の利用回線につき1のVPNグループ利用者識別符号ごとに	1,000円 (税込価格 1,100円)		
	(ウ) 契約者回線型サービス	そのVPNグループについてVPN相互接	下記以外のとき	1の契約者回線又は1の回線収容部ごとに	5,000円 (税込価格 5,500円)	

	に関する工事 (オ)の場合を除きます。)	続通信機能が提供されていない場合	その契約者回線の終端の場所がIP通信網サービス取扱所外となるとき	1の契約者回線ごとに	6,000円 (税込価格 6,600円)
		以外の場合	下記以外の場合	1の契約者回線又は1の回線収容部ごとに	8,000円 (税込価格 8,800円)
			その契約者回線の終端の場所がIP通信網サービス取扱所外となるとき	1の契約者回線ごとに	9,000円 (税込価格 9,900円)
(工) VPN相互接続通信機能の利用の開始に関する工事				1のVPNグループ番号ごとに	3,000円 (税込価格 3,300円)
(オ) 契約者回線等の設定の変更に関する工事			当社が別に算定する実費		
(カ) その他契約内容に関する工事			当社が別に定める実費		
	(キ) 携帯・自動車電話事業者網相互接続通信機能に関する工事		利用の開始に関する工事の場合	1のVPNグループ番号ごとに	12,000円 (税込価格 13,200円)
				10の当社が別に定める回線ごとに	3,000円 (税込価格 3,300円)
			上記以外の場合	10の当社が別に定める回線ごとに	3,000円 (税込価格 3,300円)
ウ 回線収容部工事費				1回線収容部ごとに	5,300円 (税込価格 5,830円)
工 屋 内配 線工 事費	(ア) 既設配線を利用しない場合			1配線ごとに	16,300円 (税込価格 17,930円)
	(イ) 既設配線を利用する場合			1配線ごとに	9,600円 (税込価格 10,560円)

(2) 利用の一時中断に関する工事

区 分		単 位	工事費の額
ア 利 用の 一時 中断 の工 事	(ア) 基本工事費	1の工事ご とに	1,000円 (税込価格 1,100円)
	(イ) 交換機等工事費	1の工事ご とに	1,000円 (税込価格 1,100円)
イ 再利用の工事			アの工事費 と同額

第3 線路設置費

1 適用

区 分	内 容				
(1) 線路設置費の差額負担	<p>ア 現に利用している当社の電気通信サービスに係る契約を解除すると同時に、新たに契約を締結してその場所でIP通信網サービスの提供を受ける場合の線路設置費の額は次のとおりとします。</p> <p>ただし、区域外線路の新設の工事を要するときは、この差額負担の規定は適用しません。</p> <table border="1" data-bbox="564 622 1275 853"> <tr> <td style="text-align: center;">線路設置費の額（残額があるときに限ります。）</td> <td style="text-align: center;">=</td> <td style="text-align: center;">新たに提供を受けるIP通信網サービスの線路設置費の額</td> <td style="text-align: center;">解除する電気通信サービスに係る契約を新たに締結したものとみなした場合の線路設置費の額</td> </tr> </table> <p>イ アの規定は、契約者回線が異経路となる場合には適用しません。</p>	線路設置費の額（残額があるときに限ります。）	=	新たに提供を受けるIP通信網サービスの線路設置費の額	解除する電気通信サービスに係る契約を新たに締結したものとみなした場合の線路設置費の額
線路設置費の額（残額があるときに限ります。）	=	新たに提供を受けるIP通信網サービスの線路設置費の額	解除する電気通信サービスに係る契約を新たに締結したものとみなした場合の線路設置費の額		
(2) 移転前の区域外線路の一部を使用する場合の線路設置費の適用	<p>移転後の契約者回線の終端がIP通信網サービス区域外となる場合（契約者回線が異経路となる場合を除きます。）であって、移転前の区域外線路の一部を使用するときは、その部分を除いた区域外線路に限り線路設置費を適用します。</p>				
(3) 契約者回線が異経路となる場合の線路設置費の額の適用	<p>契約者回線が異経路となる場合の線路設置費は、契約者回線のうち、次の部分について適用します。</p> <p>ア 契約者回線がその収容IP通信網サービス取扱所以外の電話サービス取扱所を経由する場合</p> <p>(ア) その契約者回線が最後に経由する電話サービス取扱所が所在する電話加入区域（その電話加入区域に収容区域が定められているときは、その最後に経由する電話サービス取扱所が所在する収容区域とします。以下この欄において同じとします。）内において新設した線路</p> <p>(イ) その契約者回線が最後に経由する電話サービス取扱所が所在する電話加入区域を超える地点から引込柱までの線路</p> <p>イ ア以外の場合</p> <p>(ア) その収容IP通信網サービス取扱所が所在するIP通信網サービス区域（そのIP通信網サービス区域に対応する電話加入区域に収容区域が設定されているときはその収容IP通信網サービス取扱所が所在する収容区域とします。以下この欄において同じとします。）内において新設した線路</p> <p>(イ) その収容IP通信網サービス取扱所から所在するIP通信網サービス区域を超える地点から引込柱までの線路</p>				

2 線路設置費の額

1 契約者回線ごとに

区 分		線路設置費の額
メニュー 2 に係るもの	ア メニュー 2 - 2 - 1 における 10Mb/s、 100Mb/s 若しくは 1 Gb/s のもの (イに係る ものを除きます。) 又はメニュー 2 - 2 - 2 における 100Mb/s 若しくは 10Gb/s のも の (イに係るものを除きます。)	その契約者回線を LAN 型通信網サービスの 契約者回線とみなした 場合に適用される線路 設置費の額と同額
	イ メニュー 2 - 2 - 1 における 1 Gb/s の もの又はメニュー 2 - 2 - 2 における 1 Gb/s のもの若しくは 10Gb/s のもの (その 契約者回線の終端の場所を収容エリア内 とするものに限ります。)	その契約者回線をメニ ュー 5 に係る契約者回 線とみなした場合に適 用される線路設置費の 額と同額
メニュー 4 に係るもの		別に算定する実費
メニュー 5 に係るもの		別に算定する実費
備考 別に算定する実費の算定方法については、当社が指定する IP 通信網サー ビス取扱所において閲覧に供します。		

第 4 設備費

1 適用

区 分	内 容
設備費の適用	設備費は、特別な電気通信設備の部分について適用します。

2 設備費の額

区 分	設 備 費 の 額
設備費	別に算定する実費
備考 別に算定する実費の算定方法については、当社が指定する IP 通信網サー ビス取扱所において閲覧に供します。	

第3表 附帯サービスに関する料金等

第1 証明手数料

1 契約ごとに 300円(税込価格 330円)

第2 支払証明書の発行手数料

支払証明書1枚ごとに 400円(税込価格 440円)

(注)支払証明書の発行を受けようとするときは、上記の手数料のほか、印紙代(消費税相当額を含みます。)及び郵送料(実費)が必要な場合があります。

第3 削除

第4 遠隔診断サービスに関する利用料金

1 適用

区 分	内 容	
遠隔診断サービスに関する利用料金の適用	ア 当社は、遠隔診断サービスの利用料金については、日割は行いません。	
	イ 当社は、遠隔診断サービスに関する利用料金については、次表のとおりとします。	
	区 分	利用料金の適用
	1 料金月の初日以外の日	その遠隔診断サービスの利用開始があった日を含む料金月に係る利用料金は適用しません。ただし、4となるときを除きます。
	2 1の料金月内に遠隔診断サービスの区分の変更があったとき。	その遠隔診断サービスの区分の変更前の区分に係る料金額を適用します。ただし、3となるときを除きます。
	3 1の料金月内に複数回の遠隔診断サービスの区分の変更があったとき。	その利用した遠隔診断サービスの区分の中で最大となる料金額を適用します。
	4 利用開始があった料金月に、その遠隔診断サービスの廃止があったとき。	その料金月における遠隔診断サービスの区分に係る料金額(区分の変更が伴った場合は、その利用した遠隔診断サービスの区分の中で最大となる料金額)を適用します。
5 料金月の途中で遠隔診断サービスの廃止があったとき。	その遠隔診断サービスの廃止があった日を含む料金月に係る料金額(区分の変更が伴った場合は、その利用した遠隔診断サービスの区分の中で最大となる料金額)を適用します。	

2 料金額

- (1) メニュー 2 - 2 に係る IP 通信網サービス用のもの(フレッツ・VPN ゲートサポートオプション)又はメニュー 6 - 2 (提供の形態による細目がプラン 2 のものを除きます。)に係る IP 通信網サービス用のもの(フレッツ・キャストサポートオプション)

区 分	単 位	料金額 (月額)
ア 登録可能回線数(このサービスを利用する1の契約者回線につきあらかじめ登録することのできる通信の相手先の契約者回線等の数をいいます。以下この表において同じとします。)が10以内のもの	1 契約者回線ごとに	9,000円 (税込価格 9,900円)
イ 登録可能回線数が30以内のもの	1 契約者回線ごとに	26,500円 (税込価格 29,150円)
ウ 登録可能回線数が100以内のもの	1 契約者回線ごとに	87,000円 (税込価格 95,700円)
エ 登録可能回線数が300以内のもの	1 契約者回線ごとに	255,000円 (税込価格 280,500円)
オ 登録可能回線数が1,000以内のもの	1 契約者回線ごとに	830,000円 (税込価格 913,000円)
カ 登録可能回線数が2,000以内のもの	1 契約者回線ごとに	1,630,000円 (税込価格 1,793,000円)
キ 登録可能回線数が3,000以内のもの	1 契約者回線ごとに	2,400,000円 (税込価格 2,640,000円)
ク 登録可能回線数が4,000以内のもの	1 契約者回線ごとに	3,120,000円 (税込価格 3,432,000円)
ケ 登録可能回線数が5,000以内のもの	1 契約者回線ごとに	3,825,000円 (税込価格 4,207,500円)
備考		
<p>1 IP 通信網契約者は、登録可能回線数に応じて、上記の9種類の中からあらかじめいずれか1つを選択していただきます。</p> <p>2 当社は、故障回復状況を、メニュー 2 - 2 に係る IP 通信網サービス用のものについては概ね60分ごとに、メニュー 6 - 2 に係る IP 通信網サービス用のものについては概ね30分ごとに通知します。この場合において当社は、30分ごと又は60分ごとに通知することを保証するものではありません。</p> <p>3 当社は、故障回復状況の通知を行わなかったことに伴い発生する損害については、責任を負いません。</p>		

(2) メニュー 8 に係る I P 通信網サービス用のもの(フレッツ・V P N ワイド サ
ポートオプション)

区 分	単 位	料金額 (月額)
ア 登録可能回線数(このサービスを利用する利用回線の属する1のV P Nグループにつきあらかじめ登録することのできる利用回線の数を行います。以下この表において同じとします。)が3以内のもの	1 V P Nグループごとに	3,000円 (税込価格 3,300円)
イ 登録可能回線数が6以内のもの	1 V P Nグループごとに	6,000円 (税込価格 6,600円)
ウ 登録可能回線数が10以内のもの	1 V P Nグループごとに	10,000円 (税込価格 11,000円)
エ 登録可能回線数が20以内のもの	1 V P Nグループごとに	18,000円 (税込価格 198,000円)
オ 登録可能回線数が30以内のもの	1 V P Nグループごとに	27,000円 (税込価格 29,700円)
カ 登録可能回線数が60以内のもの	1 V P Nグループごとに	48,000円 (税込価格 52,800円)
キ 登録可能回線数が100以内のもの	1 V P Nグループごとに	80,000円 (税込価格 88,000円)
ク 登録可能回線数が200以内のもの	1 V P Nグループごとに	140,000円 (税込価格 154,000円)
ケ 登録可能回線数が300以内のもの	1 V P Nグループごとに	210,000円 (税込価格 231,000円)
コ 登録可能回線数が1,000以内のもの	1 V P Nグループごとに	600,000円 (税込価格 660,000円)
備考		
<p>1 I P 通信網契約者は、登録可能回線数に応じて、上記の10種類の中からあらかじめいずれか1つを選択していただきます。</p> <p>2 当社は、故障回復状況を概ね60分ごとに通知します。この場合において当社は、60分ごとに通知することを保証するものではありません。</p> <p>3 当社は、故障回復状況の通知を行わなかったことに伴い発生する損害については、責任を負いません。</p>		

第5 遠隔診断サービスに関する工事費

1 適用

区 分	内 容
(1) 工事費の算定	遠隔診断サービスの利用の開始並びに申込内容及び区分の変更等に関する工事費は、基本工事費と交換機等工事費を合計して算定します。
(2) 同時に2以上の工事を施行する場合の基本工事費の適用	1の者からの申込み又は請求により同時に2以上の工事を施工する場合は、それらの工事を1の工事とみなして、基本工事費を適用します。

2 工事費の額

区 分	単 位	工事費の額
ア 基本工事費	1の工事ごとに	1,000円 (税込価格 1,100円)
イ 交換機等工事費	1の工事ごとに	1,000円 (税込価格 1,100円)

料金表別表 1 優先接続のうち電話会社固定に係る利用料金の割引の適用

当社は、IP通信網契約（メニュー1又はメニュー4（料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した利用料金の割引の適用を受けているもの又は1Mb/sの品目のものを除きます。）に係るものに限り、）に係る利用料金について、下表に定めるところに従って、優先接続のうち電話会社固定に係る利用料金の割引を適用します。

区 分	適 用
メニュー1又はメニュー4に係るもの	<p>ア 割引判定契約者回線（この割引の適用を受けるIP通信網契約に係る利用回線又は電話サービス契約約款に規定する加入電話契約若しくは総合デジタル通信サービス契約約款に規定する第1種契約若しくは第2種契約に係る契約者回線（この割引の適用を受ける契約者回線と契約者が同一のものであって、当社が、そのIP通信網契約に係る料金と同一の請求書により料金の請求を行うもののうち、当社が指定する1の契約者回線に限り、）をいいます。以下同じとします。）について、その割引判定契約者回線の料金月の起算日において固定優先当社選択回線（電話サービス契約約款に規定する優先接続の通話区分のうち市内通話及び県内市外通話において当社の事業者識別番号を指定し、同時にその通話区分において優先接続の区分のうち電話会社固定を指定した契約者回線又は総合デジタル通信サービス契約約款に規定する優先接続の通信区分のうち市内通信及び県内市外通信について当社の事業者識別番号を指定し、同時にその通信区分において優先接続の区分のうち電話会社固定を指定した契約者回線をいいます。）である場合（その割引判定契約者回線の料金月の起算日において固定優先当社選択回線でなくなった場合を除きます。）は、当社は、その日を含む料金月の起算日から、料金表第1表第1類第12（料金額）に規定する利用料金（メニュー1に係るものについては2-1に規定する利用料金の額、メニュー4に係るものについては2-4-1に規定する利用料金の額であって、料金表通則に規定する料金の計算方法及び端数処理の適用を受ける場合は、その適用を受けた後の額とします。）に0.1を乗じて得た額を割引きます。</p> <p>イ 当社は、アに規定する割引判定契約者回線について、その割引判定契約者回線の料金月の起算日において固定優先当社選択回線でない場合は、当社は、その日を含む料金月の起算日から、この割引の適用を廃止します。</p> <p>（注）当社は、割引額の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、料金表通則5（端数処理）の規定にかかわらず、その端数を切り上げます。</p>

料金表別表2 学校に限定した利用料金及び工事費の割引の適用

1 当社は、IP通信網契約者（学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、盲学校、聾学校、養護学校、大学、幼稚園若しくはこれらに相当する学校として当社が別に定める学校又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する保育所（以下「学校」といいます。）の設置者であるIP通信網契約者に限ります。）から、そのIP通信網契約に係る契約者回線等（メニュー4（1Mb/sの品目のもの及びタイプ2のものを除きます。）又はメニュー5（メニュー5-1における品目が200Mb/sのもの及び1Gb/sのもの（プラン3-1及びプラン4に係るものを除きます。以下この表において同じとします。））に限ります。）に係るものであって、その終端が学校の構内又は建物内に終端するもの（メニュー4に係る契約者回線等については、その終端の場所において、当社がメニュー5に係るIP通信網サービスを提供することが可能な場合を除くものに限ります。）に限ります。）について、学校に限定した利用料金の割引（以下この表において「学校限定割引」といいます。）の申出があった場合には、その利用料金（利用料（基本料に係る部分に限ります。）屋内配線利用料及び機器利用料（メニュー4に関する回線接続装置のうち、変復調装置、帯域分離多重装置及び変復調機能・ルータ機能付IP電話対応装置に係るものに限ります。））に限ります。以下この表において同じとします。）については、それぞれ第1表第1類第1（臨時IP通信網契約以外の契約に関するもの）2（料金額）の2-4（メニュー4に関する利用料金）又は2-5（メニュー5に関する利用料金）に規定する額に代えて、割引後の利用料金として契約者回線等1回線ごとに次表の(1)又は(2)の額を適用します。

この場合において、メニュー4又はメニュー5（メニュー5-1における100Mb/sのものに限ります。）に係る契約者回線等については、学校限定割引を適用する期間は、その割引の適用を開始した日から、その契約者回線等の終端の場所において、当社がメニュー5の提供の形態による細目が - 1型のものに係るIP通信網サービスの提供を行うことが可能になった日を含む年度（4月1日から翌年の3月31日までの間をいいます。以下同じとします。）の翌々年度の末日までの間とします。

(1) メニュー4に関する利用料金

ア 利用料

1 契約者回線又は1利用回線ごとに月額

区 分		料 金 額
利用回線 型サービ スに係る もの	1.5Mb/sのもの	2,030円(税込価格 2,233円)
	8 Mb/sのもの	2,080円(税込価格 2,288円)
	12Mb/sのもの	2,130円(税込価格 2,343円)
	40Mb/sのもの	2,180円(税込価格 2,398円)
	47Mb/sのもの	2,230円(税込価格 2,453円)
契約者回 線型サー ビスに係 るもの	1.5Mb/sのもの	2,850円(税込価格 3,135円)
	8 Mb/sのもの	2,950円(税込価格 3,245円)
	12Mb/sのもの	3,050円(税込価格 3,355円)
	40Mb/sのもの	3,100円(税込価格 3,410円)

47Mb/sのもの	3,200円(税込価格 3,520円)
-----------	---------------------

イ 加算額

(ア) 屋内配線利用料

1 配線ごとに月額

区 分	料 金 額
配線	30円(税込価格 33円)

(イ) 機器利用料

1 装置ごとに月額

料 金 種 別		料 金 額	
回線接続装置	変復調装置(ADSLモデム)	1.5Mb/s用のもの、 8 Mb/s用のもの又は 12Mb/s用のもの	220円(税込価格 242円)
		40Mb/s用のもの又は 47Mb/s用のもの	270円(税込価格 297円)
	帯域分離多重装置(スプリッタ)		20円(税込価格 22円)
	変復調機能・ルータ機能付IP電話対応装置(ADSLモデム内蔵IP電話ルータ)	1.5Mb/s用のもの、 8 Mb/s用のもの又は 12Mb/s用のもの	220円(税込価格 242円)
40Mb/s用のもの又は 47Mb/s用のもの		270円(税込価格 297円)	

(2) メニュー5に関する利用料金

利用料

1 契約者回線ごとに月額

区 分	料 金 額
200Mb/sのもの	3,600円(税込価格 3,960円)
1 Gb/sのもの	28,800円(税込価格 31,680円)

2 当社は、メニュー5-1の200Mb/sの品目のものに係るIP通信網契約者(学校限定割引を適用されている者を含みます。)からメニュー5-1の1Gb/sの品目のものに係るIP通信網サービスへの品目等の変更の請求(そのIP通信網サービスの品目等の変更と同時に学校限定割引の適用があるものに限ります。)があり、当社がその請求を承諾した場合は、その品目等の変更に係る基本工事費(基本額の部分に限ります)、交換機等工事費及び回線終端装置工事費については適用しません。

3 当社は、メニュー4に係るIP通信網契約者(学校限定割引を適用されている者を含みます。)から、そのIP通信網契約の解除と同時に、メニュー5-1の提供の形態による細目が-1型のものに係るIP通信網サービスの申込み(その契約者回線の終端の場所が解除されたIP通信網契約のものと同ーの場合であって、その申込みと同時に学校限定割引の申出があるものに限ります。)があり、当社がその申込みを承諾した場合は、その契約者回線の設置に係る基本工事費(基本額の部分に限ります)、交換機等工事費及び回線終端装置工事費については適用しません。

4 当社は、IP通信網契約者からメニュー5(第1項に規定するものに限ります。)に係るIP通信網サービスの申込み(その申込みと同時に学校限定割引の申出があるものに限ります。)があった場合、その契約者回線の設置に係る工事費(交換機等工事費及び回線終端装置工事費に限ります。)の合計額につ

いて、料金表第2表第2の2-5に規定する額に代えて、5,100円(税込価格5,610円)を適用します。ただし、基本工事費が1,000円(税込価格1,100円)である場合は、この限りではありません。

5 当社は、この学校限定割引を受けているIP通信網契約について、次のいずれかに該当する場合には、学校限定割引を廃止します。

(1) IP通信網契約者が学校の設置者でなくなったとき(③に該当する場合を除きます。

(2) 移転等により、その契約者回線等の終端が学校の構内又は建物内でなくなったとき。

(3) 利用権の譲渡があったとき。

ただし、譲受人が学校の設置者である場合で、譲渡人の同意を得て、この学校限定割引の適用の継続を申し出たときは、この限りではありません。

料金表別表3 長期継続利用申出に係る利用料金の割引の適用

1 当社は、次表に規定するIP通信網サービス（以下この表において「割引対象サービス」といいます。）について、そのIP通信網契約者から、2に規定する期間の継続利用（以下この表において「長期継続利用」といいます。）の申出があった場合は、その期間（以下この表において「長期継続利用期間」といいます。）におけるその割引対象サービスに係る利用料金（料金表第1表第1類第1（臨時IP通信網契約以外の契約に関するもの）2（料金額）の2-5（メニュー5に関する利用料金）に規定する利用料（基本料に係る部分に限ります。）に限ります。以下この表において同じとします。）について、次表に規定する額（以下この表において「割引額」といいます。）を減額して適用します。

割引対象サービス	割引額
メニュー5-1（料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した利用料金の割引の適用を受けるものを除きます。）の100Mb/sのものにおけるプラン3-1のものであって提供の形態による細目が-1型のもの、200 Mb/sのもの又は1 Gb/sのものにおけるプラン3-1のもの	700円 (税込価格 770円)
メニュー5-2（10Gb/sのもの及び-2型のものを除きます。）のもの	100円 (税込価格 110円)

- 2 長期継続利用期間は、割引対象サービスに係るIP通信網契約者から長期継続利用の申出があった場合は、その長期継続利用の申出があった日（割引対象サービスの提供を開始する日までに長期継続利用の申出があった場合は、割引対象サービスの提供を開始した日）を含む料金月の翌料金月の初日（以下この表において「起算日」といいます。）から起算して、23ヵ月後の料金月の末日までとします。ただし、長期継続利用に係る契約者回線の移転があった場合の長期継続利用期間については、移転があった日を起算日として、移転前の契約者回線に係る長期継続利用期間の満了日までとします。
- 3 長期継続利用期間には、IP通信網サービスの利用の一時中断又は利用停止があった期間を含むものとします。
- 4 当社は、その長期継続利用期間が満了するまでの間に1の規定により利用料金の減額の適用を受けているIP通信網契約者から長期継続利用の廃止が無かった場合には、その長期継続利用期間が満了する日に、満了する日の翌日からの長期継続利用の申出があったものとします。
- 5 長期継続利用期間において、メニュー5-1に係るIP通信網サービスとメニュー5-2に係るIP通信網サービスとの間の品目等の変更があった場合は、その割引対象サービスに係る利用料金について、品目等の変更があった日から変更後の割引対象サービスに基づく割引額（利用日数に応じて日割した額とします。）を減じて適用します。この場合において、その契約者回線に係る長期継続利用期間については、その変更等があった日以降の期間を含むものとします。
- 6 当社は、1の規定により利用料金の減額の適用を受けている契約者回線について、次に掲げる場合は、1の規定における利用料金の減額を適用しません。この場合において、その契約者回線に係る長期継続利用期間については、その変更等があった日以降の期間を含むものとします。
- (1) 割引対象サービス以外のものへの品目若しくは細目の変更又は料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した利用料金の割引の適用があったとき。

- (2) I P 通信網契約者から、1 の規定による利用料金の減額の適用の廃止の申出があったとき。
- 7 前項の場合において、当社は、長期継続利用期間中に割引対象サービスに係る I P 通信網契約者から、その契約者回線について、1 の規定による利用料金の減額の適用の申出があった場合は、その申出があった日から 1 の規定における利用料金の減額を適用するものとします。
- 8 当社は、長期継続利用に係る契約者回線について、その I P 通信網契約の解除があった場合は、長期継続利用を廃止します。
- 9 I P 通信網契約者は、長期継続利用期間の満了前に長期継続利用の廃止があった場合は、次に掲げる額を一括して当社が定める期日までに支払っていただきます。
- この場合において、長期継続利用期間の満了する日を含む料金月の初日から、その満了する日を含む料金月の翌々料金月の末日までの間に長期継続利用の廃止があった場合、I P 通信網サービスの移転、転用若しくは初期契約解除に伴う長期継続利用の廃止があった場合又は当社が別に定める場合はこの限りではありません。
- (1) 長期継続利用の廃止があった日の属する長期継続利用期間の起算日において利用していた割引対象サービスがメニュー 5 - 1 に係るものである場合は、4,500円（税込価格 4,950円）
- (2) 長期継続利用の廃止があった日の属する長期継続利用期間の起算日に利用していた割引対象サービスがメニュー 5 - 2 に係るものである場合は、1,500円（税込価格 1,650円）
- (注) 当社は、割引額の計算において、その計算結果に 1 円未満の端数が生じた場合は、料金表通則 5（端数処理）の規定にかかわらず、その端数を切り上げます。

料金表別表4 複数回線同時利用申出に係る利用料金の割引の適用

区 分	内 容						
(1) 定義等	<p>ア 「複数回線同時利用申出に係る利用料金の割引」とは、2の契約者回線からなる契約者回線グループ(以下、「同時利用契約者回線グループ」といいます。)の代表IP通信網契約者(その同時利用契約者回線グループに係るすべてのIP通信網契約者の同意に基づき、その同時利用契約者回線グループの設定又は廃止の請求を行う者をいいます。以下この表において同じとします。)から申出があった場合は、その同時利用契約者回線グループに属する契約者回線の利用料(料金表第1表第1類第1の2(料金額)の2-5(メニュー5に関する利用料金)に規定する利用料(基本料に係る部分に限ります。)に限ります。以下この表において同じとします。)の合計額について、ウに規定する額(以下この表において「割引額」といいます。)を減額して適用することをいいます。</p> <p>イ 同時利用契約者回線グループを構成することができる契約者回線に係るIP通信網サービス(以下、「割引対象サービス」といいます。)は、次に規定するものに限ります。</p> <p>(1) メニュー5-1(料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した利用料金の割引の適用を受けるものを除きます。)の100Mb/sのものにおけるプラン3-1のものであって提供の形態による細目が-1型のもの、200Mb/sのもの又は1Gb/sのものにおけるプラン3-1</p> <p>(2) メニュー5-2(10Gb/sのもの及び提供の形態による細目が-2型のものを除きます。)のもの</p> <p>ウ 1の同時利用契約者回線グループに係る割引額は次のとおりとします。</p> <p style="text-align: center;">1 同時利用契約者回線グループごとに月額</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">割 引 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>メニュー5-1のものとメニュー5-2のものとで構成される同時利用契約者回線グループの場合</td> <td style="text-align: center;">300円 (税込価格 330円)</td> </tr> <tr> <td>メニュー5-2のものとで構成される同時利用契約者回線グループの場合</td> <td style="text-align: center;">100円 (税込価格 110円)</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 当社は、その同時利用契約者回線グループに係る契約者回線1回線当たりの料金を確定する必要がある場合は、割引額を2で除した額を1の契約者回線当たりの割引額とし、その割引額を減額して適用します。</p> <p>エ 当社は、この割引の適用を受けるIP通信網契約に係る契約者回線の利用料及び契約者回線の設置に係る工事費(基本工事費、交換機等工事費、回線終端装置工事費及び機器工事費(配線設備多重装置の設置に係るものに限ります。)に限ります。)については、同時利用契約者回線グループごとに一括して代表IP通信網契約者に請求します。</p>	区 分	割 引 額	メニュー5-1のものとメニュー5-2のものとで構成される同時利用契約者回線グループの場合	300円 (税込価格 330円)	メニュー5-2のものとで構成される同時利用契約者回線グループの場合	100円 (税込価格 110円)
区 分	割 引 額						
メニュー5-1のものとメニュー5-2のものとで構成される同時利用契約者回線グループの場合	300円 (税込価格 330円)						
メニュー5-2のものとで構成される同時利用契約者回線グループの場合	100円 (税込価格 110円)						
(2) 承諾	当社は、代表IP通信網契約者から(1)欄に規定する割引の申出						

	<p>があったときは、次の各号に該当するものである場合に限り、これを承諾します。</p> <p>ア 代表 I P 通信網契約者から同時利用契約者回線グループを構成する 2 の契約者回線に係る I P 通信網契約者に関する氏名及び住所等の情報について、当社へ通知があったとき。</p> <p>イ 同時利用契約者回線グループを構成する 2 の契約者回線の終端のある場所が専ら居住の用に供される場所であるものであって、その契約者の名義が個人であるとき。</p> <p>ウ 同時利用契約者回線グループがメニュー 5 - 1 に係る契約者回線のみで構成されていないとき。</p> <p>エ 代表 I P 通信網契約者が、メニュー 5 に係る利用料金について支払うことを現に怠っていない又は怠るおそれがないとき。</p>
(3) 割引の適用	<p>ア この割引の開始は、その申出を当社が承諾した日（同時利用契約者回線グループを構成する契約者回線に提供を開始する前の契約者回線を含む場合は、その契約者回線の提供を開始した日）を含む料金月の翌料金月の初日からとします。</p> <p>ただし、当社の業務の遂行上やむを得ない場合はこの限りではありません。</p> <p>イ 当社は、同時利用契約者回線グループを構成する契約者回線について、メニュー 5 - 1 に係るものとメニュー 5 - 2 に係るものとの間の品目等の変更があった場合（当該料金月の初日以外の日に変更があった場合に限り）は、その料金月におけるその同時利用契約者回線グループに属する契約者回線の利用料の合計について、300円（税込価格 330円）を減じて適用します。</p> <p>ウ 当社は、この割引の適用を受ける I P 通信網契約に係る契約者回線について、次のいずれかに該当する場合は、この割引の適用を廃止します。</p> <p>(ア) 代表 I P 通信網契約者から(1)欄に規定する利用料金の減額の適用の廃止の申出があった場合。</p> <p>(イ) (1)欄の規定によりこの代表 I P 通信網契約者に請求した料金その他の債務について、その代表 I P 通信網契約者が当社が定める支払期日を経過してもなお一括して支払わない場合。</p> <p>(ウ) 同時利用契約者回線グループを構成する 2 の契約者回線のうち、いずれかの契約者回線について、I P 通信網契約の解除、割引対象サービス以外のものへの品目若しくは細目の変更又は料金表第 1 表第 1 類第 1 の 1(9)に規定する学校に限定した利用料金の割引の適用があった場合。</p> <p>(エ) 同時利用契約者回線グループを構成する 2 の契約者回線のうち、いずれかの契約者回線に I P 通信網サービス利用権の譲渡があった場合。</p> <p>(オ) 同時利用契約者回線グループを構成する 2 の契約者回線のうち、いずれかの契約者回線に係る I P 通信網契約者の地位の承継があった旨の届出があった場合。</p> <p>(カ) (2)欄のイ又はウに規定する条件を満たさなくなった場合。</p>
(4) その他の適用	<p>ア 1 の契約者回線につき属することができる同時利用契約者回線グループの数は 1 に限ります。</p>

イ 代表 I P 通信網契約者を変更する場合は、その同時利用契約者回線グループに係るすべての I P 通信網契約者の同意に基づくものとします。

ウ 同時利用契約者回線グループに係る I P 通信網契約者は、当社がその I P 通信網契約者に関する氏名及び住所等の情報を、その同時利用契約者回線グループを構成する他の契約者回線に係る I P 通信網契約者に通知することについて、同意していただきます。

エ 当社は、(1)欄の規定により代表 I P 通信網契約者に請求した料金その他の債務について、その代表 I P 通信網契約者が当社が定める支払期日を経過してもなお一括して支払わないときは、代表 I P 通信網契約者以外の I P 通信網契約者に係る I P 通信網サービスの利用料金については、その代表 I P 通信網契約者以外の I P 通信網契約者に請求します。

(注) 当社は、割引額の計算において、その計算結果に 1 円未満の端数が生じた場合は、料金表通則 5 (端数処理) の規定にかかわらず、その端数を切り上げます。

附 則

(実施期日)

第1条 この約款は、平成12年7月7日から実施します。

(契約に関する経過措置)

第2条 この約款実施の際現に、当社の「IP通信網サービス」の試験サービスに関する契約約款の規定により当社とタイプ1のIP通信網契約を締結している者は、この約款実施の日において、当社とこの約款に規定するIP通信網契約を締結したものとみなします。

附 則(平成12年9月26日東企管第00 - 100号)

この改正規定は、平成12年9月26日から実施します。

附 則(平成12年11月29日東企管第00 - 144号)

この改正規定は、平成12年12月12日から実施します。

附 則(平成12年12月15日東企管00 - 159号)

(実施期日)

第1条 この改正規定は、平成12年12月26日から実施します。

(契約に関する経過措置)

第2条 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により次の表の左欄の契約を当社と締結している者は、この改正規定実施の日において、それぞれ当社と同表の右欄の契約を締結したものとみなします。

第1種IP通信網契約	メニュー1に係るIP通信網契約
------------	-----------------

2 この改正規定実施の際現に、当社の着信用IP通信網サービス契約約款(平成12年東企管第00 - 52号、以下「旧約款」といいます。)の規定により次の表の左欄の契約を当社と締結している者は、この改正規定実施の日において、それぞれ当社と同表の右欄の契約を締結したものとみなします。

第2種IP通信網契約	メニュー2に係るIP通信網契約
第3種IP通信網契約	メニュー3に係るIP通信網契約

3 前項の場合において、移行後の契約に係る品目及び細目等については、移行前の契約に係る品目及び細目等に相当するものとします。

(付加機能に関する経過措置)

第3条 この改正規定実施の際現に、当社が旧約款及び料金表の規定により提供している付加機能は、この改正規定実施の日において、附則第2条(契約に関する経過措置)の規定により、この改正規定の規定により当社が提供する付加機能に移行したものとします。

(端末設備に関する経過措置)

第4条 この改正規定実施の際現に、当社が旧約款及び料金表の規定により提供している端末設備は、この改正規定実施の日において、附則第2条(契約に関する経過措置)の規定により、この改正規定の規定により当社が提供する端末設備に移行したものとします。

(基本契約期間に関する経過措置)

第5条 附則第2条(契約に関する移行措置)の規定により、旧約款及び料金表に規定する第2種IP通信網サービス又は第3種IP通信網サービスに係る契約(以下、この条において「旧約款による契約」といいます。)から移行したIP通信網契約の基本契約期間は、この約款の規定にかかわらず、改正前の約款による契約によりサービスの提供を開始した日から起算して1年間とします。

(料金等の支払い等に関する経過措置)

第6条 この改正規定実施前に、IP通信網サービス契約約款又は旧約款の規定により

支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(損害賠償に関する経過措置)

第7条 この改正規定実施前に、IP通信網サービス契約約款又は旧約款の規定によりその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

(この改正規定実施前に行った手続きの効力等)

第8条 この改正規定実施前に、旧約款の規定により行った手続きその他の行為は、この約款中これに相当する規定があるときは、この改正規定に基づいて行ったものとみなします。

2 この改正規定実施の際現に、旧約款の規定により提供している電気通信サービスは、この改正規定中これに相当する規定があるときは、この約款の規定に基づいて提供しているものとみなします。

附 則(平成12年12月18日東企管第00 - 167号)

(実施期日)

第1条 この改正規定は、平成13年1月1日から実施します。

第2条 削除

(料金等の支払いに関する経過措置)

第3条 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則(平成13年1月19日東企管第00 - 181号)

この改正規定は、平成13年1月19日から実施し、改正後の規定は、平成13年1月6日から適用します。

附 則(平成13年1月30日東企管第00 - 185号)

(実施期日)

第1条 この改正規定は、平成13年2月1日から実施します。

ただし、この改正規定中、メニュー1に関する利用料金に関する部分については平成13年3月1日から実施します。

(経過措置)

第2条 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により回線終端装置を設置しているメニュー4に係る契約者回線等については、この改正規定実施の日に、改正後の規定による回線接続装置を設置している契約者回線等に移行したものとみなします。

第3条 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則(平成13年2月22日東企管第00 - 206号)

(実施期日)

第1条 この改正規定は、平成13年3月1日から実施します。

(経過措置)

第2条 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

第3条 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により次の表の左欄の契約を当社と締結している者は、この改正規定実施の日において、それぞれ当社と同表の右欄の契約を締結したものとみなします。

メニュー2に係る IP通信網契約	メニュー2におけるATM方式以外のものに係る IP通信網契約
---------------------	-----------------------------------

附 則（平成13年3月23日東企管第00 - 214号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成13年4月1日から実施します。
- （経過措置）
- 2 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。
 - 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則（平成13年6月25日東企管第01 - 39号）

この改正規定は、平成13年7月2日から実施します。

附 則（平成13年6月28日東企管第01 - 44号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成13年8月1日から実施します。
ただし、メニュー1に関する利用料金及びメニュー4に関する利用料金に関する部分については、平成13年7月16日から実施します。
- （経過措置）
- 2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
 - 3 この改正規定実施の日の前日に、「光・IP通信網サービス」の試験サービス（以下「試験サービス」といいます。）に関する契約約款（以下「試験約款」といいます。）に規定するプラン1（タイプ2に係るものを除きます。）に係る契約者であった者が平成13年8月31日までにメニュー5 - 1に係るIP通信網契約の申込みを行った場合（契約者回線の終端の場所が試験サービスに係る契約者回線の終端の場所と同一となる場合に限り、）又は試験約款に規定するプラン2に係る契約者であった者が平成13年8月31日までにメニュー5 - 2に係るIP通信網契約の申込みを行った場合（契約者回線の終端の場所が試験サービスに係る契約者回線の終端の場所と同一となる場合に限り、）は、料金表の規定にかかわらず、当該申込みの承諾を受けたときに支払いを要することとなる契約料は適用しません。
 - 4 この改正規定実施の日の前日に、試験約款に規定するプラン1（タイプ2に係るものを除きます。）に係る契約者であった者が平成13年8月31日までにメニュー5 - 1に係るIP通信網契約の申込みを行った場合（契約者回線の終端の場所が試験サービスに係る契約者回線の終端の場所と同一となる場合に限り、）又は試験約款に規定するプラン2に係る契約者であった者が平成13年8月31日までにメニュー5 - 2に係るIP通信網契約の申込みを行った場合（契約者回線の終端の場所が試験サービスに係る契約者回線の終端の場所と同一となる場合に限り、）は、料金表の規定にかかわらず、当該申込みの承諾を受けたときに支払いを要することとなる工事費は適用しません。

附 則（平成13年8月10日東企管第01 - 72号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成13年8月20日から実施します。
- （経過措置）
- 2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則（平成13年9月3日東企管第01 - 88号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成13年11月1日から実施します。ただし、料金表第1表第1類第1の2（料金額）の2 - 5 - 1の備考の規定については、平成13年9月10日から実施します。
この場合において、平成13年9月10日から平成13年10月31日の間については、メニ

メニュー 5 - 1 の100Mb/sのものにおけるプラン 2 に係るものについては、メニュー 5 - 1 の100Mb/sのものと同様として適用します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により次の表の左欄の契約を当社と締結している者は、この改正規定実施の日において、それぞれ当社と同表の右欄の契約を締結したものとみなします。

メニュー 5 - 1 の100Mb/sのものに係る I P 通信網契約	メニュー 5 - 1 の100Mb/sのものにおけるプラン 2 に係る I P 通信網契約
-------------------------------------	---

- 3 平成13年 9 月10日までにメニュー 5 に係る契約の申込みを行った者については、この改正規定中料金表第 1 表第 1 類第 1 の 2 (料金額) の 2 - 5 - 1 の備考の規定について、平成13年10月31日までは適用しません。

附 則 (平成13年 9 月17日東企管第01 - 96号)

この改正規定は、平成13年 9 月17日から実施します。

附 則 (平成13年 9 月17日東企管第01 - 83号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成13年10月 1 日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則 (平成13年 9 月17日東企管第01 - 21号)

この改正規定は、平成13年10月 1 日から実施します。

附 則 (平成13年10月 9 日東企管第01 - 104号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成13年10月16日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により次の表の左欄の契約を当社と締結している者は、この改正規定実施の日において、それぞれ当社と同表の右欄の契約を締結したものとみなします。

メニュー 2 における A T M 方式以外のものに係る I P 通信網契約	メニュー 2 におけるメニュー 2 - 1 に係る I P 通信網契約
メニュー 2 における A T M 方式のものに係る I P 通信網契約	メニュー 2 におけるメニュー 2 - 2 に係る I P 通信網契約
メニュー 3 に係る I P 通信網契約	メニュー 2 におけるメニュー 2 - 3 に係る I P 通信網契約

附 則 (平成13年10月25日東企管第01 - 113号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成13年12月 1 日から実施します。

ただし、メニュー 4 における 8 Mb/s の品目に関する部分については、平成13年12月25日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

- 3 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により次の表の左欄の契約を当社と締結している者は、この改正規定実施の日において、それぞれ当社と同表の右欄の契約を締結したものとみなします。

メニュー 4 のものに係る I P 通信網契約	メニュー 4 のものにおける 1.5Mb/s の品目のものに係る I P 通信網契約
メニュー 5 - 2 に係る I P 通信網契約	メニュー 5 - 2 の 100Mb/s のものにおけるプラン 1 のものに係る I P 通信網契約

附 則 (平成 13 年 11 月 7 日 東企 営 第 01 - 126 号)

(実施期日)

この改正規定は、平成 13 年 11 月 26 日から実施します。

附 則 (平成 13 年 12 月 18 日 東企 営 第 01 - 148 号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 13 年 12 月 25 日より実施します。
ただし、メニュー 2 - 1 における 128kb/s の品目に係るものの利用料金に関する部分については、平成 14 年 1 月 20 日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則 (平成 14 年 2 月 22 日 東企 営 第 01 - 169 号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 14 年 3 月 1 日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 平成 14 年 3 月 1 日から平成 14 年 4 月 30 日までの間にメニュー 4 に係る I P 通信網契約 (料金表第 1 表第 1 類第 1 の 1 (9) に規定する学校に限定した割引の適用を受けているものを除きます。)の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成 14 年 9 月 30 日までに当社がその I P 通信網サービスの提供を開始した場合は、その I P 通信網契約に係る利用料について、サービスの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月からの 2 料金月について、料金表第 1 表第 1 類第 1 の 2 - 4 - 1 (利用料) に規定する額に代えて、次表に規定する料金額を適用します。
ただし、その I P 通信網契約がこの料金額の適用を受けている期間は、料金表第 1 表第 1 類第 1 の 1 (8) の規定にかかわらず、優先接続のうち電話会社固定に係る利用料金の割引については適用しません。

利用料

1 契約者回線又は 1 利用回線ごとに月額

区 分		料 金 額
利用回線型サービスに係るもの	1.5Mb/s のもの	2,300 円
	8 Mb/s のもの	2,300 円
契約者回線型サービスに係るもの	1.5Mb/s のもの	3,950 円
	8 Mb/s のもの	3,950 円

附 則 (平成 14 年 3 月 5 日 東企 営 第 01 - 175 号)

(実施期日)

この改正規定は、平成 14 年 3 月 12 日から実施します。

附 則（平成14年4月11日東企管第02 - 7号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成14年4月18日から実施します。
ただし、メニュー5 - 1に関する部分については、平成14年6月1日から実施します。

（経過措置）

- 2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則（平成14年4月24日東企管第02 - 12号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成14年6月1日から実施します。

（経過措置）

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則（平成14年6月12日東企管第02 - 35号）

（実施期日）

第1条 この改正規定は、平成14年8月1日より実施します。

第2条 削除

附 則（平成14年7月8日東企管第02 - 48号）

この改正規定は、平成14年9月2日から実施します。

附 則（平成14年8月22日東企管第02 - 69号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成14年9月2日から実施します。
- （経過措置）
- 2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
 - 3 この改正規定実施前に、メニュー4に係るIP通信網契約の申込み、契約者回線等の移転又は品目の変更の請求があった場合は、そのIP通信網契約の申込み、契約者回線等の移転又は品目の変更に係る料金その他の債務の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成14年8月23日東企管第02 - 71号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成14年9月1日から実施します。
- （経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
 - 3 平成14年9月1日から平成14年12月31日までの間にメニュー4に係るIP通信網契約（料金表第1表第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用を受けているものを除きます。）の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成15年3月31日までに当社がそのIP通信網サービスの提供を開始した場合は、そのIP通信網契約に係る利用料について、サービスの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月からの3料金月について、料金表第1表第1の2 - 4 - 1（利用料）に規定する額に代えて、次表に規定する料金額を適用します。

ただし、そのIP通信網契約がこの料金額の適用を受けている期間は、料金表第1表第1の1(8)の規定にかかわらず、優先接続のうち電話会社固定に係る利用料金の割引については適用しません。

利用料

1 契約者回線又は1利用回線ごとに月額

区 分	料 金 額
利用回線型サービスに係るもの	1.5Mb/sのもの 2,300円
	8 Mb/sのもの 2,300円
契約者回線型サービスに係るもの	1.5Mb/sのもの 3,950円
	8 Mb/sのもの 3,950円

附 則（平成14年9月30日東企営第02 - 100号）

この改正規定は、平成14年10月1日から実施します。

附 則（平成14年10月10日東企営第02 - 104号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成14年11月8日から実施します。

（経過措置）

- 2 平成14年11月8日から平成14年12月31日までの間にメニュー4（12Mb/sの品目のもの）に限ります。）に係るIP通信網契約の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成15年3月31日までに当社がそのIP通信網サービスの提供を開始した場合は、そのIP通信網契約に係る利用料について、サービスの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月から3料金月について、料金表第1表第1の2-4-1（利用料）に規定する額に代えて、次表に規定する料金額を適用するとともに、その3料金月経過後の1料金月の利用料について、料金表第1表第1の2-4-1（利用料）に規定する額に代えて、利用回線型サービスに係るものについては500円、契約者回線型サービスに係るものについては2,150円をそれぞれ適用します。
- 3 平成14年9月10日から平成14年12月31日までの間にメニュー4の1.5Mb/s又は8Mb/sの品目のものに係るIP通信網契約の申込みがあったIP通信網契約者から平成14年9月10日から平成14年12月31日までの間に12Mb/sの品目のものへの品目の変更の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成15年3月31日までに品目の変更があった場合は、東企営第02-71号の規定の適用を受ける期間のうち、品目の変更があった日以降の期間について、料金表第1表第1の2-4-1（利用料）に規定する額に代えて、次表に規定する料金額を適用するとともに、その3料金月経過後の1料金月（その品目の変更があった日が、東企営第02-71号第3項の規定を受ける3料金月の経過後である場合は、品目の変更があった日を含む料金月の翌料金月）について、料金表第1表第1の2-4-1（利用料）に規定する額に代えて、利用回線型サービスに係るものについては500円、契約者回線型サービスに係るものについては2,150円をそれぞれ適用します。
- 4 そのIP通信網契約が前2項に規定する料金額の適用を受けている期間は、料金表第1表第1の1(8)の規定にかかわらず、優先接続のうち電話会社固定に係る利用料金の割引については適用しません。

利用料

1 契約者回線又は1利用回線ごとに月額

区 分	料 金 額
利用回線型サービス	12Mb/sのもの 2,400円
契約者回線型サービス	12Mb/sのもの 4,050円

附 則（平成14年11月25日東企営第02 - 131号）

（実施期日）

この改正規定は、平成14年11月25日から実施します。

附 則（平成14年11月22日東企営第02 - 130号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成14年12月1日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則（平成14年10月17日東企営第02 - 107号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成14年12月16日から実施します。
（経過措置）
- 2 削除
- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則（平成14年12月25日東企営第02 - 144号）

この改正規定は、平成14年12月26日から実施します。

附 則（平成14年12月5日東企営第02 - 137号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成15年1月1日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施の際現に、当社のIP通信網サービスにおける「無線通信に関する付加機能」の試験サービスに関する契約約款（平成14年東企営第02 - 27号。以下「旧約款」といいます。）の規定により、次の表の左欄の付加機能が提供されている契約者回線等は、この改正規定実施の日においてそれぞれ同表の右欄の付加機能が提供されている契約者回線等とみなして取り扱います。

無線通信認証機能	無線通信認証機能
無線通信環境提供機能 着信先追加機能 グループ利用機能	無線通信環境提供機能 着信先追加機能 グループ利用機能

- 3 この改正規定実施前に、旧約款の規定により支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 4 この改正規定実施前に、旧約款の規定によりその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成15年1月23日東企営第02 - 153号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成15年2月1日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 平成15年2月1日から平成15年4月30日（1.5Mb/sの品目のもの及び8 Mb/sの品目のものについては平成15年6月30日）までの間にメニュー4に係るIP通信網契約（料金表第1表第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用を受けているものを除きます。）の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成15年9月30日までに当社がそのIP通信網サービスの提供を開始した場合は、そのIP通信網契約に係る利用料金について、料金表第1表第1の2 - 4に規定する額に代えて、サービスの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月からの2料金月（1.5Mb/sの品目のもの及び8 Mb/sの品目のものについては3料金月（そのサービスを開始した日を含む料金月又はこの経過措置により利用料、屋内配線利用料及び機器利用料についてそれぞれ

れ0円が適用となる1料金月目若しくは2料金月目において12Mb/sの品目又は24Mb/sの品目のものへの変更があった場合は2料金月、3料金月目において12Mb/sの品目又は24Mb/sの品目のものへの変更があった場合は、その品目の変更があった日の前日までの間))について利用料、屋内配線利用料及び機器利用料(ルータ機能付IP電話対応装置及び簡易ルータ機能付IP電話対応装置に係るものを除きます。)についてそれぞれ0円を適用します。

ただし、そのIP通信網契約者が保守の態様による細目の変更を行った場合は、変更があった日以降の期間についてこの料金額の適用を行いません。

- 4 そのIP通信網契約が前項の適用を受けている期間は、料金表第1表第1の1の規定にかかわらず、優先接続のうち電話会社固定に係る利用料金の割引については適用しません。

附 則(平成15年1月31日東企営第02-158号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成15年3月1日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
(その他)
- 3 東企営第00-167号(平成12年12月18日)の附則第2条(学校に限定した利用料の割引に関する経過措置)を削除します。

附 則(平成15年2月25日東企営第02-163号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成15年3月4日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により次の表の左欄のサービスを提供されている者は、この改正規定実施の日において、それぞれ当社と同表の右欄のサービスを提供されているものとみなして取り扱います。

メニュー2に係るIP通信網サービス	メニュー2のプラン1のものに係るIP通信網サービス
-------------------	---------------------------

附 則(平成15年3月11日東企営第02-168号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成15年3月19日から実施します。
ただし、簡易ルータ機能付IP電話対応装置に関する部分については、平成15年3月24日から実施します。
(その他)
- 2 東企営第02-153号(平成15年1月23日)の附則第3項中「機器利用料について」を「機器利用料(ルータ機能付IP電話対応装置及び簡易ルータ機能付IP電話対応装置に係るものを除きます。)について」に改めます。

附 則(平成15年3月18日東企営第02-178号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成15年4月1日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 削除

附 則（平成15年4月8日東経企営第03 - 03号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成15年4月16日から実施します。
（経過措置）
- 2 東企営第02 - 153号（平成15年1月23日）の附則第3項（経過措置）中「平成15年4月30日」を「平成15年4月30日（1.5Mb/sの品目のもの及び8 Mb/sの品目のものについては平成15年6月30日）」に、「2 料金月」を「2 料金月（1.5Mb/sの品目のもの及び8 Mb/sの品目のものについては3 料金月（そのサービスを開始した日を含む料金月又はこの経過措置により利用料、屋内配線利用料及び機器利用料についてそれぞれ0円が適用となる1 料金月目若しくは2 料金月目において12Mb/sの品目のものへの変更があった場合は2 料金月、3 料金月目において12Mb/sの品目のものへの変更があった場合は、その品目の変更があった日の前日までの間）」に改めます。

附 則（平成15年4月16日東経企営第03 - 05号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成15年4月24日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により次の表の左欄のサービスを提供されている契約者回線は、この改正規定実施の日において、同表の右欄のサービスを提供されている契約者回線とみなして取り扱います。

メニュー3に係るIP通信網サービス	メニュー3 - 1に係るIP通信網サービス
-------------------	-----------------------

附 則（平成15年4月25日東経企営第03 - 11号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成15年5月8日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 平成15年5月8日から平成15年6月30日までの間にメニュー4（12Mb/sの品目のものに限り。）に係るIP通信網契約（料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用を受けているものを除きます。）の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成15年9月30日までに当社がそのIP通信網サービスの提供を開始した場合は、そのIP通信網契約に係る利用料金について、料金表第1表第1類第1の2 - 4に規定する額に代えて、サービスの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月からの2 料金月について利用料、屋内配線利用料及び機器利用料（ルータ機能付IP電話対応装置及び簡易ルータ機能付IP電話対応装置に係るものを除きます。）についてそれぞれ0円を適用します。
ただし、そのIP通信網契約者が保守の態様による細目の変更を行った場合は、変更があった日以降の期間についてこの料金額の適用を行いません。
- 4 そのIP通信網契約が前項の適用を受けている期間は、料金表第1表第1の1の規定にかかわらず、優先接続のうち電話会社固定に係る利用料金の割引については適用しません。

附 則（平成15年6月23日東経企営第03 - 32号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成15年7月1日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 平成15年7月1日から平成15年7月31日までの間にメニュー4（タイプ1のもので

あって24Mb/sの品目のものを除きます。)の契約者回線型サービスに係るIP通信網契約(料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用を受けているものを除きます。)の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成15年9月30日までに当社がそのIP通信網サービスの提供を開始した場合は、そのIP通信網契約に係る利用料金について、料金表第1表第1類第1の2-4に規定する額に代えて、サービスの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月からの2料金月について利用料、屋内配線利用料及び機器利用料(ルータ機能付IP電話対応装置及び簡易ルータ機能付IP電話対応装置に係るものを除きます。)についてそれぞれ0円を適用します。

ただし、そのIP通信網契約者が保守の態様による細目の変更を行った場合は、変更があった日以降の期間についてこの料金額の適用を行いません。

- 4 平成15年7月1日から平成15年7月31日までの間にメニュー4(24Mb/sの品目のものを除きます。)の利用回線型サービスに係るIP通信網契約(料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用を受けているものを除きます。)の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成15年9月30日までに当社がそのIP通信網サービスの提供を開始した場合は、そのIP通信網契約に係る利用料金について、料金表第1表第1類第1の2-4に規定する額に代えて、サービスの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月からの2料金月(1.5Mb/sの品目のもの又は8Mb/sの品目のものについては3料金月(そのサービスを開始した日を含む料金月又はこの経過措置により利用料、屋内配線利用料及び機器利用料についてそれぞれ0円が適用となる1料金月目若しくは2料金月目において12Mb/sの品目又は24Mb/sの品目のものへの変更があった場合は2料金月、3料金月目において12Mb/sの品目又は24Mb/sの品目のものへの変更があった場合は、その品目の変更があった日の前日までの間))について利用料、屋内配線利用料及び機器利用料(ルータ機能付IP電話対応装置及び簡易ルータ機能付IP電話対応装置に係るものを除きます。)についてそれぞれ0円を適用します。
- 5 そのIP通信網契約が前2項の適用を受けている期間は、料金表第1表第1類第1の1(8)の規定にかかわらず、優先接続のうち電話会社固定に係る利用料金の割引については適用しません。

附 則(平成15年7月9日東経企管第03-43号)

(実施期日)

第1条 この改正規定は、平成15年7月10日から実施します。

ただし、メニュー5におけるタイプ2に関する部分については平成15年7月11日、メニュー4におけるタイプ2に関する部分については平成15年9月18日から実施します。

(経過措置)

第2条 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

第3条 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により次の表の左欄のサービスを提供されている契約者回線は、この改正規定実施の日において、同表の右欄のサービスを提供されている契約者回線とみなして取り扱います。

メニュー4に係るIP通信網サービス	メニュー4のタイプ1のものに係るIP通信網サービス
メニュー5-1に係るIP通信網サービス	メニュー5-1のタイプ1のものに係るIP通信網サービス

(その他)

第4条 東経企管第02-153号(平成15年1月23日)の附則第3項の「ただし、そのIP通信網契約がこの料金額の適用を受けている期間は、料金表第1表第1の1の規定に

かかわらず、優先接続のうち電話会社固定に係る利用料金の割引については適用しません。」を削り、次のただし書きを加えます。

「ただし、そのIP通信網契約者が保守の態様による細目の変更を行った場合は、変更があった日以降の期間についてこの料金額の適用を行いません。」

2 同附則に次の1項を加える。

「4 そのIP通信網契約が前項の適用を受けている期間は、料金表第1表第1の1の規定にかかわらず、優先接続のうち電話会社固定に係る利用料金の割引については適用しません。」

第5条 東経企営第03-11号(平成15年4月25日)の附則第3項の「ただし、そのIP通信網契約がこの料金額の適用を受けている期間は、料金表第1表第1の1の規定にかかわらず、優先接続のうち電話会社固定に係る利用料金の割引については適用しません。」を削り、次のただし書きを加えます。

「ただし、そのIP通信網契約者が保守の態様による細目の変更を行った場合は、変更があった日以降の期間についてこの料金額の適用を行いません。」

2 同附則に次の1項を加える。

「4 そのIP通信網契約が前項の適用を受けている期間は、料金表第1表第1の1の規定にかかわらず、優先接続のうち電話会社固定に係る利用料金の割引については適用しません。」

第6条 東経企営第03-32号(平成15年6月23日)の附則第3項中「メニュー4」を「メニュー4(タイプ1のものに限ります。)」に改め、次のただし書きを加えます。

「ただし、そのIP通信網契約者が保守の態様による細目の変更を行った場合は、変更があった日以降の期間についてこの料金額の適用を行いません。」

2 同附則第5項中「ただし、」を「その」に改めます。

附 則(平成15年7月15日東経企営第03-46号)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成15年7月15日から実施します。

ただし、メニュー4におけるタイプ2に関する部分については、平成15年9月18日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

3 平成15年7月15日から平成15年9月30日までの間にメニュー4(24Mb/sの品目のものであってタイプ1のものに限ります。)に係るIP通信網契約(料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用を受けているものを除きます。)の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成15年11月30日までに当社がそのIP通信網サービスの提供を開始した場合は、そのIP通信網契約に係る利用料金について、サービスの提供を開始した日を含む料金月及びその料金月の翌料金月からの2料金月(そのサービスを開始した日を含む料金月において1.5Mb/s、8Mb/s又は12Mb/sの品目のものへの変更があった場合は、サービスの提供を開始した日から変更があった日の前日までの間及びサービスを開始した日を含む料金月の翌料金月並びに翌々料金月)について、料金表第1表第1類第1の2-4に規定する額に代えて、利用料、屋内配線利用料及び機器利用料(ルータ機能付IP電話対応装置及び簡易ルータ機能付IP電話対応装置に係るものを除きます。)についてそれぞれ0円を適用します。

ただし、そのIP通信網契約者が保守の態様による細目の変更を行った場合は、変更があった日以降の期間についてこの料金額の適用を行いません。

4 そのIP通信網契約が前項の適用を受けている期間は、料金表第1表第1類第1の1(8)の規定にかかわらず、優先接続のうち電話会社固定に係る利用料金の割引については適用しません。

5 東経企営第02 - 153号（平成15年1月23日）の附則第3項（経過措置）中「12Mb/sの品目」を「12Mb/sの品目又は24Mb/sの品目」に改めます。

6 東経企営第03 - 32号（平成15年6月23日）の附則第3項（経過措置）中「メニュー4（タイプ1のものに限ります。）」を「メニュー4（タイプ1のものであって24Mb/sの品目のものを除きます。）」に改めます。また、第4項（経過措置）中「メニュー4」を「メニュー4（24Mb/sの品目のものを除きます。）」に、「12Mb/sの品目」を「12Mb/sの品目又は24Mb/sの品目」に改めます。

附 則（平成15年8月25日東経企営第03 - 63号）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成15年8月31日から実施します。

（経過措置）

2 東経企営第03 - 46号（平成15年7月15日）の附則第3項（経過措置）中「平成15年8月31日」を「平成15年9月30日」に、「平成15年10月31日」を「平成15年11月30日」に改めます。

附 則（平成15年9月2日東経企営第03 - 68号）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成15年9月12日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則（平成15年9月24日東経企営第03 - 75号）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成15年10月1日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

3 平成15年10月1日から平成15年12月31日までの間にメニュー4に係るIP通信網契約（料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用を受けているものを除きます。）の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成16年2月29日（タイプ2のものについては平成16年5月31日）までに当社がそのIP通信網サービスの提供を開始した場合は、そのIP通信網契約に係る利用料金について、サービスの提供を開始した日を含む料金月及びその料金月の翌料金月からの2料金月について、料金表第1表第1類第1の2 - 4に規定する額に代えて、利用料、屋内配線利用料及び機器利用料（ルータ機能付IP電話対応装置、簡易ルータ機能付IP電話対応装置、無線LAN対応型変復調機能・ルータ機能付IP電話対応装置及び無線LAN対応型ルータ機能付IP電話対応装置に係るものを除きます。）についてそれぞれ0円を適用します。

4 そのIP通信網契約が前項の適用を受けている期間は、料金表第1表第1類第1の1(8)の規定にかかわらず、優先接続のうち電話会社固定に係る利用料金の割引については適用しません。

附 則（平成15年10月20日東経企営第03 - 95号）

（実施期日）

第1条 この改正規定は、平成15年11月1日から実施します。

（経過措置）

第2条 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

第3条 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により次の表の左欄のサービスを提供されている契約者回線は、この改正規定実施の日において、同表の右欄のサービスを提供されている契約者回線とみなして取り扱います。

メニュー 5 - 2 に係る I P 通信網サー ビス	メニュー 5 - 2 のタイプ 1 のものに係る I P 通信網サービス
--------------------------------	---

附 則（平成15年10月28日東経企営第03 - 98号）

（実施期日）

第 1 条 この改正規定は、平成15年12月 1 日から実施します。

（経過措置）

第 2 条 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

第 3 条 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により次の表の左欄のサービスを提供されている契約者回線は、この改正規定実施の日において、同表の右欄のサービスを提供されている契約者回線とみなして取り扱います。

メニュー 5 - 2 における品目が23Mb/s のものに係る I P 通信網サービス	メニュー 5 - 2 における品目が46Mb/sの ものに係る I P 通信網サービス
--	--

附 則（平成15年11月19日東経企営第03 - 122号）

（実施期日）

第 1 条 この改正規定は、平成15年12月17日から実施します。

（経過措置）

第 2 条 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

第 3 条 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により次の表の左欄のサービスを提供されている契約者回線は、この改正規定実施の日において、同表の右欄のサービスを提供されている契約者回線とみなして取り扱います。この場合において、当社が別に定める区域におけるメニュー 4 における品目が40Mb/sのものに係る I P 通信網サービスの伝送速度については、料金表第 1 表第 1 類第 1 の 1(2)に規定にかかわらず、収容 I P 通信網サービス取扱所から、契約者回線等の終端への伝送方向については最大概ね24Mbit/sまでの伝送速度による通信が可能なものとします。

メニュー 4 における品目が24Mb/sのも のに係る I P 通信網サービス	メニュー 4 における品目が40Mb/sのもの に係る I P 通信網サービス
--	--

第 4 条 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により次の表の左欄の端末設備を提供されている契約者回線は、この改正規定実施の日において、同表の右欄の端末設備を提供されている契約者回線とみなして取り扱います。

メニュー 4 の変復調装置	メニュー 4 の変復調装置のうち 型のも の
---------------	---------------------------

附 則（平成15年12月19日東経企営第03 - 143号）

（実施期日）

この改正規定は、平成15年12月24日から実施します。

附 則（平成15年12月17日東経企営第03 - 136号）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成16年 1 月 1 日から実施します。

ただし、メニュー 4 における機器利用料に関する部分については、平成16年 2 月 10 日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの

料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

- 3 平成16年1月1日から平成16年4月30日までの間にメニュー4に係るIP通信網契約(料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用を受けているものを除きます。)の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成16年6月30日(タイプ2のものについては平成16年9月30日)までに当社がそのIP通信網サービスの提供を開始した場合は、そのIP通信網契約に係る利用料金について、サービスの提供を開始した日から起算して3か月間のそのIP通信網契約に規定する利用料、屋内配線利用料及び機器利用料(ルータ機能付IP電話対応装置、簡易ルータ機能付IP電話対応装置、無線LAN対応型変復調機能・ルータ機能付IP電話対応装置及び無線LAN対応型ルータ機能付IP電話対応装置に係るものを除きます。)については、料金表第1表第1類第1の2-4に規定する額に代えて、それぞれ0円を適用します。
- 4 そのIP通信網契約が前項の適用を受けている期間は、料金表第1表第1類第1の1(8)の規定にかかわらず、優先接続のうち電話会社固定に係る利用料金の割引については適用しません。
- 5 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により次の表の左欄の端末設備を提供されている契約者回線は、この改正規定実施の日において、同表の右欄の端末設備を提供されている契約者回線とみなして取り扱います。

メニュー4の変復調機能・ルータ機能付IP電話対応装置	メニュー4の変復調機能・ルータ機能付IP電話対応装置のうち 型のもの
----------------------------	------------------------------------

附 則(平成15年12月18日東経企管第03-138号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成16年1月6日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則(平成16年1月23日東経企管第03-158号)

この改正規定は、平成16年1月26日から実施します。

附 則(平成16年2月2日東経企管第03-165号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成16年2月9日から実施します。
(経過措置)
- 2 平成16年2月8日までの間にメニュー4(1.5Mb/sのものであって利用回線型サービスに係るものに限り、)に係るIP通信網契約の申込みがあったものは、その利用料金の取扱いについて、この改正規定にかかわらず、なお従前のとおりとします。
- 3 平成16年2月9日から平成16年4月30日までの間にメニュー4(1.5Mb/sのものであって利用回線型サービスに係るものに限り、)に係るIP通信網契約(料金表第1表第1類第1の1に規定する学校に限定した割引の適用を受けているものを除きます。)の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成16年6月30日までに当社がそのIP通信網サービスの提供を開始した場合は、そのIP通信網契約に係る利用料金について、サービスの提供を開始した日から起算して6か月間(1.5Mb/s以外のものへ変更があった場合は、サービスの提供を開始した日から変更があった日の前日までの間)のそのIP通信網契約に規定する屋内配線利用料及び機器利用料(ルータ機能付IP電話対応装置、簡易ルータ機能付IP電話対応装置、無線LAN対応型変復調機能・ルータ機能付IP電話対応装置及び無線LAN対応型ルータ機能付IP電話対応装置に係るものを除きます。)については、料金表第1表第1類第1の2-4に規定する額に代えて、それぞれ0円を適用します。
- 4 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの

料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(その他)

- 5 東経企営第03 - 136号(平成15年12月17日)の附則第3項中「平成16年4月30日」を「平成16年4月30日(1.5Mb/sのものであって利用回線型サービスに係るものについては平成16年2月8日)」に改めます。

附 則(平成16年2月18日東経企営第03 - 182号)

(実施期日)

この改正規定は、平成16年2月26日から実施します。

附 則(平成16年3月8日東経企営第03 - 193号)

この改正規定は、平成16年3月15日から実施します。

附 則(平成16年4月1日東経企営第03 - 210号)

この改正規定は、平成16年4月1日から実施します。

附 則(平成16年4月27日東経企営第04 - 16号)

この改正規定は、平成16年4月27日から実施します。

附 則(平成16年4月27日東経企営第04 - 15号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成16年5月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

- 3 平成16年5月1日から平成16年7月31日までの間にメニュー4(1.5Mb/sの品目ものであって利用回線型サービスに係るものを除きます。)に係るIP通信網契約(料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用を受けているものを除きます。)の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成16年9月30日(タイプ2のものについては平成16年12月31日)までに当社がそのIP通信網サービスの提供を開始した場合は、そのIP通信網契約に係る利用料金について、サービスの提供を開始した日から起算して3か月間の利用料、屋内配線利用料及び機器利用料(ルータ機能付IP電話対応装置、簡易ルータ機能付IP電話対応装置、無線LAN対応型変復調機能・ルータ機能付IP電話対応装置及び無線LAN対応型ルータ機能付IP電話対応装置に係るものを除きます。)については、料金表第1表第1類第1の2 - 4に規定する額に代えて、それぞれ0円を適用します。

- 4 そのIP通信網契約が前項の適用を受けている期間は、料金表第1表第1類第1の1(8)の規定にかかわらず、優先接続のうち電話会社固定に係る利用料金の割引については適用しません。

- 5 平成16年5月1日から平成16年7月31日までの間にメニュー4(1.5Mb/sの品目ものであって利用回線型サービスに係るものに限ります。)に係るIP通信網契約(料金表第1表第1類第1の1に規定する学校に限定した割引の適用を受けているものを除きます。)の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成16年9月30日までに当社がそのIP通信網サービスの提供を開始した場合は、そのIP通信網契約に係る利用料金について、サービスの提供を開始した日から起算して6か月間(1.5Mb/s以外の品目のものへの変更があった場合については、サービスの提供を開始した日からその品目の変更があった日の前日までの間)の屋内配線利用料及び機器利用料(ルータ機能付IP電話対応装置、簡易ルータ機能付IP電話対応装置、無線LAN対応型変復調機能・ルータ機能付IP電話対応装置及び無線LAN対応型ルータ機能付IP電話対応装置に係るものを除きます。)については、料金表第1表第1類第1の2 - 4に規定する額に代えて、それぞれ0円を適用します。

附 則(平成16年5月20日東経企営第04 - 27号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成16年5月20日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している回線接続装置(当社が別に定めるものに限り、)に関する工事費(割増工事費の適用に限り、)については料金表第2表第2(工事費)の規定を準用し、その他の提供条件については、なお従前のとおりとします。

附 則(平成16年5月24日東経企管第04-31号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成16年5月27日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により次の表の左欄の端末設備を提供されている契約者回線は、この改正規定実施の日において、同表の右欄の端末設備を提供されている契約者回線とみなして取り扱います。

メニュー5の配線設備多重装置のうち 型のもの	メニュー5の配線設備多重装置における 型のものうち最大50Mbit/sまでの伝 送速度による通信が可能なもの
---------------------------	--

- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則(平成16年5月31日東経企管第04-33号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成16年6月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 平成16年6月1日から平成16年7月31日までの間にIP通信網契約者から通信の付加サービスであるIPv6通信の利用の請求があり、当社がその請求を承諾した場合は、そのIPv6通信を利用する場合の加算額の基本料について、サービスの提供を開始した日を含む料金月及びその料金月の翌料金月からの2料金月については、料金表第1表第1類第1の2-4-2(1)ア又は2-5-2(1)アに規する額に代えてそれぞれ0円を適用します。
- 4 3の場合において、その契約者回線等についてIPv6通信の利用の請求があった日から平成16年7月31日までの間に、簡易型通信機能の利用の請求があり、当社がその請求を承諾した場合は、その付加機能利用料(1のIP通信網契約につき1の簡易型通信識別番号までとします。)について、IPv6通信の提供を開始した日を含む料金月及びその料金月の翌料金月からの2料金月の間については、料金表第1表第1類第1の2-7に規定する額に代えて0円を適用します。

附 則(平成16年6月28日東経企管第04-58号)

この改正規定は、平成16年7月1日から実施します。

附 則(平成16年7月15日東経企管第04-77号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成16年7月16日から実施します。
ただし、この改正規定中、無線LAN対応型変復調機能・ルータ機能付IP電話対応装置に関する部分については、当社が別に定める日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

- 3 東経企営第03 - 75号（平成15年9月24日）の附則第3項（経過措置）中「機器利用料（ルータ機能付IP電話対応装置及び簡易ルータ機能付IP電話対応装置に係るものを除きます。）」を「機器利用料（ルータ機能付IP電話対応装置、簡易ルータ機能付IP電話対応装置、無線LAN対応型変復調機能・ルータ機能付IP電話対応装置及び無線LAN対応型ルータ機能付IP電話対応装置に係るものを除きます。）」に改めます。
- 4 東経企営第03 - 136号（平成15年12月17日）の附則第3項（経過措置）中「機器利用料（ルータ機能付IP電話対応装置及び簡易ルータ機能付IP電話対応装置に係るものを除きます。）」を「機器利用料（ルータ機能付IP電話対応装置、簡易ルータ機能付IP電話対応装置、無線LAN対応型変復調機能・ルータ機能付IP電話対応装置及び無線LAN対応型ルータ機能付IP電話対応装置に係るものを除きます。）」に改めます。
- 5 東経企営第03 - 165号（平成16年2月2日）の附則第3項（経過措置）中「機器利用料（ルータ機能付IP電話対応装置及び簡易ルータ機能付IP電話対応装置に係るものを除きます。）」を「機器利用料（ルータ機能付IP電話対応装置、簡易ルータ機能付IP電話対応装置、無線LAN対応型変復調機能・ルータ機能付IP電話対応装置及び無線LAN対応型ルータ機能付IP電話対応装置に係るものを除きます。）」に改めます。
- 6 東経企営第04 - 15号（平成16年4月27日）の附則第3項（経過措置）中「機器利用料（ルータ機能付IP電話対応装置及び簡易ルータ機能付IP電話対応装置に係るものを除きます。）」を「機器利用料（ルータ機能付IP電話対応装置、簡易ルータ機能付IP電話対応装置、無線LAN対応型変復調機能・ルータ機能付IP電話対応装置及び無線LAN対応型ルータ機能付IP電話対応装置に係るものを除きます。）」に改めます。また、第5項（経過措置）中「機器利用料（ルータ機能付IP電話対応装置及び簡易ルータ機能付IP電話対応装置に係るものを除きます。）」を「機器利用料（ルータ機能付IP電話対応装置、簡易ルータ機能付IP電話対応装置、無線LAN対応型変復調機能・ルータ機能付IP電話対応装置及び無線LAN対応型ルータ機能付IP電話対応装置に係るものを除きます。）」に改めます。

附 則（平成16年7月29日東経企営第04 - 92号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成16年8月1日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 平成16年8月1日から平成16年9月30日までの間にメニュー4（1.5Mb/sの品目のものであって利用回線型サービスに係るものを除きます。）に係るIP通信網契約（料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用を受けているものを除きます。）の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成16年12月31日（タイプ2のものについては平成17年2月28日）までに当社がそのIP通信網サービスの提供を開始した場合は、そのIP通信網契約に係る利用料金について、サービスの提供を開始した日から起算して3か月間の利用料、屋内配線利用料及び機器利用料（ルータ機能付IP電話対応装置、簡易ルータ機能付IP電話対応装置、無線LAN対応型変復調機能・ルータ機能付IP電話対応装置及び無線LAN対応型ルータ機能付IP電話対応装置に係るものを除きます。）については、料金表第1表第1類第1の2 - 4に規定する額に代えて、それぞれ0円を適用します。
- 4 そのIP通信網契約が前項の適用を受けている期間は、料金表第1表第1類第1の1(8)の規定にかかわらず、優先接続のうち電話会社固定に係る利用料金の割引については適用しません。
- 5 平成16年8月1日から平成16年9月30日までの間にメニュー4（1.5Mb/sの品目の

であって利用回線型サービスに係るものに限ります。)に係る I P 通信網契約(料金表第 1 表第 1 類第 1 の 1 に規定する学校に限定した割引の適用を受けているものを除きます。)の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成16年12月31日までに当社がその I P 通信網サービスの提供を開始した場合は、その I P 通信網契約に係る利用料金について、サービスの提供を開始した日から起算して 6 か月間(1.5Mb/s以外の品目のものへの変更があった場合については、サービスの提供を開始した日からその品目の変更があった日の前日までの間)の屋内配線利用料及び機器利用料(ルータ機能付 I P 電話対応装置、簡易ルータ機能付 I P 電話対応装置、無線 L A N 対応型変復調機能・ルータ機能付 I P 電話対応装置及び無線 L A N 対応型ルータ機能付 I P 電話対応装置に係るものを除きます。)については、料金表第 1 表第 1 類第 1 の 2 - 4 に規定する額に代えて、それぞれ 0 円を適用します。

6 平成16年 8 月 1 日から平成16年 9 月30日までの間に I P 通信網契約者から通信の付加サービスである I P v 6 通信の利用の請求があり、当社がその請求を承諾した場合は、その I P v 6 通信を利用する場合の加算額の基本料について、サービスの提供を開始した日を含む料金月及びその料金月の翌料金月からの 2 料金月については、料金表第 1 表第 1 類第 1 の 2 - 4 - 2(1)ア又は 2 - 5 - 2(1)アに規する額に代えてそれぞれ 0 円を適用します。

7 6 の場合において、その契約者回線等について I P v 6 通信の利用の請求があった日から平成16年 9 月30日までの間に、簡易型通信機能の利用の請求があり、当社がその請求を承諾した場合は、その付加機能利用料(1 の I P 通信網契約につき 1 の簡易型通信識別番号までとします。)について、I P v 6 通信の提供を開始した日を含む料金月及びその料金月の翌料金月からの 2 料金月の間については、料金表第 1 表第 1 類第 1 の 2 - 9 に規定する額に代えて 0 円を適用します。

附 則(平成16年 8 月 4 日東経企営第04 - 96号)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成16年 8 月 6 日から実施します。
ただし、この改正規定中、メニュー 4 におけるタイプ 2 に関する部分については当社が別に定める日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

3 削 除

4 平成16年 8 月 6 日から平成16年 9 月30日までの間にメニュー 4 (47Mb/sの品目のものに限ります。)に係る I P 通信網契約(料金表第 1 表第 1 類第 1 の 1 (9)に規定する学校に限定した割引の適用を受けているものを除きます。)の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成16年12月31日(タイプ 2 のものについては平成17年 2 月28日)までに当社がその I P 通信網サービスの提供を開始した場合は、その I P 通信網契約に係る利用料金について、サービスの提供を開始した日から起算して 3 か月間の利用料、屋内配線利用料及び機器利用料(ルータ機能付 I P 電話対応装置、簡易ルータ機能付 I P 電話対応装置、無線 L A N 対応型変復調機能・ルータ機能付 I P 電話対応装置及び無線 L A N 対応型ルータ機能付 I P 電話対応装置に係るものを除きます。)については、料金表第 1 表第 1 類第 1 の 2 - 4 に規定する額に代えて、それぞれ 0 円を適用します。

5 その I P 通信網契約が前項の適用を受けている期間は、料金表第 1 表第 1 類第 1 の 1 (8)の規定にかかわらず、優先接続のうち電話会社固定に係る利用料金の割引については適用しません。

附 則(平成16年 8 月30日東経企営第04 - 118号)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成16年 9 月 1 日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則(平成16年9月30日東経企管第04 - 150号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成16年10月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

- 3 平成16年10月1日から平成16年12月31日までの間にメニュー4(8Mb/s、12Mb/s、40Mb/s又は47Mb/sの品目のものであって利用回線型サービスに係るものに限ります。)に係るIP通信網契約(そのIP通信網サービスの提供開始と同時に料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用を受けるものを除きます。)の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成17年3月31日までに当社がそのIP通信網サービスの提供を開始した場合は、そのIP通信網契約に係る利用料金について、サービスの提供を開始した日から起算して3か月間(料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用の開始があった場合については、サービスの提供を開始した日からその適用の開始があった日の前日までの間)の利用料、屋内配線利用料及び機器利用料(ルータ機能付IP電話対応装置、簡易ルータ機能付IP電話対応装置、無線LAN対応型変復調機能・ルータ機能付IP電話対応装置及び無線LAN対応型ルータ機能付IP電話対応装置に係るものを除きます。)については、料金表第1表第1類第1の2 - 4に規定する額に代えて、それぞれ0円を適用します。

- 4 そのIP通信網契約が前項の適用を受けている期間は、料金表第1表第1類第1の1(8)の規定にかかわらず、優先接続のうち電話会社固定に係る利用料金の割引については適用しません。

- 5 平成16年10月1日から平成16年12月31日までの間にメニュー4(1.5Mb/sの品目のものであって利用回線型サービスに係るものに限ります。)に係るIP通信網契約(そのIP通信網サービスの提供開始と同時に料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用を受けるものを除きます。)の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成17年3月31日までに当社がそのIP通信網サービスの提供を開始した場合は、そのIP通信網契約に係る利用料金について、サービスの提供を開始した日から起算して6か月間(1.5Mb/s以外の品目のものへの変更又は料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用の開始があった場合については、サービスの提供を開始した日からその変更等があった日の前日までの間)の屋内配線利用料及び機器利用料(ルータ機能付IP電話対応装置、簡易ルータ機能付IP電話対応装置、無線LAN対応型変復調機能・ルータ機能付IP電話対応装置及び無線LAN対応型ルータ機能付IP電話対応装置に係るものを除きます。)については、料金表第1表第1類第1の2 - 4に規定する額に代えて、それぞれ0円を適用します。

- 6 平成16年10月1日から平成16年12月31日までの間にメニュー5(メニュー5 - 1の100Mb/sの品目のものにおけるプラン3に係るもの、メニュー5 - 2の100Mb/sの品目のものにおけるタイプ1に係るもの又はメニュー5 - 2における46Mb/sの品目のものに限ります。以下この項において「割引対象サービス」といいます。)に係るIP通信網契約(そのIP通信網サービスの提供開始と同時に料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用を受けるものを除きます。)の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成17年3月31日(メニュー5 - 2のものについては平成17年5月31日)までに当社がそのIP通信網サービスの提供を開始した場合は、そのIP通信網契約に係る利用料金について、サービスの提供を開始した

日から起算して2か月間（割引対象サービス以外の品目等への変更又は料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用の開始があった場合については、サービスの提供を開始した日からその変更等があった日の前日までの間）の利用料、屋内配線設備の部分の加算額、回線終端装置利用料及び機器利用料（配線設備多重装置に係るものに限ります。）については、料金表第1表第1類第1の2-5に規定する額に代えて、それぞれ0円を適用します。

7 平成16年10月1日から平成16年12月31日までの間にIP通信網契約者から通信の付加サービスであるIPv6通信の利用の請求があり、当社がその請求を承諾した場合は、そのIPv6通信を利用する場合の加算額の基本料について、サービスの提供を開始した日を含む料金月及びその料金月の翌料金月からの2料金月については、料金表第1表第1類第1の2-4-2(1)ア又は2-5-2(1)アに規定する額に代えてそれぞれ0円を適用します。

8 前項の場合において、その契約者回線等についてIPv6通信の利用の請求があった日から平成16年12月31日までの間に、簡易型通信機能の利用の請求があり、当社がその請求を承諾した場合は、その付加機能利用料（1のIP通信網契約につき1の簡易型通信識別番号までとします。）について、IPv6通信の提供を開始した日を含む料金月及びその料金月の翌料金月からの2料金月の間については、料金表第1表第1類第1の2-9に規定する額に代えて0円を適用します。

附 則（平成16年11月29日東経企営第04-214号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成16年11月30日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により次の表の左欄のサービスを提供されている契約者回線は、この改正規定実施の日において、同表の右欄のサービスを提供されている契約者回線とみなして取り扱います。

メニュー5-1の100Mb/sのものにおけるプラン3に係るIP通信網サービス	メニュー5-1の100Mb/sのものにおけるプラン3-2に係るIP通信網サービス
--	--

附 則（平成16年11月29日東経企営第04-217号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成16年12月1日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 当社が別に定める区域において提供されるメニュー7並びに料金表第1表第1類第1の2-9（付加機能利用料）に規定する無線通信認証機能であって無線アクセス追加機能付のもの（その通信について、無線基地局設備を経由する場合に限り。）及び無線アクセス機能に係るIP通信網サービスの伝送速度については、当分の間、料金表第1表第1類第1の1（適用）の(2)及び2-9の規定にかかわらず、最大概ね11Mbit/sまでとします。
- 4 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している次の表の左欄の付加機能については、この改正規定の日において、当社が提供する同表の右欄の付加機能に移行したものとみなします。

無線通信認証機能	無線通信認証機能 無線アクセス追加機能付のもの以外のもの
----------	---------------------------------

(その他)

- 5 東経企営第04 - 92号(平成16年7月29日)の附則第7項(経過措置)中「料金表第1表第1類第1の2 - 7」を「料金表第1表第1類第1の2 - 8」に改めます。
- 6 東経企営第04 - 150号(平成16年9月30日)の附則第8項(経過措置)中「料金表第1表第1類第1の2 - 7」を「料金表第1表第1類第1の2 - 8」に改めます。

附 則(平成16年12月27日東経企営第04 - 262号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成17年1月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 平成17年1月1日から平成17年4月30日までの間にメニュー4(8Mb/s、12Mb/s、40Mb/s又は47Mb/sの品目のものであって利用回線型サービスに係るものに限り、)に係るIP通信網契約(そのIP通信網サービスの提供開始と同時に料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用を受けるものを除きます。)の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成17年7月31日までに当社がそのIP通信網サービスの提供を開始した場合は、そのIP通信網契約に係る利用料金について、サービスの提供を開始した日から起算して3か月間(料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用の開始があった場合については、サービスの提供を開始した日からその適用の開始があった日の前日までの間)の利用料、屋内配線利用料及び機器利用料(ルータ機能付IP電話対応装置、簡易ルータ機能付IP電話対応装置、無線LAN対応型変復調機能・ルータ機能付IP電話対応装置及び無線LAN対応型ルータ機能付IP電話対応装置に係るものを除きます。)については、料金表第1表第1類第1の2 - 4に規定する額に代えて、それぞれ0円を適用します。
- 4 そのIP通信網契約が前項の適用を受けている期間は、料金表第1表第1類第1の1(8)の規定にかかわらず、優先接続のうち電話会社固定に係る利用料金の割引については適用しません。
- 5 平成17年1月1日から平成17年4月30日までの間にメニュー4(1.5Mb/sの品目のものであって利用回線型サービスに係るものに限り、)に係るIP通信網契約(そのIP通信網サービスの提供開始と同時に料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用を受けるものを除きます。)の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成17年7月31日までに当社がそのIP通信網サービスの提供を開始した場合は、そのIP通信網契約に係る利用料金について、サービスの提供を開始した日から起算して6か月間(1Mb/s若しくは1.5Mb/s以外の品目のものへの変更又は料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用の開始があった場合については、サービスの提供を開始した日からその変更等があった日の前日までの間)の屋内配線利用料及び機器利用料(ルータ機能付IP電話対応装置、簡易ルータ機能付IP電話対応装置、無線LAN対応型変復調機能・ルータ機能付IP電話対応装置及び無線LAN対応型ルータ機能付IP電話対応装置に係るものを除きます。)については、料金表第1表第1類第1の2 - 4に規定する額に代えて、それぞれ0円を適用します。
- 6 平成17年1月1日から平成17年4月30日までの間にメニュー5(メニュー5 - 1の100Mb/sの品目のものにおけるプラン3に係るもの、メニュー5 - 2の100Mb/sの品目のものにおけるタイプ1に係るもの又はメニュー5 - 2における46Mb/sの品目のものに限り、)以下この項において「割引対象サービス」といいます。)に係るIP通信網契約(そのIP通信網サービスの提供開始と同時に料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用を受けるものを除きます。)の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成17年7月31日(メニュー5 - 2のもの

については平成17年9月30日)までに当社がそのIP通信網サービスの提供を開始した場合は、そのIP通信網契約に係る利用料金について、サービスの提供を開始した日から起算して2か月間(割引対象サービス以外の品目等への変更又は料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用の開始があった場合については、サービスの提供を開始した日からその変更等があった日の前日までの間)の利用料、屋内配線設備の部分の加算額、回線終端装置利用料及び機器利用料(配線設備多重装置に係るものに限り、)については、料金表第1表第1類第1の2-5に規定する額に代えて、それぞれ0円を適用します。

- 7 平成17年1月1日から平成17年4月30日までの間にIP通信網契約者から通信の付加サービスであるIPv6通信の利用の請求があり、当社がその請求を承諾した場合は、そのIPv6通信を利用する場合の加算額の基本料について、サービスの提供を開始した日を含む料金月及びその料金月の翌料金月からの2料金月については、料金表第1表第1類第1の2-4-2(1)ア又は2-5-2(1)アに規定する額に代えてそれぞれ0円を適用します。
- 8 前項の場合において、その契約者回線等についてIPv6通信の利用の請求があった日から平成17年4月30日までの間に、簡易型通信機能の利用の請求があり、当社がその請求を承諾した場合は、その付加機能利用料(1のIP通信網契約につき1の簡易型通信識別番号に係る付加機能利用料に限り、)について、IPv6通信の提供を開始した日を含む料金月及びその料金月の翌料金月からの2料金月の間については、料金表第1表第1類第1の2-9に規定する額に代えて0円を適用します。

附 則(平成17年1月28日東経企営第04-302号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成17年2月1日から実施します。
- (経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
 - 3 平成17年2月1日から平成17年4月30日までの間にメニュー5-1の10Mb/sの品目のもの又は100Mb/sの品目のものにおけるプラン3-2に係るIP通信網契約者から、そのIP通信網サービスについて、メニュー5-1の100Mb/sの品目のものにおけるプラン3-1に係るIP通信網サービス(そのIP通信網サービスの品目等の変更と同時に料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用を受けるものを除きます。)への品目等の変更の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成17年7月31日までにその変更があった場合(品目等の変更があった日からその日を含む料金月の最終日までの間に、メニュー5-1の100Mb/sの品目のものにおけるプラン3-1以外の品目等への変更又は料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用の開始があった場合を除きます。)は、そのIP通信網契約に係る利用料金について、品目等の変更があった日を含む料金月の翌料金月(メニュー5-1の100Mb/sの品目のものにおけるプラン3-1以外の品目等への変更又は料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用の開始があった場合は、その変更又は適用の開始があった日の前日までの間)の利用料、屋内配線設備の部分の加算額及び回線終端装置利用料について、料金表第1表第1類第1の2-5に規定する額に代えて、それぞれ0円を適用します。
 - 4 そのIP通信網サービスが前項の適用を受けている期間において、そのIP通信網サービスが東経企営第04-150号(平成16年9月30日)の附則第6項又は東経企営第04-262号(平成16年12月27日)の附則第6項の適用を受けている場合については、前項に定める料金額にかかわらず、東経企営第04-150号(平成16年9月30日)の附則第6項又は東経企営第04-262号(平成16年12月27日)の附則第6項に定める料金額を適用します。

附 則（平成17年2月24日東経企管第04 - 336号）

この改正規定は、平成17年2月28日から実施します。

ただし、ルータ機能付セキュリティファイル供給サービス対応装置に係る部分については、当社が別に定める日から実施します。

附 則（平成17年3月1日東経企管第04 - 343号）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成17年3月3日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により同報通信機能が提供されている契約者回線については、この改正規定実施の日において、1のマルチキャストグループを利用する同報通信機能が提供されている契約者回線とみなして取り扱います。

3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則（平成17年3月25日東経企管第04 - 376号）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成17年3月28日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により次の表の左欄のサービスを提供されている契約者回線は、この改正規定実施の日において、同表の右欄のサービスを提供されている契約者回線とみなして取り扱います。

メニュー2 - 3における品目が10Mb/sのものに係るIP通信網サービス	メニュー2 - 3における品目が10Mb/sのものに係るIP通信網サービスであってその終端の場所をIP通信網サービス取扱所（その契約者回線の終端に対向する装置が設置されるIP通信網サービス取扱所に限ります。）内とするもの
メニュー2 - 3における品目が100Mb/sのものに係るIP通信網サービス	メニュー2 - 3における品目が100Mb/sのものに係るIP通信網サービスであってその終端の場所をIP通信網サービス取扱所（その契約者回線の終端に対向する装置が設置されるIP通信網サービス取扱所に限ります。）内とするもの

附 則（平成17年3月30日東経企管第04 - 387号）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成17年4月1日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

3 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により次の表の左欄のサービスを提供されている契約者回線は、この改正規定実施の日において、同表の右欄のサービスを提供されている契約者回線とみなして取り扱います。

メニュー5 - 1の100Mb/sのものにおけるプラン1に係るIP通信網サービス	メニュー5 - 1の100Mb/sのものにおけるプラン1であってクラス2に係るIP通信網サービス
メニュー5 - 1の100Mb/sのものにおけるプラン2に係るIP通信網サービス	メニュー5 - 1の100Mb/sのものにおけるプラン2であってクラス2に係るIP

附 則（平成17年3月31日東経企管第04 - 375号）

この改正規定は、平成17年4月1日から実施します。

附 則（平成17年4月28日東経企管第05 - 26号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成17年5月1日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 削除
- 4 平成17年5月1日から平成17年7月31日までの間にメニュー4（8Mb/s、12Mb/s、40Mb/s又は47Mb/sの品目のものであって利用回線型サービスに係るものに限り、）に係るIP通信網契約（そのIP通信網サービスの提供開始と同時に料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用を受けるものを除きます。）の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成17年10月31日までに当社がそのIP通信網サービスの提供を開始した場合は、そのIP通信網契約に係る利用料金について、サービスの提供を開始した日から起算して3か月間（料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用の開始があった場合については、サービスの提供を開始した日からその適用の開始があった日の前日までの間）の利用料、屋内配線利用料及び機器利用料（変復調装置、帯域分離多重装置又は変復調機能・ルータ機能付IP電話対応装置に係るものに限り、）については、料金表第1表第1類第1の2 - 4に規定する額に代えて、それぞれ0円を適用します。
- 5 そのIP通信網契約が前項の適用を受けている期間は、料金表第1表第1類第1の1(8)の規定にかかわらず、優先接続のうち電話会社固定に係る利用料金の割引については適用しません。
- 6 平成17年5月1日から平成17年7月31日までの間にメニュー4（1.5Mb/sの品目のものであって利用回線型サービスに係るものに限り、）に係るIP通信網契約（そのIP通信網サービスの提供開始と同時に料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用を受けるものを除きます。）の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成17年10月31日までに当社がそのIP通信網サービスの提供を開始した場合は、そのIP通信網契約に係る利用料金について、サービスの提供を開始した日から起算して6か月間（1Mb/s若しくは1.5Mb/s以外の品目のものへの変更又は料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用の開始があった場合については、サービスの提供を開始した日からその変更等があった日の前日までの間）の屋内配線利用料及び機器利用料（変復調装置、帯域分離多重装置又は変復調機能・ルータ機能付IP電話対応装置に係るものに限り、）については、料金表第1表第1類第1の2 - 4に規定する額に代えて、それぞれ0円を適用します。
- 7 平成17年5月1日から平成17年7月31日までの間にメニュー5（メニュー5 - 1の100Mb/sの品目のものにおけるプラン3に係るもの、メニュー5 - 2の100Mb/sの品目のものにおけるタイプ1に係るもの又はメニュー5 - 2における46Mb/sの品目のものに限り、以下この項において「割引対象サービス」といいます。）に係るIP通信網契約（そのIP通信網サービスの提供開始と同時に料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用を受けるものを除きます。）の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成17年10月31日（メニュー5 - 2のものについては平成17年12月31日）までに当社がそのIP通信網サービスの提供を開始した場合は、そのIP通信網契約に係る利用料金について、サービスの提供を開始した日から起算して2か月間（割引対象サービス以外の品目等への変更又は料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用の開始があった場合について

は、サービスの提供を開始した日からその変更等があった日の前日までの間)の利用料、屋内配線設備の部分の加算額、回線終端装置利用料及び機器利用料(配線設備多重装置に係るものに限ります。)については、料金表第1表第1類第1の2-5に規定する額に代えて、それぞれ0円を適用します。

- 8 平成17年5月1日から平成17年7月31日までの間にメニュー5-1の10Mb/sの品目のもの又は100Mb/sの品目のものにおけるプラン3-2に係るIP通信網契約者から、そのIP通信網サービスについて、メニュー5-1の100Mb/sの品目のものにおけるプラン3-1に係るIP通信網サービス(そのIP通信網サービスの品目等の変更と同時に料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用を受けるものを除きます。)への品目等の変更の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成17年10月31日までにその変更があった場合(品目等の変更があった日からその日を含む料金月の最終日までの間に、メニュー5-1の100Mb/sの品目のものにおけるプラン3-1以外の品目等への変更又は料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用の開始があった場合を除きます。)は、そのIP通信網契約に係る利用料金について、品目等の変更があった日を含む料金月の翌料金月(メニュー5-1の100Mb/sの品目のものにおけるプラン3-1以外の品目等への変更又は料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用の開始があった場合は、その変更又は適用の開始があった日の前日までの間)の利用料、屋内配線設備の部分の加算額及び回線終端装置利用料について、料金表第1表第1類第1の2-5に規定する額に代えて、それぞれ0円を適用します。

ただし、そのIP通信網サービスが東経企営第04-150号(平成16年9月30日)の附則第6項、東経企営第04-262号(平成16年12月27日)の附則第6項又はこの附則の第7項の適用を受けている場合については、この料金額の適用を行いません。

- 9 IP通信網契約者から通信の付加サービスであるIPv6通信の利用の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成17年5月1日から平成17年7月31日までの間に当社がそのIPv6通信の提供を開始した場合は、そのIPv6通信を利用する場合の加算額の基本料について、サービスの提供を開始した日を含む料金月及びその料金月の翌料金月からの2料金月については、料金表第1表第1類第1の2-4-2(1)ア又は2-5-2(1)アに規定する額に代えてそれぞれ0円を適用します。
- 10 前項の場合において、その契約者回線等について簡易型通信機能の利用の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、IPv6通信の提供を開始した日から平成17年7月31日までの間にその付加機能の提供を開始した場合は、その付加機能利用料(1のIP通信網契約につき1の簡易型通信識別番号に係る付加機能利用料に限ります。)について、IPv6通信の提供を開始した日を含む料金月及びその料金月の翌料金月からの2料金月の間については、料金表第1表第1類第1の2-9に規定する額に代えて0円を適用します。
- 11 当社は、東経企営第04-33号(平成16年5月31日)の附則第3項、東経企営第04-92号(平成16年7月29日)の附則第6項、東経企営第04-150号(平成16年9月30日)の附則第7項又は東経企営第04-262号(平成16年12月27日)の附則第7項又はこの附則の第9項の規定の適用を受けたIP通信網契約者が、通信の付加サービスであるIPv6通信の廃止を行った後に、その契約者回線等についてIPv6通信の利用の請求を行い、当社がその請求を承諾した場合であって、平成17年5月1日から平成17年7月31日までの間に当社がそのIPv6通信の提供を開始した場合は、そのIPv6通信を利用する場合の加算額の基本料及び簡易型通信機能に係る付加機能利用料について、この附則の第9項及び第10項の規定を適用しません。

附 則(平成17年6月20日東経企営第05-73号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成17年6月27日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則(平成17年7月29日東経企管第05-113号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成17年8月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

- 3 平成17年8月1日から平成17年9月30日までの間にメニュー4(8Mb/s、12Mb/s、40Mb/s又は47Mb/sの品目のものであって利用回線型サービスに係るものに限り、)に係るIP通信網契約(そのIP通信網サービスの提供開始と同時に料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用を受けるものを除きます。)の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成17年12月31日までに当社がそのIP通信網サービスの提供を開始した場合は、そのIP通信網契約に係る利用料金について、サービスの提供を開始した日から起算して3か月間(料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用の開始があった場合については、サービスの提供を開始した日からその適用の開始があった日の前日までの間)の利用料、屋内配線利用料及び機器利用料(変復調装置、帯域分離多重装置又は変復調機能・ルータ機能付IP電話対応装置に係るものに限り、)については、料金表第1表第1類第1の2-4に規定する額に代えて、それぞれ0円を適用します。

- 4 そのIP通信網契約が前項の適用を受けている期間は、料金表第1表第1類第1の1(8)の規定にかかわらず、優先接続のうち電話会社固定に係る利用料金の割引については適用しません。

- 5 平成17年8月1日から平成17年9月30日までの間にメニュー4(1.5Mb/sの品目のものであって利用回線型サービスに係るものに限り、)に係るIP通信網契約(そのIP通信網サービスの提供開始と同時に料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用を受けるものを除きます。)の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成17年12月31日までに当社がそのIP通信網サービスの提供を開始した場合は、そのIP通信網契約に係る利用料金について、サービスの提供を開始した日から起算して6か月間(1Mb/s若しくは1.5Mb/s以外の品目のものへの変更又は料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用の開始があった場合については、サービスの提供を開始した日からその変更等があった日の前日までの間)の屋内配線利用料及び機器利用料(変復調装置、帯域分離多重装置又は変復調機能・ルータ機能付IP電話対応装置に係るものに限り、)については、料金表第1表第1類第1の2-4に規定する額に代えて、それぞれ0円を適用します。

- 6 平成17年8月1日から平成17年9月30日までの間にメニュー5(メニュー5-1の100Mb/sの品目のものにおけるプラン3に係るもの、メニュー5-2の100Mb/sの品目のものにおけるタイプ1に係るもの又はメニュー5-2における46Mb/sの品目のものに限り、)以下この項において「割引対象サービス」といいます。)に係るIP通信網契約(そのIP通信網サービスの提供開始と同時に料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用を受けるものを除きます。)の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成17年12月31日(メニュー5-2のものについては平成18年2月28日)までに当社がそのIP通信網サービスの提供を開始した場合は、そのIP通信網契約に係る利用料金について、サービスの提供を開始した日から起算して2か月間(割引対象サービス以外の品目等への変更又は料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用の開始があった場合については、サービスの提供を開始した日からその変更等があった日の前日までの間)の利用料、屋内配線設備の部分の加算額、回線終端装置利用料及び機器利用料(配線設備多

重装置に係るものに限ります。)については、料金表第1表第1類第1の2-5に規定する額に代えて、それぞれ0円を適用します。

- 7 平成17年8月1日から平成17年9月30日までの間にメニュー5-1の10Mb/sの品目のもの又は100Mb/sの品目のものにおけるプラン3-2に係るIP通信網契約者から、そのIP通信網サービスについて、メニュー5-1の100Mb/sの品目のものにおけるプラン3-1に係るIP通信網サービス(そのIP通信網サービスの品目等の変更と同時に料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用を受けるものを除きます。)への品目等の変更の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成17年12月31日までにその変更があった場合(品目等の変更があった日からその日を含む料金月の最終日までの間に、メニュー5-1の100Mb/sの品目のものにおけるプラン3-1以外の品目等への変更又は料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用の開始があった場合を除きます。)は、そのIP通信網契約に係る利用料金について、品目等の変更があった日を含む料金月の翌料金月(メニュー5-1の100Mb/sの品目のものにおけるプラン3-1以外の品目等への変更又は料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用の開始があった場合は、その変更又は適用の開始があった日の前日までの間)の利用料、屋内配線設備の部分の加算額及び回線終端装置利用料について、料金表第1表第1類第1の2-5に規定する額に代えて、それぞれ0円を適用します。
ただし、そのIP通信網サービスが東経企営第04-262号(平成16年12月27日)の附則第6項、東経企営第05-26号(平成17年4月28日)の附則第7項又はこの附則の第6項の適用を受けている場合については、この料金額の適用を行いません。
- 8 IP通信網契約者から通信の付加サービスであるIPv6通信の利用の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成17年8月1日から平成17年9月30日までの間に当社がそのIPv6通信の提供を開始した場合は、そのIPv6通信を利用する場合の加算額の基本料について、サービスの提供を開始した日を含む料金月及びその料金月の翌料金月からの2料金月については、料金表第1表第1類第1の2-4-2(1)ア又は2-5-2(1)アに規定する額に代えてそれぞれ0円を適用します。
- 9 前項の場合において、その契約者回線等について簡易型通信機能の利用の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、IPv6通信の提供を開始した日から平成17年9月30日までの間にその付加機能の提供を開始した場合は、その付加機能利用料(1のIP通信網契約につき1の簡易型通信識別番号に係る付加機能利用料に限ります。)について、IPv6通信の提供を開始した日を含む料金月及びその料金月の翌料金月からの2料金月の間については、料金表第1表第1類第1の2-9に規定する額に代えて0円を適用します。
- 10 当社は、東経企営第04-33号(平成16年5月31日)の附則第3項、東経企営第04-92号(平成16年7月29日)の附則第6項、東経企営第04-150号(平成16年9月30日)の附則第7項、東経企営第04-262号(平成16年12月27日)の附則第7項、東経企営第05-26号(平成17年4月28日)の附則第9項又はこの附則の第8項の規定の適用を受けたIP通信網契約者が、通信の付加サービスであるIPv6通信の廃止を行った後に、その契約者回線等についてIPv6通信の利用の請求を行い、当社がその請求を承諾した場合であって、平成17年8月1日から平成17年9月30日までの間に当社がそのIPv6通信の提供を開始した場合は、そのIPv6通信を利用する場合の加算額の基本料及び簡易型通信機能に係る付加機能利用料について、この附則の第8項及び第9項の規定を適用しません。
- 11 平成17年8月1日から平成17年10月31日までの間にメニュー2に係るIP通信網契約者から、その契約者回線に係る契約内容の変更に関する工事(当社が別に定めるものに限ります。)の請求があり、当社がその請求を承諾した場合は、その工事に関する費用について、料金表第2表第2の2-2に規定する額に代えて0円を適用します。

附 則（平成17年8月31日東経企管第05 - 127号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成17年9月1日から実施します。
ただし、この改正規定中、メニュー4に関する部分については、平成18年1月1日から実施します。

（経過措置）

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則（平成17年9月29日東経企管第05 - 150号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成17年10月1日から実施します。

（経過措置）

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 平成17年10月1日から平成17年12月31日までの間にメニュー4（8Mb/s、12Mb/s、40Mb/s又は47Mb/sの品目のものであって利用回線型サービスに係るものに限り、）に係るIP通信網契約（そのIP通信網サービスの提供開始と同時に料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用を受けるものを除きます。）の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成18年3月31日までに当社がそのIP通信網サービスの提供を開始した場合は、そのIP通信網契約に係る利用料金について、サービスの提供を開始した日から起算して3か月間（料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用の開始があった場合については、サービスの提供を開始した日からその適用の開始があった日の前日までの間）の利用料、屋内配線利用料及び機器利用料（変復調装置、帯域分離多重装置又は変復調機能・ルータ機能付IP電話対応装置に係るものに限り、）については、料金表第1表第1類第1の2 - 4に規定する額に代えて、それぞれ0円を適用します。
- 4 そのIP通信網契約が前項の適用を受けている期間は、料金表第1表第1類第1の1(8)の規定にかかわらず、優先接続のうち電話会社固定に係る利用料金の割引については適用しません。
- 5 平成17年10月1日から平成17年12月31日までの間にメニュー4（1.5Mb/sの品目のものであって利用回線型サービスに係るものに限り、）に係るIP通信網契約（そのIP通信網サービスの提供開始と同時に料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用を受けるものを除きます。）の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成18年3月31日までに当社がそのIP通信網サービスの提供を開始した場合は、そのIP通信網契約に係る利用料金について、サービスの提供を開始した日から起算して6か月間（1Mb/s若しくは1.5Mb/s以外の品目のものへの変更又は料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用の開始があった場合については、サービスの提供を開始した日からその変更等があった日の前日までの間）の屋内配線利用料及び機器利用料（変復調装置、帯域分離多重装置又は変復調機能・ルータ機能付IP電話対応装置に係るものに限り、）については、料金表第1表第1類第1の2 - 4に規定する額に代えて、それぞれ0円を適用します。
- 6 平成17年10月1日から平成17年12月31日までの間にメニュー5（メニュー5 - 1の100Mb/sの品目のものにおけるプラン3に係るもの、メニュー5 - 2の100Mb/sの品目のものにおけるタイプ1に係るもの又はメニュー5 - 2における46Mb/sの品目のものに限り、以下この項において「割引対象サービス」といいます。）に係るIP通信網契約（そのIP通信網サービスの提供開始と同時に料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用を受けるものを除きます。）の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成18年3月31日（メニュー5 - 2のものについては平成18年5月31日）までに当社がそのIP通信網サービスの提供を開始し

た場合は、そのIP通信網契約に係る利用料金について、サービスの提供を開始した日から起算して2か月間（割引対象サービス以外の品目等への変更又は料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用の開始があった場合については、サービスの提供を開始した日からその変更等があった日の前日までの間）の利用料、屋内配線設備の部分の加算額、回線終端装置利用料及び機器利用料（配線設備多重装置に係るものに限ります。）については、料金表第1表第1類第1の2-5に規定する額に代えて、それぞれ0円を適用します。

- 7 平成17年10月1日から平成17年12月31日までの間にメニュー5-1の10Mb/sの品目のもの又は100Mb/sの品目のものにおけるプラン3-2に係るIP通信網契約者から、そのIP通信網サービスについて、メニュー5-1の100Mb/sの品目のものにおけるプラン3-1に係るIP通信網サービス（そのIP通信網サービスの品目等の変更と同時に料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用を受けるものを除きます。）への品目等の変更の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成18年3月31日までにその変更があった場合（品目等の変更があった日からその日を含む料金月の最終日までの間に、メニュー5-1の100Mb/sの品目のものにおけるプラン3-1以外の品目等への変更又は料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用の開始があった場合を除きます。）は、そのIP通信網契約に係る利用料金について、品目等の変更があった日を含む料金月の翌料金月（メニュー5-1の100Mb/sの品目のものにおけるプラン3-1以外の品目等への変更又は料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用の開始があった場合は、その変更又は適用の開始があった日の前日までの間）の利用料、屋内配線設備の部分の加算額及び回線終端装置利用料について、料金表第1表第1類第1の2-5に規定する額に代えて、それぞれ0円を適用します。

ただし、そのIP通信網サービスが東経企営第04-262号（平成16年12月27日）の附則第6項、東経企営第05-26号（平成17年4月28日）の附則第7項、東経企営第05-113号（平成17年7月29日）の附則第6項又はこの附則の第6項の適用を受けている場合については、この料金額の適用を行いません。

- 8 IP通信網契約者から通信の付加サービスであるIPv6通信の利用の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成17年10月1日から平成17年12月31日までの間に当社がそのIPv6通信の提供を開始した場合は、そのIPv6通信を利用する場合の加算額の基本料について、サービスの提供を開始した日を含む料金月及びその料金月の翌料金月からの2料金月については、料金表第1表第1類第1の2-4-2(1)ア又は2-5-2(1)アに規定する額に代えてそれぞれ0円を適用します。
- 9 前項の場合において、その契約者回線等について簡易型通信機能の利用の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、IPv6通信の提供を開始した日から平成17年12月31日までの間にその付加機能の提供を開始した場合は、その付加機能利用料（1のIP通信網契約につき1の簡易型通信識別番号に係る付加機能利用料に限ります。）について、IPv6通信の提供を開始した日を含む料金月及びその料金月の翌料金月からの2料金月の間については、料金表第1表第1類第1の2-9に規定する額に代えて0円を適用します。
- 10 当社は、東経企営第04-33号（平成16年5月31日）の附則第3項、東経企営第04-92号（平成16年7月29日）の附則第6項、東経企営第04-150号（平成16年9月30日）の附則第7項、東経企営第04-262号（平成16年12月27日）の附則第7項、東経企営第05-26号（平成17年4月28日）の附則第9項、東経企営第05-113号（平成17年7月29日）の附則第8項又はこの附則の第8項の規定の適用を受けたIP通信網契約者が、通信の付加サービスであるIPv6通信の廃止を行った後に、その契約者回線等についてIPv6通信の利用の請求を行い、当社がその請求を承諾した場合であって、平成17年10月1日から平成17年12月31日までの間に当社がそのIPv6通信の提供を開始した場合は、そのIPv6通信を利用する場合の加算額の基本料及び簡易型通信機能に係

る付加機能利用料について、この附則の第8項及び第9項の規定を適用しません。

附則（平成17年10月25日東経企管第05 - 163号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成17年10月26日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
（その他）
- 3 東企管第04 - 96号（平成16年8月4日）の附則第3項（経過措置）を削除します。

附則（平成17年10月31日東経企管第05 - 171号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成17年11月1日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 平成17年11月1日から平成17年12月31日までの間にメニュー5に係るIP通信網契約（そのIP通信網サービスの提供開始と同時に料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用を受けるものを除きます。）の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成18年3月31日（メニュー5 - 1における品目が100Mb/sのものであって、通信の態様による細目がプラン1のもの又はプラン2のものうち、保守の態様による細目がタイプ2のもの、及びメニュー5 - 2のものについては平成18年5月31日）までに当社がそのIP通信網サービスの提供を開始したときは、その工事に関する費用について、料金表第2表第2の2 - 5に規定する額に代えて、それぞれ0円を適用します。

附則（平成17年11月29日東経企管第05 - 186号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成17年12月1日から実施します。
ただし、この改正規定中、メニュー4の1.5Mb/sの品目のものに関する部分については平成18年1月1日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供しているメニュー4の1.5Mb/sの品目のものに関する工事費（割増工事費の適用及び屋内配線工事費の額に限ります。）については料金表第2表第2（工事費）の規定を準用し、その他の提供条件については、なお従前のとおりとします。
- 4 平成17年12月1日から平成17年12月31日までの間にメニュー4（1Mb/sの品目のものに限ります。）に係るIP通信網契約の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成18年3月31日までに当社がそのIP通信網サービスの提供を開始した場合は、そのIP通信網契約に係る利用料金について、サービスの提供を開始した日から起算して6か月間（1Mb/s又は1.5Mb/s以外の品目のものへの変更については、サービスの提供を開始した日からその変更があった日の前日までの間）の屋内配線利用料及び機器利用料（変復調装置、帯域分離多重装置又は変復調機能・ルータ機能付IP電話対応装置に係るものに限ります。）については、料金表第1表第1類第1の2 - 4に規定する額に代えて、それぞれ0円を適用します。
- 5 東経企管第04 - 262号（平成16年12月27日）の附則第5項（経過措置）中「1.5Mb/s以外の品目」を「1Mb/s若しくは1.5Mb/s以外の品目」に改めます。
- 6 東経企管第05 - 26号（平成17年4月28日）の附則第6項（経過措置）中「1.5Mb/s以外の品目」を「1Mb/s若しくは1.5Mb/s以外の品目」に改めます。

7 東経企管第05 - 113号（平成17年7月29日）の附則第5項（経過措置）中「1.5Mb/s以外の品目」を「1 Mb/s若しくは1.5Mb/s以外の品目」に改めます。

8 東経企管第05 - 150号（平成17年9月29日）の附則第5項（経過措置）中「1.5Mb/s以外の品目」を「1 Mb/s若しくは1.5Mb/s以外の品目」に改めます。

附 則（平成17年12月27日東経企管第05 - 203号）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成18年1月1日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

3 平成18年1月1日から平成18年4月30日までの間にメニュー4（1 Mb/sの品目のもの以外のものであって利用回線型サービスに係るものに限ります。以下この項において「割引対象サービス」といいます。）に係るIP通信網契約（そのIP通信網サービスの提供開始と同時に料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用を受けるものを除きます。）の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成18年7月31日までに当社がそのIP通信網サービスの提供を開始した場合は、そのIP通信網契約に係る利用料金について、サービスの提供を開始した日から起算して3か月間（割引対象サービス以外の品目等への変更又は料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用の開始があった場合については、サービスの提供を開始した日からその適用の開始があった日の前日までの間）の利用料、屋内配線利用料及び機器利用料（変復調装置、帯域分離多重装置又は変復調機能・ルータ機能付IP電話対応装置に係るものに限ります。）については、料金表第1表第1類第1の2 - 4に規定する額に代えて、それぞれ0円を適用します。

4 そのIP通信網契約が前項の適用を受けている期間は、料金表第1表第1類第1の1(8)の規定にかかわらず、優先接続のうち電話会社固定に係る利用料金の割引については適用しません。

5 平成18年1月1日から平成18年4月30日までの間にメニュー4（1 Mb/sの品目のものに限ります。）に係るIP通信網契約の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成18年7月31日までに当社がそのIP通信網サービスの提供を開始した場合は、そのIP通信網契約に係る利用料金について、サービスの提供を開始した日から起算して6か月間（1 Mb/s以外の品目のものへの変更があった場合については、サービスの提供を開始した日からその変更があった日の前日までの間）の屋内配線利用料及び機器利用料（変復調装置、帯域分離多重装置又は変復調機能・ルータ機能付IP電話対応装置に係るものに限ります。）については、料金表第1表第1類第1の2 - 4に規定する額に代えて、それぞれ0円を適用します。

6 平成18年1月1日から平成18年4月30日までの間にメニュー5（メニュー5 - 1の100Mb/sの品目のものにおけるプラン3に係るもの、メニュー5 - 2の100Mb/sの品目のものにおけるタイプ1に係るもの又はメニュー5 - 2の46Mb/sの品目のものに限ります。以下この項において「割引対象サービス」といいます。）に係るIP通信網契約（そのIP通信網サービスの提供開始と同時に料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用を受けるものを除きます。）の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成18年7月31日（メニュー5 - 2のものについては平成18年9月30日）までに当社がそのIP通信網サービスの提供を開始した場合は、そのIP通信網契約に係る利用料金について、サービスの提供を開始した日から起算して2か月間（割引対象サービス以外の品目等への変更又は料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用の開始があった場合については、サービスの提供を開始した日からその変更等があった日の前日までの間）の利用料、屋内配線設備の部分の加算額、回線終端装置利用料及び機器利用料（配線設備多重装置に係るものに限ります。）については、料金表第1表第1類第1の2 - 5に規定する額

に代えて、それぞれ0円を適用します。

- 7 平成18年1月1日から平成18年4月30日までの間にメニュー5-1の10Mb/sの品目のもの又は100Mb/sの品目のものにおけるプラン3-2に係るIP通信網契約者から、そのIP通信網サービスについて、メニュー5-1の100Mb/sの品目のものにおけるプラン3-1に係るIP通信網サービス(そのIP通信網サービスの品目等の変更と同時に料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用を受けるものを除きます。)への品目等の変更の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成18年7月31日までにその変更があった場合(品目等の変更があった日からその日を含む料金月の最終日までの間に、メニュー5-1の100Mb/sの品目のものにおけるプラン3-1以外の品目等への変更又は料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用の開始があった場合を除きます。)は、そのIP通信網契約に係る利用料金について、品目等の変更があった日を含む料金月の翌料金月(メニュー5-1の100Mb/sの品目のものにおけるプラン3-1以外の品目等への変更又は料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用の開始があった場合は、その変更等があった日の前日までの間)の利用料、屋内配線設備の部分の加算額及び回線終端装置利用料について、料金表第1表第1類第1の2-5に規定する額に代えて、それぞれ0円を適用します。
- ただし、そのIP通信網サービスが東経企営第05-26号(平成17年4月28日)の附則第7項、東経企営第05-113号(平成17年7月29日)の附則第6項、東経企営第05-150号(平成17年9月29日)の附則第6項又はこの附則の第6項の適用を受けている場合については、この料金額の適用を行いません。
- 8 平成18年1月1日から平成18年4月30日までの間にメニュー5に係るIP通信網契約(そのIP通信網サービスの提供開始と同時に料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用を受けるものを除きます。)の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成18年7月31日(メニュー5-1における品目が100Mb/sのものであって、通信の態様による細目がプラン1のもの又はプラン2のものうち保守の態様による細目がタイプ2のもの及びメニュー5-2のものについては平成18年9月30日)までに当社がそのIP通信網サービスの提供を開始したときは、その契約者回線の設置に係る基本工事費(基本額の部分に限ります。)及び交換機等工事費について、料金表第2表第2の2-5に規定する額に代えて、それぞれ0円を適用します。
- 9 IP通信網契約者から通信の付加サービスであるIPv6通信の利用の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって平成18年1月1日から平成18年4月30日までの間に当社がそのIPv6通信の提供を開始した場合又は平成18年1月1日から平成18年4月30日までの間にIP通信網契約(メニュー4又はメニュー5に係るものに限り、以下この附則において「主契約」といいます。)の申込みと同時にIP通信網契約者からIPv6通信の利用の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であってその主契約に係るIP通信網サービス(平成18年5月1日以降の日に提供の開始があったものに限り、)の提供の開始の日から起算して14日以内にIPv6通信の提供を開始した場合は、そのIPv6通信を利用する場合の加算額の基本料について、サービスの提供を開始した日を含む料金月及びその料金月の翌料金月からの2料金月については、料金表第1表第1類第1の2-4-2(1)ア又は2-5-2(1)アに規定する額に代えてそれぞれ0円を適用します。
- 10 前項の場合において、その契約者回線等について簡易型通信機能の利用の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、IPv6通信の提供を開始した日から平成18年4月30日までの間にその付加機能の提供を開始した場合又はIPv6通信の利用の請求と同時に簡易型通信機能の利用の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であってIPv6通信の提供の開始した日と同一の日に簡易型通信機能の提供の開始(平成18年5月1日以降の日に提供の開始があったものに限り、)があった場

合は、その付加機能利用料（1のIP通信網契約につき1の簡易型通信識別番号に係る付加機能利用料に限ります。）について、IPV6通信の提供を開始した日を含む料金月及びその料金月の翌料金月からの2料金月の間については、料金表第1表第1類第1の2-9に規定する額に代えて0円を適用します。

- 11 当社は、東経企営第04-33号（平成16年5月31日）の附則第3項、東経企営第04-92号（平成16年7月29日）の附則第6項、東経企営第04-150号（平成16年9月30日）の附則第7項、東経企営第04-262号（平成16年12月27日）の附則第7項、東経企営第05-26号（平成17年4月28日）の附則第9項、東経企営第05-113号（平成17年7月29日）の附則第8項、東経企営第05-150号（平成17年9月29日）の附則第8項又はこの附則の第9項の規定の適用を受けたIP通信網契約者が、通信の付加サービスであるIPV6通信の廃止を行った後に、その契約者回線等についてIPV6通信の利用の請求を行い、当社がその請求を承諾した場合であって、平成18年1月1日から平成18年4月30日までの間に当社がそのIPV6通信の提供を開始した場合又は平成18年1月1日から平成18年4月30日までの間に主契約の申込みと同時にIP通信網契約者からIPV6通信の利用の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であってその主契約に係るIP通信網サービス（平成18年5月1日以降の日に提供の開始があったものに限ります。）の提供の開始の日から起算して14日以内にIPV6通信の提供を開始した場合は、そのIPV6通信を利用する場合の加算額の基本料及び簡易型通信機能に係る付加機能利用料について、この附則の第9項及び第10項の規定を適用しません。

附 則（平成18年2月8日東経企営第05-222号）

この改正規定は、平成18年2月14日から実施します。

附 則（平成18年2月24日東経企営第05-230号）

この改正規定は、平成18年2月28日から実施します。

附 則（平成18年2月28日東経企営第05-235号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成18年3月1日から実施します。

（経過措置）

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則（平成18年3月29日東経企営第05-258号）

この改正規定は、平成18年3月30日から実施します。

附 則（平成18年3月31日東経企営第05-265号）

この改正規定は、平成18年4月3日から実施します。

附 則（平成18年4月12日東経企営第06-6号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成18年4月13日から実施します。

（経過措置）

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

- 3 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により次の表の左欄の付加機能が提供されている契約者回線等は、この改正規定実施の日において、それぞれ同表の右欄の付加機能が提供されている契約者回線等とみなして取り扱います。

閉域グループ内通信機能 その閉域グループに属する契約者回線等の数の上限が10のもの	閉域グループ内通信機能 その閉域グループに属する契約者回線等の数の上限が10のもの 無線通信認証機能を利用した通信を行うことができないもの
閉域グループ内通信機能	閉域グループ内通信機能

その閉域グループに属する契約者回線等の数の上限が30のもの	その閉域グループに属する契約者回線等の数の上限が30のもの 無線通信認証機能を利用した通信を行うことができないもの
無線通信認証機能	無線通信認証機能 基本機能

附 則（平成18年4月13日東経企管第06 - 7号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成18年4月17日から実施します。
- （経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
 - 3 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している回線接続装置（当社が別に定めるものに限り、）に関する工事費（割増工事費の適用に限り、）については料金表第2表第2（工事費）の規定を準用し、その他の提供条件については、なお従前のとおりとします。

附 則（平成18年4月24日東経企管第06 - 14号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成18年4月25日から実施します。
- （経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
 - 3 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により次の表の左欄のサービスを提供されている契約者回線は、この改正規定実施の日において、同表の右欄のサービスを提供されている契約者回線とみなして取り扱います。

メニュー5 - 2の100Mb/sのものにおけるプラン2に係るIP通信網サービス	メニュー5 - 2の100Mb/sのものにおけるプラン2 - 2に係るIP通信網サービス
--	--

附 則（平成18年4月26日東経企管第06 - 18号）

この改正規定は、平成18年4月27日から実施します。

附 則（平成18年3月30日東経企管第05 - 259号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成18年5月1日から実施します。
ただし、この改正規定中、無線LAN対応型ルータ機能付IP電話対応装置に関する部分については平成18年6月1日から実施します。
- （経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
 - 3 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供されている無線LAN対応型変復調機能・ルータ機能付IP電話対応装置、無線LAN対応型ルータ機能付IP電話対応装置及び無線LAN対応型ルータ機能・IP電話機能付セキュリティファイル供給サービス対応装置は、この改正規定実施の日において、改正前の規定による1の基本装置につき、改正後の規定による1の基本装置及び1の増設装置を提供されているものとみなします。

附 則（平成18年4月27日東経企管第06 - 24号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成18年5月1日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 平成18年5月1日から平成18年7月31日までの間にメニュー4（1Mb/sの品目のもの以外のものであって利用回線型サービスに係るものに限り、以下この項において「割引対象サービス」といいます。）に係るIP通信網契約（そのIP通信網サービスの提供開始と同時に料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用を受けるものを除きます。）の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成18年10月31日までに当社がそのIP通信網サービスの提供を開始した場合は、そのIP通信網契約に係る利用料金について、サービスの提供を開始した日から起算して3か月間（割引対象サービス以外の品目等への変更又は料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用の開始があった場合については、サービスの提供を開始した日からその適用の開始があった日の前日までの間）の利用料、屋内配線利用料及び機器利用料（変復調装置、帯域分離多重装置又は変復調機能・ルータ機能付IP電話対応装置に係るものに限り、）については、料金表第1表第1類第1の2 - 4に規定する額に代えて、それぞれ0円を適用します。
- 4 そのIP通信網契約が前項の適用を受けている期間は、料金表第1表第1類第1の1(8)の規定にかかわらず、優先接続のうち電話会社固定に係る利用料金の割引については適用しません。
- 5 平成18年5月1日から平成18年7月31日までの間にメニュー4（1Mb/sの品目のものに限り、）に係るIP通信網契約の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成18年10月31日までに当社がそのIP通信網サービスの提供を開始した場合は、そのIP通信網契約に係る利用料金について、サービスの提供を開始した日から起算して6か月間（1Mb/s以外の品目のものへの変更があった場合については、サービスの提供を開始した日からその変更があった日の前日までの間）の屋内配線利用料及び機器利用料（変復調装置、帯域分離多重装置又は変復調機能・ルータ機能付IP電話対応装置に係るものに限り、）については、料金表第1表第1類第1の2 - 4に規定する額に代えて、それぞれ0円を適用します。
- 6 平成18年5月1日から平成18年7月31日までの間にメニュー5（メニュー5 - 1の100Mb/sの品目のものにおけるプラン3に係るもの、メニュー5 - 2の100Mb/sの品目のものにおけるタイプ1に係るもの又はメニュー5 - 2の46Mb/sの品目のものに限り、以下この項において「割引対象サービス」といいます。）に係るIP通信網契約（そのIP通信網サービスの提供開始と同時に料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用を受けるものを除きます。）の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成18年10月31日（メニュー5 - 2のものについては平成18年12月31日）までに当社がそのIP通信網サービスの提供を開始した場合は、そのIP通信網契約に係る利用料金について、サービスの提供を開始した日から起算して2か月間（割引対象サービス以外の品目等への変更又は料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用の開始があった場合については、サービスの提供を開始した日からその変更等があった日の前日までの間）の利用料、屋内配線設備の部分の加算額、回線終端装置利用料及び機器利用料（配線設備多重装置に係るものに限り、）については、料金表第1表第1類第1の2 - 5に規定する額に代えて、それぞれ0円を適用します。
- 7 平成18年5月1日から平成18年5月31日までの間にメニュー5 - 1の10Mb/sの品目のもの又は100Mb/sの品目のものにおけるプラン3 - 2に係るIP通信網契約者から、そのIP通信網サービスについて、メニュー5 - 1の100Mb/sの品目のものにおけるプ

ラン3 - 1に係るIP通信網サービス（そのIP通信網サービスの品目等の変更と同時に料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用を受けるものを除きます。）への品目等の変更の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成18年8月31日までにその変更があった場合（品目等の変更があった日からその日を含む料金月の最終日までの間に、メニュー5 - 1の100Mb/sの品目のものにおけるプラン3 - 1以外の品目等への変更又は料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用の開始があった場合を除きます。）は、そのIP通信網契約に係る利用料金について、品目等の変更があった日を含む料金月の翌料金月（メニュー5 - 1の100Mb/sの品目のものにおけるプラン3 - 1以外の品目等への変更又は料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用の開始があった場合は、その変更等があった日の前日までの間）の利用料、屋内配線設備の部分の加算額及び回線終端装置利用料について、料金表第1表第1類第1の2 - 5に規定する額に代えて、それぞれ0円を適用します。

ただし、そのIP通信網サービスが東経企管第05-150号（平成17年9月29日）の附則第6項、東経企管第05-203号（平成17年12月27日）の附則第6項又はこの附則第6項の適用を受けている場合については、この料金額の適用を行いません。

- 8 平成18年5月1日から平成18年7月31日までの間にメニュー5に係るIP通信網契約（そのIP通信網サービスの提供開始と同時に料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用を受けるものを除きます。）の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成18年10月31日（メニュー5 - 1における品目が100Mb/sのものであって、通信の態様による細目がプラン1のもの又はプラン2のものうち保守の態様による細目がタイプ2のもの及びメニュー5 - 2のものについては平成18年12月31日）までに当社がそのIP通信網サービスの提供を開始したときは、その契約者回線の設置に係る基本工事費（基本額の部分に限ります。）及び交換機等工事費について、料金表第2表第2の2 - 5に規定する額に代えて、それぞれ0円を適用します。
- 9 IP通信網契約者から通信の付加サービスであるIPv6通信の利用の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって平成18年5月1日から平成18年7月31日までの間に当社がそのIPv6通信の提供を開始した場合又は平成18年5月1日から平成18年7月31日までの間にIP通信網契約（メニュー4又はメニュー5に係るものに限ります。以下この附則において「主契約」といいます。）の申込みと同時にIP通信網契約者からIPv6通信の利用の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であってその主契約に係るIP通信網サービス（平成18年8月1日以降の日に提供の開始があったものに限ります。）の提供の開始の日から起算して14日以内にIPv6通信の提供を開始した場合は、そのIPv6通信を利用する場合の加算額の基本料について、サービスの提供を開始した日を含む料金月及びその料金月の翌料金月からの2料金月については、料金表第1表第1類第1の2 - 4 - 2(1)ア又は2 - 5 - 2(1)アに規定する額に代えてそれぞれ0円を適用します。
- 10 前項の場合において、その契約者回線等について簡易型通信機能の利用の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、IPv6通信の提供を開始した日から平成18年7月31日までの間にその付加機能の提供を開始した場合又はIPv6通信の利用の請求と同時に簡易型通信機能の利用の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であってIPv6通信の提供の開始した日と同一の日に簡易型通信機能の提供の開始（平成18年8月1日以降の日に提供の開始があったものに限ります。）があった場合は、その付加機能利用料（1のIP通信網契約につき1の簡易型通信識別番号に係る付加機能利用料に限ります。）について、IPv6通信の提供を開始した日を含む料金月及びその料金月の翌料金月からの2料金月の間については、料金表第1表第1類第1の2 - 9に規定する額に代えて0円を適用します。
- 11 当社は、東経企管第04-33号（平成16年5月31日）の附則第3項、東経企管第04-92

号（平成16年7月29日）の附則第6項、東経企営第04-150号（平成16年9月30日）の附則第7項、東経企営第04-262号（平成16年12月27日）の附則第7項、東経企営第05-26号（平成17年4月28日）の附則第9項、東経企営第05-113号（平成17年7月29日）の附則第8項、東経企営第05-150号（平成17年9月29日）の附則第8項、東経企営第05-203号（平成17年12月27日）の附則第9項又はこの附則の第9項の規定の適用を受けたIP通信網契約者が、通信の付加サービスであるIPv6通信の廃止を行った後に、その契約者回線等についてIPv6通信の利用の請求を行い、当社がその請求を承諾した場合であって、平成18年5月1日から平成18年7月31日までの間に当社がそのIPv6通信の提供を開始した場合又は平成18年5月1日から平成18年7月31日までの間に主契約の申込みと同時にIP通信網契約者からIPv6通信の利用の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であってその主契約に係るIP通信網サービス（平成18年8月1日以降の日に提供の開始があったものに限り、）の提供の開始の日から起算して14日以内にIPv6通信の提供を開始した場合は、そのIPv6通信を利用する場合の加算額の基本料及び簡易型通信機能に係る付加機能利用料について、この附則の第9項及び第10項の規定を適用しません。

12 平成18年5月1日から平成18年7月31日までの間にメニュー7に係るIP通信網契約の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成18年10月31日までに当社がそのIP通信網サービスの提供を開始した場合は、そのIP通信網契約に係る利用料金について、サービスの提供を開始した日を含む料金月及びその料金月の翌料金月の利用料金については、料金表第1表第1類第1の2-7に規定する額に代えて0円を適用します。

13 平成18年5月1日から平成18年7月31日までの間にIP通信網契約者から無線アクセス機能の利用の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成18年10月31日までに当社がその無線アクセス機能の提供を開始した場合は、その無線アクセス機能に係る利用料金について、サービスの提供を開始した日を含む料金月及びその料金月の翌料金月の利用料金については、料金表第1表第1類第1の2-9に規定する額に代えて0円を適用します。

14 平成18年5月1日から平成18年7月31日までの間にメニュー7に係るIP通信網契約の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成18年10月31日までに当社がそのIP通信網サービスの提供を開始したときは、そのIP通信網サービスの提供の開始に係る基本工事費及び交換機等工事費について、料金表第2表第2の2-7に規定する額に代えて、それぞれ0円を適用します。

15 平成18年5月1日から平成18年7月31日までの間に無線アクセス機能の利用の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成18年10月31日までに当社がその無線アクセス機能の提供を開始したときは、その無線アクセス機能の利用の開始に係る基本工事費及び交換機等工事費について、料金表第2表第2の2-1、2-4又は2-5に規定する額に代えて、それぞれ0円を適用します。

附 則（平成18年4月27日東経企営第06-25号）

この改正規定は、平成18年5月8日から実施します。

附 則（平成18年5月30日東経企営第06-42号）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成18年6月1日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

3 平成18年6月1日から平成18年7月31日までの間にメニュー5-1の10Mb/sの品目のもの又は100Mb/sの品目のものにおけるプラン3-2に係るIP通信網契約者から、そのIP通信網サービスについて、メニュー5-1の100Mb/sの品目のものにおけるプラン3-1に係るIP通信網サービス（そのIP通信網サービスの品目等の変更と同

時に料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用を受けるものを除きます。)への品目等の変更の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成18年10月31日までにその変更があった場合(品目等の変更があった日からその日を含む料金月の最終日までの間に、メニュー5-1の100Mb/sの品目のものにおけるプラン3-1以外の品目等への変更又は料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用の開始があった場合を除きます。)は、そのIP通信網契約に係る利用料金について、品目等の変更があった日を含む料金月の翌料金月からの3料金月(メニュー5-1の100Mb/sの品目のものにおけるプラン3-1以外の品目等への変更又は料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用の開始があった場合は、その変更等があった日の前日までの間)の利用料、屋内配線設備の部分の加算額及び回線終端装置利用料について、料金表第1表第1類第1の2-5に規定する額に代えて、それぞれ0円を適用します。

ただし、そのIP通信網サービスが東経企営第05-203号(平成17年12月27日)の附則第6項又は東経企営第06-24号(平成18年4月27日)の附則第6項の規定による料金額の適用を受けている期間については、この料金額の適用を行いません。

附 則(平成18年6月21日東経企営第06-60号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成18年8月1日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則(平成18年7月31日東経企営第06-97号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成18年8月1日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 平成18年8月1日から平成18年10月31日までの間にメニュー4(1Mb/sの品目のもの以外のものであって利用回線型サービスに係るものに限り、以下この項において「割引対象サービス」といいます。)に係るIP通信網契約(そのIP通信網サービスの提供開始と同時に料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用を受けるものを除きます。)の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成19年1月31日までに当社がそのIP通信網サービスの提供を開始した場合は、そのIP通信網契約に係る利用料金について、サービスの提供を開始した日から起算して3か月間(割引対象サービス以外の品目等への変更又は料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用の開始があった場合については、サービスの提供を開始した日からその適用の開始があった日の前日までの間)の利用料、屋内配線利用料及び機器利用料(変復調装置、帯域分離多重装置又は変復調機能・ルータ機能付IP電話対応装置に係るものに限り、)については、料金表第1表第1類第1の2-4に規定する額に代えて、それぞれ0円を適用します。
- 4 そのIP通信網契約が前項の適用を受けている期間は、料金表第1表第1類第1の1(8)の規定にかかわらず、優先接続のうち電話会社固定に係る利用料金の割引については適用しません。
- 5 平成18年8月1日から平成18年10月31日までの間にメニュー4(1Mb/sの品目のものに限り、)に係るIP通信網契約の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成19年1月31日までに当社がそのIP通信網サービスの提供を開始した場合は、そのIP通信網契約に係る利用料金について、サービスの提供を開始した日から起算して6か月間(1Mb/s以外の品目のものへの変更があった場合については、サービスの提供を開始した日からその変更があった日の前日までの間)の屋内配

線利用料及び機器利用料（変復調装置、帯域分離多重装置又は変復調機能・ルータ機能付 I P 電話対応装置に係るものに限ります。）については、料金表第 1 表第 1 類第 1 の 2 - 4 に規定する額に代えて、それぞれ 0 円を適用します。

6 平成18年 8 月 1 日から平成18年10月31日までの間にメニュー 5（メニュー 5 - 1 の 100Mb/s の品目のものにおけるプラン 3 に係るもの、メニュー 5 - 2 の 100Mb/s の品目のものにおけるタイプ 1 に係るもの又はメニュー 5 - 2 の 46Mb/s の品目のものに限ります。以下この項において「割引対象サービス」といいます。）に係る I P 通信網契約（その I P 通信網サービスの提供開始と同時に料金表第 1 表第 1 類第 1 の 1 (9) に規定する学校に限定した割引の適用を受けるものを除きます。）の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成19年 1 月 31 日（メニュー 5 - 2 のものについては平成19年 3 月 31 日）までに当社がその I P 通信網サービスの提供を開始した場合は、その I P 通信網契約に係る利用料金について、サービスの提供を開始した日から起算して 2 か月間（割引対象サービス以外の品目等への変更又は料金表第 1 表第 1 類第 1 の 1 (9) に規定する学校に限定した割引の適用の開始があった場合については、サービスの提供を開始した日からその変更等があった日の前日までの間）の利用料、屋内配線設備の部分の加算額、回線終端装置利用料及び機器利用料（配線設備多重装置に係るものに限ります。）については、料金表第 1 表第 1 類第 1 の 2 - 5 に規定する額に代えて、それぞれ 0 円を適用します。

7 平成18年 8 月 1 日から平成18年10月31日までの間にメニュー 5 - 1 の 10Mb/s の品目のもの又は 100Mb/s の品目のものにおけるプラン 3 - 2 に係る I P 通信網契約者から、その I P 通信網サービスについて、メニュー 5 - 1 の 100Mb/s の品目のものにおけるプラン 3 - 1 に係る I P 通信網サービス（その I P 通信網サービスの品目等の変更と同時に料金表第 1 表第 1 類第 1 の 1 (9) に規定する学校に限定した割引の適用を受けるものを除きます。）への品目等の変更の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成19年 1 月 31 日までにその変更があった場合（品目等の変更があった日からその日を含む料金月の最終日までの間に、メニュー 5 - 1 の 100Mb/s の品目のものにおけるプラン 3 - 1 以外の品目等への変更又は料金表第 1 表第 1 類第 1 の 1 (9) に規定する学校に限定した割引の適用の開始があった場合を除きます。）は、その I P 通信網契約に係る利用料金について、品目等の変更があった日を含む料金月の翌料金月からの 3 料金月（メニュー 5 - 1 の 100Mb/s の品目のものにおけるプラン 3 - 1 以外の品目等への変更又は料金表第 1 表第 1 類第 1 の 1 (9) に規定する学校に限定した割引の適用の開始があった場合は、その変更等があった日の前日までの間）の利用料、屋内配線設備の部分の加算額及び回線終端装置利用料について、料金表第 1 表第 1 類第 1 の 2 - 5 に規定する額に代えて、それぞれ 0 円を適用します。

ただし、その I P 通信網サービスが東経企管第 05-203 号（平成17年12月27日）の附則第 6 項、東経企管第 06-24 号（平成18年 4 月 27 日）の附則第 6 項又はこの附則第 6 項の適用を受けている場合については、この料金額の適用を行いません。

8 平成18年 8 月 1 日から平成18年10月31日までの間にメニュー 5 に係る I P 通信網契約（その I P 通信網サービスの提供開始と同時に料金表第 1 表第 1 類第 1 の 1 (9) に規定する学校に限定した割引の適用を受けるものを除きます。）の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成19年 1 月 31 日（メニュー 5 - 1 における品目が 100Mb/s のものであって、通信の態様による細目がプラン 1 のもの又はプラン 2 のものうち保守の態様による細目がタイプ 2 のもの及びメニュー 5 - 2 のものについては平成19年 3 月 31 日）までに当社がその I P 通信網サービスの提供を開始したときは、その契約者回線の設置に係る基本工事費（基本額の部分に限ります。）及び交換機等工事費について、料金表第 2 表第 2 の 2 - 5 に規定する額に代えて、それぞれ 0 円を適用します。

9 I P 通信網契約者から通信の付加サービスである I P v 6 通信の利用の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって平成18年 8 月 1 日から平成18年10月31日まで

の間に当社がその I P v 6 通信の提供を開始した場合又は平成18年 8 月 1 日から平成18年10月31日までの間に I P 通信網契約（メニュー 4 又はメニュー 5 に係るものに限ります。以下この項において「主契約」といいます。）の申込みと同時に I P 通信網契約者から I P v 6 通信の利用の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であってその主契約に係る I P 通信網サービス（平成18年11月 1 日以降の日に提供の開始があったものに限ります。）の提供の開始の日から起算して14日以内に I P v 6 通信の提供を開始した場合は、その I P v 6 通信を利用する場合の加算額の基本料について、サービスの提供を開始した日を含む料金月及びその料金月の翌料金月からの 2 料金月については、料金表第 1 表第 1 類第 1 の 2 - 4 - 2(1)ア又は 2 - 5 - 2(1)アに規定する額に代えてそれぞれ 0 円を適用します。

10 前項の場合において、その契約者回線等について簡易型通信機能の利用の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、I P v 6 通信の提供を開始した日から平成18年10月31日までの間にその付加機能の提供を開始した場合又は I P v 6 通信の利用の請求と同時に簡易型通信機能の利用の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって I P v 6 通信の提供の開始した日と同一の日に簡易型通信機能の提供の開始（平成18年11月 1 日以降の日に提供の開始があったものに限ります。）があった場合は、その付加機能利用料（1 の I P 通信網契約につき 1 の簡易型通信識別番号に係る付加機能利用料に限ります。）について、I P v 6 通信の提供を開始した日を含む料金月及びその料金月の翌料金月からの 2 料金月の間については、料金表第 1 表第 1 類第 1 の 2 - 9 に規定する額に代えて 0 円を適用します。

11 当社は、東経企管第04-33号（平成16年 5 月31日）の附則第 3 項、東経企管第04-92号（平成16年 7 月29日）の附則第 6 項、東経企管第04-150号（平成16年 9 月30日）の附則第 7 項、東経企管第04-262号（平成16年12月27日）の附則第 7 項、東経企管第05-26号（平成17年 4 月28日）の附則第 9 項、東経企管第05-113号（平成17年 7 月29日）の附則第 8 項、東経企管第05-150号（平成17年 9 月29日）の附則第 8 項、東経企管第05-203号（平成17年12月27日）の附則第 9 項、東経企管第06-24号（平成18年 4 月27日）の附則 9 項又はこの附則の第 9 項の規定の適用を受けた I P 通信網契約者が、通信の付加サービスである I P v 6 通信の廃止を行った後に、その契約者回線等について I P v 6 通信の利用の請求を行い、当社がその請求を承諾した場合であって、平成18年 8 月 1 日から平成18年10月31日までの間に当社がその I P v 6 通信の提供を開始した場合は、その I P v 6 通信を利用する場合の加算額の基本料及び簡易型通信機能に係る付加機能利用料について、この附則の第 9 項及び第10項の規定を適用しません。

12 平成18年 8 月 1 日から平成18年10月31日までの間にメニュー 7 に係る I P 通信網契約の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成18年11月13日までに当社がその I P 通信網サービスの提供を開始した場合は、その I P 通信網契約に係る利用料金について、サービスの提供を開始した日から起算して 2 か月間の利用料金については料金表第 1 表第 1 類第 1 の 2 - 7 に規定する額に代えて 0 円を、その I P 通信網サービスの提供の開始に係る基本工事費及び交換機等工事費について、料金表第 2 表第 2 の 2 - 7 に規定する額に代えてそれぞれ 0 円を適用します。

13 平成18年 8 月 1 日から平成18年10月31日までの間に I P 通信網契約者から無線アクセス機能の利用の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成18年11月13日までに当社がその無線アクセス機能の提供を開始した場合又は平成18年 8 月 1 日から平成18年10月31日までの間に I P 通信網契約（メニュー 1、メニュー 4 又はメニュー 5 に係るものに限ります。以下この項において「主契約」といいます。）の申込みと同時に I P 通信網契約者から無線アクセス機能の利用の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であってその主契約に係る I P 通信網サービス（平成18年11月14日以降の日に提供の開始があったものに限ります。）の提供の開始の日から起算して14日以内に無線アクセス機能の提供を開始した場合は、その無線アクセス機能に係る利用料金について、サービスの提供を開始した日から起算して 2 か月間の利用料金につ

いては料金表第1表第1類第1の2-9に規定する額に代えて0円を、その無線アクセス機能の利用の開始に係る基本工事費及び交換機等工事費について、料金表第2表第2の2-1、2-4又は2-5に規定する額に代えてそれぞれ0円を適用します。

- 14 当社は、東経企営第06-24号（平成18年4月27日）の附則第13項又はこの附則の第13項の規定の適用を受けたIP通信網契約者が、無線アクセス機能の廃止を行った後に、平成18年8月1日から平成18年10月31日までの間にその契約者回線等について無線アクセス機能の利用の請求を行い、当社がその請求を承諾した場合であって、平成18年11月13日までに当社がその無線アクセス機能の提供を開始した場合は、その無線アクセス機能に係る利用料金並びにその無線アクセス機能の利用の開始に係る基本工事費及び交換機等工事費について、この附則の第13項の規定を適用しません。

附 則（平成18年9月28日東経企営第06-126号）

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成18年10月1日から実施します。

（経過措置）

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（その他）

- 3 東企営第02-178号（平成15年3月18日）の附則3（経過措置）中「この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供しているメニュー5-1のうち品目が10Mb/sのものに関する料金その他の提供条件については、なお従前のとおりとします。」を「この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供しているメニュー5-1のうち品目が10Mb/sのものに関する工事費（割増工事費の適用に限ります。）については料金表第2表第2（工事費）の規定を準用し、その他の提供条件については、なお従前のとおりとします。」に改めます。

- 4 東経企営第04-27号（平成16年5月20日）の附則3（経過措置）中「この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している回線接続装置（当社が別に定めるものに限ります。）に関する料金その他の提供条件については、なお従前のとおりとします。」を「この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している回線接続装置（当社が別に定めるものに限ります。）に関する工事費（割増工事費の適用に限ります。）については料金表第2表第2（工事費）の規定を準用し、その他の提供条件については、なお従前のとおりとします。」に改めます。

- 5 東経企営第05-186号（平成17年11月29日）の附則3（経過措置）中「この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供しているメニュー4の1.5Mb/sの品目のものに関する料金その他の提供条件については、なお従前のとおりとします。」を「この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供しているメニュー4の1.5Mb/sの品目のものに関する工事費（割増工事費の適用及び屋内配線工事費の額に限ります。）については料金表第2表第2（工事費）の規定を準用し、その他の提供条件については、なお従前のとおりとします。」に改めます。

- 6 東経企営第06-7号（平成18年4月13日）の附則3（経過措置）中「この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している回線接続装置（当社が別に定めるものに限ります。）に関する料金その他の提供条件については、なお従前のとおりとします。」を「この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している回線接続装置（当社が別に定めるものに限ります。）に関する工事費（割増工事費の適用に限ります。）については料金表第2表第2（工事費）の規定を準用し、その他の提供条件については、なお従前のとおりとします。」に改めます。

附 則（平成18年9月29日東経企営第06-129号）

この改正規定は、平成18年10月1日から実施します。

附 則（平成18年10月31日東経企第06 - 149号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成18年11月1日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 平成18年11月1日から平成19年1月31日までの間にメニュー4（1Mb/sの品目のもの以外のものであって利用回線型サービスに係るものに限ります。以下この項において「割引対象サービス」といいます。）に係るIP通信網契約（そのIP通信網サービスの提供開始と同時に料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用を受けるものを除きます。）の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成19年4月30日までに当社がそのIP通信網サービスの提供を開始した場合は、そのIP通信網契約に係る利用料金について、サービスの提供を開始した日から起算して3か月間（割引対象サービス以外の品目等への変更又は料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用の開始があった場合については、サービスの提供を開始した日からその適用の開始があった日の前日までの間）の利用料、屋内配線利用料及び機器利用料（変復調装置、帯域分離多重装置又は変復調機能・ルータ機能付IP電話対応装置に係るものに限ります。）については、料金表第1表第1類第1の2 - 4に規定する額に代えて、それぞれ0円を適用します。
- 4 そのIP通信網契約が前項の適用を受けている期間は、料金表第1表第1類第1の1(8)の規定にかかわらず、優先接続のうち電話会社固定に係る利用料金の割引については適用しません。
- 5 平成18年11月1日から平成19年1月31日までの間にメニュー4（1Mb/sの品目のものに限ります。）に係るIP通信網契約の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成19年4月30日までに当社がそのIP通信網サービスの提供を開始した場合は、そのIP通信網契約に係る利用料金について、サービスの提供を開始した日から起算して6か月間（1Mb/s以外の品目のものへの変更があった場合については、サービスの提供を開始した日からその変更があった日の前日までの間）の屋内配線利用料及び機器利用料（変復調装置、帯域分離多重装置又は変復調機能・ルータ機能付IP電話対応装置に係るものに限ります。）については、料金表第1表第1類第1の2 - 4に規定する額に代えて、それぞれ0円を適用します。
- 6 平成18年11月1日から平成19年1月31日までの間にメニュー5（メニュー5 - 1の100Mb/sの品目のものにおけるプラン3に係るもの、メニュー5 - 2の100Mb/sの品目のものにおけるタイプ1に係るもの又はメニュー5 - 2の46Mb/sの品目のものに限ります。以下この項において「割引対象サービス」といいます。）に係るIP通信網契約（そのIP通信網サービスの提供開始と同時に料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用を受けるものを除きます。）の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成19年4月30日（メニュー5 - 2のものについては平成19年7月31日）までに当社がそのIP通信網サービスの提供を開始した場合は、そのIP通信網契約に係る利用料金について、サービスの提供を開始した日から起算して2か月間（割引対象サービス以外の品目等への変更又は料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用の開始があった場合については、サービスの提供を開始した日からその変更等があった日の前日までの間）の利用料、屋内配線設備の部分の加算額、回線終端装置利用料及び機器利用料（配線設備多重装置に係るものに限ります。）については、料金表第1表第1類第1の2 - 5に規定する額に代えて、それぞれ0円を適用します。
- 7 平成18年11月1日から平成19年1月31日までの間にメニュー5 - 1の10Mb/sの品目のもの又は100Mb/sの品目のものにおけるプラン3 - 2に係るIP通信網契約者から、そのIP通信網サービスについて、メニュー5 - 1の100Mb/sの品目のものにおけるプ

ラン3 - 1に係るIP通信網サービス（そのIP通信網サービスの品目等の変更と同時に料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用を受けるものを除きます。）への品目等の変更の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成19年4月30日までにその変更があった場合（品目等の変更があった日からその日を含む料金月の最終日までの間に、メニュー5 - 1の100Mb/sの品目のものにおけるプラン3 - 1以外の品目等への変更又は料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用の開始があった場合を除きます。）は、そのIP通信網契約に係る利用料金について、品目等の変更があった日を含む料金月の翌料金月からの3料金月（メニュー5 - 1の100Mb/sの品目のものにおけるプラン3 - 1以外の品目等への変更又は料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用の開始があった場合は、その変更等があった日の前日までの間）の利用料、屋内配線設備の部分の加算額及び回線終端装置利用料について、料金表第1表第1類第1の2 - 5に規定する額に代えて、それぞれ0円を適用します。

ただし、そのIP通信網サービスが東経企管第05-203号（平成17年12月27日）の附則第6項、東経企管第06-24号（平成18年4月27日）の附則第6項、東経企管第06-97号（平成18年7月31日）の附則第6項又はこの附則第6項の適用を受けている場合については、この料金額の適用を行いません。

- 8 平成18年11月1日から平成19年1月31日までの間にメニュー5に係るIP通信網契約（そのIP通信網サービスの提供開始と同時に料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用を受けるものを除きます。）の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成19年4月30日（メニュー5 - 1における品目が100Mb/sのものであって、通信の態様による細目がプラン1のもの又はプラン2のもののうち保守の態様による細目がタイプ2のもの及びメニュー5 - 2のものについては平成19年7月31日）までに当社がそのIP通信網サービスの提供を開始したときは、その契約者回線の設置に係る基本工事費（基本額の部分に限ります。）及び交換機等工事費について、料金表第2表第2の2 - 5に規定する額に代えて、それぞれ0円を適用します。
- 9 IP通信網契約者から通信の付加サービスであるIPv6通信の利用の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって平成18年11月1日から平成19年1月31日までの間に当社がそのIPv6通信の提供を開始した場合又は平成18年11月1日から平成19年1月31日までの間にIP通信網契約（メニュー4又はメニュー5に係るものに限ります。以下この項において「主契約」といいます。）の申込みと同時にIP通信網契約者からIPv6通信の利用の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であってその主契約に係るIP通信網サービス（平成19年2月1日以降の日に提供の開始があったものに限ります。）の提供の開始の日から起算して14日以内にIPv6通信の提供を開始した場合は、そのIPv6通信を利用する場合の加算額の基本料について、サービスの提供を開始した日を含む料金月及びその料金月の翌料金月からの2料金月については、料金表第1表第1類第1の2 - 4 - 2(1)ア又は2 - 5 - 2(1)アに規定する額に代えてそれぞれ0円を適用します。
- 10 前項の場合において、その契約者回線等について簡易型通信機能の利用の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、IPv6通信の提供を開始した日から平成19年1月31日までの間にその付加機能の提供を開始した場合又はIPv6通信の利用の請求と同時に簡易型通信機能の利用の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であってIPv6通信の提供の開始した日と同一の日に簡易型通信機能の提供の開始（平成19年2月1日以降の日に提供の開始があったものに限ります。）があった場合は、その付加機能利用料（1のIP通信網契約につき1の簡易型通信識別番号に係る付加機能利用料に限ります。）について、IPv6通信の提供を開始した日を含む料金月及びその料金月の翌料金月からの2料金月の間については、料金表第1表第1類第1の2 - 9に規定する額に代えて0円を適用します。

- 11 当社は、東経企営第04-33号（平成16年5月31日）の附則第3項、東経企営第04-92号（平成16年7月29日）の附則第6項、東経企営第04-150号（平成16年9月30日）の附則第7項、東経企営第04-262号（平成16年12月27日）の附則第7項、東経企営第05-26号（平成17年4月28日）の附則第9項、東経企営第05-113号（平成17年7月29日）の附則第8項、東経企営第05-150号（平成17年9月29日）の附則第8項、東経企営第05-203号（平成17年12月27日）の附則第9項、東経企営第06-24号（平成18年4月27日）の附則第9項、東経企営第06-97号（平成18年7月31日）の附則第9項又はこの附則の第9項の規定の適用を受けたIP通信網契約者が、通信の付加サービスであるIPv6通信の廃止を行った後に、その契約者回線等についてIPv6通信の利用の請求を行い、当社がその請求を承諾した場合であって、平成18年11月1日から平成19年1月31日までの間に当社がそのIPv6通信の提供を開始した場合は、そのIPv6通信を利用する場合の加算額の基本料及び簡易型通信機能に係る付加機能利用料について、この附則の第9項及び第10項の規定を適用しません。
- 12 平成18年11月1日から平成19年1月31日までの間にメニュー7に係るIP通信網契約の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成19年2月13日までに当社がそのIP通信網サービスの提供を開始した場合は、そのIP通信網契約に係る利用料金について、サービスの提供を開始した日から起算して2か月間の利用料金については料金表第1表第1類第1の2-7に規定する額に代えて0円を、そのIP通信網サービスの提供の開始に係る基本工事費及び交換機等工事費について、料金表第2表第2の2-7に規定する額に代えてそれぞれ0円を適用します。
- 13 平成18年11月1日から平成19年1月31日までの間にIP通信網契約者から無線アクセス機能の利用の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成19年2月13日までに当社がその無線アクセス機能の提供を開始した場合又は平成18年11月1日から平成19年1月31日までの間にIP通信網契約（メニュー1、メニュー4又はメニュー5に係るものに限ります。以下この項において「主契約」といいます。）の申込みと同時にIP通信網契約者から無線アクセス機能の利用の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であってその主契約に係るIP通信網サービス（平成19年2月14日以降の日に提供の開始があったものに限ります。）の提供の開始の日から起算して14日以内に無線アクセス機能の提供を開始した場合は、その無線アクセス機能に係る利用料金について、サービスの提供を開始した日から起算して2か月間の利用料金については料金表第1表第1類第1の2-9に規定する額に代えて0円を、その無線アクセス機能の利用の開始に係る基本工事費及び交換機等工事費について、料金表第2表第2の2-1、2-4又は2-5に規定する額に代えてそれぞれ0円を適用します。
- 14 当社は、東経企営第06-24号（平成18年4月27日）の附則第13項、東経企営第06-97号（平成18年7月31日）の附則第13項又はこの附則の第13項の規定の適用を受けたIP通信網契約者が、無線アクセス機能の廃止を行った後に、平成18年11月1日から平成19年1月31日までの間にその契約者回線等について無線アクセス機能の利用の請求を行い、当社がその請求を承諾した場合であって、平成19年2月13日までに当社がその無線アクセス機能の提供を開始した場合は、その無線アクセス機能に係る利用料金並びにその無線アクセス機能の利用の開始に係る基本工事費及び交換機等工事費について、この附則の第13項の規定を適用しません。

附 則（平成18年11月30日東経企営第06-168号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成18年12月1日から実施します。

（経過措置）

- 2 削除
3 削除

（その他）

- 4 東経企営第05-26号（平成17年4月28日）の附則第3項を削除します。

附 則（平成18年11月30日東経企営第06 - 169号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成18年12月1日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により次の表の左欄のサービスを提供されている契約者回線は、この改正規定実施の日において、同表の右欄のサービスを提供されている契約者回線とみなして取り扱います。

メニュー5 - 2の100Mb/sのものにおけるプラン1に係るIP通信網サービス	メニュー5 - 2の100Mb/sのものにおけるプラン1であってグレード2に係るIP通信網サービス
メニュー5 - 2の100Mb/sのものにおけるプラン2 - 1に係るIP通信網サービス	メニュー5 - 2の100Mb/sのものにおけるプラン2であってグレード1 - 2に係るIP通信網サービス
メニュー5 - 2の100Mb/sのものにおけるプラン2 - 2に係るIP通信網サービス	メニュー5 - 2の100Mb/sのものにおけるプラン2であってグレード2に係るIP通信網サービス

附 則（平成19年1月30日東経企営第06 - 200号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成19年1月31日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則（平成19年1月31日東経企営第06 - 202号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成19年2月1日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 平成19年2月1日から平成19年4月30日までの間にメニュー4（1Mb/sの品目のもの以外のものであって利用回線型サービスに係るものに限り、以下この項において「割引対象サービス」といいます。）に係るIP通信網契約（そのIP通信網サービスの提供開始と同時に料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用を受けるものを除きます。）の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成19年7月31日までに当社がそのIP通信網サービスの提供を開始した場合は、そのIP通信網契約に係る利用料金について、サービスの提供を開始した日から起算して2ヶ月間（割引対象サービス以外の品目等への変更又は料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用の開始があった場合については、サービスの提供を開始した日からその適用の開始があった日の前日までの間）の利用料、屋内配線利用料及び機器利用料（変復調装置、帯域分離多重装置又は変復調機能・ルータ機能付IP電話対応装置に係るものに限り、）については、料金表第1表第1類第1の2 - 4に規定する額に代えて、それぞれ0円を適用します。
- 4 そのIP通信網契約が前項の適用を受けている期間は、料金表第1表第1類第1の1(8)の規定にかかわらず、優先接続のうち電話会社固定に係る利用料金の割引については適用しません。
- 5 平成19年2月1日から平成19年4月30日までの間にメニュー4（1Mb/sの品目のもの

のに限ります。)に係る I P 通信網契約の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成19年7月31日までに当社がその I P 通信網サービスの提供を開始した場合は、その I P 通信網契約に係る利用料金について、サービスの提供を開始した日から起算して6ヶ月間(1Mb/s以外の品目のものへの変更があった場合については、サービスの提供を開始した日からその変更があった日の前日までの間)の屋内配線利用料及び機器利用料(変復調装置、帯域分離多重装置又は変復調機能・ルータ機能付 I P 電話対応装置に係るものに限ります。)については、料金表第1表第1類第1の2-4に規定する額に代えて、それぞれ0円を適用します。

6 平成19年2月1日から平成19年4月30日までの間にメニュー5(メニュー5-1の100Mb/sの品目のものにおけるプラン3-1のものであって保守の態様による細目がタイプ1のもの、メニュー5-2の100Mb/sの品目のものにおけるタイプ1に係るもの又はメニュー5-2の46Mb/sの品目のものに限ります。以下この項において「割引対象サービス」といいます。)に係る I P 通信網契約(その I P 通信網サービスの提供開始と同時に料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用を受けるものを除きます。)の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成19年7月31日(メニュー5-2のものについては平成19年10月31日)までに当社がその I P 通信網サービスの提供を開始した場合は、その I P 通信網契約に係る利用料金について、サービスの提供を開始した日から起算して3ヶ月間(割引対象サービス若しくはメニュー5-2の100Mb/sの品目のものにおけるタイプ2に係るもの以外の品目等への変更又は料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用の開始があった場合については、サービスの提供を開始した日からその変更等があった日の前日までの間)の利用料、屋内配線設備の部分の加算額、回線終端装置利用料及び機器利用料(配線設備多重装置に係るものに限ります。)については、料金表第1表第1類第1の2-5に規定する額に代えて、それぞれ0円を適用します。

7 平成19年2月1日から平成19年4月30日までの間にメニュー5-1の10Mb/sの品目のもの又は100Mb/sの品目のものにおけるプラン3-2に係る I P 通信網契約者から、その I P 通信網サービスについて、メニュー5-1の100Mb/sの品目のものにおけるプラン3-1に係る I P 通信網サービス(その I P 通信網サービスの品目等の変更と同時に料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用を受けるものを除きます。)への品目等の変更の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成19年7月31日までにその変更があった場合(品目等の変更があった日からその日を含む料金月の最終日までの間に、メニュー5-1の100Mb/sの品目のものにおけるプラン3-1以外の品目等への変更又は料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用の開始があった場合は、その変更等があった日の前日までの間)の利用料、屋内配線設備の部分の加算額及び回線終端装置利用料について、料金表第1表第1類第1の2-5に規定する額に代えて、それぞれ0円を適用します。

ただし、その I P 通信網サービスが東経企管第05-203号(平成17年12月27日)の附則第6項、東経企管第06-24号(平成18年4月27日)の附則第6項、東経企管第06-97号(平成18年7月31日)の附則第6項、東経企管第06-149号(平成18年10月31日)の附則第6項又はこの附則第6項の適用を受けている場合については、この料金額の適用を行いません。

8 平成19年2月1日から平成19年4月30日までの間にメニュー5に係る I P 通信網契約(その I P 通信網サービスの提供開始と同時に料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用を受けるものを除きます。)の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成19年7月31日(メニュー5-1における品

目が100Mb/sのものであって、通信の態様による細目がプラン1のもの又はプラン2のもののうち保守の態様による細目がタイプ2のもの及びメニュー5-2のものについては平成19年10月31日)までに当社がそのIP通信網サービスの提供を開始したときは、その契約者回線の設置に係る基本工事費(基本額の部分に限ります。)及び交換機等工事費について、料金表第2表第2の2-5に規定する額に代えて、それぞれ0円を適用します。

- 9 IP通信網契約者から通信の付加サービスであるIPv6通信の利用の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって平成19年2月1日から平成19年4月30日までの間に当社がそのIPv6通信の提供を開始した場合又は平成19年2月1日から平成19年4月30日までの間にIP通信網契約(メニュー4又はメニュー5に係るものに限ります。以下この項において「主契約」といいます。)の申込みと同時にIP通信網契約者からIPv6通信の利用の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であってその主契約に係るIP通信網サービス(平成19年5月1日以降の日に提供の開始があったものに限ります。)の提供の開始の日から起算して14日以内にIPv6通信の提供を開始した場合は、そのIPv6通信を利用する場合の加算額の基本料について、サービスの提供を開始した日を含む料金月及びその料金月の翌料金月からの2料金月については、料金表第1表第1類第1の2-4-2(1)ア又は2-5-2(1)アに規定する額に代えてそれぞれ0円を適用します。
- 10 前項の場合において、その契約者回線等について簡易型通信機能の利用の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、IPv6通信の提供を開始した日から平成19年4月30日までの間にその付加機能の提供を開始した場合又はIPv6通信の利用の請求と同時に簡易型通信機能の利用の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であってIPv6通信の提供の開始した日と同一の日に簡易型通信機能の提供の開始(平成19年5月1日以降の日に提供の開始があったものに限ります。)があった場合は、その付加機能利用料(1のIP通信網契約につき1の簡易型通信識別番号に係る付加機能利用料に限ります。)について、IPv6通信の提供を開始した日を含む料金月及びその料金月の翌料金月からの2料金月の間については、料金表第1表第1類第1の2-9に規定する額に代えて0円を適用します。
- 11 当社は、東経企管第04-33号(平成16年5月31日)の附則第3項、東経企管第04-92号(平成16年7月29日)の附則第6項、東経企管第04-150号(平成16年9月30日)の附則第7項、東経企管第04-262号(平成16年12月27日)の附則第7項、東経企管第05-26号(平成17年4月28日)の附則第9項、東経企管第05-113号(平成17年7月29日)の附則第8項、東経企管第05-150号(平成17年9月29日)の附則第8項、東経企管第05-203号(平成17年12月27日)の附則第9項、東経企管第06-24号(平成18年4月27日)の附則第9項、東経企管第06-97号(平成18年7月31日)の附則第9項、東経企管第06-149号(平成18年10月31日)の附則第9項又はこの附則の第9項の規定の適用を受けたIP通信網契約者が、通信の付加サービスであるIPv6通信の廃止を行った後に、その契約者回線等についてIPv6通信の利用の請求を行い、当社がその請求を承諾した場合であって、平成19年2月1日から平成19年4月30日までの間に当社がそのIPv6通信の提供を開始した場合は、そのIPv6通信を利用する場合の加算額の基本料及び簡易型通信機能に係る付加機能利用料について、この附則の第9項及び第10項の規定を適用しません。
- 12 平成19年2月1日から平成19年4月30日までの間にメニュー7に係るIP通信網契約の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成19年5月13日までに当社がそのIP通信網サービスの提供を開始した場合は、そのIP通信網契約に係る利用料金について、サービスの提供を開始した日から起算して3ヶ月間の利用料金については料金表第1表第1類第1の2-7に規定する額に代えて0円を、そのIP通信網サービスの提供の開始に係る基本工事費及び交換機等工事費について、料金表第2表第2の2-7に規定する額に代えてそれぞれ0円を適用します。

- 13 平成19年2月1日から平成19年4月30日までの間にIP通信網契約者から無線アクセス機能の利用の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成19年5月13日までに当社がその無線アクセス機能の提供を開始した場合又は平成19年2月1日から平成19年4月30日までの間にIP通信網契約（メニュー1、メニュー4又はメニュー5に係るものに限り、以下この項において「主契約」といいます。）の申込みと同時にIP通信網契約者から無線アクセス機能の利用の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であってその主契約に係るIP通信網サービス（平成19年5月14日以降の日に提供の開始があったものに限り、）の提供の開始の日から起算して14日以内に無線アクセス機能の提供を開始した場合は、その無線アクセス機能に係る利用料金について、サービスの提供を開始した日から起算して3ヶ月間の利用料金については料金表第1表第1類第1の2-9に規定する額に代えて0円を、その無線アクセス機能の利用の開始に係る基本工事費及び交換機等工事費について、料金表第2表第2の2-1、2-4又は2-5に規定する額に代えてそれぞれ0円を適用します。
- 14 当社は、東経企営第06-24号（平成18年4月27日）の附則第13項、東経企営第06-97号（平成18年7月31日）の附則第13項、東経企営第06-149号（平成18年10月31日）の附則第13項又はこの附則の第13項の規定の適用を受けたIP通信網契約者が、無線アクセス機能の廃止を行った後に、平成19年2月1日から平成19年4月30日までの間にその契約者回線等について無線アクセス機能の利用の請求を行い、当社がその請求を承諾した場合であって、平成19年5月13日までに当社がその無線アクセス機能の提供を開始した場合は、その無線アクセス機能に係る利用料金並びにその無線アクセス機能の利用の開始に係る基本工事費及び交換機等工事費について、この附則の第13項の規定を適用しません。

附 則（平成19年3月8日東経企営第06-224号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成19年3月10日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービス及びIP通信網サービスに関する附帯サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。
- 3 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している回線接続装置（当社が別に定めるものに限り、）に関する料金その他の提供条件については、なお従前のおりとしします。

ただし、メニュー4又はメニュー5に係る利用料金の加算額（端末設備に係るものであって当社が提供する宅内機器を利用しているときの基本料に限り、）について、IP電話機能付セキュリティファイル供給サービス対応装置の機器利用料については料金表第1類第1の2-4又は2-5に規定する額に代えて380円、無線LAN対応型ルータ機能・IP電話機能付セキュリティファイル供給サービス対応装置の基本装置については料金表第1類第1の2-4又は2-5に規定する額に代えて680円を適用します。

4 削除

附 則（平成19年3月12日東経企営第06-227号）

この改正規定は、平成19年3月13日から実施します。

附 則（平成19年3月30日東経企営第06-243号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成19年4月1日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則（平成19年4月26日東経企営第07 - 14号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成19年5月1日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービス及びIP通信網サービスに関する附帯サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。
（その他）
- 3 東経企営第06-224号（平成19年3月8日）の附則第3項に次のただし書きを加えます。

ただし、メニュー4又はメニュー5に係る利用料金の加算額（端末設備に係るものであって当社が提供する宅内機器を利用しているときの基本料に限ります。）について、IP電話機能付セキュリティファイル供給サービス対応装置の機器利用料については料金表第1類第1の2 - 4又は2 - 5に規定する額に代えて380円、無線LAN対応型ルータ機能・IP電話機能付セキュリティファイル供給サービス対応装置の基本装置については料金表第1類第1の2 - 4又は2 - 5に規定する額に代えて680円を適用します。

- 4 東経企営第06-224号（平成19年3月8日）に次の1項を加えます。
4 前項の規定にかかわらず、セキュリティファイル供給サービスの提供により、当社が別に定める回線接続装置又は当社が別に定める自営端末設備に係る契約者回線等の通信に著しい支障が生じるおそれがあると当社が認める場合は、セキュリティファイル供給サービスの契約（当社が別に定める回線接続装置又は当社が別に定める自営端末設備を利用している契約者に係るものに限ります。）を解除します。この場合、当社は、あらかじめ契約者にそのことを通知します。

附 則（平成19年4月27日東経企営第07 - 15号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成19年5月1日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。
- 3 平成19年5月1日から平成19年7月31日までの間にメニュー4（1Mb/sの品目のもの以外のものであって利用回線型サービスに係るものに限ります。以下この項において「割引対象サービス」といいます。）に係るIP通信網契約（そのIP通信網サービスの提供開始と同時に料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用を受けるものを除きます。）の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成19年10月31日までに当社がそのIP通信網サービスの提供を開始した場合は、そのIP通信網契約に係る利用料金について、サービスの提供を開始した日から起算して2か月間（割引対象サービス以外の品目等への変更又は料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用の開始があった場合については、サービスの提供を開始した日からその適用の開始があった日の前日までの間）の利用料、屋内配線利用料及び機器利用料（変復調装置、帯域分離多重装置又は変復調機能・ルータ機能付IP電話対応装置に係るものに限ります。）については、料金表第1表第1類第1の2 - 4に規定する額に代えて、それぞれ0円を適用します。
- 4 そのIP通信網契約が前項の適用を受けている期間は、料金表第1表第1類第1の1(8)の規定にかかわらず、優先接続のうち電話会社固定に係る利用料金の割引については適用しません。
- 5 平成19年5月1日から平成19年7月31日までの間にメニュー5（メニュー5 - 1の100Mb/sの品目のものにおけるプラン3 - 1のものであって保守の態様による細目がタイプ1のもの、メニュー5 - 2の100Mb/sの品目のものにおけるタイプ1に係るもの

又はメニュー 5 - 2 の46Mb/sの品目のものに限ります。以下この項において「割引対象サービス」といいます。)に係る I P 通信網契約(その I P 通信網サービスの提供開始と同時に料金表第 1 表第 1 類第 1 の 1(9)に規定する学校に限定した割引の適用を受けるものを除きます。)の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成19年10月31日(メニュー 5 - 2 のものについては平成20年 1 月31日)までに当社がその I P 通信網サービスの提供を開始した場合は、その I P 通信網契約に係る利用料金について、サービスの提供を開始した日から起算して、メニュー 5 - 1 の100Mb/sの品目のものにおけるプラン 3 - 1 のものであって保守の態様による細目がタイプ 1 のものについては3 か月間、メニュー 5 - 2 の100Mb/sの品目のものにおけるタイプ 1 に係るもの及びメニュー 5 - 2 の46Mb/sの品目のものについては2 か月間(割引対象サービス若しくはメニュー 5 - 2 の100Mb/sの品目のものにおけるタイプ 2 に係るもの以外の品目等への変更又は料金表第 1 表第 1 類第 1 の 1(9)に規定する学校に限定した割引の適用の開始があった場合については、サービスの提供を開始した日からその変更等があった日の前日までの間)の利用料、屋内配線設備の部分の加算額、回線終端装置利用料及び機器利用料(配線設備多重装置に係るものに限ります。)については、料金表第 1 表第 1 類第 1 の 2 - 5 に規定する額に代えて、それぞれ 0 円を適用します。

- 6 平成19年 5 月 1 日から平成19年 7 月31日までの間にメニュー 5 - 1 の10Mb/sの品目のもの又は100Mb/sの品目のものにおけるプラン 3 - 2 に係る I P 通信網契約者から、その I P 通信網サービスについて、メニュー 5 - 1 の100Mb/sの品目のものにおけるプラン 3 - 1 のものであって保守の態様による細目がタイプ 1 のものに係る I P 通信網サービス(その I P 通信網サービスの品目等の変更と同時に料金表第 1 表第 1 類第 1 の 1(9)に規定する学校に限定した割引の適用を受けるものを除きます。)への品目等の変更の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成19年10月31日までにその変更があった場合(品目等の変更があった日からその日を含む料金月の最終日までの間に、メニュー 5 - 1 の100Mb/sの品目のものにおけるプラン 3 - 1 のものであって保守の態様による細目がタイプ 1 のもの以外の品目等への変更又は料金表第 1 表第 1 類第 1 の 1(9)に規定する学校に限定した割引の適用の開始があった場合を除きます。)は、その I P 通信網契約に係る利用料金について、品目等の変更があった日を含む料金月の翌料金月からの 3 料金月(メニュー 5 - 1 の100Mb/sの品目のものにおけるプラン 3 - 1 のものであって保守の態様による細目がタイプ 1 のもの以外の品目等への変更又は料金表第 1 表第 1 類第 1 の 1(9)に規定する学校に限定した割引の適用の開始があった場合は、その変更等があった日の前日までの間)の利用料、屋内配線設備の部分の加算額及び回線終端装置利用料について、料金表第 1 表第 1 類第 1 の 2 - 5 に規定する額に代えて、それぞれ 0 円を適用します。

ただし、その I P 通信網サービスが東経企営第05-203号(平成17年12月27日)の附則第 6 項、東経企営第06-24号(平成18年 4 月27日)の附則第 6 項、東経企営第06-97号(平成18年 7 月31日)の附則第 6 項、東経企営第06-149号(平成18年10月31日)の附則第 6 項の適用を受けている場合については、この料金額の適用を行いません。

- 7 平成19年 5 月 1 日から平成19年 7 月31日までの間にメニュー 5 に係る I P 通信網契約(その I P 通信網サービスの提供開始と同時に料金表第 1 表第 1 類第 1 の 1(9)に規定する学校に限定した割引の適用を受けるものを除きます。)の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成19年10月31日(メニュー 5 - 1 における品目が100Mb/sのものであって、通信の態様による細目がプラン 1 のもの又はプラン 2 のものうち保守の態様による細目がタイプ 2 のもの及びメニュー 5 - 2 のものについては平成20年 1 月31日)までに当社がその I P 通信網サービスの提供を開始したときは、その契約者回線の設置に係る基本工事費(基本額の部分に限ります。)及び交換機等工事費について、料金表第 2 表第 2 の 2 - 5 に規定する額に代えて、それぞれ 0 円を適用します。
- 8 I P 通信網契約者から通信の付加サービスである I P v 6 通信の利用の請求があり、

当社がその請求を承諾した場合であって平成19年5月1日から平成19年7月31日までの間に当社がそのIPv6通信の提供を開始した場合又は平成19年5月1日から平成19年7月31日までの間にIP通信網契約（メニュー4又はメニュー5に係るものに限ります。以下この項において「主契約」といいます。）の申込みと同時にIP通信網契約者からIPv6通信の利用の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であってその主契約に係るIP通信網サービス（平成19年8月1日以降の日に提供の開始があったものに限ります。）の提供の開始の日から起算して14日以内にIPv6通信の提供を開始した場合は、そのIPv6通信を利用する場合の加算額の基本料について、サービスの提供を開始した日を含む料金月及びその料金月の翌料金月からの2料金月については、料金表第1表第1類第1の2-4-2(1)ア又は2-5-2(1)アに規定する額に代えてそれぞれ0円を適用します。

- 9 前項の場合において、その契約者回線等について簡易型通信機能の利用の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、IPv6通信の提供を開始した日から平成19年7月31日までの間にその付加機能の提供を開始した場合又はIPv6通信の利用の請求と同時に簡易型通信機能の利用の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であってIPv6通信の提供の開始した日と同一の日に簡易型通信機能の提供の開始（平成19年8月1日以降の日に提供の開始があったものに限ります。）があった場合は、その付加機能利用料（1のIP通信網契約につき1の簡易型通信識別番号に係る付加機能利用料に限ります。）について、IPv6通信の提供を開始した日を含む料金月及びその料金月の翌料金月からの2料金月の間については、料金表第1表第1類第1の2-9に規定する額に代えて0円を適用します。
- 10 当社は、東経企管第04-33号（平成16年5月31日）の附則第3項、東経企管第04-92号（平成16年7月29日）の附則第6項、東経企管第04-150号（平成16年9月30日）の附則第7項、東経企管第04-262号（平成16年12月27日）の附則第7項、東経企管第05-26号（平成17年4月28日）の附則第9項、東経企管第05-113号（平成17年7月29日）の附則第8項、東経企管第05-150号（平成17年9月29日）の附則第8項、東経企管第05-203号（平成17年12月27日）の附則第9項、東経企管第06-24号（平成18年4月27日）の附則第9項、東経企管第06-97号（平成18年7月31日）の附則第9項、東経企管第06-149号（平成18年10月31日）の附則第9項、東経企管第06-202号（平成19年1月31日）の附則第9項又はこの附則の第8項の規定の適用を受けたIP通信網契約者が、通信の付加サービスであるIPv6通信の廃止を行った後に、その契約者回線等についてIPv6通信の利用の請求を行い、当社がその請求を承諾した場合であって、平成19年5月1日から平成19年7月31日までの間に当社がそのIPv6通信の提供を開始した場合は、そのIPv6通信を利用する場合の加算額の基本料及び簡易型通信機能に係る付加機能利用料について、この附則の第8項及び第9項の規定を適用しません。
- 11 平成19年5月1日から平成19年7月31日までの間にメニュー7に係るIP通信網契約の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成19年8月13日までに当社がそのIP通信網サービスの提供を開始した場合は、そのIP通信網契約に係る利用料金について、サービスの提供を開始した日から起算して3か月間の利用料金については料金表第1表第1類第1の2-7に規定する額に代えて0円を、そのIP通信網サービスの提供の開始に係る基本工事費及び交換機等工事費について、料金表第2表第2の2-7に規定する額に代えてそれぞれ0円を適用します。
- 12 平成19年5月1日から平成19年7月31日までの間にIP通信網契約者から無線アクセス機能の利用の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成19年8月13日までに当社がその無線アクセス機能の提供を開始した場合又は平成19年5月1日から平成19年7月31日までの間にIP通信網契約（メニュー1、メニュー4又はメニュー5に係るものに限ります。以下この項において「主契約」といいます。）の申込みと同時にIP通信網契約者から無線アクセス機能の利用の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であってその主契約に係るIP通信網サービス（平成19年8月14

日以降の日に提供の開始があったものに限ります。)の提供の開始の日から起算して14日以内に無線アクセス機能の提供を開始した場合は、その無線アクセス機能に係る利用料金について、サービスの提供を開始した日から起算して3か月間の利用料金については料金表第1表第1類第1の2-9に規定する額に代えて0円を、その無線アクセス機能の利用の開始に係る基本工事費及び交換機等工事費について、料金表第2表第2の2-1、2-4又は2-5に規定する額に代えてそれぞれ0円を適用します。

- 13 当社は、東経企営第06-24号(平成18年4月27日)の附則第13項、東経企営第06-97号(平成18年7月31日)の附則第13項、東経企営第06-149号(平成18年10月31日)の附則第13項、東経企営第06-202号(平成19年1月31日)の附則第13項又はこの附則の第12項の規定の適用を受けたIP通信網契約者が、無線アクセス機能の廃止を行った後に、平成19年5月1日から平成19年7月31日までの間にその契約者回線等について無線アクセス機能の利用の請求を行い、当社がその請求を承諾した場合であって、平成19年8月13日までに当社がその無線アクセス機能の提供を開始した場合は、その無線アクセス機能に係る利用料金並びにその無線アクセス機能の利用の開始に係る基本工事費及び交換機等工事費について、この附則の第12項の規定を適用しません。

附 則(平成19年6月29日東経企営第07-57号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成19年7月3日より実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスに関する料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 削除

附 則(平成19年7月27日東経企営第07-74号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成19年8月1日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 平成19年8月1日から平成19年10月31日までの間にメニュー4(1Mb/sの品目のもの以外のものであって利用回線型サービスに係るものに限ります。以下この項において「割引対象サービス」といいます。)に係るIP通信網契約(そのIP通信網サービスの提供開始と同時に料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用を受けるものを除きます。)の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成20年1月31日までに当社がそのIP通信網サービスの提供を開始した場合は、そのIP通信網契約に係る利用料金について、サービスの提供を開始した日から起算して1か月間(割引対象サービス以外の品目等への変更又は料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用の開始があった場合については、サービスの提供を開始した日からその適用の開始があった日の前日までの間)の利用料、屋内配線利用料及び機器利用料(変復調装置、帯域分離多重装置又は変復調機能・ルータ機能付IP電話対応装置に係るものに限ります。)については、料金表第1表第1類第1の2-4に規定する額に代えて、それぞれ0円を適用します。
- 4 そのIP通信網契約が前項の適用を受けている期間は、料金表第1表第1類第1の1(8)の規定にかかわらず、優先接続のうち電話会社固定に係る利用料金の割引については適用しません。
- 5 平成19年8月1日から平成19年10月31日までの間にメニュー5(メニュー5-1の100Mb/sの品目のものにおけるプラン3-1のものであって保守の態様による細目がタイプ1のもの、メニュー5-2の100Mb/sの品目のものにおけるタイプ1に係るもの又はメニュー5-2の46Mb/sの品目のもの)に限ります。以下この項において「割引対象サービス」といいます。)に係るIP通信網契約(そのIP通信網サービスの提供開

始と同時に料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用を受けるものを除きます。)の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成20年1月31日(メニュー5-2のものについては平成20年4月30日)までに当社がそのIP通信網サービスの提供を開始した場合は、そのIP通信網契約に係る利用料金について、サービスの提供を開始した日から起算して2か月間(そのIP通信網契約の申込みの方法が当社が別に定める方法による場合については4か月間)の利用料(提供の形態による細目が型のものにおけるタイプ2のものに係る加算料を除きます。)屋内配線設備の部分の加算額、回線終端装置利用料及び機器利用料(配線設備多重装置に係るものに限り、)については、料金表第1表第1類第1の2-5に規定する額に代えて、それぞれ0円を適用します。

ただし、そのIP通信網サービスについて、割引対象サービス(メニュー5-2の100Mb/sの品目のものにおけるプラン・ミニのものであって契約者回線の態様による細目がグレード1-1のものを除きます。)若しくはメニュー5-2の100Mb/sの品目のものにおけるタイプ2(プラン・ミニのものにおける契約者回線の態様による細目がグレード1-1のものを除きます。)に係るもの以外の品目等への変更又は料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用の開始があった場合については、その変更等があった日以降の期間についてはこの料金額の適用を行いません。

6 当社は、東経企営第04-150号(平成16年9月30日)の附則第6項、東経企営第04-262号(平成16年12月27日)の附則第6項、東経企営第05-26号(平成17年4月28日)の附則第7項、東経企営第05-113号(平成17年7月29日)の附則第6項、東経企営第05-150号(平成17年9月29日)の附則第6項、東経企営第05-203号(平成17年12月27日)の附則第6項、東経企営第06-24号(平成18年4月27日)の附則第6項、東経企営第06-97号(平成18年7月31日)の附則第6項、東経企営第06-149号(平成18年10月31日)の附則第6項、東経企営第06-202号(平成19年1月31日)の附則第6項、東経企営第07-15号(平成19年4月27日)の附則第5項又はこの附則の第5項の規定の適用を受けた者が、そのメニュー5に係るIP通信網契約の解除又は解除の通知があった後に、その解除又は解除の通知があったメニューと同一のメニューに係るIP通信網契約の申込みを平成19年8月1日から平成19年10月31日までの間に行ったと当社が認める場合(その申込みに係る契約者回線の終端の場所がその解除等に係る契約者回線の終端の場所と同一となる場合とします。)は、この附則の第5項の規定を適用しません。

7 平成19年8月1日から平成19年10月31日までの間にメニュー5-1の10Mb/sの品目のもの又は100Mb/sの品目のものにおけるプラン3-2に係るIP通信網契約者から、そのIP通信網サービスについて、メニュー5-1の100Mb/sの品目のものにおけるプラン3-1のものであって保守の態様による細目がタイプ1のものに係るIP通信網サービス(そのIP通信網サービスの品目等の変更と同時に料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用を受けるものを除きます。)への品目等の変更の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成20年1月31日までにその変更があった場合(品目等の変更があった日からその日を含む料金月の最終日までの間に、メニュー5-1の100Mb/sの品目のものにおけるプラン3-1のものであって保守の態様による細目がタイプ1のもの以外の品目等への変更又は料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用の開始があった場合を除きます。)は、そのIP通信網契約に係る利用料金について、品目等の変更があった日を含む料金月の翌料金月からの3料金月(メニュー5-1の100Mb/sの品目のものにおけるプラン3-1のものであって保守の態様による細目がタイプ1のもの以外の品目等への変更又は料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用の開始があった場合は、その変更等があった日の前日までの間)の利用料(提供の形態による細目が型のものにおけるタイプ2のものに係る加算料を除きます。)屋内配線設備の部分の加算額及び回線終端装置利用料について、料金表第1表第1類第1の2-5に規定する額に代えて、それぞれ0円を適用します。

ただし、その I P 通信網サービスが東経企営第05-203号（平成17年12月27日）の附則第 6 項、東経企営第06-24号（平成18年 4 月27日）の附則第 6 項、東経企営第06-97号（平成18年 7 月31日）の附則第 6 項、東経企営第06-149号（平成18年10月31日）の附則第 6 項の適用を受けている場合については、この料金額の適用を行いません。

- 8 平成19年 8 月 1 日から平成19年10月31日までの間にメニュー 5（メニュー 5 - 1 の 100Mb/sの品目のものにおけるプラン 3 - 1 のものであって保守の態様による細目がタイプ 2 のものを除きます。）に係る I P 通信網契約（その I P 通信網サービスの提供開始と同時に料金表第 1 表第 1 類第 1 の 1 (9)に規定する学校に限定した割引の適用を受けるものを除きます。）の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成20年 1 月31日（メニュー 5 - 1 における品目が100Mb/sのものであって通信の態様による細目がプラン 1 のもの又はプラン 2 のもののうち保守の態様による細目がタイプ 2 のもの及びメニュー 5 - 2 のものについては平成20年 4 月30日）までに当社がその I P 通信網サービスの提供を開始したときは、その契約者回線の設置に係る基本工事費（基本額の部分に限ります。）及び交換機等工事費について、料金表第 2 表第 2 の 2 - 5 に規定する額に代えて、それぞれ 0 円を適用します。
- 9 当社は、東経企営第05-203号（平成17年12月27日）の附則第 8 項、東経企営第06-24号（平成18年 4 月27日）の附則第 8 項、東経企営第06-97号（平成18年 7 月31日）の附則第 8 項、東経企営第06-149号（平成18年10月31日）の附則第 8 項、東経企営第06-202号（平成19年 1 月31日）の附則第 8 項、東経企営第07-15号（平成19年 4 月27日）の附則第 7 項又はこの附則の第 8 項の規定の適用を受けた者が、そのメニュー 5 に係る I P 通信網契約の解除又は解除の通知があった後に、その解除又は解除の通知があったメニューと同一のメニューに係る I P 通信網契約の申込みを平成19年 8 月 1 日から平成19年10月31日までの間に行ったと当社が認める場合（その申込みに係る契約者回線の終端の場所がその解除等に係る契約者回線の終端の場所と同一となる場合とします。）は、この附則の第 8 項の規定を適用しません。
- 10 平成19年 8 月 1 日から平成19年10月31日までの間にメニュー 5（メニュー 5 - 1 の 100Mb/sの品目のものにおけるプラン 3 - 1 のものであって保守の態様による細目がタイプ 1 のもの、メニュー 5 - 2 の 100Mb/sの品目のものにおけるタイプ 1 に係るもの又はメニュー 5 - 2 の 46Mb/sの品目のものに限ります。以下この項において「割引対象サービス」といいます。）に係る I P 通信網契約者からその契約者回線（料金表第 1 表第 1 類第 1 の 1 (9)に規定する学校に限定した割引の適用を受けている契約者回線を除きます。）の移転の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成20年 1 月31日（メニュー 5 - 2 に係るもの（その移転の工事と同時にメニュー 5 - 1 の 100Mb/sの品目のものにおけるプラン 3 - 1 のものであって保守の態様による細目がタイプ 1 のものへの変更があるものを除きます。）については平成20年 4 月30日）までに当社がその契約者回線の移転の工事を行ったとき（その工事と同時に割引対象サービス若しくはメニュー 5 - 2 の 100Mb/sの品目のものにおけるタイプ 2 に係るもの以外の品目等への変更があったときを除きます。）は、その契約者回線の移転に係る基本工事費（基本額の部分に限ります。）及び交換機等工事費について、料金表第 2 表第 2 の 2 - 5 に規定する額に代えて、それぞれ 0 円を適用します。
- 11 I P 通信網契約者から通信の付加サービスである I P v 6 通信の利用の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって平成19年 8 月 1 日から平成19年10月31日までの間に当社がその I P v 6 通信の提供を開始した場合又は平成19年 8 月 1 日から平成19年10月31日までの間に I P 通信網契約（メニュー 4 又はメニュー 5 に係るものに限ります。以下この項において「主契約」といいます。）の申込みと同時に I P 通信網契約者から I P v 6 通信の利用の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であってその主契約に係る I P 通信網サービス（平成19年11月 1 日以降の日に提供の開始があったものに限ります。）の提供の開始の日から起算して14日以内に I P v 6 通信の提供を開始した場合は、その I P v 6 通信を利用する場合の加算額の基本料について、サ

ービスの提供を開始した日を含む料金月及びその料金月の翌料金月からの2料金月については、料金表第1表第1類第1の2-4-2(1)ア又は2-5-2(1)アに規定する額に代えてそれぞれ0円を適用します。

- 12 前項の場合において、その契約者回線等について簡易型通信機能の利用の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、IPv6通信の提供を開始した日から平成19年10月31日までの間にその付加機能の提供を開始した場合又はIPv6通信の利用の請求と同時に簡易型通信機能の利用の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であってIPv6通信の提供の開始した日と同一の日に簡易型通信機能の提供の開始(平成19年11月1日以降の日に提供の開始があったものに限り)があった場合は、その付加機能利用料(1のIP通信網契約につき1の簡易型通信識別番号に係る付加機能利用料に限り)について、IPv6通信の提供を開始した日を含む料金月及びその料金月の翌料金月からの2料金月の間については、料金表第1表第1類第1の2-9に規定する額に代えて0円を適用します。
- 13 当社は、東経企営第04-33号(平成16年5月31日)の附則第3項、東経企営第04-92号(平成16年7月29日)の附則第6項、東経企営第04-150号(平成16年9月30日)の附則第7項、東経企営第04-262号(平成16年12月27日)の附則第7項、東経企営第05-26号(平成17年4月28日)の附則第9項、東経企営第05-113号(平成17年7月29日)の附則第8項、東経企営第05-150号(平成17年9月29日)の附則第8項、東経企営第05-203号(平成17年12月27日)の附則第9項、東経企営第06-24号(平成18年4月27日)の附則第9項、東経企営第06-97号(平成18年7月31日)の附則第9項、東経企営第06-149号(平成18年10月31日)の附則第9項、東経企営第06-202号(平成19年1月31日)の附則第9項、東経企営第07-15号(平成19年4月27日)の附則第8項又はこの附則の第11項の規定の適用を受けたIP通信網契約者が、通信の付加サービスであるIPv6通信の廃止を行った後に、その契約者回線等についてIPv6通信の利用の請求を行い、当社がその請求を承諾した場合であって、平成19年8月1日から平成19年10月31日までの間に当社がそのIPv6通信の提供を開始した場合は、そのIPv6通信を利用する場合の加算額の基本料及び簡易型通信機能に係る付加機能利用料について、この附則の第11項及び第12項の規定を適用しません。
- 14 平成19年8月1日から平成19年10月31日までの間にメニュー7に係るIP通信網契約の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成19年11月13日までに当社がそのIP通信網サービスの提供を開始した場合は、そのIP通信網契約に係る利用料金について、サービスの提供を開始した日から起算して3か月間の利用料金については料金表第1表第1類第1の2-7に規定する額に代えて0円を、そのIP通信網サービスの提供の開始に係る基本工事費及び交換機等工事費について、料金表第2表第2の2-7に規定する額に代えてそれぞれ0円を適用します。
- 15 平成19年8月1日から平成19年10月31日までの間にIP通信網契約者から無線アクセス機能の利用の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成19年11月13日までに当社がその無線アクセス機能の提供を開始した場合は平成19年8月1日から平成19年10月31日までの間にIP通信網契約(メニュー1、メニュー4又はメニュー5に係るものに限り)の申込みと同時にIP通信網契約者から無線アクセス機能の利用の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であってその主契約に係るIP通信網サービス(平成19年11月14日以降の日に提供の開始があったものに限り)の提供の開始の日から起算して14日以内に無線アクセス機能の提供を開始した場合は、その無線アクセス機能に係る利用料金について、サービスの提供を開始した日から起算して3か月間の利用料金については料金表第1表第1類第1の2-9に規定する額に代えて0円を、その無線アクセス機能の利用の開始に係る基本工事費及び交換機等工事費について、料金表第2表第2の2-1、2-4又は2-5に規定する額に代えてそれぞれ0円を適用します。
- 16 当社は、東経企営第06-24号(平成18年4月27日)の附則第13項、東経企営第06-97

号（平成18年7月31日）の附則第13項、東経企管第06-149号（平成18年10月31日）の附則第13項、東経企管第06-202号（平成19年1月31日）の附則第13項、東経企管第07-15号（平成19年4月27日）の附則第12項又はこの附則の第15項の規定の適用を受けたIP通信網契約者が、無線アクセス機能の廃止を行った後に、平成19年8月1日から平成19年10月31日までの間にその契約者回線等について無線アクセス機能の利用の請求を行い、当社がその請求を承諾した場合であって、平成19年11月13日までに当社がその無線アクセス機能の提供を開始した場合は、その無線アクセス機能に係る利用料金並びにその無線アクセス機能の利用の開始に係る基本工事費及び交換機等工事費について、この附則の第15項の規定を適用しません。

（その他）

- 17 東経企管第07-15号（平成19年4月27日）の附則第6項中「、東経企管第06-202号（平成19年1月31日）の附則第6項又はこの附則第5項」を削ります。

附 則（平成19年10月31日東経企管第07-132号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成19年11月1日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 平成19年11月1日から平成20年1月31日までの間にメニュー4（1Mb/sの品目のもの以外のものであって利用回線型サービスに係るものに限り、以下この項において「割引対象サービス」といいます。）に係るIP通信網契約（そのIP通信網サービスの提供開始と同時に料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用を受けるものを除きます。）の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成20年4月30日までに当社がそのIP通信網サービスの提供を開始した場合は、そのIP通信網契約に係る利用料金について、サービスの提供を開始した日から起算して1か月間（割引対象サービス以外の品目等への変更又は料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用の開始があった場合については、サービスの提供を開始した日からその適用の開始があった日の前日までの間）の利用料、屋内配線利用料及び機器利用料（変復調装置、帯域分離多重装置又は変復調機能・ルータ機能付IP電話対応装置に係るものに限り、）については、料金表第1表第1類第1の2-4に規定する額に代えて、それぞれ0円を適用します。
- 4 そのIP通信網契約が前項の適用を受けている期間は、料金表第1表第1類第1の1(8)の規定にかかわらず、優先接続のうち電話会社固定に係る利用料金の割引については適用しません。
- 5 平成19年11月1日から平成20年1月31日までの間にメニュー5（メニュー5-1の100Mb/sの品目のものにおけるプラン3に係るもの、メニュー5-2の100Mb/sの品目のものにおけるタイプ1に係るもの又はメニュー5-2の46Mb/sの品目のものに限り、以下この項において「割引対象サービス」といいます。）に係るIP通信網契約（そのIP通信網サービスの提供開始と同時に料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用を受けるものを除きます。）の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成20年4月30日（メニュー5-1の100Mb/sの品目のものにおけるプラン3-1のものであって保守の態様による細目がタイプ2のもの及びメニュー5-2のものについては平成20年7月31日）までに当社がそのIP通信網サービスの提供を開始した場合は、そのIP通信網契約に係る利用料金について、サービスの提供を開始した日から起算して2か月間（そのIP通信網契約の申込みの方法が当社が別に定める方法による場合については4か月間）の利用料（提供の形態による細目が型のものにおけるタイプ2のものに係る加算料を除きます。）屋内配線設備の部分の加算額、回線終端装置利用料及び機器利用料（配線設備多重装置に係るものに限り、）については、料金表第1表第1類第1の2-5に規定する額に代

えて、それぞれ0円を適用します。

ただし、そのIP通信網サービスについて、割引対象サービス(メニュー5-2の100Mb/sの品目のものにおけるプラン・ミニのものであって契約者回線の態様による細目がグレード1-1のものを除きます。)若しくはメニュー5-2の100Mb/sの品目のものにおけるタイプ2(プラン・ミニのものにおける契約者回線の態様による細目がグレード1-1のものを除きます。)に係るもの以外の品目等への変更又は料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用の開始があった場合については、その変更等があった日以降の期間についてはこの料金額の適用を行いません。

6 当社は、東経企営第04-150号(平成16年9月30日)の附則第6項、東経企営第04-262号(平成16年12月27日)の附則第6項、東経企営第05-26号(平成17年4月28日)の附則第7項、東経企営第05-113号(平成17年7月29日)の附則第6項、東経企営第05-150号(平成17年9月29日)の附則第6項、東経企営第05-203号(平成17年12月27日)の附則第6項、東経企営第06-24号(平成18年4月27日)の附則第6項、東経企営第06-97号(平成18年7月31日)の附則第6項、東経企営第06-149号(平成18年10月31日)の附則第6項、東経企営第06-202号(平成19年1月31日)の附則第6項、東経企営第07-15号(平成19年4月27日)の附則第5項、東経企営第07-74号(平成19年7月27日)の附則第5項、東経企営第07-146号(平成19年11月30日)の附則第3項又はこの附則の第5項の規定の適用を受けた者が、そのメニュー5に係るIP通信網契約の解除又は解除の通知があった後に、その解除又は解除の通知があったメニューと同一のメニューに係るIP通信網契約の申込みを平成19年11月1日から平成20年1月31日までの間に行ったと当社が認める場合(その申込みに係る契約者回線の終端の場所がその解除等に係る契約者回線の終端の場所と同一となる場合とします。)は、この附則の第5項の規定を適用しません。

7 平成19年11月1日から平成20年1月31日までの間にメニュー5-1の10Mb/sの品目のもの又は100Mb/sの品目のものにおけるプラン3-2に係るIP通信網契約者から、そのIP通信網サービスについて、メニュー5-1の100Mb/sの品目のものにおけるプラン3-1に係るIP通信網サービス(そのIP通信網サービスの品目等の変更と同時に料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用を受けるものを除きます。)への品目等の変更の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成20年4月30日(メニュー5-1の100Mb/sの品目のものにおけるプラン3-1のものであって保守の態様による細目がタイプ2のものへの変更のものについては平成20年7月31日)までにその変更があった場合(品目等の変更があった日からその日を含む料金月の最終日までの間に、メニュー5-1の100Mb/sの品目のものにおけるプラン3-1以外の品目等への変更又は料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用の開始があった場合を除きます。)は、そのIP通信網契約に係る利用料金について、品目等の変更があった日を含む料金月の翌料金月からの3料金月(メニュー5-1の100Mb/sの品目のものにおけるプラン3-1以外の品目等への変更又は料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用の開始があった場合は、その変更等があった日の前日までの間)の利用料(提供の形態による細目が型のものにおけるタイプ2のものに係る加算料を除きます。)屋内配線設備の部分の加算額及び回線終端装置利用料について、料金表第1表第1類第1の2-5に規定する額に代えて、それぞれ0円を適用します。

ただし、そのIP通信網サービスが東経企営第05-203号(平成17年12月27日)の附則第6項、東経企営第06-24号(平成18年4月27日)の附則第6項、東経企営第06-97号(平成18年7月31日)の附則第6項、東経企営第06-149号(平成18年10月31日)の附則第6項の適用を受けている場合については、この料金額の適用を行いません。

8 平成19年11月1日から平成20年1月31日までの間にメニュー5に係るIP通信網契約(そのIP通信網サービスの提供開始と同時に料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用を受けるものを除きます。)の申込みがあり、当社が

その申込みを承諾した場合であって、平成20年4月30日（メニュー5 - 1における品目が100Mb/sのものであって保守の態様による細目がタイプ2のもの及びメニュー5 - 2のものについては平成20年7月31日）までに当社がそのIP通信網サービスの提供を開始したときは、その契約者回線の設置に係る基本工事費（基本額の部分に限ります。）及び交換機等工事費について、料金表第2表第2の2 - 5に規定する額に代えて、それぞれ0円を適用します。

- 9 当社は、東経企営第05-203号（平成17年12月27日）の附則第8項、東経企営第06-24号（平成18年4月27日）の附則第8項、東経企営第06-97号（平成18年7月31日）の附則第8項、東経企営第06-149号（平成18年10月31日）の附則第8項、東経企営第06-202号（平成19年1月31日）の附則第8項、東経企営第07-15号（平成19年4月27日）の附則第7項、東経企営第07-74号（平成19年7月27日）の附則第8項又はこの附則の第8項の規定の適用を受けた者が、そのメニュー5に係るIP通信網契約の解除又は解除の通知があった後に、その解除又は解除の通知があったメニューと同一のメニューに係るIP通信網契約の申込みを平成19年11月1日から平成20年1月31日までの間に行ったと当社が認める場合（その申込みに係る契約者回線の終端の場所がその解除等に係る契約者回線の終端の場所と同一となる場合とします。）は、この附則の第8項の規定を適用しません。
- 10 平成19年11月1日から平成20年1月31日までの間にメニュー5（メニュー5 - 1の100Mb/sの品目のものにおけるプラン3 - 1に係るもの、メニュー5 - 2の100Mb/sの品目のものにおけるタイプ1に係るもの又はメニュー5 - 2の46Mb/sの品目のものに限ります。以下この項において「割引対象サービス」といいます。）に係るIP通信網契約者からその契約者回線（料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用を受けている契約者回線を除きます。）又は当社が提供する端末設備（配線設備多重装置に限ります。以下この項において同じとします。）の移転の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成20年4月30日（メニュー5 - 1の100Mb/sの品目のものにおけるプラン3 - 1のものであって保守の態様による細目がタイプ2のもの及びメニュー5 - 2に係るもの（その移転の工事と同時にメニュー5 - 1の100Mb/sの品目のものにおけるプラン3 - 1のものであって保守の態様による細目がタイプ1のものへの変更があるものを除きます。）については平成20年7月31日）までに当社がその契約者回線又は当社が提供する端末設備の移転の工事を行ったとき（その工事と同時に割引対象サービス（メニュー5 - 2の100Mb/sの品目のものにおけるプラン・ミニのものであって契約者回線の態様による細目がグレード1 - 1のものを除きます。）又はメニュー5 - 2の100Mb/sの品目のものにおけるタイプ2（プラン・ミニのものにおける契約者回線の態様による細目がグレード1 - 1のものを除きます。）に係るもの以外の品目等への変更があったときを除きます。）は、その契約者回線又は当社が提供する端末設備の移転に係る基本工事費（基本額の部分に限ります。）及び交換機等工事費について、料金表第2表第2の2 - 5に規定する額に代えて、それぞれ0円を適用します。
- 11 IP通信網契約者から通信の付加サービスであるIPv6通信の利用の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって平成19年11月1日から平成20年1月31日までの間に当社がそのIPv6通信の提供を開始した場合又は平成19年11月1日から平成20年1月31日までの間にIP通信網契約（メニュー4又はメニュー5に係るものに限ります。以下この項において「主契約」といいます。）の申込みと同時にIP通信網契約者からIPv6通信の利用の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であってその主契約に係るIP通信網サービス（平成20年2月1日以降の日に提供の開始があったものに限ります。）の提供の開始の日から起算して14日以内にIPv6通信の提供を開始した場合は、そのIPv6通信を利用する場合の加算額の基本料について、サービスの提供を開始した日を含む料金月及びその料金月の翌料金月からの2料金月については、料金表第1表第1類第1の2 - 4 - 2(1)ア又は2 - 5 - 2(1)アに規定する

額に代えてそれぞれ0円を適用します。

- 12 前項の場合において、その契約者回線等について簡易型通信機能の利用の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、I P v 6 通信の提供を開始した日から平成20年1月31日までの間にその付加機能の提供を開始した場合又はI P v 6 通信の利用の請求と同時に簡易型通信機能の利用の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であってI P v 6 通信の提供の開始した日と同一の日に簡易型通信機能の提供の開始(平成20年2月1日以降の日に提供の開始があったものに限りです。)があった場合は、その付加機能利用料(1のI P 通信網契約につき1の簡易型通信識別番号に係る付加機能利用料に限りです。)について、I P v 6 通信の提供を開始した日を含む料金月及びその料金月の翌料金月からの2料金月の間については、料金表第1表第1類第1の2-9に規定する額に代えて0円を適用します。
- 13 当社は、東経企営第04-33号(平成16年5月31日)の附則第3項、東経企営第04-92号(平成16年7月29日)の附則第6項、東経企営第04-150号(平成16年9月30日)の附則第7項、東経企営第04-262号(平成16年12月27日)の附則第7項、東経企営第05-26号(平成17年4月28日)の附則第9項、東経企営第05-113号(平成17年7月29日)の附則第8項、東経企営第05-150号(平成17年9月29日)の附則第8項、東経企営第05-203号(平成17年12月27日)の附則第9項、東経企営第06-24号(平成18年4月27日)の附則第9項、東経企営第06-97号(平成18年7月31日)の附則第9項、東経企営第06-149号(平成18年10月31日)の附則第9項、東経企営第06-202号(平成19年1月31日)の附則第9項、東経企営第07-15号(平成19年4月27日)の附則第8項、東経企営第07-74号(平成19年7月27日)の附則第11項又はこの附則の第11項の規定の適用を受けたI P 通信網契約者が、通信の付加サービスであるI P v 6 通信の廃止を行った後に、その契約者回線等についてI P v 6 通信の利用の請求を行い、当社がその請求を承諾した場合であって、平成19年11月1日から平成20年1月31日までの間に当社がそのI P v 6 通信の提供を開始した場合は、そのI P v 6 通信を利用する場合の加算額の基本料及び簡易型通信機能に係る付加機能利用料について、この附則の第11項及び第12項の規定を適用しません。
- 14 平成19年11月1日から平成20年1月31日までの間にメニュー7に係るI P 通信網契約の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成20年2月13日までに当社がそのI P 通信網サービスの提供を開始した場合は、そのI P 通信網契約に係る利用料金について、サービスの提供を開始した日から起算して3か月間の利用料金については料金表第1表第1類第1の2-7に規定する額に代えて0円を、そのI P 通信網サービスの提供の開始に係る基本工事費及び交換機等工事費について、料金表第2表第2の2-7に規定する額に代えてそれぞれ0円を適用します。
- 15 平成19年11月1日から平成20年1月31日までの間にI P 通信網契約者から無線アクセス機能の利用の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成20年2月13日までに当社がその無線アクセス機能の提供を開始した場合又は平成19年11月1日から平成20年1月31日までの間にI P 通信網契約(メニュー1、メニュー4又はメニュー5に係るものに限りです。以下この項において「主契約」といいます。)の申込みと同時にI P 通信網契約者から無線アクセス機能の利用の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であってその主契約に係るI P 通信網サービス(平成20年2月14日以降の日に提供の開始があったものに限りです。)の提供の開始の日から起算して14日以内に無線アクセス機能の提供を開始した場合は、その無線アクセス機能に係る利用料金(1のI P 通信網契約につき、当社が利用可能とした2までの無線契約者識別符号に係る付加機能利用料に限りです。)について、サービスの提供を開始した日から起算して3か月間の利用料金については料金表第1表第1類第1の2-9に規定する額に代えて0円を、その無線アクセス機能の利用の開始に係る基本工事費及び交換機等工事費(1のI P 通信網契約につき、当社が利用可能とした2までの無線契約者識別符号に係る基本工事費及び交換機等工事費に限りです。)について、料金表第2表第

2の2-1、2-4又は2-5に規定する額に代えてそれぞれ0円を適用します。

- 16 当社は、東経企営第06-24号(平成18年4月27日)の附則第13項、東経企営第06-97号(平成18年7月31日)の附則第13項、東経企営第06-149号(平成18年10月31日)の附則第13項、東経企営第06-202号(平成19年1月31日)の附則第13項、東経企営第07-15号(平成19年4月27日)の附則第12項、東経企営第07-74号(平成19年7月27日)の附則第15項又はこの附則の第15項の規定の適用を受けたIP通信網契約者が、平成19年11月1日から平成20年1月31日までの間にその契約者回線等について無線アクセス機能の利用の請求を行い、当社がその請求を承諾した場合であって、平成20年2月13日までに当社がその無線アクセス機能の提供を開始した場合は、その無線アクセス機能に係る利用料金並びにその無線アクセス機能の利用の開始に係る基本工事費及び交換機等工事費について、この附則の第15項の規定を適用しません。

附 則(平成19年11月30日東経企営第07-146号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成19年12月1日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 平成19年12月1日から平成20年1月31日までの間にメニュー5(メニュー5-2の100Mb/sの品目のものにおけるタイプ2に係るものに限り、)に係るIP通信網契約の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成20年7月31日までに当社がそのIP通信網サービスの提供を開始した場合は、そのIP通信網契約に係る利用料金について、サービスの提供を開始した日から起算して2か月間(そのIP通信網契約の申込みの方法が当社が別に定める方法による場合については4か月間)の利用料(提供の形態による細目が 型のものにおけるタイプ2のものに係る加算料を除きます。)屋内配線設備の部分の加算額、回線終端装置利用料及び機器利用料(配線設備多重装置に係るものに限り、)については、料金表第1表第1類第1の2-5に規定する額に代えて、それぞれ0円を適用します。
ただし、そのIP通信網サービスについて、割引対象サービス(メニュー5-1の100Mb/sの品目のものにおけるプラン3-1に係るもの又はメニュー5-2のもの(100Mb/sの品目のものにおけるプラン・ミニのものであって契約者回線の態様による細目がグレード1-1のものを除きます。))をいいます。)以外の品目等への変更又は料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用の開始があった場合については、その変更等があった日以降の期間についてはこの料金額の適用を行いません。
- 4 当社は、東経企営第04-150号(平成16年9月30日)の附則第6項、東経企営第04-262号(平成16年12月27日)の附則第6項、東経企営第05-26号(平成17年4月28日)の附則第7項、東経企営第05-113号(平成17年7月29日)の附則第6項、東経企営第05-150号(平成17年9月29日)の附則第6項、東経企営第05-203号(平成17年12月27日)の附則第6項、東経企営第06-24号(平成18年4月27日)の附則第6項、東経企営第06-97号(平成18年7月31日)の附則第6項、東経企営第06-149号(平成18年10月31日)の附則第6項、東経企営第06-202号(平成19年1月31日)の附則第6項、東経企営第07-15号(平成19年4月27日)の附則第5項、東経企営第07-74号(平成19年7月27日)の附則第5項、東経企営第07-132号(平成19年10月31日)の附則第5項又はこの附則の第3項の規定の適用を受けた者が、そのメニュー5に係るIP通信網契約の解除又は解除の通知があった後に、その解除又は解除の通知があったメニューと同一のメニューに係るIP通信網契約の申込みを平成19年12月1日から平成20年1月31日までの間に行ったと当社が認める場合(その申込みに係る契約者回線の終端の場所がその解除等に係る契約者回線の終端の場所と同一となる場合とします。)は、この附則の第3項の規定を適用しません。

5 平成19年12月1日から平成20年1月31日までの間にメニュー5（メニュー5-2の100Mb/sの品目のものにおけるタイプ2に係るものに限ります。）に係るIP通信網契約者からその契約者回線又は当社が提供する端末設備（配線設備多重装置に限ります。以下この項において同じとします。）の移転の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成20年7月31日（その移転の工事と同時にメニュー5-1の100Mb/sの品目のものにおけるプラン3-1のものであって保守の態様による細目がタイプ1のものへの変更があるものについては平成20年4月30日）までに当社がその契約者回線又は当社が提供する端末設備の移転の工事を行ったとき（その工事と同時に割引対象サービス（メニュー5-1の100Mb/sの品目のものにおけるプラン3-1に係るもの又はメニュー5-2のもの（100Mb/sの品目のものにおけるプラン・ミニのものであって契約者回線の態様による細目がグレード1-1のものを除きます。）をいいます。）以外の品目等への変更があったときを除きます。）は、その契約者回線又は当社が提供する端末設備の移転に係る基本工事費（基本額の部分に限ります。）及び交換機等工事費について、料金表第2表第2の2-5に規定する額に代えて、それぞれ0円を適用します。

（その他）

6 東経企営第06-202号（平成19年1月31日）の附則第6項（経過措置）中「割引対象サービス以外の品目等」を「割引対象サービス若しくはメニュー5-2の100Mb/sの品目のものにおけるタイプ2に係るもの以外の品目等」に改めます。

7 東経企営第07-15号（平成19年4月27日）の附則第5項（経過措置）中「割引対象サービス以外の品目等」を「割引対象サービス若しくはメニュー5-2の100Mb/sの品目のものにおけるタイプ2に係るもの以外の品目等」に改めます。

8 東経企営第07-74号（平成19年7月27日）の附則第5項（経過措置）中「割引対象サービス以外の品目等」を「割引対象サービス若しくはメニュー5-2の100Mb/sの品目のものにおけるタイプ2に係るもの以外の品目等」に改めます。

9 東経企営第07-74号（平成19年7月27日）の附則第10項（経過措置）中「割引対象サービス以外の品目等」を「割引対象サービス又はメニュー5-2の100Mb/sの品目のものにおけるタイプ2に係るもの以外の品目等」に改めます。

10 東経企営第07-132号（平成19年10月31日）の附則第5項（経過措置）中「割引対象サービス以外の品目等」を「割引対象サービス若しくはメニュー5-2の100Mb/sの品目のものにおけるタイプ2に係るもの以外の品目等」に改めます。

11 東経企営第07-132号（平成19年10月31日）の附則第10項（経過措置）中「割引対象サービス以外の品目等」を「割引対象サービス又はメニュー5-2の100Mb/sの品目のものにおけるタイプ2に係るもの以外の品目等」に改めます。

附 則（平成19年12月17日東経企営第07-154号）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成19年12月21日より実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（その他）

3 東企営第02-35号（平成14年6月12日）の附則第2条（経過措置）を削除します。

4 東経企営第07-57号（平成19年6月29日）の附則第3項（経過措置）を削除します。

附 則（平成20年1月24日東経企営第07-168号）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成20年1月25日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

- 3 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により次の表の左欄のサービスを提供されている契約者回線は、この改正規定実施の日において、同表の右欄のサービスを提供されている契約者回線とみなして取り扱います。

メニュー5 - 1の100Mb/sの品目のものにおけるプラン3 - 1のものに係るIP通信網サービス	メニュー5 - 1の100Mb/sの品目のものにおけるプラン3 - 1のものであってタイプ1のものに係るIP通信網サービス
--	---

(その他)

- 4 東経企営第06-202号(平成19年1月31日)の附則第6項(経過措置)中「プラン3に係るもの」を「プラン3 - 1のものであって保守の態様による細目がタイプ1のもの」に改めます。
- 5 東経企営第07-15号(平成19年4月27日)の附則第5項(経過措置)中「プラン3に係るもの」を「プラン3 - 1のものであって保守の態様による細目がタイプ1のもの」に改めます。
- 6 東経企営第07-15号(平成19年4月27日)の附則第6項(経過措置)中「プラン3 - 1」を「プラン3 - 1のものであって保守の態様による細目がタイプ1のもの」に改めます。
- 7 東経企営第07-74号(平成19年7月27日)の附則第5項(経過措置)中「プラン3に係るもの」を「プラン3 - 1のものであって保守の態様による細目がタイプ1のもの」に改めます。
- 8 東経企営第07-74号(平成19年7月27日)の附則第7項(経過措置)中「プラン3 - 1」を「プラン3 - 1のものであって保守の態様による細目がタイプ1のもの」に改めます。
- 9 東経企営第07-74号(平成19年7月27日)の附則第8項(経過措置)中「平成19年8月1日から平成19年10月31日までの間にメニュー5」を「平成19年8月1日から平成19年10月31日までの間にメニュー5(メニュー5 - 1の100Mb/sの品目のものにおけるプラン3 - 1のものであって保守の態様による細目がタイプ2のものを除きます。)」に改めます。
- 10 東経企営第07-74号(平成19年7月27日)の附則第10項(経過措置)中「プラン3 - 1に係るもの」を「プラン3 - 1のものであって保守の態様による細目がタイプ1のもの」に改めます。
- 11 東経企営第07-132号(平成19年10月31日)の附則第5項(経過措置)中「メニュー5 - 2のものについては平成20年7月31日」を「メニュー5 - 1の100Mb/sの品目のものにおけるプラン3 - 1のものであって保守の態様による細目がタイプ2のもの及びメニュー5 - 2のものについては平成20年7月31日」に改めます。
- 12 東経企営第07-132号(平成19年10月31日)の附則第6項(経過措置)中「東経企営第07-74号(平成19年7月27日)の附則第5項又はこの附則の第5項」を「東経企営第07-74号(平成19年7月27日)の附則第5項、東経企営第07-146号(平成19年11月30日)の附則第3項又はこの附則の第5項」に改めます。
- 13 東経企営第07-132号(平成19年10月31日)の附則第7項(経過措置)中「平成20年4月30日」を「平成20年4月30日(メニュー5 - 1の100Mb/sの品目のものにおけるプラン3 - 1のものであって保守の態様による細目がタイプ2のものへの変更のものについては平成20年7月31日)」に改めます。
- 14 東経企営第07-132号(平成19年10月31日)の附則第8項(経過措置)中「メニュー5 - 1における品目が100Mb/sのものであって通信の態様による細目がプラン1のもの又はプラン2のもののうち保守の態様による細目がタイプ2のもの及びメニュー5 - 2のものについては平成20年7月31日」を「メニュー5 - 1における品目が100Mb/sのものであって保守の態様による細目がタイプ2のもの及びメニュー5 - 2のものについては平成20年7月31日」に改めます。

- 15 東経企営第07-132号（平成19年10月31日）の附則第10項（経過措置）中「メニュー5 - 2に係るもの(その移転の工事と同時にメニュー5 - 1の100Mb/sの品目のものにおけるプラン3 - 1に係るものへの変更があるものを除きます。)」を「メニュー5 - 1の100Mb/sの品目のものにおけるプラン3 - 1のものであって保守の態様による細目がタイプ2のもの及びメニュー5 - 2に係るもの(その移転の工事と同時にメニュー5 - 1の100Mb/sの品目のものにおけるプラン3 - 1のものであって保守の態様による細目がタイプ1のものへの変更があるものを除きます。)」に改めます。
- 16 東経企営第07-146号（平成19年11月30日）の附則第5項（経過措置）中「その移転の工事と同時にメニュー5 - 1の100Mb/sの品目のものにおけるプラン3 - 1に係るものへの変更があるものについては平成20年4月30日」を「その移転の工事と同時にメニュー5 - 1の100Mb/sの品目のものにおけるプラン3 - 1のものであって保守の態様による細目がタイプ1のものへの変更があるものについては平成20年4月30日」に改めます。

附 則（平成20年1月31日東経企営第07 - 174号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成20年2月1日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 平成20年2月1日から平成20年5月31日までの間にメニュー4（1Mb/sの品目のもの以外のものであって利用回線型サービスに係るものに限り、以下この項において「割引対象サービス」といいます。）に係るIP通信網契約（そのIP通信網サービスの提供開始と同時に料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用を受けるものを除きます。）の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成20年8月31日までに当社がそのIP通信網サービスの提供を開始した場合は、そのIP通信網契約に係る利用料金について、サービスの提供を開始した日から起算して1か月間（割引対象サービス以外の品目等への変更又は料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用の開始があった場合については、サービスの提供を開始した日からその適用の開始があった日の前日までの間）の利用料、屋内配線利用料及び機器利用料（変復調装置、帯域分離多重装置又は変復調機能・ルータ機能付IP電話対応装置に係るものに限り、）については、料金表第1表第1類第1の2 - 4に規定する額に代えて、それぞれ0円を適用します。
- 4 そのIP通信網契約が前項の適用を受けている期間は、料金表第1表第1類第1の1(8)の規定にかかわらず、優先接続のうち電話会社固定に係る利用料金の割引については適用しません。
- 5 平成20年2月1日から平成20年5月31日までの間にメニュー5（メニュー5 - 1の100Mb/sの品目のものにおけるプラン3に係るもの又はメニュー5 - 2のものに限り、以下この項において「割引対象サービス」といいます。）に係るIP通信網契約（そのIP通信網サービスの提供開始と同時に料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用を受けるものを除きます。）の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成20年8月31日（メニュー5 - 2のものについては平成20年11月30日）までに当社がそのIP通信網サービスの提供を開始した場合は、そのIP通信網契約に係る利用料金について、サービスの提供を開始した日から起算して2か月間（そのIP通信網契約の申込みの方法が当社が別に定める方法による場合については4か月間）の利用料（提供の形態による細目が 型のものにおけるタイプ2のものに係る加算料を除きます。）、屋内配線設備の部分の加算額、回線終端装置利用料及び機器利用料（配線設備多重装置に係るものに限り、）については、料金表第1表第1類第1の2 - 5に規定する額に代えて、それぞれ0円を適用します。
ただし、そのIP通信網サービスについて、割引対象サービス（メニュー5 - 2の

100Mb/sの品目のものにおけるプラン・ミニのものであって契約者回線の態様による細目がグレード1-1のものを除きます。)以外の品目等への変更又は料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用の開始があった場合については、その変更等があった日以降の期間についてはこの料金額の適用を行いません。

6 当社は、東経企営第04-150号(平成16年9月30日)の附則第6項、東経企営第04-262号(平成16年12月27日)の附則第6項、東経企営第05-26号(平成17年4月28日)の附則第7項、東経企営第05-113号(平成17年7月29日)の附則第6項、東経企営第05-150号(平成17年9月29日)の附則第6項、東経企営第05-203号(平成17年12月27日)の附則第6項、東経企営第06-24号(平成18年4月27日)の附則第6項、東経企営第06-97号(平成18年7月31日)の附則第6項、東経企営第06-149号(平成18年10月31日)の附則第6項、東経企営第06-202号(平成19年1月31日)の附則第6項、東経企営第07-15号(平成19年4月27日)の附則第5項、東経企営第07-74号(平成19年7月27日)の附則第5項、東経企営第07-132号(平成19年10月31日)の附則第5項、東経企営第07-146号(平成19年11月30日)の附則第3項又はこの附則の第5項の規定の適用を受けた者が、そのメニュー5に係るIP通信網契約の解除又は解除の通知があった後に、メニュー5に係るIP通信網契約の申込みを平成20年2月1日から平成20年5月31日までの間に行ったと当社が認める場合(その申込みに係る契約者回線の終端の場所がその解除等に係る契約者回線の終端の場所と同一となる場合とします。)は、この附則の第5項の規定を適用しません。

7 平成20年2月1日から平成20年5月31日までの間にメニュー5-1の100Mb/sの品目のもの又は100Mb/sの品目のものにおけるプラン3-2に係るIP通信網契約者から、そのIP通信網サービスについて、メニュー5-1の100Mb/sの品目のものにおけるプラン3-1に係るIP通信網サービス(そのIP通信網サービスの品目等の変更と同時に料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用を受けるものを除きます。)への品目等の変更の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成20年8月31日までにその変更があった場合(品目等の変更があった日からその日を含む料金月の最終日までの間に、メニュー5-1の100Mb/sの品目のものにおけるプラン3-1以外の品目等への変更又は料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用の開始があった場合を除きます。)は、そのIP通信網契約に係る利用料金について、品目等の変更があった日を含む料金月の翌料金月からの3料金月(メニュー5-1の100Mb/sの品目のものにおけるプラン3-1以外の品目等への変更又は料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用の開始があった場合は、その変更等があった日の前日までの間)の利用料(提供の形態による細目が型のものにおけるタイプ2のものに係る加算料を除きます。)屋内配線設備の部分の加算額及び回線終端装置利用料について、料金表第1表第1類第1の2-5に規定する額に代えて、それぞれ0円を適用します。

ただし、そのIP通信網サービスが東経企営第05-203号(平成17年12月27日)の附則第6項、東経企営第06-24号(平成18年4月27日)の附則第6項、東経企営第06-97号(平成18年7月31日)の附則第6項、東経企営第06-149号(平成18年10月31日)の附則第6項の適用を受けている場合については、この料金額の適用を行いません。

8 平成20年2月1日から平成20年5月31日までの間にメニュー5に係るIP通信網契約(そのIP通信網サービスの提供開始と同時に料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用を受けるものを除きます。)の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成20年8月31日(メニュー5-1における品目が100Mb/sのものであってサービスクラスによる細目がクラス1のもの及びメニュー5-2のものについては平成20年11月30日)までに当社がそのIP通信網サービスの提供を開始したときは、その契約者回線の設置に係る基本工事費(基本額の部分に限ります。)及び交換機等工事費について、料金表第2表第2の2-5に規定する額に代えて、それぞれ0円を適用します。

- 9 当社は、東経企管第05-203号(平成17年12月27日)の附則第8項、東経企管第06-24号(平成18年4月27日)の附則第8項、東経企管第06-97号(平成18年7月31日)の附則第8項、東経企管第06-149号(平成18年10月31日)の附則第8項、東経企管第06-202号(平成19年1月31日)の附則第8項、東経企管第07-15号(平成19年4月27日)の附則第7項、東経企管第07-74号(平成19年7月27日)の附則第8項、東経企管第07-132号(平成19年10月31日)の附則第8項又はこの附則の第8項の規定の適用を受けた者が、そのメニュー5に係るIP通信網契約の解除又は解除の通知があった後に、メニュー5に係るIP通信網契約の申込みを平成20年2月1日から平成20年5月31日までの間に行ったと当社が認める場合(その申込みに係る契約者回線の終端の場所がその解除等に係る契約者回線の終端の場所と同一となる場合とします。)は、この附則の第8項の規定を適用しません。
- 10 平成20年2月1日から平成20年5月31日までの間にメニュー5(メニュー5-1の100Mb/sの品目のものにおけるプラン3-1に係るもの又はメニュー5-2のものに限り、以下この項において「割引対象サービス」といいます。)に係るIP通信網契約者からその契約者回線(料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用を受けている契約者回線を除きます。)又は当社が提供する端末設備(配線設備多重装置に限り、以下この項において同じとします。)の移転の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成20年8月31日(メニュー5-2に係るもの(その移転の工事と同時にメニュー5-1の100Mb/sの品目のものにおけるプラン3-1に係るものへの変更があるものを除きます。))については平成20年11月30日)までに当社がその契約者回線又は当社が提供する端末設備の移転の工事を行ったとき(その工事と同時に割引対象サービス(メニュー5-2の100Mb/sの品目のものにおけるプラン・ミニのものであって契約者回線の態様による細目がグレード1-1のものを除きます。)以外の品目等への変更があったときを除きます。)は、その契約者回線又は当社が提供する端末設備の移転に係る基本工事費(基本額の部分に限り、)及び交換機等工事費について、料金表第2表第2の2-5に規定する額に代えて、それぞれ0円を適用します。
- 11 IP通信網契約者から通信の付加サービスであるIPv6通信の利用の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって平成20年2月1日から平成20年3月31日までの間に当社がそのIPv6通信の提供を開始した場合又は平成20年2月1日から平成20年3月31日までの間にIP通信網契約(メニュー4又はメニュー5に係るもの)に限り、以下この項において「主契約」といいます。)の申込みと同時にIP通信網契約者からIPv6通信の利用の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であってその主契約に係るIP通信網サービス(平成20年4月1日以降の日に提供の開始があったものに限り、)の提供の開始の日から起算して14日以内にIPv6通信の提供を開始した場合は、そのIPv6通信を利用する場合の加算額の基本料について、サービスの提供を開始した日を含む料金月及びその料金月の翌料金月からの2料金月については、料金表第1表第1類第1の2-4-2(1)ア又は2-5-2(1)アに規定する額に代えてそれぞれ0円を適用します。
- 12 前項の場合において、その契約者回線等について簡易型通信機能の利用の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、IPv6通信の提供を開始した日から平成20年3月31日までの間にその付加機能の提供を開始した場合又はIPv6通信の利用の請求と同時に簡易型通信機能の利用の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であってIPv6通信の提供の開始した日と同一の日に簡易型通信機能の提供の開始(平成20年4月1日以降の日に提供の開始があったものに限り、)があった場合は、その付加機能利用料(1のIP通信網契約につき1の簡易型通信識別番号に係る付加機能利用料に限り、)について、IPv6通信の提供を開始した日を含む料金月及びその料金月の翌料金月からの2料金月の間については、料金表第1表第1類第1の2-9に規定する額に代えて0円を適用します。

- 13 当社は、東経企営第04-33号（平成16年5月31日）の附則第3項、東経企営第04-92号（平成16年7月29日）の附則第6項、東経企営第04-150号（平成16年9月30日）の附則第7項、東経企営第04-262号（平成16年12月27日）の附則第7項、東経企営第05-26号（平成17年4月28日）の附則第9項、東経企営第05-113号（平成17年7月29日）の附則第8項、東経企営第05-150号（平成17年9月29日）の附則第8項、東経企営第05-203号（平成17年12月27日）の附則第9項、東経企営第06-24号（平成18年4月27日）の附則第9項、東経企営第06-97号（平成18年7月31日）の附則第9項、東経企営第06-149号（平成18年10月31日）の附則第9項、東経企営第06-202号（平成19年1月31日）の附則第9項、東経企営第07-15号（平成19年4月27日）の附則第8項、東経企営第07-74号（平成19年7月27日）の附則第11項、東経企営第07-132号（平成19年10月31日）の附則第11項又はこの附則の第11項の規定の適用を受けたIP通信網契約者が、通信の付加サービスであるIPv6通信の廃止を行った後に、その契約者回線等についてIPv6通信の利用の請求を行い、当社がその請求を承諾した場合であって、平成20年2月1日から平成20年3月31日までの間に当社がそのIPv6通信の提供を開始した場合は、そのIPv6通信を利用する場合の加算額の基本料及び簡易型通信機能に係る付加機能利用料について、この附則の第11項及び第12項の規定を適用しません。
- 14 平成20年2月1日から平成20年5月31日までの間にメニュー7に係るIP通信網契約の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成20年6月13日までに当社がそのIP通信網サービスの提供を開始した場合は、そのIP通信網契約に係る利用料金について、サービスの提供を開始した日から起算して3か月間の利用料金については料金表第1表第1類第1の2-7に規定する額に代えて0円を、そのIP通信網サービスの提供の開始に係る基本工事費及び交換機等工事費について、料金表第2表第2の2-7に規定する額に代えてそれぞれ0円を適用します。
- 15 平成20年2月1日から平成20年5月31日までの間にIP通信網契約者から無線アクセス機能の利用の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成20年6月13日までに当社がその無線アクセス機能の提供を開始した場合又は平成20年2月1日から平成20年5月31日までの間にIP通信網契約（メニュー1、メニュー4又はメニュー5に係るものに限ります。以下この項において「主契約」といいます。）の申込みと同時にIP通信網契約者から無線アクセス機能の利用の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であってその主契約に係るIP通信網サービス（平成20年6月14日以降の日に提供の開始があったものに限ります。）の提供の開始の日から起算して14日以内に無線アクセス機能の提供を開始した場合は、その無線アクセス機能に係る利用料金（1のIP通信網契約につき、当社が利用可能とした2までの無線契約者識別符号に係る付加機能利用料に限ります。）について、サービスの提供を開始した日から起算して3か月間の利用料金については料金表第1表第1類第1の2-9に規定する額に代えて0円を、その無線アクセス機能の利用の開始に係る基本工事費及び交換機等工事費（1のIP通信網契約につき、当社が利用可能とした2までの無線契約者識別符号に係る基本工事費及び交換機等工事費に限ります。）について、料金表第2表第2の2-1、2-4又は2-5に規定する額に代えてそれぞれ0円を適用します。
- 16 当社は、東経企営第06-24号（平成18年4月27日）の附則第13項、東経企営第06-97号（平成18年7月31日）の附則第13項、東経企営第06-149号（平成18年10月31日）の附則第13項、東経企営第06-202号（平成19年1月31日）の附則第13項、東経企営第07-15号（平成19年4月27日）の附則第12項、東経企営第07-74号（平成19年7月27日）の附則第15項、東経企営第07-132号（平成19年10月31日）の附則第15項又はこの附則の第15項の規定の適用を受けたIP通信網契約者が、平成20年2月1日から平成20年5月31日までの間にその契約者回線等について無線アクセス機能の利用の請求を行い、当社がその請求を承諾した場合であって、平成20年6月13日までに当社がその無線アクセス機能の提供を開始した場合は、その無線アクセス機能に係る利用料金並びにその無線アクセス機能の利用の開始に係る基本工事費及び交換機等工事費について、この

附則の第15項の規定を適用しません。

附 則（平成20年2月28日東経企管第07 - 188号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成20年3月3日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則（平成20年3月13日東経企管第07 - 196号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成20年3月14日から実施します。
（経過措置）
- 2 東企管第02 - 178号（平成15年3月18日）の附則3（経過措置）中「この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供しているメニュー5 - 1のうち品目が10Mb/sのものに関する料金その他の提供条件については、なお従前のとおりとします。」を「この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供しているメニュー5 - 1のうち品目が10Mb/sのものに関する工事費（時刻指定工事費及び割増工事費の適用に限ります。）については料金表第2表第2（工事費）の規定を準用し、その他の提供条件については、なお従前のとおりとします。」に改めます。
- 3 東経企管第06 - 168号（平成18年11月30日）の附則3（経過措置）中「この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供しているメニュー5 - 1における品目が100Mb/sのものうちプラン3 - 2に係るものの料金その他の提供条件については、なお従前のとおりとします。」を「この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供しているメニュー5 - 1における品目が100Mb/sのものうちプラン3 - 2に係るものに関する工事費（時刻指定工事費の適用に限ります。）については料金表第2表第2（工事費）の規定を準用し、その他の提供条件については、なお従前のとおりとします。」に改めます。

附 則（平成20年3月28日東経企管第07 - 211号）

（実施期日）

- 第1条 この改正規定は、平成20年3月31日から実施します。
（経過措置）
- 第2条 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 第3条 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により次の表の左欄のサービスを提供されている契約者回線は、この改正規定実施の日において、同表の右欄のサービスを提供されている契約者回線とみなして取り扱います。

メニュー2 - 1に係るIP通信網サービス	メニュー2 - 1 - 1に係るIP通信網サービス
メニュー2 - 2に係るIP通信網サービス	メニュー2 - 1 - 2に係るIP通信網サービス
メニュー2 - 3に係るIP通信網サービス	メニュー2 - 1 - 3に係るIP通信網サービス
メニュー5に係るIP通信網サービス	メニュー5における提供の形態による細目が 型のものに係るIP通信網サービス
メニュー6に係るIP通信網サービス	メニュー6 - 1に係るIP通信網サービス

第4条 IP通信網契約者は、この改正規定にかかわらず、当分の間、その契約者回線について、音声利用IP通信網サービス契約約款に定める第2種サービス（タイプ2のものであって基本機能又は上限チャネル数の態様による区別がメニュー1のものに限ります。）に係る契約（以下この附則において「音声利用IP通信網契約」といいます。）を当社と締結し、音声利用IP通信網サービス契約約款に規定する同時通信機能を利用している場合に限り、帯域確保機能を利用することができます。

2 帯域確保機能の提供を受けているIP通信網契約者は、この改正規定にかかわらず、当分の間、その契約者回線において、その帯域確保機能を利用した通信を行っているときは、音声利用IP通信網サービス契約約款に規定する同時通信機能を利用した通信を行うことができません。

3 当社は、この改正規定にかかわらず、当分の間、帯域確保機能を利用するIP通信網契約者が、次の各号に該当する場合には、その帯域確保機能を廃止します。

(1) 音声利用IP通信網契約の解除があったとき。

(2) 音声利用IP通信網サービス契約約款に規定する同時通信機能の廃止があったとき。

4 当社は、この改正規定にかかわらず、当分の間、帯域確保機能を利用するIP通信網契約者が、次の各号に該当する場合には、その帯域確保機能の利用の一時中断を行います。

(1) 音声利用IP通信網契約の利用の一時中断があったとき。

(2) 音声利用IP通信網サービス契約約款に規定する同時通信機能の利用の一時中断があったとき。

5 当社は、この改正規定にかかわらず、当分の間、音声利用IP通信網契約に係る電気通信サービス（帯域確保機能を利用するIP通信網契約者に係るものに限ります。）の利用停止を行ったときは、その帯域確保機能の利用を停止することがあります。

6 当社は、帯域確保機能に係る付加機能利用料については、この改正規定にかかわらず、当分の間、料金表第1表第1類第1の2-9に規定する額を適用しません。

（その他）

第5条 東経企営第07-74号（平成19年7月27日）の附則第5項及び第7項（経過措置）中「の利用料」を「の利用料（提供の形態による細目が 型のものにおけるタイプ2のものに係る加算料を除きます。）」に改めます。

2 東経企営第07-132号（平成19年10月31日）の附則第5項及び第7項（経過措置）中「の利用料」を「の利用料（提供の形態による細目が 型のものにおけるタイプ2のものに係る加算料を除きます。）」に改めます。

3 東経企営第07-146号（平成19年11月30日）の附則第3項（経過措置）中「の利用料」を「の利用料（提供の形態による細目が 型のものにおけるタイプ2のものに係る加算料を除きます。）」に改めます。

4 東経企営第07-174号（平成20年1月31日）の附則第5項及び第7項（経過措置）中「の利用料」を「の利用料（提供の形態による細目が 型のものにおけるタイプ2のものに係る加算料を除きます。）」に改めます。

5 東経企営第07-174号（平成20年1月31日）の附則第6項及び第9項（経過措置）中「その解除又は解除の通知があったメニューと同一のメニューに係るIP通信網契約」を「メニュー5に係るIP通信網契約」に改めます。

附 則（平成20年3月26日東経企営第07-209号）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成20年4月1日から実施します。

（サービスの終了）

2 当社は、この改正規定実施の日において、改正前の規定により提供しているセキュリティファイル供給サービス（フレッツ・セーフティ）を終了することとします。

(経過措置)

- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービス及びIP通信網サービスに関する附帯サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 4 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により次の表の左欄の端末設備を提供されている契約者回線等は、この改正規定実施の日において、同表の右欄の端末設備を提供されている契約者回線等とみなして取り扱います。

IP電話機能付ルータ機能付セキュリティファイル供給サービス対応装置 (IP電話対応セキュリティルータ)	ルータ機能付IP電話対応装置(IP電話ルータ)
無線LAN対応型ルータ機能・IP電話機能付ルータ機能付セキュリティファイル供給サービス対応装置(IP電話対応セキュリティルータ無線LANセット)	無線LAN対応型ルータ機能付IP電話対応装置(IP電話ルータ無線LANセット)

(その他)

- 5 東経企営第06-224号(平成19年3月8日)の附則第3項を次のとおり改正します。
「この改正規定の実施の際現に、改正前の規定により提供している回線接続装置(当社が別に定めるものに限り、)に関する料金その他の提供条件については、なお従前のとおりとします。」
- 6 東経企営第06-224号(平成19年3月8日)の附則第4項を削除します。

附 則(平成20年4月3日東経企営第08-1号)

この改正規定は、平成20年4月4日から実施します。

附 則(平成20年4月7日東経企営第08-5号)

(実施期日)

第1条 この改正規定は、平成20年4月8日から実施します。

(経過措置)

- 第2条 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 第3条 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により次の表の左欄の端末設備を提供されている契約者回線は、この改正規定実施の日において、同表の右欄の端末設備を提供されている契約者回線とみなして取り扱います。

メニュー5の映像信号復号化装置	メニュー5の映像信号復号化装置における型のもの
-----------------	-------------------------

附 則(平成20年5月30日東経企営第08-44号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成20年6月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 平成20年6月1日から平成20年9月30日までの間にメニュー4(1Mb/sの品目のもの以外のものであって利用回線型サービスに係るものに限り、)以下この項において「割引対象サービス」といいます。)に係るIP通信網契約(そのIP通信網サービスの提供開始と同時に料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用を受けるものを除きます。)の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成20年12月31日までに当社がそのIP通信網サービスの提供を開始した

場合は、その I P 通信網契約に係る利用料金について、サービスの提供を開始した日から起算して 1 か月間（割引対象サービス以外の品目等への変更又は料金表第 1 表第 1 類第 1 の 1(9)に規定する学校に限定した割引の適用の開始があった場合については、サービスの提供を開始した日からその適用の開始があった日の前日までの間）の利用料、屋内配線利用料及び機器利用料（変復調装置、帯域分離多重装置又は変復調機能・ルータ機能付 I P 電話対応装置に係るものに限ります。）については、料金表第 1 表第 1 類第 1 の 2 - 4 に規定する額に代えて、それぞれ 0 円を適用します。

4 その I P 通信網契約が前項の適用を受けている期間は、料金表第 1 表第 1 類第 1 の 1(8)の規定にかかわらず、優先接続のうち電話会社固定に係る利用料金の割引については適用しません。

5 平成20年 6 月 1 日から平成20年 9 月30日（提供の形態による細目が 型のものにおけるタイプ 2 のものについては平成20年 6 月30日）までの間にメニュー 5（メニュー 5 - 1 の100Mb/sの品目のものにおけるプラン 3 - 1 に係るもの又はメニュー 5 - 2 のものに限ります。以下この項及び第 6 項において「割引対象サービス」といいます。）に係る I P 通信網契約（その I P 通信網サービスの提供開始と同時に料金表第 1 表第 1 類第 1 の 1(9)に規定する学校に限定した割引の適用を受けるものを除きます。）の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成20年12月31日（メニュー 5 - 2 のものについては平成21年 3 月31日）までに当社がその I P 通信網サービスの提供を開始した場合は、その I P 通信網契約に係る利用料金について、サービスの提供を開始した日から起算して 2 か月間（その I P 通信網契約の申込みの方法が当社が別に定める方法による場合については 4 か月間）の利用料（提供の形態による細目が 型のものにおけるタイプ 2 のものに係る加算料を除きます。）、屋内配線設備の部分の加算額、回線終端装置利用料及び機器利用料（配線設備多重装置に係るものに限ります。）については、料金表第 1 表第 1 類第 1 の 2 - 5 に規定する額に代えて、それぞれ 0 円を適用します。

ただし、その I P 通信網サービスについて、割引対象サービス以外の品目等への変更又は料金表第 1 表第 1 類第 1 の 1(9)に規定する学校に限定した割引の適用の開始があった場合については、その変更等があった日以降の期間についてはこの料金額の適用を行いません。

6 前項の場合において、当社がその I P 通信網サービスの提供を開始した日までに、割引対象サービスに係る I P 通信網契約の申込みを行った者から、前項に規定する料金額の適用を受けている期間（以下この項において「割引対象期間」といいます。）内にその I P 通信網契約を解除する旨の通知があった場合は、この附則の第 5 項の規定を適用しません。

ただし、割引対象期間内にその I P 通信網契約の解除が行われなかった場合は、この限りではありません。この場合、既にその料金が支払われているときは、当社は、その料金を返還します。

7 当社は、東経企営第04-150号（平成16年 9 月30日）の附則第 6 項、東経企営第04-262号（平成16年12月27日）の附則第 6 項、東経企営第05-26号（平成17年 4 月28日）の附則第 7 項、東経企営第05-113号（平成17年 7 月29日）の附則第 6 項、東経企営第05-150号（平成17年 9 月29日）の附則第 6 項、東経企営第05-203号（平成17年12月27日）の附則第 6 項、東経企営第06-24号（平成18年 4 月27日）の附則第 6 項、東経企営第06-97号（平成18年 7 月31日）の附則第 6 項、東経企営第06-149号（平成18年10月31日）の附則第 6 項、東経企営第06-202号（平成19年 1 月31日）の附則第 6 項、東経企営第07-15号（平成19年 4 月27日）の附則第 5 項、東経企営第07-74号（平成19年 7 月27日）の附則第 5 項、東経企営第07-132号（平成19年10月31日）の附則第 5 項、東経企営第07-146号（平成19年11月30日）の附則第 3 項、東経企営第07-174号（平成20年 1 月31日）の附則第 5 項、東経企営第08-78号（平成20年 6 月30日）の附則第 3 項又はこの附則の第 5 項の規定の適用を受けた者が、そのメニュー 5 に係る I P 通信網契約の解除

又は解除の通知があった後に、メニュー 5 に係る I P 通信網契約の申込みを平成20年 6 月 1 日から平成20年 9 月30日（提供の形態による細目が 型のものにおけるタイプ 2 のものについては平成20年 6 月30日）までの間に行ったと当社が認める場合（その申込みに係る契約者回線の終端の場所がその解除等に係る契約者回線の終端の場所と同一となる場合とします。）は、この附則の第 5 項の規定を適用しません。

- 8 平成20年 6 月 1 日から平成20年 9 月30日（提供の形態による細目が 型のものにおけるタイプ 2 のものへの変更の場合については平成20年 6 月30日）までの間にメニュー 5 - 1 の10Mb/sの品目のもの又は100Mb/sの品目のものにおけるプラン 3 - 2 に係る I P 通信網契約者から、その I P 通信網サービスについて、メニュー 5 - 1 の100Mb/sの品目のものにおけるプラン 3 - 1 に係る I P 通信網サービス(その I P 通信網サービスの品目等の変更と同時に料金表第 1 表第 1 類第 1 の 1 (9)に規定する学校に限定した割引の適用を受けるものを除きます。)への品目等の変更の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成20年12月31日までにその変更があった場合（品目等の変更があった日からその日を含む料金月の最終日までの間に、メニュー 5 - 1 の100Mb/sの品目のものにおけるプラン 3 - 1 以外の品目等への変更又は料金表第 1 表第 1 類第 1 の 1 (9)に規定する学校に限定した割引の適用の開始があった場合を除きます。）は、その I P 通信網契約に係る利用料金について、品目等の変更があった日を含む料金月の翌料金月からの 3 料金月(メニュー 5 - 1 の100Mb/sの品目のものにおけるプラン 3 - 1 以外の品目等への変更又は料金表第 1 表第 1 類第 1 の 1 (9)に規定する学校に限定した割引の適用の開始があった場合は、その変更等があった日の前日までの間)の利用料（提供の形態による細目が 型のものにおけるタイプ 2 のものに係る加算料を除きます。） 屋内配線設備の部分の加算額及び回線終端装置利用料について、料金表第 1 表第 1 類第 1 の 2 - 5 に規定する額に代えて、それぞれ 0 円を適用します。

ただし、その I P 通信網サービスが東経企営第05-203号（平成17年12月27日）の附則第 6 項、東経企営第06-24号（平成18年 4 月27日）の附則第 6 項、東経企営第06-97号（平成18年 7 月31日）の附則第 6 項又は東経企営第06-149号（平成18年10月31日）の附則第 6 項の適用を受けている場合については、この料金額の適用を行いません。

- 9 平成20年 6 月 1 日から平成20年 9 月30日までの間にメニュー 5 に係る I P 通信網契約（その I P 通信網サービスの提供開始と同時に料金表第 1 表第 1 類第 1 の 1 (9)に規定する学校に限定した割引の適用を受けるものを除きます。）の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成20年12月31日（メニュー 5 - 1 における品目が100Mb/sのものであってサービスクラスによる細目がクラス 1 のもの及びメニュー 5 - 2 のものについては平成21年 3 月31日）までに当社がその I P 通信網サービスの提供を開始したときは、その契約者回線の設置に係る基本工事費（基本額の部分に限ります。）及び交換機等工事費について、料金表第 2 表第 2 の 2 - 5 に規定する額に代えて、それぞれ 0 円を適用します。

- 10 前項の場合において、当社がその I P 通信網サービスの提供を開始した日までに、メニュー 5 に係る I P 通信網契約の申込みを行った者から、その I P 通信網サービスの提供を開始した日から起算して 2 か月（その I P 通信網契約の申込みの方法が当社が別に定める方法による場合については 4 か月）以内にその I P 通信網契約を解除する旨の通知があった場合は、この附則の第 9 項の規定を適用しません。

ただし、その I P 通信網サービスの提供を開始した日から起算して 2 か月（その I P 通信網契約の申込みの方法が当社が別に定める方法による場合については 4 か月）以内にその I P 通信網契約の解除が行われなかった場合は、この限りではありません。この場合、既にその工事費が支払われているときは、当社は、その工事費を返還します。

- 11 当社は、東経企営第05-203号（平成17年12月27日）の附則第 8 項、東経企営第06-24号（平成18年 4 月27日）の附則第 8 項、東経企営第06-97号（平成18年 7 月31日）の附

則第 8 項、東経企営第06-149号(平成18年10月31日)の附則第 8 項、東経企営第06-202号(平成19年 1 月31日)の附則第 8 項、東経企営第07-15号(平成19年 4 月27日)の附則第 7 項、東経企営第07-74号(平成19年 7 月27日)の附則第 8 項、東経企営第07-132号(平成19年10月31日)の附則第 8 項、東経企営第07-174号(平成20年 1 月31日)の附則第 8 項又はこの附則の第 9 項の規定の適用を受けた者が、そのメニュー 5 に係る I P 通信網契約の解除又は解除の通知があった後に、メニュー 5 に係る I P 通信網契約の申込みを平成20年 6 月 1 日から平成20年 9 月30日までの間に行ったと当社が認める場合(その申込みに係る契約者回線の終端の場所がその解除等に係る契約者回線の終端の場所と同一となる場合とします。)は、この附則の第 9 項の規定を適用しません。

- 12 平成20年 6 月 1 日から平成20年 9 月30日までの間にメニュー 5 (メニュー 5 - 1 の 100Mb/sの品目のものにおけるプラン 3 - 1 に係るもの又はメニュー 5 - 2 のもの)に限ります。以下この項において「割引対象サービス」といいます。)に係る I P 通信網契約者からその契約者回線(料金表第 1 表第 1 類第 1 の 1(9)に規定する学校に限定した割引の適用を受けている契約者回線を除きます。)又は当社が提供する端末設備(配線設備多重装置に限ります。以下この項において同じとします。)の移転の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成20年12月31日(メニュー 5 - 2 に係るもの(その移転の工事と同時にメニュー 5 - 1 の100Mb/sの品目のものにおけるプラン 3 - 1 に係るものへの変更があるものを除きます。))については平成21年 3 月31日)までに当社がその契約者回線又は当社が提供する端末設備の移転の工事を行ったとき(その工事と同時に割引対象サービス以外の品目等への変更があったときを除きます。)は、その契約者回線又は当社が提供する端末設備の移転に係る基本工事費(基本額の部分に限ります。)及び交換機等工事費について、料金表第 2 表第 2 の 2 - 5 に規定する額に代えて、それぞれ 0 円を適用します。
- 13 平成20年 6 月 1 日から平成20年 9 月30日までの間にメニュー 7 に係る I P 通信網契約の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成20年10月13日までに当社がその I P 通信網サービスの提供を開始した場合は、その I P 通信網契約に係る利用料金について、サービスの提供を開始した日から起算して 3 か月間の利用料金については料金表第 1 表第 1 類第 1 の 2 - 7 に規定する額に代えて 0 円を、その I P 通信網サービスの提供の開始に係る基本工事費及び交換機等工事費について、料金表第 2 表第 2 の 2 - 7 に規定する額に代えてそれぞれ 0 円を適用します。
- 14 平成20年 6 月 1 日から平成20年 9 月30日までの間に I P 通信網契約者から無線アクセス機能の利用の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成20年10月13日までに当社がその無線アクセス機能の提供を開始した場合又は平成20年 6 月 1 日から平成20年 9 月30日までの間に I P 通信網契約(メニュー 1、メニュー 4 又はメニュー 5 に係るもの)に限ります。以下この項において「主契約」といいます。)の申込みと同時に I P 通信網契約者から無線アクセス機能の利用の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であってその主契約に係る I P 通信網サービス(平成20年10月14日以降の日に提供の開始があったもの)に限ります。)の提供の開始の日から起算して14日以内に無線アクセス機能の提供を開始した場合は、その無線アクセス機能に係る利用料金(1の I P 通信網契約につき、当社が利用可能とした 2 までの無線契約者識別符号に係る付加機能利用料に限ります。)について、サービスの提供を開始した日から起算して 3 か月間の利用料金については料金表第 1 表第 1 類第 1 の 2 - 9 に規定する額に代えて 0 円を、その無線アクセス機能の利用の開始に係る基本工事費及び交換機等工事費(1の I P 通信網契約につき、当社が利用可能とした 2 までの無線契約者識別符号に係る基本工事費及び交換機等工事費に限ります。)について、料金表第 2 表第 2 の 2 - 1、2 - 4 又は 2 - 5 に規定する額に代えてそれぞれ 0 円を適用します。
- 15 当社は、東経企営第06-24号(平成18年 4 月27日)の附則第13項、東経企営第06-97号(平成18年 7 月31日)の附則第13項、東経企営第06-149号(平成18年10月31日)の附則第13項、東経企営第06-202号(平成19年 1 月31日)の附則第13項、東経企営第07-15

号（平成19年4月27日）の附則第12項、東経企営第07-74号（平成19年7月27日）の附則第15項、東経企営第07-132号（平成19年10月31日）の附則第15項、東経企営第07-174号（平成20年1月31日）の附則第15項又はこの附則の第14項の規定の適用を受けたIP通信網契約者が、平成20年6月1日から平成20年9月30日までの間にその契約者回線等について無線アクセス機能の利用の請求を行い、当社がその請求を承諾した場合であって、平成20年10月13日までに当社がその無線アクセス機能の提供を開始した場合は、その無線アクセス機能に係る利用料金並びにその無線アクセス機能の利用の開始に係る基本工事費及び交換機等工事費について、この附則の第14項の規定を適用しません。

附 則（平成20年6月19日東経企営第08 - 61号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成20年6月23日から実施します。

（経過措置）

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により次の表の左欄のサービスを提供されている契約者回線は、この改正規定実施の日において、同表の右欄のサービスを提供されている契約者回線とみなして取り扱います。

メニュー5 - 2の100Mb/sの品目のものにおける提供の形態による細目が型のものであってプラン・ミニのものに係るIP通信網サービス	メニュー5 - 2の100Mb/sの品目のものにおける提供の形態による細目が型のものであってプラン・ミニのものにおける契約者回線の態様による細目がグレード2のものに係るIP通信網サービス
メニュー5 - 2の100Mb/sの品目のものにおける提供の形態による細目が型のものであってプラン・ミニのものに係るIP通信網サービス	メニュー5 - 2の100Mb/sの品目のものにおける提供の形態による細目が型のものであってプラン・ミニのものにおける契約者回線の態様による細目がグレード1 - 2のものに係るIP通信網サービス

（その他）

- 4 東経企営第07-74号（平成19年7月27日）の附則第5項（経過措置）中「割引対象サービス若しくはメニュー5 - 2の100Mb/sの品目のものにおけるタイプ2」を「割引対象サービス（メニュー5 - 2の100Mb/sの品目のものにおけるプラン・ミニのものであって契約者回線の態様による細目がグレード1 - 1のものを除きます。）若しくはメニュー5 - 2の100Mb/sの品目のものにおけるタイプ2（プラン・ミニのものにおける契約者回線の態様による細目がグレード1 - 1のものを除きます。）」に改めます。
- 5 東経企営第07-132号（平成19年10月31日）の附則第5項（経過措置）中「割引対象サービス若しくはメニュー5 - 2の100Mb/sの品目のものにおけるタイプ2」を「割引対象サービス（メニュー5 - 2の100Mb/sの品目のものにおけるプラン・ミニのものであって契約者回線の態様による細目がグレード1 - 1のものを除きます。）若しくはメニュー5 - 2の100Mb/sの品目のものにおけるタイプ2（プラン・ミニのものにおける契約者回線の態様による細目がグレード1 - 1のものを除きます。）」に改めます。
- 6 東経企営第07-132号（平成19年10月31日）の附則第10項（経過措置）中「割引対象サービス又はメニュー5 - 2の100Mb/sの品目のものにおけるタイプ2」を「割引対象サービス（メニュー5 - 2の100Mb/sの品目のものにおけるプラン・ミニのものであって契約者回線の態様による細目がグレード1 - 1のものを除きます。）又はメニュー5 - 2の100Mb/sの品目のものにおけるタイプ2（プラン・ミニのものにおける契約者回

線の態様による細目がグレード 1 - 1 のものを除きます。)」に改めます。

7 東経企営第07-146号(平成19年11月30日)の附則第3項及び第5項(経過措置)中「メニュー5 - 2のもの」を「メニュー5 - 2のもの(100Mb/sの品目のものにおけるプラン・ミニのものであって契約者回線の態様による細目がグレード 1 - 1 のものを除きます。)」に改めます。

8 東経企営第07-174号(平成20年1月31日)の附則第5項及び第10項(経過措置)中「割引対象サービス以外」を「割引対象サービス(メニュー5 - 2の100Mb/sの品目のものにおけるプラン・ミニのものであって契約者回線の態様による細目がグレード 1 - 1 のものを除きます。)以外」に改めます。

附 則(平成20年6月20日東経企営第08 - 67号)

(実施期日)

第1条 この改正規定は、平成20年6月24日から実施します。

(経過措置)

第2条 当社は、この約款の規定にかかわらず、平成22年3月31日までの間で当社が別に定める日までの間、IP通信網契約者(当社が別に定める契約者回線に係る者に限ります。)からの請求により、ルータ機能付回線接続装置を提供することとし、その料金額は0円とします。

2 当社は、ルータ機能付回線接続装置が提供されている契約者回線が当社が別に定める契約者回線以外のものとなったときは、そのルータ機能付回線接続装置を廃止します。

3 ルータ機能付回線接続装置の提供に関するその他の取扱いについては、この約款の規定によります。

附 則(平成20年6月30日東経企営第08 - 78号)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成20年7月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

3 平成20年7月1日から平成20年9月30日までの間にメニュー5(メニュー5 - 1の100Mb/sの品目のものにおけるプラン3 - 1に係るものであって提供の形態による細目が 型のものにおけるタイプ2のもの又はメニュー5 - 2のものであって提供の形態による細目が 型のものにおけるタイプ2のものに限り、以下この項及び第4項において同じとします。)に係るIP通信網契約の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成20年12月31日(メニュー5 - 2のものについては平成21年3月31日)までに当社がそのIP通信網サービスの提供を開始した場合は、そのIP通信網契約に係る利用料金について、サービスの提供を開始した日から起算して2か月間(そのIP通信網契約の申込みの方法が当社が別に定める方法による場合については4か月間)の利用料(タイプ2のものに係る加算料を除きます。)屋内配線設備の部分の加算額、回線終端装置利用料及び機器利用料(配線設備多重装置に係るものに限り、)については、料金表第1表第1類第1の2 - 5に規定する額に代えて、それぞれ0円を適用します。

ただし、そのIP通信網サービスについて、割引対象サービス(メニュー5 - 1の100Mb/sの品目のものにおけるプラン3 - 1に係るもの又はメニュー5 - 2のものをいいます。)以外の品目等への変更又は料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用の開始があった場合については、その変更等があった日以降の期間についてはこの料金額の適用を行いません。

4 前項の場合において、当社がそのIP通信網サービスの提供を開始した日までに、メニュー5に係るIP通信網契約の申込みを行った者から、前項に規定する料金額の適用を受けている期間(以下この項において「割引対象期間」といいます。)内にその

I P 通信網契約を解除する旨の通知があった場合は、この附則の第 3 項の規定を適用しません。

ただし、割引対象期間内にその I P 通信網契約の解除が行われなかった場合は、この限りではありません。この場合、既にその料金が支払われているときは、当社は、その料金を返還します。

- 5 当社は、東経企営第04-150号(平成16年9月30日)の附則第6項、東経企営第04-262号(平成16年12月27日)の附則第6項、東経企営第05-26号(平成17年4月28日)の附則第7項、東経企営第05-113号(平成17年7月29日)の附則第6項、東経企営第05-150号(平成17年9月29日)の附則第6項、東経企営第05-203号(平成17年12月27日)の附則第6項、東経企営第06-24号(平成18年4月27日)の附則第6項、東経企営第06-97号(平成18年7月31日)の附則第6項、東経企営第06-149号(平成18年10月31日)の附則第6項、東経企営第06-202号(平成19年1月31日)の附則第6項、東経企営第07-15号(平成19年4月27日)の附則第5項、東経企営第07-74号(平成19年7月27日)の附則第5項、東経企営第07-132号(平成19年10月31日)の附則第5項、東経企営第07-146号(平成19年11月30日)の附則第3項、東経企営第07-174号(平成20年1月31日)の附則第5項、東経企営第08-44号(平成20年5月30日)の附則第5項又はこの附則の第3項の規定の適用を受けた者が、そのメニュー5に係るI P 通信網契約の解除又は解除の通知があった後に、メニュー5に係るI P 通信網契約の申込みを平成20年7月1日から平成20年9月30日までの間に行ったと当社が認める場合(その申込みに係る契約者回線の終端の場所がその解除等に係る契約者回線の終端の場所と同一となる場合とします。)は、この附則の第3項の規定を適用しません。
- 6 平成20年7月1日から平成20年9月30日までの間にメニュー5-1の10Mb/sの品目のもの又は100Mb/sの品目のものにおけるプラン3-2に係るI P 通信網契約者から、そのI P 通信網サービスについて、メニュー5-1の100Mb/sの品目のものにおけるプラン3-1に係るものであって提供の形態による細目が 型のものにおけるタイプ2のものに係るI P 通信網サービスへの品目等の変更の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成20年12月31日までにその変更があった場合(品目等の変更があった日からその日を含む料金月の最終日までの間に、メニュー5-1の100Mb/sの品目のものにおけるプラン3-1以外の品目等への変更又は料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用の開始があった場合を除きます。)は、そのI P 通信網契約に係る利用料金について、品目等の変更があった日を含む料金月の翌料金月からの3料金月(メニュー5-1の100Mb/sの品目のものにおけるプラン3-1以外の品目等への変更又は料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用の開始があった場合は、その変更等があった日の前日までの間)の利用料(タイプ2のものに係る加算料を除きます。) 屋内配線設備の部分の加算額及び回線終端装置利用料について、料金表第1表第1類第1の2-5に規定する額に代えて、それぞれ0円を適用します。

ただし、そのI P 通信網サービスが東経企営第05-203号(平成17年12月27日)の附則第6項、東経企営第06-24号(平成18年4月27日)の附則第6項、東経企営第06-97号(平成18年7月31日)の附則第6項又は東経企営第06-149号(平成18年10月31日)の附則第6項の適用を受けている場合については、この料金額の適用を行いません。(その他)
- 7 東経企営第08-44号(平成20年5月30日)の附則第5項(経過措置)中「平成20年9月30日」を「平成20年9月30日(提供の形態による細目が 型のものにおけるタイプ2のものについては平成20年6月30日)」に改めます。
- 8 東経企営第08-44号(平成20年5月30日)の附則第7項(経過措置)中「東経企営第07-174号(平成20年1月31日)の附則第5項又はこの附則の第5項」を「東経企営第07-174号(平成20年1月31日)の附則第5項、東経企営第08-78号(平成20年6月30日)の附則第3項又はこの附則の第5項」に、「平成20年9月30日」を「平成20年9月

30日（提供の形態による細目が 型のものにおけるタイプ2のものについては平成20年6月30日）」に改めます。

- 9 東経企営第08-44号（平成20年5月30日）の附則第8項（経過措置）中「平成20年9月30日」を「平成20年9月30日（提供の形態による細目が 型のものにおけるタイプ2のものへの変更の場合については平成20年6月30日）」に改めます。

附 則（平成20年7月17日東経企営第08 - 90号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成20年7月23日から実施します。
（経過措置）
2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

- 3 削除

附 則（平成20年7月29日東経企営第08 - 95号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成20年7月30日から実施します。
（経過措置）

- 2 削除

附 則（平成20年8月6日東経企営第08 - 107号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成20年8月18日から実施します。
（経過措置）
2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

- 3 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により次の表の左欄のサービスを提供されている契約者回線は、この改正規定実施の日において、同表の右欄のサービスを提供されている契約者回線とみなして取り扱います。

メニュー2 - 2の100Mb/sの品目のものに係るIP通信網サービス	メニュー2 - 2の100Mb/sの品目のものにおける通信が可能な契約者回線等による細目がグレード1のものに係るIP通信網サービス
メニュー2 - 2の1Gb/sの品目のものに係るIP通信網サービス	メニュー2 - 2の1Gb/sの品目のものにおける通信が可能な契約者回線等による細目がグレード1のものに係るIP通信網サービス

（その他）

- 4 東経企営第04 - 92号（平成16年7月29日）の附則第7項（経過措置）、東経企営第04 - 150号（平成16年9月30日）の附則第8項（経過措置）、東経企営第04 - 217号（平成16年11月29日）の附則第3項（経過措置）、東経企営第04 - 262号（平成16年12月27日）の附則第8項（経過措置）、東経企営第05 - 26号（平成17年4月28日）の附則第10項（経過措置）、東経企営第05 - 113号（平成17年7月29日）の附則第9項（経過措置）、東経企営第05 - 150号（平成17年9月29日）の附則第9項（経過措置）、東経企営第05 - 203号（平成17年12月27日）の附則第10項（経過措置）、東経企営第06 - 24号（平成18年4月27日）の附則第10項及び第13項（経過措置）、東経企営第06 - 97号（平成18年7月31日）の附則第10項及び第13項（経過措置）、東経企営第06 - 149号（平成18年10月31日）の附則第10項及び第13項（経過措置）、東経企営第06 - 202号（平成19年1月31日）の附則第10項及び第13項（経過措置）、東経企営第07 - 15号（平成19年4月27日）の附則第9項及び第12項（経過措置）、東経企営第07 - 74号（平成19年7月27日）の附則第12

項及び第15項（経過措置）東経企管第07 - 132号（平成19年10月31日）の附則第12項及び第15項（経過措置）東経企管第07 - 174号（平成20年1月31日）の附則第12項及び第15項（経過措置）東経企管第07 - 211号（平成20年3月28日）の附則第4条第6項（経過措置）並びに東経企管第08 - 44号（平成20年5月30日）の附則第14項（経過措置）中「2 - 8」を「2 - 9」に改めます。

附 則（平成20年8月6日東経企管第08 - 108号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成20年9月18日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により次の表の左欄のサービスを提供されている契約者回線等は、この改正規定実施の日において、同表の右欄のサービスを提供されている契約者回線等とみなして取り扱います。

メニュー 8 に係る I P 通信網サービス	メニュー 8 に係る I P 通信網サービス その V P N グループ に属する利用回線 の数の上限が 30 のもの（プラン 30）
------------------------	---

附 則（平成20年9月29日東経企管第08 - 137号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成20年10月1日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 平成20年10月1日から平成21年1月31日までの間にメニュー 4（1 Mb/sの品目のもの以外のものであって利用回線型サービスに係るものに限り、以下この項において「割引対象サービス」といいます。）に係る I P 通信網契約（その I P 通信網サービスの提供開始と同時に料金表第 1 表第 1 類第 1 の 1 (9) に規定する学校に限定した割引の適用を受けるものを除きます。）の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成21年4月30日までに当社がその I P 通信網サービスの提供を開始した場合は、その I P 通信網契約に係る利用料金について、サービスの提供を開始した日から起算して1か月間（割引対象サービス以外の品目等への変更又は料金表第 1 表第 1 類第 1 の 1 (9) に規定する学校に限定した割引の適用の開始があった場合については、サービスの提供を開始した日からその適用の開始があった日の前日までの間）の利用料、屋内配線利用料及び機器利用料（変復調装置、帯域分離多重装置又は変復調機能・ルータ機能付 I P 電話対応装置に係るものに限り、）については、料金表第 1 表第 1 類第 1 の 2 - 4 に規定する額に代えて、それぞれ 0 円を適用します。
- 4 その I P 通信網契約が前項の適用を受けている期間は、料金表第 1 表第 1 類第 1 の 1 (8) の規定にかかわらず、優先接続のうち電話会社固定に係る利用料金の割引については適用しません。
- 5 当社は、契約の申込者から、申出があったときは、次のとおり規定する選択制による基本工事費等の割引を適用します。
 - (1) 定義等
 - ア 「基本工事費等の割引」とは、メニュー 5 に係る I P 通信網契約の申込者の選択により、その契約者回線の設置に係る基本工事費（基本額の部分に限り、）及び交換機等工事費について、料金表第 2 表第 2 の 2 - 5 に規定する額に代えて、それぞれ 0 円を適用することをいいます。
 - イ 契約の申込者は、当社がその I P 通信網サービスの提供を開始する日までに、アに規定する基本工事費等の割引を選択する申出を行っていただきます。

ウ この割引の適用を受ける I P 通信網契約に係る契約者回線は、平成21年 4 月30 日(メニュー 5 - 1 における品目が100Mb/sのものであってサービスクラスによる細目がクラス 1 のもの及びメニュー 5 - 2 のものについては平成21年 7 月31日)までに当社がその提供を開始したものに限ります。

(2) 承諾

当社は、この割引を選択する申出があったときは、その申出のあった I P 通信網契約が次の各号に該当するものである場合に限り、これを承諾します。

ア その I P 通信網サービスの提供開始と同時に料金表第 1 表第 1 類第 1 の 1(9)に規定する学校に限定した割引の適用を受けないもの

イ 平成20年10月 1 日から平成21年 1 月31日までの間に申込みがあったもの

(3) 割引の適用

ア I P 通信網契約者は、この割引の適用を受けている I P 通信網契約について、その I P 通信網サービスの提供を開始した日から起算して 6 か月以内にその I P 通信網契約の解除があった場合は、10,000円(税込価格 10,500円)を一括して当社が定める期日までに支払っていただきます。

イ アの場合において、次のいずれかに該当する場合には、アの規定を適用しません。

(ア) I P 通信網契約者から、メニュー 5 に係る I P 通信網サービスの提供区域外に移転する旨の意思表示があり、当社がその移転先でメニュー 5 に係る I P 通信網サービスを提供しないことによりその I P 通信網契約の解除があった場合。

(イ) I P 通信網契約者から、メニュー 5 に係る I P 通信網サービスの提供区域内に移転する旨の請求があり、その I P 通信網サービスを提供することが技術上困難なとき又は保守することが著しく困難である等当社の業務の遂行上支障があることから、当社がその請求を承諾しないことによりその I P 通信網契約の解除があった場合。

(ウ) I P 通信網契約者から、メニュー 5 に係る I P 通信網サービスの提供区域内であって、当社がメニュー 5 - 2 (46Mb/sの品目のものを除きます。以下この項において同じとします。)に係る契約者グループを設定していない構内又は建物内へ移転する旨の意思表示があり、当社がその移転先でメニュー 5 - 2 に係る I P 通信網サービスを提供しないことによりその I P 通信網契約の解除があった場合であって、その I P 通信網契約の解除と同時に、当社に申し出た移転先において新たにメニュー 5 - 2 に係る I P 通信網契約の申込みを行う旨の申出があった場合。

ただし、その I P 通信網契約の解除があった後に当社がメニュー 5 - 2 に係る契約者グループを設定した場合であって、メニュー 5 - 2 に係る I P 通信網契約の申込みが行われず、その I P 通信網サービスの提供が開始されない場合及び当社がメニュー 5 - 2 に係る契約者グループを設定しなかった場合であって、当社がその旨を契約の申込者に通知した際にメニュー 5 - 2 に係る I P 通信網契約の申込みにかわるメニュー 5 - 1 に係る I P 通信網契約の申込みが行われず、その I P 通信網サービスの提供が開始されない場合を除きます。

6 当社は、東経企営第05 - 203号(平成17年12月27日)の附則第 8 項、東経企営第06 - 24号(平成18年 4 月27日)の附則第 8 項、東経企営第06 - 97号(平成18年 7 月31日)の附則第 8 項、東経企営第06 - 149号(平成18年10月31日)の附則第 8 項、東経企営第06 - 202号(平成19年 1 月31日)の附則第 8 項、東経企営第07 - 15号(平成19年 4 月27日)の附則第 7 項、東経企営第07 - 74号(平成19年 7 月27日)の附則第 8 項、東経企営第07 - 132号(平成19年10月31日)の附則第 8 項、東経企営第07 - 174号(平成20年 1 月31日)の附則第 8 項、東経企営第08 - 44号(平成20年 5 月30日)の附則第 9 項又はこの附則の第 5 項の規定の適用を受けた者が、そのメニュー 5 に係る I P 通信網契

約の解除又は解除の通知があった後に、メニュー5に係るIP通信網契約の申込みを平成20年10月1日から平成21年1月31日までの間に行ったと当社が認める場合（その申込みに係る契約者回線の終端の場所がその解除等に係る契約者回線の終端の場所と同一となる場合とします。）は、この附則の第5項の規定を適用しません。

- 7 平成20年10月1日から平成21年1月31日までの間にメニュー5（メニュー5-1の100Mb/sの品目のものにおけるプラン3-1に係るもの又はメニュー5-2のものに限ります。以下この項において「割引対象サービス」といいます。）に係るIP通信網契約（この附則の第5項に規定する選択制による基本工事費等の割引の適用を受けるものに限ります。）の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成21年4月30日（メニュー5-2のものについては平成21年7月31日）までに当社がそのIP通信網サービスの提供を開始した場合は、そのIP通信網契約に係る利用料金について、サービスの提供を開始した日から起算して2か月間（そのIP通信網契約の申込みの方法が当社が別に定める方法による場合については4か月間）の利用料（タイプ2のものに係る加算料を除きます。）屋内配線設備の部分の加算額、回線終端装置利用料及び機器利用料（配線設備多重装置に係るものに限ります。）については、料金表第1表第1類第1の2-5に規定する額に代えて、それぞれ0円を適用します。

ただし、そのIP通信網サービスについて、割引対象サービス及びメニュー5の200Mb/sのもの以外の品目等への変更又は料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用の開始があった場合については、その変更等があった日以降の期間についてはこの料金額の適用を行いません。

- 8 当社は、東経企営第04-150号（平成16年9月30日）の附則第6項、東経企営第04-262号（平成16年12月27日）の附則第6項、東経企営第05-26号（平成17年4月28日）の附則第7項、東経企営第05-113号（平成17年7月29日）の附則第6項、東経企営第05-150号（平成17年9月29日）の附則第6項、東経企営第05-203号（平成17年12月27日）の附則第6項、東経企営第06-24号（平成18年4月27日）の附則第6項、東経企営第06-97号（平成18年7月31日）の附則第6項、東経企営第06-149号（平成18年10月31日）の附則第6項、東経企営第06-202号（平成19年1月31日）の附則第6項、東経企営第07-15号（平成19年4月27日）の附則第5項、東経企営第07-74号（平成19年7月27日）の附則第5項、東経企営第07-132号（平成19年10月31日）の附則第5項、東経企営第07-146号（平成19年11月30日）の附則第3項、東経企営第07-174号（平成20年1月31日）の附則第5項、東経企営第08-44号（平成20年5月30日）の附則第5項、東経企営第08-78号（平成20年6月30日）の附則第3項又はこの附則の第7項の規定の適用を受けた者が、そのメニュー5に係るIP通信網契約の解除又は解除の通知があった後に、メニュー5に係るIP通信網契約の申込みを平成20年10月1日から平成21年1月31日までの間に行ったと当社が認める場合（その申込みに係る契約者回線の終端の場所がその解除等に係る契約者回線の終端の場所と同一となる場合とします。）は、この附則の第7項の規定を適用しません。

- 9 平成20年10月1日から平成21年1月31日までの間にメニュー5-1の10Mb/sの品目のもの又は100Mb/sの品目のものにおけるプラン3-2に係るIP通信網契約者から、そのIP通信網サービスについて、メニュー5-1の100Mb/sの品目のものにおけるプラン3-1に係るIP通信網サービス（そのIP通信網サービスの品目等の変更と同時に料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用を受けるものを除きます。）への品目等の変更の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成21年4月30日までにその変更があった場合（品目等の変更があった日からその日を含む料金月の最終日までの間に、メニュー5-1の100Mb/sの品目のものにおけるプラン3-1以外の品目等への変更又は料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用の開始があった場合を除きます。）は、そのIP通信網契約に係る利用料金について、品目等の変更があった日を含む料金月の翌料金月からの3料金月（メニュー5-1の100Mb/sの品目のものにおけるプラン3-1以外の品目等

への変更又は料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用の開始があった場合は、その変更等があった日の前日までの間の利用料(タイプ2のものに係る加算料を除きます。)、屋内配線設備の部分の加算額及び回線終端装置利用料について、料金表第1表第1類第1の2-5に規定する額に代えて、それぞれ0円を適用します。

ただし、そのIP通信網サービスが東経企営第05-203号(平成17年12月27日)の附則第6項、東経企営第06-24号(平成18年4月27日)の附則第6項、東経企営第06-97号(平成18年7月31日)の附則第6項又は東経企営第06-149号(平成18年10月31日)の附則第6項の適用を受けている場合については、この料金額の適用を行いません。

- 10 平成20年10月1日から平成21年1月31日までの間にメニュー5(メニュー5-1の100Mb/sの品目のものにおけるプラン3-1に係るもの又はメニュー5-2のものに限り、以下この項において「割引対象サービス」といいます。)に係るIP通信網契約者からその契約者回線(料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用を受けている契約者回線を除きます。)又は当社が提供する端末設備(配線設備多重装置に限り、以下この項において同じとします。)の移転の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成21年4月30日(メニュー5-2に係るもの(その移転の工事と同時にメニュー5-1の100Mb/sの品目のものにおけるプラン3-1に係るものへの変更があるものを除きます。))については平成21年7月31日)までに当社がその契約者回線又は当社が提供する端末設備の移転の工事を行ったとき(その工事と同時に割引対象サービス以外の品目等への変更があったときを除きます。)は、その契約者回線又は当社が提供する端末設備の移転に係る基本工事費(基本額の部分に限り、)及び交換機等工事費について、料金表第2表第2の2-5に規定する額に代えて、それぞれ0円を適用します。
- 11 平成20年10月1日から平成21年1月31日までの間にメニュー7に係るIP通信網契約の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成21年2月13日までに当社がそのIP通信網サービスの提供を開始した場合は、そのIP通信網契約に係る利用料金について、サービスの提供を開始した日から起算して3か月間の利用料金については料金表第1表第1類第1の2-7に規定する額に代えて0円を、そのIP通信網サービスの提供の開始に係る基本工事費及び交換機等工事費について、料金表第2表第2の2-7に規定する額に代えてそれぞれ0円を適用します。
- 12 平成20年10月1日から平成21年1月31日までの間にIP通信網契約者から無線アクセス機能の利用の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成21年2月13日までに当社がその無線アクセス機能の提供を開始した場合又は平成20年10月1日から平成21年1月31日までの間にIP通信網契約(メニュー1、メニュー4又はメニュー5に係るものに限り、以下この項において「主契約」といいます。)の申込みと同時にIP通信網契約者から無線アクセス機能の利用の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であってその主契約に係るIP通信網サービス(平成21年2月14日以降の日に提供の開始があったものに限り、)の提供の開始の日から起算して14日以内に無線アクセス機能の提供を開始した場合は、その無線アクセス機能に係る利用料金(1のIP通信網契約につき、当社が利用可能とした2までの無線契約者識別符号に係る付加機能利用料に限り、)について、サービスの提供を開始した日から起算して3か月間の利用料金については料金表第1表第1類第1の2-9に規定する額に代えて0円を、その無線アクセス機能の利用の開始に係る基本工事費及び交換機等工事費(1のIP通信網契約につき、当社が利用可能とした2までの無線契約者識別符号に係る基本工事費及び交換機等工事費に限り、)について、料金表第2表第2の2-1、2-4又は2-5に規定する額に代えてそれぞれ0円を適用します。
- 13 当社は、東経企営第06-24号(平成18年4月27日)の附則第13項、東経企営第06-97号(平成18年7月31日)の附則第13項、東経企営第06-149号(平成18年10月31日)

の附則第13項、東経企営第06 - 202号（平成19年1月31日）の附則第13項、東経企営第07 - 15号（平成19年4月27日）の附則第12項、東経企営第07 - 74号（平成19年7月27日）の附則第15項、東経企営第07 - 132号（平成19年10月31日）の附則第15項、東経企営第07 - 174号（平成20年1月31日）の附則第15項、東経企営第08 - 44号（平成20年5月30日）の附則第14項又はこの附則の第12項の規定の適用を受けたIP通信網契約者が、平成20年10月1日から平成21年1月31日までの間にその契約者回線等について無線アクセス機能の利用の請求を行い、当社がその請求を承諾した場合であって、平成21年2月13日までに当社がその無線アクセス機能の提供を開始した場合は、その無線アクセス機能に係る利用料金並びにその無線アクセス機能の利用の開始に係る基本工事費及び交換機等工事費について、この附則の第12項の規定を適用しません。

附 則（平成20年9月29日東経企営第08 - 138号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成20年10月2日から実施します。

（経過措置）

- 2 当社は、この改正規定にかかわらず、当分の間、メニュー5 - 1の1Gb/sの品目のものについて、帯域確保機能を提供しません。

附 則（平成20年11月18日東経企営第08 - 162号）

この改正規定は、平成20年11月19日から実施します。

附 則（平成20年12月17日東経企営第08 - 173号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成20年12月18日から実施します。

（経過措置）

- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により次の表の左欄の付加機能が提供されている契約者回線等は、この改正規定実施の日において、同表の右欄の付加機能が提供されている契約者回線等とみなして取り扱います。

同時通信可能着信先数追加機能	同時通信可能着信先数追加機能 型のもの
----------------	------------------------

附 則（平成21年1月30日東経企営第08 - 187号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成21年2月1日から実施します。

（経過措置）

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 当社は、契約の申込者から、申出があったときは、次のとおり規定する選択制による基本工事費等の割引を適用します。

(1) 定義等

ア 「基本工事費等の割引」とは、メニュー5に係るIP通信網契約の申込者の選択により、その契約者回線の設置に係る基本工事費（基本額の部分に限ります。）及び交換機等工事費について、料金表第2表第2の2 - 5に規定する額に代えて、それぞれ0円を適用することをいいます。

イ 契約の申込者は、当社がそのIP通信網サービスの提供を開始する日までに、アに規定する基本工事費等の割引を選択する申出を行っていただきます。

ウ この割引の適用を受けるIP通信網契約に係る契約者回線は、平成21年8月31日（メニュー5 - 1における品目が100Mb/sのものであってサービスクラスによる細目がクラス1のもの及びメニュー5 - 2のものについては平成21年11月30日）までに当社がその提供を開始したものに限りま。

(2) 承諾

当社は、この割引を選択する申出があったときは、その申出のあったIP通信網

契約が次の各号に該当するものである場合に限り、これを承諾します。

ア その I P 通信網サービスの提供開始と同時に料金表第 1 表第 1 類第 1 の 1(9)に規定する学校に限定した割引の適用を受けないもの

イ 平成21年 2 月 1 日から平成21年 5 月31日までの間に申込みがあったもの

(3) 割引の適用

ア I P 通信網契約者は、この割引の適用を受けている I P 通信網契約について、その I P 通信網サービスの提供を開始した日から起算して 6 か月以内にその I P 通信網契約の解除があった場合は、10,000円(税込価格 10,500円)を一括して当社が定める期日までに支払っていただきます。

イ アの場合において、次のいずれかに該当する場合には、アの規定を適用しません。

(ア) I P 通信網契約者から、メニュー 5 に係る I P 通信網サービスの提供区域外に移転する旨の意思表示があり、当社がその移転先でメニュー 5 に係る I P 通信網サービスを提供しないことによりその I P 通信網契約の解除があった場合。

(イ) I P 通信網契約者から、メニュー 5 に係る I P 通信網サービスの提供区域内に移転する旨の請求があり、その I P 通信網サービスを提供することが技術上困難なとき又は保守することが著しく困難である等当社の業務の遂行上支障があることから、当社がその請求を承諾しないことによりその I P 通信網契約の解除があった場合。

(ウ) I P 通信網契約者から、メニュー 5 に係る I P 通信網サービスの提供区域内であって、当社がメニュー 5 - 2 (46Mb/sの品目のものを除きます。以下この項において同じとします。)に係る契約者グループを設定していない構内又は建物内へ移転する旨の意思表示があり、当社がその移転先でメニュー 5 - 2 に係る I P 通信網サービスを提供しないことによりその I P 通信網契約の解除があった場合であって、その I P 通信網契約の解除と同時に、当社に申し出た移転先において新たにメニュー 5 - 2 に係る I P 通信網契約の申込みを行う旨の申出があった場合。

ただし、その I P 通信網契約の解除があった後に当社がメニュー 5 - 2 に係る契約者グループを設定した場合であって、メニュー 5 - 2 に係る I P 通信網契約の申込みが行われず、その I P 通信網サービスの提供が開始されない場合及び当社がメニュー 5 - 2 に係る契約者グループを設定しなかった場合であって、当社がその旨を契約の申込者に通知した際にメニュー 5 - 2 に係る I P 通信網契約の申込みにかわるメニュー 5 - 1 に係る I P 通信網契約の申込みが行われず、その I P 通信網サービスの提供が開始されない場合を除きます。

4 当社は、東経企営第05-203号(平成17年12月27日)の附則第 8 項、東経企営第06-24号(平成18年 4 月27日)の附則第 8 項、東経企営第06-97号(平成18年 7 月31日)の附則第 8 項、東経企営第06-149号(平成18年10月31日)の附則第 8 項、東経企営第06-202号(平成19年 1 月31日)の附則第 8 項、東経企営第07-15号(平成19年 4 月27日)の附則第 7 項、東経企営第07-74号(平成19年 7 月27日)の附則第 8 項、東経企営第07-132号(平成19年10月31日)の附則第 8 項、東経企営第07-174号(平成20年 1 月31日)の附則第 8 項、東経企営第08-44号(平成20年 5 月30日)の附則第 9 項、東経企営第08-137号(平成20年 9 月29日)の附則第 5 項又はこの附則の第 3 項の規定の適用を受けた者が、そのメニュー 5 に係る I P 通信網契約の解除又は解除の通知があった後に、メニュー 5 に係る I P 通信網契約の申込みを平成21年 2 月 1 日から平成21年 5 月31日までの間に行ったと当社が認める場合(その申込みに係る契約者回線の終端の場所がその解除等に係る契約者回線の終端の場所と同一となる場合とします。)は、この附則の第 3 項の規定を適用しません。

5 平成21年 2 月 1 日から平成21年 5 月31日までの間にメニュー 5 (メニュー 5 - 1 の

100Mb/sの品目のものにおけるプラン3 - 1に係るもの又はメニュー5 - 2のものに限ります。以下この項において「割引対象サービス」といいます。)に係るIP通信網契約(この附則の第5項に規定する選択制による基本工事費等の割引の適用を受けるものに限ります。)の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成21年8月31日(メニュー5 - 2のものについては平成21年11月30日)までに当社がそのIP通信網サービスの提供を開始した場合は、そのIP通信網契約に係る利用料金について、サービスの提供を開始した日から起算して2か月間(そのIP通信網契約の申込みの方法が当社が別に定める方法による場合については4か月間)の利用料(タイプ2のものに係る加算料を除きます。)屋内配線設備の部分の加算額、回線終端装置利用料及び機器利用料(配線設備多重装置に係るものに限ります。)については、料金表第1表第1類第1の2 - 5に規定する額に代えて、それぞれ0円を適用します。

ただし、そのIP通信網サービスについて、割引対象サービス及びメニュー5の200Mb/sのもの以外の品目等への変更又は料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用の開始があった場合については、その変更等があった日以降の期間についてはこの料金額の適用を行いません。

6 当社は、東経企営第04-150号(平成16年9月30日)の附則第6項、東経企営第04-262号(平成16年12月27日)の附則第6項、東経企営第05-26号(平成17年4月28日)の附則第7項、東経企営第05-113号(平成17年7月29日)の附則第6項、東経企営第05-150号(平成17年9月29日)の附則第6項、東経企営第05-203号(平成17年12月27日)の附則第6項、東経企営第06-24号(平成18年4月27日)の附則第6項、東経企営第06-97号(平成18年7月31日)の附則第6項、東経企営第06-149号(平成18年10月31日)の附則第6項、東経企営第06-202号(平成19年1月31日)の附則第6項、東経企営第07-15号(平成19年4月27日)の附則第5項、東経企営第07-74号(平成19年7月27日)の附則第5項、東経企営第07-132号(平成19年10月31日)の附則第5項、東経企営第07-146号(平成19年11月30日)の附則第3項、東経企営第07-174号(平成20年1月31日)の附則第5項、東経企営第08-44号(平成20年5月30日)の附則第5項、東経企営第08-78号(平成20年6月30日)の附則第3項、東経企営第08-137号(平成20年9月29日)の附則第7項又はこの附則の第5項の規定の適用を受けた者が、そのメニュー5に係るIP通信網契約の解除又は解除の通知があった後に、メニュー5に係るIP通信網契約の申込みを平成21年2月1日から平成21年5月31日までの間に行ったと当社が認める場合(その申込みに係る契約者回線の終端の場所がその解除等に係る契約者回線の終端の場所と同一となる場合とします。)は、この附則の第7項の規定を適用しません。

7 平成21年2月1日から平成21年5月31日までの間にメニュー5 - 1の10Mb/sの品目のもの又は100Mb/sの品目のものにおけるプラン3 - 2に係るIP通信網契約者から、そのIP通信網サービスについて、メニュー5 - 1の100Mb/sの品目のものにおけるプラン3 - 1に係るIP通信網サービス(そのIP通信網サービスの品目等の変更と同時に料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用を受けるものを除きます。)への品目等の変更の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成21年8月31日までにその変更があった場合(品目等の変更があった日からその日を含む料金月の最終日までの間に、メニュー5 - 1の100Mb/sの品目のものにおけるプラン3 - 1及び200Mb/sのもの以外の品目等への変更又は料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用の開始があった場合を除きます。)は、そのIP通信網契約に係る利用料金について、品目等の変更があった日を含む料金月の翌料金月からの3料金月(メニュー5 - 1の100Mb/sの品目のものにおけるプラン3 - 1及び200Mb/sのもの以外の品目等への変更又は料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用の開始があった場合は、その変更等があった日の前日までの間)の利用料(タイプ2のものに係る加算料を除きます。)屋内配線設備の部分の加算額及び回線終端装置利用料について、料金表第1表第1類第1の2 - 5

に規定する額に代えて、それぞれ0円を適用します。

ただし、そのIP通信網サービスが東経企営第05-203号（平成17年12月27日）の附則第6項、東経企営第06-24号（平成18年4月27日）の附則第6項、東経企営第06-97号（平成18年7月31日）の附則第6項又は東経企営第06-149号（平成18年10月31日）の附則第6項の適用を受けている場合については、この料金額の適用を行いません。

- 8 平成21年2月1日から平成21年5月31日までの間にメニュー5（メニュー5-1の100Mb/sの品目のものにおけるプラン3-1に係るもの又はメニュー5-2のものに限り、以下この項において「割引対象サービス」といいます。）に係るIP通信網契約者からその契約者回線（料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用を受けている契約者回線を除きます。）又は当社が提供する端末設備（配線設備多重装置に限り、以下この項において同じとします。）の移転の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成21年8月31日（メニュー5-2に係るもの（その移転の工事と同時にメニュー5-1の100Mb/sの品目のものにおけるプラン3-1に係るものへの変更があるものを除きます。）については平成21年11月30日）までに当社がその契約者回線又は当社が提供する端末設備の移転の工事を行ったとき（その工事と同時に割引対象サービス以外の品目等への変更があったときを除きます。）は、その契約者回線又は当社が提供する端末設備の移転に係る基本工事費（基本額の部分に限り、）及び交換機等工事費について、料金表第2表第2の2-5に規定する額に代えて、それぞれ0円を適用します。

附 則（平成21年1月30日東経企営第08-188号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成21年2月1日から実施します。
（サービスの終了）
- 2 当社は、この改正規定実施の日において、改正前の規定により提供している無線通信認証機能及び無線通信環境提供機能を終了することとします。
（経過措置）
- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
（その他）
- 4 東経企営第08-90号（平成20年7月17日）の附則第3項（経過措置）を次のように改めます。

3 削除

附 則（平成21年1月30日東経企営第08-189号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成21年2月3日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により次の表の左欄の付加機能が提供されている契約者回線等は、この改正規定実施の日において、同表の右欄の付加機能が提供されている契約者回線等とみなして取り扱います。

無線アクセス機能	無線アクセス機能 型のもの
----------	------------------

附 則（平成21年2月3日東経企営第08-192号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成21年2月4日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則（平成21年3月6日東経企営第08-205号）

- (実施期日)
- 1 この改正規定は、平成21年3月10日から実施します。
- (経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 削除
- 附 則 (平成20年11月18日東経企営第08 - 163号)
- (実施期日)
- 1 この改正規定は、平成21年4月1日から実施します。
- (経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 附 則 (平成21年3月27日東経企営第08 - 217号)
- (実施期日)
- 1 この改正規定は、平成21年4月1日から実施します。
- (経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 削除
- 附 則 (平成21年3月31日東経企営第08 - 224号)
- (実施期日)
- 1 この改正規定は、平成21年4月1日から実施します。
- (経過措置)
- 2 東経企営第08-67号(平成20年6月20日)の附則第2条(経過措置)中「平成21年3月31日」を「平成22年3月31日」に改めます。
- 附 則 (平成21年4月17日東経企営第09 - 7号)
- (実施期日)
- 1 この改正規定は、平成21年4月20日から実施します。
- (経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
 - 3 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により次の表の左欄のサービスを提供されている契約者回線は、この改正規定実施の日において、同表の右欄のサービスを提供されている契約者回線とみなして取り扱います。

メニュー2 - 2の10Mb/sの品目のものに係るIP通信網サービス	メニュー2 - 2 - 1の10Mb/sの品目のものに係るIP通信網サービスであってその契約者回線の終端の場所をIP通信網サービス取扱所(その契約者回線の終端に対向する装置が設置されるIP通信網サービス取扱所に限ります。)内とするもの
メニュー2 - 2の100Mb/sの品目のものに係るIP通信網サービス	メニュー2 - 2 - 1の100Mb/sの品目のものに係るIP通信網サービスであってその契約者回線の終端の場所をIP通信網サービス取扱所(その契約者回線の終端に対向する装置が設置されるIP通信網サービス取扱所に限ります。)内とするもの

メニュー 2 - 2 の 1 Gb/s の品目のもの
に係る I P 通信網サービス

メニュー 2 - 2 - 1 の 1 Gb/s の品目のもの
に係る I P 通信網サービス

附 則（平成21年 5 月29日東経企管第09 - 34号）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成21年 6 月 1 日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

3 当社は、契約の申込者から、申出があったときは、次のとおり規定する選択制による基本工事費等の割引を適用します。

(1) 定義等

ア 「基本工事費等の割引」とは、メニュー 5 に係る I P 通信網契約の申込者の選択により、その契約者回線の設置に係る基本工事費（基本額の部分に限ります。）及び交換機等工事費について、料金表第 2 表第 2 の 2 - 5 に規定する額に代えて、それぞれ 0 円を適用することをいいます。

イ 契約の申込者は、当社がその I P 通信網サービスの提供を開始する日までに、アに規定する基本工事費等の割引を選択する申出を行っていただきます。

ウ この割引の適用を受ける I P 通信網契約に係る契約者回線は、平成21年12月31日（メニュー 5 - 1 における品目が100Mb/sのものであってサービスクラスによる細目がクラス 1 のもの及びメニュー 5 - 2 のものについては平成22年 3 月31日）までに当社がその提供を開始したものに限ります。

(2) 承諾当社は、この割引を選択する申出があったときは、その申出のあった I P 通信網契約が次の各号に該当するものである場合に限り、これを承諾します。

ア その I P 通信網サービスの提供開始と同時に料金表第 1 表第 1 類第 1 の 1 (9) に規定する学校に限定した割引の適用を受けないもの

イ 平成21年 6 月 1 日から平成21年 9 月30日までの間に申込みがあったもの

(3) 割引の適用

ア I P 通信網契約者は、この割引の適用を受けている I P 通信網契約について、その I P 通信網サービスの提供を開始した日から起算して12か月以内にその I P 通信網契約の解除があった場合は、10,000円（税込価格 10,500円）を一括して当社が定める期日までに支払っていただきます。

イ アの場合において、次のいずれかに該当する場合には、アの規定を適用しません。

(ア) I P 通信網契約者から、メニュー 5 に係る I P 通信網サービスの提供区域外に移転する旨の意思表示があり、当社がその移転先でメニュー 5 に係る I P 通信網サービスを提供しないことによりその I P 通信網契約の解除があった場合。

(イ) I P 通信網契約者から、メニュー 5 に係る I P 通信網サービスの提供区域内に移転する旨の請求があり、その I P 通信網サービスを提供することが技術上困難なとき又は保守することが著しく困難である等当社の業務の遂行上支障があることから、当社がその請求を承諾しないことによりその I P 通信網契約の解除があった場合。

(ウ) I P 通信網契約者から、メニュー 5 に係る I P 通信網サービスの提供区域内であって、当社がメニュー 5 - 2（46Mb/s の品目のものを除きます。以下この項において同じとします。）に係る契約者グループを設定していない構内又は建物内へ移転する旨の意思表示があり、当社がその移転先でメニュー 5 - 2 に係る I P 通信網サービスを提供しないことによりその I P 通信網契約の解除があった場合であって、その I P 通信網契約の解除と同時に、当社に申し出た移

転先において新たにメニュー５ - ２に係るＩＰ通信網契約の申込みを行う旨の申出があった場合。

ただし、そのＩＰ通信網契約の解除があった後に当社がメニュー５ - ２に係る契約者グループを設定した場合であって、メニュー５ - ２に係るＩＰ通信網契約の申込みが行われず、そのＩＰ通信網サービスの提供が開始されない場合及び当社がメニュー５ - ２に係る契約者グループを設定しなかった場合であって、当社がその旨を契約の申込者に通知した際にメニュー５ - ２に係るＩＰ通信網契約の申込みに代わるメニュー５ - １に係るＩＰ通信網契約の申込みが行われず、そのＩＰ通信網サービスの提供が開始されない場合を除きます。

- ４ 当社は、東経企営第05-203号(平成17年12月27日)の附則第８項、東経企営第06-24号(平成18年4月27日)の附則第８項、東経企営第06-97号(平成18年7月31日)の附則第８項、東経企営第06-149号(平成18年10月31日)の附則第８項、東経企営第06-202号(平成19年1月31日)の附則第８項、東経企営第07-15号(平成19年4月27日)の附則第７項、東経企営第07-74号(平成19年7月27日)の附則第８項、東経企営第07-132号(平成19年10月31日)の附則第８項、東経企営第07-174号(平成20年1月31日)の附則第８項、東経企営第08-44号(平成20年5月30日)の附則第９項、東経企営第08-137(平成20年9月29日)の附則第５項、東経企営第08-187(平成21年1月30日)の附則第３項又はこの附則の第３項の規定の適用を受けた者が、そのメニュー５に係るＩＰ通信網契約の解除又は解除の通知があった後に、メニュー５に係るＩＰ通信網契約の申込みを平成21年6月1日から平成21年9月30日までの間に行ったと当社が認める場合(その申込みに係る契約者回線の終端の場所がその解除等に係る契約者回線の終端の場所と同一となる場合とします。)は、この附則の第３項の規定を適用しません。
- ５ 平成21年6月1日から平成21年9月30日までの間にメニュー５(メニュー５ - １の100Mb/sの品目のものにおけるプラン３ - １に係るもの又はメニュー５ - ２のものに限り、以下この項において「割引対象サービス」といいます。)に係るＩＰ通信網契約(この附則の第３項に規定する選択制による基本工事費等の割引の適用を受けるものに限り、)の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成21年12月31日(メニュー５ - ２のものについては平成22年3月31日)までに当社がそのＩＰ通信網サービスの提供を開始した場合は、そのＩＰ通信網契約に係る利用料金について、サービスの提供を開始した日から起算して２か月間(そのＩＰ通信網契約の申込みの方法が当社が別に定める方法による場合については４か月間)の利用料(タイプ２のものに係る加算料を除きます。)屋内配線設備の部分の加算額、回線終端装置利用料及び機器利用料(配線設備多重装置に係るものに限り、)については、料金表第１表第１類第１の２ - ５に規定する額に代えて、それぞれ０円を適用します。
- ただし、そのＩＰ通信網サービスについて、割引対象サービス及びメニュー５の200Mb/sのもの以外の品目等への変更又は料金表第１表第１類第１の１(9)に規定する学校に限定した割引の適用の開始があった場合については、その変更等があった日以降の期間についてはこの料金額の適用を行いません。
- ６ 当社は、東経企営第04-150号(平成16年9月30日)の附則第６項、東経企営第04-262号(平成16年12月27日)の附則第６項、東経企営第05-26号(平成17年4月28日)の附則第７項、東経企営第05-113号(平成17年7月29日)の附則第６項、東経企営第05-150号(平成17年9月29日)の附則第６項、東経企営第05-203号(平成17年12月27日)の附則第６項、東経企営第06-24号(平成18年4月27日)の附則第６項、東経企営第06-97号(平成18年7月31日)の附則第６項、東経企営第06-149号(平成18年10月31日)の附則第６項、東経企営第06-202号(平成19年1月31日)の附則第６項、東経企営第07-15号(平成19年4月27日)の附則第５項、東経企営第07-74号(平成19年7月27日)の附則第５項、東経企営第07-132号(平成19年10月31日)の附則第５項、東経企営第07-146号(平成19年11月30日)の附則第３項、東経企営第07-174号(平成20年1月31日)の附則第５項、東経企営第08-44号(平成20年5月30日)の附則第５項、東経企営第

08-78号（平成20年6月30日）の附則第3項、東経企営第08-137号（平成20年9月29日）の附則第7項、東経企営第08-187（平成21年1月30日）の附則第5項又はこの附則の第5項の規定の適用を受けた者が、そのメニュー5に係るIP通信網契約の解除又は解除の通知があった後に、メニュー5に係るIP通信網契約の申込みを平成21年6月1日から平成21年9月30日までの間に行ったと当社が認める場合（その申込みに係る契約者回線の終端の場所がその解除等に係る契約者回線の終端の場所と同一となる場合とします。）は、この附則の第7項の規定を適用しません。

- 7 平成21年6月1日から平成21年9月30日までの間にメニュー5-1の100Mb/sの品目のものにおけるプラン3-2に係るIP通信網契約者から、そのIP通信網サービスについて、メニュー5-1の100Mb/sの品目のものにおけるプラン3-1に係るIP通信網サービス（そのIP通信網サービスの品目等の変更と同時に料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用を受けるものを除きます。）への品目等の変更の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成21年12月31日までにその変更があった場合（品目等の変更があった日からその日を含む料金月の最終日までの間に、メニュー5-1の100Mb/sの品目のものにおけるプラン3-1及び200Mb/sのもの以外の品目等への変更又は料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用の開始があった場合を除きます。）は、そのIP通信網契約に係る利用料金について、品目等の変更があった日を含む料金月の翌料金月からの3料金月（メニュー5-1の100Mb/sの品目のものにおけるプラン3-1及び200Mb/sのもの以外の品目等への変更又は料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用の開始があった場合は、その変更等があった日の前日までの間）の利用料（タイプ2のものに係る加算料を除きます。）屋内配線設備の部分の加算額及び回線終端装置利用料について、料金表第1表第1類第1の2-5に規定する額に代えて、それぞれ0円を適用します。

ただし、そのIP通信網サービスが東経企営第05-203号（平成17年12月27日）の附則第6項、東経企営第06-24号（平成18年4月27日）の附則第6項、東経企営第06-97号（平成18年7月31日）の附則第6項又は東経企営第06-149号（平成18年10月31日）の附則第6項の適用を受けている場合については、この料金額の適用を行いません。

- 8 平成21年6月1日から平成21年9月30日までの間にメニュー5（メニュー5-1の100Mb/sの品目のものにおけるプラン3-1に係るもの又はメニュー5-2のものに限り、以下この項において「割引対象サービス」といいます。）に係るIP通信網契約者からその契約者回線（料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用を受けている契約者回線を除きます。）又は当社が提供する端末設備（配線設備多重装置に限り、以下この項において同じとします。）の移転の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成21年12月31日（メニュー5-2に係るもの（その移転の工事と同時にメニュー5-1の100Mb/sの品目のものにおけるプラン3-1に係るものへの変更があるものを除きます。）については平成22年3月31日）までに当社がその契約者回線又は当社が提供する端末設備の移転の工事を行ったとき（その工事と同時に割引対象サービス以外の品目等への変更があったときを除きます。）は、その契約者回線又は当社が提供する端末設備の移転に係る基本工事費（基本額の部分に限り、）及び交換機等工事費について、料金表第2表第2の2-5に規定する額に代えて、それぞれ0円を適用します。

附 則（平成21年5月29日東経企営第09-35号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成21年6月1日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 平成21年6月1日から平成22年6月30日までの間にメニュー5-1の10Mb/sの品目

のものに係る I P 通信網契約者から、その I P 通信網サービスについて、メニュー 5 - 1 のもの又はメニュー 5 - 2 の品目のものに係る I P 通信網サービスへの品目等の変更の請求があり、当社がその請求を承諾した場合は、その I P 通信網契約に係る利用料金について、品目等の変更があった日を含む料金月の翌料金月からの 3 料金月の利用料、屋内配線設備の部分の加算額及び回線終端装置利用料について、料金表第 1 表第 1 類第 1 の 2 - 5 に規定する額に代えて、それぞれ 0 円を適用します。

- 4 平成21年 6 月 1 日から平成22年 6 月30日までの間にメニュー 5 - 1 の10Mb/sの品目のものに係る I P 通信網契約者から、その I P 通信網サービスについて、メニュー 5 - 1 のもの又はメニュー 5 - 2 の品目のものに係る I P 通信網サービスへの品目等の変更の請求があり、当社がその請求を承諾した場合は、その契約者回線の品目若しくは細目(保守の態様による細目を除きます。)の変更、品目等の変更後の契約者回線における発信者番号通知機能の利用開始(その品目等の変更の請求があったときに、その契約者回線において現に閉域グループ内通信機能が利用されていた場合に限ります。)又は品目等の変更後の契約者回線における同時通信可能着信先数追加機能の利用開始(その品目等の変更に伴って同時通信可能着信先数追加機能が解除された場合のものに限ります。)の基本工事費(基本額の部分に限ります。)及び交換機等工事費について、料金表第 2 表第 2 の 2 - 5 に規定する額に代えて、それぞれ 0 円を適用します。
- 5 平成21年 6 月 1 日から平成21年 9 月30日までの間にメニュー 5 - 2 の46Mb/sの品目のものに係る I P 通信網契約者から、その I P 通信網サービスについて、メニュー 5 - 1 の品目のもの又はメニュー 5 - 2 の100Mb/sの品目のものに係る I P 通信網サービスへの品目等の変更の請求があり、当社がその請求を承諾した場合は、その I P 通信網契約に係る利用料金について、品目等の変更があった日を含む料金月の翌料金月からの 3 料金月の利用料、屋内配線設備の部分の加算額及び回線終端装置利用料について、料金表第 1 表第 1 類第 1 の 2 - 5 に規定する額に代えて、それぞれ 0 円を適用します。
- 6 平成21年 6 月 1 日から平成21年 9 月30日までの間にメニュー 5 - 2 の46Mb/sの品目のものに係る I P 通信網契約者から、その I P 通信網サービスについて、メニュー 5 - 1 の品目のもの又はメニュー 5 - 2 の100Mb/sの品目のものに係る I P 通信網サービスへの品目等の変更の請求があり、当社がその請求を承諾した場合は、その契約者回線の品目若しくは細目(保守の態様による細目を除きます。)の変更の基本工事費(基本額の部分に限ります。)及び交換機等工事費について、料金表第 2 表第 2 の 2 - 5 に規定する額に代えて、それぞれ 0 円を適用します。
- 7 平成21年 6 月 1 日から平成21年 9 月30日までの間にメニュー 5 - 2 の46Mb/sの品目のものに係る I P 通信網契約者から、その I P 通信網契約の解除と同時に、新たにメニュー 4 に係る I P 通信網契約(その契約者回線等の終端の場所が解除された I P 通信網契約のものと同じの場合に限ります。)の申込みを行う旨の申出があり、当社がその申込みを承諾した場合は、そのメニュー 4 の品目のものに係る I P 通信網契約に係る利用料金について、サービスの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月からの 3 料金月の利用料、屋内配線利用料及び機器利用料(変復調装置、帯域分離多重装置又は変復調機能・ルータ機能付 I P 電話対応装置に係るものに限ります。)について、料金表第 1 表第 1 類第 1 の 2 - 4 に規定する額に代えて、それぞれ 0 円を適用します。
- 8 平成21年 6 月 1 日から平成21年 9 月30日までの間にメニュー 5 - 2 の46Mb/sの品目のものに係る I P 通信網契約者から、その I P 通信網契約の解除と同時に、新たにメニュー 4 に係る I P 通信網契約(その契約者回線等の終端の場所が解除された I P 通信網契約のものと同じの場合に限ります。)の申込みを行う旨の申出があり、当社がその申込みを承諾した場合は、その契約者回線の設置の基本工事費(基本額の部分に限ります。)交換機等工事費、屋内配線工事費、機器工事費、契約者回線等変更工事費及び回線調整工事費について、料金表第 2 表第 2 の 2 - 4 に規定する額に代えて、そ

れぞれ0円を適用します。この場合、料金表第2表第2の1(7)(割増工事費の適用)を適用しないものとします。

附 則(平成21年9月14日東経企営第09-89号)

この改正規定は、平成21年9月16日から実施します。

附 則(平成21年9月30日東経企営第09-96号)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成21年10月1日から実施します。

(サービスの終了)

2 当社は、この改正規定実施の日において、改正前の規定により提供しているメニュー5-2の46Mb/sの品目のものを終了することとします。

(経過措置)

3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(その他)

4 東企営第02-178号(平成15年3月18日)の附則第3項(経過措置)中「利用料の額については改正前の規定に代えて4,500円を」を「利用料の額については改正前の規定に代えて4,500円を、屋内配線設備の部分の加算額については改正前の規定に代えて200円を」に改めます。

5 東経企営第06-168号(平成18年11月30日)の附則第3項に次のただし書きを加えます。

「ただし、屋内配線設備の部分の加算額については改正前の規定に代えて200円を適用します。」

6 東経企営第08-205号(平成21年3月6日)の附則第3項(経過措置)を次のように改めます。

3 削除

附 則(平成21年9月30日東経企営第09-97号)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成21年10月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

3 当社は、契約の申込者から、申出があったときは、次のとおり規定する選択制による基本工事費等の割引を適用します。

(1) 定義等

ア 「基本工事費等の割引」とは、メニュー5に係るIP通信網契約の申込者の選択により、その契約者回線の設置に係る基本工事費(基本額の部分に限ります。)及び交換機等工事費について、料金表第2表第2の2-5に規定する額に代えて、それぞれ0円を適用することをいいます。

イ 契約の申込者は、当社がそのIP通信網サービスの提供を開始する日までに、アに規定する基本工事費等の割引を選択する申出を行っていただきます。

ウ この割引の適用を受けるIP通信網契約に係る契約者回線は、平成22年4月30日(メニュー5-1における品目が100Mb/sのものであってサービスクラスによる細目がクラス1のもの及びメニュー5-2のものについては平成22年7月31日)までに当社がその提供を開始したものに限り、適用されます。

(2) 承諾

当社は、この割引を選択する申出があったときは、その申出のあったIP通信網契約が次の各号に該当するものである場合に限り、これを承諾します。

ア そのIP通信網サービスの提供開始と同時に料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用を受けないもの

イ 平成21年10月1日から平成22年1月31日までの間に申込みがあったもの

(3) 割引の適用

ア IP通信網契約者は、この割引の適用を受けているIP通信網契約について、そのIP通信網サービスの提供を開始した日から起算して12か月以内にそのIP通信網契約の解除があった場合は、10,000円(税込価格 10,500円)(ただし、平成21年10月26日以降の日に申込みがあった場合であって、割引の適用を受ける前の工事費の合計額が2,000円(税込価格 2,100円)である場合については、2,000円(税込価格 2,100円))を一括して当社が定める期日までに支払っていただきます。

イ アの場合において、次のいずれかに該当する場合には、アの規定を適用しません。

(ア) IP通信網契約者から、メニュー5に係るIP通信網サービスの提供区域外に移転する旨の意思表示があり、当社がその移転先でメニュー5に係るIP通信網サービスを提供しないことによりそのIP通信網契約の解除があった場合。

(イ) IP通信網契約者から、メニュー5に係るIP通信網サービスの提供区域内に移転する旨の請求があり、そのIP通信網サービスを提供することが技術上困難なとき又は保守することが著しく困難である等当社の業務の遂行上支障があることから、当社がその請求を承諾しないことによりそのIP通信網契約の解除があった場合。

(ウ) IP通信網契約者から、メニュー5に係るIP通信網サービスの提供区域内であって、当社がメニュー5-2に係る契約者グループを設定していない構内又は建物内へ移転する旨の意思表示があり、当社がその移転先でメニュー5-2に係るIP通信網サービスを提供しないことによりそのIP通信網契約の解除があった場合であって、そのIP通信網契約の解除と同時に、当社に申し出た移転先において新たにメニュー5-2に係るIP通信網契約の申込みを行う旨の申出があった場合。

ただし、そのIP通信網契約の解除があった後に当社がメニュー5-2に係る契約者グループを設定した場合であって、メニュー5-2に係るIP通信網契約の申込みが行われず、そのIP通信網サービスの提供が開始されない場合及び当社がメニュー5-2に係る契約者グループを設定しなかった場合であって、当社がその旨を契約の申込者に通知した際にメニュー5-2に係るIP通信網契約の申込みにかわるメニュー5-1に係るIP通信網契約の申込みが行われず、そのIP通信網サービスの提供が開始されない場合を除きます。

4 当社は、東経企営第05-203号(平成17年12月27日)の附則第8項、東経企営第06-24号(平成18年4月27日)の附則第8項、東経企営第06-97号(平成18年7月31日)の附則第8項、東経企営第06-149号(平成18年10月31日)の附則第8項、東経企営第06-202号(平成19年1月31日)の附則第8項、東経企営第07-15号(平成19年4月27日)の附則第7項、東経企営第07-74号(平成19年7月27日)の附則第8項、東経企営第07-132号(平成19年10月31日)の附則第8項、東経企営第07-174号(平成20年1月31日)の附則第8項、東経企営第08-44号(平成20年5月30日)の附則第9項、東経企営第08-137号(平成20年9月29日)の附則第5項、東経企営第08-187号(平成21年1月30日)の附則第3項、東経企営第09-34号(平成21年5月29日)の附則第3項又はこの附則の第3項の規定の適用を受けた者が、そのメニュー5に係るIP通信網契約の解除又は解除の通知があった後に、メニュー5に係るIP通信網契約の申込みを平成21年10月1日から平成22年1月31日までの間に行ったと当社が認める場合(その申込みに係る契約者回線の終端の場所がその解除等に係る契約者回線の終端の場所と同一となる場合とします。)は、この附則の第3項の規定を適用しません。

5 平成21年10月1日から平成22年1月31日までの間にメニュー5(その終端を東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県又は北海道に係る都道府県の区域内とする契約者回線であ

って、メニュー 5 - 1 の100Mb/sの品目のものにおけるプラン 3 - 1 に係るもの若しくは200Mb/sのもの又はメニュー 5 - 2 のものに限り、以下この項において「割引対象サービス」といいます。)に係る I P 通信網契約(この附則の第 3 項に規定する選択制による基本工事費等の割引の適用を受けるものに限り、)の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成22年 4 月30日(メニュー 5 - 2 のものについては平成22年 7 月31日)までに当社がその I P 通信網サービスの提供を開始した場合は、その I P 通信網契約に係る利用料金について、サービスの提供を開始した日から起算して 2 か月間(その I P 通信網契約の申込みの方法が当社が別に定める方法による場合については 3 か月間)の利用料(タイプ 2 のものに係る加算料を除きます。)屋内配線設備の部分の加算額、回線終端装置利用料及び機器利用料(配線設備多重装置に係るものに限り、)については、料金表第 1 表第 1 類第 1 の 2 - 5 に規定する額に代えて、それぞれ 0 円を適用します。

ただし、その I P 通信網サービスについて、割引対象サービス以外の品目等への変更又は料金表第 1 表第 1 類第 1 の 1 (9)に規定する学校に限定した割引の適用の開始があった場合については、その変更等があった日以降の期間についてはこの料金額の適用を行いません。

- 6 平成21年10月 1 日から平成22年 1 月31日までの間にメニュー 5 (その終端をこの附則第 5 項に規定する都道府県以外の都道府県の区域内とする契約者回線であって、メニュー 5 - 1 の100Mb/sの品目のものにおけるプラン 3 - 1 に係るもの若しくは200Mb/sのもの又はメニュー 5 - 2 のものに限り、以下この項において「割引対象サービス」といいます。)に係る I P 通信網契約(この附則の第 3 項に規定する選択制による基本工事費等の割引の適用を受けるものに限り、)の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成22年 4 月30日(メニュー 5 - 2 のものについては平成22年 7 月31日)までに当社がその I P 通信網サービスの提供を開始した場合は、その I P 通信網契約に係る利用料金について、サービスの提供を開始した日から起算して 1 か月間(その I P 通信網契約の申込みの方法が当社が別に定める方法による場合については 2 か月間)の利用料(タイプ 2 のものに係る加算料を除きます。)屋内配線設備の部分の加算額、回線終端装置利用料及び機器利用料(配線設備多重装置に係るものに限り、)については、料金表第 1 表第 1 類第 1 の 2 - 5 に規定する額に代えて、それぞれ 0 円を適用します。

ただし、その I P 通信網サービスについて、割引対象サービス以外の品目等への変更又は料金表第 1 表第 1 類第 1 の 1 (9)に規定する学校に限定した割引の適用の開始があった場合については、その変更等があった日以降の期間についてはこの料金額の適用を行いません。

- 7 当社は、東経企営第04-150号(平成16年 9 月30日)の附則第 6 項、東経企営第04-262号(平成16年12月27日)の附則第 6 項、東経企営第05-26号(平成17年 4 月28日)の附則第 7 項、東経企営第05-113号(平成17年 7 月29日)の附則第 6 項、東経企営第05-150号(平成17年 9 月29日)の附則第 6 項、東経企営第05-203号(平成17年12月27日)の附則第 6 項、東経企営第06-24号(平成18年 4 月27日)の附則第 6 項、東経企営第06-97号(平成18年 7 月31日)の附則第 6 項、東経企営第06-149号(平成18年10月31日)の附則第 6 項、東経企営第06-202号(平成19年 1 月31日)の附則第 6 項、東経企営第07-15号(平成19年 4 月27日)の附則第 5 項、東経企営第07-74号(平成19年 7 月27日)の附則第 5 項、東経企営第07-132号(平成19年10月31日)の附則第 5 項、東経企営第07-146号(平成19年11月30日)の附則第 3 項、東経企営第07-174号(平成20年 1 月31日)の附則第 5 項、東経企営第08 - 44号(平成20年 5 月30日)の附則第 5 項、東経企営第08-78号(平成20年 6 月30日)の附則第 3 項、東経企営第08-137号(平成20年 9 月29日)の附則第 7 項、東経企営第08-187号(平成21年 1 月30日)の附則第 5 項、東経企営第09-34号(平成21年 5 月29日)の附則第 5 項若しくはこの附則の第 5 項又は第 6 項の規定の適用を受けた者が、そのメニュー 5 に係る I P 通信網契約の解除又は解除

の通知があった後に、メニュー5に係るIP通信網契約の申込みを平成21年10月1日から平成22年1月31日までの間に行くと当社が認める場合（その申込みに係る契約者回線の終端の場所がその解除等に係る契約者回線の終端の場所と同一となる場合とします。）は、この附則の第5項及び第6項の規定を適用しません。

- 8 平成21年10月1日から平成22年1月31日までの間にメニュー5-1の100Mb/sの品目のものにおけるプラン3-2に係るIP通信網契約者から、そのIP通信網サービスについて、メニュー5-1の100Mb/sの品目のものにおけるプラン3-1又は200Mb/sのものに係るIP通信網サービス（そのIP通信網サービスの品目等の変更と同時に料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用を受けるものを除きます。）への品目等の変更の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成22年4月30日までにその変更があった場合（品目等の変更があった日からその日を含む料金月の最終日までの間に、メニュー5-1の100Mb/sの品目のものにおけるプラン3-1又は200Mb/sのもの以外の品目等への変更又は料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用の開始があった場合を除きます。）は、そのIP通信網契約に係る利用料金について、品目等の変更があった日を含む料金月の翌料金月からの3料金月（メニュー5-1の100Mb/sの品目のもの又は200Mb/sのものにおけるプラン3-1以外の品目等への変更又は料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用の開始があった場合は、その変更等があった日の前日までの間）の利用料（タイプ2のものに係る加算料を除きます。）屋内配線設備の部分の加算額及び回線終端装置利用料について、料金表第1表第1類第1の2-5に規定する額に代えて、それぞれ0円を適用します。

ただし、そのIP通信網サービスが東経企管第05-203号（平成17年12月27日）の附則第6項、東経企管第06-24号（平成18年4月27日）の附則第6項、東経企管第06-97号（平成18年7月31日）の附則第6項又は東経企管第06-149号（平成18年10月31日）の附則第6項の適用を受けている場合については、この料金額の適用を行いません。

- 9 平成21年10月1日から平成22年1月31日までの間にメニュー5（メニュー5-1の100Mb/sの品目のものにおけるプラン3-1に係るもの若しくは200Mb/sのもの又はメニュー5-2のものに限り、以下この項において「割引対象サービス」といいます。）に係るIP通信網契約者からその契約者回線（料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用を受けている契約者回線を除きます。）又は当社が提供する端末設備（配線設備多重装置に限り、以下この項において同じとします。）の移転の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成22年4月30日（メニュー5-2に係るもの（その移転の工事と同時にメニュー5-1の100Mb/sの品目のものにおけるプラン3-1に係るもの又は200Mb/sのものへの変更があるものを除きます。）については平成22年7月31日）までに当社がその契約者回線又は当社が提供する端末設備の移転の工事を行ったとき（その工事と同時に割引対象サービス以外の品目等への変更があったときを除きます。）は、その契約者回線又は当社が提供する端末設備の移転に係る基本工事費（基本額の部分に限り、）及び交換機等工事費について、料金表第2表第2の2-5に規定する額に代えて、それぞれ0円を適用します。

- 10 平成21年10月1日から平成22年1月31日までの間にメニュー5-1の100Mb/sの品目のものにおけるプラン3-1のものであって、提供の形態による細目がA型のもの（A型のもの）に係るIP通信網契約者から、そのIP通信網サービスについて、メニュー5-1の200Mb/sのものに係るIP通信網サービス（そのIP通信網サービスの品目等の変更と同時に料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用の開始があった場合を除きます。）への品目等の変更のみの請求（その品目等の変更と同時に工事（交換機等工事のみの場合に限り、）を要する請求がある場合を含み、その品目等の変更と同時にIP通信網サービス契約約款以外の当社が定める契約約款等に規定する工事（音声利用IP通信網サービス契約約款に定める端末設備に係るもの及びIP通信網サービス契約約款以外の当社が定める契約約款等に規定する工事であって、

基本工事費の額が1,000円となる場合を除きます。)を要する請求がある場合を除きます。)があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成22年4月30日までにその品目等の変更のみの工事(その品目等の変更と同時に工事(交換機等工事のみの場合に限ります。)を行う場合を含み、その品目等の変更の工事と同時にI P通信網サービス契約約款以外の当社が定める契約約款等に規定する工事(音声利用I P通信網サービス契約約款に定める端末設備に係るもの及びI P通信網サービス契約約款以外の当社が定める契約約款等に規定する工事であって、基本工事費の額が1,000円となる場合を除きます。)を行うものを除きます。)を行ったときは、その品目等の変更に係る基本工事費(基本額の部分に限ります。)について、料金表第2表第2の2-5に規定する額にかかわらず、1,000円を適用します。

11 平成21年10月1日から平成22年1月31日までの間にメニュー5-2の100Mb/sの品目のものにおける契約者回線の態様による細目がグレード1-1のものであって、提供の形態による細目が型のものに係るI P通信網契約者から、そのI P通信網サービスについて、メニュー5-2の200Mb/sのものに係るI P通信網サービス(そのI P通信網サービスの品目等の変更と同時に料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用の開始があった場合を除きます。)への品目等の変更のみの請求(その品目等の変更と同時に工事(交換機等工事のみの場合に限ります。)を要する請求がある場合を含み、その品目等の変更と同時にI P通信網サービス契約約款以外の当社が定める契約約款等に規定する工事(音声利用I P通信網サービス契約約款に定める端末設備に係るもの及びI P通信網サービス契約約款以外の当社が定める契約約款等に規定する工事であって、基本工事費の額が1,000円となる場合を除きます。)を要する請求がある場合を除きます。)があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成22年7月31日までにその品目等の変更のみの工事(その品目等の変更と同時に工事(交換機等工事のみの場合に限ります。)を行う場合を含み、その品目等の変更の工事と同時にI P通信網サービス契約約款以外の当社が定める契約約款等に規定する工事(音声利用I P通信網サービス契約約款に定める端末設備に係るもの及びI P通信網サービス契約約款以外の当社が定める契約約款等に規定する工事であって、基本工事費の額が1,000円となる場合を除きます。)を行うものを除きます。)を行ったときは、その品目等の変更に係る基本工事費(基本額の部分に限ります。)について、料金表第2表第2の2-5に規定する額にかかわらず、1,000円を適用します。

12 東経企営第08-137号(平成20年9月29日)の附則第7項(経過措置)、東経企営第08-187号(平成21年1月30日)の附則第5項(経過措置)及び東経企営第09-34号(平成21年5月29日)の附則第5項(経過措置)中「割引対象サービス以外」を「割引対象サービス及びメニュー5の200Mb/sのもの以外」に、東経企営第08-187号(平成21年1月30日)の附則第7項(経過措置)及び東経企営第09-34号(平成21年5月29日)の附則第7項(経過措置)中「(メニュー5-1の100Mb/sの品目のものにおけるプラン3-1以外の品目)」を「(メニュー5-1の100Mb/sの品目のものにおけるプラン3-1及び200Mb/sのもの以外の品目)」に、東経企営第09-35号(平成21年5月29日)の附則第3項及び第4項(経過措置)中「メニュー5-1の100Mb/s若しくは1Gb/sの品目のもの」を「メニュー5-1のもの」に改めます。

附 則(平成21年10月23日東経企営第09-105号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成21年10月26日から実施します。
(その他)
- 2 東経企営第08-95号(平成20年7月29日)の附則第2項(経過措置)を次のように改めます。
 - 2 削除
- 3 東経企営第09-97号(平成21年9月30日)の附則第3項中「10,000円(税込価格 10,500円)」を、「10,000円(税込価格 10,500円)(ただし、平成21年10月26日以降の日に申

込みがあった場合であって、割引の適用を受ける前の工事費の合計額が2,000円(税込価格 2,100円)である場合については、2,000円(税込価格 2,100円))に改めます。

附 則(平成21年12月18日東経企管第09 - 131号)

この改正規定は、平成21年12月22日から実施します。

附 則(平成22年 1月27日東経企管第09 - 140号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成22年 2月 1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 当社は、契約の申込者から、申出があったときは、次のとおり規定する選択制による基本工事費等の割引を適用します。

(1) 定義等

ア 「基本工事費等の割引」とは、メニュー 5 に係る I P 通信網契約の申込者の選択により、その契約者回線の設置に係る基本工事費(基本額の部分に限ります。)について、料金表第 2 表第 2 の 2 - 5 に規定する額に代えて、1,000円(税込価格 1,050円)を適用すること又はその契約者回線の設置に係る基本工事費及び交換機等工事費の合計額が2,000円(税込価格 2,100円)である場合に限り、その契約者回線の設置に係る基本工事費及び交換機等工事費について、料金表第 2 表第 2 の 2 - 5 に規定する額に代えて、それぞれ 0 円を適用することをいいます。

イ 契約の申込者は、当社がその I P 通信網サービスの提供を開始する日までに、アに規定する基本工事費等の割引を選択する申出を行っていただきます。

ウ この割引の適用を受ける I P 通信網契約に係る契約者回線は、平成22年 8月31日(メニュー 5 - 1における品目が100Mb/sのものであってサービスクラスによる細目がクラス 1 のもの及びメニュー 5 - 2 のものについては平成22年11月30日)までに当社がその提供を開始したものに限り、

(2) 承諾

当社は、この割引を選択する申出があったときは、その申出のあった I P 通信網契約が次の各号に該当するものである場合に限り、これを承諾します。

ア その I P 通信網サービスの提供開始と同時に料金表第 1 表第 1 類第 1 の 1(9)に規定する学校に限定した割引の適用を受けないもの

イ 平成22年 2月 1日から平成22年 5月31日までの間に申込みがあったもの

(3) 割引の適用

ア I P 通信網契約者は、この割引の適用を受けている I P 通信網契約について、その I P 通信網サービスの提供を開始した日から起算して12か月以内にその I P 通信網契約の解除があった場合は、8,000円(税込価格 8,400円) (割引の適用を受ける前のその契約者回線の設置に係る基本工事費及び交換機等工事費の合計額が2,000円(税込価格 2,100円)である場合については、2,000円(税込価格 2,100円))を一括して当社が定める期日までに支払っていただきます。

イ アの場合において、次のいずれかに該当する場合には、アの規定を適用しません。

(ア) I P 通信網契約者から、メニュー 5 に係る I P 通信網サービスの提供区域外に移転する旨の意思表示があり、当社がその移転先でメニュー 5 に係る I P 通信網サービスを提供しないことによりその I P 通信網契約の解除があった場合。

(イ) I P 通信網契約者から、メニュー 5 に係る I P 通信網サービスの提供区域内に移転する旨の請求があり、その I P 通信網サービスを提供することが技術上困難なとき又は保守することが著しく困難である等当社の業務の遂行上支障があることから、当社がその請求を承諾しないことによりその I P 通信網契約

の解除があった場合。

- (ウ) I P通信網契約者から、メニュー5に係るI P通信網サービスの提供区域内であって、当社がメニュー5-2に係る契約者グループを設定していない構内又は建物内へ移転する旨の意思表示があり、当社がその移転先でメニュー5-2に係るI P通信網サービスを提供しないことによりそのI P通信網契約の解除があった場合であって、そのI P通信網契約の解除と同時に、当社に申し出た移転先において新たにメニュー5-2に係るI P通信網契約の申込みを行う旨の申出があった場合。

ただし、そのI P通信網契約の解除があった後に当社がメニュー5-2に係る契約者グループを設定した場合であって、メニュー5-2に係るI P通信網契約の申込みが行われず、そのI P通信網サービスの提供が開始されない場合及び当社がメニュー5-2に係る契約者グループを設定しなかった場合であって、当社がその旨を契約の申込者に通知した際にメニュー5-2に係るI P通信網契約の申込みにかわるメニュー5-1に係るI P通信網契約の申込みが行われず、そのI P通信網サービスの提供が開始されない場合を除きます。

- 4 当社は、東経企営第05-203号(平成17年12月27日)の附則第8項、東経企営第06-24号(平成18年4月27日)の附則第8項、東経企営第06-97号(平成18年7月31日)の附則第8項、東経企営第06-149号(平成18年10月31日)の附則第8項、東経企営第06-202号(平成19年1月31日)の附則第8項、東経企営第07-15号(平成19年4月27日)の附則第7項、東経企営第07-74号(平成19年7月27日)の附則第8項、東経企営第07-132号(平成19年10月31日)の附則第8項、東経企営第07-174号(平成20年1月31日)の附則第8項、東経企営第08-44号(平成20年5月30日)の附則第9項、東経企営第08-137(平成20年9月29日)の附則第5項、東経企営第08-187(平成21年1月30日)の附則第3項、東経企営第09-34号(平成21年5月29日)の附則第3項、東経企営第09-97号(平成21年9月30日)の附則第3項又はこの附則の第3項の規定の適用を受けた者が、そのメニュー5に係るI P通信網契約の解除又は解除の通知があった後に、メニュー5に係るI P通信網契約の申込みを平成22年2月1日から平成22年5月31日までの間に行ったと当社が認める場合(その申込みに係る契約者回線の終端の場所がその解除等に係る契約者回線の終端の場所と同一となる場合とします。)は、この附則の第3項の規定を適用しません。
- 5 平成22年2月1日から平成22年5月31日までの間にメニュー5(その終端を東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県又は北海道に係る都道府県の区域内とする契約者回線であって、メニュー5-1の100Mb/sの品目のものにおけるプラン3-1に係るもの若しくは200Mb/sのもの又はメニュー5-2のものに限ります。以下この項において「割引対象サービス」といいます。)に係るI P通信網契約(この附則の第3項に規定する選択制による基本工事費等の割引の適用を受けるものに限ります。)の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成22年8月31日(メニュー5-2のものについては平成22年11月30日)までに当社がそのI P通信網サービスの提供を開始した場合は、そのI P通信網契約に係る利用料金について、サービスの提供を開始した日から起算して2か月間(そのI P通信網契約の申込みの方法が当社が別に定める方法による場合については3か月間)の利用料(タイプ2のものに係る加算料を除きます。)屋内配線設備の部分の加算額、回線終端装置利用料及び機器利用料(配線設備多重装置に係るものに限ります。)については、料金表第1表第1類第1の2-5に規定する額に代えて、それぞれ0円を適用します。
- ただし、そのI P通信網サービスについて、割引対象サービス以外の品目等への変更又は料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用の開始があった場合については、その変更等があった日以降の期間についてはこの料金額の適用を行いません。
- 6 平成22年2月1日から平成22年5月31日までの間にメニュー5(その終端をこの附

則第5項に規定する都道府県以外の都道府県の区域内とする契約者回線であって、メニュー5-1の100Mb/sの品目のものにおけるプラン3-1に係るもの若しくは200Mb/sのもの又はメニュー5-2のものに限ります。以下この項において「割引対象サービス」といいます。)に係るIP通信網契約(この附則の第3項に規定する選択制による基本工事費等の割引の適用を受けるものに限ります。)の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成22年8月31日(メニュー5-2のものについては平成22年11月30日)までに当社がそのIP通信網サービスの提供を開始した場合は、そのIP通信網契約に係る利用料金について、サービスの提供を開始した日から起算して1か月間(そのIP通信網契約の申込みの方法が当社が別に定める方法による場合については2か月間)の利用料(タイプ2のものに係る加算料を除きます。)屋内配線設備の部分の加算額、回線終端装置利用料及び機器利用料(配線設備多重装置に係るものに限ります。)については、料金表第1表第1類第1の2-5に規定する額に代えて、それぞれ0円を適用します。

ただし、そのIP通信網サービスについて、割引対象サービス以外の品目等への変更又は料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用の開始があった場合については、その変更等があった日以降の期間についてはこの料金額の適用を行いません。

7 当社は、東経企営第04-150号(平成16年9月30日)の附則第6項、東経企営第04-262号(平成16年12月27日)の附則第6項、東経企営第05-26号(平成17年4月28日)の附則第7項、東経企営第05-113号(平成17年7月29日)の附則第6項、東経企営第05-150号(平成17年9月29日)の附則第6項、東経企営第05-203号(平成17年12月27日)の附則第6項、東経企営第06-24号(平成18年4月27日)の附則第6項、東経企営第06-97号(平成18年7月31日)の附則第6項、東経企営第06-149号(平成18年10月31日)の附則第6項、東経企営第06-202号(平成19年1月31日)の附則第6項、東経企営第07-15号(平成19年4月27日)の附則第5項、東経企営第07-74号(平成19年7月27日)の附則第5項、東経企営第07-132号(平成19年10月31日)の附則第5項、東経企営第07-146号(平成19年11月30日)の附則第3項、東経企営第07-174号(平成20年1月31日)の附則第5項、東経企営第08-44号(平成20年5月30日)の附則第5項、東経企営第08-78号(平成20年6月30日)の附則第3項、東経企営第08-137号(平成20年9月29日)の附則第7項、東経企営第08-187(平成21年1月30日)の附則第5項、東経企営第09-34号(平成21年5月29日)の附則第5項、東経企営第09-34号(平成21年5月29日)の附則第5項若しくは第6項又はこの附則の第5項若しくは第6項の規定の適用を受けた者が、そのメニュー5に係るIP通信網契約の解除又は解除の通知があった後に、メニュー5に係るIP通信網契約の申込みを平成22年2月1日から平成22年5月31日までの間に行ったと当社が認める場合(その申込みに係る契約者回線の終端の場所がその解除等に係る契約者回線の終端の場所と同一となる場合とします。)は、この附則の第5項及び第6項の規定を適用しません。

8 平成22年2月1日から平成22年5月31日までの間にメニュー5-1の100Mb/sの品目のものにおけるプラン3-2に係るIP通信網契約者から、そのIP通信網サービスについて、メニュー5-1の100Mb/sの品目のものにおけるプラン3-1又は200Mb/sのものに係るIP通信網サービス(そのIP通信網サービスの品目等の変更と同時に料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用を受けるものを除きます。)への品目等の変更の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成22年8月31日までにその変更があった場合(品目等の変更があった日からその日を含む料金月の最終日までの間に、メニュー5-1の100Mb/sの品目のものにおけるプラン3-1又は200Mb/sのもの以外の品目等への変更又は料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用の開始があった場合を除きます。)は、そのIP通信網契約に係る利用料金について、品目等の変更があった日を含む料金月の翌料金月からの3料金月(メニュー5-1の100Mb/sの品目のもの又は200Mb/s

のものにおけるプラン 3 - 1 以外の品目等への変更又は料金表第 1 表第 1 類第 1 の 1 (9)に規定する学校に限定した割引の適用の開始があった場合は、その変更等があった日の前日までの間の利用料(タイプ 2 のものに係る加算料を除きます。)、屋内配線設備の部分の加算額及び回線終端装置利用料について、料金表第 1 表第 1 類第 1 の 2 - 5 に規定する額に代えて、それぞれ 0 円を適用します。

ただし、その I P 通信網サービスが東経企管第 05-203 号(平成 17 年 12 月 27 日)の附則第 6 項、東経企管第 06-24 号(平成 18 年 4 月 27 日)の附則第 6 項、東経企管第 06-97 号(平成 18 年 7 月 31 日)の附則第 6 項又は東経企管第 06-149 号(平成 18 年 10 月 31 日)の附則第 6 項の適用を受けている場合については、この料金額の適用を行いません。

9 平成 22 年 2 月 1 日から平成 22 年 5 月 31 日までの間にメニュー 5 (メニュー 5 - 1 の 100Mb/s の品目のものにおけるプラン 3 - 1 に係るもの若しくは 200Mb/s のもの又はメニュー 5 - 2 のものに限ります。以下この項において「割引対象サービス」といいます。)に係る I P 通信網契約者からその契約者回線(料金表第 1 表第 1 類第 1 の 1 (9)に規定する学校に限定した割引の適用を受けている契約者回線を除きます。)又は当社が提供する端末設備(配線設備多重装置に限ります。以下この項において同じとします。)の移転の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成 22 年 8 月 31 日(メニュー 5 - 2 に係るもの(その移転の工事と同時にメニュー 5 - 1 の 100Mb/s の品目のものにおけるプラン 3 - 1 に係るもの又は 200Mb/s のものへの変更があるものを除きます。))については平成 22 年 11 月 30 日)までに当社がその契約者回線又は当社が提供する端末設備の移転の工事を行ったとき(その工事と同時に割引対象サービス以外の品目等への変更があったときを除きます。)は、その契約者回線又は当社が提供する端末設備の移転に係る基本工事費(基本額の部分に限ります。)及び交換機等工事費について、料金表第 2 表第 2 の 2 - 5 に規定する額に代えて、それぞれ 0 円を適用します。

10 平成 22 年 2 月 1 日から平成 22 年 5 月 31 日までの間にメニュー 5 - 1 の 100Mb/s の品目のものにおけるプラン 3 - 1 のものであって、提供の形態による細目が 型のものに係る I P 通信網契約者から、その I P 通信網サービスについて、メニュー 5 - 1 の 200Mb/s のものに係る I P 通信網サービス(その I P 通信網サービスの品目等の変更と同時に料金表第 1 表第 1 類第 1 の 1 (9)に規定する学校に限定した割引の適用の開始があった場合を除きます。)への品目等の変更のみの請求(その品目等の変更と同時に工事(交換機等工事のみの場合に限ります。)を要する請求がある場合を含み、その品目等の変更と同時に I P 通信網サービス契約約款以外の当社が定める契約約款等に規定する工事(音声利用 I P 通信網サービス契約約款に定める端末設備に係るもの及び I P 通信網サービス契約約款以外の当社が定める契約約款等に規定する工事であって、基本工事費の額が 1,000 円となる場合を除きます。)を要する請求がある場合を除きます。)があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成 22 年 8 月 31 日までにその品目等の変更のみの工事(その品目等の変更と同時に工事(交換機等工事のみの場合に限ります。)を行う場合を含み、その品目等の変更の工事と同時に I P 通信網サービス契約約款以外の当社が定める契約約款等に規定する工事(音声利用 I P 通信網サービス契約約款に定める端末設備に係るもの及び I P 通信網サービス契約約款以外の当社が定める契約約款等に規定する工事であって、基本工事費の額が 1,000 円となる場合を除きます。)を行うものを除きます。)を行ったときは、その品目等の変更に係る基本工事費(基本額の部分に限ります。)について、料金表第 2 表第 2 の 2 - 5 に規定する額にかかわらず、1,000 円を適用します。

11 平成 22 年 2 月 1 日から平成 22 年 5 月 31 日までの間にメニュー 5 - 2 の 100Mb/s の品目のものにおける契約者回線の態様による細目がグレード 1 - 1 のものであって、提供の形態による細目が 型のものに係る I P 通信網契約者から、その I P 通信網サービスについて、メニュー 5 - 2 の 200Mb/s のものに係る I P 通信網サービス(その I P 通信網サービスの品目等の変更と同時に料金表第 1 表第 1 類第 1 の 1 (9)に規定する学校に限定した割引の適用の開始があった場合を除きます。)への品目等の変更のみの請

求(その品目等の変更と同時に工事(交換機等工事のみの場合に限ります。)を要する請求がある場合を含み、その品目等の変更と同時に I P 通信網サービス契約約款以外の当社が定める契約約款等に規定する工事(音声利用 I P 通信網サービス契約約款に定める端末設備に係るもの及び I P 通信網サービス契約約款以外の当社が定める契約約款等に規定する工事であって、基本工事費の額が1,000円となる場合を除きます。)を要する請求がある場合を除きます。)があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成22年 8 月31日までにその品目等の変更のみの工事(その品目等の変更と同時に工事(交換機等工事のみの場合に限ります。)を行う場合を含み、その品目等の変更の工事と同時に I P 通信網サービス契約約款以外の当社が定める契約約款等に規定する工事(音声利用 I P 通信網サービス契約約款に定める端末設備に係るもの及び I P 通信網サービス契約約款以外の当社が定める契約約款等に規定する工事であって、基本工事費の額が1,000円となる場合を除きます。)を行うものを除きます。)を行ったときは、その品目等の変更に係る基本工事費(基本額の部分に限ります。)について、料金表第 2 表第 2 の 2 - 5 に規定する額にかかわらず、1,000円を適用します。

附 則(平成22年 2 月 9 日東経企営第09 - 147号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成22年 2 月10日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則(平成22年 3 月31日東経企営第09 - 173号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成22年 4 月 1 日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している閉域グループ内通信機能における閉域グループに属する契約者回線等の数の上限が10のものの料金その他の提供条件については、なお従前のとおりとします。

附 則(平成22年 4 月22日東経企営第10 - 12号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成22年 4 月26日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により次の表の左欄のサービスを提供されている契約者回線は、この改正規定実施の日において、同表の右欄のサービスを提供されている契約者回線とみなして取り扱います。

メニュー 2 - 2 - 1 の 1 Gb/s の品目のものに係る I P 通信網サービス	メニュー 2 - 2 - 1 の 1 Gb/s の品目のものにおける保守の態様による細目がクラス 1 のものに係る I P 通信網サービス
メニュー 2 - 2 - 2 の 1 Gb/s の品目のものに係る I P 通信網サービス	メニュー 2 - 2 - 2 の 1 Gb/s の品目のものにおける保守の態様による細目がクラス 1 のものに係る I P 通信網サービス
メニュー 2 - 2 - 2 の 10 Gb/s の品目のものに係る I P 通信網サービス	メニュー 2 - 2 - 2 の 10 Gb/s の品目のものにおける保守の態様による細目がクラス 2 のものに係る I P 通信網サービス

附 則（平成22年5月28日東経企営第10 - 34号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成22年6月1日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則（平成22年5月31日東経企営第10 - 35号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成22年6月1日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（その他）

- 3 東経企営第07 - 211号（平成20年3月28日）の附則第4条第1項中「チャンネル数の態様」を「タイプ2のものであって基本機能又は上限チャンネル数の態様」に改めます。
- 4 東経企営第07 - 211号（平成20年3月28日）の附則第4条中「及び複合通信機能（1のチャンネル以外のすべてのチャンネルにおいて複合通信機能を利用した通信を行うことができるものを利用している場合に限り、）」、「及び複合通信機能」及び「又は複合通信機能」を削ります。

附 則（平成22年5月31日東経企営第10 - 36号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成22年6月1日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 当社は、契約の申込者から、申出があったときは、次のとおり規定する選択制による基本工事費等の割引を適用します。

(1) 定義等

ア 「基本工事費等の割引」とは、メニュー5に係るIP通信網契約の申込者の選択により、その契約者回線の設置に係る基本工事費（基本額の部分に限り、）について、料金表第2表第2の2 - 5に規定する額に代えて、1,000円（税込価格1,050円）を適用すること又はその契約者回線の設置に係る基本工事費及び交換機等工事費の合計額が2,000円（税込価格2,100円）である場合に限り、その契約者回線の設置に係る基本工事費及び交換機等工事費について、料金表第2表第2の2 - 5に規定する額に代えて、それぞれ0円を適用することをいいます。

イ 契約の申込者は、当社がそのIP通信網サービスの提供を開始する日までに、アに規定する基本工事費等の割引を選択する申出を行っていただきます。

ウ この割引の適用を受けるIP通信網契約に係る契約者回線は、平成22年12月31日（メニュー5 - 1のものであって平成22年9月1日から平成22年9月30日までの間に申込みがあったもの、メニュー5 - 1における品目が100Mb/sのものであってサービスクラスによる細目がクラス1のもの及びメニュー5 - 2のものについては平成23年3月31日）までに当社がその提供を開始したものに限り、

(2) 承諾

当社は、この割引を選択する申出があったときは、その申出のあったIP通信網契約が次の各号に該当するものである場合に限り、これを承諾します。

ア そのIP通信網サービスの提供開始と同時に料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用を受けないもの

イ 平成22年6月1日から平成22年9月30日までの間に申込みがあったもの

(3) 割引の適用

ア IP通信網契約者は、この割引の適用を受けているIP通信網契約について、そのIP通信網サービスの提供を開始した日から起算して12か月以内にそのIP通信網契約の解除があった場合は、8,000円(税込価格 8,400円)×割引の適用を受ける前のその契約者回線の設置に係る基本工事費及び交換機等工事費の合計額が2,000円(税込価格 2,100円)である場合については、2,000円(税込価格 2,100円))を一括して当社が定める期日までに支払っていただきます。

イ アの場合において、次のいずれかに該当する場合には、アの規定を適用しません。

(ア) IP通信網契約者から、メニュー5に係るIP通信網サービスの提供区域外に移転する旨の意思表示があり、当社がその移転先でメニュー5に係るIP通信網サービスを提供しないことによりそのIP通信網契約の解除があった場合。

(イ) IP通信網契約者から、メニュー5に係るIP通信網サービスの提供区域内に移転する旨の請求があり、そのIP通信網サービスを提供することが技術上困難なとき又は保守することが著しく困難である等当社の業務の遂行上支障があることから、当社がその請求を承諾しないことによりそのIP通信網契約の解除があった場合。

(ウ) IP通信網契約者から、メニュー5に係るIP通信網サービスの提供区域内であって、当社がメニュー5-2に係る契約者グループを設定していない構内又は建物内へ移転する旨の意思表示があり、当社がその移転先でメニュー5-2に係るIP通信網サービスを提供しないことによりそのIP通信網契約の解除があった場合であって、そのIP通信網契約の解除と同時に、当社に申し出た移転先において新たにメニュー5-2に係るIP通信網契約の申込みを行う旨の申出があった場合。

ただし、そのIP通信網契約の解除があった後に当社がメニュー5-2に係る契約者グループを設定した場合であって、メニュー5-2に係るIP通信網契約の申込みが行われず、そのIP通信網サービスの提供が開始されない場合及び当社がメニュー5-2に係る契約者グループを設定しなかった場合であって、当社がその旨を契約の申込者に通知した際にメニュー5-2に係るIP通信網契約の申込みにかわるメニュー5-1に係るIP通信網契約の申込みが行われず、そのIP通信網サービスの提供が開始されない場合を除きます。

4 当社は、東経企営第05-203号(平成17年12月27日)の附則第8項、東経企営第06-24号(平成18年4月27日)の附則第8項、東経企営第06-97号(平成18年7月31日)の附則第8項、東経企営第06-149号(平成18年10月31日)の附則第8項、東経企営第06-202号(平成19年1月31日)の附則第8項、東経企営第07-15号(平成19年4月27日)の附則第7項、東経企営第07-74号(平成19年7月27日)の附則第8項、東経企営第07-132号(平成19年10月31日)の附則第8項、東経企営第07-174号(平成20年1月31日)の附則第8項、東経企営第08-44号(平成20年5月30日)の附則第9項、東経企営第08-137(平成20年9月29日)の附則第5項、東経企営第08-187(平成21年1月30日)の附則第3項、東経企営第09-34号(平成21年5月29日)の附則第3項、東経企営第09-97号(平成21年9月30日)の附則第3項、東経企営第09-140号(平成22年1月31日)の附則第3項又はこの附則の第3項の規定の適用を受けた者が、そのメニュー5に係るIP通信網契約の解除又は解除の通知があった後に、メニュー5に係るIP通信網契約の申込みを平成22年6月1日から平成22年9月30日までの間に行ったと当社が認める場合(その申込みに係る契約者回線の終端の場所がその解除等に係る契約者回線の終端の場所と同一となる場合とします。)は、この附則の第3項の規定を適用しません。

5 平成22年6月1日から平成22年8月31日までの間にメニュー5(その終端を東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県又は北海道に係る都道府県の区域内とする契約者回線であって、メニュー5-1の100Mb/sの品目のものにおけるプラン3-1に係るもの若しく

は200Mb/sのもの又はメニュー5-2のものに限ります。以下この項において「割引対象サービス」といいます。)に係るIP通信網契約(この附則の第3項に規定する選択制による基本工事費等の割引の適用を受けるものに限ります。)の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成22年12月31日(メニュー5-2のものについては平成23年3月31日)までに当社がそのIP通信網サービスの提供を開始した場合は、そのIP通信網契約に係る利用料金について、サービスの提供を開始した日から起算して2か月間(そのIP通信網契約の申込みの方法が当社が別に定める方法による場合については3か月間)の利用料(タイプ2のものに係る加算料を除きます。)屋内配線設備の部分の加算額、回線終端装置利用料及び機器利用料(配線設備多重装置に係るものに限ります。)については、料金表第1表第1類第1の2-5に規定する額に代えて、それぞれ0円を適用します。

ただし、そのIP通信網サービスについて、割引対象サービス以外の品目等への変更又は料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用の開始があった場合については、その変更等があった日以降の期間についてはこの料金額の適用を行いません。

- 6 平成22年9月1日から平成22年9月30日までの間にメニュー5(その終端を東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県又は北海道に係る都道府県の区域内とする契約者回線であって、メニュー5-1の100Mb/sの品目のものにおけるプラン3-1に係るもの若しくは200Mb/sのもの又はメニュー5-2のものに限ります。以下この項において「割引対象サービス」といいます。)に係るIP通信網契約(この附則の第3項に規定する選択制による基本工事費等の割引の適用を受けるものに限ります。)の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成23年3月31日までに当社がそのIP通信網サービスの提供を開始した場合は、そのIP通信網契約に係る利用料金について、サービスの提供を開始した日から起算して3か月間(そのIP通信網契約の申込みの方法が当社が別に定める方法による場合については4か月間)の利用料(タイプ2のものに係る加算料を除きます。)屋内配線設備の部分の加算額、回線終端装置利用料及び機器利用料(配線設備多重装置に係るものに限ります。)については、料金表第1表第1類第1の2-5に規定する額に代えて、それぞれ0円を適用します。

ただし、そのIP通信網サービスについて、割引対象サービス以外の品目等への変更又は料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用の開始があった場合については、その変更等があった日以降の期間についてはこの料金額の適用を行いません。

- 7 平成22年6月1日から平成22年9月30日までの間にメニュー5(その終端をこの附則第5項及び第6項に規定する都道府県以外の都道府県の区域内とする契約者回線であって、メニュー5-1の100Mb/sの品目のものにおけるプラン3-1に係るもの若しくは200Mb/sのもの又はメニュー5-2のものに限ります。以下この項において「割引対象サービス」といいます。)に係るIP通信網契約(この附則の第3項に規定する選択制による基本工事費等の割引の適用を受けるものに限ります。)の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成22年12月31日(メニュー5-1のものであって平成22年9月1日から平成22年9月30日までの間に申込みがあったもの及びメニュー5-2のものについては平成23年3月31日)までに当社がそのIP通信網サービスの提供を開始した場合は、そのIP通信網契約に係る利用料金について、サービスの提供を開始した日から起算して1か月間(そのIP通信網契約の申込みの方法が当社が別に定める方法による場合については2か月間)の利用料(タイプ2のものに係る加算料を除きます。)屋内配線設備の部分の加算額、回線終端装置利用料及び機器利用料(配線設備多重装置に係るものに限ります。)については、料金表第1表第1類第1の2-5に規定する額に代えて、それぞれ0円を適用します。

ただし、そのIP通信網サービスについて、割引対象サービス以外の品目等への変更又は料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用の開始が

あった場合については、その変更等があった日以降の期間についてはこの料金額の適用を行いません。

- 8 当社は、東経企営第04-150号(平成16年9月30日)の附則第6項、東経企営第04-262号(平成16年12月27日)の附則第6項、東経企営第05-26号(平成17年4月28日)の附則第7項、東経企営第05-113号(平成17年7月29日)の附則第6項、東経企営第05-150号(平成17年9月29日)の附則第6項、東経企営第05-203号(平成17年12月27日)の附則第6項、東経企営第06-24号(平成18年4月27日)の附則第6項、東経企営第06-97号(平成18年7月31日)の附則第6項、東経企営第06-149号(平成18年10月31日)の附則第6項、東経企営第06-202号(平成19年1月31日)の附則第6項、東経企営第07-15号(平成19年4月27日)の附則第5項、東経企営第07-74号(平成19年7月27日)の附則第5項、東経企営第07-132号(平成19年10月31日)の附則第5項、東経企営第07-146号(平成19年11月30日)の附則第3項、東経企営第07-174号(平成20年1月31日)の附則第5項、東経企営第08-44号(平成20年5月30日)の附則第5項、東経企営第08-78号(平成20年6月30日)の附則第3項、東経企営第08-137号(平成20年9月29日)の附則第7項、東経企営第08-187(平成21年1月30日)の附則第5項、東経企営第09-34号(平成21年5月29日)の附則第5項、東経企営第09-97号(平成21年9月30日)の附則第5項若しくは第6項、東経企営第09-140号(平成22年1月31日)の附則第5項若しくは第6項又はこの附則の第5項、第6項若しくは第7項の規定の適用を受けた者が、そのメニュー5に係るIP通信網契約の解除又は解除の通知があった後に、メニュー5に係るIP通信網契約の申込みを平成22年6月1日から平成22年9月30日までの間に行ったと当社が認める場合(その申込みに係る契約者回線の終端の場所がその解除等に係る契約者回線の終端の場所と同一となる場合とします。)は、この附則の第5項、第6項及び第7項の規定を適用しません。
- 9 平成22年6月1日から平成22年9月30日までの間にメニュー5-1の100Mb/sの品目のものにおけるプラン3-2に係るIP通信網契約者から、そのIP通信網サービスについて、メニュー5-1の100Mb/sの品目のものにおけるプラン3-1又は200Mb/sのものに係るIP通信網サービス(そのIP通信網サービスの品目等の変更と同時に料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用を受けるものを除きます。)への品目等の変更の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成22年12月31日(平成22年9月1日から平成22年9月30日までの間に請求があったものについては平成23年3月31日)までにその変更があった場合(品目等の変更があった日からその日を含む料金月の最終日までの間に、メニュー5-1の100Mb/sの品目のものにおけるプラン3-1又は200Mb/sのもの以外の品目等への変更又は料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用の開始があった場合を除きます。)は、そのIP通信網契約に係る利用料金について、品目等の変更があった日を含む料金月の翌料金月からの3料金月(メニュー5-1の100Mb/sの品目のもの又は200Mb/sのものにおけるプラン3-1以外の品目等への変更又は料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用の開始があった場合は、その変更等があった日の前日までの間)の利用料(タイプ2のものに係る加算料を除きます。)屋内配線設備の部分の加算額及び回線終端装置利用料について、料金表第1表第1類第1の2-5に規定する額に代えて、それぞれ0円を適用します。
- ただし、そのIP通信網サービスが東経企営第05-203号(平成17年12月27日)の附則第6項、東経企営第06-24号(平成18年4月27日)の附則第6項、東経企営第06-97号(平成18年7月31日)の附則第6項又は東経企営第06-149号(平成18年10月31日)の附則第6項の適用を受けている場合については、この料金額の適用を行いません。
- 10 平成22年6月1日から平成22年9月30日までの間にメニュー5(メニュー5-1の100Mb/sの品目のものにおけるプラン3-1に係るもの若しくは200Mb/sのもの又はメニュー5-2のもの)に限ります。以下この項において「割引対象サービス」といいます。)に係るIP通信網契約者からその契約者回線(料金表第1表第1類第1の1(9)に

規定する学校に限定した割引の適用を受けている契約者回線を除きます。)又は当社が提供する端末設備(配線設備多重装置に限ります。以下この項において同じとします。)の移転の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成22年12月31日(メニュー5-1のものであって平成22年9月1日から平成22年9月30日までの間に請求があったもの及びメニュー5-2に係るもの(その移転の工事と同時にメニュー5-1の100Mb/sの品目のものにおけるプラン3-1に係るもの又は200Mb/sのものへの変更があるものを除きます。))については平成23年3月31日)までに当社がその契約者回線又は当社が提供する端末設備の移転の工事を行ったとき(その工事と同時に割引対象サービス以外の品目等への変更があったときを除きます。)は、その契約者回線又は当社が提供する端末設備の移転に係る基本工事費(基本額の部分に限ります。)及び交換機等工事費について、料金表第2表第2の2-5に規定する額に代えて、それぞれ0円を適用します。

- 11 平成22年6月1日から平成22年9月30日までの間にメニュー5-1の100Mb/sの品目のものにおけるプラン3-1のものであって、提供の形態による細目が 型のものに係るIP通信網契約者から、そのIP通信網サービスについて、メニュー5-1の200Mb/sのものに係るIP通信網サービス(そのIP通信網サービスの品目等の変更と同時に料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用の開始があった場合を除きます。)への品目等の変更のみの請求(その品目等の変更と同時に工事(交換機等工事のみの場合に限ります。)を要する請求がある場合を含み、その品目等の変更と同時にIP通信網サービス契約約款以外の当社が定める契約約款等に規定する工事(音声利用IP通信網サービス契約約款に定める端末設備に係るもの及びIP通信網サービス契約約款以外の当社が定める契約約款等に規定する工事であって、基本工事費の額が1,000円となる場合を除きます。)を要する請求がある場合を除きます。)があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成22年12月31日(平成22年9月1日から平成22年9月30日までの間に請求があったものについては平成23年3月31日)までにその品目等の変更のみの工事(その品目等の変更と同時に工事(交換機等工事のみの場合に限ります。)を行う場合を含み、その品目等の変更の工事に同時にIP通信網サービス契約約款以外の当社が定める契約約款等に規定する工事(音声利用IP通信網サービス契約約款に定める端末設備に係るもの及びIP通信網サービス契約約款以外の当社が定める契約約款等に規定する工事であって、基本工事費の額が1,000円となる場合を除きます。)を行ったときは、その品目等の変更に係る基本工事費(基本額の部分に限ります。)について、料金表第2表第2の2-5に規定する額にかかわらず、1,000円を適用します。
- 12 平成22年6月1日から平成22年9月30日までの間にメニュー5-2の100Mb/sの品目のものにおける契約者回線の態様による細目がグレード1-1のものであって、提供の形態による細目が 型のものに係るIP通信網契約者から、そのIP通信網サービスについて、メニュー5-2の200Mb/sのものに係るIP通信網サービス(そのIP通信網サービスの品目等の変更と同時に料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用の開始があった場合を除きます。)への品目等の変更のみの請求(その品目等の変更と同時に工事(交換機等工事のみの場合に限ります。)を要する請求がある場合を含み、その品目等の変更と同時にIP通信網サービス契約約款以外の当社が定める契約約款等に規定する工事(音声利用IP通信網サービス契約約款に定める端末設備に係るもの及びIP通信網サービス契約約款以外の当社が定める契約約款等に規定する工事であって、基本工事費の額が1,000円となる場合を除きます。)を要する請求がある場合を除きます。)があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成22年12月31日(平成22年9月1日から平成22年9月30日までの間に請求があったものについては平成23年3月31日)までにその品目等の変更のみの工事(その品目等の変更と同時に工事(交換機等工事のみの場合に限ります。)を行う場合を含み、その品目等の変更の工事に同時にIP通信網サービス契約約款以外の当社が定める契

約款等に規定する工事（音声利用IP通信網サービス契約約款に定める端末設備に係るもの及びIP通信網サービス契約約款以外の当社が定める契約約款等に規定する工事であって、基本工事費の額が1,000円となる場合を除きます。）を行うものを除きます。）を行ったときは、その品目等の変更に係る基本工事費（基本額の部分に限ります。）について、料金表第2表第2の2-5に規定する額にかかわらず、1,000円を適用します。

- 13 平成22年6月1日から平成22年9月30日までの間にメニュー7に係るIP通信網契約の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成23年3月31日までに当社がそのIP通信網サービスの提供を開始した場合は、そのIP通信網サービスの提供の開始に係る基本工事費及び交換機等工事費について、料金表第2表第2の2-7に規定する額に代えてそれぞれ0円を適用します。
- 14 平成22年6月1日から平成22年9月30日までの間にIP通信網契約者から無線アクセス機能の利用の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成23年3月31日までに当社がその無線アクセス機能の提供を開始した場合は、その無線アクセス機能の利用の開始に係る基本工事費及び交換機等工事費について、料金表第2表第2の2-1、2-4又は2-5に規定する額に代えてそれぞれ0円を適用します。
- 15 当社は、東経企営第06-24号（平成18年4月27日）の附則第13項、東経企営第06-97号（平成18年7月31日）の附則第13項、東経企営第06-149号（平成18年10月31日）の附則第13項、東経企営第06-202号（平成19年1月31日）の附則第13項、東経企営第07-15号（平成19年4月27日）の附則第12項、東経企営第07-74号（平成19年7月27日）の附則第15項、東経企営第07-132号（平成19年10月31日）の附則第15項、東経企営第07-174号（平成20年1月31日）の附則第15項、東経企営第08-44号（平成20年5月30日）の附則第14項、東経企営第08-137号（平成20年9月29日）の附則第12項又はこの附則の第14項の規定の適用を受けたIP通信網契約者が、平成22年6月1日から平成22年9月30日までの間にその契約者回線等について無線アクセス機能の利用の請求を行い、当社がその請求を承諾した場合であって、平成23年3月31日までに当社がその無線アクセス機能の提供を開始した場合は、その無線アクセス機能の利用の開始に係る基本工事費及び交換機等工事費について、この附則の第14項の規定を適用しません。

附 則（平成22年6月24日東経企営第10-43号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成22年6月25日から実施します。
ただし、VPN対応ルータ装置に関する部分については、平成22年7月15日から実施します。

附 則（平成22年6月30日東企営第10-46号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成22年7月1日から実施します。
（その他）
- 2 東経企営第02-178号（平成15年3月18日）の附則第3項（経過措置）を次のように改めます。

3 削除

附 則（平成22年7月13日東企営第10-56号）

この改正規定は、平成22年7月15日から実施します。

附 則（平成22年8月20日東企営第10-79号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成22年8月24日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により次の表の左欄のサービスを提供されている契約者回線等は、この改正規定実施の日において、同表の右欄のサービスを

提供されている契約者回線等とみなして取り扱います。

メニュー 8 のクラス 1 に係る I P 通信
網サービス

メニュー 8 のクラス 1 - 1 に係る I P 通
信網サービス

附 則 (平成22年 8 月31日東経企営第10 - 82号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成22年 9 月 1 日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
(その他)
- 3 東経企営第10-36号(平成22年 5 月31日)の附則第 3 項(経過措置)中「メニュー 5 - 1 における品目が100Mb/sのものであってサービスクラスによる細目がクラス 1 のもの及びメニュー 5 - 2 のものについては平成23年 3 月31日」を「メニュー 5 - 1 のものであって平成22年 9 月 1 日から平成22年 9 月30日までの間に申込みがあったもの、メニュー 5 - 1 における品目が100Mb/sのものであってサービスクラスによる細目がクラス 1 のもの及びメニュー 5 - 2 のものについては平成23年 3 月31日」に改めます。
- 4 東経企営第10-36号(平成22年 5 月31日)の附則第 5 項(経過措置)中「平成22年 9 月30日」を「平成22年 8 月31日」に改めます。
- 5 東経企営第10-36号(平成22年 5 月31日)の附則第14項(経過措置)中「この附則の第13項」を「この附則の第14項」に改め、同項を第15項とし、第13項を第14項とし、第12項を第13項とし、第 8 項(経過措置)、第10項(経過措置)及び第11項(経過措置)中「平成22年12月31日」を「平成22年12月31日(平成22年 9 月 1 日から平成22年 9 月30日までの間に申込みがあったものについては平成23年 3 月31日)」に改め、第11項を第12項とし、第10項を第11項とし、第 9 項(経過措置)中「メニュー 5 - 2 に係るもの(その移転の工事と同時にメニュー 5 - 1 の100Mb/sの品目のものにおけるプラン 3 - 1 に係るもの又は200Mb/sのものへの変更があるものを除きます。)」については平成23年 3 月31日」を「メニュー 5 - 1 のものであって平成22年 9 月 1 日から平成22年 9 月30日までの間に申込みがあったもの及びメニュー 5 - 2 に係るもの(その移転の工事と同時にメニュー 5 - 1 の100Mb/sの品目のものにおけるプラン 3 - 1 に係るもの又は200Mb/sのものへの変更があるものを除きます。)」に改め、同項を第10項とし、第 8 項を第 9 項とし、第 7 項(経過措置)中「この附則の第 5 項若しくは第 6 項」を「この附則の第 5 項、第 6 項若しくは第 7 項」に、「第 5 項及び第 6 項」を「第 5 項、第 6 項及び第 7 項」に改め、同項を第 8 項とし、第 6 項(経過措置)中「この附則第 5 項」を「この附則第 5 項及び第 6 項」に、「メニュー 5 - 2 のものについては平成23年 3 月31日」を「メニュー 5 - 1 のものであって平成22年 9 月 1 日から平成22年 9 月30日までの間に申込みがあったもの及びメニュー 5 - 2 のものについては平成23年 3 月31日」に改め、同項を第 7 項とし、第 5 項の次に次の 1 項を加えます。

「 6 平成22年 9 月 1 日から平成22年 9 月30日までの間にメニュー 5(その終端を東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県又は北海道に係る都道府県の区域内とする契約者回線であって、メニュー 5 - 1 の100Mb/sの品目のものにおけるプラン 3 - 1 に係るもの若しくは200Mb/sのもの又はメニュー 5 - 2 のものに限り、以下この項において「割引対象サービス」といいます。)に係る I P 通信網契約(当社が別に定めるものに限り、)の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成23年 3 月31日までに当社がその I P 通信網サービスの提供を開始した場合は、その I P 通信網契約に係る利用料金について、サービスの提供を開始した日から起算して 3 か月間(その I P 通信網契約の申込みの方法が当社が別に定める方法による場合については 4 か月間)の利用料(タイプ 2 のものに係る加算料を除きます。)

屋内配線設備の部分の加算額及び回線終端装置利用料については、料金表第1表の2-5に規定する額に代えて、それぞれ0円を適用します。

ただし、そのIP通信網サービスについて、割引対象サービス以外の品目等への変更又は料金表第1表1(5)に規定する学校に限定した割引の適用の開始があった場合については、その変更等があった日以降の期間についてはこの料金額の適用を行いません。」

附 則（平成22年9月30日東経企第10-102号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成22年10月1日から実施します。

（経過措置）

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 当社は、契約の申込者から、申出があったときは、次のとおり規定する選択制による基本工事費等の割引を適用します。

(1) 定義等

ア 「基本工事費等の割引」とは、メニュー5に係るIP通信網契約の申込者の選択により、その契約者回線の設置に係る基本工事費（基本額の部分に限ります。）について、料金表第2表第2の2-5に規定する額に代えて、1,000円(税込価格1,050円)を適用すること又はその契約者回線の設置に係る基本工事費及び交換機等工事費の合計額が2,000円(税込価格2,100円)である場合に限り、その契約者回線の設置に係る基本工事費及び交換機等工事費について、料金表第2表第2の2-5に規定する額に代えて、それぞれ0円を適用することをいいます。

イ 契約の申込者は、当社がそのIP通信網サービスの提供を開始する日までに、アに規定する基本工事費等の割引を選択する申出を行っていただきます。

ウ この割引の適用を受けるIP通信網契約に係る契約者回線は、平成23年7月31日までに当社がその提供を開始したものに限りします。

(2) 承諾

当社は、この割引を選択する申出があったときは、その申出のあったIP通信網契約が次の各号に該当するものである場合に限り、これを承諾します。

ア そのIP通信網サービスの提供開始と同時に料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用を受けないもの

イ 平成22年10月1日から平成23年1月31日までの間に申込みがあったもの

(3) 割引の適用

ア IP通信網契約者は、この割引の適用を受けているIP通信網契約について、そのIP通信網サービスの提供を開始した日から起算して12か月以内にそのIP通信網契約の解除があった場合は、8,000円(税込価格8,400円)（割引の適用を受ける前のその契約者回線の設置に係る基本工事費及び交換機等工事費の合計額が2,000円(税込価格2,100円)である場合については、2,000円(税込価格2,100円)を一括して当社が定める期日までに支払っていただきます。

イ アの場合において、次のいずれかに該当する場合には、アの規定を適用しません。

(ア) IP通信網契約者から、メニュー5に係るIP通信網サービスの提供区域外に移転する旨の意思表示があり、当社がその移転先でメニュー5に係るIP通信網サービスを提供しないことによりそのIP通信網契約の解除があった場合。

(イ) IP通信網契約者から、メニュー5に係るIP通信網サービスの提供区域内に移転する旨の請求があり、そのIP通信網サービスを提供することが技術上困難なとき又は保守することが著しく困難である等当社の業務の遂行上支障があることから、当社がその請求を承諾しないことによりそのIP通信網契約

の解除があった場合。

- (ウ) I P通信網契約者から、メニュー5に係るI P通信網サービスの提供区域内であって、当社がメニュー5-2に係る契約者グループを設定していない構内又は建物内へ移転する旨の意思表示があり、当社がその移転先でメニュー5-2に係るI P通信網サービスを提供しないことによりそのI P通信網契約の解除があった場合であって、そのI P通信網契約の解除と同時に、当社に申し出た移転先において新たにメニュー5-2に係るI P通信網契約の申込みを行う旨の申出があった場合。

ただし、そのI P通信網契約の解除があった後に当社がメニュー5-2に係る契約者グループを設定した場合であって、メニュー5-2に係るI P通信網契約の申込みが行われず、そのI P通信網サービスの提供が開始されない場合及び当社がメニュー5-2に係る契約者グループを設定しなかった場合であって、当社がその旨を契約の申込者に通知した際にメニュー5-2に係るI P通信網契約の申込みに代わるメニュー5-1に係るI P通信網契約の申込みが行われず、そのI P通信網サービスの提供が開始されない場合を除きます。

- 4 当社は、東経企営第05-203号(平成17年12月27日)の附則第8項、東経企営第06-24号(平成18年4月27日)の附則第8項、東経企営第06-97号(平成18年7月31日)の附則第8項、東経企営第06-149号(平成18年10月31日)の附則第8項、東経企営第06-202号(平成19年1月31日)の附則第8項、東経企営第07-15号(平成19年4月27日)の附則第7項、東経企営第07-74号(平成19年7月27日)の附則第8項、東経企営第07-132号(平成19年10月31日)の附則第8項、東経企営第07-174号(平成20年1月31日)の附則第8項、東経企営第08-44号(平成20年5月30日)の附則第9項、東経企営第08-137(平成20年9月29日)の附則第5項、東経企営第08-187(平成21年1月30日)の附則第3項、東経企営第09-34号(平成21年5月29日)の附則第3項、東経企営第09-97号(平成21年9月30日)の附則第3項、東経企営第09-140号(平成22年1月31日)の附則第3項、東経企営第10-36号(平成22年5月31日)の附則第3項又はこの附則の第3項の規定の適用を受けた者が、そのメニュー5に係るI P通信網契約の解除又は解除の通知があった後に、メニュー5に係るI P通信網契約の申込みを平成22年10月1日から平成23年1月31日までの間に行ったと当社が認める場合(その申込みに係る契約者回線の終端の場所がその解除等に係る契約者回線の終端の場所と同一となる場合とします。)は、この附則の第3項の規定を適用しません。
- 5 平成22年10月1日から平成23年1月31日までの間にメニュー5(その終端を東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県又は北海道に係る都道府県の区域内とする契約者回線であって、メニュー5-1の100Mb/sの品目のものにおけるプラン3-1に係るもの若しくは200Mb/sのもの又はメニュー5-2のものに限ります。以下この項において「割引対象サービス」といいます。)に係るI P通信網契約(この附則の第3項に規定する選択制による基本工事費等の割引の適用を受けるものに限ります。)の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成23年7月31日までに当社がそのI P通信網サービスの提供を開始した場合は、そのI P通信網契約に係る利用料金について、サービスの提供を開始した日から起算して3か月間(そのI P通信網契約の申込みの方法が当社が別に定める方法による場合については4か月間)の利用料(タイプ2のものに係る加算料を除きます。)屋内配線設備の部分の加算額、回線終端装置利用料及び機器利用料(配線設備多重装置に係るものに限ります。)については、料金表第1表第1類第1の2-5に規定する額に代えて、それぞれ0円を適用します。
- ただし、そのI P通信網サービスについて、割引対象サービス以外の品目等への変更又は料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用の開始があった場合については、その変更等があった日以降の期間についてはこの料金額の適用を行いません。
- 6 平成22年10月1日から平成23年1月31日までの間にメニュー5(その終端をこの附則

第5項に規定する都道府県以外の都道府県の区域内とする契約者回線であって、メニュー5-1の100Mb/sの品目のものにおけるプラン3-1に係るもの若しくは200Mb/sのもの又はメニュー5-2のものに限ります。以下この項において「割引対象サービス」といいます。)に係るIP通信網契約(この附則の第3項に規定する選択制による基本工事費等の割引の適用を受けるものに限ります。)の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成23年7月31日までに当社がそのIP通信網サービスの提供を開始した場合は、そのIP通信網契約に係る利用料金について、サービスの提供を開始した日から起算して1か月間(そのIP通信網契約の申込みの方法が当社が別に定める方法による場合については2か月間)の利用料(タイプ2のものに係る加算料を除きます。)、屋内配線設備の部分の加算額、回線終端装置利用料及び機器利用料(配線設備多重装置に係るものに限ります。)については、料金表第1表第1類第1の2-5に規定する額に代えて、それぞれ0円を適用します。

ただし、そのIP通信網サービスについて、割引対象サービス以外の品目等への変更又は料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用の開始があった場合については、その変更等があった日以降の期間についてはこの料金額の適用を行いません。

7 当社は、東経企営第04-150号(平成16年9月30日)の附則第6項、東経企営第04-262号(平成16年12月27日)の附則第6項、東経企営第05-26号(平成17年4月28日)の附則第7項、東経企営第05-113号(平成17年7月29日)の附則第6項、東経企営第05-150号(平成17年9月29日)の附則第6項、東経企営第05-203号(平成17年12月27日)の附則第6項、東経企営第06-24号(平成18年4月27日)の附則第6項、東経企営第06-97号(平成18年7月31日)の附則第6項、東経企営第06-149号(平成18年10月31日)の附則第6項、東経企営第06-202号(平成19年1月31日)の附則第6項、東経企営第07-15号(平成19年4月27日)の附則第5項、東経企営第07-74号(平成19年7月27日)の附則第5項、東経企営第07-132号(平成19年10月31日)の附則第5項、東経企営第07-146号(平成19年11月30日)の附則第3項、東経企営第07-174号(平成20年1月31日)の附則第5項、東経企営第08-44号(平成20年5月30日)の附則第5項、東経企営第08-78号(平成20年6月30日)の附則第3項、東経企営第08-137号(平成20年9月29日)の附則第7項、東経企営第08-187(平成21年1月30日)の附則第5項、東経企営第09-34号(平成21年5月29日)の附則第5項、東経企営第09-97号(平成21年9月30日)の附則第5項若しくは第6項、東経企営第09-140号(平成22年1月31日)の附則第5項若しくは第6項、東経企営第10-36号(平成22年5月31日)の附則第5項、第6項若しくは第7項又はこの附則の第5項若しくは第6項の規定の適用を受けた者が、そのメニュー5に係るIP通信網契約の解除又は解除の通知があった後に、メニュー5に係るIP通信網契約の申込みを平成22年10月1日から平成23年1月31日までの間に行ったと当社が認める場合(その申込みに係る契約者回線の終端の場所がその解除等に係る契約者回線の終端の場所と同一となる場合とします。)は、この附則の第5項及び第6項の規定を適用しません。

8 平成22年10月1日から平成23年1月31日までの間にメニュー5-1の100Mb/sの品目のものにおけるプラン3-2に係るIP通信網契約者から、そのIP通信網サービスについて、メニュー5-1の100Mb/sの品目のものにおけるプラン3-1又は200Mb/sのものに係るIP通信網サービス(そのIP通信網サービスの品目等の変更と同時に料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用を受けるものを除きます。)への品目等の変更の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成23年7月31日までにその変更があった場合(品目等の変更があった日からその日を含む料金月の最終日までの間に、メニュー5-1の100Mb/sの品目のものにおけるプラン3-1又は200Mb/sのもの以外の品目等への変更又は料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用の開始があった場合を除きます。)は、そのIP通信網契約に係る利用料金について、品目等の変更があった日を含む料

金月の翌料金月からの3料金月（メニュー5 - 1の100Mb/sの品目のもの又は200Mb/sのものにおけるプラン3 - 1以外の品目等への変更又は料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用の開始があった場合は、その変更等があった日の前日までの間）の利用料（タイプ2のものに係る加算料を除きます。）屋内配線設備の部分の加算額及び回線終端装置利用料について、料金表第1表第1類第1の2 - 5に規定する額に代えて、それぞれ0円を適用します。

ただし、そのIP通信網サービスが東経企営第05-203号（平成17年12月27日）の附則第6項、東経企営第06-24号（平成18年4月27日）の附則第6項、東経企営第06-97号（平成18年7月31日）の附則第6項又は東経企営第06-149号（平成18年10月31日）の附則第6項の適用を受けている場合については、この料金額の適用を行いません。

9 平成22年10月1日から平成23年1月31日までの間にメニュー5（メニュー5 - 1の100Mb/sの品目のものにおけるプラン3 - 1に係るもの若しくは200Mb/sのもの又はメニュー5 - 2のものに限り、以下この項において「割引対象サービス」といいます。）に係るIP通信網契約者からその契約者回線（料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用を受けている契約者回線を除きます。）又は当社が提供する端末設備（配線設備多重装置に限り、以下この項において同じとします。）の移転の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成23年7月31日までに当社がその契約者回線又は当社が提供する端末設備の移転の工事を行ったとき（その工事と同時に割引対象サービス以外の品目等への変更があったときを除きます。）は、その契約者回線又は当社が提供する端末設備の移転に係る基本工事費（基本額の部分に限り、）及び交換機等工事費について、料金表第2表第2の2 - 5に規定する額に代えて、それぞれ0円を適用します。

10 平成22年10月1日から平成23年1月31日までの間にメニュー5 - 1の100Mb/sの品目のものにおけるプラン3 - 1のものであって、提供の形態による細目が 型のものに係るIP通信網契約者から、そのIP通信網サービスについて、メニュー5 - 1の200Mb/sのものに係るIP通信網サービス（そのIP通信網サービスの品目等の変更と同時に料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用の開始があった場合を除きます。）への品目等の変更のみの請求（その品目等の変更と同時に工事（交換機等工事のみの場合に限り、）を要する請求がある場合を含み、その品目等の変更と同時にIP通信網サービス契約約款以外の当社が定める契約約款等に規定する工事（音声利用IP通信網サービス契約約款に定める端末設備に係るもの及びIP通信網サービス契約約款以外の当社が定める契約約款等に規定する工事であって、基本工事費の額が1,000円となる場合を除きます。）を要する請求がある場合を除きます。）があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成23年7月31日までにその品目等の変更のみの工事（その品目等の変更と同時に工事（交換機等工事のみの場合に限り、）を行う場合を含み、その品目等の変更の工事と同時にIP通信網サービス契約約款以外の当社が定める契約約款等に規定する工事（音声利用IP通信網サービス契約約款に定める端末設備に係るもの及びIP通信網サービス契約約款以外の当社が定める契約約款等に規定する工事であって、基本工事費の額が1,000円となる場合を除きます。）を行ったときは、その品目等の変更に係る基本工事費（基本額の部分に限り、）について、料金表第2表第2の2 - 5に規定する額にかかわらず、1,000円を適用します。

11 平成22年10月1日から平成23年1月31日までの間にメニュー5 - 2の100Mb/sの品目のものにおける契約者回線の態様による細目がグレード1 - 1のものであって、提供の形態による細目が 型のものに係るIP通信網契約者から、そのIP通信網サービスについて、メニュー5 - 2の200Mb/sのものに係るIP通信網サービス（そのIP通信網サービスの品目等の変更と同時に料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用の開始があった場合を除きます。）への品目等の変更のみの請求（その品目等の変更と同時に工事（交換機等工事のみの場合に限り、）を要する

請求がある場合を含み、その品目等の変更と同時に I P 通信網サービス契約約款以外の当社が定める契約約款等に規定する工事（音声利用 I P 通信網サービス契約約款に定める端末設備に係るもの及び I P 通信網サービス契約約款以外の当社が定める契約約款等に規定する工事であって、基本工事費の額が1,000円となる場合を除きます。）を要する請求がある場合を除きます。）があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成23年7月31日までにその品目等の変更のみの工事（その品目等の変更と同時に工事（交換機等工事のみの場合に限ります。）を行う場合を含み、その品目等の変更の工事と同時に I P 通信網サービス契約約款以外の当社が定める契約約款等に規定する工事（音声利用 I P 通信網サービス契約約款に定める端末設備に係るもの及び I P 通信網サービス契約約款以外の当社が定める契約約款等に規定する工事であって、基本工事費の額が1,000円となる場合を除きます。）を行うものを除きます。）を行ったときは、その品目等の変更に係る基本工事費（基本額の部分に限ります。）について、料金表第2表第2の2 - 5に規定する額にかかわらず、1,000円を適用します。

- 12 平成22年10月1日から平成23年1月31日までの間にメニュー7に係る I P 通信網契約の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成23年7月31日までに当社がその I P 通信網サービスの提供を開始した場合は、その I P 通信網サービスの提供の開始に係る基本工事費及び交換機等工事費について、料金表第2表第2の2 - 7に規定する額に代えてそれぞれ0円を適用します。
- 13 平成22年10月1日から平成23年1月31日までの間に I P 通信網契約者から無線アクセス機能の利用の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成23年7月31日までに当社がその無線アクセス機能の提供を開始した場合は、その無線アクセス機能の利用の開始に係る基本工事費及び交換機等工事費について、料金表第2表第2の2 - 1、2 - 4又は2 - 5に規定する額に代えてそれぞれ0円を適用します。
- 14 当社は、東経企営第06 - 24号（平成18年4月27日）の附則第13項、東経企営第06 - 97号（平成18年7月31日）の附則第13項、東経企営第06 - 149号（平成18年10月31日）の附則第13項、東経企営第06 - 202号（平成19年1月31日）の附則第13項、東経企営第07 - 15号（平成19年4月27日）の附則第12項、東経企営第07 - 74号（平成19年7月27日）の附則第15項、東経企営第07 - 132号（平成19年10月31日）の附則第15項、東経企営第07 - 174号（平成20年1月31日）の附則第15項、東経企営第08 - 44号（平成20年5月30日）の附則第14項、東経企営第08 - 137号（平成20年9月29日）の附則第12項、東経企営第10 - 10-36号（平成22年5月31日）の附則第14項又はこの附則の第13項の規定の適用を受けた I P 通信網契約者が、平成22年10月1日から平成23年1月31日までの間にその契約者回線等について無線アクセス機能の利用の請求を行い、当社がその請求を承諾した場合であって、平成23年7月31日までに当社がその無線アクセス機能の提供を開始した場合は、その無線アクセス機能の利用の開始に係る基本工事費及び交換機等工事費について、この附則の第13項の規定を適用しません。

附 則（平成22年10月12日東経企営第10 - 106号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成22年10月15日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 平成22年10月15日から平成23年1月31日までの間にメニュー5 - 1（プラン3 - 2のものを含み、料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用を受けているものを除きます。）のものに係る I P 通信網契約者から、その I P 通信網サービスについて、メニュー5 - 2のものに係る I P 通信網サービスへの品目等の変更の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成23年7月31日までにその品目等の変更の工事があった場合（その工事と同時にメニュー5 - 1の100Mb/sの品目のものにおけるプラン3 - 1のもの又は200Mb/sのものに係る契約者回線の移

転の工事を行う場合を除きます。)は、その品目等の変更に係る基本工事費(基本額の部分に限ります。)及び交換機等工事費について、料金表第2表第2の2-5に規定する額に代えて、それぞれ0円を適用します。

附 則(平成22年11月18日東経企管第10-142号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成22年11月25日から実施します。
(経過措置)
- 2 平成22年11月25日から平成23年5月31日までの間にIP通信網契約者から待受情報受信機能の利用の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成23年11月30日までに当社がその待受情報受信機能の提供を開始した場合は、その待受情報受信機能に係る利用料金について、サービスの提供を開始した日から起算して6か月間の利用料金については料金表第1表第1類第1の2-9に規定する額に代えて0円を適用します。
- 3 当社は、1の待受情報受信機能対応装置に係る待受情報受信機能の利用料金に限り、この附則の第2項の規定を適用するものとし、この附則の第2項の規定の適用を受けたことがあるIP通信網契約者が、その契約者回線について待受情報受信機能の利用の請求を行ったと当社が認める場合は、その待受情報受信機能に係る利用料金について、この附則の第2項の規定を適用しません。
- 4 平成22年11月25日から平成23年5月31日までの間にIP通信網契約者から待受情報受信機能対応装置の利用の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成23年11月30日までに当社がその待受情報受信機能対応装置の提供を開始した場合は、その待受情報受信機能対応装置に係る利用料金について、サービスの提供を開始した日から起算して6か月間の利用料金については料金表第1表第1類第1の2-5に規定する額に代えて0円を適用します。
- 5 当社は、1の待受情報受信機能対応装置に係る利用料金に限り、この附則の第4項の規定を適用するものとし、この附則の第4項の規定の適用を受けたことがあるIP通信網契約者が、その契約者回線について待受情報受信機能対応装置の利用の請求を行ったと当社が認める場合は、その待受情報受信機能対応装置に係る利用料金について、この附則の第4項の規定を適用しません。

附 則(平成23年1月14日東経企管第10-159号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成23年1月19日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 平成23年1月19日から平成24年6月25日までの間に契約者回線着信機能を利用するIP通信網契約者から、その契約者回線着信機能の利用の廃止の請求と同時にメニュー2-2に係るIP通信網契約の申込みがあり、当社がその請求及び申込みを承諾した場合は、その契約者回線の設置に係る基本工事費(基本額の部分に限ります。)交換機等工事費(付加機能に係るものを除きます。)及び屋内配線工事費について、料金表第2表第2の2-2に規定する額に代えて、それぞれ0円を適用します。
- 4 平成23年1月19日から平成24年6月25日までの間に契約者回線着信機能を利用するIP通信網契約者から、その契約者回線着信機能の利用の廃止の請求と同時にメニュー8(利用回線型サービスのものに限ります。)に係るIP通信網契約の申込み(当社が別に定める方法によるものを除きます。)があり、当社がその請求及び申込みを承諾した場合は、そのメニュー8及びそのメニュー8に係るVPNグループに属するメニュー8(廃止する契約者回線着信機能において同時に通信を行うことができる相手先の数までの利用回線に係るものであって、その契約者回線着信機能の利用の廃止と同時に申込みがあったものに限ります。)の提供の開始に係る基本工事費(基本額の部分

に限り、)及び交換機等工事費(付加機能に係るものを除きます。)について、料金表第2表第2の2-8に規定する額に代えて、それぞれ0円を適用します。

- 5 平成23年1月19日から平成24年6月25日までの間に契約者回線着信機能を利用するIP通信網契約者から、その契約者回線着信機能の利用の廃止の請求と同時にメニュー8(利用回線型サービスのものに限り、)に係るIP通信網契約の申込み及びそのメニュー8に係る利用回線の端末設備の設置の請求があり、当社がその請求及び申込みを承諾した場合は、そのメニュー8及びそのメニュー8に係るVPNグループに属するメニュー8(廃止する契約者回線着信機能において同時に通信を行うことができる相手先の数までの利用回線に係るものに限り、)の利用回線の端末設備の設置(VPN対応ルータ装置に係るものであって、その契約者回線着信機能の利用の廃止と同時に請求があったものに限り、)に係る基本工事費(基本額の部分に限り、)について、料金表第2表第2の2-1、2-4又は2-5に規定する額に代えて、それぞれ0円を適用します。

附 則(平成23年1月28日東経企管第10-165号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成23年2月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 当社は、契約の申込者から、申出があったときは、次のとおり規定する選択制による基本工事費等の割引を適用します。

(1) 定義等

ア 「基本工事費等の割引」とは、メニュー5に係るIP通信網契約の申込者の選択により、その契約者回線の設置に係る基本工事費(基本額の部分に限り、)について、料金表第2表第2の2-5に規定する額に代えて、1,000円(税込価格1,050円)を適用すること又はその契約者回線の設置に係る基本工事費及び交換機等工事費の合計額が2,000円(税込価格2,100円)である場合に限り、その契約者回線の設置に係る基本工事費及び交換機等工事費について、料金表第2表第2の2-5に規定する額に代えて、それぞれ0円を適用することをいいます。

イ 契約の申込者は、当社がそのIP通信網サービスの提供を開始する日までに、アに規定する基本工事費等の割引を選択する申出を行っていただきます。

ウ この割引の適用を受けるIP通信網契約に係る契約者回線は、平成23年11月30日までに当社がその提供を開始したものに限り、

(2) 承諾

当社は、この割引を選択する申出があったときは、その申出のあったIP通信網契約が次の各号に該当するものである場合に限り、これを承諾します。

ア そのIP通信網サービスの提供開始と同時に料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用を受けないもの

イ 平成23年2月1日から平成23年5月31日までの間に申込みがあったもの

(3) 割引の適用

ア IP通信網契約者は、この割引の適用を受けているIP通信網契約について、そのIP通信網サービスの提供を開始した日から起算して12か月(メニュー5における提供の形態による細目が-2型のものについては24か月)以内にそのIP通信網契約の解除があった場合は、8,000円(税込価格8,400円)(割引の適用を受ける前のその契約者回線の設置に係る基本工事費及び交換機等工事費の合計額が2,000円(税込価格2,100円)である場合については、2,000円(税込価格2,100円))を一括して当社が定める期日までに支払っていただきます。

イ アの場合において、次のいずれかに該当する場合には、アの規定を適用しません。

(ア) I P通信網契約者から、メニュー5に係るI P通信網サービスの提供区域外に移転する旨の意思表示があり、当社がその移転先でメニュー5に係るI P通信網サービスを提供しないことによりそのI P通信網契約の解除があった場合。

(イ) I P通信網契約者から、メニュー5に係るI P通信網サービスの提供区域内に移転する旨の請求があり、そのI P通信網サービスを提供することが技術上困難なとき又は保守することが著しく困難である等当社の業務の遂行上支障があることから、当社がその請求を承諾しないことによりそのI P通信網契約の解除があった場合。

(ウ) I P通信網契約者から、メニュー5に係るI P通信網サービスの提供区域内であって、当社がメニュー5-2に係る契約者グループを設定していない構内又は建物内へ移転する旨の意思表示があり、当社がその移転先でメニュー5-2に係るI P通信網サービスを提供しないことによりそのI P通信網契約の解除があった場合であって、そのI P通信網契約の解除と同時に、当社に申し出た移転先において新たにメニュー5-2に係るI P通信網契約の申込みを行う旨の申出があった場合。

ただし、そのI P通信網契約の解除があった後に当社がメニュー5-2に係る契約者グループを設定した場合であって、メニュー5-2に係るI P通信網契約の申込みが行われず、そのI P通信網サービスの提供が開始されない場合及び当社がメニュー5-2に係る契約者グループを設定しなかった場合であって、当社がその旨を契約の申込者に通知した際にメニュー5-2に係るI P通信網契約の申込みにかわるメニュー5-1に係るI P通信網契約の申込みが行われず、そのI P通信網サービスの提供が開始されない場合を除きます。

4 当社は、東経企管第05-203号(平成17年12月27日)の附則第8項、東経企管第06-24号(平成18年4月27日)の附則第8項、東経企管第06-97号(平成18年7月31日)の附則第8項、東経企管第06-149号(平成18年10月31日)の附則第8項、東経企管第06-202号(平成19年1月31日)の附則第8項、東経企管第07-15号(平成19年4月27日)の附則第7項、東経企管第07-74号(平成19年7月27日)の附則第8項、東経企管第07-132号(平成19年10月31日)の附則第8項、東経企管第07-174号(平成20年1月31日)の附則第8項、東経企管第08-44号(平成20年5月30日)の附則第9項、東経企管第08-137(平成20年9月29日)の附則第5項、東経企管第08-187(平成21年1月30日)の附則第3項、東経企管第09-34号(平成21年5月29日)の附則第3項、東経企管第09-97号(平成21年9月30日)の附則第3項、東経企管第09-140号(平成22年1月31日)の附則第3項、東経企管第10-36号(平成22年5月31日)の附則第3項、東経企管第10-102号(平成22年9月30日)の附則第3項又はこの附則の第3項の規定の適用を受けた者が、そのメニュー5に係るI P通信網契約の解除又は解除の通知があった後に、メニュー5に係るI P通信網契約の申込みを平成23年2月1日から平成23年5月31日までの間に行ったと当社が認める場合(その申込みに係る契約者回線の終端の場所がその解除等に係る契約者回線の終端の場所と同一となる場合とします。)は、この附則の第3項の規定を適用しません。

5 平成23年2月1日から平成23年5月31日までの間にメニュー5(その終端を東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県又は北海道に係る都道府県の区域内とする契約者回線であって、メニュー5-1の100Mb/sの品目のものにおけるプラン3-1に係るもの若しくは200Mb/sのもの又はメニュー5-2のものに限ります。以下この項において「割引対象サービス」といいます。)に係るI P通信網契約(この附則の第3項に規定する選択制による基本工事費等の割引の適用を受けるものに限ります。)の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成23年11月30日までに当社がそのI P通信網サービスの提供を開始した場合は、そのI P通信網契約に係る利用料金について、サービスの提供を開始した日から起算して3か月間(そのI P通信網契約の申込みの

方法が当社が別に定める方法による場合については4か月間の利用料(タイプ2のものに係る加算料を除きます。)屋内配線設備の部分の加算額、回線終端装置利用料及び機器利用料(配線設備多重装置に係るものに限ります。)については、料金表第1表第1類第1の2-5に規定する額に代えて、それぞれ0円を適用します。

ただし、そのIP通信網サービスについて、割引対象サービス以外の品目等への変更又は料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用の開始があった場合については、その変更等があった日以降の期間についてはこの料金額の適用を行いません。

- 6 平成23年2月1日から平成23年5月31日までの間にメニュー5(その終端をこの附則第5項に規定する都道府県以外の都道府県の区域内とする契約者回線であって、メニュー5-1の100Mb/sの品目のものにおけるプラン3-1に係るもの若しくは200Mb/sのもの又はメニュー5-2のものに限ります。以下この項において「割引対象サービス」といいます。)に係るIP通信網契約(この附則の第3項に規定する選択制による基本工事費等の割引の適用を受けるものに限ります。)の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成23年11月30日までに当社がそのIP通信網サービスの提供を開始した場合は、そのIP通信網契約に係る利用料金について、サービスの提供を開始した日から起算して1か月間(そのIP通信網契約の申込みの方法が当社が別に定める方法による場合については2か月間)の利用料(タイプ2のものに係る加算料を除きます。)屋内配線設備の部分の加算額、回線終端装置利用料及び機器利用料(配線設備多重装置に係るものに限ります。)については、料金表第1表第1類第1の2-5に規定する額に代えて、それぞれ0円を適用します。

ただし、そのIP通信網サービスについて、割引対象サービス以外の品目等への変更又は料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用の開始があった場合については、その変更等があった日以降の期間についてはこの料金額の適用を行いません。

- 7 当社は、東経企営第04-150号(平成16年9月30日)の附則第6項、東経企営第04-262号(平成16年12月27日)の附則第6項、東経企営第05-26号(平成17年4月28日)の附則第7項、東経企営第05-113号(平成17年7月29日)の附則第6項、東経企営第05-150号(平成17年9月29日)の附則第6項、東経企営第05-203号(平成17年12月27日)の附則第6項、東経企営第06-24号(平成18年4月27日)の附則第6項、東経企営第06-97号(平成18年7月31日)の附則第6項、東経企営第06-149号(平成18年10月31日)の附則第6項、東経企営第06-202号(平成19年1月31日)の附則第6項、東経企営第07-15号(平成19年4月27日)の附則第5項、東経企営第07-74号(平成19年7月27日)の附則第5項、東経企営第07-132号(平成19年10月31日)の附則第5項、東経企営第07-146号(平成19年11月30日)の附則第3項、東経企営第07-174号(平成20年1月31日)の附則第5項、東経企営第08-44号(平成20年5月30日)の附則第5項、東経企営第08-78号(平成20年6月30日)の附則第3項、東経企営第08-137号(平成20年9月29日)の附則第7項、東経企営第08-187(平成21年1月30日)の附則第5項、東経企営第09-34号(平成21年5月29日)の附則第5項、東経企営第09-97号(平成21年9月30日)の附則第5項若しくは第6項、東経企営第09-140号(平成22年1月31日)の附則第5項若しくは第6項、東経企営第10-36号(平成22年5月31日)の附則第5項、第6項若しくは第7項、東経企営第10-102号(平成22年9月30日)の附則第5項若しくは第6項又はこの附則の第5項若しくは第6項の規定の適用を受けた者が、そのメニュー5に係るIP通信網契約の解除又は解除の通知があった後に、メニュー5に係るIP通信網契約の申込みを平成23年2月1日から平成23年5月31日までの間に行ったと当社が認める場合(その申込みに係る契約者回線の終端の場所がその解除等に係る契約者回線の終端の場所と同一となる場合とします。)は、この附則の第5項及び第6項の規定を適用しません。

- 8 削除

- 9 平成23年2月1日から平成23年5月31日までの間にメニュー5-1(プラン3-2のものを含み、料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用を受けているものを除きます。)のものに係るIP通信網契約者から、そのIP通信網サービスについて、メニュー5-2(提供の形態による細目が-2型のものを除きます。)のものに係るIP通信網サービスへの品目等の変更の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成23年11月30日までにその品目等の変更の工事があった場合(その工事と同時にメニュー5-1の100Mb/sの品目のものにおけるプラン3-1のもの又は200Mb/sのものに係る契約者回線の移転の工事を行う場合を除きます。)は、その品目等の変更に係る基本工事費(基本額の部分に限ります。)及び交換機等工事費について、料金表第2表第2の2-5に規定する額に代えて、それぞれ0円を適用します。
- 10 平成23年2月1日から平成23年5月31日までの間にメニュー5(メニュー5-1の100Mb/sの品目のものにおけるプラン3-1に係るもの若しくは200Mb/sのもの又はメニュー5-2のものに限ります。以下この項において「割引対象サービス」といいます。)に係るIP通信網契約者からその契約者回線(料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用を受けている契約者回線を除きます。)又は当社が提供する端末設備(配線設備多重装置に限ります。以下この項において同じとします。)の移転の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成23年11月30日までに当社がその契約者回線又は当社が提供する端末設備の移転の工事を行ったとき(その工事と同時に割引対象サービス以外の品目等への変更があったときを除きます。)は、その契約者回線又は当社が提供する端末設備の移転に係る基本工事費(基本額の部分に限ります。)及び交換機等工事費について、料金表第2表第2の2-5に規定する額に代えて、それぞれ0円を適用します。
- 11 平成23年2月1日から平成23年5月31日までの間にメニュー5-1の100Mb/sの品目のものにおけるプラン3-1のものであって、提供の形態による細目が-1型のものに係るIP通信網契約者から、そのIP通信網サービスについて、メニュー5-1の200Mb/sのものに係るIP通信網サービス(そのIP通信網サービスの品目等の変更と同時に料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用の開始があった場合を除きます。)への品目等の変更のみの請求(その品目等の変更と同時に工事(交換機等工事のみの場合に限ります。)を要する請求がある場合を含み、その品目等の変更と同時にIP通信網サービス契約約款以外の当社が定める契約約款等に規定する工事(当社が別に定める場合を除きます。)を要する請求がある場合を除きます。)があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成23年11月30日までにその品目等の変更のみの工事(その品目等の変更と同時に工事(交換機等工事のみの場合に限ります。)を行う場合を含み、その品目等の変更の工事と同時にIP通信網サービス契約約款以外の当社が定める契約約款等に規定する工事(当社が別に定める場合を除きます。)を行ったときは、その品目等の変更に係る基本工事費(基本額の部分に限ります。)について、料金表第2表第2の2-5に規定する額にかかわらず、1,000円を適用します。
- 12 平成23年2月1日から平成23年5月31日までの間にメニュー5-2の100Mb/sの品目のものにおける契約者回線の態様による細目がグレード1-1のものであって、提供の形態による細目が-1型のものに係るIP通信網契約者から、そのIP通信網サービスについて、メニュー5-2の200Mb/sのものに係るIP通信網サービス(そのIP通信網サービスの品目等の変更と同時に料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用の開始があった場合を除きます。)への品目等の変更のみの請求(その品目等の変更と同時に工事(交換機等工事のみの場合に限ります。)を要する請求がある場合を含み、その品目等の変更と同時にIP通信網サービス契約約款以外の当社が定める契約約款等に規定する工事(音声利用IP通信網サービス契約約款に定める端末設備に係るもの及びIP通信網サービス契約約款以外の当社が定め

る契約約款等に規定する工事であって、基本工事費の額が1,000円となる場合を除きます。)を要する請求がある場合を除きます。)があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成23年11月30日までにその品目等の変更のみの工事(その品目等の変更と同時に工事(交換機等工事のみの場合に限ります。)を行う場合を含み、その品目等の変更の工事と同時にI P通信網サービス契約約款以外の当社が定める契約約款等に規定する工事(音声利用I P通信網サービス契約約款に定める端末設備に係るもの及びI P通信網サービス契約約款以外の当社が定める契約約款等に規定する工事であって、基本工事費の額が1,000円となる場合を除きます。)を行うものを除きます。)を行ったときは、その品目等の変更に係る基本工事費(基本額の部分に限ります。)について、料金表第2表第2の2-5に規定する額にかかわらず、1,000円を適用します。

- 13 平成23年2月1日から平成23年5月31日までの間にメニュー7に係るI P通信網契約の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成23年11月30日までに当社がそのI P通信網サービスの提供を開始した場合は、そのI P通信網サービスの提供の開始に係る基本工事費及び交換機等工事費について、料金表第2表第2の2-7に規定する額に代えてそれぞれ0円を適用します。
- 14 平成23年2月1日から平成23年5月31日までの間にI P通信網契約者から無線アクセス機能の利用の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成23年11月30日までに当社がその無線アクセス機能の提供を開始した場合は、その無線アクセス機能の利用の開始に係る基本工事費及び交換機等工事費について、料金表第2表第2の2-1、2-4又は2-5に規定する額に代えてそれぞれ0円を適用します。
- 15 当社は、東経企営第06-24号(平成18年4月27日)の附則第13項、東経企営第06-97号(平成18年7月31日)の附則第13項、東経企営第06-149号(平成18年10月31日)の附則第13項、東経企営第06-202号(平成19年1月31日)の附則第13項、東経企営第07-15号(平成19年4月27日)の附則第12項、東経企営第07-74号(平成19年7月27日)の附則第15項、東経企営第07-132号(平成19年10月31日)の附則第15項、東経企営第07-174号(平成20年1月31日)の附則第15項、東経企営第08-44号(平成20年5月30日)の附則第14項、東経企営第08-137号(平成20年9月29日)の附則第12項、東経企営第10-36号(平成22年5月31日)の附則第14項、東経企営第10-102号(平成22年9月30日)の附則第13項又はこの附則の第14項の規定の適用を受けたI P通信網契約者が、平成23年2月1日から平成23年5月31日までの間にその契約者回線等について無線アクセス機能の利用の請求を行い、当社がその請求を承諾した場合であって、平成23年11月30日までに当社がその無線アクセス機能の提供を開始した場合は、その無線アクセス機能の利用の開始に係る基本工事費及び交換機等工事費について、この附則の第13項の規定を適用しません。

附 則(平成23年3月31日東経企営第10-204号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成23年4月1日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
(その他)
- 3 東経企営第06-168号(平成18年11月30日)の附則第3項を次のように改めます。
 - 3 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供しているメニュー5-1における品目が100Mb/sのものうちプラン3-2に係るものの料金その他の提供条件については、なお従前のとおりとします。ただし、次に規定するものについては、メニュー5-1における品目が100Mb/sのものうちプラン3-1に係るもの(型のものに限ります。)の場合に準ずるものとします。
 - (1) 利用料金のうち屋内配線設備の部分の加算額
 - (2) 工事費のうち時刻指定工事費

(3) 料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した利用料金の割引の適用及び料金表第2表第2の1(8)に規定する学校に限定した工事費の割引の適用に係るもの

(4) その他当社が別に定めるもの

附 則 (平成23年3月31日東経企営第10 - 205号)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成23年4月1日から実施します。

(サービスの終了)

2 当社は、平成24年10月31日において、メニュー5 - 1の100Mb/sの品目のものにおけるプラン3 - 2に係るもの(取扱所交換設備と契約者回線の終端との間の電気通信回線設備をそのIP通信網契約者が専有する設備構成(以下、この附則において「芯線直結方式」といいます。))のものに限り、を終了することとします。

(経過措置)

3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

4 平成23年4月1日から平成24年10月31日までの間にメニュー5 - 1の100Mb/sの品目のものにおけるプラン3 - 2(芯線直結方式のものに限り、)に係るIP通信網契約者から、そのIP通信網サービスについて、メニュー5に係るIP通信網サービスへの品目等の変更の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成25年4月30日までにその変更があった場合は、そのIP通信網契約に係る利用料金について、品目等の変更があった日を含む料金月の翌料金月からの3料金月の利用料(タイプ2のものに係る加算料を除きます。)、屋内配線設備の部分の加算額、回線終端装置利用料及び機器利用料(配線設備多重装置に係るものに限り、)について、料金表第1表第1類第1の2 - 5に規定する額に代えて、それぞれ0円を適用します。

5 平成23年4月1日から平成23年5月31日までの間にメニュー5 - 1の100Mb/sの品目のものにおけるプラン3 - 2(芯線直結方式のものを除きます。))に係るIP通信網契約者から、そのIP通信網サービスについて、メニュー5に係るIP通信網サービスへの品目等の変更の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成23年11月30日までにその変更があった場合は、そのIP通信網契約に係る利用料金について、品目等の変更があった日を含む料金月の翌料金月からの3料金月の利用料(タイプ2のものに係る加算料を除きます。)、屋内配線設備の部分の加算額、回線終端装置利用料及び機器利用料(配線設備多重装置に係るものに限り、)について、料金表第1表第1類第1の2 - 5に規定する額に代えて、それぞれ0円を適用します。

6 平成23年4月1日から平成24年10月31日までの間にメニュー5 - 1の100Mb/sの品目のものにおけるプラン3 - 2(芯線直結方式のものに限り、)に係るIP通信網契約者から、そのIP通信網サービスについて、メニュー5に係るIP通信網サービスへの品目等の変更の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成25年4月30日までにその変更があった場合は、その品目等の変更に係る基本工事費(基本額の部分に限り、)及び交換機等工事費について、料金表第2表第2の2 - 5に規定する額に代えて、それぞれ0円を適用します。

(その他)

7 東経企営第10 - 165号(平成23年1月28日)の附則第8項(経過措置)を次のように改めます。

8 削除

附 則 (平成23年5月11日東経企営第11 - 18号)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成23年5月16日から実施します。

ただし、メニュー5における提供の形態による細目が - 2型のものに係るIP通信網サービスに関する部分(東経企営第10-165号(平成23年1月28日)の附則第3項

から第10項及びこの附則の第5項から第7項を除きます。)については、平成23年6月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により次の表の左欄のサービスを提供されている契約者回線は、この改正規定実施の日において、同表の右欄のサービスを提供されている契約者回線とみなして取り扱います。

メニュー5における提供の形態による細目が 型のものに係るIP通信網サービス	メニュー5における提供の形態による細目が - 1型のものに係るIP通信網サービス
---------------------------------------	--

4 削除

- 5 平成23年5月16日から平成23年5月31日までの間にメニュー5に係るIP通信網契約者から、そのIP通信網サービスについて、メニュー5における提供の形態による細目が - 2型のものに係るIP通信網サービスへの品目等の変更の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成23年11月30日までにその変更があった場合(その工事と同時にメニュー5 - 1の100Mb/sの品目のものにおけるプラン3 - 1のもの若しくは200Mb/sの品目のもの又はメニュー5 - 2のものに係る契約者回線の移転の工事を行う場合を除きます。)は、その品目等の変更に係る基本工事費(基本額の部分に限ります。)及び交換機等工事費について、料金表第2表第2の2 - 5に規定する額に代えて、それぞれ0円を適用します。

(その他)

- 6 東経企営第10-165号(平成23年1月28日)の附則第3項(経過措置)中「12か月以内」を「12か月(メニュー5における提供の形態による細目が - 2型のものについては24か月)以内」に改めます。
- 7 東経企営第10-165号(平成23年1月28日)の附則第9項(経過措置)中「メニュー5 - 2のもの」を「メニュー5 - 2(提供の形態による細目が - 2型のを除きます。)のもの」に改めます。
- 8 東経企営第10-165号(平成23年1月28日)の附則第11項(経過措置)中「型のもの」を「 - 1型のもの」に改めます。
- 9 東経企営第10-165号(平成23年1月28日)の附則第12項(経過措置)中「型のもの」を「 - 1型のもの」に改めます。

附 則(平成23年5月31日東経企営第11 - 33号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成23年6月1日から実施します。
- (経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
 - 3 当社は、契約の申込者から、申出があったときは、次のとおり規定する選択制による基本工事費等の割引を適用します。

(1) 定義等

ア 「基本工事費等の割引」とは、メニュー5に係るIP通信網契約の申込者の選択により、その契約者回線の設置に係る基本工事費(基本額の部分に限ります。)について、料金表第2表第2の2 - 5に規定する額に代えて、1,000円(税込価格1,050円)を適用すること又はその契約者回線の設置に係る基本工事費及び交換機等工事費の合計額が2,000円(税込価格2,100円)である場合に限り、その契約者回線の設置に係る基本工事費及び交換機等工事費について、料金表第2表第2の2 - 5に規定する額に代えて、それぞれ0円を適用することをいいます。

- イ 契約の申込者は、当社がそのIP通信網サービスの提供を開始する日までに、アに規定する基本工事費等の割引を選択する申出を行っていただきます。
- ウ この割引の適用を受けるIP通信網契約に係る契約者回線は、平成24年3月31日までに当社がその提供を開始したものに限り、これを承諾します。

(2) 承諾

当社は、この割引を選択する申出があったときは、その申出のあったIP通信網契約が次の各号に該当するものである場合に限り、これを承諾します。

ア そのIP通信網サービスの提供開始と同時に料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用を受けないもの

イ 平成23年6月1日から平成23年9月30日までの間に申込みがあったもの

(3) 割引の適用

ア IP通信網契約者は、この割引の適用を受けているIP通信網契約について、そのIP通信網サービスの提供を開始した日から起算して24か月以内にそのIP通信網契約の解除があった場合は、8,000円(税込価格 8,400円)×割引の適用を受ける前のその契約者回線の設置に係る基本工事費及び交換機等工事費の合計額が2,000円(税込価格 2,100円)である場合については、2,000円(税込価格 2,100円)を一括して当社が定める期日までに支払っていただきます。

イ アの場合において、次のいずれかに該当する場合には、アの規定を適用しません。

(ア) IP通信網契約者から、メニュー5に係るIP通信網サービスの提供区域外に移転する旨の意思表示があり、当社がその移転先でメニュー5に係るIP通信網サービスを提供しないことによりそのIP通信網契約の解除があった場合。

(イ) IP通信網契約者から、メニュー5に係るIP通信網サービスの提供区域内に移転する旨の請求があり、そのIP通信網サービスを提供することが技術上困難なとき又は保守することが著しく困難である等当社の業務の遂行上支障があることから、当社がその請求を承諾しないことによりそのIP通信網契約の解除があった場合。

(ウ) IP通信網契約者から、メニュー5に係るIP通信網サービスの提供区域内であって、当社がメニュー5-2に係る契約者グループを設定していない構内又は建物内へ移転する旨の意思表示があり、当社がその移転先でメニュー5-2に係るIP通信網サービスを提供しないことによりそのIP通信網契約の解除があった場合。

4 当社は、限定された期間内に申し込まれたIP通信網契約に限り適用する割引であって当社が別に定めるものの適用を受けた者が、そのメニュー5に係るIP通信網契約の解除又は解除の通知があった後に、メニュー5に係るIP通信網契約の申込みを平成23年6月1日から平成23年9月30日までの間に行ったと当社が認める場合(その申込みに係る契約者回線の終端の場所がその解除等に係る契約者回線の終端の場所と同一となる場合とします。)は、この附則の第3項の規定を適用しません。

5 平成23年6月1日から平成23年9月30日までの間にメニュー5(その終端を東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県又は北海道に係る都道府県の区域内とする契約者回線であって、メニュー5-1の100Mb/sの品目のものにおけるプラン3-1に係るもの若しくは200Mb/sのもの又はメニュー5-2のものに限り、これを承諾します。)に限り、これを承諾します。以下この項において「割引対象サービス」といいます。)に係るIP通信網契約(この附則の第3項に規定する選択制による基本工事費等の割引の適用を受けるものに限り、これを承諾します。)の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成24年3月31日までに当社がそのIP通信網サービスの提供を開始した場合は、そのIP通信網契約に係る利用料金について、サービスの提供を開始した日から起算して3か月間(そのIP通信網契約の申込みの方法が当社が別に定める方法による場合については4か月間)の利用料(タイプ2のもの

のに係る加算料を除きます。) 屋内配線設備の部分の加算額、回線終端装置利用料及び機器利用料(配線設備多重装置に係るものに限ります。)については、料金表第1表第1類第1の2-5に規定する額に代えて、それぞれ0円を適用します。

ただし、そのIP通信網サービスについて、割引対象サービス以外の品目等への変更又は料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用の開始があった場合については、その変更等があった日以降の期間についてはこの料金額の適用を行いません。

- 6 平成23年6月1日から平成23年9月30日までの間にメニュー5(その終端をこの附則第5項に規定する都道府県以外の都道府県の区域内とする契約者回線であって、メニュー5-1の100Mb/sの品目のものにおけるプラン3-1に係るもの若しくは200Mb/sのもの又はメニュー5-2のものに限ります。以下この項において「割引対象サービス」といいます。)に係るIP通信網契約(この附則の第3項に規定する選択制による基本工事費等の割引の適用を受けるものに限ります。)の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成24年3月31日までに当社がそのIP通信網サービスの提供を開始した場合は、そのIP通信網契約に係る利用料金について、サービスの提供を開始した日から起算して1か月間(そのIP通信網契約の申込みの方法が当社が別に定める方法による場合については2か月間)の利用料(タイプ2のものに係る加算料を除きます。) 屋内配線設備の部分の加算額、回線終端装置利用料及び機器利用料(配線設備多重装置に係るものに限ります。)については、料金表第1表第1類第1の2-5に規定する額に代えて、それぞれ0円を適用します。

ただし、そのIP通信網サービスについて、割引対象サービス以外の品目等への変更又は料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用の開始があった場合については、その変更等があった日以降の期間についてはこの料金額の適用を行いません。

- 7 当社は、限定された期間内に申し込まれたIP通信網契約に限り適用する割引であって当社が別に定めるものの適用を受けた者が、そのメニュー5に係るIP通信網契約の解除又は解除の通知があった後に、メニュー5に係るIP通信網契約の申込みを平成23年6月1日から平成23年9月30日までの間に行ったと当社が認める場合(その申込みに係る契約者回線の終端の場所がその解除等に係る契約者回線の終端の場所と同一となる場合とします。)は、この附則の第5項及び第6項の規定を適用しません。

- 8 平成23年6月1日から平成23年9月30日までの間にメニュー5-1(提供の形態による細目が-2型のもの及び料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用を受けているものを除きます。)のものに係るIP通信網契約者から、そのIP通信網サービスについて、メニュー5-2(提供の形態による細目が-2型のものを除きます。)のものに係るIP通信網サービスへの品目等の変更の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成24年3月31日までにその品目等の変更の工事があった場合(その工事と同時にメニュー5-1の100Mb/sの品目のものにおけるプラン3-1のもの又は200Mb/sのものに係る契約者回線の移転の工事を行う場合を除きます。)は、その品目等の変更に係る基本工事費(基本額の部分に限ります。)及び交換機等工事費について、料金表第2表第2の2-5に規定する額に代えて、それぞれ0円を適用します。

- 9 平成23年6月1日から平成23年9月30日までの間にメニュー5における提供の形態による細目が-2型のIP通信網サービスに係るIP通信網契約者から、そのIP通信網サービスについて、メニュー5-1における提供の形態による細目が-1型のもの又はメニュー5-2のものへの品目等の変更の請求(契約者回線の移転を伴うものを除きます。)があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成24年3月31日までにその変更があった場合は、その品目等の変更に係る基本工事費(基本額の部分に限ります。)及び交換機等工事費について、料金表第2表第2の2-5に規定する額に代えて、それぞれ0円を適用します。

- 10 平成23年6月1日から平成23年9月30日までの間にメニュー5に係るIP通信網契約者から、そのIP通信網サービスについて、メニュー5における提供の形態による細目が - 2型のものに係るIP通信網サービスへの品目等の変更の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成24年3月31日までにその変更があった場合(その工事と同時にメニュー5 - 1の100Mb/sの品目のものにおけるプラン3 - 1のもの若しくは200Mb/sの品目のもの又はメニュー5 - 2のものに係る契約者回線の移転の工事を行う場合を除きます。)は、その品目等の変更に係る基本工事費(基本額の部分に限ります。)及び交換機等工事費について、料金表第2表第2の2 - 5に規定する額に代えて、それぞれ0円を適用します。
- 11 当社は、限定された期間内に申し込まれたIP通信網契約に限り適用する割引であって当社が別に定めるものの適用(メニュー5における提供の形態による細目が - 2型のものへの品目等の変更の工事に係るもの又はその変更と同時の移転の工事に係るものに限ります。)を受けた者が、その契約者回線について、平成23年6月1日から平成23年9月30日までの間に品目等の変更の請求(メニュー5における提供の形態による細目が - 2型のものへの品目等の変更に係るものに限ります。)を行ったと当社が認める場合は、その品目等の変更に係る基本工事費及び交換機等工事費について、この附則の第10項の規定を適用しません。
- 12 平成23年6月1日から平成23年9月30日までの間にメニュー5(メニュー5 - 1の100Mb/sの品目のものにおけるプラン3 - 1に係るもの若しくは200Mb/sのもの又はメニュー5 - 2のものに限ります。以下この項において「割引対象サービス」といいます。)に係るIP通信網契約者からその契約者回線(料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用を受けている契約者回線を除きます。)又は当社が提供する端末設備(配線設備多重装置に限ります。以下この項において同じとします。)の移転の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成24年3月31日までに当社がその契約者回線又は当社が提供する端末設備の移転の工事を行ったとき(その工事と同時に割引対象サービス以外の品目等への変更があったときを除きます。)は、その契約者回線又は当社が提供する端末設備の移転に係る基本工事費(基本額の部分に限ります。)及び交換機等工事費について、料金表第2表第2の2 - 5に規定する額に代えて、それぞれ0円を適用します。
- 13 平成23年6月1日から平成23年9月30日までの間にメニュー5 - 1の100Mb/sの品目のものにおけるプラン3 - 1のものであって、提供の形態による細目が - 1型のものに係るIP通信網契約者から、そのIP通信網サービスについて、メニュー5 - 1の200Mb/sのものに係るIP通信網サービス(そのIP通信網サービスの品目等の変更と同時に料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用の開始があった場合を除きます。)への品目等の変更のみの請求(その品目等の変更と同時に工事(交換機等工事のみの場合に限ります。)を要する請求がある場合を含み、その品目等の変更と同時にIP通信網サービス契約約款以外の当社が定める契約約款等に規定する工事(当社が別に定める場合を除きます。)を要する請求がある場合を除きます。)があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成24年3月31日までにその品目等の変更のみの工事(その品目等の変更と同時に工事(交換機等工事のみの場合に限ります。)を行う場合を含み、その品目等の変更の工事と同時にIP通信網サービス契約約款以外の当社が定める契約約款等に規定する工事(当社が別に定める場合を除きます。)を行うものを除きます。)を行ったときは、その品目等の変更に係る基本工事費(基本額の部分に限ります。)について、料金表第2表第2の2 - 5に規定する額にかかわらず、1,000円を適用します。
- 14 平成23年6月1日から平成23年9月30日までの間にメニュー5 - 2の100Mb/sの品目のものにおける契約者回線の態様による細目がグレード1 - 1のものであって、提供の形態による細目が - 1型のものに係るIP通信網契約者から、そのIP通信網サービスについて、メニュー5 - 2の200Mb/sのものに係るIP通信網サービス(その

I P通信網サービスの品目等の変更と同時に料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用の開始があった場合を除きます。)への品目等の変更のみの請求(その品目等の変更と同時に工事(交換機等工事のみの場合に限ります。)を要する請求がある場合を含み、その品目等の変更と同時にI P通信網サービス契約約款以外の当社が定める契約約款等に規定する工事(音声利用I P通信網サービス契約約款に定める端末設備に係るもの及びI P通信網サービス契約約款以外の当社が定める契約約款等に規定する工事であって、基本工事費の額が1,000円となる場合を除きます。)を要する請求がある場合を除きます。)があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成24年3月31日までにその品目等の変更のみの工事(その品目等の変更と同時に工事(交換機等工事のみの場合に限ります。)を行う場合を含み、その品目等の変更の工事と同時にI P通信網サービス契約約款以外の当社が定める契約約款等に規定する工事(音声利用I P通信網サービス契約約款に定める端末設備に係るもの及びI P通信網サービス契約約款以外の当社が定める契約約款等に規定する工事であって、基本工事費の額が1,000円となる場合を除きます。)を行うものを除きます。)を行ったときは、その品目等の変更に係る基本工事費(基本額の部分に限ります。)について、料金表第2表第2の2-5に規定する額にかかわらず、1,000円を適用します。

- 15 平成23年6月1日から平成23年9月30日までの間にメニュー7に係るI P通信網契約の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成24年3月31日までに当社がそのI P通信網サービスの提供を開始した場合は、そのI P通信網サービスの提供の開始に係る基本工事費及び交換機等工事費について、料金表第2表第2の2-7に規定する額に代えてそれぞれ0円を適用します。
- 16 平成23年6月1日から平成23年9月30日までの間にI P通信網契約者から無線アクセス機能の利用の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成24年3月31日までに当社がその無線アクセス機能の提供を開始した場合は、その無線アクセス機能の利用の開始に係る基本工事費及び交換機等工事費について、料金表第2表第2の2-1、2-4又は2-5に規定する額に代えてそれぞれ0円を適用します。
- 17 当社は、限定された期間内に申し込まれたI P通信網契約に限り適用する割引であって当社が別に定めるものの適用を受けた者が、平成23年6月1日から平成23年9月30日までの間にその契約者回線等について無線アクセス機能の利用の請求を行ったと当社が認める場合は、その無線アクセス機能の利用の開始に係る基本工事費及び交換機等工事費について、この附則の第16項の規定を適用しません。
- 18 平成23年6月1日から平成23年9月30日までの間にI P通信網契約者から待受情報受信機能の利用の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成24年3月31日までに当社がその待受情報受信機能の提供を開始した場合は、その待受情報受信機能に係る利用料金について、サービスの提供を開始した日から起算して2か月間の利用料金については料金表第1表第1類第1の2-9に規定する額に代えて0円を適用します。
- 19 当社は、1の待受情報受信機能対応装置に係る待受情報受信機能の利用料金に限り、この附則の第18項の規定を適用するものとし、限定された期間内に申し込まれたI P通信網契約に限り適用する割引であって当社が別に定めるものの適用を受けた者が、その契約者回線について待受情報受信機能の利用の請求を行ったと当社が認める場合は、その待受情報受信機能に係る利用料金について、この附則の第18項の規定を適用しません。
- 20 平成23年6月1日から平成23年9月30日までの間にI P通信網契約者から待受情報受信機能対応装置の利用の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成24年3月31日までに当社がその待受情報受信機能対応装置の提供を開始した場合は、その待受情報受信機能対応装置に係る利用料金について、サービスの提供を開始した日から起算して2か月間の利用料金については料金表第1表第1類第1の2-5に規定する額に代えて0円を適用します。

21 当社は、1の待受情報受信機能対応装置に係る利用料金に限り、この附則の第20項の規定を適用するものとし、限定された期間内に申し込まれたIP通信網契約に限り適用する割引であって当社が別に定めるものの適用を受けた者が、その契約者回線について待受情報受信機能対応装置の利用の請求を行ったと当社が認める場合は、その待受情報受信機能対応装置に係る利用料金について、この附則の第20項の規定を適用しません。

附 則（平成23年6月30日東経企営第11-66号）

この改正規定は、平成23年6月30日から実施します。

附 則（平成23年7月11日東経企営第11-70号）

この改正規定は、平成23年7月11日から実施します。

附 則（平成23年7月20日東経企営第11-75号）

この改正規定は、平成23年7月21日から実施します。

附 則（平成23年8月1日東経企営第11-86号）

この改正規定は、平成23年8月2日から実施します。

附 則（平成23年9月29日東経企営第11-117号）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成23年10月1日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（メニュー5の設置に係る工事費の割引等）

3 当社は、契約の申込者から、申出があったときは、次のとおり規定する選択制による基本工事費等の割引を適用します。

(1) 定義等

ア 「基本工事費等の割引」とは、メニュー5に係るIP通信網契約の申込者の選択により、その契約者回線の設置に係る基本工事費（基本額の部分に限り、）について、料金表第2表第2の2-5に規定する額に代えて、1,000円（税込価格1,050円）を適用すること又はその契約者回線の設置に係る基本工事費及び交換機等工事費の合計額が2,000円（税込価格2,100円）である場合に限り、その契約者回線の設置に係る基本工事費及び交換機等工事費について、料金表第2表第2の2-5に規定する額に代えて、それぞれ0円を適用することをいいます。

イ 契約の申込者は、当社がそのIP通信網サービスの提供を開始する日までに、アに規定する基本工事費等の割引を選択する申出を行っていただきます。

ウ この割引の適用を受けるIP通信網契約に係る契約者回線は、平成24年8月31日までに当社がその提供を開始したものに限り、適用します。

(2) 承諾

当社は、この割引を選択する申出があったときは、その申出のあったIP通信網契約が次の各号に該当するものである場合に限り、これを承諾します。

ア そのIP通信網サービスの提供開始と同時に料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用を受けないもの

イ 平成23年10月1日から平成24年2月29日までの間に申込みがあったもの

(3) 割引の適用

ア IP通信網契約者は、この割引の適用を受けているIP通信網契約について、そのIP通信網サービスの提供を開始した日から起算して24か月以内にそのIP通信網契約の解除があった場合は、8,000円（税込価格8,400円）×割引の適用を受ける前のその契約者回線の設置に係る基本工事費及び交換機等工事費の合計額が2,000円（税込価格2,100円）である場合については、2,000円（税込価格2,100円）を一括して当社が定める期日までに支払っていただきます。

イ アの場合において、次のいずれかに該当する場合には、アの規定を適用しませ

ん。

(ア) IP通信網契約者から、メニュー5に係るIP通信網サービスの提供区域外に移転する旨の意思表示があり、当社がその移転先でメニュー5に係るIP通信網サービスを提供しないことによりそのIP通信網契約の解除があった場合。

(イ) IP通信網契約者から、メニュー5に係るIP通信網サービスの提供区域内に移転する旨の請求があり、そのIP通信網サービスを提供することが技術上困難なとき又は保守することが著しく困難である等当社の業務の遂行上支障があることから、当社がその請求を承諾しないことによりそのIP通信網契約の解除があった場合。

(ウ) IP通信網契約者から、メニュー5に係るIP通信網サービスの提供区域内であって、当社がメニュー5-2に係る契約者グループを設定していない構内又は建物内へ移転する旨の意思表示があり、当社がその移転先でメニュー5-2に係るIP通信網サービスを提供しないことによりそのIP通信網契約の解除があった場合。

4 当社は、限定された期間内に申し込まれたIP通信網契約に限り適用する割引であって当社が別に定めるものの適用を受けた者が、そのメニュー5に係るIP通信網契約の解除があった日から起算して1年未満の間に、メニュー5に係るIP通信網契約の申込みを行ったと当社が認める場合(その申込みに係る契約者回線の終端の場所がその解除に係る契約者回線の終端の場所と同一となる場合とします。)は、この附則の第3項の規定を適用しません。

(メニュー5に係る利用料金の割引等)

5 平成23年10月1日から平成24年2月29日までの間にメニュー5(その終端を東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県又は北海道に係る都道府県の区域内とする契約者回線であって、メニュー5-1の100Mb/sの品目のものにおけるプラン3-1に係るもの若しくは200Mb/sのもの又はメニュー5-2のものに限り、以下この項において「割引対象サービス」といいます。)に係るIP通信網契約(この附則の第3項に規定する選択制による基本工事費等の割引の適用を受けるものに限り、以下この項において「割引対象サービス」といいます。)の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成24年8月31日までに当社がそのIP通信網サービスの提供を開始した場合は、そのIP通信網契約に係る利用料金について、サービスの提供を開始した日から起算して3か月間(そのIP通信網契約の申込みの方法が当社が別に定める方法による場合については4か月間)の利用料(タイプ2のものに係る加算料を除きます。)屋内配線設備の部分の加算額、回線終端装置利用料及び機器利用料(配線設備多重装置に係るものに限り、以下この項において「割引対象サービス」といいます。)については、料金表第1表第1類第1の2-5に規定する額に代えて、それぞれ0円を適用します。

ただし、そのIP通信網サービスについて、割引対象サービス以外の品目等への変更又は料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用の開始があった場合については、その変更等があった日以降の期間についてはこの料金額の適用を行いません。

6 平成23年10月1日から平成24年2月29日までの間にメニュー5(その終端をこの附則第5項に規定する都道府県以外の都道府県の区域内とする契約者回線であって、メニュー5-1の100Mb/sの品目のものにおけるプラン3-1に係るもの若しくは200Mb/sのもの又はメニュー5-2のものに限り、以下この項において「割引対象サービス」といいます。)に係るIP通信網契約(この附則の第3項に規定する選択制による基本工事費等の割引の適用を受けるものに限り、以下この項において「割引対象サービス」といいます。)の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成24年8月31日までに当社がそのIP通信網サービスの提供を開始した場合は、そのIP通信網契約に係る利用料金について、サービスの提供を開始した日から起算して1か月間(そのIP通信網契約の申込みの方法が当社が別に定める方法による場合については2か月間)の利用料(タイプ2のもの

のに係る加算料を除きます。) 屋内配線設備の部分の加算額、回線終端装置利用料及び機器利用料(配線設備多重装置に係るものに限ります。)については、料金表第1表第1類第1の2-5に規定する額に代えて、それぞれ0円を適用します。

ただし、そのIP通信網サービスについて、割引対象サービス以外の品目等への変更又は料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用の開始があった場合については、その変更等があった日以降の期間についてはこの料金額の適用を行いません。

- 7 当社は、限定された期間内に申し込まれたIP通信網契約に限り適用する割引であって当社が別に定めるものの適用を受けた者が、そのメニュー5に係るIP通信網契約の解除があった日から起算して1年未満の間に、メニュー5に係るIP通信網契約の申込みを行ったと当社が認める場合(その申込みに係る契約者回線の終端の場所がその解除に係る契約者回線の終端の場所と同一となる場合とします。)は、この附則の第5項及び第6項の規定を適用しません。
(メニュー5の品目等の変更に係る工事費の割引)
- 8 平成23年10月1日から平成24年2月29日までの間にメニュー5-1(提供の形態による細目が-2型のもの及び料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用を受けているものを除きます。)のものに係るIP通信網契約者から、そのIP通信網サービスについて、メニュー5-2(提供の形態による細目が-2型のを除きます。)のものに係るIP通信網サービスへの品目等の変更の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成24年8月31日までにその品目等の変更の工事があった場合(その工事と同時にメニュー5-1の100Mb/sの品目のものにおけるプラン3-1のもの又は200Mb/sのものに係る契約者回線の移転の工事を行う場合を除きます。)は、その品目等の変更に係る基本工事費(基本額の部分に限ります。)及び交換機等工事費について、料金表第2表第2の2-5に規定する額に代えて、それぞれ0円を適用します。
- 9 平成23年10月1日から平成24年2月29日までの間にメニュー5における提供の形態による細目が-2型のIP通信網サービスに係るIP通信網契約者から、そのIP通信網サービスについて、メニュー5-1における提供の形態による細目が-1型のもの又はメニュー5-2のものへの品目等の変更の請求(契約者回線の移転を伴うものを除きます。)があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成24年8月31日までにその変更があった場合は、その品目等の変更に係る基本工事費(基本額の部分に限ります。)及び交換機等工事費について、料金表第2表第2の2-5に規定する額に代えて、それぞれ0円を適用します。
- 10 平成23年10月1日から平成24年2月29日までの間にメニュー5に係るIP通信網契約者から、そのIP通信網サービスについて、メニュー5における提供の形態による細目が-2型のものに係るIP通信網サービスへの品目等の変更の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成24年8月31日までにその変更があった場合(その工事と同時にメニュー5-1の100Mb/sの品目のものにおけるプラン3-1のもの若しくは200Mb/sの品目のもの又はメニュー5-2のものに係る契約者回線の移転の工事を行う場合を除きます。)は、その品目等の変更に係る基本工事費(基本額の部分に限ります。)及び交換機等工事費について、料金表第2表第2の2-5に規定する額に代えて、それぞれ0円を適用します。
- 11 当社は、限定された期間内に申し込まれたIP通信網契約に限り適用する割引であって当社が別に定めるものの適用(メニュー5における提供の形態による細目が-2型のものへの品目等の変更の工事に係るもの又はその変更と同時の移転の工事に係るものに限ります。)を受けた者が、その契約者回線について、平成23年10月1日から平成24年2月29日までの間に品目等の変更の請求(メニュー5における提供の形態による細目が-2型のものへの品目等の変更に係るものに限ります。)を行ったと当社が認める場合は、その品目等の変更に係る基本工事費及び交換機等工事費について、

この附則の第10項の規定を適用しません。

(メニュー5の移転に係る工事費の割引)

- 12 平成23年10月1日から平成24年2月29日までの間にメニュー5(メニュー5-1の100Mb/sの品目のものにおけるプラン3-1に係るもの若しくは200Mb/sのもの又はメニュー5-2のものに限り。以下この項において「割引対象サービス」といいます。)に係るIP通信網契約者からその契約者回線(料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用を受けている契約者回線を除きます。)又は当社が提供する端末設備(配線設備多重装置に限り。以下この項において同じとします。)の移転の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成24年8月31日までに当社がその契約者回線又は当社が提供する端末設備の移転の工事を行ったとき(その工事と同時に割引対象サービス以外の品目等への変更があったときを除きます。)は、その契約者回線又は当社が提供する端末設備の移転に係る基本工事費(基本額の部分に限り。)及び交換機等工事費について、料金表第2表第2の2-5に規定する額に代えて、それぞれ0円を適用します。

(メニュー5-1の品目等の変更に係る工事費の割引)

- 13 平成23年10月1日から平成24年2月29日までの間にメニュー5-1の100Mb/sの品目のものにおけるプラン3-1のものであって、提供の形態による細目が-1型のものに係るIP通信網契約者から、そのIP通信網サービスについて、メニュー5-1の200Mb/sのものに係るIP通信網サービス(そのIP通信網サービスの品目等の変更と同時に料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用の開始があった場合を除きます。)への品目等の変更のみの請求(その品目等の変更と同時に工事(交換機等工事のみの場合に限り。))を要する請求がある場合を含み、その品目等の変更と同時にIP通信網サービス契約約款以外の当社が定める契約約款等に規定する工事(当社が別に定める場合を除きます。)を要する請求がある場合を除きます。)があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成24年8月31日までにその品目等の変更のみの工事(その品目等の変更と同時に工事(交換機等工事のみの場合に限り。))を行う場合を含み、その品目等の変更の工事と同時にIP通信網サービス契約約款以外の当社が定める契約約款等に規定する工事(当社が別に定める場合を除きます。)を行うものを除きます。)を行ったときは、その品目等の変更に係る基本工事費(基本額の部分に限り。)について、料金表第2表第2の2-5に規定する額にかかわらず、1,000円を適用します。

(メニュー5-2の品目等の変更に係る工事費の割引)

- 14 平成23年10月1日から平成24年2月29日までの間にメニュー5-2の100Mb/sの品目のものにおける契約者回線の態様による細目がグレード1-1のものであって、提供の形態による細目が-1型のものに係るIP通信網契約者から、そのIP通信網サービスについて、メニュー5-2の200Mb/sのものに係るIP通信網サービス(そのIP通信網サービスの品目等の変更と同時に料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用の開始があった場合を除きます。)への品目等の変更のみの請求(その品目等の変更と同時に工事(交換機等工事のみの場合に限り。))を要する請求がある場合を含み、その品目等の変更と同時にIP通信網サービス契約約款以外の当社が定める契約約款等に規定する工事(当社が別に定める場合を除きます。)を要する請求がある場合を除きます。)があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成24年8月31日までにその品目等の変更のみの工事(その品目等の変更と同時に工事(交換機等工事のみの場合に限り。))を行う場合を含み、その品目等の変更の工事と同時にIP通信網サービス契約約款以外の当社が定める契約約款等に規定する工事(当社が別に定める場合を除きます。)を行ったときは、その品目等の変更に係る基本工事費(基本額の部分に限り。)について、料金表第2表第2の2-5に規定する額にかかわらず、1,000円を適用します。

(メニュー7の提供の開始に係る工事費の割引)

15 平成23年10月1日から平成24年5月31日までの間にメニュー7に係るIP通信網契約の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成24年11月30日までに当社がそのIP通信網サービスの提供を開始した場合は、そのIP通信網サービスの提供の開始に係る基本工事費及び交換機等工事費について、料金表第2表第2の2-7に規定する額に代えてそれぞれ0円を適用します。

(無線アクセス機能の提供の開始に係る工事費の割引)

16 平成23年10月1日から平成24年5月31日までの間にIP通信網契約者から無線アクセス機能の利用の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成24年11月30日までに当社がその無線アクセス機能の提供を開始した場合は、その無線アクセス機能の利用の開始に係る基本工事費及び交換機等工事費について、料金表第2表第2の2-1、2-4又は2-5に規定する額に代えてそれぞれ0円を適用します。

17 当社は、限定された期間内に申し込まれたIP通信網契約に限り適用する割引であって当社が別に定めるものの適用を受けた者が、平成23年10月1日から平成24年5月31日までの間にその契約者回線等について無線アクセス機能の利用の請求を行ったと当社が認める場合は、その無線アクセス機能の利用の開始に係る基本工事費及び交換機等工事費について、この附則の第16項の規定を適用しません。

(待受情報受信機能に係る利用料金の割引)

18 平成23年10月1日から平成24年1月31日までの間にIP通信網契約者から待受情報受信機能の利用の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成24年7月31日までに当社がその待受情報受信機能の提供を開始した場合は、その待受情報受信機能に係る利用料金について、サービスの提供を開始した日から起算して2か月間の利用料金については料金表第1表第1類第1の2-9に規定する額に代えて0円を適用します。

19 当社は、1の待受情報受信機能対応装置に係る待受情報受信機能の利用料金に限り、この附則の第18項の規定を適用するものとし、限定された期間内に申し込まれたIP通信網契約に限り適用する割引であって当社が別に定めるものの適用を受けた者が、その契約者回線について待受情報受信機能の利用の請求を行ったと当社が認める場合は、その待受情報受信機能に係る利用料金について、この附則の第18項の規定を適用しません。

(待受情報受信機能対応装置(型のものに限り)に係る利用料金の割引)

20 平成23年10月1日から平成24年1月31日までの間にIP通信網契約者から待受情報受信機能対応装置(型のものに限り)の利用の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成24年7月31日までに当社がその待受情報受信機能対応装置(型のものに限り)の提供を開始した場合は、その待受情報受信機能対応装置(型のものに限り)に係る利用料金について、サービスの提供を開始した日から起算して2か月間の利用料金については料金表第1表第1類第1の2-5に規定する額に代えて0円を適用します。

21 当社は、1の待受情報受信機能対応装置(型のものに限り)に係る利用料金に限り、この附則の第20項の規定を適用するものとし、限定された期間内に申し込まれたIP通信網契約に限り適用する割引であって当社が別に定めるものの適用を受けた者が、その契約者回線について待受情報受信機能対応装置(型のものに限り)の利用の請求を行ったと当社が認める場合は、その待受情報受信機能対応装置(型のものに限り)に係る利用料金について、この附則の第20項の規定を適用しません。

附 則(平成23年11月16日東経企第11-142号)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成23年11月18日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により携帯式無線LAN対応ルータ装置のタイプBが提供されている契約者回線については、この改正規定実施の日において、携帯式無線LAN対応ルータ装置の基本装置が提供されている契約者回線とみなして取り扱います。

(無線アクセス機能に係る利用料金の割引)

- 4 平成23年11月18日から平成24年5月31日までの間にIP通信網契約者から無線アクセス機能の利用の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成24年11月30日までに当社がその無線アクセス機能の提供を開始した場合は、その無線アクセス機能に係る利用料金について、サービスの提供を開始した日から起算して3か月間の利用料金については、料金表第1表第1類第1の2-9に規定する額に代えて0円を適用します。
- 5 当社は、限定された期間内に申し込まれたIP通信網契約に限り適用する割引であって当社が別に定めるものの適用を受けた者が、その契約者回線について無線アクセス機能の利用の請求を行ったと当社が認める場合は、その無線アクセス機能に係る利用料金について、この附則の第5項の規定を適用しません。

(携帯式無線LAN対応ルータ装置の基本装置に係る利用料金の割引)

- 6 平成23年11月18日から平成24年5月31日までの間にIP通信網契約者から携帯式無線LAN対応ルータ装置の基本装置の利用の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成24年11月30日までに当社がその携帯式無線LAN対応ルータ装置の基本装置の提供を開始した場合は、その携帯式無線LAN対応ルータ装置の基本装置に係る利用料金について、その携帯式無線LAN対応ルータ装置の基本装置の提供を開始した日から起算して3か月間の利用料金については料金表第1表第1類第1の2-5に規定する額に代えて0円を適用します。
- 7 当社は、1の携帯式無線LAN対応ルータ装置の基本装置に係る利用料金に限り、この附則の第6項の規定を適用するものとし、限定された期間内に申し込まれたIP通信網契約に限り適用する割引であってこの附則の第6項の適用を受けた者及び平成23年11月18日から平成24年5月31日までの間に携帯式無線LAN対応ルータ装置(付加装置を除きます。)の廃止を行った者が、その契約者回線について携帯式無線LAN対応ルータ装置の基本装置の利用の請求を行ったと当社が認める場合は、その携帯式無線LAN対応ルータ装置の基本装置に係る利用料金について、この附則の第7項の規定を適用しません。

(その他)

- 8 東経企営第11-117号(平成23年10月1日)の附則第15項、第16項及び第17項(経過措置)中「平成24年1月31日」を「平成24年3月31日」に、東経企営第11-117(平成23年10月1日)の附則第15項及び第16項(経過措置)中「平成24年7月31日」を「平成24年9月30日」に改めます。

附 則(平成23年11月21日東経企営第11-144号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成23年11月22日から実施します。
(一部提供区域におけるサービスの終了)
- 2 当社は、当社が別にIP通信網契約者に通知する日(「サービス終了日」と言います。以下この附則において同じとします。)において、東日本大震災により移転するIP通信網サービス取扱所(岩手県及び宮城県にあるものであって、当社が別に定めるものに限ります。)の取扱所交換設備に収容される契約者回線に係るIP通信網サービス(メニュー5における提供の形態による細目が 型のものに限ります。以下この附則において「移行対象回線」といいます。)を終了することとします。

この場合において、当社は、サービス終了日の1か月前までに、そのIP通信網契約者に係るサービス終了日をIP通信網契約者に通知します。

- 3 サービス終了日の際現に、改正前の規定により次の表の左欄のサービスを提供されている契約者回線は、サービス終了日において、同表の右欄のサービスを提供されている契約者回線とみなして取り扱います。

メニュー5-1の100Mb/sの品目のものにおける提供の形態による細目が型のものであって通信の態様による細目がプラン1のものに係るIP通信網サービス	メニュー5-1の1Gb/sの品目のものにおける提供の形態による細目が-1型のものに係るIP通信網サービス
メニュー5-1の100Mb/sの品目のものにおける提供の形態による細目が型のものであって通信の態様による細目がプラン2のものに係るIP通信網サービス	メニュー5-1の200Mb/sの品目のものにおける提供の形態による細目が-1型のものであって通信の態様による細目がプラン3-1のものに係るIP通信網サービス
メニュー5-1の100Mb/sの品目のものにおける提供の形態による細目が型のものであって通信の態様による細目がプラン3-1のものに係るIP通信網サービス	メニュー5-1の200Mb/sの品目のものにおける提供の形態による細目が-1型のものであって通信の態様による細目がプラン3-1のものに係るIP通信網サービス
メニュー5-2の100Mb/sの品目のものにおける提供の形態による細目が型のものであって契約者回線の態様による細目がグレード1-1のものに係るIP通信網サービス	メニュー5-2の200Mb/sの品目のものにおける提供の形態による細目が-1型のものであって契約者回線の態様による細目がグレード1-1のものに係るIP通信網サービス
メニュー5-2の100Mb/sの品目のものにおける提供の形態による細目が型のものであって契約者回線の態様による細目がグレード2のものに係るIP通信網サービス	メニュー5-2の100Mb/sの品目のものにおける提供の形態による細目が-1型のものであって契約者回線の態様による細目がグレード1-2のものに係るIP通信網サービス
メニュー5-2の100Mb/sの品目のものにおける提供の形態による細目が型のものであって契約者回線の態様による細目がグレード1-2のものに係るIP通信網サービス	メニュー5-2の100Mb/sの品目のものにおける提供の形態による細目が-1型のものであって契約者回線の態様による細目がグレード1-2のものに係るIP通信網サービス

(経過措置)

- 4 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(移行対象回線からメニュー5への移行に係る工事費の割引)

- 5 サービス終了日までの間に移行対象回線に係るIP通信網契約者から、そのIP通信網サービスについて、メニュー5の型のものに係るIP通信網サービスへの品目等の変更の請求があり、当社がその請求を承諾した場合は、その品目等の変更に係る基本工事費(基本額の部分に限ります。)及び交換機等工事費について、料金表第2表第2の2-5に規定する額に代えて、それぞれ0円を適用します。

(移行対象回線からメニュー4への移行に係る工事費の割引)

- 6 サービス終了日までの間に移行対象回線に係るIP通信網契約者から、そのIP通

信網契約の解除の請求と同時に、新たにメニュー４に係るＩＰ通信網契約（その契約者回線等の終端の場所が解除されたＩＰ通信網契約のものと同じの場合に限ります。）の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合は、その契約者回線等の設置に係る契約料については料金表第１表第２類の２に規定する額に代えて、基本工事費（基本額の部分に限ります。）交換機等工事費、屋内配線工事費及び回線調整工事費については料金表第２表第２の２－４に規定する額に代えて、それぞれ０円を適用します。（閉域グループ内通信機能からメニュー８への移行に係る工事費の割引）

７ サービス終了日までの間に、移行対象回線と同一の閉域グループに属する契約者回線等に係るＩＰ通信網契約者（移行対象回線を含みます。）から、その閉域グループ内通信機能の廃止と同時にメニュー８（利用回線型サービスのものに限ります。）に係るＩＰ通信網契約の申込み及び発信者番号通知機能の利用の請求（当社が別に定めるものに限ります。）があり、当社がその請求等を承諾した場合は、その提供の開始等に係る基本工事費（基本額の部分に限ります。）及び交換機等工事費について、料金表第２表第２の２－１、２－４、２－５及び２－８に規定する額に代えて、それぞれ０円を適用します。

８ サービス終了日までの間に、移行対象回線と同一の閉域グループに属する契約者回線等（メニュー１又はメニュー４に係るものに限ります。）に係るＩＰ通信網契約者から、その契約者回線等に係るＩＰ通信網契約の解除と同時に、新たにメニュー５の型のものに係るＩＰ通信網サービスに係るＩＰ通信網契約の申込み（その契約者回線の終端の場所が解除されたＩＰ通信網契約のものと同じの場合に限ります。）及びそのＩＰ通信網契約の申込みに係る契約者回線を利用回線とするメニュー８（クラス１のものに限ります。）のＩＰ通信網サービスに係るＩＰ通信網契約の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合は、その契約者回線の設置に係る契約料については料金表第１表第２類の２に規定する額に代えて、基本工事費（基本額の部分に限ります。）及び交換機等工事費については料金表第２表第２の２－５に規定する額に代えて、それぞれ０円を適用します。

９ サービス終了日までの間に、移行対象回線と同一の閉域グループに属する契約者回線等（移行対象回線以外のものであって、メニュー５の型に係るものに限ります。）に係るＩＰ通信網契約者から、その契約者回線の品目等の変更の請求及びその変更の請求に係る契約者回線を利用回線とするメニュー８（クラス１のものに限ります。）のＩＰ通信網サービスに係るＩＰ通信網契約の申込みがあり、当社がその請求等を承諾した場合は、そのメニュー５に係る契約者回線の品目等の変更に係る基本工事費（基本額の部分に限ります。）及び交換機等工事費について、料金表第２表第２の２－５に規定する額に代えて、それぞれ０円を適用します。

（契約者回線等の移行に伴う付加機能に係る工事費の割引）

10 当社は、この附則の第５、６、８及び９項に規定する品目等の変更等の際現に、その品目等の変更等の前の契約者回線等において利用していた付加機能について、ＩＰ通信網契約者より継続した利用の請求等（その契約者回線等の設置又は品目等の変更に係るものと同時に請求があったものであって、当社が別に定めるものに限ります。）があり、当社がその請求を承諾した場合は、その提供の開始等に係る交換機等工事費について、料金表第２表第２の２－４又は２－５に規定する額に代えて、それぞれ０円を適用します。

附 則（平成23年12月8日東経企営第11-158号）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成23年12月9日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

3 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により次の表の左欄の端末設備を提供さ

れている契約者回線は、この改正規定実施の日において、同表の右欄の端末設備を提供されている契約者回線とみなして取り扱います。

メニュー 5 の待受情報受信機能対応装置	メニュー 5 の待受情報受信機能対応装置 における 型のもの
----------------------	-----------------------------------

(その他)

- 4 東経企営第11-117号(平成23年9月29日)の附則第20項及び第21項(経過措置)中「待受情報受信機能対応装置」を「待受情報受信機能対応装置(型のものに限りま

す。)」に、それぞれ改めます。

附 則(平成23年12月20日東経企営第11-163号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成23年12月22日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(メニュー 5 の品目等の変更に係る工事費の割引)

- 3 平成23年12月22日から平成24年5月31日までの間にメニュー 5 に係る IP 通信網契約者(提供の形態による細目が 型のものであって、メニュー 5 - 1 のプラン 1 及びプラン 2 以外のものに限りま

す。)から、その IP 通信網サービスについて、無線アクセス認証機能対応型無線 LAN 対応ルータ装置の利用の請求と同時にメニュー 5 における提供の形態による細目が - 1 型のもの(1Gb/sの品目のものを除きます。)に係る IP 通信網サービスへの品目等の変更の請求(契約者回線の移転を伴うものを除きます。)があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成24年11月30日までにその変更があった場合は、その品目等の変更に係る基本工事費(基本額の部分に限りま

す。)及び交換機等工事費について、料金表第 2 表第 2 の 2 - 5 に規定する額に代えて、それぞれ 0 円を適用します。

附 則(平成24年1月24日東経企営第11-172号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成24年1月25日から実施します。
(電力使用量表示機能の利用の開始に係る工事費の割引)
- 2 平成24年1月25日から平成24年5月31日までの間に電力使用量表示機能の利用の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成24年11月30日までに当社がその電力使用量表示機能の提供を開始した場合は、その提供の開始に係る基本工事費(その工事が電力使用量表示機能に係るもののみであった場合に限りま

す。)及び交換機等工事費について、料金表第 2 表第 2 の 2 - 5 に規定する額に代えて、それぞれ 0 円を適用します。

附 則(平成24年1月27日東経企営第11-177号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成24年2月1日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(その他)

- 3 東経企営第11-117号(平成23年9月29日)の附則第 3 項、第 5 項、第 6 項、第 8 項、第 9 項、第10項、第11項、第12項、第13項及び第14項中「平成24年1月31日」を「平成24年2月29日」に、東経企営第11-117(平成23年9月29日)の附則第 3 項、第 5 項、第 6 項、第 8 項、第 9 項、第10項、第12項、第13項及び第14項中「平成24年7月31日」を「平成24年8月31日」に改めます。

附 則（平成24年2月20日東経企第11-188号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成24年2月21日から実施します。
- （経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則（平成24年2月27日東経企第11-191号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成24年3月1日から実施します。
- （経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- （メニュー5の設置に係る工事費の割引等）
- 3 当社は、契約の申込者から、申出があったときは、次のとおり規定する選択制による基本工事費等の割引を適用します。

(1) 定義等

ア 「基本工事費等の割引」とは、メニュー5に係るIP通信網契約の申込者の選択により、その契約者回線の設置に係る基本工事費（基本額の部分に限ります。）について、料金表第2表第2の2-5に規定する額に代えて、1,000円(税込価格1,050円)を適用すること又はその契約者回線の設置に係る基本工事費及び交換機等工事費の合計額が2,000円(税込価格2,100円)である場合に限り、その契約者回線の設置に係る基本工事費及び交換機等工事費について、料金表第2表第2の2-5に規定する額に代えて、それぞれ0円を適用することをいいます。

イ 契約の申込者は、当社がそのIP通信網サービスの提供を開始する日までに、アに規定する基本工事費等の割引を選択する申出を行っていただきます。

ウ この割引の適用を受けるIP通信網契約に係る契約者回線は、平成24年11月30日までに当社がその提供を開始したものに限りします。

(2) 承諾

当社は、この割引を選択する申出があったときは、その申出のあったIP通信網契約が次の各号に該当するものである場合に限り、これを承諾します。

ア そのIP通信網サービスの提供開始と同時に料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用を受けないもの

イ 平成24年3月1日から平成24年5月31日までの間に申込みがあったもの

(3) 割引の適用

ア IP通信網契約者は、この割引の適用を受けているIP通信網契約について、そのIP通信網サービスの提供を開始した日から起算して24か月以内にそのIP通信網契約の解除があった場合は、8,000円(税込価格8,400円)(割引の適用を受ける前のその契約者回線の設置に係る基本工事費及び交換機等工事費の合計額が2,000円(税込価格2,100円)である場合については、2,000円(税込価格2,100円))を一括して当社が定める期日までに支払っていただきます。

イ アの場合において、次のいずれかに該当する場合には、アの規定を適用しません。

(ア) IP通信網契約者から、メニュー5に係るIP通信網サービスの提供区域外に移転する旨の意思表示があり、当社がその移転先でメニュー5に係るIP通信網サービスを提供しないことによりそのIP通信網契約の解除があった場合。

(イ) IP通信網契約者から、メニュー5に係るIP通信網サービスの提供区域内に移転する旨の請求があり、そのIP通信網サービスを提供することが技術上困難なとき又は保守することが著しく困難である等当社の業務の遂行上支障

があることから、当社がその請求を承諾しないことによりその I P 通信網契約の解除があった場合。

(ウ) I P 通信網契約者から、メニュー 5 に係る I P 通信網サービスの提供区域内であって、当社がメニュー 5 - 2 に係る契約者グループを設定していない構内又は建物内へ移転する旨の意思表示があり、当社がその移転先でメニュー 5 - 2 に係る I P 通信網サービスを提供しないことによりその I P 通信網契約の解除があった場合。

4 当社は、限定された期間内に申し込まれた I P 通信網契約に限り適用する割引であって当社が別に定めるものの適用を受けた者が、そのメニュー 5 に係る I P 通信網契約の解除があった日から起算して 1 年未満の間に、メニュー 5 に係る I P 通信網契約の申込みを行ったと当社が認める場合（その申込みに係る契約者回線の終端の場所がその解除に係る契約者回線の終端の場所と同一となる場合とします。）は、この附則の第 3 項の規定を適用しません。

（メニュー 5 に係る利用料金の割引等）

5 平成 24 年 3 月 1 日から平成 24 年 5 月 31 日までの間にメニュー 5（メニュー 5 - 1 の 100Mb/s の品目のものにおけるプラン 3 - 1 に係るもの若しくは 200Mb/s のもの又はメニュー 5 - 2 のもの）に限り適用します。以下この項において「割引対象サービス」といいます。）に係る I P 通信網契約（この附則の第 3 項に規定する選択制による基本工事費等の割引の適用を受けるものに限り適用します。）の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成 24 年 11 月 30 日までに当社がその I P 通信網サービスの提供を開始した場合は、次に掲げる期間の利用料（タイプ 2 のものに係る加算料を除きます。）屋内配線設備の部分の加算額、回線終端装置利用料及び機器利用料（配線設備多重装置に係るものに限り適用します。）については、料金表第 1 表第 1 類第 1 の 2 - 5 に規定する額に代えて、それぞれ 0 円を適用します。

(1) I P 通信網契約者回線の終端が東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県又は北海道に係る都道府県の区域内であるもの

ア メニュー 5 - 1 の 100Mb/s の品目のものにおけるプラン 3 - 1 に係るもの又は 200Mb/s に係るものは 1 か月間（その I P 通信網契約の申込みの方法が当社が別に定める方法による場合については 2 か月間）

イ メニュー 5 - 2 に係るものは、3 か月間（その I P 通信網契約の申込みの方法が当社が別に定める方法による場合については 4 か月間）

(2) (1) 以外のものは 1 か月間（その I P 通信網契約の申込みの方法が当社が別に定める方法による場合については 2 か月間）

ただし、その I P 通信網サービスについて、割引対象サービス以外の品目等への変更又は料金表第 1 表第 1 類第 1 の 1 (9) に規定する学校に限定した割引の適用の開始があった場合については、その変更等があった日以降の期間についてはこの料金額の適用を行いません。

6 当社は、限定された期間内に申し込まれた I P 通信網契約に限り適用する割引であって当社が別に定めるものの適用を受けた者が、そのメニュー 5 に係る I P 通信網契約の解除があった日から起算して 1 年未満の間に、メニュー 5 に係る I P 通信網契約の申込みを行ったと当社が認める場合（その申込みに係る契約者回線の終端の場所がその解除に係る契約者回線の終端の場所と同一となる場合とします。）は、この附則の第 5 項の規定を適用しません。

（メニュー 5 の品目等の変更に係る工事費の割引）

7 平成 24 年 3 月 1 日から平成 24 年 5 月 31 日までの間にメニュー 5 - 1（提供の形態による細目が - 2 型のもの及び料金表第 1 表第 1 類第 1 の 1 (9) に規定する学校に限定した割引の適用を受けているものを除きます。）のものに係る I P 通信網契約者から、その I P 通信網サービスについて、メニュー 5 - 2（提供の形態による細目が - 2 型のものを除きます。）のものに係る I P 通信網サービスへの品目等の変更の請求があ

り、当社がその請求を承諾した場合であって、平成24年11月30日までにその品目等の変更の工事があった場合(その工事と同時にメニュー5-1の100Mb/sの品目のものにおけるプラン3-1のもの又は200Mb/sのものに係る契約者回線の移転の工事を行う場合を除きます。)は、その品目等の変更に係る基本工事費(基本額の部分に限ります。)及び交換機等工事費について、料金表第2表第2の2-5に規定する額に代えて、それぞれ0円を適用します。

- 8 平成24年3月1日から平成24年5月31日までの間にメニュー5における提供の形態による細目が-2型のIP通信網サービスに係るIP通信網契約者から、そのIP通信網サービスについて、メニュー5-1における提供の形態による細目が-1型のもの又はメニュー5-2のものへの品目等の変更の請求(契約者回線の移転を伴うものを除きます。)があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成24年11月30日までにその変更があった場合は、その品目等の変更に係る基本工事費(基本額の部分に限ります。)及び交換機等工事費について、料金表第2表第2の2-5に規定する額に代えて、それぞれ0円を適用します。
- 9 平成24年3月1日から平成24年5月31日までの間にメニュー5に係るIP通信網契約者から、そのIP通信網サービスについて、メニュー5における提供の形態による細目が-2型のものに係るIP通信網サービスへの品目等の変更の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成24年11月30日までにその変更があった場合(その工事と同時にメニュー5-1の100Mb/sの品目のものにおけるプラン3-1のもの若しくは200Mb/sの品目のもの又はメニュー5-2のものに係る契約者回線の移転の工事を行う場合を除きます。)は、その品目等の変更に係る基本工事費(基本額の部分に限ります。)及び交換機等工事費について、料金表第2表第2の2-5に規定する額に代えて、それぞれ0円を適用します。
- 10 当社は、限定された期間内に申し込まれたIP通信網契約に限り適用する割引であって当社が別に定めるものの適用(メニュー5における提供の形態による細目が-2型のものへの品目等の変更の工事に係るもの又はその変更と同時の移転の工事に係るものに限ります。)を受けた者が、その契約者回線について、平成24年3月1日から平成24年5月31日までの間に品目等の変更の請求(メニュー5における提供の形態による細目が-2型のものへの品目等の変更に係るものに限ります。)を行ったと当社が認める場合は、その品目等の変更に係る基本工事費及び交換機等工事費について、この附則の第9項の規定を適用しません。
(メニュー5の移転に係る工事費の割引)
- 11 平成24年3月1日から平成24年5月31日までの間にメニュー5(メニュー5-1の100Mb/sの品目のものにおけるプラン3-1に係るもの若しくは200Mb/sのもの又はメニュー5-2のものに限ります。以下この項において「割引対象サービス」といいます。)に係るIP通信網契約者からその契約者回線(料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用を受けている契約者回線を除きます。)又は当社が提供する端末設備(配線設備多重装置に限ります。以下この項において同じとします。)の移転の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成24年11月30日までに当社がその契約者回線又は当社が提供する端末設備の移転の工事を行ったとき(その工事と同時に割引対象サービス以外の品目等への変更があったとき又は当社が別に定める場合を除きます。)は、その契約者回線又は当社が提供する端末設備の移転に係る基本工事費(基本額の部分に限ります。)及び交換機等工事費について、料金表第2表第2の2-5に規定する額に代えて、それぞれ0円を適用します。
(メニュー5-1の品目等の変更に係る工事費の割引)
- 12 平成24年3月1日から平成24年5月31日までの間にメニュー5-1の100Mb/sの品目のものにおけるプラン3-1のものであって、提供の形態による細目が-1型のものに係るIP通信網契約者から、そのIP通信網サービスについて、メニュー5-1の200Mb/sのものに係るIP通信網サービス(そのIP通信網サービスの品目等の変更

と同時に料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用の開始があった場合を除きます。)への品目等の変更のみの請求(その品目等の変更と同時に工事(交換機等工事のみの場合に限ります。)を要する請求がある場合を含み、その品目等の変更と同時にI P通信網サービス契約約款以外の当社が定める契約約款等に規定する工事(当社が別に定める場合を除きます。)を要する請求がある場合を除きます。)があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成24年11月30日までにその品目等の変更のみの工事(その品目等の変更と同時に工事(交換機等工事のみの場合に限ります。)を行う場合を含み、その品目等の変更の工事と同時にI P通信網サービス契約約款以外の当社が定める契約約款等に規定する工事(当社が別に定める場合を除きます。)を行うものを除きます。)を行ったときは、その品目等の変更に係る基本工事費(基本額の部分に限ります。)について、料金表第2表第2の2-5に規定する額にかかわらず、1,000円を適用します。

(メニュー5-2の品目等の変更に係る工事費の割引)

- 13 平成24年3月1日から平成24年5月31日までの間にメニュー5-2の100Mb/sの品目のものにおける契約者回線の態様による細目がグレード1-1のものであって、提供の形態による細目が-1型のものに係るI P通信網契約者から、そのI P通信網サービスについて、メニュー5-2の200Mb/sのものに係るI P通信網サービス(そのI P通信網サービスの品目等の変更と同時に料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用の開始があった場合を除きます。)への品目等の変更のみの請求(その品目等の変更と同時に工事(交換機等工事のみの場合に限ります。)を要する請求がある場合を含み、その品目等の変更と同時にI P通信網サービス契約約款以外の当社が定める契約約款等に規定する工事(当社が別に定める場合を除きます。)を要する請求がある場合を除きます。)があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成24年11月30日までにその品目等の変更のみの工事(その品目等の変更と同時に工事(交換機等工事のみの場合に限ります。)を行う場合を含み、その品目等の変更の工事と同時にI P通信網サービス契約約款以外の当社が定める契約約款等に規定する工事(当社が別に定める場合を除きます。)を行ったときは、その品目等の変更に係る基本工事費(基本額の部分に限ります。)について、料金表第2表第2の2-5に規定する額にかかわらず、1,000円を適用します。

(その他)

- 14 東経企営第11-117(平成23年9月29日)の附則第15項、第16項及び第17項(経過措置)中「平成24年3月31日」を「平成24年5月31日」に、東経企営第11-117(平成23年9月29日)の附則第15項及び第16項(経過措置)中「平成24年9月30日」を「平成24年11月30日」に改めます。
- 15 東経企営第11-142(平成23年11月16日)の附則第4項、第6項及び第7項(経過措置)中「平成24年3月31日」を「平成24年5月31日」に、東経企営第11-142(平成23年11月16日)の附則第4項及び第6項(経過措置)中「平成24年9月30日」を「平成24年11月30日」に改めます。

附 則(平成24年3月23日東経企営第11-204号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成24年3月27日から実施します。
- (サービスの終了)
- 2 当社は、平成25年3月31日において、メニュー4又はメニュー5の提供の形態による細目が-型のものに係るI P v 6通信(通信相手先識別符号を用いるもの、符号蓄積機能を利用するもの又は当社が設置する電気通信設備からの着信により、符号蓄積装置に蓄積された符号の読み出しを可能とするものに限ります。)簡易型通信機能及び通信相手先選択機能を終了することとします。

(経過措置)

- 3 削除

- 4 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 5 平成24年3月27日から平成25年3月31日までの間にIP通信網契約者（メニュー5における提供の形態による細目が型のものであって料金表第1表2-5-2加算額(1)のア、イ、ウ若しくはエの適用を受けるもの（料金表第1表2-5-2加算額(1)のアの適用を受けるものについては、通信相手先識別符号を用いるもの又は符号蓄積機能を利用するものに限り、又は簡易型通信機能の提供を受けるものに限り、）から、そのIP通信網サービスについて、メニュー5の-1型のものに係るIP通信網サービスへの品目等の変更の請求（契約者回線の移転を伴うものを除きます。）があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成25年4月30日までにそのIP通信網サービスの変更があった場合は、その品目等の変更に係る基本工事費（基本額の部分に限り、）交換機等工事費について、料金表第2表第2の2-5に規定する額に代えて、それぞれ0円を適用します。
- 6 平成24年3月27日から平成25年3月31日までの間にIP通信網契約者（前項の適用を受けるものに限り、）から、IPv6通信（フレッツ・v6オプション）の利用の請求（その請求と同時にメニュー5の-1型のものに係るIP通信網サービスへの品目等の変更の請求を行う場合に限り、）があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成25年4月30日までにそのIPv6通信の提供を開始した場合、その提供の開始に係る交換機等工事費について、料金表第2表第2の2-5に規定する額に代えて、0円を適用します。

附 則（平成24年3月29日東経企営第11-210号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成24年4月1日から実施します。

（経過措置）

- 2 削除
3 削除
4 削除

附 則（平成24年3月29日東経企営第11-211号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成24年4月1日から実施します。

（経過措置）

- 2 この改正規定実施前に、改正前の規定により提供している料金表別表2に規定する学校に限定した利用料金の割引（以下この附則において「学校限定割引」といいます。）の適用を受けていた契約者回線等について、学校限定割引の廃止がなかった場合は、当社は、この改正規定の実施の日において、学校限定割引の適用を受けているものとして取り扱います。
- 3 この改正規定実施の際現に、学校に限定した割引の適用を受けているメニュー4又はメニュー5（メニュー5-1における100Mb/sのものに限り、）に係る契約者回線等について、学校限定割引を適用する期間は、次表のとおりとします。

区 分	期 間
ア 平成24年4月1日において、学校に限定した割引の適用を受けている契約者回線等の終端の場所において、当社がメニュー5の提供の形態による細目が-1型のものに係るIP通信網サービスの提供を行うことが可能な場合	平成26年3月31日までの間

<p>イ 平成24年4月1日において、学校に割限定した割引の適用を受けている契約者回線等の終端の場所において、当社がメニュー5の提供の形態による細目が 型のものに係るIP通信網サービスの提供を行うことが可能な場合（アに規定する場合を除きます。）</p>	<p>（ア）メニュー4に係る契約者回線等については、平成26年3月31日までの間 （イ）メニュー5（メニュー5-1における100Mb/sのものに限ります。）に係る契約者回線等については、その終端の場所において、当社がメニュー5提供の形態による細目が - 1型のものに係るIP通信網サービスの提供が可能になった日を含む年度から起算して翌々年度の末日までの間</p>
<p>ウ ア又はイ以外の場合</p>	<p>その契約者回線等の終端の場所において、当社がメニュー5の提供の形態による細目が - 1型のものに係るIP通信網サービスの提供が可能になった日を含む年度の翌々年度の末日までの間</p>

4 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則（平成24年5月7日東経企管第12-16号）

この改正規定は、平成24年5月10日から実施します。

附 則（平成24年5月28日東経企管第12-26号）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成24年5月29日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

3 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供しているメニュー5であって提供の細目の - 1型のものに係る契約者回線については、料金表第1表第1類第1の1（適用）(13)イのただし書きの規定を適用しません。ただし、この改正規定実施後、その契約者回線に関する工事があった場合は、この限りではありません。

附 則（平成24年5月29日東経企管第12-32号）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成24年6月1日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（メニュー5に係る利用料金の割引等）

3 当社は、契約の申込者から、申出があったときは、次のとおり規定する選択制による利用料金の割引を適用します。

(1) 定義等

ア 「利用料金の割引」とは、メニュー5（以下この項において「割引対象サービス」といいます。）に係るIP通信網契約の申込者の選択により、本項のイに規定する期間（以下「割引対象期間」といいます。）におけるメニュー5に係るIP通信網サービスの利用料金（料金表第1表第1類第1（臨時IP通信網契約以外の契約に関するもの）2（料金額）の2-5（メニュー5に関する利用料金）に規定する利用料（基本料に係る部分に限ります。）屋内配線設備の部分の加算額及び回線終端装置利用料に限ります。以下この表において同じとします。）について、次に掲げる額を減額して適用することをいいます。

（ア） その契約者回線の設置に係る工事において、屋内配線設備の部分に係る工

事を伴う場合又は配線設備多重装置の設置を伴うものに係る工事の場合は、1,000円（税込1,080円）

（イ）（ア）以外の場合は、400円（税込432円）

イ 割引対象期間は、そのIP通信網サービスの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月の初日（この附則の第5項の適用を受ける場合は、その適用が終了する日を含む料金月の翌料金月の初日）から起算して、23ヶ月後の料金月の末日までとします。

ただし、割引対象期間中にその契約者回線について、品目若しくは細目の変更（当社が別に定める場合を除きます。）又は移転があった場合は、その変更等を行った日を含む料金月は利用料金の減額を適用しません。この場合において、利用料金の減額の適用を受けなかった料金月数に応じて、料金月を単位に割引対象期間の終了日を延長します。

ウ 契約の申込者は、当社がそのIP通信網サービスの提供を開始する日までに、アに規定する利用料金の割引を選択する申出を行っていただきます。

エ この割引の適用を受けるIP通信網契約に係る契約者回線は、平成25年2月28日までに当社がその提供を開始したものに限りま

(2) 承諾

当社は、この割引を選択する申出があったときは、その申出のあったIP通信網契約が次の各号に該当するものである場合に限り、これを承諾します。

ア その契約者回線の設置に係る基本工事費及び交換機等工事費の合計額が2,000円（税込価格 2,100円）とならないもの

イ そのIP通信網サービスの提供開始と同時に料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用を受けないもの

ウ 平成24年6月1日から平成24年8月31日までの間に申込みがあったもの

(3) 割引の適用

ア 当社は、割引対象期間内に、料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用の開始があった場合については、その変更等があった日以降の期間についてはこの料金額の適用を行いません。

イ 当社は、割引額の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、料金表通則5（端数処理）の規定にかかわらず、その端数を切り上げます。

（メニュー5の設置に係る工事費の割引等）

4 当社は、契約の申込者から、申出があったときは、次のとおり規定する選択制による基本工事費等の割引を適用します。

(1) 定義等

ア 「基本工事費等の割引」とは、メニュー5に係るIP通信網契約の申込者の選択により、その契約者回線の設置に係る基本工事費及び交換機等工事費の合計額が2,000円（税込価格 2,100円）である場合に限り、その契約者回線の設置に係る基本工事費及び交換機等工事費について、料金表第2表第2の2-5に規定する額に代えて、それぞれ0円を適用することをいいます。

イ 契約の申込者は、当社がそのIP通信網サービスの提供を開始する日までに、アに規定する基本工事費等の割引を選択する申出を行っていただきます。

ウ この割引の適用を受けるIP通信網契約に係る契約者回線は、平成25年2月28日までに当社がその提供を開始したものに限りま

(2) 承諾

当社は、この割引を選択する申出があったときは、その申出のあったIP通信網契約が次の各号に該当するものである場合に限り、これを承諾します。

ア その契約者回線の設置に係る基本工事費及び交換機等工事費の合計額が2,000円（税込価格 2,100円）となるもの

イ そのIP通信網サービスの提供開始と同時に料金表第1表第1類第1の1(9)に

規定する学校に限定した割引の適用を受けないもの

ウ 平成24年6月1日から平成24年8月31日までの間に申込みがあったもの

(3) 割引の適用

ア I P通信網契約者は、この割引の適用を受けているI P通信網契約について、そのI P通信網サービスの提供を開始した日から起算して24か月以内にそのI P通信網契約の解除があった場合は、2,000円(税込価格 2,100円)を一括して当社が定める期日までに支払っていただきます。

イ アの場合において、次のいずれかに該当する場合には、アの規定を適用しません。

(ア) I P通信網契約者から、メニュー5に係るI P通信網サービスの提供区域外に移転する旨の意思表示があり、当社がその移転先でメニュー5に係るI P通信網サービスを提供しないことによりそのI P通信網契約の解除があった場合。

(イ) I P通信網契約者から、メニュー5に係るI P通信網サービスの提供区域内に移転する旨の請求があり、そのI P通信網サービスを提供することが技術上困難なとき又は保守することが著しく困難である等当社の業務の遂行上支障があることから、当社がその請求を承諾しないことによりそのI P通信網契約の解除があった場合。

(ウ) I P通信網契約者から、メニュー5に係るI P通信網サービスの提供区域内であって、当社がメニュー5-2に係る契約者グループを設定していない構内又は建物内へ移転する旨の意思表示があり、当社がその移転先でメニュー5-2に係るI P通信網サービスを提供しないことによりそのI P通信網契約の解除があった場合。

5 平成24年6月1日から平成24年8月31日までの間にメニュー5(メニュー5-1の100Mb/sの品目のものにおけるプラン3-1に係るもの若しくは200Mb/sのもの又はメニュー5-2のものに限り。以下この項において「割引対象サービス」といいます。)に係るI P通信網契約(この附則の第3項又は第4項に規定する割引の適用を受けるものに限り。)(の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成25年2月28日までに当社がそのI P通信網サービスの提供を開始した場合は、次に掲げる期間の利用料(タイプ2のものに係る加算料を除きます。)(屋内配線設備の部分の加算額、回線終端装置利用料及び機器利用料(配線設備多重装置に係るものに限り。))については、料金表第1表第1類第1の2-5に規定する額に代えて、それぞれ0円を適用します。

(1) I P通信網契約者回線の終端が東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県又は北海道に係る都道府県の区域内であるもの

ア メニュー5-1の100Mb/sの品目のものにおけるプラン3-1に係るもの又は200Mb/sに係るものは1か月間(そのI P通信網契約の申込みの方法が当社が別に定める方法による場合については2か月間)

イ メニュー5-2に係るものは、3か月間(そのI P通信網契約の申込みの方法が当社が別に定める方法による場合については4か月間)

(2) (1)以外のものは1か月間(そのI P通信網契約の申込みの方法が当社が別に定める方法による場合については2か月間)

ただし、そのI P通信網サービスについて、割引対象サービス以外の品目等への変更又は料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用の開始があった場合については、その変更等があった日以降の期間についてはこの料金額の適用を行いません。

6 当社は、限定された期間内に申し込まれたI P通信網契約に限り適用する割引であって当社が別に定めるものの適用を受けた者が、そのメニュー5に係るI P通信網契約の解除があった日から起算して1年未満の間に、メニュー5に係るI P通信網契約

の申込みを行ったと当社が認める場合（その申込みに係る契約者回線の終端の場所がその解除に係る契約者回線の終端の場所と同一となる場合とします。）は、この附則の第3項、第4項及び第5項の規定を適用しません。

（メニュー5の品目等の変更に係る工事費の割引）

7 平成24年6月1日から平成24年8月31日までの間にメニュー5-1（提供の形態による細目が-2型のもの及び料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用を受けているものを除きます。）のものに係るIP通信網契約者から、そのIP通信網サービスについて、メニュー5-2（提供の形態による細目が-2型のを除きます。）のものに係るIP通信網サービスへの品目等の変更の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成25年2月28日までにその品目等の変更の工事があった場合（その工事と同時にメニュー5-1の100Mb/sの品目のものにおけるプラン3-1のもの又は200Mb/sのものに係る契約者回線の移転の工事を行う場合を除きます。）は、その品目等の変更に係る基本工事費（基本額の部分に限ります。）及び交換機等工事費について、料金表第2表第2の2-5に規定する額に代えて、それぞれ0円を適用します。

8 平成24年6月1日から平成24年8月31日までの間にメニュー5における提供の形態による細目が-2型のIP通信網サービスに係るIP通信網契約者から、そのIP通信網サービスについて、メニュー5-1における提供の形態による細目が-1型のもの又はメニュー5-2のものへの品目等の変更の請求（契約者回線の移転を伴うものを除きます。）があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成25年2月28日までにその変更があった場合は、その品目等の変更に係る基本工事費（基本額の部分に限ります。）及び交換機等工事費について、料金表第2表第2の2-5に規定する額に代えて、それぞれ0円を適用します。

9 平成24年6月1日から平成24年8月31日までの間にメニュー5に係るIP通信網契約者から、そのIP通信網サービスについて、メニュー5における提供の形態による細目が-2型のものに係るIP通信網サービスへの品目等の変更の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成25年2月28日までにその変更があった場合（その工事と同時にメニュー5-1の100Mb/sの品目のものにおけるプラン3-1のもの若しくは200Mb/sの品目のもの又はメニュー5-2のものに係る契約者回線の移転の工事を行う場合を除きます。）は、その品目等の変更に係る基本工事費（基本額の部分に限ります。）及び交換機等工事費について、料金表第2表第2の2-5に規定する額に代えて、それぞれ0円を適用します。

10 当社は、限定された期間内に申し込まれたIP通信網契約に限り適用する割引であって当社が別に定めるものの適用（メニュー5における提供の形態による細目が-2型のものへの品目等の変更の工事に係るもの又はその変更と同時の移転の工事に係るものに限ります。）を受けた者が、その契約者回線について、平成24年6月1日から平成24年8月31日までの間に品目等の変更の請求（メニュー5における提供の形態による細目が-2型のものへの品目等の変更に係るものに限ります。）を行ったと当社が認める場合は、その品目等の変更に係る基本工事費及び交換機等工事費について、この附則の第9項の規定を適用しません。

（メニュー5の移転に係る工事費の割引）

11 平成24年6月1日から平成24年8月31日までの間にメニュー5（メニュー5-1の100Mb/sの品目のものにおけるプラン3-1に係るもの若しくは200Mb/sのもの又はメニュー5-2のものに限ります。以下この項において「割引対象サービス」といいます。）に係るIP通信網契約者からその契約者回線（料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用を受けている契約者回線を除きます。）又は当社が提供する端末設備（配線設備多重装置に限ります。以下この項において同じとします。）の移転の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成25年2月28日までに当社がその契約者回線又は当社が提供する端末設備の移転の工事を行ったとき

(その工事と同時に割引対象サービス以外の品目等への変更があったとき又は当社が別に定める場合を除きます。)は、その契約者回線又は当社が提供する端末設備の移転に係る基本工事費(基本額の部分に限ります。)及び交換機等工事費について、料金表第2表第2の2-5に規定する額に代えて、それぞれ0円を適用します。

(メニュー5-1の品目等の変更に係る工事費の割引)

- 12 平成24年6月1日から平成24年8月31日までの間にメニュー5-1の100Mb/sの品目のものにおけるプラン3-1のものであって、提供の形態による細目が-1型のものに係るIP通信網契約者から、そのIP通信網サービスについて、メニュー5-1の200Mb/sのものに係るIP通信網サービス(そのIP通信網サービスの品目等の変更と同時に料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用の開始があった場合を除きます。)への品目等の変更のみの請求(その品目等の変更と同時に工事(交換機等工事のみの場合に限ります。)を要する請求がある場合を含み、その品目等の変更と同時にIP通信網サービス契約約款以外の当社が定める契約約款等に規定する工事(当社が別に定める場合を除きます。)を要する請求がある場合を除きます。)があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成25年2月28日までにその品目等の変更のみの工事(その品目等の変更と同時に工事(交換機等工事のみの場合に限ります。)を行う場合を含み、その品目等の変更の工事と同時にIP通信網サービス契約約款以外の当社が定める契約約款等に規定する工事(当社が別に定める場合を除きます。)を行うものを除きます。)を行ったときは、その品目等の変更に係る基本工事費(基本額の部分に限ります。)について、料金表第2表第2の2-5に規定する額にかかわらず、1,000円を適用します。

(メニュー5-2の品目等の変更に係る工事費の割引)

- 13 平成24年6月1日から平成24年8月31日までの間にメニュー5-2の100Mb/sの品目のものにおける契約者回線の態様による細目がグレード1-1のものであって、提供の形態による細目が-1型のものに係るIP通信網契約者から、そのIP通信網サービスについて、メニュー5-2の200Mb/sのものに係るIP通信網サービス(そのIP通信網サービスの品目等の変更と同時に料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用の開始があった場合を除きます。)への品目等の変更のみの請求(その品目等の変更と同時に工事(交換機等工事のみの場合に限ります。)を要する請求がある場合を含み、その品目等の変更と同時にIP通信網サービス契約約款以外の当社が定める契約約款等に規定する工事(当社が別に定める場合を除きます。)を要する請求がある場合を除きます。)があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成25年2月28日までにその品目等の変更のみの工事(その品目等の変更と同時に工事(交換機等工事のみの場合に限ります。)を行う場合を含み、その品目等の変更の工事と同時にIP通信網サービス契約約款以外の当社が定める契約約款等に規定する工事(当社が別に定める場合を除きます。)を行ったときは、その品目等の変更に係る基本工事費(基本額の部分に限ります。)について、料金表第2表第2の2-5に規定する額にかかわらず、1,000円を適用します。

(メニュー7の提供の開始に係る工事費の割引)

- 14 平成24年6月1日から平成24年8月31日までの間にメニュー7に係るIP通信網契約の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成25年2月28日までに当社がそのIP通信網サービスの提供を開始した場合は、そのIP通信網サービスの提供の開始に係る基本工事費及び交換機等工事費について、料金表第2表第2の2-7に規定する額に代えてそれぞれ0円を適用します。

(無線アクセス機能の提供の開始に係る工事費の割引)

- 15 平成24年6月1日から平成24年8月31日までの間にIP通信網契約者から無線アクセス機能の利用の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成25年2月28日までに当社がその無線アクセス機能の提供を開始した場合は、その無線アクセス機能の利用の開始に係る基本工事費及び交換機等工事費について、料金表第2表第2

の2 - 1、2 - 4又は2 - 5に規定する額に代えてそれぞれ0円を適用します。

16 当社は、限定された期間内に申し込まれたIP通信網契約に限り適用する割引であって当社が別に定めるものの適用を受けた者が、平成24年6月1日から平成24年8月31日までの間にその契約者回線等について無線アクセス機能の利用の請求を行ったと当社が認める場合は、その無線アクセス機能の利用の開始に係る基本工事費及び交換機等工事費について、この附則の第15項の規定を適用しません。

(無線アクセス機能に係る利用料金の割引)

17 平成24年6月1日から平成24年8月31日までの間にIP通信網契約者から無線アクセス機能の利用の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成25年2月28日までに当社がその無線アクセス機能の提供を開始した場合は、その無線アクセス機能に係る利用料金について、サービスの提供を開始した日から起算して3か月間の利用料金については、料金表第1表第1類第1の2 - 9に規定する額に代えて0円を適用します。

18 当社は、限定された期間内に申し込まれたIP通信網契約に限り適用する割引であって当社が別に定めるものの適用を受けた者が、平成24年6月1日から平成24年8月31日までの間にその契約者回線について無線アクセス機能の利用の請求を行ったと当社が認める場合は、その無線アクセス機能に係る利用料金について、この附則の第17項の規定を適用しません。

(携帯式無線LAN対応ルータ装置の基本装置に係る利用料金の割引)

19 平成24年6月1日から平成24年8月31日までの間にIP通信網契約者から携帯式無線LAN対応ルータ装置の基本装置の利用の請求(その請求の方法が当社が別に定める方法による場合に限り、)があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成25年2月28日までに当社がその携帯式無線LAN対応ルータ装置の基本装置の提供を開始した場合は、その携帯式無線LAN対応ルータ装置の基本装置に係る利用料金について、その携帯式無線LAN対応ルータ装置の基本装置の提供を開始した日から起算して3か月間の利用料金については料金表第1表第1類第1の2 - 5に規定する額に代えて0円を適用します。

20 当社は、1の携帯式無線LAN対応ルータ装置の基本装置に係る利用料金に限り、この附則の第19項の規定を適用するものとし、限定された期間内に申し込まれたIP通信網契約に限り適用する割引であって当社が別に定めるものの適用を受けた者及び平成24年6月1日から平成24年8月31日までの間に携帯式無線LAN対応ルータ装置(付加装置を除きます。)の廃止を行った者が、その契約者回線について携帯式無線LAN対応ルータ装置の基本装置の利用の請求を行ったと当社が認める場合は、その携帯式無線LAN対応ルータ装置の基本装置に係る利用料金について、この附則の第19項の規定を適用しません。

21 平成24年6月1日から平成24年8月31日までの間にメニュー5に係るIP通信網契約者(提供の形態による細目が型ものに限り、)から、そのIP通信網サービスについて、無線アクセス認証機能対応型無線LAN対応ルータ装置の利用の請求と同時にメニュー5における提供の形態による細目が - 1型のもの(1Gb/sの品目のものを除きます。)に係るIP通信網サービスへの品目等の変更の請求(契約者回線の移転を伴うものを除きます。)があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成25年2月28日までにその変更があった場合は、その品目等の変更に係る基本工事費(基本額の部分に限り、)及び交換機等工事費について、料金表第2表第2の2 - 5に規定する額に代えて、それぞれ0円を適用します。

22 当社は、限定された期間内に申し込まれたIP通信網契約に限り適用する割引であって当社が別に定めるものの適用を受けた者が、平成24年6月1日から平成24年8月31日までの間にその契約者回線等について無線アクセス機能の利用の請求を行ったと当社が認める場合は、その無線アクセス機能の利用の開始に係る基本工事費及び交換機等工事費について、この附則の第21項の規定を適用しません。

23 平成24年6月1日から平成24年8月31日までの間に電力使用量表示機能の利用の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成25年2月28日までに当社がその電力使用量表示機能の提供を開始した場合は、その提供の開始に係る基本工事費（その工事が電力使用量表示機能に係るもののみであった場合に限り、）及び交換機等工事費について、料金表第2表第2の2-5に規定する額に代えて、それぞれ0円を適用します。

附 則（平成24年6月4日東経企管第12-38号）

この改正は、平成24年6月5日から実施します。

附 則（平成24年6月25日東経企管第12-50号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成24年6月26日から実施します。
（サービスの終了）
- 2 当社は、この改正規定実施の日において、改正前の規定により提供している契約者回線着信機能を終了することとします。
（経過措置）
- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 4 東経企管第08-217号（平成21年3月27日）の附則第3項（経過措置）を次のように改めます。

3 削除

附 則（平成24年6月14日東経企管第12-45号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成24年7月1日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務であって、当社がこの改正規定実施前にその請求を行ったものについては、第45条（延滞利息）に係る改正規定を除きなお従前のとおりとします。

附 則（平成24年7月30日東経企管第12-72号）

この改正規定は、平成24年7月30日から実施します。

附 則（平成24年7月30日東経企管第12-74号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成24年7月30日から実施します。ただし、この改正規定中、メニュー8の利用回線型サービスにおける通信の態様による細目に関する部分については平成24年10月1月から実施します。
（メニュー2-1からメニュー2-2への移行に係る工事費の割引）
- 2 平成24年7月30日から平成26年3月31日までの間にメニュー2-1に係るIP通信網契約者から、そのIP通信網契約の解除の通知と同時にメニュー2-2に係るIP通信網契約の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合は、その契約者回線の設置に係る基本工事費（基本額の部分に限り、）交換機等工事費（付加機能に係るものについては、当社が別に定めるものに限り、）及び屋内配線工事費について、料金表第2表第2の2-2に規定する額に代えて、それぞれ0円を適用します。
（メニュー2-1からメニュー8への移行に係る工事費の割引）
- 3 平成24年10月1日から平成26年3月31日までの間にメニュー2-1又はその通信の相手先となる契約者回線等（メニュー2-1に係るIP通信網契約者から、あらかじめ申出のあったメニュー1、メニュー4又はメニュー5に係るものであって、当社が別に定める数までの契約者回線等に限り、）に係るIP通信網契約者から、そのIP通信網契約の解除の通知と同時にメニュー8（利用回線型サービスのものに限り、）に係るIP通信網契約の申込み及び発信者番号通知機能の利用の請求（1のメニュー1、メニュー2-1、メニュー4又はメニュー5に係る契約者回線等につき、1

のメニュー 8 に係る I P 通信網契約の申込み及びその I P 通信網契約に係る 1 の発信者番号通知機能の利用の請求に限り、当社がその申込み等を承諾した場合（当社が別に定める場合を除きます。）は、その提供の開始等に係る基本工事費（基本工事費の額が1,000円（税込価格 1,050円）の場合に限り、）及び交換機等工事費（発信者番号通知機能以外の付加機能に係るものを除きます。）について、料金表第 2 表第 2 の 2 - 8 に規定する額に代えて、それぞれ 0 円を適用します。

（閉域グループ内通信機能からメニュー 8 への移行に係る工事費の割引）

- 4 平成24年10月 1 日から平成26年 3 月31日までの間に閉域グループ内通信機能を利用する I P 通信網契約者から、その閉域グループ内通信機能の廃止の請求と同時にメニュー 8（利用回線型サービスのものに限り、）に係る I P 通信網契約の申込み及び発信者番号通知機能の利用の請求（1 の閉域グループ内通信機能の廃止につき、1 のメニュー 8 に係る I P 通信網契約の申込み及びその I P 通信網契約に係る 1 の発信者番号通知機能の利用の請求に限り、）があり、当社が申込み等を承諾した場合（当社が別に定める場合を除きます。）は、その提供の開始等に係る基本工事費（基本工事費の額が1,000円（税込価格 1,050円）の場合に限り、）及び交換機等工事費（発信者番号通知機能以外の付加機能に係るものを除きます。）について、料金表第 2 表第 2 の 2 - 8 に規定する額に代えて、それぞれ 0 円を適用します。

（V P N 対応ルータ装置を利用する場合の工事費の割引）

- 5 前 2 項の場合において、メニュー 8 に係る I P 通信網契約について、その申込みと同時にその工事費の割引が適用となるメニュー 8 の利用回線に係る V P N 対応ルータ装置の設置の請求があり、当社がその請求を承諾した場合は、その V P N 対応ルータ装置の設置（V P N 対応ルータ装置に係るものに限り、）に係る基本工事費（基本額の部分に限り、）について、料金表第 2 表第 2 の 2 - 1、2 - 4 又は 2 - 5 に規定する額に代えて、それぞれ 0 円を適用します。

（遠隔診断サービスの利用の開始に係る工事費の割引）

- 6 平成24年 7 月30日から平成26年 3 月31日までの間に遠隔診断サービスの利用の請求があり、当社がその請求を承諾した場合は、その遠隔診断サービスの利用の開始に係る基本工事費（基本工事費の額が1,000円（税込価格 1,050円）の場合に限り、）及び交換機等工事費について、料金表第 3 表第 5 の 2 に規定する額に代えて、それぞれ 0 円を適用します。

（メニュー 8 における期間を限定した利用料金の割引）

- 7 平成24年10月 1 日から平成26年 3 月31日までの間に閉域グループ内通信機能（その閉域グループに属する契約者回線等の数の上限が10のものに限り、）を利用する I P 通信網契約者から、その閉域グループ内通信機能の廃止の請求と同時にメニュー 8（利用回線型サービスのうちその V P N グループに属する利用回線について、クラス 1 - 2 に係る利用回線を含まないものであって、その数の上限が10のものに限り、）の I P 通信網契約（以下、「割引対象契約」といいます。）の申込み（1 の I P 通信網契約に係る閉域グループ内通信機能の廃止につき、1 のメニュー 8 に係る I P 通信網契約の申込みに限ります。）があり、当社がその請求及び申込みを承諾した場合であって、平成26年 3 月31日までに当社がその I P 通信網サービスの提供を開始した場合（当社が別に定める場合を除きます。）は、次表に規定する期間に限り、その割引対象契約に係るメニュー 8 の利用料金について、料金表第 1 類第 1 の 2 - 8 に規定する額に代えて、700円（税込価格 735円）を適用します。

ただし、そのメニュー 8 に係る I P 通信網サービスについて、細目の変更又はその V P N グループに属する利用回線の数の上限の変更があった場合については、その変更があった日以降の期間については、この料金額を適用しません。

区 分	期 間
ア 平成24年12月 1 日から平成25年 9 月30	平成24年12月 1 日から平成26年 9 月

日までの間にその割引対象契約に係る I P 通信網サービスの提供を開始した場合	30日までの間
イ 平成25年10月1日から平成26年3月31日までの間にその割引対象契約に係る I P 通信網サービスの提供を開始した場合	平成25年10月1日から平成26年3月31日までの間

附 則（平成24年8月30日東経企管第12 - 88号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成24年9月1日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
（メニュー5に係る利用料金の割引等）
- 3 当社は、契約の申込者から、申出があったときは、次のとおり規定する選択制による利用料金の割引を適用します。

(1) 定義等

ア 「利用料金の割引」とは、メニュー5（メニュー5 - 3のものは除きます。以下この項において「割引対象サービス」といいます。）に係る I P 通信網契約の申込者の選択により、本項のイに規定する期間（以下この項において「割引対象期間」といいます。）におけるメニュー5に係る I P 通信網サービスの利用料金（料金表第1表第1類第1（臨時 I P 通信網契約以外の契約に関するもの）2（料金額）の2 - 5（メニュー5に関する利用料金）に規定する利用料（基本料に係る部分に限ります。）に限ります。以下この項において同じとします。）について、次に掲げる額を減額して適用することをいいます。

（ア） その契約者回線の設置に係る工事において、屋内配線設備の部分に係る工事を伴う場合又は配線設備多重装置の設置を伴うものに係る工事の場合は、1,000円（税込1,080円）

（イ） （ア）以外の場合は、400円（税込432円）

イ 割引対象期間は、その I P 通信網サービスの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月の初日（この附則の第5項の適用を受ける場合は、その適用が終了する日を含む料金月の翌料金月の初日）から起算して、23か月後の料金月の末日までとします。

ただし、割引対象期間中にその契約者回線について、品目若しくは細目の変更（当社が別に定める場合を除きます。）又は移転があった場合は、その変更等があった日を含む料金月（当社が別に定める場合は、その変更等があった日を含む料金月及びその翌料金月）は利用料金の減額を適用しません。この場合において、利用料金の減額の適用を受けなかった料金月数に応じて、料金月を単位に割引対象期間の終了日を延長します。

ウ 契約の申込者は、当社がその I P 通信網サービスの提供を開始する日までに、アに規定する利用料金の割引を選択する申出を行っていただきます。

エ この割引の適用を受ける I P 通信網契約に係る契約者回線は、平成25年7月31日までに当社がその提供を開始したものに限り、適用されます。

(2) 承諾

当社は、この割引を選択する申出があったときは、その申出のあった I P 通信網契約が次の各号に該当するものである場合に限り、これを承諾します。

ア その契約者回線の設置に係る基本工事費及び交換機等工事費の合計額が2,000円（税込価格 2,100円）とならないもの

イ その I P 通信網サービスの提供開始と同時に料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用を受けないもの

- ウ 平成24年9月1日から平成25年1月31日までの間に申込みがあったもの
- (3) 割引の適用
- ア 当社は、割引対象期間内に、料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用の開始があった場合については、その変更等があった日以降の期間についてはこの利用料金の減額の適用を行いません。
- イ 当社は、割引額の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、料金表通則5(端数処理)の規定にかかわらず、その端数を切り上げます。
(メニュー5の設置に係る工事費の割引等)
- 4 当社は、契約の申込者から、申出があったときは、次のとおり規定する選択制による基本工事費等の割引を適用します。
- (1) 定義等
- ア 「基本工事費等の割引」とは、メニュー5に係るIP通信網契約の申込者の選択により、その契約者回線の設置に係る基本工事費及び交換機等工事費の合計額が2,000円(税込価格2,100円)である場合に限り、その契約者回線の設置に係る基本工事費及び交換機等工事費について、料金表第2表第2の2-5に規定する額に代えて、それぞれ0円を適用することをいいます。
- イ 契約の申込者は、当社がそのIP通信網サービスの提供を開始する日までに、アに規定する基本工事費等の割引を選択する申出を行っていただきます。
- ウ この割引の適用を受けるIP通信網契約に係る契約者回線は、平成25年7月31日までに当社がその提供を開始したものに限りです。
- (2) 承諾
- 当社は、この割引を選択する申出があったときは、その申出のあったIP通信網契約が次の各号に該当するものである場合に限り、これを承諾します。
- ア その契約者回線の設置に係る基本工事費及び交換機等工事費の合計額が2,000円(税込価格2,100円)となるもの
- イ そのIP通信網サービスの提供開始と同時に料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用を受けないもの
- ウ 平成24年9月1日から平成25年1月31日までの間に申込みがあったもの
- (3) 割引の適用
- ア IP通信網契約者は、この割引の適用を受けているIP通信網契約について、そのIP通信網サービスの提供を開始した日から起算して24か月以内にそのIP通信網契約の解除があった場合は、2,000円(税込価格2,100円)を一括して当社が定める期日までに支払っていただきます。
- イ アの場合において、次のいずれかに該当する場合には、アの規定を適用しません。
- (ア) IP通信網契約者から、メニュー5に係るIP通信網サービスの提供区域外に移転する旨の意思表示があり、当社がその移転先でメニュー5に係るIP通信網サービスを提供しないことによりそのIP通信網契約の解除があった場合。
- (イ) IP通信網契約者から、メニュー5に係るIP通信網サービスの提供区域内に移転する旨の請求があり、そのIP通信網サービスを提供することが技術上困難なとき又は保守することが著しく困難である等当社の業務の遂行上支障があることから、当社がその請求を承諾しないことによりそのIP通信網契約の解除があった場合。
- (ウ) IP通信網契約者から、メニュー5に係るIP通信網サービスの提供区域内であって、当社がメニュー5-2に係る契約者グループを設定していない構内又は建物内へ移転する旨の意思表示があり、当社がその移転先でメニュー5-2に係るIP通信網サービスを提供しないことによりそのIP通信網契約の解除があった場合。

5 平成24年9月1日から平成25年1月31日までの間にメニュー5（メニュー5-1の100Mb/sの品目のものにおけるプラン3-1に係るもの若しくは200Mb/sのもの又はメニュー5-2のものに限ります。以下この項において「割引対象サービス」といいます。）に係るIP通信網契約（この附則の第3項又は第4項に規定する割引の適用を受けるものに限ります。）の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成25年7月31日までに当社がそのIP通信網サービスの提供を開始した場合は、1か月間（そのIP通信網契約の申込みの方法が当社が別に定める方法による場合については2か月間）の利用料（タイプ2のものに係る加算料を除きます。）については、料金表第1表第1類第1の2-5に規定する額に代えて、0円を適用します。

ただし、そのIP通信網サービスについて、割引対象サービス以外の品目等への変更又は料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用の開始があった場合については、その変更等があった日以降の期間についてはこの料金額の適用を行いません。

6 当社は、契約の申込者（この附則の第3項又は第4項に規定する割引の適用を受けるものに限ります。）から、申出があったときは、次のとおり規定する利用料金の割引を適用します。

(1) 定義等

ア 「利用料金の割引」とは、メニュー5（メニュー5-1のもの（1Gb/sの品目のもの又は提供の形態による細目が-2型のものを除きます。）又はメニュー5-2のもの（提供の形態による細目が-2型のもの又は通信の態様による細目がプラン2のものは除きます。））に限ります。以下この項において「割引対象サービス」といいます。）に係るIP通信網契約の申込者の申出により、本項のイに規定する期間（以下この項において「割引対象期間」といいます。）におけるメニュー5に係るIP通信網サービスの利用料金（料金表第1表第1類第1（臨時IP通信網契約以外の契約に関するもの）2（料金額）の2-5（メニュー5に関する利用料金）に規定する利用料（基本料に係る部分に限ります。））に限ります。以下この項において同じとします。）について、次に掲げる額（以下この項において「割引額」といいます。）を減額して適用することをいいます。ただし、割引対象期間中にその契約者回線について、品目等の変更があった場合は、変更があった日から変更後の契約者回線の割引額を減額して適用します。この場合、割引額は利用日数に応じて日割した額を適用します。

(ア) メニュー5-1のもの（1Gb/sの品目のもの又は提供の形態による細目が-2型のものを除きます。）は、900円（税込972円）

(イ) メニュー5-2のものであって、通信の態様による細目がプラン・ミニのものは、1,000円（税込1,080円）

(ウ) メニュー5-2のものであって、通信の態様による細目がプラン1のものは、400円（税込432円）

イ 割引対象期間は、そのIP通信網サービスの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月の初日（この附則の5項の適用を受ける場合は、その適用が終了する日を含む料金月の翌料金月の初日）から起算して、23か月後の料金月の末日までとします。

ウ 契約の申込者は、当社がそのIP通信網サービスの提供を開始する日までに、アに規定する利用料金の割引を選択する申出を行っていただきます。

エ この割引の適用を受けるIP通信網契約に係る契約者回線は、平成25年3月31日までに当社がその提供を開始したものに限りします。

(2) 承諾

当社は、この割引を選択する申出があったときは、その申出を行ったIP通信網契約者が平成24年8月1日から平成24年8月31日の間にメニュー4に係るIP通信網サービスの契約を締結していた場合及びその申出のあったIP通信網契約が次の

各号に該当するものである場合に限り、これを承諾します。

ア そのIP通信網サービスの提供開始と同時に料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用を受けないもの

イ 平成24年9月1日から平成24年11月30日までの間に申込みがあったもの

(3) 割引の適用

ア 当社は、割引対象期間内に、その契約者回線について、割引対象サービス以外の品目等への変更又は料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用の開始があった場合は、その変更等があった日以降の期間についてはこの利用料金の減額の適用を行いません。この場合において、その契約者回線に係る割引対象期間については、その変更等があった日以降の期間を含むものとします。

イ アの場合において、当社は、割引対象期間中にIP通信網契約者から、その契約者回線について、割引対象サービスの品目等への変更があった場合は、変更があった日から(1)の規定における利用料金の減額を適用するものとします。

ウ 当社は、割引額の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、料金表通則5(端数処理)の規定にかかわらず、その端数を切り上げます。

7 当社は、限定された期間内に申し込まれたIP通信網契約に限り適用する割引であって当社が別に定めるものの適用を受けた者が、そのメニュー5に係るIP通信網契約の解除があった日から起算して1年未満の間に、メニュー5に係るIP通信網契約の申込みを行ったと当社が認める場合(その申込みに係る契約者回線の終端の場所がその解除に係る契約者回線の終端の場所と同一となる場合とします。)は、この附則の第3項、第4項、第5項及び第6項の規定を適用しません。

(メニュー5の品目等の変更に係る工事費の割引)

8 平成24年9月1日から平成25年1月31日までの間にメニュー5-1(料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用を受けているものを除きます。)のものに係るIP通信網契約者から、そのIP通信網サービスについて、メニュー5-2のものに係るIP通信網サービスへの品目等の変更の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成25年7月31日までにその品目等の変更の工事があった場合(その工事と同時にメニュー5-1の100Mb/sの品目のものにおけるプラン3-1のもの又は200Mb/sのものに係る契約者回線の移転の工事を行う場合を除きます。)は、その品目等の変更に係る基本工事費(基本額の部分に限ります。)及び交換機等工事費について、料金表第2表第2の2-5に規定する額に代えて、それぞれ0円を適用します。

9 平成24年9月1日から平成25年1月31日までの間にメニュー5における提供の形態による細目が-2型のIP通信網サービスに係るIP通信網契約者から、そのIP通信網サービスについて、メニュー5-1における提供の形態による細目が-1型のもの又はメニュー5-2のものへの品目等の変更の請求(契約者回線の移転を伴うものを除きます。)があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成25年7月31日までにその変更があった場合は、その品目等の変更に係る基本工事費(基本額の部分に限ります。)及び交換機等工事費について、料金表第2表第2の2-5に規定する額に代えて、それぞれ0円を適用します。

10 平成24年9月1日から平成25年1月31日までの間にメニュー5に係るIP通信網契約者から、そのIP通信網サービスについて、メニュー5における提供の形態による細目が-2型のものに係るIP通信網サービスへの品目等の変更の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成25年7月31日までにその変更があった場合(その工事と同時にメニュー5-1の100Mb/sの品目のものにおけるプラン3-1のもの若しくは200Mb/sの品目のもの又はメニュー5-2のものに係る契約者回線の移転の工事を行う場合を除きます。)は、その品目等の変更に係る基本工事費(基本額の部分に限ります。)及び交換機等工事費について、料金表第2表第2の2-5に規定す

る額に代えて、それぞれ0円を適用します。

- 11 当社は、限定された期間内に申し込まれたIP通信網契約に限り適用する割引であって当社が別に定めるものの適用（メニュー5における提供の形態による細目が - 2型のものへの品目等の変更の工事に係るもの又はその変更と同時の移転の工事に係るものに限り。）を受けた者が、その契約者回線について、平成24年9月1日から平成25年1月31日までの間に品目等の変更の請求（メニュー5における提供の形態による細目が - 2型のものへの品目等の変更に係るものに限り。）を行ったと当社が認める場合は、その品目等の変更に係る基本工事費及び交換機等工事費について、この附則の第10項の規定を適用しません。
（メニュー5における提供の形態による細目が - 2型のものへの品目変更に係る利用料金の割引）
- 12 平成24年9月1日から平成25年1月31日までの間にメニュー5に係るIP通信網契約者（メニュー5 - 2における提供の形態による細目が - 2型のものを除きます。）から、そのIP通信網サービスについて、メニュー5 - 2における提供の形態による細目が - 2型のものに係るIP通信網サービスへの品目等の変更の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成25年7月31日までにその変更があった場合は、1か月間（この附則の第5項の適用を受ける場合は、その適用が終了する日の翌日から起算して1か月間）の利用料（タイプ2のものに係る加算料を除きます。）については、料金表第1表第1類第1の2 - 5に規定する額に代えて、0円を適用します。
- 13 当社は、この附則の第12項の適用を受けた者が、その契約者回線について、平成24年9月1日から平成25年1月31日までの間に品目等の変更の請求（メニュー5 - 2における提供の形態による細目が - 2型のものへの品目等の変更に係るものに限り。）を行ったと当社が認める場合は、そのメニュー5 - 2に係る利用料について、この附則の第12項の規定を適用しません。
（メニュー5の移転に係る工事費の割引）
- 14 平成24年9月1日から平成25年1月31日までの間にメニュー5（メニュー5 - 1の100Mb/sの品目のものにおけるプラン3 - 1に係るもの若しくは200Mb/sのもの又はメニュー5 - 2のものに限り。）以下この項において「割引対象サービス」といいます。）に係るIP通信網契約者からその契約者回線（料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用を受けている契約者回線を除きます。）又は当社が提供する端末設備（配線設備多重装置に限り。）以下この項において同じとします。）の移転の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成25年7月31日までに当社がその契約者回線又は当社が提供する端末設備の移転の工事を行ったとき（その工事と同時に割引対象サービス以外の品目等への変更があったとき又は当社が別に定める場合を除きます。）は、その契約者回線又は当社が提供する端末設備の移転に係る基本工事費（基本額の部分に限り。）及び交換機等工事費について、料金表第2表第2の2 - 5に規定する額に代えて、それぞれ0円を適用します。
（メニュー5 - 1の品目等の変更に係る工事費の割引）
- 15 平成24年9月1日から平成25年1月31日までの間にメニュー5 - 1の100Mb/sの品目のものにおけるプラン3 - 1のものであって、提供の形態による細目が - 1型のものに係るIP通信網契約者から、そのIP通信網サービスについて、メニュー5 - 1の200Mb/sのものに係るIP通信網サービス（そのIP通信網サービスの品目等の変更と同時に料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用の開始があった場合を除きます。）への品目等の変更のみの請求（その品目等の変更と同時に工事（交換機等工事のみの場合）に限り。）を要する請求がある場合を含み、その品目等の変更と同時にIP通信網サービス契約約款以外の当社が定める契約約款等に規定する工事（当社が別に定める場合を除きます。）を要する請求がある場合を除きます。）があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成25年7月31日までにその

品目等の変更のみの工事（その品目等の変更と同時に工事（交換機等工事のみの場合に限ります。）を行う場合を含み、その品目等の変更の工事と同時に I P 通信網サービス契約約款以外の当社が定める契約約款等に規定する工事（当社が別に定める場合を除きます。）を行うものを除きます。）を行ったときは、その品目等の変更に係る基本工事費（基本額の部分に限ります。）について、料金表第 2 表第 2 の 2 - 5 に規定する額にかかわらず、1,000円を適用します。

（メニュー 5 - 2 の品目等の変更に係る工事費の割引）

- 16 平成24年 9 月 1 日から平成25年 1 月31日までの間にメニュー 5 - 2 の100Mb/sの品目のものにおける契約者回線の態様による細目がグレード 1 - 1 のものであって、提供の形態による細目が - 1 型のものに係る I P 通信網契約者から、その I P 通信網サービスについて、メニュー 5 - 2 の200Mb/sのものに係る I P 通信網サービス（その I P 通信網サービスの品目等の変更と同時に料金表第 1 表第 1 類第 1 の 1 (9)に規定する学校に限定した割引の適用の開始があった場合を除きます。）への品目等の変更のみの請求（その品目等の変更と同時に工事（交換機等工事のみの場合に限ります。）を要する請求がある場合を含み、その品目等の変更と同時に I P 通信網サービス契約約款以外の当社が定める契約約款等に規定する工事（当社が別に定める場合を除きます。）を要する請求がある場合を除きます。）があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成25年 7 月31日までにその品目等の変更のみの工事（その品目等の変更と同時に工事（交換機等工事のみの場合に限ります。）を行う場合を含み、その品目等の変更の工事と同時に I P 通信網サービス契約約款以外の当社が定める契約約款等に規定する工事（当社が別に定める場合を除きます。）を行ったときは、その品目等の変更に係る基本工事費（基本額の部分に限ります。）について、料金表第 2 表第 2 の 2 - 5 に規定する額にかかわらず、1,000円を適用します。

（メニュー 7 の提供の開始に係る工事費の割引）

- 17 平成24年 9 月 1 日から平成25年 1 月31日までの間にメニュー 7 に係る I P 通信網契約の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成25年 7 月31日までに当社がその I P 通信網サービスの提供を開始した場合は、その I P 通信網サービスの提供の開始に係る基本工事費及び交換機等工事費について、料金表第 2 表第 2 の 2 - 7 に規定する額に代えてそれぞれ 0 円を適用します。

（無線アクセス機能の提供の開始に係る工事費の割引）

- 18 平成24年 9 月 1 日から平成25年 1 月31日までの間に I P 通信網契約者から無線アクセス機能の利用の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成25年 7 月31日までに当社がその無線アクセス機能の提供を開始した場合は、その無線アクセス機能の利用の開始に係る基本工事費及び交換機等工事費について、料金表第 2 表第 2 の 2 - 1、2 - 4 又は 2 - 5 に規定する額に代えてそれぞれ 0 円を適用します。

- 19 当社は、限定された期間内に申し込まれた I P 通信網契約に限り適用する割引であって当社が別に定めるものの適用を受けた者が、平成24年 9 月 1 日から平成25年 1 月31日までの間にその契約者回線等について無線アクセス機能の利用の請求を行ったと当社が認める場合は、その無線アクセス機能の利用の開始に係る基本工事費及び交換機等工事費について、この附則の第18項の規定を適用しませぬ。

（無線アクセス機能に係る利用料金の割引）

- 20 平成24年 9 月 1 日から平成25年 1 月31日までの間に I P 通信網契約者から無線アクセス機能の利用の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成25年 7 月31日までに当社がその無線アクセス機能の提供を開始した場合は、その無線アクセス機能に係る利用料金について、サービスの提供を開始した日から起算して 3 か月間の利用料金については、料金表第 1 表第 1 類第 1 の 2 - 9 に規定する額に代えて 0 円を適用します。

- 21 当社は、限定された期間内に申し込まれた I P 通信網契約に限り適用する割引であって当社が別に定めるものの適用を受けた者が、平成24年 9 月 1 日から平成25年 1 月

31日までの間にその契約者回線について無線アクセス機能の利用の請求を行ったと当社が認める場合は、その無線アクセス機能に係る利用料金について、この附則の第20項の規定を適用しません。

(携帯式無線LAN対応ルータ装置の基本装置に係る利用料金の割引)

22 平成24年9月1日から平成25年1月31日までの間にIP通信網契約者から携帯式無線LAN対応ルータ装置の基本装置の利用の請求(その請求の方法が当社が別に定める方法による場合に限り、)があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成25年7月31日までに当社がその携帯式無線LAN対応ルータ装置の基本装置の提供を開始した場合は、その携帯式無線LAN対応ルータ装置の基本装置に係る利用料金について、その携帯式無線LAN対応ルータ装置の基本装置の提供を開始した日から起算して3か月間の利用料金については料金表第1表第1類第1の2-5に規定する額に代えて0円を適用します。

23 当社は、1の携帯式無線LAN対応ルータ装置の基本装置に係る利用料金に限り、この附則の第22項の規定を適用するものとし、限定された期間内に申し込まれたIP通信網契約に限り適用する割引であって当社が別に定めるものの適用を受けた者及び平成24年9月1日から平成25年1月31日までの間に携帯式無線LAN対応ルータ装置(付加装置を除きます。)の廃止を行った者が、その契約者回線について携帯式無線LAN対応ルータ装置の基本装置の利用の請求を行ったと当社が認める場合は、その携帯式無線LAN対応ルータ装置の基本装置に係る利用料金について、この附則の第22項の規定を適用しません。

24 平成24年9月1日から平成25年1月31日までの間にメニュー5に係るIP通信網契約者(提供の形態による細目が型ものに限り、)から、そのIP通信網サービスについて、無線アクセス認証機能対応型無線LAN対応ルータ装置の利用の請求と同時にメニュー5における提供の形態による細目が-1型のもの(1Gb/sの品目のものを除きます。)に係るIP通信網サービスへの品目等の変更の請求(契約者回線の移転を伴うものを除きます。)があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成25年7月31日までにその変更があった場合は、その品目等の変更に係る基本工事費(基本額の部分に限り、)及び交換機等工事費について、料金表第2表第2の2-5に規定する額に代えて、それぞれ0円を適用します。

25 当社は、限定された期間内に申し込まれたIP通信網契約に限り適用する割引であって当社が別に定めるものの適用を受けた者が、平成24年9月1日から平成25年1月31日までの間にその契約者回線等について無線アクセス機能の利用の請求を行ったと当社が認める場合は、その無線アクセス機能の利用の開始に係る基本工事費及び交換機等工事費について、この附則の第24項の規定を適用しません。

26 平成24年9月1日から平成25年1月31日までの間に電力使用量表示機能の利用の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成25年7月31日までに当社がその電力使用量表示機能の提供を開始した場合は、その提供の開始に係る基本工事費(その工事が電力使用量表示機能に係るもののみであった場合に限り、)及び交換機等工事費について、料金表第2表第2の2-5に規定する額に代えて、それぞれ0円を適用します。

附 則(平成24年10月30日東経企営第12-119号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成24年11月1日から実施します。
(その他)
- 2 東経企営第12-88号(平成24年8月30日)の附則第3項(1)のア中の「メニュー5(以下この項において「割引対象サービス」といいます。)」を「メニュー5(メニュー5-3のものは除きます。以下この項において「割引対象サービス」といいます。)」に改めます。

附 則（平成24年11月30日東経企営第12 - 137号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成24年12月1日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
（メニュー5に係る利用料金の割引）
- 3 当社は、契約の申込者（東経企営第12 - 88号（平成24年8月30日）の附則第3項若しくは第4項又は東経企営第12 - 159号（平成25年1月31日）の附則第4項若しくは第5項に規定する割引の適用を受けるものに限ります。）から、申出があったときは、次のとおり規定する利用料金の割引を適用します。

(1) 定義等

ア 「利用料金の割引」とは、メニュー5（メニュー5 - 1のもの（1Gb/sの品目のもの、提供の形態による細目が - 2型のもの又は料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用を受けるものを除きます。）又はメニュー5 - 2のもの（提供の形態による細目が - 2型ものを除きます。））に限ります。以下この項において「割引対象サービス」といいます。）に係るIP通信網契約の申込者の申出により、本項のイに規定する期間（以下この項において「割引対象期間」といいます。）におけるメニュー5に係るIP通信網サービスの利用料金（料金表第1表第1類第1（臨時IP通信網契約以外の契約に関するもの）2（料金額）の2 - 5（メニュー5に関する利用料金）に規定する利用料（基本料に係る部分に限ります。））に限ります。以下この項において同じとします。）について、次に掲げる額（以下この項において「割引額」といいます。）を減額して適用することをいいます。

- (ア) メニュー5 - 1のもの（1Gb/sの品目のもの、提供の形態による細目が - 2型のもの又は料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用を受けるものを除きます。）は、900円（税込972円）
- (イ) メニュー5 - 2のものであって、通信の態様による細目がプラン・ミニのものは、1,110円（税込1,198.8円）
- (ウ) メニュー5 - 2のものであって、通信の態様による細目がプラン1のものは、510円（税込550.8円）
- (エ) メニュー5 - 2のものであって、通信の態様による細目がプラン2のものは、110円（税込118.8円）

イ 割引対象期間は、そのIP通信網サービスの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月の初日（東経企営第12 - 88号（平成24年8月30日）の附則第5項の適用を受ける場合は、その適用が終了する日を含む料金月の翌料金月の初日）から起算して、23か月後の料金月の末日までとします。

ウ 契約の申込者は、当社がそのIP通信網サービスの提供を開始する日までに、アに規定する利用料金の割引を選択する申出を行っていただきます。

エ この割引の適用を受けるIP通信網契約に係る契約者回線は、平成25年10月31日までに当社がその提供を開始したものに限りします。

(2) 承諾

当社は、割引対象サービスに係るIP通信網契約の申込者からこの割引を選択する申出があったときは、その申出のあったIP通信網契約が次の各号に該当するものである場合に限り、これを承諾します。

ア 平成24年12月1日から平成25年4月30日までの間に申込みがあったもの

イ メニュー5 - 1のもの（1(10)に規定する長期継続利用の申出に係る利用料金の割引の適用を受けるもの（平成24年12月1日から平成24年12月31日までの間にこの割引を選択する申出があった場合であって、

その申出を行った I P 通信網契約者が平成24年 8 月 1 日から平成24年 8 月31日の間にメニュー 4 に係る I P 通信網サービスの契約を締結していたものを除きます。)

(3) 割引の適用

ア 当社は、割引対象期間内にその契約者回線について、割引対象サービス相互間で品目等の変更があった場合は、変更があった日から変更後の契約者回線の割引額を減額して適用します。

イ 当社は、割引対象期間内にその契約者回線について、割引対象サービス以外の品目等への変更があった場合は、その変更があった日以降の期間についてはこの割引額の減額を適用しません。この場合において、その契約者回線に係る割引対象期間については、その変更があった日以降の期間を含むものとします。

ウ イの場合において、当社は、割引対象期間内に I P 通信網契約者から、その契約者回線について、割引対象サービスの品目等への変更があった場合は、変更があった日から変更後の契約者回線の割引額の減額を適用するものとします。

エ ア又はウの場合において、割引対象期間内にメニュー 5 - 1 のものに係る I P 通信網サービスへの品目等の変更があった場合であって、料金表第 1 表第 1 類第 1 の 1 (10)に規定する長期継続利用の申出に係る利用料金の割引の適用を受けないときは、ア又はウの規定にかかわらず、割引額の減額を適用しません。

オ 当社は、割引額は利用日数に応じて日割した額を適用します。

カ 当社は、割引額の計算において、その計算結果に 1 円未満の端数が生じた場合は、料金表通則 5 (端数処理)の規定にかかわらず、その端数を切り上げます。

(その他)

- 4 東経企営第12 - 88号 (平成24年 8 月30日) の附則第 6 項(2)のイ中「平成24年12月31日まで」を「平成24年11月30日まで」に改めます。

附 則 (平成24年12月26日東経企営第12 - 149号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成24年12月28日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している待受情報受信機能対応装置(型のものに限り。)に関する料金その他の提供条件については、なお従前のとおりとします。

附 則 (平成24年12月28日東経企営第12 - 153号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成25年 1 月 7 日から実施します。
(サービスの終了)
- 2 当社は、この改正規定実施の日において、改正前の規定により提供しているメニュー 3 を終了することとします。

(経過措置)

- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則 (平成25年 1 月31日東経企営第12 - 159号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成25年 2 月 1 日から実施します。
ただし、料金表別表 3 (長期継続利用申出に係る利用料金の割引の適用) に規定するメニュー 5 - 2 に係る I P 通信網サービスの利用料の減額の適用に関する部分については、平成25年 3 月 1 日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施の際現に、料金表別表3(長期継続利用申出に係る利用料金の割引の適用)に規定する長期継続利用期間中のIP通信網契約者であって、利用しているIP通信網サービスがメニュー5-2に係るもの(提供の形態による細目が-2型のものを除きます。)である場合は、その長期継続利用期間の満了する日までの間に、満了する日の翌日からの長期継続利用の申出がない限り、料金表別表3(長期継続利用申出に係る利用料金の割引の適用)第4項の規定を適用しません。
(メニュー5に係る利用料金の割引等)
- 4 当社は、契約の申込者から、申出があったときは、次のとおり規定する選択制による利用料金の割引を適用します。

(1) 定義等

ア 「利用料金の割引」とは、メニュー5(以下この項において「割引対象サービス」といいます。)に係るIP通信網契約の申込者の選択により、本項のイに規定する期間(以下この項において「割引対象期間」といいます。)におけるメニュー5に係るIP通信網サービスの利用料金(料金表第1表第1類第1(臨時IP通信網契約以外の契約に関するもの)2(料金額)の2-5(メニュー5に関する利用料金)に規定する利用料(基本料に係る部分に限ります。)に限ります。以下この項において同じとします。)について、次に掲げる額を減額して適用することをいいます。

(ア) その契約者回線の設置に係る工事において、屋内配線設備の部分に係る工事を伴う場合又は配線設備多重装置の設置を伴うものに係る工事の場合は、1,000円(税込1,080円)

(イ) (ア)以外の場合は、400円(税込432円)

イ 割引対象期間は、そのIP通信網サービスの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月の初日から起算して、23か月後の料金月の末日までとします。

ただし、割引対象期間中にその契約者回線について、品目若しくは細目の変更(当社が別に定める場合を除きます。)又は移転があった場合は、その変更等があった日を含む料金月は利用料金の減額を適用しません。この場合において、利用料金の減額の適用を受けなかった料金月数に応じて、料金月を単位に割引対象期間の終了日を延長します。

ウ 契約の申込者は、当社がそのIP通信網サービスの提供を開始する日までに、アに規定する利用料金の割引を選択する申出を行っていただきます。

エ この割引の適用を受けるIP通信網契約に係る契約者回線は、平成25年10月31日までに当社がその提供を開始したものに限り、適用されます。

(2) 承諾

当社は、この割引を選択する申出があったときは、その申出のあったIP通信網契約が次の各号に該当するものである場合に限り、これを承諾します。

ア その契約者回線の設置に係る基本工事費及び交換機等工事費の合計額が2,000円(税込価格2,160円)とならないもの

イ そのIP通信網サービスの提供開始と同時に料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用を受けないもの

ウ 平成25年2月1日から平成25年4月30日までの間に申込みがあったもの

(3) 割引の適用

ア 当社は、割引対象期間内に、料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用の開始があった場合については、その変更等があった日以降の期間についてはこの利用料金の減額の適用を行いません。

イ 当社は、割引額の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合

- は、料金表通則5（端数処理）の規定にかかわらず、その端数を切り上げます。
（メニュー5の設置に係る工事費の割引等）
- 5 当社は、契約の申込者から、申出があったときは、次のとおり規定する選択制による基本工事費等の割引を適用します。
- (1) 定義等
- ア 「基本工事費等の割引」とは、メニュー5に係るIP通信網契約の申込者の選択により、その契約者回線の設置に係る基本工事費及び交換機等工事費の合計額が2,000円（税込価格 2,100円）である場合に限り、その契約者回線の設置に係る基本工事費及び交換機等工事費について、料金表第2表第2の2 - 5に規定する額に代えて、それぞれ0円を適用することをいいます。
- イ 契約の申込者は、当社がそのIP通信網サービスの提供を開始する日までに、アに規定する基本工事費等の割引を選択する申出を行っていただきます。
- ウ この割引の適用を受けるIP通信網契約に係る契約者回線は、平成25年10月31日までに当社がその提供を開始したものに限りです。
- (2) 承諾
- 当社は、この割引を選択する申出があったときは、その申出のあったIP通信網契約が次の各号に該当するものである場合に限り、これを承諾します。
- ア その契約者回線の設置に係る基本工事費及び交換機等工事費の合計額が2,000円（税込価格 2,100円）となるもの
- イ そのIP通信網サービスの提供開始と同時に料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用を受けないもの
- ウ 平成25年2月1日から平成25年4月30日までの間に申込みがあったもの
- (3) 割引の適用
- ア IP通信網契約者は、この割引の適用を受けているIP通信網契約について、そのIP通信網サービスの提供を開始した日から起算して24か月以内にそのIP通信網契約の解除があった場合は、2,000円（税込価格 2,100円）を一括して当社が定める期日までに支払っていただきます。
- イ アの場合において、次のいずれかに該当する場合には、アの規定を適用しません。
- (ア) IP通信網契約者から、メニュー5に係るIP通信網サービスの提供区域外に移転する旨の意思表示があり、当社がその移転先でメニュー5に係るIP通信網サービスを提供しないことによりそのIP通信網契約の解除があった場合。
- (イ) IP通信網契約者から、メニュー5に係るIP通信網サービスの提供区域内に移転する旨の請求があり、そのIP通信網サービスを提供することが技術上困難なとき又は保守することが著しく困難である等当社の業務の遂行上支障があることから、当社がその請求を承諾しないことによりそのIP通信網契約の解除があった場合。
- (ウ) IP通信網契約者から、メニュー5に係るIP通信網サービスの提供区域内であって、当社がメニュー5 - 2に係る契約者グループを設定していない構内又は建物内へ移転する旨の意思表示があり、当社がその移転先でメニュー5 - 2に係るIP通信網サービスを提供しないことによりそのIP通信網契約の解除があった場合。
- 6 当社は、限定された期間内に申し込まれたIP通信網契約に限り適用する割引であって当社が別に定めるものの適用を受けた者が、そのメニュー5に係るIP通信網契約の解除があった日から起算して1年未満の間に、メニュー5に係るIP通信網契約の申込みを行ったと当社が認める場合（その申込みに係る契約者回線の終端の場所がその解除に係る契約者回線の終端の場所と同一となる場合とします。）は、この附則の第4項及び第5項の規定を適用しません。

(メニュー5の移転に係る工事費の割引)

7 平成25年2月1日から平成25年4月30日までの間にメニュー5(メニュー5-1の100Mb/sの品目のものにおけるプラン3-1に係るもの若しくは200Mb/sのもの又はメニュー5-2のものに限ります。以下この項において「割引対象サービス」といいます。)に係るIP通信網契約者からその契約者回線(料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用を受けている契約者回線を除きます。)又は当社が提供する端末設備(配線設備多重装置に限ります。以下この項において同じとします。)の移転の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成25年10月31日までに当社がその契約者回線又は当社が提供する端末設備の移転の工事を行ったとき(その工事と同時に割引対象サービス以外の品目等への変更があったとき又は当社が別に定める場合を除きます。)は、その契約者回線又は当社が提供する端末設備の移転に係る基本工事費(基本額の部分に限ります。)及び交換機等工事費について、料金表第2表第2の2-5に規定する額に代えて、それぞれ0円を適用します。

(メニュー5の品目等の変更に係る工事費の割引)

8 平成25年2月1日から平成25年4月30日までの間に次に掲げるIP通信網サービスの品目等の変更の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成25年10月31日までにその変更の工事(契約者回線の移転の工事を伴うものを除きます。)を行ったときは、品目等の変更に係る基本工事費(基本額の部分に限ります。)及び交換機等工事費について、料金表第2表第2の2-5に規定する額に代えて、それぞれ0円を適用します。

(1) メニュー5-1(提供の形態による細目が - 2型のもの及び料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用を受けているものを除きます。)のものに係るIP通信網サービスから、メニュー5-2(提供の形態による細目が - 2型のものを除きます。)のものに係るIP通信網サービスへの品目等の変更

(2) メニュー5における提供の形態による細目が - 2型のIP通信網サービスから、メニュー5-1における提供の形態による細目が - 1型のもの又はメニュー5-2(提供の形態による細目が - 2型のものを除きます。)のものに係るIP通信網サービスへの品目等の変更

(3) メニュー5(提供の形態による細目が - 2型及び - 3型ものを除きます。)に係るIP通信網サービスから、メニュー5における提供の形態による細目が - 2型のものに係るIP通信網サービスへの品目等の変更

(4) 無線アクセス認証機能対応型無線LAN対応ルータ装置の利用の請求と同時に申出があったメニュー5(提供の形態による細目が 型ものに限ります。)に係るIP通信網サービスから、メニュー5における提供の形態による細目が - 1型のもの(1Gb/sの品目のものを除きます。)に係るIP通信網サービスへの品目等の変更

9 当社は、限定された期間内に申し込まれたIP通信網契約に限り適用する割引であって当社が別に定めるものの適用(メニュー5における提供の形態による細目が - 2型のものへの品目等の変更の工事に係るもの又はその変更と同時の移転の工事に係るものに限ります。)を受けた者が、その契約者回線について、平成25年2月1日から平成25年4月30日までの間に品目等の変更の請求(メニュー5における提供の形態による細目が - 2型のものへの品目等の変更に係るものに限ります。)を行ったと当社が認める場合は、その品目等の変更に係る基本工事費及び交換機等工事費について、この附則の第8項の規定を適用しません。

10 平成25年2月1日から平成25年4月30日までの間に次に掲げるIP通信網サービスの品目等の変更のみの請求(その品目等の変更と同時に工事(交換機等工事のみの場合に限ります。)を要する請求がある場合を含み、その品目等の変更と同時にIP通信網サービス契約約款以外の当社が定める契約約款等に規定する工事(当社が別に定める場合を除きます。)を要する請求がある場合を除きます。)があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成25年10月31日までにその変更のみの工事(その品目等

の変更と同時に工事（交換機等工事のみの場合に限ります。）を行う場合を含み、その品目等の変更の工事と同時に I P 通信網サービス契約約款以外の当社が定める契約約款等に規定する工事（当社が別に定める場合を除きます。）を行うものを除きます。）があった場合は、品目等の変更に係る基本工事費（基本額の部分に限ります。）及び交換機等工事費について、料金表第 2 表第 2 の 2 - 5 に規定する額にかかわらず、1,000 円を適用します。

(1) メニュー 5 - 1 の 100Mb/s の品目のものにおけるプラン 3 - 1 のものであって、提供の形態による細目が - 1 型のものに係る I P 通信網サービスから、メニュー 5 - 1 の 200Mb/s のものに係る I P 通信網サービス（その I P 通信網サービスの品目等の変更と同時に料金表第 1 表第 1 類第 1 の 1 (9) に規定する学校に限定した割引の適用の開始があった場合を除きます。）への品目等の変更

(2) メニュー 5 - 2 の 100Mb/s の品目のものにおける契約者回線の態様による細目がグレード 1 - 1 のものであって、提供の形態による細目が - 1 型のものに係る I P 通信網サービスから、メニュー 5 - 2 の 200Mb/s のものに係る I P 通信網サービスへの品目等の変更
（その他の工事費の割引）

11 平成 25 年 2 月 1 日から平成 25 年 4 月 30 日までの間に次に掲げる I P 通信網サービスの申込み又は利用の請求があり、当社がその申込み又は請求を承諾した場合であって、平成 25 年 10 月 31 日までにその I P 通信網サービスの提供又は利用を開始した場合は、その I P 通信網サービスの提供又は利用の開始に係る基本工事費及び交換機等工事費について、料金表第 2 表第 2 の 2 - 1、2 - 4、2 - 5 又は 2 - 7 に規定する額に代えて、それぞれ 0 円を適用します。

(1) メニュー 7 に係る I P 通信網サービス

(2) 無線アクセス機能

(3) 電力使用量表示機能（利用の開始に係る工事が電力使用量表示機能に係るもののみであった場合に限ります。）

12 当社は、限定された期間内に申し込まれた I P 通信網契約に限り適用する割引であって当社が別に定めるものの適用を受けた者が、平成 25 年 2 月 1 日から平成 25 年 4 月 30 日までの間にその契約者回線等について無線アクセス機能の利用の請求を行ったと当社が認める場合は、その無線アクセス機能の利用の開始に係る基本工事費及び交換機等工事費について、この附則の第 11 項の規定を適用しません。

（その他の利用料金の割引等）

13 平成 25 年 2 月 1 日から平成 25 年 4 月 30 日までの間に無線アクセス機能又は携帯式無線 LAN 対応ルータ装置の基本装置の利用の請求（携帯式無線 LAN 対応ルータ装置の基本装置については、利用の請求の方法が当社が別に定める方法による場合に限ります。）があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成 25 年 10 月 31 日までにその機能又は端末設備の提供を開始した場合は、その利用料金に代えて、次に掲げる額を適用します。

(1) 無線アクセス機能の提供を開始した場合は、その機能の提供を開始した日から起算して 3 か月間の利用料金（無線アクセス機能に係るものに限ります。）について、料金表第 1 表第 1 類第 1 の 2 - 9 に規定する額に代えて 0 円

(2) 携帯式無線 LAN 対応ルータ装置の基本装置の提供を開始した場合は、その端末設備の提供を開始した日から起算して 3 か月間の利用料金（1 の携帯式無線 LAN 対応ルータ装置の基本装置に係るものに限ります。）については、料金表第 1 表第 1 類第 1 の 2 - 5 に規定する額に代えて 0 円

14 当社は、限定された期間内に申し込まれた I P 通信網契約に限り適用する割引であって当社が別に定めるものの適用を受けた者が、平成 25 年 2 月 1 日から平成 25 年 4 月 30 日までの間にその契約者回線について無線アクセス機能及び携帯式無線 LAN 対応ルータ装置の基本装置の利用の請求を行ったと当社が認める場合は、その利用料金に

ついて、この附則の第13項の規定を適用しません。

(その他)

- 15 東経企営第12 - 137号(平成24年11月30日)の附則第3項中「東経企営第12 - 88号(平成24年8月30日)の附則第3項又は第4項に規定する」を「東経企営第12 - 88号(平成24年8月30日)の附則第3項若しくは第4項又は東経企営第12 - 159号(平成25年1月31日)の附則第4項若しくは第5項に規定する」に改めます。

附 則(平成25年2月28日東経企営第12 - 184号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成25年3月1日から実施します。ただし、料金表別表4(複数回線同時利用申出に係る利用料金の割引の適用)に規定する利用料の減額の適用については、平成25年6月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則(平成25年3月14日東経企営第12 - 189号)

この改正規定は、平成25年3月18日から実施します。

附 則(平成25年4月30日東経企営第13 - 13号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成25年5月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(メニュー5に係る利用料金の割引等)

- 3 当社は、契約の申込者から、申出があったときは、次のとおり規定する選択制による利用料金の割引を適用します。

(1) 定義等

ア 「利用料金の割引」とは、メニュー5(メニュー5 - 3のものを除きます。以下この項において「割引対象サービス」といいます。)に係るIP通信網契約の申込者の選択により、本項のイに規定する期間(以下この項において「割引対象期間」といいます。)におけるメニュー5に係るIP通信網サービスの利用料金(料金表第1表第1類第1(臨時IP通信網契約以外の契約に関するもの)2(料金額)の2 - 5(メニュー5に関する利用料金)に規定する利用料(基本料に係る部分に限ります。)に限ります。以下この項において同じとします。)について、次に掲げる額を減額して適用することをいいます。

(ア) その契約者回線の設置に係る工事において、屋内配線設備の部分に係る工事を伴う場合又は配線設備多重装置の設置を伴うものに係る工事の場合は、1,000円(税込1,080円)

(イ) (ア)以外の場合は、400円(税込432円)

イ 割引対象期間は、そのIP通信網サービスの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月の初日から起算して、23か月後の料金月の末日までとします。

ただし、割引対象期間中にその契約者回線について、品目若しくは細目の変更(当社が別に定める場合を除きます。)又は移転があった場合は、その変更等があった日を含む料金月は利用料金の減額を適用しません。この場合において、利用料金の減額の適用を受けなかった料金月数に応じて、料金月を単位に割引対象期間の終了日を延長します。

ウ 契約の申込者は、当社がそのIP通信網サービスの提供を開始する日までに、アに規定する利用料金の割引を選択する申出を行っていただきます。

エ この割引の適用を受けるIP通信網契約に係る契約者回線は、平成26年3月31日までに当社がその提供を開始したものに限り、適用します。

(2) 承諾

当社は、この割引を選択する申出があったときは、その申出のあった I P 通信網契約が次の各号に該当するものである場合に限り、これを承諾します。

ア その契約者回線の設置に係る基本工事費及び交換機等工事費の合計額が2,000円(税込価格 2,100円)とならないもの

イ その I P 通信網サービスの提供開始と同時に料金表第 1 表第 1 類第 1 の 1(9)に規定する学校に限定した割引の適用を受けないもの

ウ 平成25年 5 月 1 日から平成25年 9 月30日までの間に申込みがあったもの

(3) 割引の適用

ア 当社は、割引対象期間内に、料金表第 1 表第 1 類第 1 の 1(9)に規定する学校に限定した割引の適用の開始があった場合については、その変更等があった日以降の期間についてはこの利用料金の減額の適用を行いません。

イ 当社は、割引額の計算において、その計算結果に 1 円未満の端数が生じた場合は、料金表通則 5 (端数処理)の規定にかかわらず、その端数を切り上げます。

(メニュー 5 の設置に係る工事費の割引等)

4 当社は、契約の申込者から、申出があったときは、次のとおり規定する選択制による基本工事費等の割引を適用します。

(1) 定義等

ア 「基本工事費等の割引」とは、メニュー 5 に係る I P 通信網契約の申込者の選択により、その契約者回線の設置に係る基本工事費及び交換機等工事費の合計額が2,000円(税込価格 2,100円)である場合に限り、その契約者回線の設置に係る基本工事費及び交換機等工事費について、料金表第 2 表第 2 の 2 - 5 に規定する額に代えて、それぞれ 0 円を適用することをいいます。

イ 契約の申込者は、当社がその I P 通信網サービスの提供を開始する日までに、アに規定する基本工事費等の割引を選択する申出を行っていただきます。

ウ この割引の適用を受ける I P 通信網契約に係る契約者回線は、平成26年 3 月31日までに当社がその提供を開始したものに限りです。

(2) 承諾

当社は、この割引を選択する申出があったときは、その申出のあった I P 通信網契約が次の各号に該当するものである場合に限り、これを承諾します。

ア その契約者回線の設置に係る基本工事費及び交換機等工事費の合計額が2,000円(税込価格 2,100円)となるもの

イ その I P 通信網サービスの提供開始と同時に料金表第 1 表第 1 類第 1 の 1(9)に規定する学校に限定した割引の適用を受けないもの

ウ 平成25年 5 月 1 日から平成25年 9 月30日までの間に申込みがあったもの

(3) 割引の適用

ア I P 通信網契約者は、この割引の適用を受けている I P 通信網契約について、その I P 通信網サービスの提供を開始した日から起算して24か月以内にその I P 通信網契約の解除があった場合は、2,000円(税込価格 2,100円)を一括して当社が定める期日までに支払っていただきます。

イ アの場合において、次のいずれかに該当する場合には、アの規定を適用しません。

(ア) I P 通信網契約者から、メニュー 5 に係る I P 通信網サービスの提供区域外に移転する旨の意思表示があり、当社がその移転先でメニュー 5 に係る I P 通信網サービスを提供しないことによりその I P 通信網契約の解除があった場合。

(イ) I P 通信網契約者から、メニュー 5 に係る I P 通信網サービスの提供区域内に移転する旨の請求があり、その I P 通信網サービスを提供することが技術上困難なとき又は保守することが著しく困難である等当社の業務の遂行上支障

があることから、当社がその請求を承諾しないことによりその I P 通信網契約の解除があった場合。

(ウ) I P 通信網契約者から、メニュー 5 に係る I P 通信網サービスの提供区域内であって、当社がメニュー 5 - 2 に係る契約者グループを設定していない構内又は建物内へ移転する旨の意思表示があり、当社がその移転先でメニュー 5 - 2 に係る I P 通信網サービスを提供しないことによりその I P 通信網契約の解除があった場合。

(メニュー 5 に係る利用料金の割引)

5 当社は、契約の申込者(この附則の第 3 項又は第 4 項に規定する割引の適用を受けるものに限ります。)から、申出があったときは、次のとおり規定する利用料金の割引を適用します。

(1) 定義等

ア 「利用料金の割引」とは、メニュー 5 (メニュー 5 - 1 のもの(1 Gb/s の品目のもの、提供の形態による細目が - 2 型のもの又は料金表第 1 表第 1 類第 1 の 1 (9) に規定する学校に限定した割引の適用を受けるものを除きます。))又はメニュー 5 - 2 のもの(提供の形態による細目が - 2 型のものを除きます。)に限ります。以下この項において「割引対象サービス」といいます。)に係る I P 通信網契約の申込者の申出により、本項のイに規定する期間(以下この項において「割引対象期間」といいます。)におけるメニュー 5 に係る I P 通信網サービスの利用料金(料金表第 1 表第 1 類第 1 (臨時 I P 通信網契約以外の契約に関するもの) 2 (料金額) の 2 - 5 (メニュー 5 に関する利用料金) に規定する利用料(基本料に係る部分に限ります。)に限ります。以下この項において同じとします。)について、次に掲げる額(以下この項において「割引額」といいます。)を減額して適用することをいいます。

(ア) メニュー 5 - 1 のもの(1 Gb/s の品目のもの、提供の形態による細目が - 2 型のもの又は料金表第 1 表第 1 類第 1 の 1 (9) に規定する学校に限定した割引の適用を受けるものを除きます。)は、900 円(税込 972 円)

(イ) メニュー 5 - 2 のものであって、通信の態様による細目がプラン・ミニのものは、1,110 円(税込 1,198.8 円)

(ウ) メニュー 5 - 2 のものであって、通信の態様による細目がプラン 1 のものは、510 円(税込 550.8 円)

(エ) メニュー 5 - 2 のものであって、通信の態様による細目がプラン 2 のものは、110 円(税込 118.8 円)

イ 割引対象期間は、その I P 通信網サービスの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月の初日から起算して、23 か月後の料金月の末日までとします。

ウ 契約の申込者は、当社がその I P 通信網サービスの提供を開始する日までに、アに規定する利用料金の割引を選択する申出を行っていただきます。

エ この割引の適用を受ける I P 通信網契約に係る契約者回線は、平成 26 年 3 月 31 日までに当社がその提供を開始したものに限り、

(2) 承諾

当社は、割引対象サービスに係る I P 通信網契約の申込者からこの割引を選択する申出があったときは、その申出のあった I P 通信網契約が次の各号に該当するものである場合に限り、これを承諾します。

ア 平成 25 年 5 月 1 日から平成 25 年 9 月 30 日までの間に申込みがあったもの

イ 料金表第 1 表第 1 類第 1 の 1 (10) に規定する長期継続利用の申出に係る利用料金の割引の適用を受けるもの

(3) 割引の適用

ア 当社は、割引対象期間内にその契約者回線について、割引対象サービス相互間で品目等の変更があった場合は、変更があった日から変更後の契約者回線の割引

額を減額して適用します。

イ 当社は、割引対象期間内にその契約者回線について、割引対象サービス以外の品目等への変更があった場合は、その変更があった日以降の期間についてはこの割引額の減額を適用しません。この場合において、その契約者回線に係る割引対象期間については、その変更があった日以降の期間を含むものとします。

ウ イの場合において、当社は、割引対象期間内にＩＰ通信網契約者から、その契約者回線について、割引対象サービスの品目等への変更があった場合は、変更があった日から変更後の契約者回線の割引額の減額を適用するものとします。

エ ア又はウの場合において、料金表第１表第１類第１の１(10)に規定する長期継続利用の申出に係る利用料金の割引の適用を受けないときは、ア又はウの規定にかかわらず、割引額の減額を適用しません。

オ 当社は、割引額は利用日数に応じて日割した額を適用します。

カ 当社は、割引額の計算において、その計算結果に１円未満の端数が生じた場合は、料金表通則５（端数処理）の規定にかかわらず、その端数を切り上げます。

6 当社は、限定された期間内に申し込まれたＩＰ通信網契約に限り適用する割引であって当社が別に定めるものの適用を受けた者が、そのメニュー５に係るＩＰ通信網契約の解除があった日から起算して１年未満の間に、メニュー５に係るＩＰ通信網契約の申込みを行ったと当社が認める場合（その申込みに係る契約者回線の終端の場所がその解除に係る契約者回線の終端の場所と同一となる場合とします。）は、この附則の第３項、第４項及び第５項の規定を適用しません。

（メニュー５の移転に係る工事費の割引）

7 平成25年５月１日から平成25年９月30日までの間にメニュー５（メニュー５ - 1の100Mb/sの品目のものにおけるプラン３ - 1に係るもの若しくは200Mb/sのもの又はメニュー５ - 2のものに限り、以下この項において「割引対象サービス」といいます。）に係るＩＰ通信網契約者からその契約者回線（料金表第１表第１類第１の１(9)に規定する学校に限定した割引の適用を受けている契約者回線を除きます。）又は当社が提供する端末設備（配線設備多重装置に限り、以下この項において同じとします。）の移転の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成26年３月31日までに当社がその契約者回線又は当社が提供する端末設備の移転の工事を行ったとき（その工事と同時に割引対象サービス以外の品目等への変更があったとき又は当社が別に定める場合を除きます。）は、その契約者回線又は当社が提供する端末設備の移転に係る基本工事費（基本額の部分に限り、）及び交換機等工事費について、料金表第２表第２の２ - 5に規定する額に代えて、それぞれ０円を適用します。

（メニュー５の品目等の変更に係る工事費の割引）

8 平成25年５月１日から平成25年９月30日までの間に次に掲げるＩＰ通信網サービスの品目等の変更の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成26年３月31日までにその変更の工事（契約者回線の移転の工事を伴うものを除きます。）を行ったときは、品目等の変更に係る基本工事費（基本額の部分に限り、）及び交換機等工事費について、料金表第２表第２の２ - 5に規定する額に代えて、それぞれ０円を適用します。

- (1) メニュー５ - 1（料金表第１表第１類第１の１(9)に規定する学校に限定した割引の適用を受けているものを除きます。）のものに係るＩＰ通信網サービスから、メニュー５ - 2のものに係るＩＰ通信網サービスへの品目等の変更
- (2) メニュー５における提供の形態による細目が - 2型のＩＰ通信網サービスから、メニュー５ - 1における提供の形態による細目が - 1型のもの又はメニュー５ - 2（提供の形態による細目が - 2型のを除きます。）のものに係るＩＰ通信網サービスへの品目等の変更
- (3) メニュー５（提供の形態による細目が - 2型及び - 3型ものを除きます。）に係るＩＰ通信網サービスから、メニュー５における提供の形態による細目が - 2

型のものに係る I P 通信網サービスへの品目等の変更

- (4) 無線アクセス認証機能対応型無線 LAN 対応ルータ装置の利用の請求と同時に申出があったメニュー 5 (提供の形態による細目が 型ものに限ります。)に係る I P 通信網サービスから、メニュー 5 における提供の形態による細目が - 1 型のもの (1Gb/s の品目のものを除きます。)に係る I P 通信網サービスへの品目等の変更
- 9 当社は、限定された期間内に申し込まれた I P 通信網契約に限り適用する割引であって当社が別に定めるものの適用 (メニュー 5 における提供の形態による細目が - 2 型のものへの品目等の変更の工事に係るもの又はその変更と同時の移転の工事に係るものに限ります。)を受けた者が、その契約者回線について、平成25年5月1日から平成25年9月30日までの間に品目等の変更の請求 (メニュー 5 における提供の形態による細目が - 2 型のものへの品目等の変更に係るものに限ります。)を行ったと当社が認める場合は、その品目等の変更に係る基本工事費及び交換機等工事費について、この附則の第 8 項の規定を適用しません。
- 10 平成25年5月1日から平成25年9月30日までの間に次に掲げる I P 通信網サービスの品目等の変更のみの請求 (その品目等の変更と同時に工事 (交換機等工事のみの場合に限ります。)を要する請求がある場合を含み、その品目等の変更と同時に I P 通信網サービス契約約款以外の当社が定める契約約款等に規定する工事 (当社が別に定める場合を除きます。)を要する請求がある場合を除きます。)があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成26年3月31日までにその変更のみの工事 (その品目等の変更と同時に工事 (交換機等工事のみの場合に限ります。)を行う場合を含み、その品目等の変更の工事と同時に I P 通信網サービス契約約款以外の当社が定める契約約款等に規定する工事 (当社が別に定める場合を除きます。)を行うものを除きます。)があった場合は、品目等の変更に係る基本工事費 (基本額の部分に限ります。)及び交換機等工事費について、料金表第 2 表第 2 の 2 - 5 に規定する額にかかわらず、1,000 円を適用します。
- (1) メニュー 5 - 1 の100Mb/sの品目のものにおけるプラン 3 - 1 のものであって、提供の形態による細目が - 1 型のものに係る I P 通信網サービスから、メニュー 5 - 1 の200Mb/sのものに係る I P 通信網サービス (その I P 通信網サービスの品目等の変更と同時に料金表第 1 表第 1 類第 1 の 1 (9)に規定する学校に限定した割引の適用の開始があった場合を除きます。)への品目等の変更
- (2) メニュー 5 - 2 の100Mb/sの品目のものにおける契約者回線の態様による細目がグレード 1 - 1 のものであって、提供の形態による細目が - 1 型のものに係る I P 通信網サービスから、メニュー 5 - 2 の200Mb/sのものに係る I P 通信網サービスへの品目等の変更
(その他の工事費の割引)
- 11 平成25年5月1日から平成25年9月30日までの間に次に掲げる I P 通信網サービスの申込み又は利用の請求があり、当社がその申込み又は請求を承諾した場合であって、平成26年3月31日までにその I P 通信網サービスの提供又は利用を開始した場合は、その I P 通信網サービスの提供又は利用の開始に係る基本工事費及び交換機等工事費について、料金表第 2 表第 2 の 2 - 1、2 - 4、2 - 5 又は 2 - 7 に規定する額に代えて、それぞれ 0 円を適用します。
- (1) メニュー 7 に係る I P 通信網サービス
- (2) 無線アクセス機能
- (3) 電力使用量表示機能 (利用の開始に係る工事が電力使用量表示機能に係るもののみであった場合に限ります。)
- 12 当社は、限定された期間内に申し込まれた I P 通信網契約に限り適用する割引であって当社が別に定めるものの適用を受けた者が、平成25年5月1日から平成25年9月30日までの間にその契約者回線等について無線アクセス機能の利用の請求を行ったと当社が認める場合は、その無線アクセス機能の利用の開始に係る基本工事費及び交換

機等工事費について、この附則の第11項の規定を適用しません。

(その他の利用料金の割引等)

13 平成25年5月1日から平成25年9月30日までの間に無線アクセス機能又は携帯式無線LAN対応ルータ装置の基本装置の利用の請求(携帯式無線LAN対応ルータ装置の基本装置については、利用の請求の方法が当社が別に定める方法による場合に限り)があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成26年3月31日までにその機能又は端末設備の提供を開始した場合は、その利用料金に代えて、次に掲げる額を適用します。

(1) 無線アクセス機能の提供を開始した場合は、その機能の提供を開始した日から起算して3か月間の利用料金(無線アクセス機能に係るものに限り)について、料金表第1表第1類第1の2-9に規定する額に代えて0円

(2) 携帯式無線LAN対応ルータ装置の基本装置の提供を開始した場合は、その端末設備の提供を開始した日から起算して3か月間の利用料金(1の携帯式無線LAN対応ルータ装置の基本装置に係るものに限り)については、料金表第1表第1類第1の2-5に規定する額に代えて0円

14 当社は、限定された期間内に申し込まれたIP通信網契約に限り適用する割引であって当社が別に定めるものの適用を受けた者が、平成25年5月1日から平成25年9月30日までの間にその契約者回線について無線アクセス機能及び携帯式無線LAN対応ルータ装置の基本装置の利用の請求を行ったと当社が認める場合は、その利用料金について、この附則の第13項の規定を適用しません。

附 則(平成25年5月30日東経企営第13-27号)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成25年6月1日から実施します。ただし、符号蓄積機能の利用は、平成25年7月29日から開始します。

附 則(平成25年6月27日東経企営第13-55号)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成25年6月28日から実施します。

(サービスの終了)

2 当社は、平成25年12月27日において、メニュー4又はメニュー5の提供の形態による細目が型のものに係るIPv6通信を終了することとします。

(経過措置)

3 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供しているメニュー4又はメニュー5の提供の形態による細目が型のものに係るIPv6通信の料金その他の提供条件については、サービスの終了までの間は、なお従前の通りとします。

4 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(その他)

5 東企営第11-204号(平成24年3月23日)の附則第3条(経過措置)を削除します。

附 則(平成25年9月30日東経企営第13-96号)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成25年10月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(メニュー5に係る利用料金の割引等)

3 当社は、契約の申込者から、申出があったときは、次のとおり規定する選択制による利用料金の割引を適用します。

(1) 定義等

ア 「利用料金の割引」とは、メニュー5(以下この項において「割引対象サービ

ス」といいます。)に係る I P 通信網契約の申込者の選択により、本項のイに規定する期間(以下この項において「割引対象期間」といいます。)におけるメニュー 5 に係る I P 通信網サービスの利用料金(料金表第 1 表第 1 類第 1 (臨時 I P 通信網契約以外の契約に関するもの) 2 (料金額)の 2 - 5 (メニュー 5 に関する利用料金)に規定する利用料(基本料に係る部分に限ります。)に限ります。以下この項において同じとします。)について、次に掲げる額を減額して適用することをいいます。

(ア) その契約者回線の設置に係る工事において、屋内配線設備の部分に係る工事を伴う場合又は配線設備多重装置の設置を伴うものに係る工事の場合は、700 円(税込価格 756 円)

(イ) (ア)以外の場合は、220 円(税込価格 237.6 円)

イ 割引対象期間は、その I P 通信網サービスの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月の初日から起算して、29 か月後の料金月の末日までとします。

ただし、割引対象期間中にその契約者回線について、品目若しくは細目の変更(当社が別に定める場合を除きます。)又は移転があった場合は、その変更等があった日を含む料金月は利用料金の減額を適用しません。この場合において、利用料金の減額の適用を受けなかった料金月数に応じて、料金月を単位に割引対象期間の終了日を延長します。

ウ 契約の申込者は、当社がその I P 通信網サービスの提供を開始する日までに、アに規定する利用料金の割引を選択する申出を行っていただきます。

エ この割引の適用を受ける I P 通信網契約に係る契約者回線は、平成 26 年 7 月 31 日までに当社がその提供を開始したものに限ります。

(2) 承諾

当社は、この割引を選択する申出があったときは、その申出のあった I P 通信網契約が次の各号に該当するものである場合に限り、これを承諾します。

ア その契約者回線の設置に係る基本工事費及び交換機等工事費の合計額が 2,000 円(税込価格 2,160 円)とならないもの

イ その I P 通信網サービスの提供開始と同時に料金表第 1 表第 1 類第 1 の 1 (9)に規定する学校に限定した割引の適用を受けないもの

ウ 平成 25 年 10 月 1 日から平成 26 年 1 月 31 日までの間に申込みがあったもの

(3) 割引の適用

ア 当社は、割引対象期間内に、料金表第 1 表第 1 類第 1 の 1 (9)に規定する学校に限定した割引の適用の開始があった場合については、その変更等があった日以降の期間についてはこの利用料金の減額の適用を行いません。

イ 当社は、割引額の計算において、その計算結果に 1 円未満の端数が生じた場合は、料金表通則 5 (端数処理)の規定にかかわらず、その端数を切り上げます。

(メニュー 5 の設置に係る工事費の割引等)

4 当社は、契約の申込者から、申出があったときは、次のとおり規定する選択制による基本工事費等の割引を適用します。

(1) 定義等

ア 「基本工事費等の割引」とは、メニュー 5 に係る I P 通信網契約の申込者の選択により、その契約者回線の設置に係る基本工事費及び交換機等工事費の合計額が 2,000 円(税込価格 2,160 円)である場合に限り、その契約者回線の設置に係る基本工事費及び交換機等工事費について、料金表第 2 表第 2 の 2 - 5 に規定する額に代えて、それぞれ 0 円を適用することをいいます。

イ 契約の申込者は、当社がその I P 通信網サービスの提供を開始する日までに、アに規定する基本工事費等の割引を選択する申出を行っていただきます。

ウ この割引の適用を受ける I P 通信網契約に係る契約者回線は、平成 26 年 7 月 31 日までに当社がその提供を開始したものに限ります。

(2) 承諾

当社は、この割引を選択する申出があったときは、その申出のあった I P 通信網契約が次の各号に該当するものである場合に限り、これを承諾します。

ア その契約者回線の設置に係る基本工事費及び交換機等工事費の合計額が2,000円（税込価格 2,160円）となるもの

イ その I P 通信網サービスの提供開始と同時に料金表第 1 表第 1 類第 1 の 1(9)に規定する学校に限定した割引の適用を受けないもの

ウ 平成25年10月 1 日から平成26年 1 月31日までの間に申込みがあったもの

(3) 割引の適用

ア I P 通信網契約者は、この割引の適用を受けている I P 通信網契約について、その I P 通信網サービスの提供を開始した日から起算して24か月以内にその I P 通信網契約の解除があった場合は、2,000円（税込価格 2,160円）を一括して当社が定める期日までに支払っていただきます。

イ アの場合において、次のいずれかに該当する場合には、アの規定を適用しません。

(ア) I P 通信網契約者から、メニュー 5 に係る I P 通信網サービスの提供区域外に移転する旨の意思表示があり、当社がその移転先でメニュー 5 に係る I P 通信網サービスを提供しないことによりその I P 通信網契約の解除があった場合。

(イ) I P 通信網契約者から、メニュー 5 に係る I P 通信網サービスの提供区域内に移転する旨の請求があり、その I P 通信網サービスを提供することが技術上困難なとき又は保守することが著しく困難である等当社の業務の遂行上支障があることから、当社がその請求を承諾しないことによりその I P 通信網契約の解除があった場合。

(ウ) I P 通信網契約者から、メニュー 5 に係る I P 通信網サービスの提供区域内であって、当社がメニュー 5 - 2 に係る契約者グループを設定していない構内又は建物内へ移転する旨の意思表示があり、当社がその移転先でメニュー 5 - 2 に係る I P 通信網サービスを提供しないことによりその I P 通信網契約の解除があった場合。

(メニュー 5 に係る利用料金の割引)

5 当社は、契約の申込者（この附則の第 3 項又は第 4 項に規定する割引の適用を受けるものに限り。）から、申出があったときは、次のとおり規定する利用料金の割引を適用します。

(1) 定義等

ア 「利用料金の割引」とは、メニュー 5（メニュー 5 - 1 のもの（1 Gb/s の品目のもの、提供の形態による細目が料金表第 1 表第 1 類第 1 の 1(9)に規定する学校に限定した割引の適用を受けるものを除きます。）又はメニュー 5 - 2 のもの（提供の形態による細目が - 2 型のものを除きます。））に限り、以下この項において「割引対象サービス」といいます。）に係る I P 通信網契約の申込者の申出により、本項のイに規定する期間（以下この項において「割引対象期間」といいます。）におけるメニュー 5 に係る I P 通信網サービスの利用料金（料金表第 1 表第 1 類第 1（臨時 I P 通信網契約以外の契約に関するもの）2（料金額）の 2 - 5（メニュー 5 に関する利用料金）に規定する利用料（基本料に係る部分に限り））に限り、以下この項において同じとします。）について、次に掲げる額（以下この項において「割引額」といいます。）を減額して適用することをいいます。

(ア) メニュー 5 - 1 のもの（1 Gb/s の品目のもの、料金表第 1 表第 1 類第 1 の 1(9)に規定する学校に限定した割引の適用を受けるものを除きます。）は、900円（税込価格 972円）

- (イ) メニュー 5 - 1 のものであって、提供の形態による細目が - 2 型のもの
は、500円（税込価格 540円）
- (ウ) メニュー 5 - 2 のものであって、通信の態様による細目がプラン・ミニの
ものは、1,110円（税込価格 1,198.8円）
- (エ) メニュー 5 - 2 のものであって、通信の態様による細目がプラン 1 のもの
は、510円（税込価格 550.8円）
- (オ) メニュー 5 - 2 のものであって、通信の態様による細目がプラン 2 のもの
は、110円（税込価格 118.8円）

イ 割引対象期間は、その I P 通信網サービスの提供を開始した日を含む料金月の
翌料金月の初日から起算して、23か月後の料金月の末日までとします。

ウ 契約の申込者は、当社がその I P 通信網サービスの提供を開始する日までに、
アに規定する利用料金の割引を選択する申出を行っていただきます。

エ この割引の適用を受ける I P 通信網契約に係る契約者回線は、平成26年 7 月 31
日までに当社がその提供を開始したものに限りです。

(2) 承諾

当社は、割引対象サービスに係る I P 通信網契約の申込者からこの割引を選択す
る申出があったときは、その申出のあった I P 通信網契約が次の各号に該当するも
のである場合に限り、これを承諾します。

ア 平成25年10月 1 日から平成26年 1 月 31 日までの間に申込みがあったもの

イ 料金表第 1 表第 1 類第 1 の 1 (10)に規定する長期継続利用の申出に係る利用料金
の割引の適用を受けるもの（メニュー 5 のものであって、提供の形態による細目
が - 2 型のを除きます。）

(3) 割引の適用

ア 当社は、割引対象期間内にその契約者回線について、割引対象サービス相互間
で品目等の変更があった場合は、変更があった日から変更後の契約者回線の割引
額を減額して適用します。

イ 当社は、割引対象期間内にその契約者回線について、割引対象サービス以外の
品目等への変更があった場合は、その変更があった日以降の期間についてはこの
割引額の減額を適用しません。この場合において、その契約者回線に係る割引対
象期間については、その変更があった日以降の期間を含むものとします。

ウ イの場合において、当社は、割引対象期間内に I P 通信網契約者から、その契
約者回線について、割引対象サービスの品目等への変更があった場合は、変更が
あった日から変更後の契約者回線の割引額の減額を適用するものとします。

エ ア又はウの場合において、料金表第 1 表第 1 類第 1 の 1 (10)に規定する長期継続
利用の申出に係る利用料金の割引の適用を受けないときは、ア又はウの規定にか
かわらず、割引額の減額を適用しません。

オ 当社は、割引額は利用日数に応じて日割した額を適用します。

カ 当社は、割引額の計算において、その計算結果に 1 円未満の端数が生じた場合
は、料金表通則 5（端数処理）の規定にかかわらず、その端数を切り上げます。

6 当社は、限定された期間内に申し込まれた I P 通信網契約に限り適用する割引であ
って当社が別に定めるものの適用を受けた者が、そのメニュー 5 に係る I P 通信網契
約の解除があった日から起算して 1 年未満の間に、メニュー 5 に係る I P 通信網契
約の申込みを行ったと当社が認める場合（その申込みに係る契約者回線の終端の場所が
その解除に係る契約者回線の終端の場所と同一となる場合とします。）は、この附則の
第 3 項、第 4 項及び第 5 項の規定を適用しません。

（メニュー 5 の移転に係る工事費の割引）

7 平成25年10月 1 日から平成26年 1 月 31 日までの間にメニュー 5（メニュー 5 - 1 の
100Mb/sの品目のものにおけるプラン 3 - 1 に係るもの若しくは200Mb/sのもの又はメ
ニュー 5 - 2 のもの）に限りです。以下この項において「割引対象サービス」といいま

す。)に係るIP通信網契約者からその契約者回線(料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用を受けている契約者回線を除きます。)又は当社が提供する端末設備(配線設備多重装置に限ります。以下この項において同じとします。)の移転の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成26年7月31日までに当社がその契約者回線又は当社が提供する端末設備の移転の工事を行ったとき(その工事と同時に割引対象サービス以外の品目等への変更があったとき又は当社が別に定める場合を除きます。)は、その契約者回線又は当社が提供する端末設備の移転に係る基本工事費(基本額の部分に限ります。)及び交換機等工事費について、料金表第2表第2の2-5に規定する額に代えて、それぞれ0円を適用します。

(メニュー5の品目等の変更に係る工事費の割引)

- 8 平成25年10月1日から平成26年1月31日までの間に次に掲げるIP通信網サービスの品目等の変更の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成26年7月31日までにその変更の工事(契約者回線の移転の工事を伴うものを除きます。)を行ったときは、品目等の変更に係る基本工事費(基本額の部分に限ります。)及び交換機等工事費について、料金表第2表第2の2-5に規定する額に代えて、それぞれ0円を適用します。
 - (1) メニュー5-1(料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用を受けているものを除きます。)のものに係るIP通信網サービスから、メニュー5-2のものに係るIP通信網サービスへの品目等の変更
 - (2) メニュー5における提供の形態による細目が-2型のIP通信網サービスから、メニュー5-1における提供の形態による細目が-1型のもの又はメニュー5-2(提供の形態による細目が-2型のものを除きます。)のものに係るIP通信網サービスへの品目等の変更
 - (3) メニュー5(提供の形態による細目が-2型のものを除きます。)に係るIP通信網サービスから、メニュー5における提供の形態による細目が-2型のものに係るIP通信網サービスへの品目等の変更
 - (4) 無線アクセス認証機能対応型無線LAN対応ルータ装置の利用の請求と同時に申出があったメニュー5(提供の形態による細目が-1型のものに限ります。)に係るIP通信網サービスから、メニュー5における提供の形態による細目が-1型のもの(1Gb/sの品目のものを除きます。)に係るIP通信網サービスへの品目等の変更
- 9 当社は、限定された期間内に申し込まれたIP通信網契約に限り適用する割引であって当社が別に定めるものの適用(メニュー5における提供の形態による細目が-2型のものへの品目等の変更の工事に係るもの又はその変更と同時の移転の工事に係るものに限ります。)を受けた者が、その契約者回線について、平成25年10月1日から平成26年1月31日までの間に品目等の変更の請求(メニュー5における提供の形態による細目が-2型のものへの品目等の変更に係るものに限ります。)を行ったと当社が認める場合は、その品目等の変更に係る基本工事費及び交換機等工事費について、この附則の第8項の規定を適用しません。
- 10 平成25年10月1日から平成26年1月31日までの間に次に掲げるIP通信網サービスの品目等の変更のみの請求(その品目等の変更と同時に工事(交換機等工事のみの場合に限ります。)を要する請求がある場合を含み、その品目等の変更と同時にIP通信網サービス契約約款以外の当社が定める契約約款等に規定する工事(当社が別に定める場合を除きます。)を要する請求がある場合を除きます。)があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成26年7月31日までにその変更のみの工事(その品目等の変更と同時に工事(交換機等工事のみの場合に限ります。)を行う場合を含み、その品目等の変更の工事と同時にIP通信網サービス契約約款以外の当社が定める契約約款等に規定する工事(当社が別に定める場合を除きます。)を行うものを除きます。)があった場合は、品目等の変更に係る基本工事費(基本額の部分に限ります。)及び交換機等工事費について、料金表第2表第2の2-5に規定する額にかかわらず、1,000

円を適用します。

(1) メニュー 5 - 1 の100Mb/sの品目のものにおけるプラン 3 - 1 のものであって、提供の形態による細目が - 1 型のものに係る I P 通信網サービスから、メニュー 5 - 1 の200Mb/sのものに係る I P 通信網サービス(その I P 通信網サービスの品目等の変更と同時に料金表第 1 表第 1 類第 1 の 1 (9)に規定する学校に限定した割引の適用の開始があった場合を除きます。)への品目等の変更

(2) メニュー 5 - 2 の100Mb/sの品目のものにおける契約者回線の態様による細目がグレード 1 - 1 のものであって、提供の形態による細目が - 1 型のものに係る I P 通信網サービスから、メニュー 5 - 2 の200Mb/sのものに係る I P 通信網サービスへの品目等の変更

(その他の工事費の割引)

11 平成25年10月 1 日から平成26年 1 月31日までの間に次に掲げる I P 通信網サービスの申込み又は利用の請求があり、当社がその申込み又は請求を承諾した場合であって、平成26年 7 月31日までにその I P 通信網サービスの提供又は利用を開始した場合は、その I P 通信網サービスの提供又は利用の開始に係る基本工事費及び交換機等工事費について、料金表第 2 表第 2 の 2 - 1、2 - 4、2 - 5 又は 2 - 7 に規定する額に代えて、それぞれ 0 円を適用します。

(1) メニュー 7 に係る I P 通信網サービス

(2) 無線アクセス機能

(3) 電力使用量表示機能(利用の開始に係る工事が電力使用量表示機能に係るもののみであった場合に限ります。)

12 当社は、限定された期間内に申し込まれた I P 通信網契約に限り適用する割引であって当社が別に定めるものの適用を受けた者が、平成25年10月 1 日から平成26年 1 月31日までの間にその契約者回線等について無線アクセス機能の利用の請求を行ったと当社が認める場合は、その無線アクセス機能の利用の開始に係る基本工事費及び交換機等工事費について、この附則の第11項の規定を適用しません。

(その他の利用料金の割引等)

13 平成25年10月 1 日から平成26年 1 月31日までの間に無線アクセス機能又は携帯式無線 LAN 対応ルータ装置の基本装置の利用の請求(携帯式無線 LAN 対応ルータ装置の基本装置については、利用の請求の方法が当社が別に定める方法による場合に限ります。)があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成26年 7 月31日までにその機能又は端末設備の提供を開始した場合は、その利用料金に代えて、次に掲げる額を適用します。

(1) 無線アクセス機能の提供を開始した場合は、その機能の提供を開始した日から起算して 3 か月間の利用料金(無線アクセス機能に係るものに限ります。)について、料金表第 1 表第 1 類第 1 の 2 - 9 に規定する額に代えて 0 円

(2) 携帯式無線 LAN 対応ルータ装置の基本装置の提供を開始した場合は、その端末設備の提供を開始した日から起算して 3 か月間の利用料金(1 の携帯式無線 LAN 対応ルータ装置の基本装置に係るものに限ります。)については、料金表第 1 表第 1 類第 1 の 2 - 5 に規定する額に代えて 0 円

14 当社は、限定された期間内に申し込まれた I P 通信網契約に限り適用する割引であって当社が別に定めるものの適用を受けた者が、平成25年10月 1 日から平成26年 1 月31日までの間にその契約者回線について無線アクセス機能及び携帯式無線 LAN 対応ルータ装置の基本装置の利用の請求を行ったと当社が認める場合は、その利用料金について、この附則の第13項の規定を適用しません。

15 削除

(その他)

16 東経企営第11 - 18号(平成23年 5 月11日)の附則第 4 項を「 4 削除」に改めます。

附 則（平成25年10月31日東経企営第13 - 111号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成25年11月1日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 当社は、契約の申込者から、改正前の規定に定めるメニュー5 - 3に係るIP通信網契約の申込みがあった場合（その申込者の住所又は居所が、この改正規定実施の際現に、当社が無線アクセス契約者グループを設定している共同住宅等である場合に限ります。）又はこの改正規定実施の際現に、改正前の規定によりメニュー5 - 3に係るIP通信網サービスを提供している場合のIP通信網サービスに関する料金その他の提供条件については、なお従前のとおりとします。
（その他）
- 4 東経企営第13 - 96号（平成25年9月30日）の附則第3項(1)のア中の「メニュー5（メニュー5 - 3のものは除きます。以下この項において「割引対象サービス」といいます。）」を「メニュー5（以下この項において「割引対象サービス」といいます。）」に、東経企営第13 - 96号（平成25年9月30日）の附則第8項(3)の「メニュー5（提供の形態による細目が - 2型及び - 3型のものを除きます。）」を「メニュー5（提供の形態による細目が - 2型のものを除きます。）」に改めます。

附 則（平成26年1月31日東経企営第13 - 153号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成26年2月1日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
（メニュー5に係る利用料金の割引等）
- 3 当社は、契約の申込者から、申出があったときは、次のとおり規定する選択制による利用料金の割引を適用します。
 - (1) 定義等
 - ア 「利用料金の割引」とは、メニュー5に係るIP通信網契約の申込者の選択により、本項のイに規定する期間（以下この項において「割引対象期間」といいます。）におけるメニュー5に係るIP通信網サービスの利用料金（料金表第1表第1類第1（臨時IP通信網契約以外の契約に関するもの）2（料金額）の2 - 5（メニュー5に関する利用料金）に規定する利用料（基本料に係る部分に限ります。））に限ります。以下この項において同じとします。）について、次に掲げる額を減額して適用することをいいます。
 - （ア） その契約者回線の設置に係る工事において、屋内配線設備の部分に係る工事を伴う場合又は配線設備多重装置の設置を伴うものに係る工事の場合は、700円（税込価格 756円）
 - （イ） （ア）以外の場合は、220円（税込価格 237.6円）
 - イ 割引対象期間は、そのIP通信網サービスの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月の初日（この附則の第5項の適用を受ける場合は、その適用が終了する日を含む料金月の翌料金月の初日）から起算して、29か月後の料金月の末日までとします。

ただし、割引対象期間中にその契約者回線について、品目若しくは細目の変更（当社が別に定める場合を除きます。）又は移転があった場合は、その変更等があった日を含む料金月は利用料金の減額を適用しません。この場合において、利用料金の減額の適用を受けなかった料金月数に応じて、料金月を単位に割引対象期間の終了日を延長します。

- ウ 契約の申込者は、当社がそのＩＰ通信網サービスの提供を開始する日までに、アに規定する利用料金の割引を選択する申出を行っていただきます。
- エ この割引の適用を受けるＩＰ通信網契約に係る契約者回線は、平成26年12月31日までに当社がその提供を開始したものに限り、これを承諾します。
- (2) 承諾
- 当社は、この割引を選択する申出があったときは、その申出のあったＩＰ通信網契約が次の各号に該当するものである場合に限り、これを承諾します。
- ア その契約者回線の設置に係る基本工事費及び交換機等工事費の合計額が2,000円（税込価格 2,160円）とならないもの
- イ そのＩＰ通信網サービスの提供開始と同時に料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用を受けないもの
- ウ 平成26年2月1日から平成26年6月30日までの間に申込みがあったもの
- (3) 割引の適用
- ア 当社は、割引対象期間内に、料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用の開始があった場合については、その変更等があった日以降の期間についてはこの利用料金の減額の適用を行いません。
- イ 当社は、割引額の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、料金表通則5（端数処理）の規定にかかわらず、その端数を切り上げます。（メニュー5の設置に係る工事費の割引等）
- 4 当社は、契約の申込者から、申出があったときは、次のとおり規定する選択制による基本工事費等の割引を適用します。
- (1) 定義等
- ア 「基本工事費等の割引」とは、メニュー5に係るＩＰ通信網契約の申込者の選択により、その契約者回線の設置に係る基本工事費及び交換機等工事費の合計額が2,000円（税込価格 2,160円）である場合に限り、その契約者回線の設置に係る基本工事費及び交換機等工事費について、料金表第2表第2の2-5に規定する額に代えて、それぞれ0円を適用することをいいます。
- イ 契約の申込者は、当社がそのＩＰ通信網サービスの提供を開始する日までに、アに規定する基本工事費等の割引を選択する申出を行っていただきます。
- ウ この割引の適用を受けるＩＰ通信網契約に係る契約者回線は、平成26年12月31日までに当社がその提供を開始したものに限り、これを承諾します。
- (2) 承諾
- 当社は、この割引を選択する申出があったときは、その申出のあったＩＰ通信網契約が次の各号に該当するものである場合に限り、これを承諾します。
- ア その契約者回線の設置に係る基本工事費及び交換機等工事費の合計額が2,000円（税込価格 2,160円）となるもの
- イ そのＩＰ通信網サービスの提供開始と同時に料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用を受けないもの
- ウ 平成26年2月1日から平成26年6月30日までの間に申込みがあったもの
- (3) 割引の適用
- ア ＩＰ通信網契約者は、この割引の適用を受けているＩＰ通信網契約について、そのＩＰ通信網サービスの提供を開始した日から起算して24か月以内にそのＩＰ通信網契約の解除があった場合は、2,000円（税込価格 2,160円）を一括して当社が定める期日までに支払っていただきます。
- イ アの場合において、次のいずれかに該当する場合には、アの規定を適用しません。
- (ア) ＩＰ通信網契約者から、メニュー5に係るＩＰ通信網サービスの提供区域外に移転する旨の意思表示があり、当社がその移転先でメニュー5に係るＩＰ通信網サービスを提供しないことによりそのＩＰ通信網契約の解除があった場

合。

(イ) IP通信網契約者から、メニュー5に係るIP通信網サービスの提供区域内に移転する旨の請求があり、そのIP通信網サービスを提供することが技術上困難なとき又は保守することが著しく困難である等当社の業務の遂行上支障があることから、当社がその請求を承諾しないことによりそのIP通信網契約の解除があった場合。

(ウ) IP通信網契約者から、メニュー5に係るIP通信網サービスの提供区域内であって、当社がメニュー5-2に係る契約者グループを設定していない構内又は建物内へ移転する旨の意思表示があり、当社がその移転先でメニュー5-2に係るIP通信網サービスを提供しないことによりそのIP通信網契約の解除があった場合。

5 平成26年2月1日から平成26年6月30日までの間にメニュー5（メニュー5-1のもの（1Gb/sの品目のもの、提供の形態による細目が-2型のもの又は料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用を受けるものを除きます。）又はメニュー5-2のもの（提供の形態による細目が-2型ものを除きます。））に限ります。以下この項において「割引対象サービス」といいます。）に係るIP通信網契約（この附則の第3項又は第4項に規定する割引の適用を受けるものであって、料金表第1表第1類第1の1(10)に規定する長期継続利用の申出に係る利用料金の割引の適用を受けるものに限ります。）の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成26年12月31日までに当社がそのIP通信網サービスの提供を開始した場合は、2か月間の利用料（タイプ2のものに係る加算料を除きます。）については、料金表第1表第1類第1の2-5に規定する額に代えて、0円を適用します。

ただし、そのIP通信網サービスについて、割引対象サービス以外の品目等への変更又は料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用の開始があった場合については、その変更等があった日以降の期間についてはこの料金額の適用を行いません。

（メニュー5に係る利用料金の割引）

6 当社は、契約の申込者（この附則の第3項又は第4項に規定する割引の適用を受けるものに限ります。）から、申出があったときは、次のとおり規定する利用料金の割引を適用します。

(1) 定義等

ア 「利用料金の割引」とは、メニュー5-1のものであって、提供の形態による細目が-2型のもの（以下この項において「割引対象サービス」といいます。）に係るIP通信網契約の申込者の申出により、本項のイに規定する期間（以下この項において「割引対象期間」といいます。）におけるメニュー5に係るIP通信網サービスの利用料金（料金表第1表第1類第1（臨時IP通信網契約以外の契約に関するもの）2（料金額）の2-5（メニュー5に関する利用料金）に規定する利用料（基本料に係る部分に限ります。））に限ります。以下この項において同じとします。）について、500円（税込価格540円）（以下この項において「割引額」といいます。）を減額して適用することをいいます。

イ 割引対象期間は、そのIP通信網サービスの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月の初日から起算して、23か月後の料金月の末日までとします。

ウ 契約の申込者は、当社がそのIP通信網サービスの提供を開始する日までに、アに規定する利用料金の割引を選択する申出を行っていただきます。

エ この割引の適用を受けるIP通信網契約に係る契約者回線は、平成26年12月31日までに当社がその提供を開始したものに限ります。

(2) 承諾

当社は、割引対象サービスに係るIP通信網契約の申込者からこの割引を選択する申出があったときは、その申出のあったIP通信網契約が次の各号に該当するも

のである場合に限り、これを承諾します。

ア そのIP通信網サービスの提供開始と同時に料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用を受けないもの

イ 平成26年2月1日から平成26年6月30日までの間に申込みがあったもの

(3) 割引の適用

ア 当社は、割引対象期間内にその契約者回線について、割引対象サービス以外の品目等への変更があった場合は、その変更があった日以降の期間についてはこの割引額の減額を適用しません。この場合において、その契約者回線に係る割引対象期間については、その変更があった日以降の期間を含むものとします。

イ アの場合において、当社は、割引対象期間内にIP通信網契約者から、その契約者回線について、割引対象サービスの品目等への変更があった場合は、変更があった日から変更後の契約者回線の割引額の減額を適用するものとします。

ウ 当社は、割引額は利用日数に応じて日割した額を適用します。

エ 当社は、割引額の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、料金表通則5(端数処理)の規定にかかわらず、その端数を切り上げます。

7 当社は、限定された期間内に申し込まれたIP通信網契約に限り適用する割引であって当社が別に定めるものの適用を受けた者が、そのメニュー5に係るIP通信網契約の解除があった日から起算して1年未満の間に、メニュー5に係るIP通信網契約の申込みを行ったと当社が認める場合(その申込みに係る契約者回線の終端の場所がその解除に係る契約者回線の終端の場所と同一となる場合とします。)は、この附則の第3項、第4項、第5項及び第6項の規定を適用しません。

(メニュー5の移転に係る工事費の割引)

8 平成26年2月1日から平成26年6月30日までの間にメニュー5(メニュー5-1の100Mb/sの品目のものにおけるプラン3-1に係るもの若しくは200Mb/sのもの又はメニュー5-2のもの)に限り、以下この項において「割引対象サービス」といいます。)に係るIP通信網契約者からその契約者回線(料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用を受けている契約者回線を除きます。)又は当社が提供する端末設備(配線設備多重装置に限り、以下この項において同じとします。)の移転の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成26年12月31日までに当社がその契約者回線又は当社が提供する端末設備の移転の工事を行ったとき(その工事と同時に割引対象サービス以外の品目等への変更があったとき又は当社が別に定める場合を除きます。)は、その契約者回線又は当社が提供する端末設備の移転に係る基本工事費(基本額の部分に限り、以下この項において同じとします。)及び交換機等工事費について、料金表第2表第2の2-5に規定する額に代えて、それぞれ0円を適用します。

(メニュー5の品目等の変更に係る工事費の割引)

9 平成26年2月1日から平成26年6月30日までの間に次に掲げるIP通信網サービスの品目等の変更の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成26年12月31日までにその変更の工事(契約者回線の移転の工事を伴うものを除きます。)を行ったときは、品目等の変更に係る基本工事費(基本額の部分に限り、以下この項において同じとします。)及び交換機等工事費について、料金表第2表第2の2-5に規定する額に代えて、それぞれ0円を適用します。

(1) メニュー5-1(料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用を受けているものを除きます。)のものに係るIP通信網サービスから、メニュー5-2のものに係るIP通信網サービスへの品目等の変更

(2) メニュー5における提供の形態による細目が - 2型のIP通信網サービスから、メニュー5-1における提供の形態による細目が - 1型のもの又はメニュー5-2(提供の形態による細目が - 2型のものを除きます。)のものに係るIP通信網サービスへの品目等の変更

(3) メニュー5(提供の形態による細目が - 2型のものを除きます。)に係るIP通

- 信網サービスから、メニュー 5 における提供の形態による細目が 2 型のものに係る I P 通信網サービスへの品目等の変更
- (4) 無線アクセス認証機能対応型無線 LAN 対応ルータ装置の利用の請求と同時に申出があったメニュー 5 (提供の形態による細目が 1 型のものに限ります。)に係る I P 通信網サービスから、メニュー 5 における提供の形態による細目が 1 型のもの (1Gb/s の品目のものを除きます。)に係る I P 通信網サービスへの品目等の変更
- 10 当社は、限定された期間内に申し込まれた I P 通信網契約に限り適用する割引であって当社が別に定めるものの適用 (メニュー 5 における提供の形態による細目が 2 型のものへの品目等の変更の工事に係るもの又はその変更と同時の移転の工事に係るものに限ります。)を受けた者が、その契約者回線について、平成26年 2 月 1 日から平成26年 6 月30日までの間に品目等の変更の請求 (メニュー 5 における提供の形態による細目が 2 型のものへの品目等の変更に係るものに限ります。)を行ったと当社が認める場合は、その品目等の変更に係る基本工事費及び交換機等工事費について、この附則の第 9 項の規定を適用しません。
- 11 平成26年 2 月 1 日から平成26年 6 月30日までの間に次に掲げる I P 通信網サービスの品目等の変更のみの請求 (その品目等の変更と同時に工事 (交換機等工事のみの場合に限りませす。)を要する請求がある場合を含み、その品目等の変更と同時に I P 通信網サービス契約約款以外の当社が定める契約約款等に規定する工事 (当社が別に定める場合を除きます。)を要する請求がある場合を除きます。)があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成26年12月31日までにその変更のみの工事 (その品目等の変更と同時に工事 (交換機等工事のみの場合に限りませす。)を行う場合を含み、その品目等の変更の工事と同時に I P 通信網サービス契約約款以外の当社が定める契約約款等に規定する工事 (当社が別に定める場合を除きます。)を行うものを除きます。)があった場合は、品目等の変更に係る基本工事費 (基本額の部分に限ります。)及び交換機等工事費について、料金表第 2 表第 2 の 2 - 5 に規定する額にかかわらず、1,000 円を適用します。
- (1) メニュー 5 - 1 の100Mb/s の品目のものにおけるプラン 3 - 1 のものであって、提供の形態による細目が 1 型のものに係る I P 通信網サービスから、メニュー 5 - 1 の200Mb/s のものに係る I P 通信網サービス (その I P 通信網サービスの品目等の変更と同時に料金表第 1 表第 1 類第 1 の 1 (9) に規定する学校に限定した割引の適用の開始があった場合を除きます。)への品目等の変更
- (2) メニュー 5 - 2 の100Mb/s の品目のものにおける契約者回線の態様による細目がグレード 1 - 1 のものであって、提供の形態による細目が 1 型のものに係る I P 通信網サービスから、メニュー 5 - 2 の200Mb/s のものに係る I P 通信網サービスへの品目等の変更
(その他の工事費の割引)
- 12 平成26年 2 月 1 日から平成26年 6 月30日までの間に次に掲げる I P 通信網サービスの申込み又は利用の請求があり、当社がその申込み又は請求を承諾した場合であって、平成26年12月31日までにその I P 通信網サービスの提供又は利用を開始した場合は、その I P 通信網サービスの提供又は利用の開始に係る基本工事費及び交換機等工事費について、料金表第 2 表第 2 の 2 - 1、2 - 4、2 - 5 又は 2 - 7 に規定する額に代えて、それぞれ 0 円を適用します。
- (1) メニュー 7 に係る I P 通信網サービス
- (2) 無線アクセス機能
- 13 当社は、限定された期間内に申し込まれた I P 通信網契約に限り適用する割引であって当社が別に定めるものの適用を受けた者が、平成26年 2 月 1 日から平成26年 6 月30日までの間にその契約者回線等について無線アクセス機能の利用の請求を行ったと当社が認める場合は、その無線アクセス機能の利用の開始に係る基本工事費及び交換機等工事費について、この附則の第12項の規定を適用しません。

(その他の利用料金の割引等)

- 14 平成26年2月1日から平成26年6月30日までの間に無線アクセス機能の利用の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成26年12月31日までにその機能の提供を開始した場合は、その機能の提供を開始した日から起算して2か月間の利用料金(無線アクセス機能に係るものに限り、)について、料金表第1表第1類第1の2-9に規定する額に代えて0円を適用します。
- 15 当社は、限定された期間内に申し込まれたIP通信網契約に限り適用する割引であって当社が別に定めるものの適用を受けた者が、平成26年2月1日から平成26年6月30日までの間にその契約者回線について無線アクセス機能の請求を行ったと当社が認める場合は、その利用料金について、この附則の第14項の規定を適用しません。

附 則(平成26年2月24日東経企管第13-163号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成26年2月25日から実施します。
- (経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 削除

附 則(平成26年3月10日東経企管第13-0171号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成26年3月11日から実施します。
- (経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により次の表の左欄のサービスを提供されている契約者回線は、この改正規定実施の日において、同表の右欄のサービスを提供されている契約者回線とみなして取り扱います。

メニュー7におけるタイプ1又はタイプ2のものに係るIP通信網サービス	メニュー7に係るIP通信網サービス
------------------------------------	-------------------

- 4 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により次の表の左欄の付加機能が提供されている契約者回線等は、この改正規定実施の日において、同表の右欄の付加機能が提供されている契約者回線等とみなして取り扱います。

無線アクセス機能におけるタイプ1又はタイプ2のもの	無線アクセス機能
---------------------------	----------

附 則(平成26年3月20日東経企管第13-180号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成26年3月24日から実施します。
- (経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により次の表の左欄のサービスを提供されている契約者回線は、この改正規定実施の日において、同表の右欄のサービスを提供されている契約者回線とみなして取り扱います。

メニュー 5 - 1 の 1 Gb/s の品目のものにおける提供の形態による細目が - 1 型のものに係る IP 通信網サービス

メニュー 5 - 1 の 1 Gb/s の品目のものにおける提供の形態による細目が - 1 型のものであって通信の態様による細目がプラン 5 のものに係る IP 通信網サービス

附 則 (平成 26 年 3 月 27 日 東経企営第 13 - 183 号)

(実施期日)

この改正規定は、平成 26 年 3 月 31 日から実施します。

附 則 (平成 26 年 1 月 24 日 東経企営第 13 - 143 号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 26 年 4 月 1 日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 東経企営第 12-32 号 (平成 24 年 5 月 30 日) の附則第 3 項第 1 号ア (ア) 中「1,000 円 (税込価格 1,050 円)」を「1,000 円 (税込価格 1,080 円)」に、同号ア (イ) 中「400 円 (税込価格 420 円)」を「400 円 (税込価格 432 円)」に改めます。
- 4 東経企営第 12-88 号 (平成 24 年 8 月 30 日) の附則第 3 項第 1 号ア (ア) 中「1,000 円 (税込価格 1,050 円)」を「1,000 円 (税込価格 1,080 円)」に、同号ア (イ) 中「400 円 (税込価格 420 円)」を「400 円 (税込価格 432 円)」に改めます。
- 5 東経企営第 12-88 号 (平成 24 年 8 月 30 日) の附則第 6 項第 1 号ア (ア) 中「900 円 (税込価格 945 円)」を「900 円 (税込価格 972 円)」に、同号ア (イ) 中「1,000 円 (税込価格 1,050 円)」を「1,000 円 (税込価格 1,080 円)」に、同号ア (ウ) 中「400 円 (税込価格 420 円)」を「400 円 (税込価格 432 円)」に改めます。
- 6 東経企営第 12-137 号 (平成 24 年 11 月 30 日) の附則第 3 項第 1 号ア (ア) 中「900 円 (税込価格 945 円)」を「900 円 (税込価格 972 円)」に、同号ア (イ) 中「1,110 円 (税込価格 1,165.5 円)」を「1,110 円 (税込価格 1,198.8 円)」に、同号ア (ウ) 中「510 円 (税込価格 535.5 円)」を「510 円 (税込価格 550.8 円)」に、同号ア (エ) 中「110 円 (税込価格 115.5 円)」を「110 円 (税込価格 118.8 円)」に改めます。
- 7 東経企営第 12-159 号 (平成 25 年 1 月 31 日) の附則第 4 項第 1 号ア (ア) 中「1,000 円 (税込価格 1,050 円)」を「1,000 円 (税込価格 1,080 円)」に、同号ア (イ) 中「400 円 (税込価格 420 円)」を「400 円 (税込価格 432 円)」に、同項第 2 号ア 中「2,000 円 (税込価格 2,100 円)」を「2,000 円 (税込価格 2,160 円)」に改めます。
- 8 東経企営第 13-13 号 (平成 25 年 4 月 30 日) の附則第 3 項第 1 号ア (ア) 中「1,000 円 (税込価格 1,050 円)」を「1,000 円 (税込価格 1,080 円)」に、同号ア (イ) 中「400 円 (税込価格 420 円)」を「400 円 (税込価格 432 円)」に改めます。
- 9 東経企営第 13-13 号 (平成 25 年 4 月 30 日) の附則第 5 項第 1 号ア (ア) 中「900 円 (税込価格 945 円)」を「900 円 (税込価格 972 円)」に、同号ア (イ) 中「1,110 円 (税込価格 1,165.5 円)」を「1,110 円 (税込価格 1,198.8 円)」に、同号ア (ウ) 中「510 円 (税込価格 535.5 円)」を「510 円 (税込価格 550.8 円)」に、同号ア (エ) 中「110 円 (税込価格 115.5 円)」を「110 円 (税込価格 118.8 円)」に改めます。
- 10 東経企営第 13-96 号 (平成 25 年 9 月 30 日) の附則第 3 項第 1 号ア (ア) 中「700 円 (税込価格 735 円)」を「700 円 (税込価格 756 円)」に、同号ア (イ) 中「220 円 (税込価格 231 円)」を「220 円 (税込価格 237.6 円)」に、同項第 2 号ア 中「2,000 円 (税込価格 2,100 円)」を「2,000 円 (税込価格 2,160 円)」に改めます。
- 11 東経企営第 13-96 号 (平成 25 年 9 月 30 日) の附則第 4 項第 1 号ア 中「2,000 円 (税込価格 2,100 円)」を「2,000 円 (税込価格 2,160 円)」に、同項第 2 号ア 中「2,000 円 (税込価格 2,100 円)」を「2,000 円 (税込価格 2,160 円)」に、同項第 3 号ア 中「2,000 円 (税込価格 2,100 円)」を「2,000 円 (税込価格 2,160 円)」に改めます。

12 東経企営第13-96号(平成25年9月30日)の附則第5項第1号ア(ア)中「900円(税込価格945円)」を「900円(税込価格972円)」に、同号ア(イ)中「500円(税込価格525円)」を「500円(税込価格540円)」に、同号ア(ウ)中「1,110円(税込価格1,165.5円)」を「1,110円(税込価格1,198.8円)」に、同号ア(エ)中「510円(税込価格535.5円)」を「510円(税込価格550.8円)」に、同号ア(オ)中「110円(税込価格115.5円)」を「110円(税込価格118.8円)」に改めます。

13 東経企営第13-153号(平成26年1月31日)の附則第3項第1号ア(ア)中「700円(税込価格735円)」を「700円(税込価格756円)」に、同号ア(イ)中「220円(税込価格231円)」を「220円(税込価格237.6円)」に、同項第2号ア中「2,000円(税込価格2,100円)」を「2,000円(税込価格2,160円)」に改めます。

14 東経企営第13-153号(平成26年1月31日)の附則第4項第1号ア中「2,000円(税込価格2,100円)」を「2,000円(税込価格2,160円)」に、同項第2号ア中「2,000円(税込価格2,100円)」を「2,000円(税込価格2,160円)」に、同項第3号ア中「2,000円(税込価格2,100円)」を「2,000円(税込価格2,160円)」に改めます。

15 東経企営第13-153号(平成26年1月31日)の附則第5項第1号ア中「500円(税込価格525円)」を「500円(税込価格540円)」に改めます。

附 則(平成26年3月27日東経企営第13-186号)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成26年4月1日から実施します。

(サービスの終了)

2 当社は、この改正規定実施の日において、改正前の規定により提供しているメニュー2-1、閉域グループ内通信機能、グループ設定機能及び端末監視機能を終了することとします。

(経過措置)

3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則(平成26年3月31日東経企営第13-191号)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成26年4月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則(平成26年4月21日東経企営第14-9号)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成26年4月22日から実施します。

(経過措置)

2 当社は、この改正規定実施前に提供していた電気通信サービスの料金又は工事に関する費用の支払いについても、改正後の規定を適用します。

附 則(平成26年5月30日東経企営第14-25号)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成26年6月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(その他)

3 東経企営第13-153号(平成26年1月31日)の附則第3項、第4項、第5項、第6項、第8項、第9項、第10項、第11項、第12項、第13項、第14項及び第15項中「平成26年5月31日」を「平成26年6月30日」に、東経企営第13-153号(平成26年1月31日)の附則第3項、第4項、第5項、第6項、第8項、第9項、第11項、第12項及び第14項

中「平成26年11月30日」を「平成26年12月31日」に改めます。

附 則（平成26年 6 月20日東経企営第14 - 36号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成26年 6 月24日から実施します。
- （経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
 - 3 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により次の表の左欄の付加機能が提供されている契約者回線等は、この改正規定実施の日において、同表の右欄の付加機能が提供されている契約者回線等とみなして取り扱います。

符号蓄積機能	符号蓄積機能におけるタイプ1のもの
--------	-------------------

（符号蓄積機能に係る利用料金の割引）

- 4 平成26年 6 月24日から平成26年 9 月30日までの間に符号蓄積機能の利用の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成27年 3 月31日までにその機能の提供を開始した場合は、その機能の提供を開始した日を含む料金月の翌料金月の利用料金について、料金表第 1 表第 1 類第 1 の 2 - 9 に規定する額に代えて 0 円を適用します。
- 5 当社は、符号蓄積機能におけるタイプ 1 のものに関する利用料金に関する部分については、前項の規定にかかわらず、平成26年 4 月 1 日から平成26年 9 月30日までの間に符号蓄積機能の利用の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成27年 3 月31日までにその機能の提供を開始した場合は、その機能の提供を開始した日を含む料金月の翌料金月の利用料金について、料金表第 1 表第 1 類第 1 の 2 - 9 に規定する額に代えて 0 円を適用します。

附 則（平成26年 6 月30日東経企営第14 - 47号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成26年 7 月 1 日から実施します。
- （経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- （メニュー 5 に係る利用料金の割引等）
- 3 当社は、契約の申込者から、申出があったときは、次のとおり規定する選択制による利用料金の割引を適用します。

(1) 定義等

ア 「利用料金の割引」とは、メニュー 5（メニュー 5 - 1 のものであって、通信の態様による細目がプラン 4 又はプラン 5 のものを除きます。）に係る IP 通信網契約の申込者の選択により、本項のイに規定する期間（以下この項において「割引対象期間」といいます。）におけるメニュー 5 に係る IP 通信網サービスの利用料金（料金表第 1 表第 1 類第 1（臨時 IP 通信網契約以外の契約に関するもの） 2（料金額）の 2 - 5（メニュー 5 に関する利用料金）に規定する利用料（基本料に係る部分に限ります。）に限ります。以下この項において同じとします。）について、次に掲げる額を減額して適用することをいいます。

（ア） その契約者回線の設置に係る工事において、屋内配線設備の部分に係る工事を伴う場合又は配線設備多重装置の設置を伴うものに係る工事の場合は、500 円（税込価格 540 円）

（イ） （ア）以外の場合は、20 円（税込価格 21.6 円）

イ 割引対象期間は、その IP 通信網サービスの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月の初日（この附則の第 5 項の適用を受ける場合は、その適用が終了する

日を含む料金月の翌料金月の初日)から起算して、29か月後の料金月の末日までとします。

ただし、割引対象期間中にその契約者回線について、品目若しくは細目の変更(当社が別に定める場合を除きます。)又は移転があった場合は、その変更等があった日を含む料金月は利用料金の減額を適用しません。この場合において、利用料金の減額の適用を受けなかった料金月数に応じて、料金月を単位に割引対象期間の終了日を延長します。

ウ 契約の申込者は、当社がそのIP通信網サービスの提供を開始する日までに、アに規定する利用料金の割引を選択する申出を行っていただきます。

エ この割引の適用を受けるIP通信網契約に係る契約者回線は、平成27年3月31日までに当社がその提供を開始したものに限り、

(2) 承諾

当社は、この割引を選択する申出があったときは、その申出のあったIP通信網契約が次の各号に該当するものである場合に限り、これを承諾します。

ア その契約者回線の設置に係る基本工事費及び交換機等工事費の合計額が2,000円(税込価格 2,160円)とならないもの

イ そのIP通信網サービスの提供開始と同時に料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用を受けないもの

ウ 平成26年7月1日から平成26年9月30日までの間に申込みがあったもの

(3) 割引の適用

ア 当社は、割引対象期間内に、料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用の開始があった場合については、その変更等があった日以降の期間についてはこの利用料金の減額の適用を行いません。

イ 当社は、割引額の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、料金表通則5(端数処理)の規定にかかわらず、その端数を切り上げます。

(メニュー5の設置に係る工事費の割引等)

4 当社は、契約(メニュー5-1のものであって、通信の態様による細目がプラン4又はプラン5に係るものを除きます。)の申込者から、申出があったときは、次のとおり規定する選択制による基本工事費等の割引を適用します。

(1) 定義等

ア 「基本工事費等の割引」とは、メニュー5に係るIP通信網契約の申込者の選択により、その契約者回線の設置に係る基本工事費及び交換機等工事費の合計額が2,000円(税込価格 2,160円)である場合に限り、その契約者回線の設置に係る基本工事費及び交換機等工事費について、料金表第2表第2の2-5に規定する額に代えて、それぞれ0円を適用することをいいます。

イ 契約の申込者は、当社がそのIP通信網サービスの提供を開始する日までに、アに規定する基本工事費等の割引を選択する申出を行っていただきます。

ウ この割引の適用を受けるIP通信網契約に係る契約者回線は、平成27年3月31日までに当社がその提供を開始したものに限り、

(2) 承諾

当社は、この割引を選択する申出があったときは、その申出のあったIP通信網契約が次の各号に該当するものである場合に限り、これを承諾します。

ア その契約者回線の設置に係る基本工事費及び交換機等工事費の合計額が2,000円(税込価格 2,160円)となるもの

イ そのIP通信網サービスの提供開始と同時に料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用を受けないもの

ウ 平成26年7月1日から平成26年9月30日までの間に申込みがあったもの

(3) 割引の適用

ア IP通信網契約者は、この割引の適用を受けているIP通信網契約について、

そのIP通信網サービスの提供を開始した日から起算して24か月以内にそのIP通信網契約の解除があった場合は、2,000円(税込価格 2,160円)を一括して当社が定める期日までに支払っていただきます。

イ アの場合において、次のいずれかに該当する場合には、アの規定を適用しません。

(ア) IP通信網契約者から、メニュー5に係るIP通信網サービスの提供区域外に移転する旨の意思表示があり、当社がその移転先でメニュー5に係るIP通信網サービスを提供しないことによりそのIP通信網契約の解除があった場合。

(イ) IP通信網契約者から、メニュー5に係るIP通信網サービスの提供区域内に移転する旨の請求があり、そのIP通信網サービスを提供することが技術上困難なとき又は保守することが著しく困難である等当社の業務の遂行上支障があることから、当社がその請求を承諾しないことによりそのIP通信網契約の解除があった場合。

(ウ) IP通信網契約者から、メニュー5に係るIP通信網サービスの提供区域内であって、当社がメニュー5-2に係る契約者グループを設定していない構内又は建物内へ移転する旨の意思表示があり、当社がその移転先でメニュー5-2に係るIP通信網サービスを提供しないことによりそのIP通信網契約の解除があった場合。

5 平成26年7月1日から平成26年9月30日までの間にメニュー5(メニュー5-1のもの(通信の態様による細目がプラン4若しくはプラン5のもの、提供の形態による細目が-2型のもの又は料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用を受けるものを除きます。)又はメニュー5-2のもの(提供の形態による細目が-2型のものを除きます。))に限ります。以下この項において「割引対象サービス」といいます。)に係るIP通信網契約(この附則の第3項又は第4項に規定する割引の適用を受けるものであって、料金表第1表第1類第1の1(10)に規定する長期継続利用の申出に係る利用料金の割引の適用を受けるもの)に限ります。)の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成27年3月31日までに当社がそのIP通信網サービスの提供を開始した場合は、次に掲げる期間の利用料(タイプ2のものに係る加算料を除きます。)については、料金表第1表第1類第1の2-5に規定する額に代えて、0円を適用します。

ただし、そのIP通信網サービスについて、割引対象サービス以外の品目等への変更又は料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用の開始があった場合については、その変更等があった日以降の期間についてはこの料金額の適用を行いません。

(ア) 割引対象サービスのうち1Gb/sの品目のものは、2か月間

(イ) (ア)以外のものは、1か月間

(メニュー5に係る利用料金の割引)

6 当社は、契約の申込者(この附則の第3項又は第4項に規定する割引の適用を受けるもの)に限ります。)から、申出があったときは、次のとおり規定する利用料金の割引を適用します。

(1) 定義等

ア 「利用料金の割引」とは、メニュー5-1のものであって、提供の形態による細目が-2型のもの(以下この項において「割引対象サービス」といいます。)に係るIP通信網契約の申込者の申出により、本項のイに規定する期間(以下この項において「割引対象期間」といいます。)におけるメニュー5に係るIP通信網サービスの利用料金(料金表第1表第1類第1(臨時IP通信網契約以外の契約に関するもの)2(料金額)の2-5(メニュー5に関する利用料金)に規定する利用料(基本料に係る部分)に限ります。)に限ります。以下この項において同

じとします。)について、500円(税込価格 540円)(以下この項において「割引額」といいます。)を減額して適用することをいいます。

イ 割引対象期間は、そのIP通信網サービスの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月の初日から起算して、23か月後の料金月の末日までとします。

ウ 契約の申込者は、当社がそのIP通信網サービスの提供を開始する日までに、アに規定する利用料金の割引を選択する申出を行っていただきます。

エ この割引の適用を受けるIP通信網契約に係る契約者回線は、平成27年3月31日までに当社がその提供を開始したものに限りま

(2) 承諾

当社は、割引対象サービスに係るIP通信網契約の申込者からこの割引を選択する申出があったときは、その申出のあったIP通信網契約が次の各号に該当するものである場合に限り、これを承諾します。

ア そのIP通信網サービスの提供開始と同時に料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用を受けないもの

イ 平成26年7月1日から平成26年9月30日までの間に申込みがあったもの

(3) 割引の適用

ア 当社は、割引対象期間内にその契約者回線について、割引対象サービス以外の品目等への変更があった場合は、その変更があった日以降の期間についてはこの割引額の減額を適用しません。この場合において、その契約者回線に係る割引対象期間については、その変更があった日以降の期間を含むものとします。

イ アの場合において、当社は、割引対象期間内にIP通信網契約者から、その契約者回線について、割引対象サービスの品目等への変更があった場合は、変更があった日から変更後の契約者回線の割引額の減額を適用するものとします。

ウ 当社は、割引額は利用日数に応じて日割した額を適用します。

エ 当社は、割引額の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、料金表通則5(端数処理)の規定にかかわらず、その端数を切り上げます。

7 当社は、限定された期間内に申し込まれたIP通信網契約に限り適用する割引であって当社が別に定めるものの適用を受けた者が、そのメニュー5に係るIP通信網契約の解除があった日から起算して1年未満の間に、メニュー5に係るIP通信網契約の申込みを行ったと当社が認める場合(その申込みに係る契約者回線の終端の場所がその解除に係る契約者回線の終端の場所と同一となる場合とします。)は、この附則の第3項、第4項、第5項及び第6項の規定を適用しません。

(メニュー5の移転に係る工事費の割引)

8 平成26年7月1日から平成26年9月30日までの間にメニュー5(メニュー5-1のプラン3-1に係るもの又はメニュー5-2のもの)に限りま

以下この項において「割引対象サービス」といいます。)に係るIP通信網契約者からその契約者回線(料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用を受けている契約者回線を除きます。)又は当社が提供する端末設備(配線設備多重装置に限りま

以下この項において同じとします。)の移転の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成27年3月31日までに当社がその契約者回線又は当社が提供する端末設備の移転の工事を行ったとき(その工事と同時に割引対象サービス以外の品目等への変更があったとき又は当社が別に定める場合を除きます。)は、その契約者回線又は当社が提供する端末設備の移転に係る基本工事費(基本額の部分に限りま

交換機等工事費、回線終端装置工事費及び機器工事費(配線設備多重装置に係るものに限りま

以下この項において同じとします。)について、料金表第2表第2の2-5に規定する額に代えて、それぞれ0円を適用します。

(メニュー5の品目等の変更に係る工事費の割引)

9 平成26年7月1日から平成26年9月30日までの間に次に掲げるIP通信網サービスの品目等の変更の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成27年3

月31日までにその変更の工事(契約者回線の移転の工事を伴うものを除きます。)を行ったときは、品目等の変更に係る基本工事費(基本額の部分に限ります。)交換機等工事費、回線終端装置工事費及び機器工事費(配線設備多重装置に係るものに限ります。)について、料金表第2表第2の2-5に規定する額に代えて、それぞれ0円を適用します。

- (1) メニュー5-1(通信の態様による細目がプラン3のものであって、料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用を受けていないものに限ります。)のものに係るIP通信網サービスから、メニュー5-2のものに係るIP通信網サービスへの品目等の変更
 - (2) メニュー5における提供の形態による細目が - 2型のIP通信網サービスから、メニュー5-1における提供の形態による細目が - 1型(通信の態様による細目がプラン4又はプラン5のものを除きます。)のもの又はメニュー5-2(提供の形態による細目が - 2型のものを除きます。)のものに係るIP通信網サービスへの品目等の変更
 - (3) メニュー5-1(提供の形態による細目が 型又は - 1型のものであって、通信の態様による細目がプラン3のものに限ります。)のもの又はメニュー5-2(提供の形態による細目が - 2型のものを除きます。)のものに係るIP通信網サービスから、メニュー5における提供の形態による細目が - 2型のものに係るIP通信網サービスへの品目等の変更
 - (4) 無線アクセス認証機能対応型無線LAN対応ルータ装置の利用の請求と同時に申出があったメニュー5-1(提供の形態による細目が 型のものであって、通信の態様による細目がプラン3のものに限ります。)又はメニュー5-2(提供の形態による細目が 型のものに限ります。)に係るIP通信網サービスから、メニュー5における提供の形態による細目が - 1型のもの(メニュー5-1のものであって、通信の態様による細目がプラン4又はプラン5のものを除きます。)に係るIP通信網サービスへの品目等の変更
- 10 当社は、限定された期間内に申し込まれたIP通信網契約に限り適用する割引であって当社が別に定めるものの適用(メニュー5における提供の形態による細目が - 2型のものへの品目等の変更の工事に係るもの又はその変更と同時の移転の工事に係るものに限ります。)を受けた者が、その契約者回線について、平成26年7月1日から平成26年9月30日までの間に品目等の変更の請求(メニュー5における提供の形態による細目が - 2型のものへの品目等の変更に係るものに限ります。)を行ったと当社が認める場合は、その品目等の変更に係る基本工事費、交換機等工事費、回線終端装置工事費及び機器工事費について、この附則の第9項の規定を適用しません。
- 11 平成26年7月1日から平成26年9月30日までの間に次に掲げるIP通信網サービスの品目等の変更のみの請求(その品目等の変更と同時に工事(交換機等工事のみの場合に限ります。)を要する請求がある場合を含み、その品目等の変更と同時にIP通信網サービス契約約款以外の当社が定める契約約款等に規定する工事(当社が別に定める場合を除きます。)を要する請求がある場合を除きます。)があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成27年3月31日までにその変更のみの工事(その品目等の変更と同時に工事(交換機等工事のみの場合に限ります。)を行う場合を含み、その品目等の変更の工事と同時にIP通信網サービス契約約款以外の当社が定める契約約款等に規定する工事(当社が別に定める場合を除きます。)を行うものを除きます。)があった場合は、品目等の変更に係る基本工事費(基本額の部分に限ります。)及び交換機等工事費について、料金表第2表第2の2-5に規定する額にかかわらず、1,000円を、品目等の変更に係る回線終端装置工事費及び機器工事費(配線設備多重装置に係るものに限ります。)について、料金表第2表第2の2-5に規定する額にかかわらず、0円を適用します。
- (1) メニュー5-1の100Mb/sの品目のものにおけるプラン3-1のものであって、提

供の形態による細目が - 1 型のものに係る I P 通信網サービスから、メニュー 5 - 1 の 200Mb/s のものに係る I P 通信網サービス(その I P 通信網サービスの品目等の変更と同時に料金表第 1 表第 1 類第 1 の 1 (9) に規定する学校に限定した割引の適用の開始があった場合を除きます。) への品目等の変更

(2) メニュー 5 - 2 の 100Mb/s の品目のものにおける契約者回線の態様による細目がグレード 1 - 1 のものであって、提供の形態による細目が - 1 型のものに係る I P 通信網サービスから、メニュー 5 - 2 の 200Mb/s のものに係る I P 通信網サービスへの品目等の変更

(その他の工事費の割引)

12 平成 26 年 7 月 1 日から平成 26 年 9 月 30 日までの間に次に掲げる I P 通信網サービスの申込み又は利用の請求があり、当社がその申込み又は請求を承諾した場合であって、平成 27 年 3 月 31 日までにその I P 通信網サービスの提供又は利用を開始した場合は、その I P 通信網サービスの提供又は利用の開始に係る基本工事費及び交換機等工事費について、料金表第 2 表第 2 の 2 - 1、2 - 4、2 - 5 又は 2 - 7 に規定する額に代えて、それぞれ 0 円を適用します。

(1) メニュー 7 に係る I P 通信網サービス

(2) 無線アクセス機能

13 当社は、限定された期間内に申し込まれた I P 通信網契約に限り適用する割引であって当社が別に定めるものの適用を受けた者が、平成 26 年 7 月 1 日から平成 26 年 9 月 30 日までの間にその契約者回線等について無線アクセス機能の利用の請求を行ったと当社が認める場合は、その無線アクセス機能の利用の開始に係る基本工事費及び交換機等工事費について、この附則の第 12 項の規定を適用しません。

(その他の利用料金の割引等)

14 平成 26 年 7 月 1 日から平成 26 年 9 月 30 日までの間にメニュー 5 に係る I P 通信網契約者から無線アクセス機能の利用の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成 27 年 3 月 31 日までにその機能の提供を開始した場合は、その機能の提供を開始した日から起算して 1 か月間 (メニュー 5 - 1 の 1 Gb/s の品目のものであって、プラン 3 - 1 のもの又はメニュー 5 - 2 の 1 Gb/s の品目のものに係る I P 通信網契約者からその請求があり、当社がその請求を承諾した場合は 2 か月間) の利用料金 (無線アクセス機能に係るものに限ります。) について、料金表第 1 表第 1 類第 1 の 2 - 9 に規定する額に代えて 0 円を適用します。

15 当社は、限定された期間内に申し込まれた I P 通信網契約に限り適用する割引であって当社が別に定めるものの適用を受けた者が、平成 26 年 7 月 1 日から平成 26 年 9 月 30 日までの間にその契約者回線について無線アクセス機能の利用の請求を行ったと当社が認める場合は、その利用料金について、この附則の第 14 項の規定を適用しません。

附 則 (平成 26 年 7 月 14 日東経企管第 14 - 59 号)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成 26 年 7 月 15 日から実施します。

(サービスの終了)

2 当社は、この改正規定実施の日において、改正前の規定により提供しているメニュー 5 - 2 における 100Mb/s の品目のもの (配線設備多重装置 (型 (PNA 方式によるもの) のもの) のもの) の提供を受けるものに限ります。) を終了することとします。

(経過措置)

3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならない電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

4 東経企管第 02 - 107 号 (平成 14 年 10 月 17 日) の附則第 2 項 (経過措置) を次のように改めます。

2 削除

附 則（平成26年8月6日東経企管第14 - 79号）

この改正規定は、平成26年8月20日から実施します。

附 則（平成26年9月30日東経企管第14 - 104号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成26年10月1日から実施します。
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
（メニュー5に係る利用料金の割引等）
- 3 当社は、契約の申込者から申出があったときは、次のとおり規定する選択制による利用料金の割引を適用します。

(1) 定義等

ア 「利用料金の割引」とは、メニュー5（メニュー5 - 1のものであって、通信の態様による細目がプラン4又はプラン5のものを除きます。以下この項において「割引対象サービス」といいます。）に係るIP通信網契約の申込者の選択により、本項のイに規定する期間（以下この項において「割引対象期間」といいます。）におけるメニュー5に係るIP通信網サービスの利用料金（料金表第1表第1類第1（臨時IP通信網契約以外の契約に関するもの）2（料金額）の2 - 5（メニュー5に関する利用料金）に規定する利用料（基本料に係る部分に限ります。）に限ります。以下この項において同じとします。）について、次に掲げる額を減額して適用することをいいます。

（ア） その契約者回線の設置に係る工事において、屋内配線設備の部分に係る工事を伴う場合又は配線設備多重装置の設置を伴うものに係る工事の場合は、500円（税込価格 540円）

（イ） （ア）以外の場合は、20円（税込価格 21.6円）

イ 割引対象期間は、そのIP通信網サービスの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月の初日（この附則の第7項の適用を受ける場合は、その適用が終了する日を含む料金月の翌料金月の初日）から起算して、29か月後の料金月の末日までとします。

ただし、割引対象期間中にその契約者回線について、品目若しくは細目の変更（当社が別に定める場合を除きます。）又は移転があった場合は、その変更等があった日を含む料金月は利用料金の減額を適用しません。この場合において、利用料金の減額の適用を受けなかった料金月数に応じて、料金月を単位に割引対象期間の終了日を延長します。

ウ 契約の申込者は、当社がそのIP通信網サービスの提供を開始する日までに、アに規定する利用料金の割引を選択する申出を行っていただきます。

エ この割引の適用を受けるIP通信網契約に係る契約者回線は、平成27年5月31日までに当社がその提供を開始したものに限り、適用されます。

(2) 承諾

当社は、この割引を選択する申出があったときは、その申出のあったIP通信網契約が次の各号に該当するものである場合に限り、これを承諾します。

ア その契約者回線の設置に係る基本工事費及び交換機等工事費の合計額が2,000円（税込価格 2,160円）とならないもの

イ そのIP通信網サービスの提供開始と同時に料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用を受けないもの

ウ メニュー5 - 1のものであって、提供の形態による細目が - 2型のものにあつては、この附則の第5項に規定する割引の適用を受けるもの

エ メニュー5 - 1の1Gb/sの品目のものにおけるプラン3 - 1のものにあつては、この附則の第6項及び第7項に規定する割引の適用を受けるもの

オ メニュー5 - 2の1Gb/sの品目のものにあつては、この附則の第7項に規定す

る割引の適用を受けるもの

カ 平成26年10月1日から平成26年11月30日までの間に申込みがあったもの

(3) 割引の適用

ア 当社は、その契約者回線について、割引対象期間内に料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用の開始があった場合については、その変更等があった日以降の期間についてはこの利用料金の減額の適用を行いません。

イ 当社は、その契約者回線について、割引対象期間内に割引対象サービス以外の品目等への変更があった場合は、その変更があった日を含む料金月以降の期間についてはこの割引額の減額を適用しません。

ウ 当社は、その契約者回線について、イに規定するところにより割引対象サービス以外の品目等への変更があった後に割引対象サービスの品目等への再変更があった場合は、再変更があった日を含む料金月の翌料金月の初日から、利用料金の減額の適用を受けなかった料金月数に応じて、料金月を単位に割引対象期間の終了日を延長して適用するものとします。

エ 当社は、割引額の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、料金表通則5(端数処理)の規定にかかわらず、その端数を切り上げます。

(メニュー5の設置に係る工事費の割引等)

4 当社は、契約の申込者から申出があったときは、次のとおり規定する選択制による基本工事費等の割引を適用します。

(1) 定義等

ア 「基本工事費等の割引」とは、メニュー5(メニュー5-1のものであって、通信の態様による細目がプラン4又はプラン5に係るものを除きます。)に係るIP通信網契約の申込者の選択により、その契約者回線の設置に係る基本工事費及び交換機等工事費の合計額が2,000円(税込価格2,160円)である場合に限り、その契約者回線の設置に係る基本工事費及び交換機等工事費について、料金表第2表第2の2-5に規定する額に代えて、それぞれ0円を適用することをいいます。

イ 契約の申込者は、当社がそのIP通信網サービスの提供を開始する日までに、アに規定する基本工事費等の割引を選択する申出を行っていただきます。

ウ この割引の適用を受けるIP通信網契約に係る契約者回線は、平成27年5月31日までに当社がその提供を開始したものに限り、適用されます。

(2) 承諾

当社は、この割引を選択する申出があったときは、その申出のあったIP通信網契約が次の各号に該当するものである場合に限り、これを承諾します。

ア その契約者回線の設置に係る基本工事費及び交換機等工事費の合計額が2,000円(税込価格2,160円)となるもの

イ そのIP通信網サービスの提供開始と同時に料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用を受けないもの

ウ メニュー5-1のものであって、提供の形態による細目が-2型のものにあつては、この附則の第5項に規定する割引の適用を受けるもの

エ メニュー5-1の1Gb/sの品目のものにおけるプラン3-1のものにあつては、この附則の第6項に規定する割引の適用を受けるもの

オ メニュー5-2の1Gb/sの品目のものにあつては、この附則の第7項に規定する割引の適用を受けるもの

カ 平成26年10月1日から平成26年11月30日までの間に申込みがあったもの

(3) 割引の適用

ア IP通信網契約者は、この割引の適用を受けているIP通信網契約について、そのIP通信網サービスの提供を開始した日から起算して24か月以内にそのIP通信網契約の解除があった場合は、2,000円(税込価格2,160円)を一括して当社が

定める期日までに支払っていただきます。

イ アの場合において、次のいずれかに該当する場合には、アの規定を適用しません。

(ア) I P通信網契約者から、メニュー5に係るI P通信網サービスの提供区域外に移転する旨の意思表示があり、当社がその移転先でメニュー5に係るI P通信網サービスを提供しないことによりそのI P通信網契約の解除があった場合。

(イ) I P通信網契約者から、メニュー5に係るI P通信網サービスの提供区域内に移転する旨の請求があり、そのI P通信網サービスを提供することが技術上困難なとき又は保守することが著しく困難である等当社の業務の遂行上支障があることから、当社がその請求を承諾しないことによりそのI P通信網契約の解除があった場合。

(ウ) I P通信網契約者から、メニュー5に係るI P通信網サービスの提供区域内であって、当社がメニュー5-2に係る契約者グループを設定していない構内又は建物内へ移転する旨の意思表示があり、当社がその移転先でメニュー5-2に係るI P通信網サービスを提供しないことによりそのI P通信網契約の解除があった場合。

(メニュー5に係る利用料金の割引)

5 当社は、契約の申込者から申出があったときは、次のとおり規定する利用料金の割引を適用します。

(1) 定義等

ア 「利用料金の割引」とは、メニュー5-1のものであって、提供の形態による細目が-2型のもの(以下この項において「割引対象サービス」といいます。)に係るI P通信網契約の申込者の申出により、本項のイに規定する期間(以下この項において「割引対象期間」といいます。)におけるメニュー5に係るI P通信網サービスの利用料金(料金表第1表第1類第1(臨時I P通信網契約以外の契約に関するもの)2(料金額)の2-5(メニュー5に関する利用料金)に規定する利用料(基本料に係る部分に限ります。)に限ります。以下この項において同じとします。)について、500円(税込価格540円)(以下この項において「割引額」といいます。)を減額して適用することをいいます。

イ 割引対象期間は、そのI P通信網サービスの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月の初日から起算して、23か月後の料金月の末日までとします。

ウ 契約の申込者は、当社がそのI P通信網サービスの提供を開始する日までに、アに規定する利用料金の割引を選択する申出を行っていただきます。

エ この割引の適用を受けるI P通信網契約に係る契約者回線は、平成27年5月31日までに当社がその提供を開始したものに限り、

(2) 承諾

当社は、割引対象サービスに係るI P通信網契約の申込者からこの割引を選択する申出があったときは、その申出のあったI P通信網契約が次の各号に該当するものである場合に限り、これを承諾します。

ア そのI P通信網サービスの提供開始と同時に料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用を受けないもの

イ この附則の第3項又は第4項に規定する割引の適用を受けるもの

ウ 平成26年10月1日から平成26年11月30日までの間に申込みがあったもの

(3) 割引の適用

ア 当社は、その契約者回線について、割引対象期間内に割引対象サービス以外の品目等への変更があった場合は、その変更があった日以降の期間についてはこの割引額の減額を適用しません。この場合において、その契約者回線に係る割引対象期間については、その変更があった日以降の期間を含むものとします。

- イ 当社は、その契約者回線について、割引対象期間内にアに規定するところにより割引対象サービス以外の品目等への変更があった後に割引対象サービスの品目等への再変更があった場合は、再変更があった日から再変更後の契約者回線の割引額の減額を適用するものとします。
- ウ 当社は、割引額は利用日数に応じて日割した額を適用します。
- エ 当社は、割引額の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、料金表通則5（端数処理）の規定にかかわらず、その端数を切り上げます。
- 6 当社は、契約の申込者から申出があったときは、次のとおり規定する利用料金の割引を適用します。
- (1) 定義等
- ア 「利用料金の割引」とは、メニュー5-1の1Gb/sの品目のものにおけるプラン3-1（以下この項において「割引対象サービス」といいます。）に係るIP通信網契約の申込者の申出により、本項のイに規定する期間（以下この項において「割引対象期間」といいます。）におけるメニュー5に係るIP通信網サービスの利用料金（料金表第1表第1類第1（臨時IP通信網契約以外の契約に関するもの）2（料金額）の2-5（メニュー5に関する利用料金）に規定する利用料（基本料に係る部分に限ります。）に限ります。以下この項において同じとします。）について、300円（税込価格324円）（以下この項において「割引額」といいます。）を減額して適用することをいいます。
- イ 割引対象期間は、そのIP通信網サービスの提供を開始した日（この附則の第7項の適用を受ける場合は、その適用が終了する日の翌日）から起算して、30か月間とします。
- ウ 契約の申込者は、当社がそのIP通信網サービスの提供を開始する日までに、アに規定する利用料金の割引を選択する申出を行っていただきます。
- エ この割引の適用を受けるIP通信網契約に係る契約者回線は、平成27年5月31日までに当社がその提供を開始したものに限り、
- (2) 承諾
- 当社は、割引対象サービスに係るIP通信網契約の申込者からこの割引を選択する申出があったときは、その申出のあったIP通信網契約が次の各号に該当するものである場合に限り、これを承諾します。
- ア 料金表第1表第1類第1の1(10)に規定する長期継続利用の申出に係る利用料金の割引の適用を受けるもの
- イ この附則の第3項又は第4項に規定する割引の適用を受けるもの
- ウ この附則の第7項に規定する割引の適用を受けるもの
- エ 平成26年10月1日から平成26年11月30日までの間に申込みがあったもの
- (3) 割引の適用
- ア 当社は、その契約者回線について、割引対象期間内に割引対象サービス以外の品目等への変更があった場合は、その変更があった日以降の期間についてはこの割引額の減額を適用しません。この場合において、その契約者回線に係る割引対象期間については、その変更があった日以降の期間を含むものとします。
- イ 当社は、その契約者回線について、割引対象期間内にアに規定するところにより割引対象サービス以外の品目等への変更があった後に割引対象サービスの品目等への再変更があった場合は、再変更があった日から再変更後の契約者回線の割引額の減額を適用するものとします。
- ウ 当社は、割引額は利用日数に応じて日割した額を適用します。
- エ 当社は、割引額の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、料金表通則5（端数処理）の規定にかかわらず、その端数を切り上げます。
- 7 当社は、契約の申込者から申出があったときは、次のとおり規定する利用料金の割引を適用します。

(1) 定義等

ア 「利用料金の割引」とは、メニュー5 - 1の1Gb/sの品目のものにおけるプラン3 - 1に係るもの又はメニュー5 - 2の1Gb/sの品目のもの（以下この項において「割引対象サービス」といいます。）に係るIP通信網契約の申込者の申出により、2か月間（以下この項において「割引対象期間」といいます。）のメニュー5に係るIP通信網サービスの利用料について、料金表第1表第1類第1（臨時IP通信網契約以外の契約に関するもの）2（料金額）の2 - 5（メニュー5に関する利用料金）に規定する額（基本料に係る部分に限ります。）に代えて、0円を適用することをいいます。

イ 契約の申込者は、当社がそのIP通信網サービスの提供を開始する日までに、アに規定する利用料金の割引を選択する申出を行っていただきます。

ウ この割引の適用を受けるIP通信網契約に係る契約者回線は、平成27年5月31日までに当社がその提供を開始したものに限ります。

(2) 承諾

当社は、割引対象サービスに係るIP通信網契約の申込者からこの割引を選択する申出があったときは、その申出のあったIP通信網契約が次の各号に該当するものである場合に限り、これを承諾します。

ア 料金表第1表第1類第1の1(10)に規定する長期継続利用の申出に係る利用料金の割引の適用を受けるもの

イ この附則の第3項又は第4項に規定する割引の適用を受けるもの

ウ メニュー5 - 1の1Gb/sの品目のものにおけるプラン3 - 1のものにあつては、この附則の第6項に規定する割引の適用を受けるもの

エ 平成26年10月1日から平成26年11月30日までの間に申込みがあったもの

(3) 割引の適用

ア 当社は、その契約者回線について、割引対象期間内に割引対象サービス以外の品目等への変更があった場合は、その変更があった日以降の期間についてはこの割引を適用しません。この場合において、その契約者回線に係る割引対象期間については、その変更があった日以降の期間を含むものとします。

イ 当社は、その契約者回線について、割引対象期間内にアに規定するところにより割引対象サービス以外の品目等への変更があった後に割引対象サービスの品目等への再変更があった場合は、再変更があった日から再変更後の契約者回線の割引を適用するものとします。

ウ 当社は、割引額は利用日数に応じて日割した額を適用します。

エ 当社は、割引額の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、料金表通則5（端数処理）の規定にかかわらず、その端数を切り上げます。

8 当社は、限定された期間内に申し込まれたIP通信網契約に限り適用する割引であつて当社が別に定めるものの適用を受けた者が、そのメニュー5に係るIP通信網契約の解除があつた日から起算して1年未満の間に、メニュー5に係るIP通信網契約の申込みを行ったと当社が認める場合（その申込みに係る契約者回線の終端の場所がその解除に係る契約者回線の終端の場所と同一となる場合とします。）は、この附則の第3項、第4項、第5項、第6項及び第7項の規定を適用しません。

（メニュー5の移転に係る工事費の割引）

9 平成26年10月1日から平成26年11月30日までの間にメニュー5（メニュー5 - 1のプラン3 - 1に係るもの又はメニュー5 - 2のもの）に限ります。以下この項において「割引対象サービス」といいます。）に係るIP通信網契約者からその契約者回線（料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用を受けている契約者回線を除きます。）又は当社が提供する端末設備（配線設備多重装置に限ります。以下この項において同じとします。）の移転の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であつて、平成27年5月31日までに当社がその契約者回線又は当社が提供する端末

設備の移転の工事を行ったとき（その工事と同時に割引対象サービス以外の品目等への変更があったとき又は当社が別に定める場合を除きます。）は、その契約者回線又は当社が提供する端末設備の移転に係る基本工事費（基本額の部分に限ります。）交換機等工事費、回線終端装置工事費及び機器工事費（配線設備多重装置に係るものに限ります。）について、料金表第2表第2の2-5に規定する額に代えて、それぞれ0円を適用します。

（メニュー5の品目等の変更に係る工事費の割引）

- 10 平成26年10月1日から平成26年11月30日までの間に次に掲げるIP通信網サービスの品目等の変更の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成27年5月31日までにその変更の工事（契約者回線の移転の工事を伴うものを除きます。）を行ったときは、品目等の変更に係る基本工事費（基本額の部分に限ります。）交換機等工事費、回線終端装置工事費及び機器工事費（配線設備多重装置に係るものに限ります。）について、料金表第2表第2の2-5に規定する額に代えて、それぞれ0円を適用します。
 - (1) メニュー5-1（通信の態様による細目がプラン3のものであって、料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用を受けていないものに限ります。）のものに係るIP通信網サービスから、メニュー5-2のものに係るIP通信網サービスへの品目等の変更
 - (2) メニュー5における提供の形態による細目が - 2型のIP通信網サービスから、メニュー5-1における提供の形態による細目が - 1型（通信の態様による細目がプラン4又はプラン5のものを除きます。）のもの又はメニュー5-2（提供の形態による細目が - 2型のものを除きます。）のものに係るIP通信網サービスへの品目等の変更
 - (3) メニュー5-1（提供の形態による細目が 型又は - 1型のものであって、通信の態様による細目がプラン3のものに限ります。）のもの又はメニュー5-2（提供の形態による細目が - 2型のものを除きます。）のものに係るIP通信網サービスから、メニュー5における提供の形態による細目が - 2型のものに係るIP通信網サービスへの品目等の変更
- 11 当社は、限定された期間内に申し込まれたIP通信網契約に限り適用する割引であって当社が別に定めるものの適用（メニュー5における提供の形態による細目が - 2型のものへの品目等の変更の工事に係るもの又はその変更と同時の移転の工事に係るものに限ります。）を受けた者が、その契約者回線について、平成26年10月1日から平成26年11月30日までの間に品目等の変更の請求（メニュー5における提供の形態による細目が - 2型のものへの品目等の変更に係るものに限ります。）を行ったと当社が認める場合は、その品目等の変更に係る基本工事費、交換機等工事費、回線終端装置工事費及び機器工事費について、この附則の第10項の規定を適用しません。
- 12 平成26年10月1日から平成26年11月30日までの間に次に掲げるIP通信網サービスの品目等の変更のみの請求（その品目等の変更と同時に工事（交換機等工事のみの場合に限ります。）を要する請求がある場合を含み、その品目等の変更と同時にIP通信網サービス契約約款以外の当社が定める契約約款等に規定する工事（当社が別に定める場合を除きます。）を要する請求がある場合を除きます。）があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成27年5月31日までにその変更のみの工事（その品目等の変更と同時に工事（交換機等工事のみの場合に限ります。）を行う場合を含み、その品目等の変更の工事と同時にIP通信網サービス契約約款以外の当社が定める契約約款等に規定する工事（当社が別に定める場合を除きます。）を行うものを除きます。）があった場合は、品目等の変更に係る基本工事費（基本額の部分に限ります。）及び交換機等工事費について、料金表第2表第2の2-5に規定する額にかかわらず、1,000円を、品目等の変更に係る回線終端装置工事費及び機器工事費（配線設備多重装置に係るものに限ります。）について、料金表第2表第2の2-5に規定する額にかかわら

ず、0円を適用します。

(1) メニュー5-1の100Mb/sの品目のものにおけるプラン3-1のものであって、提供の形態による細目が-1型のものに係るIP通信網サービスから、メニュー5-1の200Mb/sのものに係るIP通信網サービス(そのIP通信網サービスの品目等の変更と同時に料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用の開始があった場合を除きます。)への品目等の変更

(2) メニュー5-2の100Mb/sの品目のものにおける契約者回線の態様による細目がグレード1-1のものであって、提供の形態による細目が-1型のものに係るIP通信網サービスから、メニュー5-2の200Mb/sのものに係るIP通信網サービスへの品目等の変更

(その他の工事費の割引)

13 平成26年10月1日から平成26年11月30日までの間に次に掲げるIP通信網サービスの申込み又は利用の請求があり、当社がその申込み又は請求を承諾した場合であって、平成27年5月31日までにそのIP通信網サービスの提供又は利用を開始した場合は、そのIP通信網サービスの提供又は利用の開始に係る基本工事費及び交換機等工事費について、料金表第2表第2の2-5又は2-7に規定する額に代えて、それぞれ0円を適用します。

(1) メニュー7に係るIP通信網サービス

(2) 無線アクセス機能

14 当社は、限定された期間内に申し込まれたIP通信網契約に限り適用する割引であって当社が別に定めるものの適用を受けた者が、平成26年10月1日から平成26年11月30日までの間にその契約者回線等について無線アクセス機能の利用の請求を行ったと当社が認める場合は、その無線アクセス機能の利用の開始に係る基本工事費及び交換機等工事費について、この附則の第13項の規定を適用しません。

(その他の利用料金の割引等)

15 平成26年10月1日から平成26年11月30日までの間にメニュー5-1の1Gb/sの品目のものにおけるプラン3-1に係るもの又はメニュー5-2の1Gb/sの品目のものに係るIP通信網契約者から無線アクセス機能の利用の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成27年5月31日までにその機能の提供を開始した場合は、その機能の提供を開始した日から起算して2か月間の利用料金(無線アクセス機能に係るものに限り、)について、料金表第1表第1類第1の2-9に規定する額に代えて0円を適用します。

16 当社は、限定された期間内に申し込まれたIP通信網契約に限り適用する割引であって当社が別に定めるものの適用を受けた者が、平成26年10月1日から平成26年11月30日までの間にその契約者回線について無線アクセス機能の利用の請求を行ったと当社が認める場合は、その利用料金について、この附則の第15項の規定を適用しません。

17 平成26年10月1日から平成26年11月30日までの間に符号蓄積機能の利用の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成27年5月31日までにその機能の提供を開始した場合は、その機能の提供を開始した日を含む料金月の翌料金月の利用料金(加算額を除きます。)について、料金表第1表第1類第1の2-9に規定する額に代えて0円を適用します。

18 当社は、限定された期間内に申し込まれたIP通信網契約に限り適用する割引であって当社が別に定めるものの適用を受けた者が、平成26年10月1日から平成26年11月30日までの間にその契約者回線について符号蓄積機能の利用の請求を行ったと当社が認める場合は、その利用料金(加算額を除きます。)について、この附則の第17項の規定を適用しません。

附 則(平成26年10月1日東経企第14-106号)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成26年10月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により次の表の左欄の端末設備を提供されている契約者回線は、この改正規定実施の日において、同表の右欄の端末設備を提供されている契約者回線とみなして取り扱います。

メニュー5の無線アクセス認証機能対応型無線LAN対応ルータ装置であってIEEE802.11acの無線方式により符号伝送を行うことができるもの	メニュー5の無線アクセス認証機能対応型無線LAN対応ルータ装置における型のもの
メニュー5の無線アクセス認証機能対応型無線LAN対応ルータ装置であって上記以外のもの	メニュー5の無線アクセス認証機能対応型無線LAN対応ルータ装置における型のもの

- 4 当社は、この改正規定実施の日において、型の無線アクセス認証機能対応型無線LAN対応ルータ装置が提供されている場合、その無線アクセス認証機能対応型無線LAN対応ルータ装置(基本装置に限ります。以下この項において同じとします。)に係る利用料金については料金表第1表第1類第1の2-5に規定する額に代えて0円を適用します。

ただし、平成28年4月1日以降の日にその無線アクセス認証機能対応型無線LAN対応ルータ装置の故障等によりその無線アクセス認証機能対応型無線LAN対応ルータ装置の交換があった場合は、交換があった日以降の期間についてはこの限りではありません。
- 5 当社は、この改正規定実施の日において、メニュー5の無線アクセス認証機能対応型無線LAN対応ルータ装置における型のものに係る基本装置の受け付けを終了することとします。
- 6 無線アクセス認証機能対応型無線LAN対応ルータ装置における型のものについて、平成28年4月1日以降の日に無線アクセス認証機能対応型無線LAN対応ルータ装置の故障等により利用できない状態となった場合、その無線アクセス認証機能対応型無線LAN対応ルータ装置の提供を終了することとします。
- 7 前項の規定にかかわらず、平成26年10月1日から平成28年3月31日までの間に無線アクセス認証機能対応型無線LAN対応ルータ装置(型のものに限ります。)の故障等により利用できない状態となった場合、その無線アクセス認証機能対応型無線LAN対応ルータ装置の提供を終了することがあります。この場合において、IP通信網契約者から無線アクセス認証機能対応型無線LAN対応ルータ装置における型のもの(基本装置に限ります。以下この項において同じとします。)の利用の請求があり、当社がその請求を承諾した場合は、その無線アクセス認証機能対応型無線LAN対応ルータ装置に係る利用料金については料金表第1表第1類第1の2-5に規定する額に代えて0円を適用します。

ただし、平成28年4月1日以降の日にその無線アクセス認証機能対応型無線LAN対応ルータ装置の故障等によりその無線アクセス認証機能対応型無線LAN対応ルータ装置の交換があった場合は、交換があった日以降の期間についてはこの限りではありません。
- 8 平成26年10月1日から平成26年11月31日までの間にメニュー5に係るIP通信網契約(以下この項において「主契約」といいます。)の申込みと同時にIP通信網契約者から無線アクセス認証機能対応型無線LAN対応ルータ装置における型のもの(基本装置に限ります。以下この項において同じとします。)の利用の請求があり、当社が

その請求を承諾した場合であって、平成27年5月31日までにその主契約に係るIP通信網サービスの提供を開始した場合は、その無線アクセス認証機能対応型無線LAN対応ルータ装置に係る利用料金については料金表第1表第1類第1の2-5に規定する額に代えて0円を適用します。

ただし、平成28年4月1日以降の日にその無線アクセス認証機能対応型無線LAN対応ルータ装置の故障等によりその無線アクセス認証機能対応型無線LAN対応ルータ装置の交換があった場合は、交換があった日以降の期間についてはこの限りではありません。

附 則（平成26年10月31日東経企営第14 - 118号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成26年11月1日から実施します。
ただし、当社が別に定めるものについては平成26年12月1日から実施します。
（経過措置）
- 2 当社は、この改正規定実施前に提供していた電気通信サービスの料金又は工事に関する費用の支払いについても、改正後の規定を適用します。
- 3 この改正規定実施の際現に、改正前の規定にある、東経企営第06 - 168号（平成18年11月30日）の附則第3項、東経企営第11 - 210号（平成24年3月29日）の附則第3項及び東経企営第13 - 111号（平成25年10月31日）の附則第3項の規定にかかわらず、改正後の規定を適用します。

附 則（平成26年11月28日東経企営第14 - 133号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成26年12月1日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により次の表の左欄のサービスを提供されている契約者回線は、この改正規定実施の日において、同表の右欄のサービス及び端末設備を提供されている契約者回線とみなして取り扱います。

メニュー5 - 1の1 Gbpsの品目におけるプラン3 - 1に係るIP通信網サービス	メニュー5 - 1の1 Gbpsの品目におけるプラン3 - 1に係るIP通信網サービス及びメニュー5の無線LAN対応型ルータ機能付回線接続装置の基本装置
メニュー5 - 2の1 Gbpsの品目に係るIP通信網サービス	メニュー5 - 2の1 Gbpsの品目に係るIP通信網サービス及びメニュー5の無線LAN対応型ルータ機能付回線接続装置の基本装置

- 4 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により次の表の左欄の端末設備を提供されている契約者回線は、この改正規定実施の日において、同表の右欄の端末設備を提供されている契約者回線とみなして取り扱います。

メニュー5の無線LANルータ機能対応型増設装置（無線LANカード）	メニュー5の無線LAN対応型ルータ機能付回線接続装置（ホームゲートウェイ）の増設装置
-----------------------------------	--

- 5 平成26年12月1日から平成27年1月31日までの間にメニュー5の無線LAN対応型ルータ機能付回線接続装置（基本装置に限ります。以下この項において同じとします。）の提供を受けるIP通信網契約者から、その無線LAN対応型ルータ機能付回線接続

装置の廃止の請求(品目等の変更を伴うものを除きます。)があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成27年3月31日までにその廃止に関する工事があった場合は、平成26年12月1日以降の期間について、そのメニュー5の無線LAN対応型ルータ機能付回線接続装置に係る機器利用料は適用しません。

この場合において、当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときはその料金を返還します。

- 6 平成26年12月1日から平成27年1月31日までの間にメニュー5の無線LAN対応型ルータ機能付回線接続装置(基本装置に限ります。以下この項において同じとします。)の提供を受けるIP通信網契約者から、その無線LAN対応型ルータ機能付回線接続装置の廃止の請求(品目等の変更又は移転を伴うものを除きます。)があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成27年3月31日までにその廃止に関する工事があった場合は、その廃止の工事に係る基本工事費(基本額の部分に限ります。)交換機等工事費、回線終端装置工事費及び機器工事費(無線LAN対応型ルータ機能付回線接続装置に係るものに限ります。)について、料金表第2表第2の2-5に規定する額に代えて、それぞれ0円を適用します。

附 則(平成26年11月28日東経企管第14-134号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成26年12月1日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
(工事の態様に応じた利用料金の割引)
- 3 当社は、契約の申込者から申出があったときは、次のとおり規定する選択制による利用料金の割引を適用します。

(1) 定義等

ア 「利用料金の割引」とは、メニュー5(メニュー5-1のものであって、通信の態様による細目がプラン4又はプラン5のものを除きます。以下この項において「割引対象サービス」といいます。)に係るIP通信網契約の申込者の選択により、本項のイに規定する期間(以下この項において「割引対象期間」といいます。)におけるメニュー5に係るIP通信網サービスの利用料金(料金表第1表第1類第1(臨時IP通信網契約以外の契約に関するもの)2(料金額)の2-5(メニュー5に関する利用料金)に規定する利用料(基本料に係る部分に限ります。)に限ります。以下この項において同じとします。)について、その契約者回線の設置に係る工事において、屋内配線設備の部分に係る工事を伴うもの又は配線設備多重装置の設置を伴うものである場合に限り、次に掲げる額を減額して適用することをいいます。

(ア) メニュー5-1のものは、200円(税込価格 216円)

(イ) メニュー5-2のものは、300円(税込価格 324円)

イ 割引対象期間は、そのIP通信網サービスの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月の初日から起算して、29か月後の料金月の末日までとします。

ただし、割引対象期間中にその契約者回線について、品目若しくは細目の変更(当社が別に定める場合を除きます。)又は移転があった場合は、その変更等があった日を含む料金月は利用料金の減額を適用しません。この場合において、利用料金の減額の適用を受けなかった料金月数に応じて、料金月を単位に割引対象期間の終了日を延長します。

ウ 契約の申込者は、当社がそのIP通信網サービスの提供を開始する日までに、アに規定する利用料金の割引を選択する申出を行っていただきます。

エ この割引の適用を受けるIP通信網契約に係る契約者回線は、平成27年7月31日までに当社がその提供を開始したものに限り、適用します。

(2) 承諾

当社は、この割引を選択する申出があったときは、その申出のあったIP通信網契約が次の各号に該当するものである場合に限り、これを承諾します。

ア その契約者回線の設置に係る工事において、屋内配線設備の部分に係る工事を伴うもの又は配線設備多重装置の設置を伴うもの

イ そのIP通信網サービスの提供開始と同時に料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用を受けないもの

ウ メニュー5-1のものであって、提供の形態による細目が-2型のものについては、この附則の第5項に規定する割引の適用を受けるもの

エ メニュー5-1の1Gb/sの品目のものにおけるプラン3-1のもの又はメニュー5-2の1Gb/sの品目のものについては、この附則の第17項に規定する割引の適用を受けるもの

オ 平成26年12月1日から平成27年1月31日までの間に申込みがあったもの

(3) 割引の適用

ア 当社は、その契約者回線について、割引対象期間内に料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用の開始があった場合については、その変更等があった日以降の期間についてはこの利用料金の減額の適用を行いません。

イ 当社は、その契約者回線について、割引対象期間内に割引対象サービス以外の品目等への変更があった場合は、その変更があった日を含む料金月以降の期間についてはこの割引額の減額を適用しません。

ウ 当社は、その契約者回線について、イに規定するところにより割引対象サービス以外の品目等への変更があった後に割引対象サービスの品目等への再変更があった場合は、再変更があった日を含む料金月の翌料金月の初日から、利用料金の減額の適用を受けなかった料金月数に応じて、料金月を単位に割引対象期間の終了日を延長して適用するものとします。

エ 当社は、割引額の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、料金表通則5(端数処理)の規定にかかわらず、その端数を切り上げます。

(メニュー5の設置に係る工事費の割引等)

4 当社は、契約の申込者から申出があったときは、次のとおり規定する選択制による基本工事費等の割引を適用します。

(1) 定義等

ア 「基本工事費等の割引」とは、メニュー5(メニュー5-1のものであって、通信の態様による細目がプラン4又はプラン5に係るものを除きます。)に係るIP通信網契約の申込者の選択により、その契約者回線の設置に係る基本工事費及び交換機等工事費の合計額が2,000円(税込価格2,160円)である場合に限り、その契約者回線の設置に係る基本工事費及び交換機等工事費について、料金表第2表第2の2-5に規定する額に代えて、それぞれ0円を適用することをいいます。

イ 契約の申込者は、当社がそのIP通信網サービスの提供を開始する日までに、アに規定する基本工事費等の割引を選択する申出を行っていただきます。

ウ この割引の適用を受けるIP通信網契約に係る契約者回線は、平成27年7月31日までに当社がその提供を開始したものに限りです。

(2) 承諾

当社は、この割引を選択する申出があったときは、その申出のあったIP通信網契約が次の各号に該当するものである場合に限り、これを承諾します。

ア その契約者回線の設置に係る基本工事費及び交換機等工事費の合計額が2,000円(税込価格2,160円)となるもの

イ そのIP通信網サービスの提供開始と同時に料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用を受けないもの

ウ メニュー5-1のものであって、提供の形態による細目が-2型のものについては、この附則の第5項に規定する割引の適用を受けるもの

エ メニュー5-1の1Gb/sの品目のものにおけるプラン3-1のもの又はメニュー5-2の1Gb/sの品目のものについては、この附則の第17項に規定する割引の適用を受けるもの

オ 平成26年12月1日から平成27年1月31日までの間に申込みがあったもの

(3) 割引の適用

ア IP通信網契約者は、この割引の適用を受けているIP通信網契約について、そのIP通信網サービスの提供を開始した日から起算して24か月以内にそのIP通信網契約の解除があった場合は、2,000円(税込価格 2,160円)を一括して当社が定める期日までに支払っていただきます。

イ アの場合において、次のいずれかに該当する場合には、アの規定を適用しません。

(ア) IP通信網契約者から、メニュー5に係るIP通信網サービスの提供区域外に移転する旨の意思表示があり、当社がその移転先でメニュー5に係るIP通信網サービスを提供しないことによりそのIP通信網契約の解除があった場合。

(イ) IP通信網契約者から、メニュー5に係るIP通信網サービスの提供区域内に移転する旨の請求があり、そのIP通信網サービスを提供することが技術上困難なとき又は保守することが著しく困難である等当社の業務の遂行上支障があることから、当社がその請求を承諾しないことによりそのIP通信網契約の解除があった場合。

(ウ) IP通信網契約者から、メニュー5に係るIP通信網サービスの提供区域内であって、当社がメニュー5-2に係る契約者グループを設定していない構内又は建物内へ移転する旨の意思表示があり、当社がその移転先でメニュー5-2に係るIP通信網サービスを提供しないことによりそのIP通信網契約の解除があった場合。

(メニュー5に係る利用料金の割引)

5 当社は、契約の申込者から申出があったときは、次のとおり規定する利用料金の割引を適用します。

(1) 定義等

ア 「利用料金の割引」とは、メニュー5-1のものであって、提供の形態による細目が-2型のもの(以下この項において「割引対象サービス」といいます。)に係るIP通信網契約の申込者の申出により、本項のイに規定する期間(以下この項において「割引対象期間」といいます。)におけるメニュー5に係るIP通信網サービスの利用料金(料金表第1表第1類第1(臨時IP通信網契約以外の契約に関するもの)2(料金額)の2-5(メニュー5に関する利用料金)に規定する利用料(基本料に係る部分に限ります。)に限ります。以下この項において同じとします。)について、500円(税込価格 540円)(以下この項において「割引額」といいます。)を減額して適用することをいいます。

イ 割引対象期間は、そのIP通信網サービスの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月の初日から起算して、23か月後の料金月の末日までとします。

ウ 契約の申込者は、当社がそのIP通信網サービスの提供を開始する日までに、アに規定する利用料金の割引を選択する申出を行っていただきます。

エ この割引の適用を受けるIP通信網契約に係る契約者回線は、平成27年7月31日までに当社がその提供を開始したものに限ります。

(2) 承諾

当社は、割引対象サービスに係るIP通信網契約の申込者からこの割引を選択する申出があったときは、その申出のあったIP通信網契約が次の各号に該当するも

のである場合に限り、これを承諾します。

ア そのIP通信網サービスの提供開始と同時に料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用を受けないもの

イ この附則の第3項又は第4項に規定する割引の適用を受けるもの

ウ 平成26年12月1日から平成27年1月31日までの間に申込みがあったもの

(3) 割引の適用

ア 当社は、その契約者回線について、割引対象期間内に割引対象サービス以外の品目等への変更があった場合は、その変更があった日以降の期間についてはこの割引額の減額を適用しません。この場合において、その契約者回線に係る割引対象期間については、その変更があった日以降の期間を含むものとします。

イ 当社は、その契約者回線について、割引対象期間内にアに規定するところにより割引対象サービス以外の品目等への変更があった後に割引対象サービスの品目等への再変更があった場合は、再変更があった日から再変更後の契約者回線の割引額の減額を適用するものとします。

ウ 当社は、割引額は利用日数に応じて日割した額を適用します。

エ 当社は、割引額の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、料金表通則5(端数処理)の規定にかかわらず、その端数を切り上げます。

- 6 当社は、限定された期間内に申し込まれたIP通信網契約に限り適用する割引であって当社が別に定めるものの適用を受けた者が、そのメニュー5に係るIP通信網契約の解除があった日から起算して1年未満の間に、メニュー5に係るIP通信網契約の申込みを行ったと当社が認める場合(その申込みに係る契約者回線の終端の場所がその解除に係る契約者回線の終端の場所と同一となる場合とします。)は、この附則の第3項、第4項、第5項及び第17項の規定を適用しません。

(メニュー5の移転に係る工事費の割引)

- 7 平成26年12月1日から平成27年1月31日までの間にメニュー5(メニュー5-1のプラン3-1に係るもの又はメニュー5-2のもの)に限り適用します。以下この項において「割引対象サービス」といいます。)に係るIP通信網契約者からその契約者回線(料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用を受けている契約者回線を除きます。)又は当社が提供する端末設備(配線設備多重装置に限り適用します。以下この項において同じとします。)の移転の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成27年7月31日までに当社がその契約者回線又は当社が提供する端末設備の移転の工事を行ったとき(その工事と同時に割引対象サービス以外の品目等への変更があったとき又は当社が別に定める場合を除きます。)は、その契約者回線又は当社が提供する端末設備の移転に係る基本工事費(基本額の部分に限り適用します。)交換機等工事費、回線終端装置工事費及び機器工事費(配線設備多重装置に係るものに限り適用します。)について、料金表第2表第2の2-5に規定する額に代えて、それぞれ0円を適用します。

(メニュー5の品目等の変更に係る工事費の割引)

- 8 平成26年12月1日から平成27年1月31日までの間に次に掲げるIP通信網サービスの品目等の変更の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成27年7月31日までにその変更の工事(契約者回線の移転の工事を伴うものを除きます。)を行ったときは、品目等の変更に係る基本工事費(基本額の部分に限り適用します。)交換機等工事費、回線終端装置工事費及び機器工事費(配線設備多重装置に係るものに限り適用します。)について、料金表第2表第2の2-5に規定する額に代えて、それぞれ0円を適用します。

- (1) メニュー5-1(通信の態様による細目がプラン3のものであって、料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用を受けていないもの)に限り適用します。)のものに係るIP通信網サービスから、メニュー5-2のものに係るIP通信網サービスへの品目等の変更

- (2) メニュー 5 における提供の形態による細目が - 2 型の I P 通信網サービスから、メニュー 5 - 1 における提供の形態による細目が - 1 型 (通信の態様による細目がプラン 4 又はプラン 5 のものを除きます。)のもの又はメニュー 5 - 2 (提供の形態による細目が - 2 型のものを除きます。)のものに係る I P 通信網サービスへの品目等の変更
- (3) メニュー 5 - 1 (提供の形態による細目が 型又は - 1 型のものであって、通信の態様による細目がプラン 3 のものに限ります。)のもの又はメニュー 5 - 2 (提供の形態による細目が - 2 型のものを除きます。)のものに係る I P 通信網サービスから、メニュー 5 における提供の形態による細目が - 2 型のものに係る I P 通信網サービスへの品目等の変更
- 9 当社は、限定された期間内に申し込まれた I P 通信網契約に限り適用する割引であって当社が別に定めるものの適用 (メニュー 5 における提供の形態による細目が - 2 型のものへの品目等の変更の工事に係るもの又はその変更と同時の移転の工事に係るものに限ります。)を受けた者が、その契約者回線について、平成26年12月1日から平成27年1月31日までの間に品目等の変更の請求 (メニュー 5 における提供の形態による細目が - 2 型のものへの品目等の変更に係るものに限ります。)を行ったと当社が認める場合は、その品目等の変更に係る基本工事費、交換機等工事費、回線終端装置工事費及び機器工事費について、この附則の第 8 項の規定を適用しません。
- 10 平成26年12月1日から平成27年1月31日までの間に次に掲げる I P 通信網サービスの品目等の変更のみの請求 (その品目等の変更と同時に工事 (交換機等工事のみの場合に限ります。)を要する請求がある場合を含み、その品目等の変更と同時に I P 通信網サービス契約約款以外の当社が定める契約約款等に規定する工事 (当社が別に定める場合を除きます。)を要する請求がある場合を除きます。)があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成27年7月31日までにその変更のみの工事 (その品目等の変更と同時に工事 (交換機等工事のみの場合に限ります。)を行う場合を含み、その品目等の変更の工事と同時に I P 通信網サービス契約約款以外の当社が定める契約約款等に規定する工事 (当社が別に定める場合を除きます。)を行うものを除きます。)があった場合は、品目等の変更に係る基本工事費 (基本額の部分に限ります。)及び交換機等工事費について、料金表第 2 表第 2 の 2 - 5 に規定する額にかかわらず、1,000 円を、品目等の変更に係る回線終端装置工事費及び機器工事費 (配線設備多重装置に係るものに限ります。)について、料金表第 2 表第 2 の 2 - 5 に規定する額にかかわらず、0 円を適用します。
- (1) メニュー 5 - 1 の100Mb/sの品目のものにおけるプラン 3 - 1 のものであって、提供の形態による細目が - 1 型のものに係る I P 通信網サービスから、メニュー 5 - 1 の200Mb/sのものに係る I P 通信網サービス(その I P 通信網サービスの品目等の変更と同時に料金表第 1 表第 1 類第 1 の 1(9)に規定する学校に限定した割引の適用の開始があった場合を除きます。)への品目等の変更
- (2) メニュー 5 - 2 の100Mb/sの品目のものにおける契約者回線の態様による細目がグレード 1 - 1 のものであって、提供の形態による細目が - 1 型のものに係る I P 通信網サービスから、メニュー 5 - 2 の200Mb/sのものに係る I P 通信網サービスへの品目等の変更
(その他の工事費の割引)
- 11 平成26年12月1日から平成27年1月31日までの間に次に掲げる I P 通信網サービスの申込み又は利用の請求があり、当社がその申込み又は請求を承諾した場合であって、平成27年7月31日までにその I P 通信網サービスの提供又は利用を開始した場合は、その I P 通信網サービスの提供又は利用の開始に係る基本工事費及び交換機等工事費について、料金表第 2 表第 2 の 2 - 5 又は 2 - 7 に規定する額に代えて、それぞれ 0 円を適用します。
- (1) メニュー 7 に係る I P 通信網サービス

(2) 無線アクセス機能

- 12 当社は、限定された期間内に申し込まれた I P 通信網契約に限り適用する割引であって当社が別に定めるものの適用を受けた者が、平成26年12月1日から平成27年1月31日までの間にその契約者回線等について無線アクセス機能の利用の請求を行ったと当社が認める場合は、その無線アクセス機能の利用の開始に係る基本工事費及び交換機等工事費について、この附則の第11項の規定を適用しません。
(その他の利用料金の割引等)
- 13 平成26年12月1日から平成27年1月31日までの間にメニュー5-1の1Gb/sの品目のものにおけるプラン3-1に係るものであって無線LAN対応型ルータ機能付回線接続装置の基本装置の提供を受けるもの又はメニュー5-2の1Gb/sの品目のものであって無線LAN対応型ルータ機能付回線接続装置の基本装置の提供を受けるものに係る I P 通信網契約者から無線アクセス機能の利用の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成27年7月31日までにその機能の提供を開始した場合は、その機能の提供を開始した日から起算して2か月間の利用料金(無線アクセス機能に係るものに限り、)について、料金表第1表第1類第1の2-9に規定する額に代えて0円を適用します。
- 14 当社は、限定された期間内に申し込まれた I P 通信網契約に限り適用する割引であって当社が別に定めるものの適用を受けた者が、平成26年12月1日から平成27年1月31日までの間にその契約者回線について無線アクセス機能の請求を行ったと当社が認める場合は、その利用料金について、この附則の第13項の規定を適用しません。
- 15 平成26年12月1日から平成27年1月31日までの間に符号蓄積機能の利用の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成27年7月31日までにその機能の提供を開始した場合は、その機能の提供を開始した日を含む料金月の翌料金月の利用料金(加算額を除きます。)について、料金表第1表第1類第1の2-9に規定する額に代えて0円を適用します。
- 16 当社は、限定された期間内に申し込まれた I P 通信網契約に限り適用する割引であって当社が別に定めるものの適用を受けた者が、平成26年12月1日から平成27年1月31日までの間にその契約者回線について符号蓄積機能の請求を行ったと当社が認める場合は、その利用料金(加算額を除きます。)について、この附則の第15項の規定を適用しません。
- 17 平成26年12月1日から平成27年1月31日までの間にメニュー5-1の1Gb/sの品目のものにおけるプラン3-1のもの又はメニュー5-2の1Gb/sの品目のものに係る I P 通信網契約(この附則の第3項又は第4項に規定する割引の適用を受けるものであって、料金表第1表第1類第1の1(10)に規定する長期継続利用の申出に係る利用料金の割引の適用を受けるものに限り、)の申込みと同時に I P 通信網契約者から無線LAN対応型ルータ機能付回線接続装置(基本装置に限り、以下この項及び第18項において同じとします。)の利用の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成27年7月31日までにその I P 通信網サービスの提供を開始した場合は、提供を開始した日から起算して30か月間(以下この項及び第18項において「割引対象期間」といいます。)における無線LAN対応型ルータ機能付回線接続装置に係る利用料金について、次に掲げる額(以下この項において「割引額」といいます。)を減額して適用します。
- (1) メニュー5-1の1Gb/sの品目のものにおけるプラン3-1に係るものは、300円(税込価格 324円)
- (2) メニュー5-2の1Gb/sの品目のものに係るものは、200円(税込価格 216円)
- (注1) 当社は、利用日数に応じた日割の計算をする場合は、2-5-1(利用料)(1)に規定するメニュー5-1の1Gb/sの品目のものにおけるプラン3-1のもの又はメニュー5-2の1Gb/sの品目のものに係る基本料に2-5-2(加算額)(5)に規定する端末設備(無線LAN対応型ルータ機能付回線接続装置の基本装置に限り、)

す。)に係る機器利用料を合算した利用料金を日割した額から、本項(1)又は(2)に規定する額を日割した額を減額します。

(注2) 当社は、割引額の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、料金表通則5(端数処理)の規定にかかわらず、その端数を切り上げます。

- 18 前項の場合において、当社は、その無線LAN対応型ルータ機能付回線接続装置の割引対象期間について、割引対象期間内に廃止があった場合は、その廃止があった日以降の期間を含むものとします。

この場合において、当社は、その無線LAN対応型ルータ機能付回線接続装置の再設置があった場合は、再設置があった日から前項に規定する無線LAN対応型ルータ機能付回線接続装置の利用料金を適用するものとします。

- 19 平成26年12月1日から平成27年1月31日までの間にメニュー5に係るIP通信網契約(以下この項において「主契約」といいます。)の申込みと同時にIP通信網契約者から無線アクセス認証機能対応型無線LAN対応ルータ装置における型のもの(基本装置に限ります。以下この項において同じとします。)の利用の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成27年7月31日までにその主契約に係るIP通信網サービスの提供を開始した場合は、その無線アクセス認証機能対応型無線LAN対応ルータ装置に係る利用料金については料金表第1表第1類第1の2-5に規定する額に代えて0円を適用します。

ただし、平成28年4月1日以降の日にその無線アクセス認証機能対応型無線LAN対応ルータ装置の故障等によりその無線アクセス認証機能対応型無線LAN対応ルータ装置の交換があった場合は、交換があった日以降の期間についてはこの限りではありません。

附 則(平成27年1月28日東経企営第14-166号)

この改正規定は、平成27年2月1日から実施します。

附 則(平成27年1月28日東経企営第14-167号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成27年2月1日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
(メニュー5に係る利用料金の割引)
- 3 当社は、契約の申込者から申出があったときは、次のとおり規定する利用料金の割引を適用します。

(1) 定義等

ア 「利用料金の割引」とは、メニュー5-1のものであって、提供の形態による細目が-2型のもの(以下この項において「割引対象サービス」といいます。)に係るIP通信網契約の申込者の申出により、本項のイに規定する期間(以下この項において「割引対象期間」といいます。)におけるメニュー5に係るIP通信網サービスの利用料金(料金表第1表第1類第1(臨時IP通信網契約以外の契約に関するもの)2(料金額)の2-5(メニュー5に関する利用料金)に規定する利用料(基本料に係る部分に限ります。)に限ります。以下この項において同じとします。)について、500円(税込価格540円)(以下この項において「割引額」といいます。)を減額して適用することをいいます。

イ 割引対象期間は、そのIP通信網サービスの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月の初日から起算して、23か月後の料金月の末日までとします。

ウ 契約の申込者は、当社がそのIP通信網サービスの提供を開始する日までに、アに規定する利用料金の割引を選択する申出を行っていただきます。

エ この割引の適用を受けるIP通信網契約に係る契約者回線は、平成27年9月30日までに当社がその提供を開始したものに限りします。

(2) 承諾

当社は、割引対象サービスに係る I P 通信網契約の申込者からこの割引を選択する申出があったときは、その申出のあった I P 通信網契約が次の各号に該当するものである場合に限り、これを承諾します。

ア その I P 通信網サービスの提供開始と同時に料金表第 1 表第 1 類第 1 の 1(9)に規定する学校に限定した割引の適用を受けないもの

イ 平成27年 2 月 1 日から平成27年 3 月31日までの間に申込みがあったもの

(3) 割引の適用

ア 当社は、その契約者回線について、割引対象期間内に割引対象サービス以外の品目等への変更があった場合は、その変更があった日以降の期間についてはこの割引額の減額を適用しません。この場合において、その契約者回線に係る割引対象期間については、その変更があった日以降の期間を含むものとします。

イ 当社は、その契約者回線について、割引対象期間内にアに規定するところにより割引対象サービス以外の品目等への変更があった後に割引対象サービスの品目等への再変更があった場合は、再変更があった日から再変更後の契約者回線の割引額の減額を適用するものとします。

ウ 当社は、割引額は利用日数に応じて日割した額を適用します。

エ 当社は、割引額の計算において、その計算結果に 1 円未満の端数が生じた場合は、料金表通則 5 (端数処理)の規定にかかわらず、その端数を切り上げます。

- 4 当社は、限定された期間内に申し込まれた I P 通信網契約に限り適用する割引であって当社が別に定めるものの適用を受けた者が、そのメニュー 5 に係る I P 通信網契約の解除があった日から起算して 1 年未満の間に、メニュー 5 に係る I P 通信網契約の申込みを行ったと当社が認める場合(その申込みに係る契約者回線の終端の場所がその解除に係る契約者回線の終端の場所と同一となる場合とします。)は、この附則の第 3 項の規定を適用しません。

(メニュー 5 の設置、移転又は品目等の変更に係る工事費の割引)

- 5 当社は、契約の申込者から、申出があったときは、次のとおり規定する選択制による工事費の割引を適用します。

(1) 定義等

ア 「工事費の割引」とは、メニュー 5 に係る I P 通信網契約の申込者又は I P 通信網契約者(以下この項において「I P 通信網契約者等」といいます。)の選択により、その契約者回線の設置、移転(当社が別に定める場合を除きます。)品目等の変更(契約者回線の移転の工事を伴うものを除きます。)無線 LAN 対応型ルータ機能付回線接続装置(基本装置に限ります。)の設置若しくは廃止(契約者回線の移転の工事を伴うものを除きます。)又は当社が提供する端末設備(配線設備多重装置に限ります。以下この項において同じとします。)の移転に関する工事(以下この項において「割引対象工事」といいます。)の費用について、料金表第 2 表第 2 の 2 - 5 に規定する工事費の合計額から次に掲げる額を減額して適用することをいいます。

(ア) メニュー 5 - 1 における割引対象工事について、屋内配線設備の部分に係る工事を伴うものに係る工事の場合は、6,000円(税込価格 6,480円)

(イ) メニュー 5 - 2 における割引対象工事について、屋内配線設備の部分に係る工事を伴うもの又は配線設備多重装置の設置若しくは移転を伴うものに係る工事の場合は、9,000円(税込価格 9,720円)

(ウ) (ア)及び(イ)以外の場合は、2,000円(税込価格 2,160円)

イ I P 通信網契約者等は、割引対象工事を行う日までに、アに規定する工事費の割引を選択する申出を行っていただきます。

ウ この割引の適用を受けるものは、平成27年 9 月30日までに割引対象工事を行ったものに限ります。

(2) 承諾

当社は、この割引を選択する申出があったときは、その申出のあった I P 通信網契約が次の各号に該当するものである場合に限り、これを承諾します。

ア その割引対象工事に係る基本工事費及び交換機等工事費の合計額が2,000円(税込価格 2,160円)とならないもの

イ その契約者回線に係る割引対象工事を行う日に料金表第 1 表第 1 類第 1 の 1 (9) に規定する学校に限定した割引の適用を受けていないもの

ウ 平成27年 2 月 1 日から平成27年 3 月31日までの間に申込みがあったもの

(3) 割引の適用

ア 品目等の変更に関する工事において、この附則の第 8 項の適用を受ける場合は、この割引を適用しません。

イ 無線 LAN 対応型ルータ機能付回線接続装置の廃止に関する工事において、当社が別に定めるものの適用を受ける場合は、この割引を適用しません。

6 当社は、限定された期間内に申し込まれた I P 通信網契約に限り適用する割引であって当社が別に定めるものの適用を受けた者が、そのメニュー 5 に係る I P 通信網契約の解除があった日から起算して 1 年未満の間に、メニュー 5 に係る I P 通信網契約の申込みを行ったと当社が認める場合(その申込みに係る契約者回線の終端の場所がその解除に係る契約者回線の終端の場所と同一となる場合とします。)は、この附則の第 5 項に規定するメニュー 5 の設置に係る工事費の割引を適用しません。

(メニュー 5 の移転に係る工事費の割引)

7 平成27年 2 月 1 日から平成27年 3 月31日までの間にメニュー 5 (メニュー 5 - 1 のプラン 3 - 1 に係るもの又はメニュー 5 - 2 のもの)に限り適用します。以下この項において「割引対象サービス」といいます。)に係る I P 通信網契約者からその契約者回線(料金表第 1 表第 1 類第 1 の 1 (9) に規定する学校に限定した割引の適用を受けている契約者回線を除きます。)又は当社が提供する端末設備(配線設備多重装置に限り適用します。以下この項において同じとします。)の移転の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成27年 9 月30日までに当社がその契約者回線又は当社が提供する端末設備の移転の工事を行ったとき(その工事と同時に割引対象サービス以外の品目等への変更があったとき、その工事に係る基本工事費及び交換機等工事費の合計額が2,000円(税込価格 2,160円)となる場合又は当社が別に定める場合を除きます。)は、その契約者回線又は当社が提供する端末設備の移転に係る工事費の合計額について、この附則の第 5 項に規定する割引を適用した額から、次に掲げる額を減額して適用します。

(1) メニュー 5 - 1 のものに係る工事について、屋内配線設備の部分に係る工事を伴うものに係る工事の場合は、9,000円(税込価格 9,720円)

(2) メニュー 5 - 2 のものに係る工事について、屋内配線設備の部分に係る工事を伴うもの又は配線設備多重装置の移転を伴うものに係る工事の場合は、7,500円(税込価格 8,100円)

(3) (1)及び(2)以外の場合は、1,100円(税込価格 1,188円)

(メニュー 5 の品目等の変更に係る工事費の割引)

8 平成27年 2 月 1 日から平成27年 3 月31日までの間にメニュー 5 - 1 (提供の形態による細目が 型又は - 1 型のものであって、通信の態様による細目がプラン 3 のものに限り適用します。)のもの又はメニュー 5 - 2 (提供の形態による細目が - 2 型のものを除きます。)のものに係る I P 通信網サービスから、メニュー 5 における提供の形態による細目が - 2 型のものに係る I P 通信網サービスへの品目等の変更の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成27年 9 月30日までにその変更の工事(契約者回線の移転の工事を伴うものを除きます。)を行ったときは、品目等の変更に係る基本工事費(基本額の部分に限り適用します。) 交換機等工事費、回線終端装置工事費及び機器工事費(配線設備多重装置に係るものに限り適用します。)について、料金表第 2 表第 2 の 2 - 5 に規定する額に代えて、それぞれ 0 円を適用します。

- 9 当社は、限定された期間内に申し込まれた I P 通信網契約に限り適用する割引であって当社が別に定めるものの適用（メニュー 5 における提供の形態による細目が - 2 型のものへの品目等の変更の工事に係るもの又はその変更と同時の移転の工事に係るものに限り。）を受けた者が、その契約者回線について、平成27年2月1日から平成27年3月31日までの間に品目等の変更の請求（メニュー 5 における提供の形態による細目が - 2 型のものへの品目等の変更に係るものに限り。）を行ったと当社が認める場合は、その品目等の変更に係る基本工事費、交換機等工事費、回線終端装置工事費及び機器工事費について、この附則の第 8 項の規定を適用しません。
- 10 平成27年2月1日から平成27年3月31日までの間に符号蓄積機能の利用の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成27年9月30日までにその機能の提供を開始した場合は、その機能の提供を開始した日を含む料金月の翌料金月の利用料金（加算額を除きます。）について、料金表第 1 表第 1 類第 1 の 2 - 9 に規定する額に代えて 0 円を適用します。
- 11 当社は、限定された期間内に申し込まれた I P 通信網契約に限り適用する割引であって当社が別に定めるものの適用を受けた者が、平成27年2月1日から平成27年3月31日までの間にその契約者回線について符号蓄積機能の請求を行ったと当社が認める場合は、その利用料金（加算額を除きます。）について、この附則の第10項の規定を適用しません。
- 12 平成27年2月1日から平成27年3月31日までの間にメニュー 5 - 1 の 1 Gb/s の品目のものにおけるプラン 3 - 1 のもの又はメニュー 5 - 2 の 1 Gb/s の品目のものに係る I P 通信網契約（料金表第 1 表第 1 類第 1 の 1 ⑩に規定する長期継続利用の申出に係る利用料金の割引の適用を受けるものに限り。）の申込みと同時に I P 通信網契約者から無線 L A N 対応型ルータ機能付回線接続装置（基本装置に限り。以下この項及び第13項において同じとします。）の利用の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成27年9月30日までにその I P 通信網サービスの提供を開始した場合は、提供を開始した日から起算して30か月間（以下この項及び第13項において「割引対象期間」といいます。）における無線 L A N 対応型ルータ機能付回線接続装置に係る利用料金について、次に掲げる額（以下この項において「割引額」といいます。）を減額して適用します。
- (1) メニュー 5 - 1 の 1 Gb/s の品目のものにおけるプラン 3 - 1 に係るものは、300 円(税込価格 324円)
- (2) メニュー 5 - 2 の 1 Gb/s の品目のものに係るものは、200円(税込価格 216円)
- (注 1) 当社は、割引額の計算において、2 - 5 - 1 (利用料) (1)に規定する基本料に 2 - 5 - 2 (加算額) (5)に規定する端末設備（無線 L A N 対応型ルータ機能付回線接続装置の基本装置に限り。）に係る機器利用料を合算した利用料金から、本項 (1)又は(2)に規定する額を利用日数に応じて日割した額を減額して適用します。
- (注 2) 当社は、割引額の計算において、その計算結果に 1 円未満の端数が生じた場合は、料金表通則 5 (端数処理) の規定にかかわらず、その端数を切り上げます。
- 13 前項の場合において、当社は、その無線 L A N 対応型ルータ機能付回線接続装置の割引対象期間について、割引対象期間内に廃止があった場合は、その廃止があった日以降の期間を含むものとします。
- この場合において、当社は、その無線 L A N 対応型ルータ機能付回線接続装置の再設置があった場合は、再設置があった日から前項に規定する無線 L A N 対応型ルータ機能付回線接続装置の利用料金を適用するものとします。
- 14 当社は、限定された期間内に申し込まれた I P 通信網契約に限り適用する割引であって当社が別に定めるものの適用を受けた者が、そのメニュー 5 に係る I P 通信網契約の解除があった日から起算して 1 年未満の間に、メニュー 5 に係る I P 通信網契約の申込みを行ったと当社が認める場合（その申込みに係る契約者回線の終端の場所がその解除に係る契約者回線の終端の場所と同一となる場合とします。）は、この附則の

第12項の規定を適用しません。

附 則（平成27年 1月28日東経企管第14 - 168号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成27年 2月 1日から実施します。
- （経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
 - 3 平成27年 2月 1日から平成27年 3月31日までの間にメニュー 5の無線LAN対応型ルータ機能付回線接続装置(基本装置に限ります。以下この項において同じとします。)の提供を受けるIP通信網契約者(平成26年11月30日までにその無線LAN対応型ルータ機能付回線接続装置を提供したものに限ります。)から、その無線LAN対応型ルータ機能付回線接続装置の廃止の請求(品目等の変更又は移転を伴うものを除きます。)があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成27年 9月30日までにその廃止に関する工事があった場合は、その廃止の工事に係る基本工事費(基本額の部分に限ります。) 交換機等工事費、回線終端装置工事費及び機器工事費(無線LAN対応型ルータ機能付回線接続装置に係るものに限ります。)について、料金表第 2表第 2の 2 - 5に規定する額に代えて、それぞれ 0円を適用します。

附 則（平成27年 3月26日東経企管第14 - 212号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成27年 3月27日から実施します。
- （契約に関する経過措置）
- 2 当社は、この改正規定実施の日において、この約款の改正前の規定により提供している販売時点管理機能を終了することとします。
ただし、当社は、この改正規定実施の際現に、この約款の改正前の規定により提供している販売時点管理機能は、この改正規定実施の日において、この改正規定の規定により当社が別に定める契約を締結したものとみなして取り扱います。
- （料金等の支払い等に関する経過措置）
- 3 この改正規定実施前に、この約款の改正前の規定により支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- （損害賠償に関する経過措置）
- 4 この改正規定実施前に、この約款の改正前の規定によりその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。
- （この改正規定実施前に行った手続きの効力等）
- 5 この改正規定実施前に、この約款の改正前の規定により行った手続きその他の行為は、改正前のこの約款の規定に基づいて行ったものとみなします。

附 則（平成27年 3月30日東経企管第14 - 222号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成27年 4月 1日から実施します。
- （経過措置）
- 2 当社は、この改正規定実施前にメニュー 5に係るIP通信網契約の申込みがあったときは、この改正規定実施前の工事費の額を適用します。

附 則（平成27年 3月31日東経企管第14 - 225号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成27年 4月 1日から実施します。
- （経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(メニュー5に係る利用料金の割引)

3 当社は、契約の申込者から申出があったときは、次のとおり規定する利用料金の割引を適用します。

(1) 定義等

ア 「利用料金の割引」とは、メニュー5-1のものであって、提供の形態による細目が - 2型のもの(以下この項において「割引対象サービス」といいます。)に係るIP通信網契約の申込者の申出により、本項のイに規定する期間(以下この項において「割引対象期間」といいます。)におけるメニュー5に係るIP通信網サービスの利用料金(料金表第1表第1類第1(臨時IP通信網契約以外の契約に関するもの)2(料金額)の2-5(メニュー5に関する利用料金)に規定する利用料(基本料に係る部分に限ります。)に限ります。以下この項において同じとします。)について、500円(税込価格540円)(以下この項において「割引額」といいます。)を減額して適用することをいいます。

イ 割引対象期間は、そのIP通信網サービスの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月の初日から起算して、23か月後の料金月の末日までとします。

ウ 契約の申込者は、当社がそのIP通信網サービスの提供を開始する日までに、アに規定する利用料金の割引を選択する申出を行っていただきます。

エ この割引の適用を受けるIP通信網契約に係る契約者回線は、平成28年1月31日までに当社がその提供を開始したものに限りします。

(2) 承諾

当社は、割引対象サービスに係るIP通信網契約の申込者からこの割引を選択する申出があったときは、その申出のあったIP通信網契約が次の各号に該当するものである場合に限り、これを承諾します。

ア そのIP通信網サービスの提供開始と同時に料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用を受けないもの

イ 平成27年4月1日から平成27年7月31日までの間に申込みがあったもの

(3) 割引の適用

ア 当社は、その契約者回線について、割引対象期間内に割引対象サービス以外の品目等への変更があった場合は、その変更があった日以降の期間についてはこの割引額の減額を適用しません。この場合において、その契約者回線に係る割引対象期間については、その変更があった日以降の期間を含むものとします。

イ 当社は、その契約者回線について、割引対象期間内にアに規定するところにより割引対象サービス以外の品目等への変更があった後に割引対象サービスの品目等への再変更があった場合は、再変更があった日から再変更後の契約者回線の割引額の減額を適用するものとします。

ウ 当社は、割引額は利用日数に応じて日割した額を適用します。

エ 当社は、割引額の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、料金表通則5(端数処理)の規定にかかわらず、その端数を切り上げます。

4 当社は、限定された期間内に申し込まれたIP通信網契約に限り適用する割引であって当社が別に定めるものの適用を受けた者が、そのメニュー5に係るIP通信網契約の解除があった日から起算して1年未満の間に、メニュー5に係るIP通信網契約の申込みを行ったと当社が認める場合(その申込みに係る契約者回線の終端の場所がその解除に係る契約者回線の終端の場所と同一となる場合とします。)は、この附則の第3項の規定を適用しません。

(メニュー5の移転に係る工事費の割引)

5 平成27年4月1日から平成27年7月31日までの間にメニュー5(メニュー5-1のプラン3-1に係るもの又はメニュー5-2のもの)に限ります。以下この項において「割引対象サービス」といいます。)に係るIP通信網契約者からその契約者回線(料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用を受けている契約

者回線を除きます。)又は当社が提供する端末設備(配線設備多重装置に限ります。以下この項において同じとします。)の移転の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成28年1月31日までに当社がその契約者回線又は当社が提供する端末設備の移転の工事を行ったとき(その工事と同時に割引対象サービス以外の品目等への変更があったとき、その工事に係る基本工事費及び交換機等工事費の合計額が2,000円(税込価格 2,160円)となる場合又は当社が別に定める場合を除きます。)は、その契約者回線又は当社が提供する端末設備の移転に係る工事の費用について、料金表第2表第2の2-5に規定する工事費の合計額から、次に掲げる額を減額して適用します。

- (1) メニュー5-1のものに係る工事について、屋内配線設備の部分に係る工事を伴うものに係る工事の場合は、9,000円(税込価格 9,720円)
- (2) メニュー5-2のものに係る工事について、屋内配線設備の部分に係る工事を伴うもの又は配線設備多重装置の移転を伴うものに係る工事の場合は、7,500円(税込価格 8,100円)
- (3) (1)及び(2)以外の場合は、1,100円(税込価格 1,188円)
(メニュー5の品目等の変更に係る工事費の割引)

6 平成27年4月1日から平成27年7月31日までの間に次に掲げるIP通信網サービスの品目等の変更の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成28年1月31日までにその変更の工事(契約者回線の移転の工事を伴うものを除きます。)を行ったときは、品目等の変更に係る基本工事費(基本額の部分に限ります。)交換機等工事費、回線終端装置工事費及び機器工事費(配線設備多重装置に係るものに限ります。)について、料金表第2表第2の2-5に規定する額に代えて、それぞれ0円を適用します。

- (1) メニュー5-1(提供の形態による細目が -1型のものであって、通信の態様による細目がプラン3のものに限ります。)のものに係るIP通信網サービスから、メニュー5-1における提供の形態による細目が -2型のものに係るIP通信網サービスへの品目等の変更
- (2) メニュー5-2(提供の形態による細目が -2型のを除きます。)のものに係るIP通信網サービスから、メニュー5-2における提供の形態による細目が -2型のものに係るIP通信網サービスへの品目等の変更

7 当社は、限定された期間内に申し込まれたIP通信網契約に限り適用する割引であって当社が別に定めるものの適用(メニュー5における提供の形態による細目が -2型のものへの品目等の変更の工事に係るもの又はその変更と同時の移転の工事に係るものに限ります。)を受けた者が、その契約者回線について、平成27年4月1日から平成27年7月31日までの間に品目等の変更の請求(メニュー5における提供の形態による細目が -2型のものへの品目等の変更に係るものに限ります。)を行ったと当社が認める場合は、その品目等の変更に係る基本工事費、交換機等工事費、回線終端装置工事費及び機器工事費について、この附則の第6項の規定を適用しません。

8 平成27年4月1日から平成27年7月31日までの間にメニュー5-1の1Gb/sの品目のものにおけるプラン3-1のもの又はメニュー5-2の1Gb/sの品目のものに係るIP通信網契約(料金表第1表第1類第1の1(10)に規定する長期継続利用の申出に係る利用料金の割引の適用を受けるものに限ります。)の申込みと同時にIP通信網契約者から無線LAN対応型ルータ機能付回線接続装置(基本装置に限ります。以下この項及び第9項において同じとします。)の利用の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成28年1月31日までにそのIP通信網サービスの提供を開始した場合は、提供を開始した日から起算して30か月間(以下この項及び第9項において「割引対象期間」といいます。)における無線LAN対応型ルータ機能付回線接続装置に係る利用料金について、次に掲げる額(以下この項において「割引額」といいます。)を減額して適用します。

- (1) メニュー 5 - 1 の 1 Gb/s の品目のものにおけるプラン 3 - 1 に係るものは、300 円 (税込価格 324 円)
- (2) メニュー 5 - 2 の 1 Gb/s の品目のものに係るものは、200 円 (税込価格 216 円)
- (注 1) 当社は、割引額の計算において、2 - 5 - 1 (利用料) (1) に規定する基本料に 2 - 5 - 2 (加算額) (5) に規定する端末設備 (無線 LAN 対応型ルータ機能付回線接続装置の基本装置に限ります。) に係る機器利用料を合算した利用料金から、本項 (1) 又は (2) に規定する額を利用日数に応じて日割した額を減額して適用します。
- (注 2) 当社は、割引額の計算において、その計算結果に 1 円未満の端数が生じた場合は、料金表通則 5 (端数処理) の規定にかかわらず、その端数を切り上げます。
- 9 前項の場合において、当社は、その無線 LAN 対応型ルータ機能付回線接続装置の割引対象期間について、割引対象期間内に廃止があった場合は、その廃止があった日以降の期間を含むものとします。
- この場合において、当社は、その無線 LAN 対応型ルータ機能付回線接続装置の再設置があった場合は、再設置があった日から前項に規定する無線 LAN 対応型ルータ機能付回線接続装置の利用料金を適用するものとします。
- 10 当社は、限定された期間内に申し込まれた IP 通信網契約に限り適用する割引であって当社が別に定めるものの適用を受けた者が、そのメニュー 5 に係る IP 通信網契約の解除があった日から起算して 1 年未満の間に、メニュー 5 に係る IP 通信網契約の申込みを行ったと当社が認める場合 (その申込みに係る契約者回線の終端の場所がその解除に係る契約者回線の終端の場所と同一となる場合とします。) は、この附則の第 8 項の規定を適用しません。

附 則 (平成 27 年 4 月 14 日東経企営第 15 - 005 号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 27 年 4 月 15 日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
(その他)
- 3 東経企営第 14 - 104 号 (平成 26 年 9 月 30 日) の附則第 17 項及び第 18 項 (その他の利用料金の割引等) 中「の利用料金」を「の利用料金 (加算額を除きます。)」に改めます。
- 4 東経企営第 14 - 134 号 (平成 26 年 11 月 28 日) の附則第 15 項及び第 16 項 (その他の利用料金の割引等) 中「の利用料金」を「の利用料金 (加算額を除きます。)」に改めます。
- 5 東経企営第 14 - 167 号 (平成 27 年 1 月 28 日) の附則第 10 項及び第 11 項 (その他の利用料金の割引等) 中「の利用料金」を「の利用料金 (加算額を除きます。)」に改めます。

附 則 (平成 27 年 4 月 17 日東経企営第 15 - 010 号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 27 年 4 月 20 日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則 (平成 27 年 5 月 11 日東経企営第 15 - 018 号)

この改正規定は、平成 27 年 5 月 12 日から実施します。

附 則 (平成 27 年 6 月 18 日東経企営第 15 - 055 号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 27 年 7 月 1 日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務 (延滞利息を除きます。) については、第 45 条 (延滞利息) に係る改正規定を除きなお従前のとおりとし、この改正規定実施前に支払い又は支払わなけれ

ばならなかった電気通信サービスの延滞利息については、なお従前のとおりとします。

3 この改正規定実施の際現に、この約款の附則に定めるところによりなお従前のとおり提供することとしている電気通信サービスの延滞利息に係る取り扱いについては、改正前の規定にかかわらず、改正後の第45条（延滞利息）の規定を適用します。

附 則（平成27年6月18日東経企第15 - 056号）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成27年7月1日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則（平成27年7月22日東経企第15 - 77号）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成27年8月1日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（メニュー5に係る利用料金の割引）

3 当社は、契約の申込者から申出があったときは、次のとおり規定する利用料金の割引を適用します。

(1) 定義等

ア 「利用料金の割引」とは、メニュー5 - 1のものであって、提供の形態による細目が - 2 - 1型のもの（以下この項において「割引対象サービス」といいます。）に係るIP通信網契約の申込者の申出により、本項のイに規定する期間（以下この項において「割引対象期間」といいます。）におけるメニュー5に係るIP通信網サービスの利用料金（料金表第1表第1類第1（臨時IP通信網契約以外の契約に関するもの）2（料金額）の2 - 5（メニュー5に関する利用料金）に規定する利用料（基本料に係る部分に限ります。）に限ります。以下この項において同じとします。）について、500円（税込価格540円）（以下この項において「割引額」といいます。）を減額して適用することをいいます。

イ 割引対象期間は、そのIP通信網サービスの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月の初日から起算して、23か月後の料金月の末日までとします。

ウ 契約の申込者は、当社がそのIP通信網サービスの提供を開始する日までに、アに規定する利用料金の割引を選択する申出を行っていただきます。

エ この割引の適用を受けるIP通信網契約に係る契約者回線は、平成28年3月31日までに当社がその提供を開始したものに限り、これを承諾します。

(2) 承諾

当社は、割引対象サービスに係るIP通信網契約の申込者からこの割引を選択する申出があったときは、その申出のあったIP通信網契約が次の各号に該当するものである場合に限り、これを承諾します。

ア そのIP通信網サービスの提供開始と同時に料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用を受けないもの

イ 平成27年8月1日から平成27年9月30日までの間に申込みがあったもの

(3) 割引の適用

ア 当社は、その契約者回線について、割引対象期間内に割引対象サービス以外の品目等への変更があった場合は、その変更があった日以降の期間についてはこの割引額の減額を適用しません。この場合において、その契約者回線に係る割引対象期間については、その変更があった日以降の期間を含むものとします。

イ 当社は、その契約者回線について、割引対象期間内にアに規定するところにより割引対象サービス以外の品目等への変更があった後に割引対象サービスの品目

等への再変更があった場合は、再変更があった日から再変更後の契約者回線の割引額の減額を適用するものとします。

ウ 当社は、割引額は利用日数に応じて日割した額を適用します。

エ 当社は、割引額の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、料金表通則5（端数処理）の規定にかかわらず、その端数を切り上げます。

4 当社は、限定された期間内に申し込まれたIP通信網契約に限り適用する割引であって当社が別に定めるものの適用を受けた者が、そのメニュー5に係るIP通信網契約の解除があった日から起算して1年未満の間に、メニュー5に係るIP通信網契約の申込みを行ったと当社が認める場合（その申込みに係る契約者回線の終端の場所がその解除に係る契約者回線の終端の場所と同一となる場合とします。）は、この附則の第3項の規定を適用しません。

（メニュー5の移転に係る工事費の割引）

5 平成27年8月1日から平成27年9月30日までの間にメニュー5（メニュー5-1のプラン3-1に係るもの又はメニュー5-2のものに限り、以下この項において「割引対象サービス」といいます。）に係るIP通信網契約者からその契約者回線（料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用を受けている契約者回線を除きます。）又は当社が提供する端末設備（配線設備多重装置に限り、以下この項において同じとします。）の移転の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成28年3月31日までに当社がその契約者回線又は当社が提供する端末設備の移転の工事を行ったとき（その工事と同時に割引対象サービス以外の品目等への変更があったとき、その工事に係る基本工事費及び交換機等工事費の合計額が2,000円（税込価格2,160円）となる場合又は当社が別に定める場合を除きます。）は、その契約者回線又は当社が提供する端末設備の移転に係る工事の費用について、料金表第2表第2の2-5に規定する工事費の合計額から、次に掲げる額を減額して適用します。

- (1) メニュー5-1のものに係る工事について、屋内配線設備の部分に係る工事を伴うものに係る工事の場合は、9,000円（税込価格9,720円）
- (2) メニュー5-2のものに係る工事について、屋内配線設備の部分に係る工事を伴うもの又は配線設備多重装置の移転を伴うものに係る工事の場合は、7,500円（税込価格8,100円）
- (3) (1)及び(2)以外の場合は、1,100円（税込価格1,188円）

（メニュー5の品目等の変更に係る工事費の割引）

6 平成27年8月1日から平成27年9月30日までの間に次に掲げるIP通信網サービスの品目等の変更の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成28年3月31日までにその変更の工事（契約者回線の移転の工事を伴うものを除きます。）を行ったときは、品目等の変更に係る基本工事費（基本額の部分に限り、以下この項において「基本額」といいます。）交換機等工事費、回線終端装置工事費及び機器工事費（配線設備多重装置に係るものに限り、以下この項において「基本額以外の工事費」といいます。）について、料金表第2表第2の2-5に規定する額に代えて、それぞれ0円を適用します。

- (1) メニュー5-1（提供の形態による細目が - 1型のものであって、通信の態様による細目がプラン3のものに限り、以下この項において「メニュー5-1」といいます。）のものに係るIP通信網サービスから、メニュー5-1における提供の形態による細目が - 2-1型のものに係るIP通信網サービスへの品目等の変更
- (2) メニュー5-2（提供の形態による細目が - 2-1型のものを除き、以下この項において「メニュー5-2」といいます。）のものに係るIP通信網サービスから、メニュー5-2における提供の形態による細目が - 2-1型のものに係るIP通信網サービスへの品目等の変更

7 当社は、限定された期間内に申し込まれたIP通信網契約に限り適用する割引であって当社が別に定めるものの適用（メニュー5における提供の形態による細目が - 2-1型のものへの品目等の変更の工事に係るもの又はその変更と同時の移転の工事に係るものに限り、以下この項において「メニュー5」といいます。）を受けた者が、その契約者回線について、平成27年8月1日

から平成27年9月30日までの間に品目等の変更の請求(メニュー5における提供の形態による細目が - 2 - 1型のものへの品目等の変更に係るものに限り、)を行ったと当社が認める場合は、その品目等の変更に係る基本工事費、交換機等工事費、回線終端装置工事費及び機器工事費について、この附則の第6項の規定を適用しません。

8 平成27年8月1日から平成27年9月30日までの間にメニュー5-1の1Gb/sの品目のものにおけるプラン3-1のもの又はメニュー5-2の1Gb/sの品目のものに係るIP通信網契約(料金表第1表第1類第1の1(10)に規定する長期継続利用の申出に係る利用料金の割引の適用を受けるものに限り、)の申込みと同時にIP通信網契約者から無線LAN対応型ルータ機能付回線接続装置(基本装置に限り、以下この項及び第9項において同じとします。)の利用の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成28年3月31日までにそのIP通信網サービスの提供を開始した場合は、提供を開始した日から起算して30か月間(以下この項及び第9項において「割引対象期間」といいます。)における無線LAN対応型ルータ機能付回線接続装置に係る利用料金について、次に掲げる額(以下この項において「割引額」といいます。)を減額して適用します。

(1) メニュー5-1の1Gb/sの品目のものにおけるプラン3-1に係るものは、300円(税込価格324円)

(2) メニュー5-2の1Gb/sの品目のものに係るものは、200円(税込価格216円)

(注1) 当社は、割引額の計算において、2-5-1(利用料)(1)に規定する基本料に2-5-2(加算額)(5)に規定する端末設備(無線LAN対応型ルータ機能付回線接続装置の基本装置に限り、)に係る機器利用料を合算した利用料金から、本項(1)又は(2)に規定する額を利用日数に応じて日割した額を減額して適用します。

(注2) 当社は、割引額の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、料金表通則5(端数処理)の規定にかかわらず、その端数を切り上げます。

9 前項の場合において、当社は、その無線LAN対応型ルータ機能付回線接続装置の割引対象期間について、割引対象期間内に廃止があった場合は、その廃止があった日以降の期間を含むものとします。

この場合において、当社は、その無線LAN対応型ルータ機能付回線接続装置の再設置があった場合は、再設置があった日から前項に規定する無線LAN対応型ルータ機能付回線接続装置の利用料金を適用するものとします。

10 当社は、限定された期間内に申し込まれたIP通信網契約に限り適用する割引であって当社が別に定めるものの適用を受けた者が、そのメニュー5に係るIP通信網契約の解除があった日から起算して1年未満の間に、メニュー5に係るIP通信網契約の申込みを行ったと当社が認める場合(その申込みに係る契約者回線の終端の場所がその解除に係る契約者回線の終端の場所と同一となる場合とします。)は、この附則の第8項の規定を適用しません。

附 則(平成27年8月27日東経企管第15-106号)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成27年9月1日から実施します。

(経過措置)

2 当社は、この改正規定実施の日において、この約款の改正前の規定により提供している電子公告表示機能を終了することとします。

ただし、当社は、この改正規定実施の際現に、この約款の改正前の規定により電子公告表示機能が提供されている契約者回線に係るIP通信網契約を締結している者は、この改正規定実施の日において、当社が別に定める契約を締結したものとみなします。

3 この改正規定実施前に、この約款の改正前の規定により支払い又は支払わなければならない電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則（平成27年9月30日東経企第15 - 125号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成27年10月1日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
（メニュー5に係る利用料金の割引）
- 3 当社は、契約の申込者から申出があったときは、次のとおり規定する利用料金の割引を適用します。

(1) 定義等

ア 「利用料金の割引」とは、メニュー5 - 1のものであって、提供の形態による細目が - 2 - 1型のもの（以下この項において「割引対象サービス」といいます。）に係るIP通信網契約の申込者の申出により、本項のイに規定する期間（以下この項において「割引対象期間」といいます。）におけるメニュー5に係るIP通信網サービスの利用料金（料金表第1表第1類第1（臨時IP通信網契約以外の契約に関するもの）2（料金額）の2 - 5（メニュー5に関する利用料金）に規定する利用料（基本料に係る部分に限ります。）に限ります。以下この項において同じとします。）について、500円（税込価格540円）（以下この項において「割引額」といいます。）を減額して適用することをいいます。

イ 割引対象期間は、そのIP通信網サービスの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月の初日から起算して、23か月後の料金月の末日までとします。

ウ 契約の申込者は、当社がそのIP通信網サービスの提供を開始する日までに、アに規定する利用料金の割引を選択する申出を行っていただきます。

エ この割引の適用を受けるIP通信網契約に係る契約者回線は、平成28年6月30日までに当社がその提供を開始したものに限り、これを承諾します。

(2) 承諾

当社は、割引対象サービスに係るIP通信網契約の申込者からこの割引を選択する申出があったときは、その申出のあったIP通信網契約が次の各号に該当するものである場合に限り、これを承諾します。

ア そのIP通信網サービスの提供開始と同時に料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用を受けないもの

イ 平成27年10月1日から平成27年12月31日までの間に申込みがあったもの

(3) 割引の適用

ア 当社は、その契約者回線について、割引対象期間内に割引対象サービス以外の品目等への変更があった場合は、その変更があった日以降の期間についてはこの割引額の減額を適用しません。この場合において、その契約者回線に係る割引対象期間については、その変更があった日以降の期間を含むものとします。

イ 当社は、その契約者回線について、割引対象期間内にアに規定するところにより割引対象サービス以外の品目等への変更があった後に割引対象サービスの品目等への再変更があった場合は、再変更があった日から再変更後の契約者回線の割引額の減額を適用するものとします。

ウ 当社は、割引額は利用日数に応じて日割した額を適用します。

エ 当社は、割引額の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、料金表通則5（端数処理）の規定にかかわらず、その端数を切り上げます。

- 4 当社は、限定された期間内に申し込まれたIP通信網契約に限り適用する割引であって当社が別に定めるものの適用を受けた者が、そのメニュー5に係るIP通信網契約の解除があった日から起算して1年未満の間に、メニュー5に係るIP通信網契約の申込みを行ったと当社が認める場合（その申込みに係る契約者回線の終端の場所がその解除に係る契約者回線の終端の場所と同一となる場合とします。）は、この附則の

第3項の規定を適用しません。

(メニュー5の移転に係る工事費の割引)

- 5 平成27年10月1日から平成27年12月31日までの間にメニュー5(メニュー5-1のプラン3-1に係るもの又はメニュー5-2のものに限り、以下この項において「割引対象サービス」といいます。)に係るIP通信網契約者からその契約者回線(料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用を受けている契約者回線を除きます。)又は当社が提供する端末設備(配線設備多重装置に限り、以下この項において同じとします。)の移転の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成28年6月30日までに当社がその契約者回線又は当社が提供する端末設備の移転の工事を行ったとき(その工事と同時に割引対象サービス以外の品目等への変更があったとき、その工事に係る基本工事費及び交換機等工事費の合計額が2,000円(税込価格2,160円)となる場合又は当社が別に定める場合を除きます。)は、その契約者回線又は当社が提供する端末設備の移転に係る工事の費用について、料金表第2表第2の2-5に規定する工事費の合計額から、次に掲げる額を減額して適用します。
- (1) メニュー5-1のものに係る工事について、屋内配線設備の部分に係る工事を伴うものに係る工事の場合は、9,000円(税込価格9,720円)
 - (2) メニュー5-2のものに係る工事について、屋内配線設備の部分に係る工事を伴うもの又は配線設備多重装置の移転を伴うものに係る工事の場合は、7,500円(税込価格8,100円)
 - (3) (1)及び(2)以外の場合は、1,100円(税込価格1,188円)

(メニュー5の品目等の変更に係る工事費の割引)

- 6 平成27年10月1日から平成27年12月31日までの間に次に掲げるIP通信網サービスの品目等の変更の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成28年6月30日までにその変更の工事(契約者回線の移転の工事を伴うものを除きます。)を行ったときは、品目等の変更に係る基本工事費(基本額の部分に限り、交換機等工事費、回線終端装置工事費及び機器工事費(配線設備多重装置に係るものに限り)について、料金表第2表第2の2-5に規定する額に代えて、それぞれ0円を適用します。
- (1) メニュー5-1(提供の形態による細目が-1型のものであって、通信の態様による細目がプラン3のものに限り)のものに係るIP通信網サービスから、メニュー5-1における提供の形態による細目が-2-1型のものに係るIP通信網サービスへの品目等の変更
 - (2) メニュー5-2(提供の形態による細目が-2-1型のを除きます)のものに係るIP通信網サービスから、メニュー5-2における提供の形態による細目が-2型のものに係るIP通信網サービスへの品目等の変更

- 7 当社は、限定された期間内に申し込まれたIP通信網契約に限り適用する割引であって当社が別に定めるものの適用(メニュー5における提供の形態による細目が-2-1型のものへの品目等の変更の工事に係るもの又はその変更と同時の移転の工事に係るものに限り)を受けた者が、その契約者回線について、平成27年10月1日から平成27年12月31日までの間に品目等の変更の請求(メニュー5における提供の形態による細目が-2-1型のものへの品目等の変更に係るものに限り)を行ったと当社が認める場合は、その品目等の変更に係る基本工事費、交換機等工事費、回線終端装置工事費及び機器工事費について、この附則の第6項の規定を適用しません。
- 8 平成27年10月1日から平成27年12月31日までの間にメニュー5-1の1Gb/sの品目のものにおけるプラン3-1のもの又はメニュー5-2の1Gb/sの品目のものに係るIP通信網契約(料金表第1表第1類第1の1(10)に規定する長期継続利用の申出に係る利用料金の割引の適用を受けるものに限り)の申込みと同時にIP通信網契約者から無線LAN対応型ルータ機能付回線接続装置(基本装置に限り、以下この項及び第9項において同じとします。)の利用の請求があり、当社がその請求を承諾し

た場合であって、平成28年6月30日までにそのIP通信網サービスの提供を開始した場合は、提供を開始した日から起算して30か月間(以下この項及び第9項において「割引対象期間」といいます。)における無線LAN対応型ルータ機能付回線接続装置に係る利用料金について、次に掲げる額(以下この項において「割引額」といいます。)を減額して適用します。

(1) メニュー5-1の1Gb/sの品目のものにおけるプラン3-1に係るものは、300円(税込価格324円)

(2) メニュー5-2の1Gb/sの品目のものに係るものは、200円(税込価格216円)

(注1) 当社は、割引額の計算において、2-5-1(利用料)(1)に規定する基本料に2-5-2(加算額)(5)に規定する端末設備(無線LAN対応型ルータ機能付回線接続装置の基本装置に限ります。)に係る機器利用料を合算した利用料金から、本項(1)又は(2)に規定する額を利用日数に応じて日割した額を減額して適用します。

(注2) 当社は、割引額の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、料金表通則5(端数処理)の規定にかかわらず、その端数を切り上げます。

9 前項の場合において、当社は、その無線LAN対応型ルータ機能付回線接続装置の割引対象期間について、割引対象期間内に廃止があった場合は、その廃止があった日以降の期間を含むものとします。

この場合において、当社は、その無線LAN対応型ルータ機能付回線接続装置の再設置があった場合は、再設置があった日から前項に規定する無線LAN対応型ルータ機能付回線接続装置の利用料金を適用するものとします。

10 当社は、限定された期間内に申し込まれたIP通信網契約に限り適用する割引であって当社が別に定めるものの適用を受けた者が、そのメニュー5に係るIP通信網契約の解除があった日から起算して1年未満の間に、メニュー5に係るIP通信網契約の申込みを行ったと当社が認める場合(その申込みに係る契約者回線の終端の場所がその解除に係る契約者回線の終端の場所と同一となる場合とします。)は、この附則の第8項の規定を適用しません。

附 則(平成27年10月14日東経企営第15-131号)

この改正規定は、平成27年10月15日から実施します。

附 則(平成27年11月12日東経企営第15-150号)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成27年11月13日から実施します。

(サービスの終了)

2 当社は、この改正規定実施の日において、改正前の規定により提供しているメニュー6-6並びにユニキャスト通信機能、インターネット配信機能及び蓄積符号暗号化機能を終了することとします。

(経過措置)

3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則(平成27年11月30日東経企営第15-156号)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成27年12月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(その他)

3 東経企営第13-163号(平成26年2月24日)の附則第3項を削除します。

4 東経企営第14-225号(平成27年3月31日)の附則第6項中「型又は-1型のもの」を「-1型のもの」に改めます。

5 東経企営第15-77号(平成27年7月22日)の附則第6項中「型又は-1型のもの」を「-1型のもの」に改めます。

の」を「 - 1 型のもの」に改めます。

- 6 東経企営第15 - 125号(平成27年9月30日)の附則第6項中「 型又は - 1 型のもの」を「 - 1 型のもの」に改めます。

附 則(平成27年12月7日東経企営第15 - 159号)

この改正規定は、平成27年12月8日から実施します。

附 則(平成27年12月15日東経企営第15 - 166号)

(実施期日)

この改正規定は、平成27年12月16日から実施します。

附 則(平成27年12月24日東経企営第15 - 164号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成28年1月1日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
(メニュー5に係る利用料金の割引)
- 3 当社は、契約の申込者から申出があったときは、次のとおり規定する利用料金の割引を適用します。

(1) 定義等

ア 「利用料金の割引」とは、メニュー5 - 1のものであって、提供の形態による細目が - 2 - 1 型のもの(以下この項において「割引対象サービス」といいます。)に係るIP通信網契約の申込者の申出により、本項のイに規定する期間(以下この項において「割引対象期間」といいます。)におけるメニュー5に係るIP通信網サービスの利用料金(料金表第1表第1類第1(臨時IP通信網契約以外の契約に関するもの)2(料金額)の2 - 5(メニュー5に関する利用料金)に規定する利用料(基本料に係る部分に限ります。)に限ります。以下この項において同じとします。)について、500円(税込価格 540円)(以下この項において「割引額」といいます。)を減額して適用することをいいます。

イ 割引対象期間は、そのIP通信網サービスの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月の初日から起算して、23か月後の料金月の末日までとします。

ウ 契約の申込者は、当社がそのIP通信網サービスの提供を開始する日までに、アに規定する利用料金の割引を選択する申出を行っていただきます。

エ この割引の適用を受けるIP通信網契約に係る契約者回線は、平成28年8月31日までに当社がその提供を開始したものに限ります。

(2) 承諾

当社は、割引対象サービスに係るIP通信網契約の申込者からこの割引を選択する申出があったときは、その申出のあったIP通信網契約が次の各号に該当するものである場合に限り、これを承諾します。

ア そのIP通信網サービスの提供開始と同時に料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用を受けないもの

イ 平成28年1月1日から平成28年2月29日までの間に申込みがあったもの

(3) 割引の適用

ア 当社は、その契約者回線について、割引対象期間内に割引対象サービス以外の品目等への変更があった場合は、その変更があった日以降の期間についてはこの割引額の減額を適用しません。この場合において、その契約者回線に係る割引対象期間については、その変更があった日以降の期間を含むものとします。

イ 当社は、その契約者回線について、割引対象期間内にアに規定するところにより割引対象サービス以外の品目等への変更があった後に割引対象サービスの品目等への再変更があった場合は、再変更があった日から再変更後の契約者回線の割引額の減額を適用するものとします。

ウ 当社は、割引額は利用日数に応じて日割した額を適用します。

エ 当社は、割引額の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、料金表通則5（端数処理）の規定にかかわらず、その端数を切り上げます。

- 4 当社は、限定された期間内に申し込まれたIP通信網契約に限り適用する割引であって当社が別に定めるものの適用を受けた者が、そのメニュー5に係るIP通信網契約の解除があった日から起算して1年未満の間に、メニュー5に係るIP通信網契約の申込みを行ったと当社が認める場合（その申込みに係る契約者回線の終端の場所がその解除に係る契約者回線の終端の場所と同一となる場合とします。）は、この附則の第3項の規定を適用しません。

（メニュー5の移転に係る工事費の割引）

- 5 平成28年1月1日から平成28年2月29日までの間にメニュー5（メニュー5-1のプラン3-1に係るもの又はメニュー5-2のものに限り、以下この項において「割引対象サービス」といいます。）に係るIP通信網契約者からその契約者回線（料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用を受けている契約者回線を除きます。）又は当社が提供する端末設備（配線設備多重装置に限り、以下この項において同じとします。）の移転の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成28年8月31日までに当社がその契約者回線又は当社が提供する端末設備の移転の工事を行ったとき（その工事と同時に割引対象サービス以外の品目等への変更があったとき、その工事に係る基本工事費及び交換機等工事費の合計額が2,000円（税込価格2,160円）となる場合又は当社が別に定める場合を除きます。）は、その契約者回線又は当社が提供する端末設備の移転に係る工事の費用について、料金表第2表第2の2-5に規定する工事費の合計額から、次に掲げる額を減額して適用します。

- (1) メニュー5-1のものに係る工事について、屋内配線設備の部分に係る工事を伴うものに係る工事の場合は、9,000円（税込価格9,720円）
- (2) メニュー5-2のものに係る工事について、屋内配線設備の部分に係る工事を伴うもの又は配線設備多重装置の移転を伴うものに係る工事の場合は、7,500円（税込価格8,100円）
- (3) (1)及び(2)以外の場合は、1,100円（税込価格1,188円）

（メニュー5の品目等の変更に係る工事費の割引）

- 6 平成28年1月1日から平成28年2月29日までの間に次に掲げるIP通信網サービスの品目等の変更の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成28年8月31日までにその変更の工事（契約者回線の移転の工事を伴うものを除きます。）を行ったときは、品目等の変更に係る基本工事費（基本額の部分に限り、以下この項において「基本額」といいます。）交換機等工事費、回線終端装置工事費及び機器工事費（配線設備多重装置に係るものに限り、以下この項において「機器工事費」といいます。）について、料金表第2表第2の2-5に規定する額に代えて、それぞれ0円を適用します。

- (1) メニュー5-1（提供の形態による細目がA型又はB-1型のものであって、通信の形態による細目がプラン3のものに限り、以下この項において「メニュー5-1型」といいます。）のものに係るIP通信網サービスから、メニュー5-1における提供の形態による細目がB-2-1型のものに係るIP通信網サービスへの品目等の変更
- (2) メニュー5-2（提供の形態による細目がC-1型のものに限り、以下この項において「メニュー5-2型」といいます。）のものに係るIP通信網サービスから、メニュー5-2における提供の形態による細目がC-2-1型のものに係るIP通信網サービスへの品目等の変更

- 7 当社は、限定された期間内に申し込まれたIP通信網契約に限り適用する割引であって当社が別に定めるものの適用（メニュー5における提供の形態による細目がC-2-1型のものへの品目等の変更の工事に係るもの又はその変更と同時の移転の工事に係るものに限り、以下この項において「メニュー5型」といいます。）を受けた者が、その契約者回線について、平成28年1月1日から平成28年2月29日までの間に品目等の変更の請求（メニュー5における提供の形態による細目がC-2-1型のものへの品目等の変更に係るものに限り、以下この項において「メニュー5型」といいます。）を行っ

たと当社が認める場合は、その品目等の変更に係る基本工事費、交換機等工事費、回線終端装置工事費及び機器工事費について、この附則の第6項の規定を適用しません。

8 平成28年1月1日から平成28年2月29日までの間にメニュー5-1の1Gb/sの品目のものにおけるプラン3-1のもの又はメニュー5-2の1Gb/sの品目のものに係るIP通信網契約(料金表第1表第1類第1の1(10)に規定する長期継続利用の申出に係る利用料金の割引の適用を受けるものに限ります。)の申込みと同時にIP通信網契約者から無線LAN対応型ルータ機能付回線接続装置(基本装置に限ります。以下この項及び第9項において同じとします。)の利用の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成28年8月31日までにそのIP通信網サービスの提供を開始した場合は、提供を開始した日から起算して30か月間(以下この項及び第9項において「割引対象期間」といいます。)における無線LAN対応型ルータ機能付回線接続装置に係る利用料金について、次に掲げる額(以下この項において「割引額」といいます。)を減額して適用します。

(1) メニュー5-1の1Gb/sの品目のものにおけるプラン3-1に係るものは、300円(税込価格324円)

(2) メニュー5-2の1Gb/sの品目のものに係るものは、200円(税込価格216円)

(注1) 当社は、割引額の計算において、2-5-1(利用料)(1)に規定する基本料に2-5-2(加算額)(5)に規定する端末設備(無線LAN対応型ルータ機能付回線接続装置の基本装置に限ります。)に係る機器利用料を合算した利用料金から、本項(1)又は(2)に規定する額を利用日数に応じて日割した額を減額して適用します。

(注2) 当社は、割引額の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、料金表通則5(端数処理)の規定にかかわらず、その端数を切り上げます。

9 前項の場合において、当社は、その無線LAN対応型ルータ機能付回線接続装置の割引対象期間について、割引対象期間内に廃止があった場合は、その廃止があった日以降の期間を含むものとします。

この場合において、当社は、その無線LAN対応型ルータ機能付回線接続装置の再設置があった場合は、再設置があった日から前項に規定する無線LAN対応型ルータ機能付回線接続装置の利用料金を適用するものとします。

10 当社は、限定された期間内に申し込まれたIP通信網契約に限り適用する割引であって当社が別に定めるものの適用を受けた者が、そのメニュー5に係るIP通信網契約の解除があった日から起算して1年未満の間に、メニュー5に係るIP通信網契約の申込みを行ったと当社が認める場合(その申込みに係る契約者回線の終端の場所がその解除に係る契約者回線の終端の場所と同一となる場合とします。)は、この附則の第8項の規定を適用しません。

附 則(平成28年1月28日東経企管第15-190号)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成28年2月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(蓄積符号閲覧編集機能に係る利用料金の割引)

3 平成28年2月1日から平成28年5月31日までの間に符号蓄積機能の基本機能に係るものの利用の請求と同時に蓄積符号閲覧編集機能に係るものの利用の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成28年11月30日までに蓄積符号閲覧編集機能の提供を開始したとき(その機能の提供を開始した日の属する料金月が、符号蓄積機能の基本機能の提供を開始した日の属する料金月であるときに限ります。)は、その機能の提供を開始した日を含む料金月及び翌料金月の蓄積符号閲覧編集機能に係る利用料金について、料金表第1表第1類第1の2-9に規定する額に代えて0円を適用します。

- 4 当社は、この附則の第3項に規定する割引の適用を受けた者が、平成28年2月1日から平成28年5月31日までの間に蓄積符号閲覧編集機能に係るものの利用の請求を行ったと当社が認める場合は、この附則の第3項の規定を適用しません。

附 則（平成28年2月29日東経企営第15 - 224号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成28年3月1日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により次の表の左欄のサービスを提供されている契約者回線は、この改正規定実施の日において、同表の右欄のサービスを提供されている契約者回線とみなして取り扱います。

メニュー5における提供の形態による細目が - 2 型のものに係るIP通信網サービス	メニュー5における提供の形態による細目が - 2 - 1 型のものに係るIP通信網サービス
---	---

- 4 当社は、この改正規定にかかわらず、当分の間、メニュー5における提供の形態による細目が - 2 型のものに係るIP通信網契約者に対して、特定通信（当社が別に定める通信のことをいいます。以下この項において同じとします。）を可能とする場合は、その契約者回線において行われた特定通信に係る情報量に代えて、当社が別に定める情報量（以下この項において「特定情報量」といいます。）を料金月の初日に加算します。

この場合において、当社は、特定情報量の加算を、当社がIP通信網契約者に対して特定通信を可能とした日を含む料金月の翌料金月の初日から行うこととし、利用日数に応じた日割は行いません。

（その他）

- 5 東経企営第13 - 96号（平成25年9月30日）の附則第15項を「15 削除」に改めます。
- 6 東経企営第15 - 77号（平成27年7月22日）の附則第3項、第6項及び第7項中「- 2 型」を「- 2 - 1 型」に改めます。
- 7 東経企営第15 - 125号（平成27年9月30日）の附則第3項、第6項及び第7項中「- 2 型」を「- 2 - 1 型」に改めます。
- 8 東経企営第15 - 164号（平成27年12月24日）の附則第3項、第6項及び第7項中「- 2 型」を「- 2 - 1 型」に改めます。

附 則（平成28年2月29日東経企営第15 - 226号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成28年3月1日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
（メニュー5に係る利用料金の割引）
- 3 当社は、契約の申込者から申出があったときは、次のとおり規定する利用料金の割引を適用します。

(1) 定義等

ア 「利用料金の割引」とは、メニュー5 - 1のものであって、提供の形態による細目が - 2 - 1 型のもの（以下この項において「割引対象サービス」といいます。）に係るIP通信網契約の申込者の申出により、本項のイに規定する期間（以下この項において「割引対象期間」といいます。）におけるメニュー5に係るIP通信網サービスの利用料金（料金表第1表第1類第1（臨時IP通信網契約以外

の契約に関するもの) 2 (料金額) の 2 - 5 (メニュー 5 に関する利用料金) に規定する利用料 (基本料に係る部分に限ります。) に限ります。以下この項において同じとします。) について、500円 (税込価格540円) (以下この項において「割引額」といいます。) を減額して適用することをいいます。

イ 割引対象期間は、その IP 通信網サービスの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月の初日から起算して、23か月後の料金月の末日までとします。

ウ 契約の申込者は、当社がその IP 通信網サービスの提供を開始する日までに、アに規定する利用料金の割引を選択する申出を行っていただきます。

エ この割引の適用を受ける IP 通信網契約に係る契約者回線は、平成28年11月30日までに当社がその提供を開始したものに限ります。

(2) 承諾

当社は、割引対象サービスに係る IP 通信網契約の申込者からこの割引を選択する申出があったときは、その申出のあった IP 通信網契約が次の各号に該当するものである場合に限り、これを承諾します。

ア その IP 通信網サービスの提供開始と同時に料金表第 1 表第 1 類第 1 の 1(9)に規定する学校に限定した割引の適用を受けないもの

イ 平成28年 3 月 1 日から平成28年 5 月31日までの間に申込みがあったもの

(3) 割引の適用

ア 当社は、その契約者回線について、割引対象期間内に割引対象サービス以外の品目等への変更があった場合は、その変更があった日以降の期間についてはこの割引額の減額を適用しません。この場合において、その契約者回線に係る割引対象期間については、その変更があった日以降の期間を含むものとします。

イ 当社は、その契約者回線について、割引対象期間内にアに規定するところにより割引対象サービス以外の品目等への変更があった後に割引対象サービスの品目等への再変更があった場合は、再変更があった日から再変更後の契約者回線の割引額の減額を適用するものとします。

ウ 当社は、割引額は利用日数に応じて日割した額を適用します。

エ 当社は、割引額の計算において、その計算結果に 1 円未満の端数が生じた場合は、料金表通則 5 (端数処理) の規定にかかわらず、その端数を切り上げます。

4 当社は、限定された期間内に申し込まれた IP 通信網契約に限り適用する割引であって当社が別に定めるものの適用を受けた者が、そのメニュー 5 に係る IP 通信網契約の解除があった日から起算して 1 年未満の間に、メニュー 5 に係る IP 通信網契約の申込みを行ったと当社が認める場合 (その申込みに係る契約者回線の終端の場所がその解除に係る契約者回線の終端の場所と同一となる場合とします。) は、この附則の第 3 項の規定を適用しません。

(メニュー 5 の移転に係る工事費の割引)

5 平成28年 3 月 1 日から平成28年 5 月31日までの間にメニュー 5 (メニュー 5 - 1 のプラン 3 - 1 に係るもの又はメニュー 5 - 2 のもの) に限ります。以下この項において「割引対象サービス」といいます。) に係る IP 通信網契約者からその契約者回線 (料金表第 1 表第 1 類第 1 の 1(9)に規定する学校に限定した割引の適用を受けている契約者回線を除きます。) 又は当社が提供する端末設備 (配線設備多重装置に限ります。以下この項において同じとします。) の移転の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成28年11月30日までに当社がその契約者回線又は当社が提供する端末設備の移転の工事を行ったとき (その工事と同時に割引対象サービス以外の品目等への変更があったとき、その工事に係る基本工事費及び交換機等工事費の合計額が2,000円 (税込価格 2,160円) となる場合又は当社が別に定める場合を除きます。) は、その契約者回線又は当社が提供する端末設備の移転に係る工事の費用について、料金表第 2 表第 2 の 2 - 5 に規定する工事費の合計額から、次に掲げる額を減額して適用します。

(1) メニュー 5 - 1 のものに係る工事について、屋内配線設備の部分に係る工事を伴

- うものに係る工事の場合は、9,000円(税込価格 9,720円)
- (2) メニュー5 - 2のものに係る工事について、屋内配線設備の部分に係る工事を伴うもの又は配線設備多重装置の移転を伴うものに係る工事の場合は、7,500円(税込価格 8,100円)
- (3) (1)及び(2)以外の場合は、1,100円(税込価格 1,188円)
(メニュー5の品目等の変更に係る工事費の割引)
- 6 平成28年3月1日から平成28年5月31日までの間に次に掲げるIP通信網サービスの品目等の変更の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成28年11月30日までにその変更の工事(契約者回線の移転の工事を伴うものを除きます。)を行ったときは、品目等の変更に係る基本工事費(基本額の部分に限ります。)交換機等工事費、回線終端装置工事費及び機器工事費(配線設備多重装置に係るものに限ります。)について、料金表第2表第2の2 - 5に規定する額に代えて、それぞれ0円を適用します。
- (1) メニュー5 - 1(提供の形態による細目が 型若しくは - 1型のものであって、通信の態様による細目がプラン3のもの又は - 2 - 2型のものに限ります。)のものに係るIP通信網サービスから、メニュー5 - 1における提供の形態による細目が - 2 - 1型のものに係るIP通信網サービスへの品目等の変更
- (2) メニュー5 - 2(提供の形態による細目が - 1型のものに限ります。)のものに係るIP通信網サービスから、メニュー5 - 2における提供の形態による細目が - 2 - 1型のものに係るIP通信網サービスへの品目等の変更
- 7 当社は、限定された期間内に申し込まれたIP通信網契約に限り適用する割引であって当社が別に定めるものの適用(メニュー5における提供の形態による細目が - 2 - 1型のものへの品目等の変更の工事に係るもの又はその変更と同時の移転の工事に係るものに限ります。)を受けた者が、その契約者回線について、平成28年3月1日から平成28年5月31日までの間に品目等の変更の請求(メニュー5における提供の形態による細目が - 2 - 1型のものへの品目等の変更に係るものに限ります。)を行ったと当社が認める場合は、その品目等の変更に係る基本工事費、交換機等工事費、回線終端装置工事費及び機器工事費について、この附則の第6項の規定を適用しません。
- 8 平成28年3月1日から平成28年5月31日までの間にメニュー5 - 1の1Gb/sの品目のものにおけるプラン3 - 1のもの又はメニュー5 - 2の1Gb/sの品目のものに係るIP通信網契約(料金表第1表第1類第1の1(10)に規定する長期継続利用の申出に係る利用料金の割引の適用を受けるものに限ります。)の申込みと同時にIP通信網契約者から無線LAN対応型ルータ機能付回線接続装置(型の基本装置に限ります。以下この項及び第9項において同じとします。)の利用の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成28年11月30日までにそのIP通信網サービスの提供を開始した場合は、提供を開始した日から起算して30か月間(以下この項及び第9項において「割引対象期間」といいます。)における無線LAN対応型ルータ機能付回線接続装置に係る利用料金について、次に掲げる額(以下この項において「割引額」といいます。)を減額して適用します。
- (1) メニュー5 - 1の1Gb/sの品目のものにおけるプラン3 - 1に係るものは、300円(税込価格 324円)
- (2) メニュー5 - 2の1Gb/sの品目のものに係るものは、200円(税込価格 216円)
- (注1) 当社は、割引額の計算において、2 - 5 - 1(利用料)(1)に規定する基本料に2 - 5 - 2(加算額)(5)に規定する端末設備(無線LAN対応型ルータ機能付回線接続装置の基本装置に限ります。)に係る機器利用料を合算した利用料金から、本項(1)又は(2)に規定する額を利用日数に応じて日割した額を減額して適用します。
- (注2) 当社は、割引額の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、料金表通則5(端数処理)の規定にかかわらず、その端数を切り上げます。
- 9 前項の場合において、当社は、その無線LAN対応型ルータ機能付回線接続装置の

割引対象期間について、割引対象期間内に廃止があった場合は、その廃止があった日以降の期間を含むものとします。

この場合において、当社は、その無線LAN対応型ルータ機能付回線接続装置の再設置があった場合は、再設置があった日から前項に規定する無線LAN対応型ルータ機能付回線接続装置の利用料金を適用するものとします。

- 10 当社は、限定された期間内に申し込まれたIP通信網契約に限り適用する割引であって当社が別に定めるものの適用を受けた者が、そのメニュー5に係るIP通信網契約の解除があった日から起算して1年未満の間に、メニュー5に係るIP通信網契約の申込みを行ったと当社が認める場合（その申込みに係る契約者回線の終端の場所がその解除に係る契約者回線の終端の場所と同一となる場合とします。）は、この附則の第8項の規定を適用しません。

附 則（平成28年2月29日東経企営第15 - 227号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成28年3月1日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 前項の規定に関わらず、料金表別表3に規定する長期継続利用申出に係る利用料金の割引の適用を開始した日が平成26年2月1日であるIP通信網契約者については、平成28年2月1日から平成28年3月31日までの間に長期継続利用の廃止があった場合、料金表別表3第9項に規定する額の支払いを要しないものとします。

附 則（平成28年3月29日東経企営第15 - 248号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成28年4月1日から実施します。
（サービスの終了）
- 2 当社は、この改正規定実施の日において、改正前の規定により提供しているメニュー5 - 1の100Mb/sの品目におけるサービスクラスによる細目がクラス1に係るものを終了することとします。

ただし、当社が別に定めるIP通信網契約者については、平成28年4月11日に、改正前の規定により提供しているIP通信網サービスを終了することとします。

（経過措置）

- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（その他）

- 4 東経企営第11 - 210号（平成24年3月29日）の附則第3項を次のとおり改正します。
「この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している電気通信サービス（メニュー5 - 1の100Mb/sの品目におけるサービスクラスによる細目がクラス1に係るものを除きます。）に関する料金その他の提供条件については、なお従前のとおりとします。」

附 則（平成28年4月5日東経企営第16 - 003号）

（実施期日）

この改正規定は、平成28年4月6日から実施します。

附 則（平成28年4月28日東経企営第16 - 019号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成28年4月29日から実施します。
（経過措置）
- 2 削除
- 3 削除

附 則（平成28年5月20日東経企営第16 - 032号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成28年5月21日から実施します。
- （経過措置）
- 2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則（平成28年5月19日東経企営第16 - 033号）

この改正規定は、平成28年5月23日から実施します。

附 則（平成28年5月31日東経企営第16 - 044号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成28年6月1日から実施します。
- （経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- （メニュー5に係る利用料金の割引）
- 3 当社は、契約の申込者から申出があったときは、次のとおり規定する利用料金の割引を適用します。

(1) 定義等

ア 「利用料金の割引」とは、メニュー5 - 1のものであって、提供の形態による細目が - 2 - 1型のもの（以下この項において「割引対象サービス」といいます。）に係るIP通信網契約の申込者の申出により、本項のイに規定する期間（以下この項において「割引対象期間」といいます。）におけるメニュー5に係るIP通信網サービスの利用料金（料金表第1表第1類第1（臨時IP通信網契約以外の契約に関するもの）2（料金額）の2 - 5（メニュー5に関する利用料金）に規定する利用料（基本料に係る部分に限ります。）に限ります。以下この項において同じとします。）について、500円（税込価格 540円）（以下この項において「割引額」といいます。）を減額して適用することをいいます。

イ 割引対象期間は、そのIP通信網サービスの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月の初日から起算して、23か月後の料金月の末日までとします。

ウ 契約の申込者は、当社がそのIP通信網サービスの提供を開始する日までに、アに規定する利用料金の割引を選択する申出を行っていただきます。

エ この割引の適用を受けるIP通信網契約に係る契約者回線は、平成29年3月31日までに当社がその提供を開始したものに限り、適用します。

(2) 承諾

当社は、割引対象サービスに係るIP通信網契約の申込者からこの割引を選択する申出があったときは、その申出のあったIP通信網契約が次の各号に該当するものである場合に限り、これを承諾します。

ア そのIP通信網サービスの提供開始と同時に料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用を受けないもの

イ 平成28年6月1日から平成28年9月30日までの間に申込みがあったもの

(3) 割引の適用

ア 当社は、その契約者回線について、割引対象期間内に割引対象サービス以外の品目等への変更があった場合は、その変更があった日以降の期間についてはこの割引額の減額を適用しません。この場合において、その契約者回線に係る割引対象期間については、その変更があった日以降の期間を含むものとします。

イ 当社は、その契約者回線について、割引対象期間内にアに規定するところにより割引対象サービス以外の品目等への変更があった後に割引対象サービスの品目等への再変更があった場合は、再変更があった日から再変更後の契約者回線の割引額の減額を適用するものとします。

ウ 当社は、割引額は利用日数に応じて日割した額を適用します。

エ 当社は、割引額の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、料金表通則5（端数処理）の規定にかかわらず、その端数を切り上げます。

- 4 当社は、限定された期間内に申し込まれたIP通信網契約に限り適用する割引であって当社が別に定めるものの適用を受けた者が、そのメニュー5に係るIP通信網契約の解除があった日から起算して1年未満の間に、メニュー5に係るIP通信網契約の申込みを行ったと当社が認める場合（その申込みに係る契約者回線の終端の場所がその解除に係る契約者回線の終端の場所と同一となる場合とします。）は、この附則の第3項の規定を適用しません。

（メニュー5の移転に係る工事費の割引）

- 5 平成28年6月1日から平成28年9月30日までの間にメニュー5（メニュー5-1のプラン3-1に係るもの又はメニュー5-2のもの）に限り適用します。以下この項において「割引対象サービス」といいます。）に係るIP通信網契約者からその契約者回線（料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用を受けている契約者回線を除きます。）又は当社が提供する端末設備（配線設備多重装置に限り適用します。以下この項において同じとします。）の移転の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成29年3月31日までに当社がその契約者回線又は当社が提供する端末設備の移転の工事を行ったとき（その工事と同時に割引対象サービス以外の品目等への変更があったとき、その工事に係る基本工事費及び交換機等工事費の合計額が2,000円（税込価格2,160円）となる場合又は当社が別に定める場合を除きます。）は、その契約者回線又は当社が提供する端末設備の移転に係る工事の費用について、料金表第2表第2の2-5に規定する工事費の合計額から、次に掲げる額を減額して適用します。

- (1) メニュー5-1のものに係る工事について、屋内配線設備の部分に係る工事を伴うものに係る工事の場合は、9,000円（税込価格9,720円）
- (2) メニュー5-2のものに係る工事について、屋内配線設備の部分に係る工事を伴うもの又は配線設備多重装置の移転を伴うものに係る工事の場合は、7,500円（税込価格8,100円）
- (3) (1)及び(2)以外の場合は、1,100円（税込価格1,188円）

（メニュー5の品目等の変更に係る工事費の割引）

- 6 平成28年6月1日から平成28年9月30日までの間に次に掲げるIP通信網サービスの品目等の変更の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成29年3月31日までにその変更の工事（契約者回線の移転の工事を伴うものを除きます。）を行ったときは、品目等の変更に係る基本工事費（基本額の部分に限り適用します。）、交換機等工事費、回線終端装置工事費及び機器工事費（配線設備多重装置に係るものに限り適用します。）について、料金表第2表第2の2-5に規定する額に代えて、それぞれ0円を適用します。

- (1) メニュー5-1（提供の形態による細目が 型若しくは -1型のものであって、通信の態様による細目がプラン3のもの又は -2-2型のものに限り適用します。）のものに係るIP通信網サービスから、メニュー5-1における提供の形態による細目が -2-1型のものに係るIP通信網サービスへの品目等の変更
- (2) メニュー5-2（提供の形態による細目が -1型のものに限り適用します。）のものに係るIP通信網サービスから、メニュー5-2における提供の形態による細目が -2-1型のものに係るIP通信網サービスへの品目等の変更

- 7 当社は、限定された期間内に申し込まれたIP通信網契約に限り適用する割引であって当社が別に定めるものの適用（メニュー5における提供の形態による細目が -2-1型のものへの品目等の変更の工事に係るもの又はその変更と同時の移転の工事に係るものに限り適用します。）を受けた者が、その契約者回線について、平成28年6月1日から平成28年9月30日までの間に品目等の変更の請求（メニュー5における提供の形態による細目が -2-1型のものへの品目等の変更に係るものに限り適用します。）を行っ

たと当社が認める場合は、その品目等の変更に係る基本工事費、交換機等工事費、回線終端装置工事費及び機器工事費について、この附則の第6項の規定を適用しません。
(メニュー5の回線接続装置に係る利用料金の割引)

8 当社は、契約の申込者から申出があったときは、次のとおり規定する利用料金の割引を適用します。

(1) 定義等

ア 「利用料金の割引」とは、メニュー5-1の1Gb/sの品目のものにおけるプラン3-1のもの又はメニュー5-2の1Gb/sの品目のものに係るIP通信網契約の申込みと同時にIP通信網契約者から無線LAN対応型ルータ機能付回線接続装置(型の基本装置に限ります。以下この項において同じとします。)の利用の請求があった場合に、そのIP通信網契約の申込者の申出により、本項のイに規定する期間(以下この項において「割引対象期間」といいます。)における無線LAN対応型ルータ機能付回線接続装置(以下この項において「割引対象サービス」といいます。)に係る利用料について、次に掲げる額(以下この項において「割引額」といいます。)を減額して適用することをいいます。

(ア) メニュー5-1の1Gb/sの品目のものにおけるプラン3-1に係るものは、300円(税込価格 324円)

(イ) メニュー5-2の1Gb/sの品目のものに係るものは、200円(税込価格 216円)

イ 割引対象期間は、提供を開始した日から起算して30か月間とします。

ウ 契約の申込者は、当社がそのIP通信網サービスの提供を開始する日までに、アに規定する利用料金の割引を選択する申出を行っていただきます。

エ この割引の適用を受けるIP通信網契約に係る契約者回線は、平成29年3月31日までに当社がその提供を開始したものに限り、適用されます。

(2) 承諾

当社は、割引対象サービスに係るIP通信網契約の申込者からこの割引を選択する申出があったときは、その申出のあったIP通信網契約が次の各号に該当するものである場合に限り、これを承諾します。

ア そのIP通信網サービスの提供開始と同時に料金表第1表第1類第1の1(10)に規定する長期継続利用の申出に係る利用料金の割引の適用を受けるもの

イ 平成28年6月1日から平成28年9月30日までの間に申込みがあったもの

(3) 割引の適用

ア 当社は、その無線LAN対応型ルータ機能付回線接続装置の割引対象期間について、割引対象期間内に廃止があった場合は、その廃止があった日以降の期間を含むものとし、適用します。

この場合において、当社は、その無線LAN対応型ルータ機能付回線接続装置の再設置があった場合は、再設置があった日から前項に規定する無線LAN対応型ルータ機能付回線接続装置の利用料金を適用するものとし、適用します。

イ 当社は、割引額の計算において、2-5-1(利用料)(1)に規定する基本料(2-5-2(加算額)(5)に規定する端末設備(無線LAN対応型ルータ機能付回線接続装置の基本装置に限ります。)に係る機器利用料を合算した利用料金から、本項(1)又は(2)に規定する額を利用日数に応じて日割した額を減額して適用します。

ウ 当社は、割引額の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、料金表通則5(端数処理)の規定にかかわらず、その端数を切り上げます。

9 当社は、限定された期間内に申し込まれたIP通信網契約に限り適用する割引であって当社が別に定めるものの適用を受けた者が、そのメニュー5に係るIP通信網契約の解除があった日から起算して1年未満の間に、メニュー5に係るIP通信網契約の申込みを行ったと当社が認める場合(その申込みに係る契約者回線の終端の場所がその解除に係る契約者回線の終端の場所と同一となる場合とします。)は、この附則の

第8項の規定を適用しません。

附 則（平成28年5月31日東経企管第16-045号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成28年6月1日から実施します。
（経過措置）
- 2 当社は、この改正規定実施の日において、この約款の改正前の規定により提供している料金表に規定するメニュー6-3を終了することとします。
ただし、当社は、この改正規定実施の際現に、この約款の改正前の規定により料金表に規定するメニュー6-3に係るIP通信網契約を締結している者は、この改正規定実施の日において、当社が別に定める契約を締結したものとみなします。
- 3 この改正規定実施前に、この約款の改正前の規定により支払い又は支払わなければならない電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則（平成28年6月29日東経企管第16-067号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成28年7月1日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならない電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 当社は、改正後の第13条（契約申込の承諾）第3項の規定にかかわらず、メニュー4に係るIP通信網契約の申込みについては、そのIP通信網契約に係る利用回線又は契約者回線の終端の場所が、この改正規定実施の日以降にメニュー5に係るIP通信網サービスの提供区域となった場合は、その提供区域となった日を含む年度の翌年度の末日までの間、メニュー4に係るIP通信網契約の契約申込を承諾します。

附 則（平成28年7月28日東経企管第16-098号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成28年8月1日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならない電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
ただし、この改正規定実施の日以降に待受情報受信機能対応装置の廃止があった場合における、改正前の料金表第1表第1類第1の2（料金額）の2-5-2(5)の備考の10の規定の適用についてはこの限りではありません。
- 3 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供しているメニュー6-4、待受情報受信機能対応装置、待受情報受信機能及び蓄積符号容量拡張機能に関する料金その他の提供条件については、なお従前のとおりとします。

附 則（平成28年8月31日東経企管第16-00118号）

この改正規定は、平成28年9月1日から実施します。

附 則（平成28年9月29日東経企管第16-131号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成28年9月30日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならない電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により次の表の左欄の端末設備を提供されている契約者回線は、この改正規定実施の日において、同表の右欄の端末設備を提供されている契約者回線とみなして取り扱います。

メニュー5の無線LAN対応型ルータ機能付回線接続装置（ホームゲートウェイ）

メニュー5の無線LAN対応型ルータ機能付回線接続装置（ホームゲートウェイ）のうち 型のもの

（その他）

- 4 東経企営第15 - 226号（平成28年2月29日）の附則第8項中「無線LAN対応型ルータ機能付回線接続装置（基本装置に限ります。以下この項及び第9項において同じとします。）」を「無線LAN対応型ルータ機能付回線接続装置（ 型の基本装置に限ります。以下この項及び第9項において同じとします。）」に改めます。
- 5 東経企営第16 - 044号（平成28年5月31日）の附則第8項中「無線LAN対応型ルータ機能付回線接続装置（基本装置に限ります。以下この項において同じとします。）」を「無線LAN対応型ルータ機能付回線接続装置（ 型の基本装置に限ります。以下この項において同じとします。）」に改めます。

附 則（平成28年9月29日東経企営第16 - 132号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成28年10月1日から実施します。

（経過措置）

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（メニュー5に係る利用料金の割引）

- 3 当社は、契約の申込者から申出があったときは、次のとおり規定する利用料金の割引を適用します。

(1) 定義等

ア 「利用料金の割引」とは、メニュー5 - 1のものであって、提供の形態による細目が - 2 - 1型のもの（以下この項において「割引対象サービス」といいます。）に係るIP通信網契約の申込者の申出により、本項のイに規定する期間（以下この項において「割引対象期間」といいます。）におけるメニュー5に係るIP通信網サービスの利用料金（料金表第1表第1類第1（臨時IP通信網契約以外の契約に関するもの）2（料金額）の2 - 5（メニュー5に関する利用料金）に規定する利用料（基本料に係る部分に限ります。）に限ります。以下この項において同じとします。）について、500円（税込価格540円）（以下この項において「割引額」といいます。）を減額して適用することをいいます。

イ 割引対象期間は、そのIP通信網サービスの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月の初日から起算して、23か月後の料金月の末日までとします。

ウ 契約の申込者は、当社がそのIP通信網サービスの提供を開始する日までに、アに規定する利用料金の割引を選択する申出を行っていただきます。

エ この割引の適用を受けるIP通信網契約に係る契約者回線は、平成29年7月31日までに当社がその提供を開始したものに限り、適用します。

(2) 承諾

当社は、割引対象サービスに係るIP通信網契約の申込者からこの割引を選択する申出があったときは、その申出のあったIP通信網契約が次の各号に該当するものである場合に限り、これを承諾します。

ア そのIP通信網サービスの提供開始と同時に料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用を受けないもの

イ 平成28年10月1日から平成29年1月31日までの間に申込みがあったもの

(3) 割引の適用

ア 当社は、その契約者回線について、割引対象期間内に割引対象サービス以外の品目等への変更があった場合は、その変更があった日以降の期間についてはこの割引額の減額を適用しません。この場合において、その契約者回線に係る割引対

象期間については、その変更があった日以降の期間を含むものとします。

イ 当社は、その契約者回線について、割引対象期間内にアに規定するところにより割引対象サービス以外の品目等への変更があった後に割引対象サービスの品目等への再変更があった場合は、再変更があった日から再変更後の契約者回線の割引額の減額を適用するものとします。

ウ 当社は、割引額は利用日数に応じて日割した額を適用します。

エ 当社は、割引額の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、料金表通則5（端数処理）の規定にかかわらず、その端数を切り上げます。

4 当社は、限定された期間内に申し込まれたIP通信網契約に限り適用する割引であって当社が別に定めるものの適用を受けた者が、そのメニュー5に係るIP通信網契約の解除があった日から起算して1年未満の間に、メニュー5に係るIP通信網契約の申込みを行ったと当社が認める場合（その申込みに係る契約者回線の終端の場所がその解除に係る契約者回線の終端の場所と同一となる場合とします。）は、この附則の第3項の規定を適用しません。

（メニュー5の移転に係る工事費の割引）

5 平成28年10月1日から平成29年1月31日までの間にメニュー5（メニュー5-1のプラン3-1に係るもの又はメニュー5-2のものに限り、以下この項において「割引対象サービス」といいます。）に係るIP通信網契約者からその契約者回線（料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用を受けている契約者回線を除きます。）又は当社が提供する端末設備（配線設備多重装置に限り、以下この項において同じとします。）の移転の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成29年7月31日までに当社がその契約者回線又は当社が提供する端末設備の移転の工事を行ったとき（その工事と同時に割引対象サービス以外の品目等への変更があったとき、その工事に係る基本工事費及び交換機等工事費の合計額が2,000円（税込価格2,160円）となる場合又は当社が別に定める場合を除きます。）は、その契約者回線又は当社が提供する端末設備の移転に係る工事の費用について、料金表第2表第2の2-5に規定する工事費の合計額から、次に掲げる額を減額して適用します。

(1) メニュー5-1のものに係る工事について、屋内配線設備の部分に係る工事を伴うものに係る工事の場合は、9,000円（税込価格9,720円）

(2) メニュー5-2のものに係る工事について、屋内配線設備の部分に係る工事を伴うもの又は配線設備多重装置の移転を伴うものに係る工事の場合は、7,500円（税込価格8,100円）

(3) (1)及び(2)以外の場合は、1,100円（税込価格1,188円）

（メニュー5の品目等の変更に係る工事費の割引）

6 平成28年10月1日から平成29年1月31日までの間に次に掲げるIP通信網サービスの品目等の変更の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成29年7月31日までにその変更の工事（契約者回線の移転の工事を伴うものを除きます。）を行ったときは、品目等の変更に係る基本工事費（基本額の部分に限り、交換機等工事費、回線終端装置工事費及び機器工事費（配線設備多重装置に係るものに限り、）について、料金表第2表第2の2-5に規定する額に代えて、それぞれ0円を適用します。

(1) メニュー5-1（提供の形態による細目が型若しくは-1型のものであって、通信の態様による細目がプラン3のもの又は-2-2型のものに限り、）のものに係るIP通信網サービスから、メニュー5-1における提供の形態による細目が-2-1型のものに係るIP通信網サービスへの品目等の変更

(2) メニュー5-2（提供の形態による細目が-1型のものに限り、）のものに係るIP通信網サービスから、メニュー5-2における提供の形態による細目が-2-1型のものに係るIP通信網サービスへの品目等の変更

7 当社は、限定された期間内に申し込まれたIP通信網契約に限り適用する割引であ

って当社が別に定めるものの適用（メニュー５における提供の形態による細目が - 2 - 1 型のものへの品目等の変更の工事に係るもの又はその変更と同時の移転の工事に係るものに限り、）を受けた者が、その契約者回線について、平成28年10月1日から平成29年1月31日までの間に品目等の変更の請求（メニュー５における提供の形態による細目が - 2 - 1 型のものへの品目等の変更に係るものに限り、）を行ったと当社が認める場合は、その品目等の変更に係る基本工事費、交換機等工事費、回線終端装置工事費及び機器工事費について、この附則の第6項の規定を適用しません。（メニュー５の回線接続装置に係る利用料金の割引）

8 当社は、契約の申込者から申出があったときは、次のとおり規定する利用料金の割引を適用します。

(1) 定義等

ア 「利用料金の割引」とは、メニュー５ - 1 の 1 Gb/s の品目のものにおけるプラン 3 - 1 のもの又はメニュー５ - 2 の 1 Gb/s の品目のものに係る IP 通信網契約の申込みと同時に IP 通信網契約者から無線 LAN 対応型ルータ機能付回線接続装置（型の基本装置に限り、以下この項において同じとします。）の利用の請求があった場合に、その IP 通信網契約の申込者の申出により、本項のイに規定する期間（以下この項において「割引対象期間」といいます。）における無線 LAN 対応型ルータ機能付回線接続装置（以下この項において「割引対象サービス」といいます。）に係る利用料について、次に掲げる額（以下この項において「割引額」といいます。）を減額して適用することをいいます。

(ア) メニュー５ - 1 の 1 Gb/s の品目のものにおけるプラン 3 - 1 に係るものは、300円(税込価格 324円)

(イ) メニュー５ - 2 の 1 Gb/s の品目のものに係るものは、200円(税込価格 216円)

イ 割引対象期間は、提供を開始した日から起算して30か月間とします。

ウ 契約の申込者は、当社がその IP 通信網サービスの提供を開始する日までに、アに規定する利用料金の割引を選択する申出を行っていただきます。

エ この割引の適用を受ける IP 通信網契約に係る契約者回線は、平成29年7月31日までに当社がその提供を開始したものに限り、

(2) 承諾

当社は、割引対象サービスに係る IP 通信網契約の申込者からこの割引を選択する申出があったときは、その申出のあった IP 通信網契約が次の各号に該当するものである場合に限り、これを承諾します。

ア その IP 通信網サービスの提供開始と同時に料金表第1表第1類第1の1(10)に規定する長期継続利用の申出に係る利用料金の割引の適用を受けるもの

イ 平成28年10月1日から平成29年1月31日までの間に申込みがあったもの

(3) 割引の適用

ア 当社は、その無線 LAN 対応型ルータ機能付回線接続装置の割引対象期間について、割引対象期間内に廃止があった場合は、その廃止があった日以降の期間を含むものとします。

この場合において、当社は、その無線 LAN 対応型ルータ機能付回線接続装置の再設置があった場合は、再設置があった日から前項に規定する無線 LAN 対応型ルータ機能付回線接続装置の利用料金を適用するものとします。

イ 当社は、割引額の計算において、2 - 5 - 1（利用料）(1)に規定する基本料（2 - 5 - 2（加算額）(5)に規定する端末設備（無線 LAN 対応型ルータ機能付回線接続装置の型の基本装置に限り、）に係る機器利用料を合算した利用料金から、本項(1)又は(2)に規定する額を利用日数に応じて日割した額を減額して適用します。

ウ 当社は、割引額の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合

は、料金表通則5（端数処理）の規定にかかわらず、その端数を切り上げます。

- 9 当社は、限定された期間内に申し込まれたIP通信網契約に限り適用する割引であって当社が別に定めるものの適用を受けた者が、そのメニュー5に係るIP通信網契約の解除があった日から起算して1年未満の間に、メニュー5に係るIP通信網契約の申込みを行ったと当社が認める場合（その申込みに係る契約者回線の終端の場所がその解除に係る契約者回線の終端の場所と同一となる場合とします。）は、この附則の第8項の規定を適用しません。

附 則（平成28年9月29日東経企営第16-130号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成28年10月3日から実施します。

（経過措置）

- 2 当社はこの改正規定実施の日において、この約款の改正前の規定により提供している符号蓄積機能の基本機能におけるタイプ2のもの及び追加機能（タイプ2に係るものに限ります。）を終了することとします。

ただし、当社はこの改正の際現に、この約款の改正前の規定により符号蓄積機能の基本機能におけるタイプ2のもの及び追加機能（タイプ2に係るものに限ります。）が提供されている契約者回線にかかるIP通信網契約を締結している者は、この改正規定実施の日において、当社が別に定める契約を締結したものとみなします。

- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 4 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により次の表の左欄の付加機能が提供されている契約者回線等は、この改正規定実施の日において、同表の右欄の付加機能が提供されている契約者回線等とみなして取り扱います。

符号蓄積機能におけるタイプ1のもの	符号蓄積機能
-------------------	--------

附 則（平成28年10月7日東経企営第16-148号）

この改正規定は、平成28年10月11日から実施します。

附 則（平成28年10月27日東経企営第16-149号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成28年11月1日から実施します。

（経過措置）

- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している無線LAN対応型ルータ機能付IP電話対応装置に関する料金その他の提供条件については、なお従前のとおりとします。

- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則（平成28年12月5日東経企営第16-171号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成28年12月10日から実施します。

（経過措置）

2 削除

3 削除

附 則（平成28年12月27日東経企営第16-193号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成29年1月4日から実施します。

（経過措置）

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの

料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

- 3 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により次の表の左欄のサービスを提供されている契約者回線は、この改正規定実施の日において、同表の右欄のサービスを提供されている契約者回線とみなして取り扱います。

メニュー 6 - 2 に係る I P 通信網サービス	メニュー 6 - 2 のプラン 1 に係る I P 通信網サービス
----------------------------	-----------------------------------

附 則（平成28年 1 月26日東経企営第16 - 208号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成29年 2 月 1 日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
（メニュー 5 に係る利用料金の割引）
- 3 当社は、契約の申込者から申出があったときは、次のとおり規定する利用料金の割引を適用します。

(1) 定義等

ア 「利用料金の割引」とは、メニュー 5 - 1 のものであって、提供の形態による細目が - 2 - 1 型のもの（以下この項において「割引対象サービス」といいます。）に係る I P 通信網契約の申込者の申出により、本項のイに規定する期間（以下この項において「割引対象期間」といいます。）におけるメニュー 5 に係る I P 通信網サービスの利用料金（料金表第 1 表第 1 類第 1（臨時 I P 通信網契約以外の契約に関するもの）2（料金額）の 2 - 5（メニュー 5 に関する利用料金）に規定する利用料（基本料に係る部分に限ります。）に限ります。以下この項において同じとします。）について、500円（税込価格540円）（以下この項において「割引額」といいます。）を減額して適用することをいいます。

イ 割引対象期間は、その I P 通信網サービスの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月の初日から起算して、23か月後の料金月の末日までとします。

ウ 契約の申込者は、当社がその I P 通信網サービスの提供を開始する日までに、アに規定する利用料金の割引を選択する申出を行っていただきます。

エ この割引の適用を受ける I P 通信網契約に係る契約者回線は、平成29年11月30日までに当社がその提供を開始したものに限り、適用されます。

(2) 承諾

当社は、割引対象サービスに係る I P 通信網契約の申込者からこの割引を選択する申出があったときは、その申出のあった I P 通信網契約が次の各号に該当するものである場合に限り、これを承諾します。

ア その I P 通信網サービスの提供開始と同時に料金表第 1 表第 1 類第 1 の 1(9)に規定する学校に限定した割引の適用を受けないもの

イ 平成29年 2 月 1 日から平成29年 5 月31日までの間に申込みがあったもの

(3) 割引の適用

ア 当社は、その契約者回線について、割引対象期間内に割引対象サービス以外の品目等への変更があった場合は、その変更があった日以降の期間についてはこの割引額の減額を適用しません。この場合において、その契約者回線に係る割引対象期間については、その変更があった日以降の期間を含むものとします。

イ 当社は、その契約者回線について、割引対象期間内にアに規定するところにより割引対象サービス以外の品目等への変更があった後に割引対象サービスの品目等への再変更があった場合は、再変更があった日から再変更後の契約者回線の割引額の減額を適用するものとします。

ウ 当社は、割引額は利用日数に応じて日割した額を適用します。

エ 当社は、割引額の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、料金表通則5（端数処理）の規定にかかわらず、その端数を切り上げます。

- 4 当社は、限定された期間内に申し込まれたIP通信網契約に限り適用する割引であって当社が別に定めるものの適用を受けた者が、そのメニュー5に係るIP通信網契約の解除があった日から起算して1年未満の間に、メニュー5に係るIP通信網契約の申込みを行ったと当社が認める場合（その申込みに係る契約者回線の終端の場所がその解除に係る契約者回線の終端の場所と同一となる場合とします。）は、この附則の第3項の規定を適用しません。

（メニュー5の移転に係る工事費の割引）

- 5 平成29年2月1日から平成29年5月31日までの間にメニュー5（メニュー5-1のプラン3-1に係るもの又はメニュー5-2のものに限り、以下この項において「割引対象サービス」といいます。）に係るIP通信網契約者からその契約者回線（料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用を受けている契約者回線を除きます。）又は当社が提供する端末設備（配線設備多重装置に限り、以下この項において同じとします。）の移転の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成29年11月30日までに当社がその契約者回線又は当社が提供する端末設備の移転の工事を行ったとき（その工事と同時に割引対象サービス以外の品目等への変更があったとき、その工事に係る基本工事費及び交換機等工事費の合計額が2,000円（税込価格2,160円）となる場合又は当社が別に定める場合を除きます。）は、その契約者回線又は当社が提供する端末設備の移転に係る工事の費用について、料金表第2表第2の2-5に規定する工事費の合計額から、次に掲げる額を減額して適用します。

- (1) メニュー5-1のものに係る工事について、屋内配線設備の部分に係る工事を伴うものに係る工事の場合は、9,000円（税込価格9,720円）
- (2) メニュー5-2のものに係る工事について、屋内配線設備の部分に係る工事を伴うもの又は配線設備多重装置の移転を伴うものに係る工事の場合は、7,500円（税込価格8,100円）
- (3) (1)及び(2)以外の場合は、1,100円（税込価格1,188円）

（メニュー5の品目等の変更に係る工事費の割引）

- 6 平成29年2月1日から平成29年5月31日までの間に次に掲げるIP通信網サービスの品目等の変更の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成29年11月30日までにその変更の工事（契約者回線の移転の工事を伴うものを除きます。）を行ったときは、品目等の変更に係る基本工事費（基本額の部分に限り、以下この項において「基本額」といいます。）交換機等工事費、回線終端装置工事費及び機器工事費（配線設備多重装置に係るものに限り、以下この項において「基本額以外の工事費」といいます。）について、料金表第2表第2の2-5に規定する額に代えて、それぞれ0円を適用します。

- (1) メニュー5-1（提供の形態による細目が - 1型のものであって、通信の態様による細目がプラン3のもの又は - 2-2型のものに限り、以下この項において「メニュー5-1」といいます。）のものに係るIP通信網サービスから、メニュー5-1における提供の形態による細目が - 2-1型のものに係るIP通信網サービスへの品目等の変更
- (2) メニュー5-2（提供の形態による細目が - 1型のものに限り、以下この項において「メニュー5-2」といいます。）のものに係るIP通信網サービスから、メニュー5-2における提供の形態による細目が - 2-1型のものに係るIP通信網サービスへの品目等の変更

- 7 当社は、限定された期間内に申し込まれたIP通信網契約に限り適用する割引であって当社が別に定めるものの適用（メニュー5における提供の形態による細目が - 2-1型のものへの品目等の変更の工事に係るもの又はその変更と同時の移転の工事に係るものに限り、以下この項において「メニュー5」といいます。）を受けた者が、その契約者回線について、平成29年2月1日から平成29年5月31日までの間に品目等の変更の請求（メニュー5における提供の形態による細目が - 2-1型のものへの品目等の変更に係るものに限り、以下この項において「メニュー5」といいます。）を行っ

たと当社が認める場合は、その品目等の変更に係る基本工事費、交換機等工事費、回線終端装置工事費及び機器工事費について、この附則の第6項の規定を適用しません。
(メニュー5の回線接続装置に係る利用料金の割引)

8 当社は、契約の申込者から申出があったときは、次のとおり規定する利用料金の割引を適用します。

(1) 定義等

ア 「利用料金の割引」とは、メニュー5 - 1の1Gb/sの品目のものにおけるプラン3 - 1のもの又はメニュー5 - 2の1Gb/sの品目のものに係るIP通信網契約の申込みと同時にIP通信網契約者から無線LAN対応型ルータ機能付回線接続装置(型の基本装置に限ります。以下この項において同じとします。)の利用の請求があった場合に、そのIP通信網契約の申込者の申出により、本項のイに規定する期間(以下この項において「割引対象期間」といいます。)における無線LAN対応型ルータ機能付回線接続装置(以下この項において「割引対象サービス」といいます。)に係る利用料について、次に掲げる額(以下この項において「割引額」といいます。)を減額して適用することをいいます。

(ア) メニュー5 - 1の1Gb/sの品目のものにおけるプラン3 - 1に係るものは、300円(税込価格 324円)

(イ) メニュー5 - 2の1Gb/sの品目のものに係るものは、200円(税込価格 216円)

イ 割引対象期間は、提供を開始した日から起算して30か月間とします。

ウ 契約の申込者は、当社がそのIP通信網サービスの提供を開始する日までに、アに規定する利用料金の割引を選択する申出を行っていただきます。

エ この割引の適用を受けるIP通信網契約に係る契約者回線は、平成29年11月30日までに当社がその提供を開始したものに限り、適用されます。

(2) 承諾

当社は、割引対象サービスに係るIP通信網契約の申込者からこの割引を選択する申出があったときは、その申出のあったIP通信網契約が次の各号に該当するものである場合に限り、これを承諾します。

ア そのIP通信網サービスの提供開始と同時に料金表第1表第1類第1の1(10)に規定する長期継続利用の申出に係る利用料金の割引の適用を受けるもの

イ 平成29年2月1日から平成29年5月31日までの間に申込みがあったもの

(3) 割引の適用

ア 当社は、その無線LAN対応型ルータ機能付回線接続装置の割引対象期間について、割引対象期間内に廃止があった場合は、その廃止があった日以降の期間を含むものとします。

この場合において、当社は、その無線LAN対応型ルータ機能付回線接続装置の再設置があった場合は、再設置があった日から前項に規定する無線LAN対応型ルータ機能付回線接続装置の利用料金を適用するものとします。

イ 当社は、割引額の計算において、2 - 5 - 1(利用料)(1)に規定する基本料に2 - 5 - 2(加算額)(5)に規定する端末設備(無線LAN対応型ルータ機能付回線接続装置の型の基本装置に限ります。)に係る機器利用料を合算した利用料金から、本項(1)又は(2)に規定する額を利用日数に応じて日割した額を減額して適用します。

ウ 当社は、割引額の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、料金表通則5(端数処理)の規定にかかわらず、その端数を切り上げます。

9 当社は、限定された期間内に申し込まれたIP通信網契約に限り適用する割引であって当社が別に定めるものの適用を受けた者が、そのメニュー5に係るIP通信網契約の解除があった日から起算して1年未満の間に、メニュー5に係るIP通信網契約の申込みを行ったと当社が認める場合(その申込みに係る契約者回線の終端の場所が

その解除に係る契約者回線の終端の場所と同一となる場合とします。)は、この附則の第8項の規定を適用しません。

附 則(平成29年2月28日東経企営第16-234号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成29年3月1日から実施します。
- (サービスの終了)
- 2 当社は、この改正規定実施の日において、改正前の規定により提供しているメニュー5-3を終了することとします。
- (経過措置)
- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
 - 4 東経企営第13-111号(平成25年10月31日)の附則第3項及び第4項(経過措置)を削除します。

附 則(平成29年2月28日東経企営第16-235号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成29年3月1日から実施します。
- (サービスの終了)
- 2 当社は、この改正規定実施の日において、改正前の規定により提供しているメニュー6-4、待受情報受信機能対応装置(型)待受情報受信機能対応装置(型)待受情報受信機能及び蓄積符号容量拡張機能を終了することとします。
- (経過措置)
- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
 - 4 東経企営第16-098号(平成28年7月28日)の附則第2項及び第3項(経過措置)を削除します。

附 則(平成29年5月30日東経企営第17-36号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成29年6月1日から実施します。
- (経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- (メニュー5に係る利用料金の割引)
- 3 当社は、契約の申込者から申出があったときは、次のとおり規定する利用料金の割引を適用します。

(1) 定義等

ア 「利用料金の割引」とは、メニュー5-1のものであって、提供の形態による細目が-2-1型のもの(以下この項において「割引対象サービス」といいます。)に係るIP通信網契約の申込者の申出により、本項のイに規定する期間(以下この項において「割引対象期間」といいます。)におけるメニュー5に係るIP通信網サービスの利用料金(料金表第1表第1類第1(臨時IP通信網契約以外の契約に関するもの)2(料金額)の2-5(メニュー5に関する利用料金)に規定する利用料(基本料に係る部分に限ります。)に限ります。以下この項において同じとします。)について、500円(税込価格540円)(以下この項において「割引額」といいます。)を減額して適用することをいいます。

イ 割引対象期間は、そのIP通信網サービスの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月の初日から起算して、23か月後の料金月の末日までとします。

ウ 契約の申込者は、当社がそのIP通信網サービスの提供を開始する日までに、アに規定する利用料金の割引を選択する申出を行っていただきます。

エ この割引の適用を受けるIP通信網契約に係る契約者回線は、平成30年3月31

日までに当社がその提供を開始したものに限り、

(2) 承諾

当社は、割引対象サービスに係る I P 通信網契約の申込者からこの割引を選択する申出があったときは、その申出のあった I P 通信網契約が次の各号に該当するものである場合に限り、これを承諾します。

ア その I P 通信網サービスの提供開始と同時に料金表第 1 表第 1 類第 1 の 1 (9) に規定する学校に限定した割引の適用を受けないもの

イ 平成29年 6 月 1 日から平成29年 9 月30日までの間に申込みがあったもの

(3) 割引の適用

ア 当社は、その契約者回線について、割引対象期間内に割引対象サービス以外の品目等への変更があった場合は、その変更があった日以降の期間についてはこの割引額の減額を適用しません。この場合において、その契約者回線に係る割引対象期間については、その変更があった日以降の期間を含むものとします。

イ 当社は、その契約者回線について、割引対象期間内にアに規定するところにより割引対象サービス以外の品目等への変更があった後に割引対象サービスの品目等への再変更があった場合は、再変更があった日から再変更後の契約者回線の割引額の減額を適用するものとします。

ウ 当社は、割引額は利用日数に応じて日割した額を適用します。

エ 当社は、割引額の計算において、その計算結果に 1 円未満の端数が生じた場合は、料金表通則 5 (端数処理) の規定にかかわらず、その端数を切り上げます。

4 当社は、限定された期間内に申し込まれた I P 通信網契約に限り適用する割引であって当社が別に定めるものの適用を受けた者が、そのメニュー 5 に係る I P 通信網契約の解除があった日から起算して 1 年未満の間に、メニュー 5 に係る I P 通信網契約の申込みを行ったと当社が認める場合 (その申込みに係る契約者回線の終端の場所がその解除に係る契約者回線の終端の場所と同一となる場合とします。) は、この附則の第 3 項の規定を適用しません。

(メニュー 5 の移転に係る工事費の割引)

5 平成29年 6 月 1 日から平成29年 9 月30日までの間にメニュー 5 (メニュー 5 - 1 のプラン 3 - 1 に係るもの又はメニュー 5 - 2 のもの) に限り、以下この項において「割引対象サービス」といいます。) に係る I P 通信網契約者からその契約者回線 (料金表第 1 表第 1 類第 1 の 1 (9) に規定する学校に限定した割引の適用を受けている契約者回線を除きます。) 又は当社が提供する端末設備 (配線設備多重装置に限り、以下この項において同じとします。) の移転の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成30年 3 月31日までに当社がその契約者回線又は当社が提供する端末設備の移転の工事を行ったとき (その工事と同時に割引対象サービス以外の品目等への変更があったとき、その工事に係る基本工事費及び交換機等工事費の合計額が 2,000 円 (税込価格 2,160 円) となる場合又は当社が別に定める場合を除きます。) は、その契約者回線又は当社が提供する端末設備の移転に係る工事の費用について、料金表第 2 表第 2 の 2 - 5 に規定する工事費の合計額から、次に掲げる額を減額して適用します。

(1) メニュー 5 - 1 のものに係る工事について、屋内配線設備の部分に係る工事を伴うものに係る工事の場合は、9,000 円 (税込価格 9,720 円)

(2) メニュー 5 - 2 のものに係る工事について、屋内配線設備の部分に係る工事を伴うもの又は配線設備多重装置の移転を伴うものに係る工事の場合は、7,500 円 (税込価格 8,100 円)

(3) (1) 及び (2) 以外の場合は、1,100 円 (税込価格 1,188 円)

(メニュー 5 の品目等の変更に係る工事費の割引)

6 平成29年 6 月 1 日から平成29年 9 月30日までの間に次に掲げる I P 通信網サービスの品目等の変更の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成30年 3

月31日までにその変更の工事(契約者回線の移転の工事を伴うものを除きます。)を行ったときは、品目等の変更に係る基本工事費(基本額の部分に限ります。)交換機等工事費、回線終端装置工事費及び機器工事費(配線設備多重装置に係るものに限ります。)について、料金表第2表第2の2-5に規定する額に代えて、それぞれ0円を適用します。

(1) メニュー5-1(提供の形態による細目が 型若しくは -1型のものであって、通信の態様による細目がプラン3のもの又は -2-2型のものに限ります。)のものに係るIP通信網サービスから、メニュー5-1における提供の形態による細目が -2-1型のものに係るIP通信網サービスへの品目等の変更

(2) メニュー5-2(提供の形態による細目が -1型のものに限ります。)のものに係るIP通信網サービスから、メニュー5-2における提供の形態による細目が -2-1型のものに係るIP通信網サービスへの品目等の変更

7 当社は、限定された期間内に申し込まれたIP通信網契約に限り適用する割引であって当社が別に定めるものの適用(メニュー5における提供の形態による細目が -2-1型のものへの品目等の変更の工事に係るもの又はその変更と同時の移転の工事に係るものに限ります。)を受けた者が、その契約者回線について、平成29年6月1日から平成29年9月30日までの間に品目等の変更の請求(メニュー5における提供の形態による細目が -2-1型のものへの品目等の変更に係るものに限ります。)を行ったと当社が認める場合は、その品目等の変更に係る基本工事費、交換機等工事費、回線終端装置工事費及び機器工事費について、この附則の第6項の規定を適用しません。(メニュー5の回線接続装置に係る利用料金の割引)

8 当社は、契約の申込者から申出があったときは、次のとおり規定する利用料金の割引を適用します。

(1) 定義等

ア 「利用料金の割引」とは、メニュー5-1の1Gb/sの品目のものにおけるプラン3-1のもの又はメニュー5-2の1Gb/sの品目のものに係るIP通信網契約の申込みと同時にIP通信網契約者から無線LAN対応型ルータ機能付回線接続装置(型の基本装置に限ります。以下この項において同じとします。)の利用の請求があった場合に、そのIP通信網契約の申込者の申出により、本項のイに規定する期間(以下この項において「割引対象期間」といいます。)における無線LAN対応型ルータ機能付回線接続装置(以下この項において「割引対象サービス」といいます。)に係る利用料について、次に掲げる額(以下この項において「割引額」といいます。)を減額して適用することをいいます。

(ア) メニュー5-1の1Gb/sの品目のものにおけるプラン3-1に係るものは、300円(税込価格 324円)

(イ) メニュー5-2の1Gb/sの品目のものに係るものは、200円(税込価格 216円)

イ 割引対象期間は、提供を開始した日から起算して30か月間とします。

ウ 契約の申込者は、当社がそのIP通信網サービスの提供を開始する日までに、アに規定する利用料金の割引を選択する申出を行っていただきます。

エ この割引の適用を受けるIP通信網契約に係る契約者回線は、平成30年3月31日までに当社がその提供を開始したものに限り、適用します。

(2) 承諾

当社は、割引対象サービスに係るIP通信網契約の申込者からこの割引を選択する申出があったときは、その申出のあったIP通信網契約が次の各号に該当するものである場合に限り、これを承諾します。

ア そのIP通信網サービスの提供開始と同時に料金表第1表第1類第1の1(10)に規定する長期継続利用の申出に係る利用料金の割引の適用を受けるもの

イ 平成29年6月1日から平成29年9月30日までの間に申込みがあったもの

(3) 割引の適用

ア 当社は、その無線LAN対応型ルータ機能付回線接続装置の割引対象期間について、割引対象期間内に廃止があった場合は、その廃止があった日以降の期間を含むものとしします。

この場合において、当社は、その無線LAN対応型ルータ機能付回線接続装置の再設置があった場合は、再設置があった日から前項に規定する無線LAN対応型ルータ機能付回線接続装置の利用料金を適用するものとしします。

イ 当社は、割引額の計算において、2-5-1(利用料)(1)に規定する基本料に2-5-2(加算額)(5)に規定する端末設備(無線LAN対応型ルータ機能付回線接続装置の型の基本装置に限ります。)に係る機器利用料を合算した利用料金から、本項(1)又は(2)に規定する額を利用日数に応じて日割した額を減額して適用しします。

ウ 当社は、割引額の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、料金表通則5(端数処理)の規定にかかわらず、その端数を切り上げます。

9 当社は、限定された期間内に申し込まれたIP通信網契約に限り適用する割引であって当社が別に定めるものの適用を受けた者が、そのメニュー5に係るIP通信網契約の解除があった日から起算して1年未満の間に、メニュー5に係るIP通信網契約の申込みを行ったと当社が認める場合(その申込みに係る契約者回線の終端の場所がその解除に係る契約者回線の終端の場所と同一となる場合としします。)は、この附則の第8項の規定を適用しません。

附 則(平成29年5月30日東経企営第17-39号)

(実施期日)

この改正規定は、平成29年6月1日より実施します。

附 則(平成29年9月28日 東経企営第17-119号)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成29年10月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとしします。

(メニュー5に係る利用料金の割引)

3 当社は、契約の申込者から申出があったときは、次のとおり規定する利用料金の割引を適用しします。

(1) 定義等

ア 「利用料金の割引」とは、メニュー5-1のものであって、提供の形態による細目が-2-1型のもの(以下この項において「割引対象サービス」といいます。)に係るIP通信網契約の申込者の申出により、本項のイに規定する期間(以下この項において「割引対象期間」といいます。)におけるメニュー5に係るIP通信網サービスの利用料金(料金表第1表第1類第1(臨時IP通信網契約以外の契約に関するもの)2(料金額)の2-5(メニュー5に関する利用料金)に規定する利用料(基本料に係る部分に限ります。)に限ります。以下この項において同じとしします。)について、500円(税込価格 540円)(以下この項において「割引額」といいます。)を減額して適用することをいいます。

イ 割引対象期間は、そのIP通信網サービスの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月の初日から起算して、23か月後の料金月の末日までとしします。

ウ 契約の申込者は、当社がそのIP通信網サービスの提供を開始する日までに、アに規定する利用料金の割引を選択する申出を行っていただきます。

エ この割引の適用を受けるIP通信網契約に係る契約者回線は、平成30年7月31日までに当社がその提供を開始したものに限りします。

(2) 承諾

当社は、割引対象サービスに係る I P 通信網契約の申込者からこの割引を選択する申出があったときは、その申出のあった I P 通信網契約が次の各号に該当するものである場合に限り、これを承諾します。

ア その I P 通信網サービスの提供開始と同時に料金表第 1 表第 1 類第 1 の 1(9)に規定する学校に限定した割引の適用を受けないもの

イ 平成29年10月 1 日から平成30年 1 月31日までの間に申込みがあったもの

(3) 割引の適用

ア 当社は、その契約者回線について、割引対象期間内に割引対象サービス以外の品目等への変更があった場合は、その変更があった日以降の期間についてはこの割引額の減額を適用しません。この場合において、その契約者回線に係る割引対象期間については、その変更があった日以降の期間を含むものとします。

イ 当社は、その契約者回線について、割引対象期間内にアに規定するところにより割引対象サービス以外の品目等への変更があった後に割引対象サービスの品目等への再変更があった場合は、再変更があった日から再変更後の契約者回線の割引額の減額を適用するものとします。

ウ 当社は、割引額は利用日数に応じて日割した額を適用します。

エ 当社は、割引額の計算において、その計算結果に 1 円未満の端数が生じた場合は、料金表通則 5 (端数処理) の規定にかかわらず、その端数を切り上げます。

- 4 当社は、限定された期間内に申し込まれた I P 通信網契約に限り適用する割引であって当社が別に定めるものの適用を受けた者が、そのメニュー 5 に係る I P 通信網契約の解除があった日から起算して 1 年未満の間に、メニュー 5 に係る I P 通信網契約の申込みを行ったと当社が認める場合 (その申込みに係る契約者回線の終端の場所がその解除に係る契約者回線の終端の場所と同一となる場合とします。) は、この附則の第 3 項の規定を適用しません。

(メニュー 5 の移転に係る工事費の割引)

- 5 平成29年10月 1 日から平成30年 1 月31日までの間にメニュー 5 (メニュー 5 - 1 のプラン 3 - 1 に係るもの又はメニュー 5 - 2 のもの) に限ります。以下この項において「割引対象サービス」といいます。) に係る I P 通信網契約者からその契約者回線 (料金表第 1 表第 1 類第 1 の 1(9) に規定する学校に限定した割引の適用を受けている契約者回線を除きます。) 又は当社が提供する端末設備 (配線設備多重装置に限ります。以下この項において同じとします。) の移転の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成30年 7 月31日までに当社がその契約者回線又は当社が提供する端末設備の移転の工事を行ったとき (その工事と同時に割引対象サービス以外の品目等への変更があったとき、その工事に係る基本工事費及び交換機等工事費の合計額が 2,000 円 (税込価格 2,160 円) となる場合又は当社が別に定める場合を除きます。) は、その契約者回線又は当社が提供する端末設備の移転に係る工事の費用について、料金表第 2 表第 2 の 2 - 5 に規定する工事費の合計額から、次に掲げる額を減額して適用します。

(1) メニュー 5 - 1 のものに係る工事について、屋内配線設備の部分に係る工事を伴うものに係る工事の場合は、9,000 円 (税込価格 9,720 円)

(2) メニュー 5 - 2 のものに係る工事について、屋内配線設備の部分に係る工事を伴うもの又は配線設備多重装置の移転を伴うものに係る工事の場合は、7,500 円 (税込価格 8,100 円)

(3) (1) 及び (2) 以外の場合は、1,100 円 (税込価格 1,188 円)

(メニュー 5 の品目等の変更に係る工事費の割引)

- 6 平成29年10月 1 日から平成30年 1 月31日までの間に次に掲げる I P 通信網サービスの品目等の変更の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成30年 7 月31日までにその変更の工事 (契約者回線の移転の工事を伴うものを除きます。) を行ったときは、品目等の変更に係る基本工事費 (基本額の部分に限り。) 交換機等

工事費、回線終端装置工事費及び機器工事費（配線設備多重装置に係るものに限ります。）について、料金表第2表第2の2-5に規定する額に代えて、それぞれ0円を適用します。

(1) メニュー5-1（提供の形態による細目が 型若しくは -1型のものであって、通信の態様による細目がプラン3のもの又は -2-2型のものに限ります。）のものに係るIP通信網サービスから、メニュー5-1における提供の形態による細目が -2-1型のものに係るIP通信網サービスへの品目等の変更

(2) メニュー5-2（提供の形態による細目が -1型のものに限ります。）のものに係るIP通信網サービスから、メニュー5-2における提供の形態による細目が -2-1型のものに係るIP通信網サービスへの品目等の変更

7 当社は、限定された期間内に申し込まれたIP通信網契約に限り適用する割引であって当社が別に定めるものの適用（メニュー5における提供の形態による細目が -2-1型のものへの品目等の変更の工事に係るもの又はその変更と同時の移転の工事に係るものに限ります。）を受けた者が、その契約者回線について、平成29年10月1日から平成30年1月31日までの間に品目等の変更の請求（メニュー5における提供の形態による細目が -2-1型のものへの品目等の変更に係るものに限ります。）を行ったと当社が認める場合は、その品目等の変更に係る基本工事費、交換機等工事費、回線終端装置工事費及び機器工事費について、この附則の第6項の規定を適用しません。（メニュー5の回線接続装置に係る利用料金の割引）

8 当社は、契約の申込者から申出があったときは、次のとおり規定する利用料金の割引を適用します。

(1) 定義等

ア 「利用料金の割引」とは、メニュー5-1の1Gb/sの品目のものにおけるプラン3-1のもの又はメニュー5-2の1Gb/sの品目のものに係るIP通信網契約の申込みと同時にIP通信網契約者から無線LAN対応型ルータ機能付回線接続装置（型の基本装置に限ります。以下この項において同じとします。）の利用の請求があった場合に、そのIP通信網契約の申込者の申出により、本項のイに規定する期間（以下この項において「割引対象期間」といいます。）における無線LAN対応型ルータ機能付回線接続装置（以下この項において「割引対象サービス」といいます。）に係る利用料について、次に掲げる額（以下この項において「割引額」といいます。）を減額して適用することをいいます。

(ア) メニュー5-1の1Gb/sの品目のものにおけるプラン3-1に係るものは、300円（税込価格 324円）

(イ) メニュー5-2の1Gb/sの品目のものに係るものは、200円（税込価格 216円）

イ 割引対象期間は、提供を開始した日から起算して30か月間とします。

ウ 契約の申込者は、当社がそのIP通信網サービスの提供を開始する日までに、アに規定する利用料金の割引を選択する申出を行っていただきます。

エ この割引の適用を受けるIP通信網契約に係る契約者回線は、平成30年7月31日までに当社がその提供を開始したものに限り、適用します。

(2) 承諾

当社は、割引対象サービスに係るIP通信網契約の申込者からこの割引を選択する申出があったときは、その申出のあったIP通信網契約が次の各号に該当するものである場合に限り、これを承諾します。

ア そのIP通信網サービスの提供開始と同時に料金表第1表第1類第1の1(10)に規定する長期継続利用の申出に係る利用料金の割引の適用を受けるもの

イ 平成29年10月1日から平成30年1月31日までの間に申込みがあったもの

(3) 割引の適用

ア 当社は、その無線LAN対応型ルータ機能付回線接続装置の割引対象期間につ

いて、割引対象期間内に廃止があった場合は、その廃止があった日以降の期間を含むものとしします。

この場合において、当社は、その無線LAN対応型ルータ機能付回線接続装置の再設置があった場合は、再設置があった日から前項に規定する無線LAN対応型ルータ機能付回線接続装置の利用料金を適用するものとしします。

イ 当社は、割引額の計算において、2-5-1(利用料)(1)に規定する基本料に2-5-2(加算額)(5)に規定する端末設備(無線LAN対応型ルータ機能付回線接続装置の型の基本装置に限ります。)に係る機器利用料を合算した利用料金から、本項(1)又は(2)に規定する額を利用日数に応じて日割した額を減額して適用します。

ウ 当社は、割引額の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、料金表通則5(端数処理)の規定にかかわらず、その端数を切り上げます。

9 当社は、限定された期間内に申し込まれたIP通信網契約に限り適用する割引であって当社が別に定めるものの適用を受けた者が、そのメニュー5に係るIP通信網契約の解除があった日から起算して1年未満の間に、メニュー5に係るIP通信網契約の申込みを行ったと当社が認める場合(その申込みに係る契約者回線の終端の場所がその解除に係る契約者回線の終端の場所と同一となる場合としします。)は、この附則の第8項の規定を適用しません。

附 則(平成29年10月4日東経企営第17-120号)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成29年10月5日から実施します。
ただし、この改正規定中、メニュー2-3のものに係る通信を行う設備の数に応じた加算料の部分については、平成29年10月11日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとしします。
3 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により次の表の左欄の加算料を適用されている契約者回線は、この改正規定実施の日において、同表の右欄の加算料を適用されている契約者回線とみなして取り扱います。

メニュー2-3のものに係る通信を行う設備の数に応じた加算料	メニュー2-3のものに係る通信を行う設備の数に応じた加算料のうち当社が別に定めるグループAに区分される設備との間において通信を行うことが可能なもの
-------------------------------	---

4 平成29年10月5日から平成30年1月31日までの間にメニュー2-3に係るIP通信網契約者から、そのIP通信網サービスについて、メニュー2-3のものに係る当社が別に定めるグループBに区分される設備の利用の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成30年2月28日までにその工事を行ったときは、当社が別に定めるグループBに区分される設備との間において通信を行うことが可能なものに係る加算料に代えて、当社が別に定めるグループAに区分される設備との間において通信を行うことが可能なものに係る加算料を適用します。

附 則(東経企営第17-142号)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成29年12月1日から実施します。
(経過措置)
2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとしします。

(メニュー5の設置に係る工事費の割引)

- 3 当社は、平成29年12月1日から平成30年5月31日までの間にメニュー1若しくはメニュー4に係るIP通信網契約者又は当社が別に定める者から、メニュー5-1の型のもの又はメニュー5-2の-1型のものに係るIP通信網契約の申込み(そのIP通信網契約者(そのIP通信網契約が光コラボレーションモデルに係るものである場合はそのIP通信網契約者が指定する者としてします。)とその申出のあったメニュー1若しくはメニュー4に係るIP通信網契約者又は当社が別に定める者が同一の者である場合に限ります。)があった場合(当社が別に定める場合を除きます。)平成30年11月30日までに当社がその契約者回線の設置の工事を行ったときは、その契約者回線の設置に係る基本工事費(基本額の部分に限ります。)交換機等工事費、回線終端装置工事費及び機器工事費(配線設備多重装置に係るものに限ります。)について、料金表第2表第2の2-5に規定する額を適用しません。
- 4 当社は、この附則第3項に規定するメニュー5の設置に係る工事費の割引の適用の申出があった場合には、当社が別に定める割引を適用しません。
- 5 当社は、附則第3項の適用を受けたメニュー1若しくはメニュー4に係るIP通信網契約者又は当社が別に定める者から再びメニュー5に係るIP通信網契約の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合は、この附則第3項に規定するメニュー5の設置に係る工事費の割引を適用しません。

附 則(東経企営第17-144号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成29年12月1日から実施します。
- (経過措置)
- 2 当社は、この改正規定実施前にメニュー2-3に係るIP通信網契約の申込みがあったときは、この改正規定実施前の工事費の額を適用します。

附 則(平成29年12月28日東企営第17-160号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成30年1月1日から実施します。
- (サービスの終了)
- 2 当社は、この改正規定実施の日において、改正前の規定により提供している映像信号復号化装置及び無線LAN対応型映像信号復号化装置を終了することとします。
- (経過措置)
- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
 - 4 東経企営第16-171号(平成28年12月5日)の附則第2項及び第3項(経過措置)を削除します。

附 則(平成30年1月30日 東営企営第17-168号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成30年1月31日から実施します。
- (経過措置)
- 2 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則(平成30年1月30日 東営企営第17-169号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成30年2月1日から実施します。
- (経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(メニュー5に係る利用料金の割引)

- 3 当社は、契約の申込者から申出があったときは、次のとおり規定する選択制による

割引を適用します。この割引には「利用料金の割引」と「基本工事費等の割引」の2種類があり、契約者はあらかじめいずれか1つを選択していただきます。

(1) 定義等

ア 「利用料金の割引」とは、メニュー5-1のものであって、提供の形態による細目が-2-1型のもの(以下この項において「割引対象サービス」といいます。)に係るIP通信網契約の申込者の申出により、本項のイに規定する期間(以下この項において「割引対象期間」といいます。)におけるメニュー5に係るIP通信網サービスの利用料金(料金表第1表第1類第1(臨時IP通信網契約以外の契約に関するもの)2(料金額)の2-5(メニュー5に関する利用料金)に規定する利用料(基本料に係る部分に限ります。)に限ります。以下この項において同じとします。)について、500円(税込価格540円)(以下この項において「割引額」といいます。)を減額して適用することをいいます。

イ 「基本工事費等の割引」とは、割引対象サービスに係るIP通信網契約者回線の設置に係る基本工事費(基本額の部分に限ります。)について、料金表第2表第2の2-5に規定する額に代えて、以下の料金を適用することをいいます。

(ア) 屋内配線設備の部分に係る工事を伴う場合は9,000円(税込価格 9,720円)

(イ) 屋内配線設備の部分に係る工事を伴わない場合又はその契約者回線の設置に係る基本工事費及び交換機等工事費の合計額が2,000円(税込価格 2,160円)の場合はそれぞれ0円

ウ 「利用料金の割引」の割引対象期間は、そのIP通信網サービスの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月の初日から起算して、23か月後の料金月の末日までとします。

エ 契約の申込者は、当社がそのIP通信網サービスの提供を開始する日までに、ア又はイに規定する利用料金の割引を選択する申出を行っていただきます。

オ この割引の適用を受けるIP通信網契約に係る契約者回線は、平成30年11月30日までに当社がその提供を開始したものに限り、

(2) 承諾

当社は、割引対象サービスに係るIP通信網契約の申込者からこの割引を選択する申出があったときは、その申出のあったIP通信網契約が次の各号に該当するものである場合に限り、これを承諾します。

ア そのIP通信網サービスの提供開始と同時に料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用を受けないもの

イ 平成30年2月1日から平成30年5月31日までの間に申込みがあったもの

(3) 割引の適用

ア 当社は、その契約者回線について、割引対象期間内に割引対象サービス以外の品目等への変更があった場合は、その変更があった日以降の期間についてはこの割引額の減額を適用しません。この場合において、その契約者回線に係る割引対象期間については、その変更があった日以降の期間を含むものとします。

イ 当社は、その契約者回線について、割引対象期間内にアに規定するところにより割引対象サービス以外の品目等への変更があった後に割引対象サービスの品目等への再変更があった場合は、再変更があった日から再変更後の契約者回線の割引額の減額を適用するものとします。

ウ 当社は、割引額は利用日数に応じて日割した額を適用します。

エ 当社は、割引額の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、料金表通則5(端数処理)の規定にかかわらず、その端数を切り上げます。

4 当社は、限定された期間内に申し込まれたIP通信網契約に限り適用する割引であって当社が別に定めるものの適用を受けた者が、そのメニュー5に係るIP通信網契約の解除があった日から起算して1年未満の間に、メニュー5に係るIP通信網契約の申込みを行ったと当社が認める場合(その申込みに係る契約者回線の終端の場所が

その解除に係る契約者回線の終端の場所と同一となる場合とします。)は、この附則の第3項の規定を適用しません。

(メニュー5の移転に係る工事費の割引)

- 5 平成30年2月1日から平成30年5月31日までの間にメニュー5(メニュー5-1のプラン3-1に係るもの又はメニュー5-2のものに限り、以下この項において「割引対象サービス」といいます。)に係るIP通信網契約者からその契約者回線(料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用を受けている契約者回線を除きます。)又は当社が提供する端末設備(配線設備多重装置に限り、以下この項において同じとします。)の移転の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成30年11月30日までに当社がその契約者回線又は当社が提供する端末設備の移転の工事を行ったとき(その工事と同時に割引対象サービス以外の品目等への変更があったとき、その工事に係る基本工事費及び交換機等工事費の合計額が2,000円(税込価格2,160円)となる場合又は当社が別に定める場合を除きます。)は、その契約者回線又は当社が提供する端末設備の移転に係る工事の費用について、料金表第2表第2の2-5に規定する工事費の合計額から、次に掲げる額を減額して適用します。
- (1) メニュー5-1のものに係る工事について、屋内配線設備の部分に係る工事を伴うものに係る工事の場合は、9,000円(税込価格9,720円)
 - (2) メニュー5-2のものに係る工事について、屋内配線設備の部分に係る工事を伴うもの又は配線設備多重装置の移転を伴うものに係る工事の場合は、7,500円(税込価格8,100円)
 - (3) (1)及び(2)以外の場合は、1,100円(税込価格1,188円)

(メニュー5の品目等の変更に係る工事費の割引)

- 6 平成30年2月1日から平成30年5月31日までの間に次に掲げるIP通信網サービスの品目等の変更の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成30年11月30日までにその変更の工事(契約者回線の移転の工事を伴うものを除きます。)を行ったときは、品目等の変更に係る基本工事費(基本額の部分に限り、交換機等工事費、回線終端装置工事費及び機器工事費(配線設備多重装置に係るものに限り)について、料金表第2表第2の2-5に規定する額に代えて、それぞれ0円を適用します。
- (1) メニュー5-1(提供の形態による細目が型若しくは-1型のものであって、通信の態様による細目がプラン3のもの又は-2-2型のものに限り)のものに係るIP通信網サービスから、メニュー5-1における提供の形態による細目が-2-1型のものに係るIP通信網サービスへの品目等の変更
 - (2) メニュー5-2(提供の形態による細目が-1型のものに限り)のものに係るIP通信網サービスから、メニュー5-2における提供の形態による細目が-2-1型のものに係るIP通信網サービスへの品目等の変更

- 7 当社は、限定された期間内に申し込まれたIP通信網契約に限り適用する割引であって当社が別に定めるものの適用(メニュー5における提供の形態による細目が-2-1型のものへの品目等の変更の工事に係るもの又はその変更と同時の移転の工事に係るものに限り)を受けた者が、その契約者回線について、平成30年2月1日から平成30年5月31日までの間に品目等の変更の請求(メニュー5における提供の形態による細目が-2-1型のものへの品目等の変更に係るものに限り)を行ったと当社が認める場合は、その品目等の変更に係る基本工事費、交換機等工事費、回線終端装置工事費及び機器工事費について、この附則の第6項の規定を適用しません。

(メニュー5の回線接続装置に係る利用料金の割引)

- 8 当社は、契約の申込者から申出があったときは、次のとおり規定する利用料金の割引を適用します。

(1) 定義等

ア 「利用料金の割引」とは、メニュー5-1の1Gb/sの品目のものにおけるプラ

ン3 - 1のもの又はメニュー5 - 2の1Gb/sの品目のものに係るIP通信網契約の申込みと同時にIP通信網契約者から無線LAN対応型ルータ機能付回線接続装置(型の基本装置に限ります。以下この項において同じとします。)の利用の請求があった場合に、そのIP通信網契約の申込者の申出により、本項のイに規定する期間(以下この項において「割引対象期間」といいます。)における無線LAN対応型ルータ機能付回線接続装置(以下この項において「割引対象サービス」といいます。)に係る利用料について、次に掲げる額(以下この項において「割引額」といいます。)を減額して適用することをいいます。

(ア) メニュー5 - 1の1Gb/sの品目のものにおけるプラン3 - 1に係るものは、300円(税込価格 324円)

(イ) メニュー5 - 2の1Gb/sの品目のものに係るものは、200円(税込価格 216円)

イ 割引対象期間は、提供を開始した日から起算して30か月間とします。

ウ 契約の申込者は、当社がそのIP通信網サービスの提供を開始する日までに、アに規定する利用料金の割引を選択する申出を行っていただきます。

エ この割引の適用を受けるIP通信網契約に係る契約者回線は、平成30年11月30日までに当社がその提供を開始したものに限り、

(2) 承諾

当社は、割引対象サービスに係るIP通信網契約の申込者からこの割引を選択する申出があったときは、その申出のあったIP通信網契約が次の各号に該当するものである場合に限り、これを承諾します。

ア そのIP通信網サービスの提供開始と同時に料金表第1表第1類第1の1(10)に規定する長期継続利用の申出に係る利用料金の割引の適用を受けるもの

イ 平成30年2月1日から平成30年5月31日までの間に申込みがあったもの

(3) 割引の適用

ア 当社は、その無線LAN対応型ルータ機能付回線接続装置の割引対象期間について、割引対象期間内に廃止があった場合は、その廃止があった日以降の期間を含むものとします。

この場合において、当社は、その無線LAN対応型ルータ機能付回線接続装置の再設置があった場合は、再設置があった日から前項に規定する無線LAN対応型ルータ機能付回線接続装置の利用料金を適用するものとします。

イ 当社は、割引額の計算において、2 - 5 - 1(利用料)(1)に規定する基本料に2 - 5 - 2(加算額)(5)に規定する端末設備(無線LAN対応型ルータ機能付回線接続装置の型の基本装置に限ります。)に係る機器利用料を合算した利用料金から、本項(1)又は(2)に規定する額を利用日数に応じて日割した額を減額して適用します。

ウ 当社は、割引額の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、料金表通則5(端数処理)の規定にかかわらず、その端数を切り上げます。

9 当社は、限定された期間内に申し込まれたIP通信網契約に限り適用する割引であって当社が別に定めるものの適用を受けた者が、そのメニュー5に係るIP通信網契約の解除があった日から起算して1年未満の間に、メニュー5に係るIP通信網契約の申込みを行ったと当社が認める場合(その申込みに係る契約者回線の終端の場所がその解除に係る契約者回線の終端の場所と同一となる場合とします。)は、この附則の第8項の規定を適用しません。

附 則(平成30年2月23日 東経企管第17 - 192号)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成30年2月26日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している遠隔診断サービス(メ

ニュー 8 に係る I P 通信網サービス用のもの)に関する料金その他の提供条件については、なお従前のとおりとします。

- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則 (平成30年 2 月28日東経企営第17 - 200号)

(実施期日)

この改正規定は、平成30年 3 月 1 日から実施します。

附 則 (平成30年 3 月 1 日東経企営第17 - 199号)

(実施期日)

この改正規定は、平成30年 3 月 2 日から実施します。

附 則 (平成30年 3 月 2 日東経企営第17 - 201号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成30年 3 月 5 日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則 (平成30年 3 月30日東経企営第17 - 216号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成30年 3 月30日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則 (平成30年 3 月30日東経企営第17 - 217号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成30年 3 月31日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則 (平成30年 4 月 9 日東経企営第18 - 4 号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成30年 4 月10日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

- 3 当社は、平成30年 4 月10日から平成32年 1 月31日までの間にこの改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供しているメニュー 5 - 1 の100Mb/sの品目のものにおけるプラン 3 - 2 に係る I P 通信網契約者から、メニュー 5 - 1 の - 1 型のもの又はメニュー 5 - 2 の - 1 型のものに係る品目等の変更の申込み又はその I P 通信網契約の解除の通知と同時に I P 通信網契約の申込み (その I P 通信網契約者 (その I P 通信網契約が光コラボレーションモデルに係るものである場合はその I P 通信網契約者が指定する者) とその申出のあったメニュー 5 - 1 の100Mb/sの品目のものにおけるプラン 3 - 2 に係る I P 通信網契約者が同一の者である場合に限り) があり、当社がその申込みを承諾した場合 (当社が別に定める場合を除きます) であって、平成32年 7 月31日までに当社がその契約者回線の設置の工事を行ったときは、その契約者回線の設置に係る基本工事費 (基本額の部分に限り) 、交換機等工事費、回線終端装置工事費及び機器工事費 (配線設備多重装置に係るものに限り) について、料金表第 2 表第 2 の 2 - 5 に規定する額に代えて、それぞれ 0 円を適用します。

- 4 当社は、平成30年 4 月10日から平成33年 1 月31日までの間にこの改正規定実施の際

現に、改正前の規定により提供しているメニュー 5 - 1 の100Mb/sの品目のものにおけるプラン 2 に係る I P 通信網契約者から、メニュー 5 - 1 の - 1 型のものに係る品目等の変更の申込み又はその I P 通信網契約の解除の通知と同時に I P 通信網契約の申込み（その I P 通信網契約者（その I P 通信網契約が光コラボレーションモデルに係るものである場合はその I P 通信網契約者が指定する者としてします。）とその申出のあったメニュー 5 - 1 の100Mb/sの品目のものにおけるプラン 2 に係る I P 通信網契約者が同一の者である場合に限ります。）があり、当社がその申込みを承諾した場合（当社が別に定める場合を除きます。）であって、平成33年 7月31日までに当社がその契約者回線の設置の工事を行ったときは、その契約者回線の設置に係る基本工事費（基本額の部分に限ります。）交換機等工事費、回線終端装置工事費及び機器工事費（配線設備多重装置に係るものに限ります。）について、料金表第 2 表第 2 の 2 - 5 に規定する額に代えて、それぞれ 0 円を適用します。

- 5 当社は、平成30年 4月10日から平成33年 1月31日までの間にこの改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供しているメニュー 5 - 1 の100Mb/sの品目のものにおけるプラン 1 に係る I P 通信網契約者から、メニュー 5 - 1 の - 1 型における品目が 1Gb/sのもののうちプラン 4 - 2 又はプラン 5 のものに係る品目等の変更の申込み又はその I P 通信網契約の解除の通知と同時に I P 通信網契約の申込み（その I P 通信網契約者（その I P 通信網契約が光コラボレーションモデルに係るものである場合はその I P 通信網契約者が指定する者としてします。）とその申出のあったメニュー 5 - 1 の100Mb/sの品目のものにおけるプラン 1 に係る I P 通信網契約者が同一の者である場合に限ります。）があり、当社がその申込みを承諾した場合（当社が別に定める場合を除きます。）であって、平成33年 7月31日までに当社がその契約者回線の設置の工事を行ったときは、その契約者回線の設置に係る基本工事費（基本額の部分に限ります。）交換機等工事費、回線終端装置工事費及び機器工事費（配線設備多重装置に係るものに限ります。）について、料金表第 2 表第 2 の 2 - 5 に規定する額に代えて、それぞれ 0 円を適用します。
- 6 当社は、同時通信可能着信先数追加機能を利用する I P 通信網契約者（この附則の第 3 項、第 4 項又は第 5 項に規定する基本工事費等の割引の適用を受けるものに限ります。）から、その契約者回線に係る同時通信可能着信先数追加機能（その I P 通信網契約者が利用していた場合に限ります。）の利用の請求（その契約者回線の設置又は品目等の変更に係るものと同時に請求があったものに限ります。）があり、当社がその請求を承諾した場合、その同時通信可能着信先数追加機能の利用の開始に係る基本工事費（基本額の部分に限ります。）及び交換機等工事費について、料金表第 2 表第 2 の 2 - 5 に規定する額に代えて、それぞれ 0 円を適用します。
- 7 当社は、メニュー 8 に係る I P 通信網契約を締結している者（この附則の第 3 項、第 4 項又は第 5 項に規定する基本工事費等の割引の適用を受けるものに限ります。）から、その契約者回線に係るメニュー 8 の提供の開始、V P N 相互接続通信機能（その I P 通信網契約者が利用していた場合に限ります。）の利用開始、遠隔診断サービス（メニュー 8 に係る I P 通信網サービス用のものであって、その I P 通信網契約者が利用していた場合に限ります。）の利用開始又は V P N グループに係る契約内容の変更の請求（その契約者回線の設置又は品目等の変更に係るものと同時に請求があったものに限ります。）があり、当社がその請求を承諾した場合、その工事に係る基本工事費（基本額の部分に限ります。）及び交換機等工事費について、料金表第 2 表第 2 の 2 - 8 及び料金表第 3 表第 5 の 2 に規定する額に代えて、それぞれ 0 円を適用します。
- 8 当社は、メニュー 8 におけるクラス 1 に係る I P 通信網契約者（この附則の第 3 項、第 4 項又は第 5 項に規定する基本工事費等の割引の適用を受けるものに限ります。）から、その契約者回線に係るメニュー 2 - 3 の契約者回線の設置の請求（その契約者回線の設置又は品目等の変更に係るものと同時に請求があったものに限ります。）があり、当社がその請求を承諾した場合、その契約者回線の設置に係る基本工事費（基本額の

部分に限ります。)及び交換機等工事費について、料金表第2表第2の2-2に規定する額に代えて、それぞれ0円を適用します。

- 9 当社は、この附則の第3項、第4項又は第5項に規定するメニュー5の品目等の変更又は設置に係る工事費の割引を適用する場合には、当社が別に定める割引を適用しません。
- 10 当社は、この附則の第3項、第4項、第5項、第6項又は第7項の適用を受けたメニュー5に係るIP通信網契約者から再びメニュー5に係るIP通信網契約の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合は、この附則の第3項、第4項、第5項、第6項又は第7項に規定する工事費の割引を適用しません。

附 則(平成30年5月30日東経企第18-33号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成30年6月1日から実施します。
- (経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- (メニュー5に係る利用料金の割引)
- 3 当社は、契約の申込者から申出があったときは、次のとおり規定する選択制による割引を適用します。この割引には「利用料金の割引」と「基本工事費等の割引」の2種類があり、契約者はあらかじめいずれか1つを選択していただきます。

(1) 定義等

ア 「利用料金の割引」とは、メニュー5-1のものであって、提供の形態による細目が-2-1型のもの(以下この項において「割引対象サービス」といいます。)に係るIP通信網契約の申込者の申出により、本項のイに規定する期間(以下この項において「割引対象期間」といいます。)におけるメニュー5に係るIP通信網サービスの利用料金(料金表第1表第1類第1(臨時IP通信網契約以外の契約に関するもの)2(料金額)の2-5(メニュー5に関する利用料金)に規定する利用料(基本料に係る部分に限ります。)に限ります。以下この項において同じとします。)について、500円(税込価格540円)(以下この項において「割引額」といいます。)を減額して適用することをいいます。

イ 「基本工事費等の割引」とは、割引対象サービスに係るIP通信網契約者回線の設置に係る基本工事費(基本額の部分に限ります。)について、料金表第2表第2の2-5に規定する額に代えて、以下の料金を適用することをいいます。

(ア) 屋内配線設備の部分に係る工事を伴う場合は9,000円(税込価格9,720円)

(イ) 屋内配線設備の部分に係る工事を伴わない場合又はその契約者回線の設置に係る基本工事費及び交換機等工事費の合計額が2,000円(税込価格2,160円)の場合はそれぞれ0円

ウ 「利用料金の割引」の割引対象期間は、そのIP通信網サービスの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月の初日から起算して、23か月後の料金月の末日までとします。

エ 契約の申込者は、当社がそのIP通信網サービスの提供を開始する日までに、ア又はイに規定する利用料金の割引を選択する申出を行っていただきます。

オ この割引の適用を受けるIP通信網契約に係る契約者回線は、平成31年3月31日までに当社がその提供を開始したものに限り、適用されます。

(2) 承諾

当社は、割引対象サービスに係るIP通信網契約の申込者からこの割引を選択する申出があったときは、その申出のあったIP通信網契約が次の各号に該当するものである場合に限り、これを承諾します。

ア そのIP通信網サービスの提供開始と同時に料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用を受けないもの

- イ 平成30年6月1日から平成30年9月30日までの間に申込みがあったもの
- (3) 割引の適用
- ア 当社は、その契約者回線について、割引対象期間内に割引対象サービス以外の品目等への変更があった場合は、その変更があった日以降の期間についてはこの割引額の減額を適用しません。この場合において、その契約者回線に係る割引対象期間については、その変更があった日以降の期間を含むものとします。
- イ 当社は、その契約者回線について、割引対象期間内にアに規定するところにより割引対象サービス以外の品目等への変更があった後に割引対象サービスの品目等への再変更があった場合は、再変更があった日から再変更後の契約者回線の割引額の減額を適用するものとします。
- ウ 当社は、割引額は利用日数に応じて日割した額を適用します。
- エ 当社は、割引額の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、料金表通則5（端数処理）の規定にかかわらず、その端数を切り上げます。
- 4 当社は、限定された期間内に申し込まれたIP通信網契約に限り適用する割引であって当社が別に定めるものの適用を受けた者が、そのメニュー5に係るIP通信網契約の解除があった日から起算して1年未満の間に、メニュー5に係るIP通信網契約の申込みを行ったと当社が認める場合（その申込みに係る契約者回線の終端の場所がその解除に係る契約者回線の終端の場所と同一となる場合とします。）は、この附則の第3項の規定を適用しません。
- （メニュー5の設置に係る工事費の割引）
- 5 当社は、平成30年6月1日から平成30年9月30日までの間にメニュー1若しくはメニュー4に係るIP通信網契約者から、そのIP通信網契約の解除の通知と同時にメニュー5-1の型のもの又はメニュー5-2の-1型のものに係るIP通信網契約の申込み（そのIP通信網契約者（そのIP通信網契約が光コラボレーションモデルに係るものである場合はそのIP通信網契約者が指定する者とします。）とその申出のあったメニュー1若しくはメニュー4に係るIP通信網契約者又は当社が別に定める者が同一の者である場合に限り。）があり、当社がその申込みを承諾した場合（当社が別に定める場合を除きます。）又は当社が別に定める者から、メニュー5-1の型のもの又はメニュー5-2の-1型のものに係るIP通信網契約の申込み（そのIP通信網契約者（そのIP通信網契約が光コラボレーションモデルに係るものである場合はそのIP通信網契約者が指定する者とします。）とその申出のあったメニュー1若しくはメニュー4に係るIP通信網契約者又は当社が別に定める者が同一の者である場合に限り。）があり、当社がその申込みを承諾した場合（当社が別に定める場合を除きます。）であって、平成31年3月31日までに当社がその契約者回線の設置の工事を行ったときは、その契約者回線の設置に係る基本工事費（基本額の部分に限り。）交換機等工事費、回線終端装置工事費及び機器工事費（配線設備多重装置に係るものに限り。）について、料金表第2表第2の2-5に規定する額に代えて0円を適用します。
- 6 当社は、この附則第5項に規定するメニュー5の設置に係る工事費の割引の適用の申出があった場合には、当社が別に定める割引を適用しません。
- 7 当社は、附則第5項の適用を受けたメニュー1若しくはメニュー4に係るIP通信網契約者又は当社が別に定める者から再びメニュー5に係るIP通信網契約の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合は、この附則第5項に規定するメニュー5の設置に係る工事費の割引を適用しません。
- （メニュー5の移転に係る工事費の割引）
- 8 平成30年6月1日から平成30年9月30日までの間にメニュー5（メニュー5-1のプラン3-1に係るもの又はメニュー5-2のものに限り。）以下この項において「割引対象サービス」といいます。）に係るIP通信網契約者からその契約者回線（料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用を受けている契約

者回線を除きます。)又は当社が提供する端末設備(配線設備多重装置に限ります。以下この項において同じとします。)の移転の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成31年3月31日までに当社がその契約者回線又は当社が提供する端末設備の移転の工事を行ったとき(その工事と同時に割引対象サービス以外の品目等への変更があったとき、その工事に係る基本工事費及び交換機等工事費の合計額が2,000円(税込価格 2,160円)となる場合又は当社が別に定める場合を除きます。)は、その契約者回線又は当社が提供する端末設備の移転に係る工事の費用について、料金表第2表第2の2-5に規定する工事費の合計額から、次に掲げる額を減額して適用します。

- (1) メニュー5-1のものに係る工事について、屋内配線設備の部分に係る工事を伴うものに係る工事の場合は、9,000円(税込価格 9,720円)
- (2) メニュー5-2のものに係る工事について、屋内配線設備の部分に係る工事を伴うもの又は配線設備多重装置の移転を伴うものに係る工事の場合は、7,500円(税込価格 8,100円)
- (3) (1)及び(2)以外の場合は、1,100円(税込価格 1,188円)
(メニュー5の品目等の変更に係る工事費の割引)

9 平成30年6月1日から平成30年9月30日までの間に次に掲げるIP通信網サービスの品目等の変更の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成31年3月31日までにその変更の工事(契約者回線の移転の工事を伴うものを除きます。)を行ったときは、品目等の変更に係る基本工事費(基本額の部分に限ります。)交換機等工事費、回線終端装置工事費及び機器工事費(配線設備多重装置に係るものに限ります。)について、料金表第2表第2の2-5に規定する額に代えて、それぞれ0円を適用します。

- (1) メニュー5-1(提供の形態による細目が 型若しくは -1型のものであって、通信の態様による細目がプラン3のもの又は -2-2型のものに限ります。)のものに係るIP通信網サービスから、メニュー5-1における提供の形態による細目が -2-1型のものに係るIP通信網サービスへの品目等の変更
- (2) メニュー5-2(提供の形態による細目が -1型のものに限ります。)のものに係るIP通信網サービスから、メニュー5-2における提供の形態による細目が -2-1型のものに係るIP通信網サービスへの品目等の変更

10 当社は、限定された期間内に申し込まれたIP通信網契約に限り適用する割引であって当社が別に定めるものの適用(メニュー5における提供の形態による細目が -2-1型のものへの品目等の変更の工事に係るもの又はその変更と同時の移転の工事に係るものに限ります。)を受けた者が、その契約者回線について、平成30年6月1日から平成30年9月30日までの間に品目等の変更の請求(メニュー5における提供の形態による細目が -2-1型のものへの品目等の変更に係るものに限ります。)を行ったと当社が認める場合は、その品目等の変更に係る基本工事費、交換機等工事費、回線終端装置工事費及び機器工事費について、この附則の第9項の規定を適用しません。
(メニュー5の回線接続装置に係る利用料金の割引)

11 当社は、契約の申込者から申出があったときは、次のとおり規定する利用料金の割引を適用します。

(1) 定義等

ア 「利用料金の割引」とは、メニュー5-1の1Gb/sの品目のものにおけるプラン3-1のもの又はメニュー5-2の1Gb/sの品目のものに係るIP通信網契約の申込みと同時にIP通信網契約者から無線LAN対応型ルータ機能付回線接続装置(型の基本装置に限ります。以下この項において同じとします。)の利用の請求があった場合に、そのIP通信網契約の申込者の申出により、本項のイに規定する期間(以下この項において「割引対象期間」といいます。)における無線LAN対応型ルータ機能付回線接続装置(以下この項において「割引対象サービス」といいます。)に係る利用料について、次に掲げる額(以下この項において「割引

額」といいます。)を減額して適用することをいいます。

(ア) メニュー 5 - 1 の 1 Gb/s の品目のものにおけるプラン 3 - 1 に係るものは、300円(税込価格 324円)

(イ) メニュー 5 - 2 の 1 Gb/s の品目のものに係るものは、200円(税込価格 216円)

イ 割引対象期間は、提供を開始した日から起算して30か月間とします。

ウ 契約の申込者は、当社がそのIP通信網サービスの提供を開始する日までに、アに規定する利用料金の割引を選択する申出を行っていただきます。

エ この割引の適用を受けるIP通信網契約に係る契約者回線は、平成31年3月31日までに当社がその提供を開始したものに限ります。

(2) 承諾

当社は、割引対象サービスに係るIP通信網契約の申込者からこの割引を選択する申出があったときは、その申出のあったIP通信網契約が次の各号に該当するものである場合に限り、これを承諾します。

ア そのIP通信網サービスの提供開始と同時に料金表第1表第1類第1の1(10)に規定する長期継続利用の申出に係る利用料金の割引の適用を受けるもの

イ 平成30年6月1日から平成30年9月30日までの間に申込みがあったもの

(3) 割引の適用

ア 当社は、その無線LAN対応型ルータ機能付回線接続装置の割引対象期間について、割引対象期間内に廃止があった場合は、その廃止があった日以降の期間を含むものとします。

この場合において、当社は、その無線LAN対応型ルータ機能付回線接続装置の再設置があった場合は、再設置があった日から前項に規定する無線LAN対応型ルータ機能付回線接続装置の利用料金を適用するものとします。

イ 当社は、割引額の計算において、2 - 5 - 1 (利用料)(1)に規定する基本料に2 - 5 - 2 (加算額)(5)に規定する端末設備(無線LAN対応型ルータ機能付回線接続装置の型の基本装置に限ります。)に係る機器利用料を合算した利用料金から、本項(1)又は(2)に規定する額を利用日数に応じて日割した額を減額して適用します。

ウ 当社は、割引額の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、料金表通則5(端数処理)の規定にかかわらず、その端数を切り上げます。

12 当社は、限定された期間内に申し込まれたIP通信網契約に限り適用する割引であって当社が別に定めるものの適用を受けた者が、そのメニュー5に係るIP通信網契約の解除があった日から起算して1年未満の間に、メニュー5に係るIP通信網契約の申込みを行ったと当社が認める場合(その申込みに係る契約者回線の終端の場所がその解除に係る契約者回線の終端の場所と同一となる場合とします。)は、この附則の第11項の規定を適用しません。

附 則(平成30年6月29日東経企営第18 - 56号)

この改正規定は、平成30年7月2日から実施します。

附 則(平成30年8月31日東経企営第18 - 92号)

この改正規定は、平成30年9月1日から実施します。

附 則(平成30年9月12日東経企営第18 - 96号)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成30年9月18日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかつた電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則（平成30年9月28日東経企第18 - 110号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成30年10月1日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
（メニュー5に係る利用料金の割引）
- 3 当社は、契約の申込者から申出があったときは、次のとおり規定する選択制による割引を適用します。この割引には「利用料金の割引」と「基本工事費等の割引」の2種類があり、契約者はあらかじめいずれか1つを選択していただきます。

(1) 定義等

ア 「利用料金の割引」とは、メニュー5 - 1のものであって、提供の形態による細目が - 2 - 1型のもの（以下この項において「割引対象サービス」といいます。）に係るIP通信網契約の申込者の申出により、本項のウに規定する期間（以下この項において「割引対象期間」といいます。）におけるメニュー5に係るIP通信網サービスの利用料金（料金表第1表第1類第1（臨時IP通信網契約以外の契約に関するもの）2（料金額）の2 - 5（メニュー5に関する利用料金）に規定する利用料（基本料に係る部分に限ります。）に限ります。以下この項において同じとします。）について、500円（税込価格540円）（以下この項において「割引額」といいます。）を減額して適用することをいいます。

イ 「基本工事費等の割引」とは、割引対象サービスに係るIP通信網契約者回線の設置に係る基本工事費（基本額の部分に限ります。）について、料金表第2表第2の2 - 5に規定する額に代えて、以下の料金を適用することをいいます。

（ア） 屋内配線設備の部分に係る工事を伴う場合は9,000円（税込価格 9,720円）

（イ） 屋内配線設備の部分に係る工事を伴わない場合又はその契約者回線の設置に係る基本工事費及び交換機等工事費の合計額が2,000円（税込価格 2,160円）の場合はそれぞれ0円

ウ 「利用料金の割引」の割引対象期間は、そのIP通信網サービスの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月の初日から起算して、23か月後の料金月の末日までとします。

エ 契約の申込者は、当社がそのIP通信網サービスの提供を開始する日までに、ア又はイに規定する利用料金の割引を選択する申出を行っていただきます。

オ この割引の適用を受けるIP通信網契約に係る契約者回線は、平成31年7月31日までに当社がその提供を開始したものに限り、

(2) 承諾

当社は、割引対象サービスに係るIP通信網契約の申込者からこの割引を選択する申出があったときは、その申出のあったIP通信網契約が次の各号に該当するものである場合に限り、これを承諾します。

ア そのIP通信網サービスの提供開始と同時に料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用を受けないもの

イ 平成30年10月1日から平成31年1月31日までの間に申込みがあったもの

(3) 割引の適用

ア 当社は、その契約者回線について、割引対象期間内に割引対象サービス以外の品目等への変更があった場合は、その変更があった日以降の期間についてはこの割引額の減額を適用しません。この場合において、その契約者回線に係る割引対象期間については、その変更があった日以降の期間を含むものとします。

イ 当社は、その契約者回線について、割引対象期間内にアに規定するところにより割引対象サービス以外の品目等への変更があった後に割引対象サービスの品目等への再変更があった場合は、再変更があった日から再変更後の契約者回線の割

引額の減額を適用するものとします。

ウ 当社は、割引額は利用日数に応じて日割した額を適用します。

エ 当社は、割引額の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、料金表通則5（端数処理）の規定にかかわらず、その端数を切り上げます。

4 当社は、限定された期間内に申し込まれたIP通信網契約に限り適用する割引であって当社が別に定めるものの適用を受けた者が、そのメニュー5に係るIP通信網契約の解除があった日から起算して1年未満の間に、メニュー5に係るIP通信網契約の申込みを行ったと当社が認める場合（その申込みに係る契約者回線の終端の場所がその解除に係る契約者回線の終端の場所と同一となる場合とします。）は、この附則の第3項の規定を適用しません。

（メニュー5の設置に係る工事費の割引）

5 当社は、平成30年10月1日から平成31年1月31日までの間にメニュー1若しくはメニュー4に係るIP通信網契約者から、そのIP通信網契約の解除の通知と同時にメニュー5-1の型のもの又はメニュー5-2の-1型のものに係るIP通信網契約の申込み（そのIP通信網契約者（そのIP通信網契約が光コラボレーションモデルに係るものである場合はそのIP通信網契約者が指定する者とします。）とその申出のあったメニュー1若しくはメニュー4に係るIP通信網契約者が同一の者である場合に限り。）があり、当社がその申込みを承諾した場合（当社が別に定める場合を除きます。）又は当社が別に定める者から、メニュー5-1の型のもの又はメニュー5-2の-1型のものに係るIP通信網契約の申込み（そのIP通信網契約者（そのIP通信網契約が光コラボレーションモデルに係るものである場合はそのIP通信網契約者が指定する者とします。）とその申出のあった当社が別に定める者が同一の者である場合に限り。）があり、当社がその申込みを承諾した場合（当社が別に定める場合を除きます。）であって、平成32年1月31日までに当社がその契約者回線の設置の工事を行ったときは、その契約者回線の設置に係る基本工事費（基本額の部分に限り。）交換機等工事費、回線終端装置工事費及び機器工事費（配線設備多重装置に係るものに限り。）について、料金表第2表第2の2-5に規定する額に代えて0円を適用します。

6 当社は、この附則第5項に規定するメニュー5の設置に係る工事費の割引の適用の申出があった場合には、当社が別に定める割引を適用しません。

7 当社は、附則第5項の適用を受けたメニュー1若しくはメニュー4に係るIP通信網契約者又は当社が別に定める者から再びメニュー5に係るIP通信網契約の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合は、この附則第5項を適用しません。

8 この附則第5項の適用を受けたIP通信網契約について、現に利用しているメニュー1若しくはメニュー4に係るIP通信網契約の解除の通知を取消した場合は、料金表第2表第2の2-5に規定する額を一括して当社が定める期日までに支払っていただきます。

9 当社は、平成30年10月1日から平成31年1月31日までの間に総合デジタル通信サービス契約約款における第1種契約者又は第2種契約者から、その第1種契約又は第2種契約の利用休止又は解除の通知と同時にメニュー5-1の型のもの又はメニュー5-2の-1型のものに係るIP通信網契約の申込み（そのIP通信網契約者（そのIP通信網契約が光コラボレーションモデルに係るものである場合はそのIP通信網契約者が指定する者とします。）とその利用休止又は解除の通知があった総合デジタル通信サービス契約約款における第1種契約者又は第2種契約者が同一の者である場合に限り。）があり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成32年1月31日までに当社がその契約者回線の設置の工事を行ったときは、その契約者回線の設置に係る基本工事費（基本額の部分に限り。）交換機等工事費、回線終端装置工事費及び機器工事費（配線設備多重装置に係るものに限り。）について、料金表第2表第2の2-5に規定する額に代えて0円を適用します。

- 10 当社は、この附則第9項に規定するメニュー5の設置に係る工事費の割引の適用の申出があった場合には、当社が別に定める割引を適用しません。
- 11 当社は、1の総合デジタル通信サービス契約約款における第1種契約又は第2種契約ごとに、1のIP通信網契約に対して、この附則第9項を適用します。
- 12 この附則第9項の適用を受けたIP通信網契約について、現に利用している総合デジタル通信サービス契約約款における第1種契約又は第2種契約の利用休止又は解除の通知を取消した場合は、料金表第2表第2の2-5に規定する額を一括して当社が定める期日までに支払っていただきます。
(メニュー5の移転に係る工事費の割引)
- 13 平成30年10月1日から平成31年1月31日までの間にメニュー5(メニュー5-1のプラン3-1に係るもの又はメニュー5-2のもの)に限ります。以下この項において「割引対象サービス」といいます。)に係るIP通信網契約者からその契約者回線(料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用を受けている契約者回線を除きます。)又は当社が提供する端末設備(配線設備多重装置に限ります。以下この項において同じとします。)の移転の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成31年7月31日までに当社がその契約者回線又は当社が提供する端末設備の移転の工事を行ったとき(その工事と同時に割引対象サービス以外の品目等への変更があったとき、その工事に係る基本工事費及び交換機等工事費の合計額が2,000円(税込価格2,160円)となる場合又は当社が別に定める場合を除きます。)は、その契約者回線又は当社が提供する端末設備の移転に係る工事の費用について、料金表第2表第2の2-5に規定する工事費の合計額から、次に掲げる額を減額して適用します。
- (1) メニュー5-1のものに係る工事について、屋内配線設備の部分に係る工事を伴うものに係る工事の場合は、9,000円(税込価格9,720円)
- (2) メニュー5-2のものに係る工事について、屋内配線設備の部分に係る工事を伴うもの又は配線設備多重装置の移転を伴うものに係る工事の場合は、7,500円(税込価格8,100円)
- (3) (1)及び(2)以外の場合は、1,100円(税込価格1,188円)
- (メニュー5の品目等の変更に係る工事費の割引)
- 14 平成30年10月1日から平成31年1月31日までの間に次に掲げるIP通信網サービスの品目等の変更の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成31年7月31日までにその変更の工事(契約者回線の移転の工事を伴うものを除きます。)を行ったときは、品目等の変更に係る基本工事費(基本額の部分に限ります。)交換機等工事費、回線終端装置工事費及び機器工事費(配線設備多重装置に係るものに限ります。)について、料金表第2表第2の2-5に規定する額に代えて、それぞれ0円を適用します。
- (1) メニュー5-1(提供の形態による細目が 型若しくは -1型のものであって、通信の態様による細目がプラン3のもの又は -2-2型のものに限ります。)のものに係るIP通信網サービスから、メニュー5-1における提供の形態による細目が -2-1型のものに係るIP通信網サービスへの品目等の変更
- (2) メニュー5-2(提供の形態による細目が -1型のものに限ります。)のものに係るIP通信網サービスから、メニュー5-2における提供の形態による細目が -2-1型のものに係るIP通信網サービスへの品目等の変更
- 15 当社は、限定された期間内に申し込まれたIP通信網契約に限り適用する割引であって当社が別に定めるものの適用(メニュー5における提供の形態による細目が -2-1型のものへの品目等の変更の工事に係るもの又はその変更と同時の移転の工事に係るものに限ります。)を受けた者が、その契約者回線について、平成30年10月1日から平成31年1月31日までの間に品目等の変更の請求(メニュー5における提供の形態による細目が -2-1型のものへの品目等の変更に係るものに限ります。)を行ったと当社が認める場合は、その品目等の変更に係る基本工事費、交換機等工事費、回

線終端装置工事費及び機器工事費について、この附則の第14項の規定を適用しません。
(メニュー5の回線接続装置に係る利用料金の割引)

16 当社は、契約の申込者から申出があったときは、次のとおり規定する利用料金の割引を適用します。

(1) 定義等

ア 「利用料金の割引」とは、メニュー5-1の1Gb/sの品目のものにおけるプラン3-1のもの又はメニュー5-2の1Gb/sの品目のものに係るIP通信網契約の申込みと同時にIP通信網契約者から無線LAN対応型ルータ機能付回線接続装置(型の基本装置に限ります。以下この項において同じとします。)の利用の請求があった場合に、そのIP通信網契約の申込者の申出により、本項のイに規定する期間(以下この項において「割引対象期間」といいます。)における無線LAN対応型ルータ機能付回線接続装置(以下この項において「割引対象サービス」といいます。)に係る利用料について、次に掲げる額(以下この項において「割引額」といいます。)を減額して適用することをいいます。

(ア) メニュー5-1の1Gb/sの品目のものにおけるプラン3-1に係るものは、300円(税込価格 324円)

(イ) メニュー5-2の1Gb/sの品目のものに係るものは、200円(税込価格 216円)

イ 割引対象期間は、提供を開始した日から起算して30か月間とします。

ウ 契約の申込者は、当社がそのIP通信網サービスの提供を開始する日までに、アに規定する利用料金の割引を選択する申出を行っていただきます。

エ この割引の適用を受けるIP通信網契約に係る契約者回線は、平成31年3月31日までに当社がその提供を開始したものに限り、

(2) 承諾

当社は、割引対象サービスに係るIP通信網契約の申込者からこの割引を選択する申出があったときは、その申出のあったIP通信網契約が次の各号に該当するものである場合に限り、これを承諾します。

ア そのIP通信網サービスの提供開始と同時に料金表第1表第1類第1の1(10)に規定する長期継続利用の申出に係る利用料金の割引の適用を受けるもの

イ 平成30年10月1日から平成31年1月31日までの間に申込みがあったもの

(3) 割引の適用

ア 当社は、その無線LAN対応型ルータ機能付回線接続装置の割引対象期間について、割引対象期間内に廃止があった場合は、その廃止があった日以降の期間を含むものとします。

この場合において、当社は、その無線LAN対応型ルータ機能付回線接続装置の再設置があった場合は、再設置があった日から前項に規定する無線LAN対応型ルータ機能付回線接続装置の利用料金を適用するものとします。

イ 当社は、割引額の計算において、2-5-1(利用料)(1)に規定する基本料に2-5-2(加算額)(5)に規定する端末設備(無線LAN対応型ルータ機能付回線接続装置の型の基本装置に限ります。)に係る機器利用料を合算した利用料金から、本項(1)又は(2)に規定する額を利用日数に応じて日割した額を減額して適用します。

ウ 当社は、割引額の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、料金表通則5(端数処理)の規定にかかわらず、その端数を切り上げます。

17 当社は、限定された期間内に申し込まれたIP通信網契約に限り適用する割引であって当社が別に定めるものの適用を受けた者が、そのメニュー5に係るIP通信網契約の解除があった日から起算して1年未満の間に、メニュー5に係るIP通信網契約の申込みを行ったと当社が認める場合(その申込みに係る契約者回線の終端の場所がその解除に係る契約者回線の終端の場所と同一となる場合とします。)は、この附則の

第16項の規定を適用しません。

附 則（平成30年11月30日東経企管第18 - 142号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成30年12月1日から実施します。
- （経過措置）
- 2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
 - 3 当社は、改正後の第13条（契約申込の承諾）第3項の規定にかかわらず、メニュー1に係るIP通信網契約の申込みについては、そのIP通信網契約に係る利用回線又は契約者回線の終端の場所が、この改正規定実施の日以降にメニュー5に係るIP通信網サービスの提供区域となった場合は、その提供区域となった日を含む年度の翌年度の末日までの間、メニュー1に係るIP通信網契約の契約申込を承諾します。

附 則（平成30年11月28日東経企管第18 - 143号）

（実施期日）

この改正規定は、平成30年12月3日から実施します。

附 則（平成31年1月29日東経企管第18 - 173号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成31年2月1日から実施します。
- （経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- （メニュー5に係る利用料金の割引）
- 3 当社は、契約の申込者から申出があったときは、次のとおり規定する選択制による割引を適用します。この割引には「利用料金の割引」と「基本工事費等の割引」の2種類があり、契約者はあらかじめいずれか1つを選択していただきます。

(1) 定義等

ア 「利用料金の割引」とは、メニュー5 - 1のものであって、提供の形態による細目が - 2 - 1型のもの（以下この項において「割引対象サービス」といいます。）に係るIP通信網契約の申込者の申出により、本項のウに規定する期間（以下この項において「割引対象期間」といいます。）におけるメニュー5に係るIP通信網サービスの利用料金（料金表第1表第1類第1（臨時IP通信網契約以外の契約に関するもの）2（料金額）の2 - 5（メニュー5に関する利用料金）に規定する利用料（基本料に係る部分に限ります。）に限ります。以下この項において同じとします。）について、500円（税込価格550円）（以下この項において「割引額」といいます。）を減額して適用することをいいます。

イ 「基本工事費等の割引」とは、割引対象サービスに係るIP通信網契約者回線の設置に係る基本工事費（基本額の部分に限ります。）について、料金表第2表第2の2 - 5に規定する額に代えて、以下の料金を適用することをいいます。

（ア）屋内配線設備の部分に係る工事を伴う場合は9,000円（税込価格 9,900円）

（イ）屋内配線設備の部分に係る工事を伴わない場合又はその契約者回線の設置に係る基本工事費及び交換機等工事費の合計額が2,000円（税込価格 2,200円）の場合はそれぞれ0円

ウ 「利用料金の割引」の割引対象期間は、そのIP通信網サービスの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月の初日から起算して、23か月後の料金月の末日までとします。

エ 契約の申込者は、当社がそのIP通信網サービスの提供を開始する日までに、ア又はイに規定する利用料金の割引を選択する申出を行っていただきます。

オ この割引の適用を受けるIP通信網契約に係る契約者回線は、平成31年11月30日までに当社がその提供を開始したものに限ります。

(2) 承諾

当社は、割引対象サービスに係る I P 通信網契約の申込者からこの割引を選択する申出があったときは、その申出のあった I P 通信網契約が次の各号に該当するものである場合に限り、これを承諾します。

ア その I P 通信網サービスの提供開始と同時に料金表第 1 表第 1 類第 1 の 1(9)に規定する学校に限定した割引の適用を受けないもの

イ 平成31年 2 月 1 日から平成31年 5 月31日までの間に申込みがあったもの

(3) 割引の適用

ア 当社は、その契約者回線について、割引対象期間内に割引対象サービス以外の品目等への変更があった場合は、その変更があった日以降の期間についてはこの割引額の減額を適用しません。この場合において、その契約者回線に係る割引対象期間については、その変更があった日以降の期間を含むものとします。

イ 当社は、その契約者回線について、割引対象期間内にアに規定するところにより割引対象サービス以外の品目等への変更があった後に割引対象サービスの品目等への再変更があった場合は、再変更があった日から再変更後の契約者回線の割引額の減額を適用するものとします。

ウ 当社は、割引額は利用日数に応じて日割した額を適用します。

エ 当社は、割引額の計算において、その計算結果に 1 円未満の端数が生じた場合は、料金表通則 5 (端数処理)の規定にかかわらず、その端数を切り上げます。

- 4 当社は、限定された期間内に申し込まれた I P 通信網契約に限り適用する割引であって当社が別に定めるものの適用を受けた者が、そのメニュー 5 に係る I P 通信網契約の解除があった日から起算して 1 年未満の間に、メニュー 5 に係る I P 通信網契約の申込みを行ったと当社が認める場合(その申込みに係る契約者回線の終端の場所がその解除に係る契約者回線の終端の場所と同一となる場合とします。)は、この附則の第 3 項の規定を適用しません。

(メニュー 5 の設置に係る工事費の割引)

- 5 当社は、平成31年 2 月 1 日から平成31年 5 月31日までの間にメニュー 1 若しくはメニュー 4 に係る I P 通信網契約者から、その I P 通信網契約の解除の通知と同時にメニュー 5 - 1 の 型のもの又はメニュー 5 - 2 の - 1 型のものに係る I P 通信網契約の申込み(その I P 通信網契約者(その I P 通信網契約が光コラボレーションモデルに係るものである場合はその I P 通信網契約者が指定する者とします。))とその申出のあったメニュー 1 若しくはメニュー 4 に係る I P 通信網契約者が同一の者である場合に限り、当社がその申込みを承諾した場合(当社が別に定める場合を除きます。))又は当社が別に定める者から、メニュー 5 - 1 の 型のもの又はメニュー 5 - 2 の - 1 型のものに係る I P 通信網契約の申込み(その I P 通信網契約者(その I P 通信網契約が光コラボレーションモデルに係るものである場合はその I P 通信網契約者が指定する者とします。))とその申出のあった当社が別に定める者が同一の者である場合に限り、当社がその申込みを承諾した場合(当社が別に定める場合を除きます。))であって、平成32年 5 月31日までに当社がその契約者回線の設置の工事を行ったときは、その契約者回線の設置に係る基本工事費(基本額の部分に限ります。)、交換機等工事費、回線終端装置工事費及び機器工事費(配線設備多重装置に係るものに限ります。)について、料金表第 2 表第 2 の 2 - 5 に規定する額に代えて 0 円を適用します。
- 6 当社は、この附則第 5 項に規定するメニュー 5 の設置に係る工事費の割引の適用の申出があった場合には、当社が別に定める割引を適用しません。
- 7 当社は、附則第 5 項の適用を受けたメニュー 1 若しくはメニュー 4 に係る I P 通信網契約者又は当社が別に定める者から再びメニュー 5 に係る I P 通信網契約の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合は、この附則第 5 項を適用しません。
- 8 この附則第 5 項の適用を受けた I P 通信網契約について、現に利用しているメニュー

ー 1 若しくはメニュー 4 に係る I P 通信網契約の解除の通知を取消した場合は、料金表第 2 表第 2 の 2 - 5 に規定する額を一括して当社が定める期日までに支払っていただきます。

9 当社は、平成31年 2 月 1 日から平成31年 5 月31日までの間に総合デジタル通信サービス契約約款における第 1 種契約者又は第 2 種契約者から、その第 1 種契約又は第 2 種契約の利用休止又は解除の通知と同時にメニュー 5 - 1 の 型のもの又はメニュー 5 - 2 の 1 型のものに係る I P 通信網契約の申込み(その I P 通信網契約者(その I P 通信網契約が光コラボレーションモデルに係るものである場合はその I P 通信網契約者が指定する者としてします。))とその利用休止又は解除の通知があった総合デジタル通信サービス契約約款における第 1 種契約者又は第 2 種契約者が同一の者である場合に限り、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成32年 5 月 31 日までに当社がその契約者回線の設置の工事を行ったときは、その契約者回線の設置に係る基本工事費(基本額の部分に限り、) 交換機等工事費、回線終端装置工事費及び機器工事費(配線設備多重装置に係るものに限り、)について、料金表第 2 表第 2 の 2 - 5 に規定する額に代えて 0 円を適用します。

10 当社は、この附則第 9 項に規定するメニュー 5 の設置に係る工事費の割引の適用の申出があった場合には、当社が別に定める割引を適用しません。

11 当社は、1 の総合デジタル通信サービス契約約款における第 1 種契約又は第 2 種契約ごとに、1 の I P 通信網契約に対して、この附則第 9 項を適用します。

12 この附則第 9 項の適用を受けた I P 通信網契約について、現に利用している総合デジタル通信サービス契約約款における第 1 種契約又は第 2 種契約の利用休止又は解除の通知を取消した場合は、料金表第 2 表第 2 の 2 - 5 に規定する額を一括して当社が定める期日までに支払っていただきます。

(メニュー 5 の移転に係る工事費の割引)

13 平成31年 2 月 1 日から平成31年 5 月31日までの間にメニュー 5 (メニュー 5 - 1 のプラン 3 - 1 に係るもの又はメニュー 5 - 2 のものに限り、)以下この項において「割引対象サービス」といいます。)に係る I P 通信網契約者からその契約者回線(料金表第 1 表第 1 類第 1 の 1(9)に規定する学校に限定した割引の適用を受けている契約者回線を除きます。)又は当社が提供する端末設備(配線設備多重装置に限り、)以下この項において同じとします。)の移転の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成31年11月30日までに当社がその契約者回線又は当社が提供する端末設備の移転の工事を行ったとき(その工事と同時に割引対象サービス以外の品目等への変更があったとき、その工事に係る基本工事費及び交換機等工事費の合計額が2,000円(税込価格 2,200円)となる場合又は当社が別に定める場合を除きます。)は、その契約者回線又は当社が提供する端末設備の移転に係る工事の費用について、料金表第 2 表第 2 の 2 - 5 に規定する工事費の合計額から、次に掲げる額を減額して適用します。

(1) メニュー 5 - 1 のものに係る工事について、屋内配線設備の部分に係る工事を伴うものに係る工事の場合は、9,000円(税込価格 9,900円)

(2) メニュー 5 - 2 のものに係る工事について、屋内配線設備の部分に係る工事を伴うもの又は配線設備多重装置の移転を伴うものに係る工事の場合は、7,500円(税込価格 8,250円)

(3) (1)及び(2)以外の場合は、1,100円(税込価格 1,210円)

(メニュー 5 の品目等の変更に係る工事費の割引)

14 平成31年 2 月 1 日から平成31年 5 月31日までの間に次に掲げる I P 通信網サービスの品目等の変更の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成31年11月30日までにその変更の工事(契約者回線の移転の工事を伴うものを除きます。)を行ったときは、品目等の変更に係る基本工事費(基本額の部分に限り、) 交換機等工事費、回線終端装置工事費及び機器工事費(配線設備多重装置に係るものに限り、)について、料金表第 2 表第 2 の 2 - 5 に規定する額に代えて、それぞれ 0 円を適

用します。

- (1) メニュー5-1(提供の形態による細目が 型若しくは -1型のものであって、通信の態様による細目がプラン3のもの又は -2-2型のものに限ります。)のものに係るIP通信網サービスから、メニュー5-1における提供の形態による細目が -2-1型のものに係るIP通信網サービスへの品目等の変更
- (2) メニュー5-2(提供の形態による細目が -1型のものに限ります。)のものに係るIP通信網サービスから、メニュー5-2における提供の形態による細目が -2-1型のものに係るIP通信網サービスへの品目等の変更

15 当社は、限定された期間内に申し込まれたIP通信網契約に限り適用する割引であって当社が別に定めるものの適用(メニュー5における提供の形態による細目が -2-1型のものへの品目等の変更の工事に係るもの又はその変更と同時の移転の工事に係るものに限ります。)を受けた者が、その契約者回線について、平成31年2月1日から平成31年5月31日までの間に品目等の変更の請求(メニュー5における提供の形態による細目が -2-1型のものへの品目等の変更に係るものに限ります。)を行ったと当社が認める場合は、その品目等の変更に係る基本工事費、交換機等工事費、回線終端装置工事費及び機器工事費について、この附則の第14項の規定を適用しません。(メニュー5の回線接続装置に係る利用料金の割引)

16 当社は、契約の申込者から申出があったときは、次のとおり規定する利用料金の割引を適用します。

(1) 定義等

ア 「利用料金の割引」とは、メニュー5-1の1Gb/sの品目のものにおけるプラン3-1のもの又はメニュー5-2の1Gb/sの品目のものに係るIP通信網契約の申込みと同時にIP通信網契約者から無線LAN対応型ルータ機能付回線接続装置(型の基本装置に限ります。以下この項において同じとします。)の利用の請求があった場合に、そのIP通信網契約の申込者の申出により、本項のイに規定する期間(以下この項において「割引対象期間」といいます。)における無線LAN対応型ルータ機能付回線接続装置(以下この項において「割引対象サービス」といいます。)に係る利用料について、次に掲げる額(以下この項において「割引額」といいます。)を減額して適用することをいいます。

(ア) メニュー5-1の1Gb/sの品目のものにおけるプラン3-1に係るものは、300円(税込価格 330円)

(イ) メニュー5-2の1Gb/sの品目のものに係るものは、200円(税込価格 220円)

イ 割引対象期間は、提供を開始した日から起算して30か月間とします。

ウ 契約の申込者は、当社がそのIP通信網サービスの提供を開始する日までに、アに規定する利用料金の割引を選択する申出を行っていただきます。

エ この割引の適用を受けるIP通信網契約に係る契約者回線は、平成31年11月31日までに当社がその提供を開始したものに限り、これを承諾します。

(2) 承諾

当社は、割引対象サービスに係るIP通信網契約の申込者からこの割引を選択する申出があったときは、その申出のあったIP通信網契約が次の各号に該当するものである場合に限り、これを承諾します。

ア そのIP通信網サービスの提供開始と同時に料金表第1表第1類第1の1(10)に規定する長期継続利用の申出に係る利用料金の割引の適用を受けるもの

イ 平成31年2月1日から平成31年5月31日までの間に申込みがあったもの

(3) 割引の適用

ア 当社は、その無線LAN対応型ルータ機能付回線接続装置の割引対象期間について、割引対象期間内に廃止があった場合は、その廃止があった日以降の期間を含むものとします。

この場合において、当社は、その無線LAN対応型ルータ機能付回線接続装置の再設置があった場合は、再設置があった日から前項に規定する無線LAN対応型ルータ機能付回線接続装置の利用料金を適用するものとします。

イ 当社は、割引額の計算において、2-5-1(利用料)(1)に規定する基本料に2-5-2(加算額)(5)に規定する端末設備(無線LAN対応型ルータ機能付回線接続装置の型の基本装置に限ります。)に係る機器利用料を合算した利用料金から、本項(1)又は(2)に規定する額を利用日数に応じて日割した額を減額して適用します。

ウ 当社は、割引額の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、料金表通則5(端数処理)の規定にかかわらず、その端数を切り上げます。

17 当社は、限定された期間内に申し込まれたIP通信網契約に限り適用する割引であって当社が別に定めるものの適用を受けた者が、そのメニュー5に係るIP通信網契約の解除があった日から起算して1年未満の間に、メニュー5に係るIP通信網契約の申込みを行ったと当社が認める場合(その申込みに係る契約者回線の終端の場所がその解除に係る契約者回線の終端の場所と同一となる場合とします。)は、この附則の第16項の規定を適用しません。

附 則(平成31年3月28日東経企営第18-222号)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成31年4月1日から実施します。

(サービスの終了)

2 当社は、この改正規定実施の日において、改正前の規定により提供しているメニュー7及び無線アクセス機能を終了することとします。

(経過措置)

3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

4 東経企営第16-19号(平成28年4月28日)の附則第2項及び第3項(経過措置)を次のように改めます。

2 削除

3 削除

附 則(令和元年5月29日東経企営第19-22号)

(実施期日)

1 この改正規定は、令和元年6月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(メニュー5に係る利用料金の割引)

3 当社は、契約の申込者から申出があったときは、次のとおり規定する選択制による割引を適用します。この割引には「利用料金の割引」と「基本工事費等の割引」の2種類があり、契約者はあらかじめいずれか1つを選択していただきます。

(1) 定義等

ア 「利用料金の割引」とは、メニュー5-1のものであって、提供の形態による細目が-2-1型のもの(以下この項において「割引対象サービス」といいます。)に係るIP通信網契約の申込者の申出により、本項のウに規定する期間(以下この項において「割引対象期間」といいます。)におけるメニュー5に係るIP通信網サービスの利用料金(料金表第1表第1類第1(臨時IP通信網契約以外の契約に関するもの)2(料金額)の2-5(メニュー5に関する利用料金)に規定する利用料(基本料に係る部分に限ります。)に限ります。以下この項において同じとします。)について、500円(税込価格550円)(以下この項において「割引額」といいます。)を減額して適用することをいいます。

- イ 「基本工事費等の割引」とは、割引対象サービスに係る I P 通信網契約者回線の設置に係る基本工事費(基本額の部分に限ります。)について、料金表第 2 表第 2 の 2 - 5 に規定する額に代えて、以下の料金を適用することをいいます。
- (ア) 屋内配線設備の部分に係る工事を伴う場合は9,000円(税込価格 9,900円)
- (イ) 屋内配線設備の部分に係る工事を伴わない場合又はその契約者回線の設置に係る基本工事費及び交換機等工事費の合計額が2,000円(税込価格 2,200円)の場合はそれぞれ 0 円
- ウ 「利用料金の割引」の割引対象期間は、その I P 通信網サービスの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月の初日から起算して、23か月後の料金月の末日までとします。
- エ 契約の申込者は、当社がその I P 通信網サービスの提供を開始する日までに、ア又はイに規定する利用料金の割引を選択する申出を行っていただきます。
- オ この割引の適用を受ける I P 通信網契約に係る契約者回線は、令和 2 年 3 月 31 日までに当社がその提供を開始したものに限り、

(2) 承諾

当社は、割引対象サービスに係る I P 通信網契約の申込者からこの割引を選択する申出があったときは、その申出のあった I P 通信網契約が次の各号に該当するものである場合に限り、これを承諾します。

ア その I P 通信網サービスの提供開始と同時に料金表第 1 表第 1 類第 1 の 1 (9) に規定する学校に限定した割引の適用を受けないもの

イ 令和元年 6 月 1 日から令和元年 9 月 30 日までの間に申込みがあったもの

(3) 割引の適用

ア 当社は、その契約者回線について、割引対象期間内に割引対象サービス以外の品目等への変更があった場合は、その変更があった日以降の期間についてはこの割引額の減額を適用しません。この場合において、その契約者回線に係る割引対象期間については、その変更があった日以降の期間を含むものとします。

イ 当社は、その契約者回線について、割引対象期間内にアに規定するところにより割引対象サービス以外の品目等への変更があった後に割引対象サービスの品目等への再変更があった場合は、再変更があった日から再変更後の契約者回線の割引額の減額を適用するものとします。

ウ 当社は、割引額は利用日数に応じて日割した額を適用します。

エ 当社は、割引額の計算において、その計算結果に 1 円未満の端数が生じた場合は、料金表通則 5 (端数処理)の規定にかかわらず、その端数を切り上げます。

- 4 当社は、限定された期間内に申し込まれた I P 通信網契約に限り適用する割引であって当社が別に定めるものの適用を受けた者が、そのメニュー 5 に係る I P 通信網契約の解除があった日から起算して 1 年未満の間に、メニュー 5 に係る I P 通信網契約の申込みを行ったと当社が認める場合(その申込みに係る契約者回線の終端の場所がその解除に係る契約者回線の終端の場所と同一となる場合とします。)は、この附則の第 3 項の規定を適用しません。

(メニュー 5 の設置に係る工事費の割引)

- 5 当社は、令和元年 6 月 1 日から令和元年 9 月 30 日までの間にメニュー 1 若しくはメニュー 4 に係る I P 通信網契約者から、その I P 通信網契約の解除の通知と同時にメニュー 5 - 1 の 型のもの又はメニュー 5 - 2 の - 1 型のものに係る I P 通信網契約の申込み(その I P 通信網契約者(その I P 通信網契約が光コラボレーションモデルに係るものである場合はその I P 通信網契約者が指定する者とします。))とその申出のあったメニュー 1 若しくはメニュー 4 に係る I P 通信網契約者が同一の者である場合に限り、当社がその申込みを承諾した場合(当社が別に定める場合を除きます。)又は当社が別に定める者から、メニュー 5 - 1 の 型のもの又はメニュー 5 - 2 の - 1 型のものに係る I P 通信網契約の申込み(その I P 通信網契約者(そ

のIP通信網契約が光コラボレーションモデルに係るものである場合はそのIP通信網契約者が指定する者とします。)とその申出のあった当社が別に定める者が同一の者である場合に限り、)があり、当社がその申込みを承諾した場合(当社が別に定める場合を除きます。)であって、令和2年9月30日までに当社がその契約者回線の設置の工事を行ったときは、その契約者回線の設置に係る基本工事費(基本額の部分に限ります。)、交換機等工事費、回線終端装置工事費及び機器工事費(配線設備多重装置に係るものに限ります。)について、料金表第2表第2の2-5に規定する額に代えて0円を適用します。

- 6 当社は、この附則第5項に規定するメニュー5の設置に係る工事費の割引の適用の申出があった場合には、当社が別に定める割引を適用しません。
- 7 当社は、附則第5項の適用を受けたメニュー1若しくはメニュー4に係るIP通信網契約者又は当社が別に定める者から再びメニュー5に係るIP通信網契約の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合は、この附則第5項を適用しません。
- 8 この附則第5項の適用を受けたIP通信網契約について、現に利用しているメニュー1若しくはメニュー4に係るIP通信網契約の解除の通知を取消した場合は、料金表第2表第2の2-5に規定する額を一括して当社が定める期日までに支払っていただきます。
- 9 当社は、令和元年6月1日から令和元年9月30日までの間に総合デジタル通信サービス契約約款における第1種契約者又は第2種契約者から、その第1種契約又は第2種契約の利用休止又は解除の通知と同時にメニュー5-1の型のもの又はメニュー5-2の-1型のものに係るIP通信網契約の申込み(そのIP通信網契約者(そのIP通信網契約が光コラボレーションモデルに係るものである場合はそのIP通信網契約者が指定する者とします。))とその利用休止又は解除の通知があった総合デジタル通信サービス契約約款における第1種契約者又は第2種契約者が同一の者である場合に限り、)があり、当社がその申込みを承諾した場合であって、令和2年9月30日までに当社がその契約者回線の設置の工事を行ったときは、その契約者回線の設置に係る基本工事費(基本額の部分に限ります。)、交換機等工事費、回線終端装置工事費及び機器工事費(配線設備多重装置に係るものに限ります。)について、料金表第2表第2の2-5に規定する額に代えて0円を適用します。
- 10 当社は、この附則第9項に規定するメニュー5の設置に係る工事費の割引の適用の申出があった場合には、当社が別に定める割引を適用しません。
- 11 当社は、1の総合デジタル通信サービス契約約款における第1種契約又は第2種契約ごとに、1のIP通信網契約に対して、この附則第9項を適用します。
- 12 この附則第9項の適用を受けたIP通信網契約について、現に利用している総合デジタル通信サービス契約約款における第1種契約又は第2種契約の利用休止又は解除の通知を取消した場合は、料金表第2表第2の2-5に規定する額を一括して当社が定める期日までに支払っていただきます。
(メニュー5の移転に係る工事費の割引)
- 13 令和元年6月1日から令和元年9月30日までの間にメニュー5(メニュー5-1のプラン3-1に係るもの又はメニュー5-2のものに限ります。以下この項において「割引対象サービス」といいます。)に係るIP通信網契約者からその契約者回線(料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用を受けている契約者回線を除きます。)又は当社が提供する端末設備(配線設備多重装置に限ります。以下この項において同じとします。)の移転の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、令和2年3月31日までに当社がその契約者回線又は当社が提供する端末設備の移転の工事を行ったとき(その工事と同時に割引対象サービス以外の品目等への変更があったとき、その工事に係る基本工事費及び交換機等工事費の合計額が2,000円(税込価格2,200円)となる場合又は当社が別に定める場合を除きます。)は、その契約者回線又は当社が提供する端末設備の移転に係る工事の費用について、料金表第2

表第2の2-5に規定する工事費の合計額から、次に掲げる額を減額して適用します。

- (1) メニュー5-1のものに係る工事について、屋内配線設備の部分に係る工事を伴うものに係る工事の場合は、9,000円(税込価格 9,900円)
- (2) メニュー5-2のものに係る工事について、屋内配線設備の部分に係る工事を伴うもの又は配線設備多重装置の移転を伴うものに係る工事の場合は、7,500円(税込価格 8,250円)
- (3) (1)及び(2)以外の場合は、1,100円(税込価格 1,210円)
(メニュー5の品目等の変更に係る工事費の割引)

14 令和元年6月1日から令和元年9月30日までの間に次に掲げるIP通信網サービスの品目等の変更の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、令和2年3月31日までにその変更の工事(契約者回線の移転の工事を伴うものを除きます。)を行ったときは、品目等の変更に係る基本工事費(基本額の部分に限ります。)交換機等工事費、回線終端装置工事費及び機器工事費(配線設備多重装置に係るものに限ります。)について、料金表第2表第2の2-5に規定する額に代えて、それぞれ0円を適用します。

- (1) メニュー5-1(提供の形態による細目が 型若しくは -1型のものであって、通信の態様による細目がプラン3のもの又は -2-2型のものに限ります。)のものに係るIP通信網サービスから、メニュー5-1における提供の形態による細目が -2-1型のものに係るIP通信網サービスへの品目等の変更
- (2) メニュー5-2(提供の形態による細目が -1型のものに限ります。)のものに係るIP通信網サービスから、メニュー5-2における提供の形態による細目が -2-1型のものに係るIP通信網サービスへの品目等の変更

15 当社は、限定された期間内に申し込まれたIP通信網契約に限り適用する割引であって当社が別に定めるものの適用(メニュー5における提供の形態による細目が -2-1型のものへの品目等の変更の工事に係るもの又はその変更と同時の移転の工事に係るものに限ります。)を受けた者が、その契約者回線について、令和元年6月1日から令和元年9月30日までの間に品目等の変更の請求(メニュー5における提供の形態による細目が -2-1型のものへの品目等の変更に係るものに限ります。)を行ったと当社が認める場合は、その品目等の変更に係る基本工事費、交換機等工事費、回線終端装置工事費及び機器工事費について、この附則の第14項の規定を適用しません。
(メニュー5の回線接続装置に係る利用料金の割引)

16 当社は、契約(そのIP通信網サービスの事業者変更を伴うものを除きます。)の申込者から申出があったときは、次のとおり規定する利用料金の割引を適用します。

(1) 定義等

ア 「利用料金の割引」とは、メニュー5-1の1Gb/sの品目のものにおけるプラン3-1のもの又はメニュー5-2の1Gb/sの品目のものに係るIP通信網契約の申込みと同時にIP通信網契約者から無線LAN対応型ルータ機能付回線接続装置(型の基本装置に限ります。以下この項において同じとします。)の利用の請求があった場合に、そのIP通信網契約の申込者の申出により、本項のイに規定する期間(以下この項において「割引対象期間」といいます。)における無線LAN対応型ルータ機能付回線接続装置(以下この項において「割引対象サービス」といいます。)に係る利用料について、次に掲げる額(以下この項において「割引額」といいます。)を減額して適用することをいいます。

(ア) メニュー5-1の1Gb/sの品目のものにおけるプラン3-1に係るものは、300円(税込価格 330円)

(イ) メニュー5-2の1Gb/sの品目のものに係るものは、200円(税込価格 220円)

イ 割引対象期間は、提供を開始した日から起算して30か月間とします。

ただし、割引対象サービスの移転があった場合の割引対象期間については、移

転があった日を起算日として、移転前の割引対象サービスに係る割引対象期間の満了日までとします。

ウ 契約の申込者は、当社がそのIP通信網サービスの提供を開始する日までに、アに規定する利用料金の割引を選択する申出を行っていただきます。

エ この割引の適用を受けるIP通信網契約に係る契約者回線は、令和2年3月31日までに当社がその提供を開始したものに限り、これを承諾します。

(2) 承諾

当社は、割引対象サービスに係るIP通信網契約の申込者からこの割引を選択する申出があったときは、その申出のあったIP通信網契約が次の各号に該当するものである場合に限り、これを承諾します。

ア そのIP通信網サービスの提供開始と同時に料金表第1表第1類第1の1(10)に規定する長期継続利用の申出に係る利用料金の割引の適用を受けるもの

イ 令和元年6月1日から令和元年9月30日までの間に申込みがあったもの

(3) 割引の適用

ア 当社は、その無線LAN対応型ルータ機能付回線接続装置の割引対象期間について、割引対象期間内に廃止があった場合は、その廃止があった日以降の期間を含むものとします。

この場合において、当社は、その無線LAN対応型ルータ機能付回線接続装置の再設置があった場合は、再設置があった日から前項に規定する無線LAN対応型ルータ機能付回線接続装置の利用料金を適用するものとします。

イ 当社は、割引額の計算において、2-5-1(利用料)(1)に規定する基本料から、2-5-2(加算額)(5)に規定する端末設備(無線LAN対応型ルータ機能付回線接続装置の型の基本装置に限り、これを減額して適用します。

ウ 当社は、割引額の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、料金表通則5(端数処理)の規定にかかわらず、その端数を切り上げます。

17 当社は、限定された期間内に申し込まれたIP通信網契約に限り適用する割引であって当社が別に定めるものの適用を受けた者が、そのメニュー5に係るIP通信網契約の解除があった日から起算して1年未満の間に、メニュー5に係るIP通信網契約の申込みを行ったと当社が認める場合(その申込みに係る契約者回線の終端の場所がその解除に係る契約者回線の終端の場所と同一となる場合とします。)は、この附則の第16項の規定を適用しません。

附 則(令和元年5月29日東経企営第19-23号)

(実施期日)

1 この改正規定は、令和元年6月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している電子電話帳閲覧編集機能に関する料金その他の提供条件については、なお従前のとおりとします。

3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則(令和元年6月27日東経企営第19-63号)

(実施期日)

この改正規定は、令和元年6月28日から実施します。

附 則(令和元年6月28日東経企営第19-71号)

(実施期日)

1 この改正規定は、令和元年7月1日から実施します。

(その他)

2 東経企営第19-22号(令和元年5月29日)の附則第16項を次のように改めます。

16 当社は、契約(そのIP通信網サービスの事業者変更を伴うものを除きます。)の申込者から申出があったときは、次のとおり規定する利用料金の割引を適用します。

附 則(令和元年9月30日東経企営第19-81号)

(実施期日)

1 この改正規定は、令和元年10月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

3 東経企営第16-132号(平成28年9月29日)の附則第8項第1号ア(ア)中「300円(税込価格 324円)」を「300円(税込価格 330円)」に、同号ア(イ)中「200円(税込価格 216円)」を「200円(税込価格 220円)」に改めます。

4 東経企営第16-208号(平成29年1月26日)の附則第3項第1号ア中「500円(税込価格 540円)」を「500円(税込価格 550円)」に改めます。

5 東経企営第16-208号(平成29年1月26日)の附則第8項第1号ア(ア)中「300円(税込価格 324円)」を「300円(税込価格 330円)」に、同号ア(イ)中「200円(税込価格 216円)」を「200円(税込価格 220円)」に改めます。

6 東経企営第17-36号(平成29年5月30日)の附則第3項第1号ア中「500円(税込価格 540円)」を「500円(税込価格 550円)」に改めます。

7 東経企営第17-36号(平成29年5月30日)の附則第8項第1号ア(ア)中「300円(税込価格 324円)」を「300円(税込価格 330円)」に、同号ア(イ)中「200円(税込価格 216円)」を「200円(税込価格 220円)」に改めます。

8 東経企営第17-119号(平成29年9月28日)の附則第3項第1号ア中「500円(税込価格 540円)」を「500円(税込価格 550円)」に改めます。

9 東経企営第17-119号(平成29年9月28日)の附則第8項第1号ア(ア)中「300円(税込価格 324円)」を「300円(税込価格 330円)」に、同号ア(イ)中「200円(税込価格 216円)」を「200円(税込価格 220円)」に改めます。

10 東経企営第17-169号(平成30年1月30日)の附則第3項第1号ア中「500円(税込価格 540円)」を「500円(税込価格 550円)」に改めます。

11 東経企営第17-169号(平成30年1月30日)の附則第8項第1号ア(ア)中「300円(税込価格 324円)」を「300円(税込価格 330円)」に、同号ア(イ)中「200円(税込価格 216円)」を「200円(税込価格 220円)」に改めます。

12 東経企営第18-33号(平成30年5月30日)の附則第3項第1号ア中「500円(税込価格 540円)」を「500円(税込価格 550円)」に改めます。

13 東経企営第18-33号(平成30年5月30日)の附則第11項第1号ア(ア)中「300円(税込価格 324円)」を「300円(税込価格 330円)」に、同号ア(イ)中「200円(税込価格 216円)」を「200円(税込価格 220円)」に改めます。

14 東経企営第18-110号(平成30年9月28日)の附則第3項第1号ア中「500円(税込価格 540円)」を「500円(税込価格 550円)」に改めます。

15 東経企営第18-110号(平成30年9月28日)の附則第16項第1号ア(ア)中「300円(税込価格 324円)」を「300円(税込価格 330円)」に、同号ア(イ)中「200円(税込価格 216円)」を「200円(税込価格 220円)」に改めます。

16 東経企営第18-173号(平成31年1月29日)の附則第3項第1号ア中「500円(税込価格 540円)」を「500円(税込価格 550円)」に、同号イ(ア)中「9,000円(税込価格 9,720円)」を「9,000円(税込価格 9,900円)」に、同号イ(イ)中「2,000円(税込価格 2,160円)」を「2,000円(税込価格 2,200円)」に改めます。

17 東経企営第18-173号(平成31年1月29日)の附則第13項中「2,000円(税込価格 2,160円)」を「2,000円(税込価格 2,200円)」に、同項第1号中「9,000円(税込価格 9,720円)」を「9,000円(税込価格 9,900円)」に、同項第2号中「7,500円(税込価格 8,100円)」を「7,500円(税込価格 8,250円)」に、同項第3号中「1,100円(税込価格 1,188

円)」を「1,100円(税込価格 1,210円)」に改めます。

18 東経企営第18-173号(平成31年1月29日)の附則第16項第1号ア(ア)中「300円(税込価格 324円)」を「300円(税込価格 330円)」に、同号ア(イ)中「200円(税込価格 216円)」を「200円(税込価格 220円)」に改めます。

19 東経企営第19-22号(令和元年5月29日)の附則第3項第1号ア中「500円(税込価格 540円)」を「500円(税込価格 550円)」に、同号イ(ア)中「9,000円(税込価格 9,720円)」を「9,000円(税込価格 9,900円)」に、同号イ(イ)中「2,000円(税込価格 2,160円)」を「2,000円(税込価格 2,200円)」に改めます。

20 東経企営第19-22号(令和元年5月29日)の附則第13項中「2,000円(税込価格 2,160円)」を「2,000円(税込価格 2,200円)」に、同項第1号中「9,000円(税込価格 9,720円)」を「9,000円(税込価格 9,900円)」に、同項第2号中「7,500円(税込価格 8,100円)」を「7,500円(税込価格 8,250円)」に、同項第3号中「1,100円(税込価格 1,188円)」を「1,100円(税込価格 1,210円)」に改めます。

21 東経企営第19-22号(令和元年5月29日)の附則第16項第1号ア(ア)中「300円(税込価格 324円)」を「300円(税込価格 330円)」に、同号ア(イ)中「200円(税込価格 216円)」を「200円(税込価格 220円)」に改めます。

附 則(令和元年9月30日東企営第19-123号)

(実施期日)

1 この改正規定は、令和元年10月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(メニュー5に係る利用料金の割引)

3 当社は、契約の申込者から申出があったときは、次のとおり規定する選択制による割引を適用します。この割引には「利用料金の割引」と「基本工事費等の割引」の2種類があり、契約者はあらかじめいずれか1つを選択していただきます。

(1) 定義等

ア 「利用料金の割引」とは、メニュー5-1のものであって、提供の形態による細目が-2-1型のもの(以下この項において「割引対象サービス」といいます。)に係るIP通信網契約の申込者の申出により、本項のウに規定する期間(以下この項において「割引対象期間」といいます。)におけるメニュー5に係るIP通信網サービスの利用料金(料金表第1表第1類第1(臨時IP通信網契約以外の契約に関するもの)2(料金額)の2-5(メニュー5に関する利用料金)に規定する利用料(基本料に係る部分に限ります。)に限ります。以下この項において同じとします。)について、500円(税込価格 550円)(以下この項において「割引額」といいます。)を減額して適用することをいいます。

イ 「基本工事費等の割引」とは、割引対象サービスに係るIP通信網契約者回線の設置に係る基本工事費(基本額の部分に限ります。)について、料金表第2表第2の2-5に規定する額に代えて、以下の料金を適用することをいいます。

(ア) 屋内配線設備の部分に係る工事を伴う場合は9,000円(税込価格 9,900円)

(イ) 屋内配線設備の部分に係る工事を伴わない場合又はその契約者回線の設置に係る基本工事費及び交換機等工事費の合計額が2,000円(税込価格 2,200円)の場合はそれぞれ0円

ウ 「利用料金の割引」の割引対象期間は、そのIP通信網サービスの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月の初日から起算して、23か月後の料金月の末日までとします。

エ 契約の申込者は、当社がそのIP通信網サービスの提供を開始する日までに、ア又はイに規定する利用料金の割引を選択する申出を行っていただきます。

オ この割引の適用を受けるIP通信網契約に係る契約者回線は、令和2年7月31

日までに当社がその提供を開始したものに限り、

(2) 承諾

当社は、割引対象サービスに係る I P 通信網契約の申込者からこの割引を選択する申出があったときは、その申出のあった I P 通信網契約が次の各号に該当するものである場合に限り、これを承諾します。

ア その I P 通信網サービスの提供開始と同時に料金表第 1 表第 1 類第 1 の 1 (9) に規定する学校に限定した割引の適用を受けないもの

イ 令和元年10月 1 日から令和 2 年 1 月31日までの間に申込みがあったもの

(3) 割引の適用

ア 当社は、その契約者回線について、割引対象期間内に割引対象サービス以外の品目等への変更があった場合は、その変更があった日以降の期間についてはこの割引額の減額を適用しません。この場合において、その契約者回線に係る割引対象期間については、その変更があった日以降の期間を含むものとします。

イ 当社は、その契約者回線について、割引対象期間内にアに規定するところにより割引対象サービス以外の品目等への変更があった後に割引対象サービスの品目等への再変更があった場合は、再変更があった日から再変更後の契約者回線の割引額の減額を適用するものとします。

ウ 当社は、割引額は利用日数に応じて日割した額を適用します。

エ 当社は、割引額の計算において、その計算結果に 1 円未満の端数が生じた場合は、料金表通則 5 (端数処理) の規定にかかわらず、その端数を切り上げます。

4 当社は、限定された期間内に申し込まれた I P 通信網契約に限り適用する割引であって当社が別に定めるものの適用を受けた者が、そのメニュー 5 に係る I P 通信網契約の解除があった日から起算して 1 年未満の間に、メニュー 5 に係る I P 通信網契約の申込みを行ったと当社が認める場合 (その申込みに係る契約者回線の終端の場所がその解除に係る契約者回線の終端の場所と同一となる場合とします。)は、この附則の第 3 項の規定を適用しません。

(メニュー 5 の設置に係る工事費の割引)

5 当社は、令和元年10月 1 日から令和 2 年 1 月31日までの間にメニュー 1 若しくはメニュー 4 に係る I P 通信網契約者から、その I P 通信網契約の解除の通知と同時にメニュー 5 - 1 の 型のもの又はメニュー 5 - 2 の - 1 型のものに係る I P 通信網契約の申込み (その I P 通信網契約者 (その I P 通信網契約が光コラボレーションモデルに係るものである場合はその I P 通信網契約者が指定する者とします。))とその申出のあったメニュー 1 若しくはメニュー 4 に係る I P 通信網契約者が同一の者である場合に限り、)があり、当社がその申込みを承諾した場合 (当社が別に定める場合を除きます。)であって、令和 3 年 1 月31日までに当社がその契約者回線の設置の工事を行ったとき又は当社が別に定める者から、メニュー 5 - 1 の 型のもの又はメニュー 5 - 2 の - 1 型のものに係る I P 通信網契約の申込み (その I P 通信網契約者 (その I P 通信網契約が光コラボレーションモデルに係るものである場合はその I P 通信網契約者が指定する者とします。))とその申出のあった当社が別に定める者が同一の者である場合に限り、)があり、当社がその申込みを承諾した場合 (当社が別に定める場合を除きます。)であって、令和 2 年 7 月31日までに当社がその契約者回線の設置の工事を行ったときは、その契約者回線の設置に係る基本工事費 (基本額の部分に限ります。) 交換機等工事費、回線終端装置工事費及び機器工事費 (配線設備多重装置に係るものに限り、)について、料金表第 2 表第 2 の 2 - 5 に規定する額に代えて 0 円を適用します。

6 当社は、この附則第 5 項に規定するメニュー 5 の設置に係る工事費の割引の適用の申出があった場合には、当社が別に定める割引を適用しません。

7 当社は、附則第 5 項の適用を受けたメニュー 1 若しくはメニュー 4 に係る I P 通信網契約者又は当社が別に定める者から再びメニュー 5 に係る I P 通信網契約の申込み

があり、当社がその申込みを承諾した場合は、この附則第5項を適用しません。

- 8 この附則第5項の適用を受けたIP通信網契約について、現に利用しているメニュー1若しくはメニュー4に係るIP通信網契約の解除の通知を取消した場合は、料金表第2表第2の2-5に規定する額を一括して当社が定める期日までに支払っていただきます。
- 9 当社は、令和元年10月1日から令和2年1月31日までの間に総合デジタル通信サービス契約約款における第1種契約者又は第2種契約者から、その第1種契約又は第2種契約の利用休止又は解除の通知と同時にメニュー5-1の型のもの又はメニュー5-2の-1型のものに係るIP通信網契約の申込み(そのIP通信網契約者(そのIP通信網契約が光コラボレーションモデルに係るものである場合はそのIP通信網契約者が指定する者として。)とその利用休止又は解除の通知があった総合デジタル通信サービス契約約款における第1種契約者又は第2種契約者が同一の者である場合に限り。)があり、当社がその申込みを承諾した場合であって、令和3年1月31日までに当社がその契約者回線の設置の工事を行ったときは、その契約者回線の設置に係る基本工事費(基本額の部分に限り。)交換機等工事費、回線終端装置工事費及び機器工事費(配線設備多重装置に係るものに限り。)について、料金表第2表第2の2-5に規定する額に代えて0円を適用します。
- 10 当社は、この附則第9項に規定するメニュー5の設置に係る工事費の割引の適用の申出があった場合には、当社が別に定める割引を適用しません。
- 11 当社は、1の総合デジタル通信サービス契約約款における第1種契約又は第2種契約ごとに、1のIP通信網契約に対して、この附則第9項を適用します。
- 12 この附則第9項の適用を受けたIP通信網契約について、現に利用している総合デジタル通信サービス契約約款における第1種契約又は第2種契約の利用休止又は解除の通知を取消した場合は、料金表第2表第2の2-5に規定する額を一括して当社が定める期日までに支払っていただきます。
(メニュー5の移転に係る工事費の割引)
- 13 令和元年10月1日から令和2年1月31日までの間にメニュー5(メニュー5-1のプラン3-1に係るもの又はメニュー5-2のものに限り。以下この項において「割引対象サービス」といいます。)に係るIP通信網契約者からその契約者回線(料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用を受けている契約者回線を除きます。)又は当社が提供する端末設備(配線設備多重装置に限り。以下この項において同じとします。)の移転の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、令和2年7月31日までに当社がその契約者回線又は当社が提供する端末設備の移転の工事を行ったとき(その工事と同時に割引対象サービス以外の品目等への変更があったとき、その工事に係る基本工事費及び交換機等工事費の合計額が2,000円(税込価格2,200円)となる場合又は当社が別に定める場合を除きます。)は、その契約者回線又は当社が提供する端末設備の移転に係る工事の費用について、料金表第2表第2の2-5に規定する工事費の合計額から、次に掲げる額を減額して適用します。
 - (1) メニュー5-1のものに係る工事について、屋内配線設備の部分に係る工事を伴うものに係る工事の場合は、9,000円(税込価格9,900円)
 - (2) メニュー5-2のものに係る工事について、屋内配線設備の部分に係る工事を伴うもの又は配線設備多重装置の移転を伴うものに係る工事の場合は、7,500円(税込価格8,250円)
 - (3) (1及び(2)以外の場合は、1,100円(税込価格1,210円)(メニュー5の品目等の変更に係る工事費の割引)
- 14 令和元年10月1日から令和2年1月31日までの間に次に掲げるIP通信網サービスの品目等の変更の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、令和2年7月31日までにその変更の工事(契約者回線の移転の工事を伴うものを除きます。)を行ったときは、品目等の変更に係る基本工事費(基本額の部分に限り。)交換機等

工事費、回線終端装置工事費及び機器工事費（配線設備多重装置に係るものに限ります。）について、料金表第2表第2の2-5に規定する額に代えて、それぞれ0円を適用します。

(1) メニュー5-1（提供の形態による細目が 型若しくは -1型のものであって、通信の態様による細目がプラン3のもの又は -2-2型のものに限ります。）のものに係るIP通信網サービスから、メニュー5-1における提供の形態による細目が -2-1型のものに係るIP通信網サービスへの品目等の変更

(2) メニュー5-2（提供の形態による細目が -1型のものに限ります。）のものに係るIP通信網サービスから、メニュー5-2における提供の形態による細目が -2-1型のものに係るIP通信網サービスへの品目等の変更

15 当社は、限定された期間内に申し込まれたIP通信網契約に限り適用する割引であって当社が別に定めるものの適用（メニュー5における提供の形態による細目が -2-1型のものへの品目等の変更の工事に係るもの又はその変更と同時の移転の工事に係るものに限ります。）を受けた者が、その契約者回線について、令和元年10月1日から令和2年1月31日までの間に品目等の変更の請求（メニュー5における提供の形態による細目が -2-1型のものへの品目等の変更に係るものに限ります。）を行ったと当社が認める場合は、その品目等の変更に係る基本工事費、交換機等工事費、回線終端装置工事費及び機器工事費について、この附則の第14項の規定を適用しません。（メニュー5の回線接続装置に係る利用料金の割引）

16 当社は、契約（そのIP通信網サービスの事業者変更を伴うものを除きます。）の申込者から申出があったときは、次のとおり規定する利用料金の割引を適用します。

(1) 定義等

ア 「利用料金の割引」とは、メニュー5-1の1Gb/sの品目のものにおけるプラン3-1のもの又はメニュー5-2の1Gb/sの品目のものに係るIP通信網契約の申込みと同時にIP通信網契約者から無線LAN対応型ルータ機能付回線接続装置（型の基本装置に限ります。以下この項において同じとします。）の利用の請求があった場合に、そのIP通信網契約の申込者の申出により、本項のイに規定する期間（以下この項において「割引対象期間」といいます。）における無線LAN対応型ルータ機能付回線接続装置（以下この項において「割引対象サービス」といいます。）に係る利用料について、次に掲げる額（以下この項において「割引額」といいます。）を減額して適用することをいいます。

(ア) メニュー5-1の1Gb/sの品目のものにおけるプラン3-1に係るものは、300円(税込価格 330円)

(イ) メニュー5-2の1Gb/sの品目のものに係るものは、200円(税込価格 220円)

イ 割引対象期間は、提供を開始した日から起算して30か月間とします。

ただし、割引対象サービスの移転があった場合の割引対象期間については、移転があった日を起算日として、移転前の割引対象サービスに係る割引対象期間の満了日までとします。

ウ 契約の申込者は、当社がそのIP通信網サービスの提供を開始する日までに、アに規定する利用料金の割引を選択する申出を行っていただきます。

エ この割引の適用を受けるIP通信網契約に係る契約者回線は、令和2年7月31日までに当社がその提供を開始したものに限り、適用されます。

(2) 承諾

当社は、割引対象サービスに係るIP通信網契約の申込者からこの割引を選択する申出があったときは、その申出のあったIP通信網契約が次の各号に該当するものである場合に限り、これを承諾します。

ア そのIP通信網サービスの提供開始と同時に料金表第1表第1類第1の1(10)に規定する長期継続利用の申出に係る利用料金の割引の適用を受けるもの

イ 令和元年10月1日から令和2年1月31日までの間に申込みがあったもの

(3) 割引の適用

ア 当社は、その無線LAN対応型ルータ機能付回線接続装置の割引対象期間について、割引対象期間内に廃止があった場合は、その廃止があった日以降の期間を含むものとしします。

この場合において、当社は、その無線LAN対応型ルータ機能付回線接続装置の再設置があった場合は、再設置があった日から前項に規定する無線LAN対応型ルータ機能付回線接続装置の利用料金を適用するものとしします。

イ 当社は、割引額の計算において、2-5-1(利用料)(1)に規定する基本料金に2-5-2(加算額)(5)に規定する端末設備(無線LAN対応型ルータ機能付回線接続装置の型の基本装置に限ります。)に係る機器利用料を合算した利用料金から、本項(1)又は(2)に規定する額を利用日数に応じて日割した額を減額して適用します。

ウ 当社は、割引額の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、料金表通則5(端数処理)の規定にかかわらず、その端数を切り上げます。

17 当社は、限定された期間内に申し込まれたIP通信網契約に限り適用する割引であって当社が別に定めるものの適用を受けた者が、そのメニュー5に係るIP通信網契約の解除があった日から起算して1年未満の間に、メニュー5に係るIP通信網契約の申込みを行ったと当社が認める場合(その申込みに係る契約者回線の終端の場所がその解除に係る契約者回線の終端の場所と同一となる場合としします。)は、この附則の第16項の規定を適用しません。

附 則(令和2年1月29日東企管第19-195号)

(実施期日)

この改正規定は、令和2年1月31日から実施します。

附 則(令和2年1月29日東企管第19-193号)

(実施期日)

1 この改正規定は、令和2年2月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとしします。

(メニュー5に係る利用料金の割引)

3 当社は、契約の申込者から申出があったときは、次のとおり規定する選択制による割引を適用します。この割引には「利用料金の割引」と「基本工事費等の割引」の2種類があり、契約者はあらかじめいずれか1つを選択していただきます。

(1) 定義等

ア 「利用料金の割引」とは、メニュー5-1のものであって、提供の形態による細目が-2-1型のもの(以下この項において「割引対象サービス」といいます。)に係るIP通信網契約の申込者の申出により、本項のウに規定する期間(以下この項において「割引対象期間」といいます。)におけるメニュー5に係るIP通信網サービスの利用料金(料金表第1表第1類第1(臨時IP通信網契約以外の契約に関するもの)2(料金額)の2-5(メニュー5に関する利用料金)に規定する利用料(基本料に係る部分に限ります。)に限ります。以下この項において同じとしします。)について、500円(税込価格550円)(以下この項において「割引額」といいます。)を減額して適用することをいいます。

イ 「基本工事費等の割引」とは、割引対象サービスに係るIP通信網契約者回線の設置に係る基本工事費(基本額の部分に限ります。)について、料金表第2表第2の2-5に規定する額に代えて、以下の料金を適用することをいいます。

(ア) 屋内配線設備の部分に係る工事を伴う場合は9,000円(税込価格9,900円)

(イ) 屋内配線設備の部分に係る工事を伴わない場合又はその契約者回線の設置

に係る基本工事費及び交換機等工事費の合計額が2,000円(税込価格 2,200円)の場合はそれぞれ0円

ウ 「利用料金の割引」の割引対象期間は、そのIP通信網サービスの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月の初日から起算して、23か月後の料金月の末日までとします。

ただし、割引対象サービスの移転があった場合の割引対象期間については、移転があった日を起算日として、移転前の割引対象サービスに係る割引対象期間の満了日までとします。

エ 契約の申込者は、当社がそのIP通信網サービスの提供を開始する日までに、ア又はイに規定する利用料金の割引を選択する申出を行っていただきます。

オ この割引の適用を受けるIP通信網契約に係る契約者回線は、令和2年11月30日までに当社がその提供を開始したものに限りま

(2) 承諾

当社は、割引対象サービスに係るIP通信網契約の申込者からこの割引を選択する申出があったときは、その申出のあったIP通信網契約が次の各号に該当するものである場合に限り、これを承諾します。

ア そのIP通信網サービスの提供開始と同時に料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用を受けないもの

イ 令和2年2月1日から令和2年5月31日までの間に申込みがあったもの

(3) 割引の適用

ア 当社は、その契約者回線について、割引対象期間内に割引対象サービス以外の品目等への変更があった場合は、その変更があった日以降の期間についてはこの割引額の減額を適用しません。この場合において、その契約者回線に係る割引対象期間については、その変更があった日以降の期間を含むものとします。

イ 当社は、その契約者回線について、割引対象期間内にアに規定するところにより割引対象サービス以外の品目等への変更があった後に割引対象サービスの品目等への再変更があった場合は、再変更があった日から再変更後の契約者回線の割引額の減額を適用するものとします。

ウ 当社は、割引額は利用日数に応じて日割した額を適用します。

エ 当社は、割引額の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、料金表通則5(端数処理)の規定にかかわらず、その端数を切り上げます。

4 当社は、限定された期間内に申し込まれたIP通信網契約に限り適用する割引であって当社が別に定めるものの適用を受けた者が、そのメニュー5に係るIP通信網契約の解除があった日から起算して1年未満の間に、メニュー5に係るIP通信網契約の申込みを行ったと当社が認める場合(その申込みに係る契約者回線の終端の場所がその解除に係る契約者回線の終端の場所と同一となる場合とします。)は、この附則の第3項の規定を適用しません。

(メニュー5の設置に係る工事費の割引)

5 当社は、令和2年2月1日から令和2年5月31日までの間にメニュー1若しくはメニュー4に係るIP通信網契約者から、そのIP通信網契約の解除の通知と同時にメニュー5-1の型のもの又はメニュー5-2の-1型のものに係るIP通信網契約の申込み(そのIP通信網契約者(そのIP通信網契約が光コラボレーションモデルに係るものである場合はそのIP通信網契約者が指定する者とします。))とその申出のあったメニュー1若しくはメニュー4に係るIP通信網契約者が同一の者である場合に限りま)があり、当社がその申込みを承諾した場合(当社が別に定める場合を除きます。)であって、令和3年5月31日までに当社がその契約者回線の設置の工事を行ったとき又は当社が別に定める者から、メニュー5-1の型のもの又はメニュー5-2の-1型のものに係るIP通信網契約の申込み(そのIP通信網契約者(そのIP通信網契約が光コラボレーションモデルに係るものである場合はそのIP通信

網契約者が指定する者としてします。)とその申出のあった当社が別に定める者が同一の者である場合に限り、当社がその申込みを承諾した場合(当社が別に定める場合を除きます。)であって、令和2年11月30日までに当社がその契約者回線の設置の工事を行ったときは、その契約者回線の設置に係る基本工事費(基本額の部分に限り、交換機等工事費、回線終端装置工事費及び機器工事費(配線設備多重装置に係るもの)に限り、)について、料金表第2表第2の2-5に規定する額に代えて0円を適用します。

- 6 当社は、この附則第5項に規定するメニュー5の設置に係る工事費の割引の適用の申出があった場合には、当社が別に定める割引を適用しません。
- 7 当社は、附則第5項の適用を受けたメニュー1若しくはメニュー4に係るIP通信網契約者又は当社が別に定める者から再びメニュー5に係るIP通信網契約の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合は、この附則第5項を適用しません。
- 8 この附則第5項の適用を受けたIP通信網契約について、現に利用しているメニュー1若しくはメニュー4に係るIP通信網契約の解除の通知を取消した場合は、料金表第2表第2の2-5に規定する額を一括して当社が定める期日までに支払っていただきます。
- 9 当社は、令和2年2月1日から令和2年5月31日までの間に総合デジタル通信サービス契約約款における第1種契約者又は第2種契約者から、その第1種契約又は第2種契約の利用休止又は解除の通知と同時にメニュー5-1の型のもの又はメニュー5-2の-1型のものに係るIP通信網契約の申込み(そのIP通信網契約者(そのIP通信網契約が光コラボレーションモデルに係るものである場合はそのIP通信網契約者が指定する者としてします。)とその利用休止又は解除の通知があった総合デジタル通信サービス契約約款における第1種契約者又は第2種契約者が同一の者である場合に限り、)があり、当社がその申込みを承諾した場合であって、令和3年5月31日までに当社がその契約者回線の設置の工事を行ったときは、その契約者回線の設置に係る基本工事費(基本額の部分に限り、)交換機等工事費、回線終端装置工事費及び機器工事費(配線設備多重装置に係るもの)に限り、)について、料金表第2表第2の2-5に規定する額に代えて0円を適用します。
- 10 当社は、この附則第9項に規定するメニュー5の設置に係る工事費の割引の適用の申出があった場合には、当社が別に定める割引を適用しません。
- 11 当社は、1の総合デジタル通信サービス契約約款における第1種契約又は第2種契約ごとに、1のIP通信網契約に対して、この附則第9項を適用します。
- 12 この附則第9項の適用を受けたIP通信網契約について、現に利用している総合デジタル通信サービス契約約款における第1種契約又は第2種契約の利用休止又は解除の通知を取消した場合は、料金表第2表第2の2-5に規定する額を一括して当社が定める期日までに支払っていただきます。
(メニュー5の移転に係る工事費の割引)
- 13 令和2年2月1日から令和2年5月31日までの間にメニュー5(メニュー5-1のプラン3-1に係るもの又はメニュー5-2のもの)に限り、以下この項において「割引対象サービス」といいます。)に係るIP通信網契約者からその契約者回線(料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用を受けている契約者回線を除きます。)又は当社が提供する端末設備(配線設備多重装置に限り、)の移転の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、令和2年11月30日までに当社がその契約者回線又は当社が提供する端末設備の移転の工事を行ったとき(その工事と同時に割引対象サービス以外の品目等への変更があったとき、その工事に係る基本工事費及び交換機等工事費の合計額が2,000円(税込価格2,200円)となる場合又は当社が別に定める場合を除きます。)は、その契約者回線又は当社が提供する端末設備の移転に係る工事の費用について、料金表第2表第2の2-5に規定する工事費の合計額から、次に掲げる額を減額して適用します。

- (1) メニュー5 - 1のものに係る工事について、屋内配線設備の部分に係る工事を伴うものに係る工事の場合は、9,000円(税込価格 9,900円)
- (2) メニュー5 - 2のものに係る工事について、屋内配線設備の部分に係る工事を伴うもの又は配線設備多重装置の移転を伴うものに係る工事の場合は、7,500円(税込価格 8,250円)
- (3) (1)及び(2)以外の場合は、1,100円(税込価格 1,210円)
(メニュー5の品目等の変更に係る工事費の割引)
- 14 令和2年2月1日から令和2年5月31日までの間に次に掲げるIP通信網サービスの品目等の変更の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、令和2年11月30日までにその変更の工事(契約者回線の移転の工事を伴うものを除きます。)を行ったときは、品目等の変更に係る基本工事費(基本額の部分に限ります。)交換機等工事費、回線終端装置工事費及び機器工事費(配線設備多重装置に係るものに限ります。)について、料金表第2表第2の2 - 5に規定する額に代えて、それぞれ0円を適用します。
- (1) メニュー5 - 1(提供の形態による細目が 型若しくは - 1型のものであって、通信の態様による細目がプラン3のもの又は - 2 - 2型のものに限ります。)のものに係るIP通信網サービスから、メニュー5 - 1における提供の形態による細目が - 2 - 1型のものに係るIP通信網サービスへの品目等の変更
- (2) メニュー5 - 2(提供の形態による細目が - 1型のものに限ります。)のものに係るIP通信網サービスから、メニュー5 - 2における提供の形態による細目が - 2 - 1型のものに係るIP通信網サービスへの品目等の変更
- 15 当社は、限定された期間内に申し込まれたIP通信網契約に限り適用する割引であって当社が別に定めるものの適用(メニュー5における提供の形態による細目が - 2 - 1型のものへの品目等の変更の工事に係るもの又はその変更と同時の移転の工事に係るものに限ります。)を受けた者が、その契約者回線について、令和2年2月1日から令和2年5月31日までの間に品目等の変更の請求(メニュー5における提供の形態による細目が - 2 - 1型のものへの品目等の変更に係るものに限ります。)を行ったと当社が認める場合は、その品目等の変更に係る基本工事費、交換機等工事費、回線終端装置工事費及び機器工事費について、この附則の第14項の規定を適用しません。
(メニュー5の回線接続装置に係る利用料金の割引)
- 16 当社は、契約(そのIP通信網サービスの事業者変更を伴うものを除きます。)の申込者から申出があったときは、次のとおり規定する利用料金の割引を適用します。
- (1) 定義等
- ア 「利用料金の割引」とは、メニュー5 - 1の1Gb/sの品目のものにおけるプラン3 - 1のもの又はメニュー5 - 2の1Gb/sの品目のものに係るIP通信網契約の申込みと同時にIP通信網契約者から無線LAN対応型ルータ機能付回線接続装置(型の基本装置に限ります。以下この項において同じとします。)の利用の請求があった場合に、そのIP通信網契約の申込者の申出により、本項のイに規定する期間(以下この項において「割引対象期間」といいます。)における無線LAN対応型ルータ機能付回線接続装置(以下この項において「割引対象サービス」といいます。)に係る利用料について、次に掲げる額(以下この項において「割引額」といいます。)を減額して適用することをいいます。
- (ア) メニュー5 - 1の1Gb/sの品目のものにおけるプラン3 - 1に係るものは、300円(税込価格 330円)
- (イ) メニュー5 - 2の1Gb/sの品目のものに係るものは、200円(税込価格 220円)
- イ 割引対象期間は、提供を開始した日から起算して30か月間とします。
ただし、割引対象サービスの移転があった場合の割引対象期間については、移転があった日を起算日として、移転前の割引対象サービスに係る割引対象期間の

満了日までとします。

ウ 契約の申込者は、当社がそのIP通信網サービスの提供を開始する日までに、アに規定する利用料金の割引を選択する申出を行っていただきます。

エ この割引の適用を受けるIP通信網契約に係る契約者回線は、令和2年11月30日までに当社がその提供を開始したものに限り、

(2) 承諾

当社は、割引対象サービスに係るIP通信網契約の申込者からこの割引を選択する申出があったときは、その申出のあったIP通信網契約が次の各号に該当するものである場合に限り、これを承諾します。

ア そのIP通信網サービスの提供開始と同時に料金表第1表第1類第1の1(10)に規定する長期継続利用の申出に係る利用料金の割引の適用を受けるもの

イ 令和2年2月1日から令和2年5月31日までの間に申込みがあったもの

(3) 割引の適用

ア 当社は、その無線LAN対応型ルータ機能付回線接続装置の割引対象期間について、割引対象期間内に廃止があった場合は、その廃止があった日以降の期間を含むものとします。

この場合において、当社は、その無線LAN対応型ルータ機能付回線接続装置の再設置があった場合は、再設置があった日から前項に規定する無線LAN対応型ルータ機能付回線接続装置の利用料金を適用するものとします。

イ 当社は、割引額の計算において、2-5-1(利用料)(1)に規定する基本料に2-5-2(加算額)(5)に規定する端末設備(無線LAN対応型ルータ機能付回線接続装置の型の基本装置に限り、)に係る機器利用料を合算した利用料金から、本項(1)又は(2)に規定する額を利用日数に応じて日割した額を減額して適用します。

ウ 当社は、割引額の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、料金表通則5(端数処理)の規定にかかわらず、その端数を切り上げます。

17 当社は、限定された期間内に申し込まれたIP通信網契約に限り適用する割引であって当社が別に定めるものの適用を受けた者が、そのメニュー5に係るIP通信網契約の解除があった日から起算して1年未満の間に、メニュー5に係るIP通信網契約の申込みを行ったと当社が認める場合(その申込みに係る契約者回線の終端の場所がその解除に係る契約者回線の終端の場所と同一となる場合とします。)は、この附則の第16項の規定を適用しません。

附 則(令和2年1月29日東経企営第19-194号)

(実施期日)

1 この改正規定は、令和2年2月1日から実施します。

(サービスの終了)

2 当社は、この改正規定実施の日において、改正前の規定により提供しているメニュー5-1における品目が100Mb/sのものうちプラン3-2に係るものを終了することとします。

(経過措置)

3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

4 東経企営第06-168号(平成18年11月30日)の附則第2項及び第3項(経過措置)を次のように改めます。

2 削除

3 削除

附 則(令和2年2月21日東経企営第19-217号)

(実施期日)

1 この改正規定は、令和2年3月1日から実施します。

(サービスの終了)

- 2 当社は、この改正規定実施の日において、改正前の規定により提供している電子電話帳閲覧編集機能を終了することとします。

(経過措置)

- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

- 4 東経企営第19 - 23号(令和元年5月29日)の附則第2項及び第3項(経過措置)を次のように改めます。

2 削除

3 削除

附 則(令和2年3月13日東経企営第19 - 232号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、令和2年3月16日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(メニュー5に係る利用料金の割引)

- 3 当社は、令和2年3月16日から令和2年5月31日までの間に契約(そのIP通信網サービスの事業者変更を伴うものを除きます。)の申込者から申出があったときは、次のとおり規定する割引を適用します。

(1) 定義等

ア 「利用料金の割引」とは、メニュー5 - 1の10Gb/sのもの(以下この項において「割引対象サービス」といいます。)に係るIP通信網契約の申込者の申出により、本項のイに規定する期間(以下この項において「割引対象期間」といいます。)におけるメニュー5に係るIP通信網サービスの利用料金(2 - 5 - 1(1)に規定する基本料の部分に限ります。)について、1,200円(税込価格1,320円)(以下この項において「割引額」といいます。)を減額して適用することをいいます。

イ 割引対象期間は、提供を開始した日から起算して30か月間とします。

ただし、割引対象サービスの移転があった場合の割引対象期間については、移転があった日を起算日として、移転前の割引対象サービスに係る割引対象期間の満了日までとします。

ウ 契約の申込者は、当社がそのIP通信網サービスの提供を開始する日までに、アに規定する利用料金の割引を選択する申出を行っていただきます。

エ この割引の適用を受けるIP通信網契約に係る契約者回線は、令和2年11月30日までに当社がその提供を開始したものに限りします。

(2) 割引の適用

ア 当社は、その契約者回線について、割引対象期間内に割引対象サービス以外の品目等への変更があった場合は、その変更があった日以降の期間についてはこの割引額の減額を適用しません。この場合において、その契約者回線に係る割引対象期間については、その変更があった日以降の期間を含むものとします。

イ 当社は、その契約者回線について、割引対象期間内にアに規定するところにより割引対象サービス以外の品目等への変更があった後に割引対象サービスの品目等への再変更があった場合は、再変更があった日から再変更後の契約者回線の割引額の減額を適用するものとします。

ウ 当社は、割引額は利用日数に応じて日割した額を適用します。

エ 当社は、割引額の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、料金表通則5(端数処理)の規定にかかわらず、その端数を切り上げます。

- 4 当社は、限定された期間内に申し込まれたIP通信網契約に限り適用する割引であって当社が別に定めるものの適用を受けた者が、そのメニュー5に係るIP通信網契

約の解除があった日から起算して1年未満の間に、メニュー5に係るIP通信網契約の申込みを行ったと当社が認める場合（その申込みに係る契約者回線の終端の場所がその解除に係る契約者回線の終端の場所と同一となる場合とします。）は、この附則の第3項の規定を適用しません。

（メニュー5の設置に係る工事費の割引）

- 5 当社は、令和2年3月16日から令和2年5月31日までの間にメニュー1若しくはメニュー4に係るIP通信網契約者から、そのIP通信網契約の解除の通知と同時にメニュー5-1の10Gb/sのものに係るIP通信網契約の申込み（そのIP通信網契約者（そのIP通信網契約が光コラボレーションモデルに係るものである場合はそのIP通信網契約者が指定する者として）とその申出のあったメニュー1若しくはメニュー4に係るIP通信網契約者が同一の者である場合に限り）があり、当社がその申込みを承諾した場合であって、令和3年5月31日までに当社がその契約者回線の設置の工事を行ったとき又は当社が別に定める者から、メニュー5-1の10Gb/sのものに係るIP通信網契約の申込み（そのIP通信網契約者（そのIP通信網契約が光コラボレーションモデルに係るものである場合はそのIP通信網契約者が指定する者として）とその申出のあった当社が別に定める者が同一の者である場合に限り）があり、当社がその申込みを承諾した場合であって、令和2年11月30日までに当社がその契約者回線の設置の工事を行ったときは、その契約者回線の設置に係る基本工事費（基本額の部分に限り）交換機等工事費、回線終端装置工事費及び機器工事費（配線設備多重装置に係るものに限り）について、料金表第2表第2の2-5に規定する額に代えて0円を適用します。
- 6 当社は、附則第5項の適用を受けたメニュー1若しくはメニュー4に係るIP通信網契約者又は当社が別に定める者から再びメニュー5に係るIP通信網契約の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合は、この附則第5項を適用しません。
- 7 この附則第5項の適用を受けたIP通信網契約について、現に利用しているメニュー1若しくはメニュー4に係るIP通信網契約の解除の通知を取消した場合は、料金表第2表第2の2-5に規定する額を一括して当社が定める期日までに支払っていただきます。
- 8 当社は、令和2年2月1日から令和2年5月31日までの間に総合デジタル通信サービス契約約款における第1種契約者又は第2種契約者から、その第1種契約又は第2種契約の利用休止又は解除の通知と同時にメニュー5-1の10Gb/sのものに係るIP通信網契約の申込み（そのIP通信網契約者（そのIP通信網契約が光コラボレーションモデルに係るものである場合はそのIP通信網契約者が指定する者として）とその利用休止又は解除の通知があった総合デジタル通信サービス契約約款における第1種契約者又は第2種契約者が同一の者である場合に限り）があり、当社がその申込みを承諾した場合であって、令和3年5月31日までに当社がその契約者回線の設置の工事を行ったときは、その契約者回線の設置に係る基本工事費（基本額の部分に限り）交換機等工事費、回線終端装置工事費及び機器工事費（配線設備多重装置に係るものに限り）について、料金表第2表第2の2-5に規定する額に代えて0円を適用します。
- 9 当社は、1の総合デジタル通信サービス契約約款における第1種契約又は第2種契約ごとに、1のIP通信網契約に対して、この附則第9項を適用します。
- 10 この附則第9項の適用を受けたIP通信網契約について、現に利用している総合デジタル通信サービス契約約款における第1種契約又は第2種契約の利用休止又は解除の通知を取消した場合は、料金表第2表第2の2-5に規定する額を一括して当社が定める期日までに支払っていただきます。

附 則（令和2年3月13日東経企第19-233号）

この改正規定は、令和2年4月1日から実施します。

附 則（令和 2 年 5 月 25 日東経企第 20 - 25 号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、令和 2 年 6 月 1 日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
（メニュー 5 に係る利用料金の割引）
- 3 当社は、契約の申込者から申出があったときは、次のとおり規定する選択制による割引を適用します。この割引には「利用料金の割引」と「基本工事費等の割引」の 2 種類があり、契約者はあらかじめいずれか 1 つを選択していただきます。

(1) 定義等

ア 「利用料金の割引」とは、メニュー 5 - 1 のものであって、提供の形態による細目が - 2 - 1 型のもの（以下この項において「割引対象サービス」といいます。）に係る IP 通信網契約の申込者の申出により、本項のウに規定する期間（以下この項において「割引対象期間」といいます。）におけるメニュー 5 に係る IP 通信網サービスの利用料金（料金表第 1 表第 1 類第 1（臨時 IP 通信網契約以外の契約に関するもの）2（料金額）の 2 - 5（メニュー 5 に関する利用料金）に規定する利用料（基本料に係る部分に限ります。）に限ります。以下この項において同じとします。）について、500円（税込価格 550円）（以下この項において「割引額」といいます。）を減額して適用することをいいます。

イ 「基本工事費等の割引」とは、割引対象サービスに係る IP 通信網契約者回線の設置に係る基本工事費（基本額の部分に限ります。）について、料金表第 2 表第 2 の 2 - 5 に規定する額に代えて、以下の料金を適用することをいいます。

（ア） 屋内配線設備の部分に係る工事を伴う場合は 9,000円（税込価格 9,900円）

（イ） 屋内配線設備の部分に係る工事を伴わない場合又はその契約者回線の設置に係る基本工事費及び交換機等工事費の合計額が 2,000円（税込価格 2,200円）の場合はそれぞれ 0 円

ウ 「利用料金の割引」の割引対象期間は、その IP 通信網サービスの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月の初日から起算して、23か月後の料金月の末日までとします。

ただし、割引対象サービスの移転があった場合の割引対象期間については、移転があった日を起算日として、移転前の割引対象サービスに係る割引対象期間の満了日までとします。

エ 契約の申込者は、当社がその IP 通信網サービスの提供を開始する日までに、ア又はイに規定する利用料金の割引を選択する申出を行っていただきます。

オ この割引の適用を受ける IP 通信網契約に係る契約者回線は、令和 3 年 3 月 31 日までに当社がその提供を開始したものに限り、

(2) 承諾

当社は、割引対象サービスに係る IP 通信網契約の申込者からこの割引を選択する申出があったときは、その申出のあった IP 通信網契約が次の各号に該当するものである場合に限り、これを承諾します。

ア その IP 通信網サービスの提供開始と同時に料金表第 1 表第 1 類第 1 の 1(9)に規定する学校に限定した割引の適用を受けないもの

イ 令和 2 年 6 月 1 日から令和 2 年 9 月 30 日までの間に申込みがあったもの

(3) 割引の適用

ア 当社は、その契約者回線について、割引対象期間内に割引対象サービス以外の品目等への変更があった場合は、その変更があった日以降の期間についてはこの割引額の減額を適用しません。この場合において、その契約者回線に係る割引対象期間については、その変更があった日以降の期間を含むものとします。

- イ 当社は、その契約者回線について、割引対象期間内にアに規定するところにより割引対象サービス以外の品目等への変更があった後に割引対象サービスの品目等への再変更があった場合は、再変更があった日から再変更後の契約者回線の割引額の減額を適用するものとします。
- ウ 当社は、割引額は利用日数に応じて日割した額を適用します。
- エ 当社は、割引額の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、料金表通則5（端数処理）の規定にかかわらず、その端数を切り上げます。
- 4 当社は、限定された期間内に申し込まれたIP通信網契約に限り適用する割引であって当社が別に定めるものの適用を受けた者が、そのメニュー5に係るIP通信網契約の解除があった日から起算して1年未満の間に、メニュー5に係るIP通信網契約の申込みを行ったと当社が認める場合（その申込みに係る契約者回線の終端の場所がその解除に係る契約者回線の終端の場所と同一となる場合とします。）は、この附則の第3項の規定を適用しません。
- 5 当社は、契約（そのIP通信網サービスの事業者変更を伴うものを除きます。）の申込者から申出があったときは、次のとおり規定する割引を適用します。
- (1) 定義等
- ア 「利用料金の割引」とは、メニュー5 - 1の10Gb/sのもの（以下この項において「割引対象サービス」といいます。）に係るIP通信網契約の申込者の申出により、本項のイに規定する期間（以下この項において「割引対象期間」といいます。）におけるメニュー5に係るIP通信網サービスの利用料金（2 - 5 - 1(1)に規定する基本料の部分に限ります。）について、1,200円（税込価格 1,320円）（以下この項において「割引額」といいます。）を減額して適用することをいいます。
- イ 割引対象期間は、提供を開始した日から起算して30か月間とします。
- ただし、割引対象サービスの移転があった場合の割引対象期間については、移転があった日を起算日として、移転前の割引対象サービスに係る割引対象期間の満了日までとします。
- ウ 契約の申込者は、当社がそのIP通信網サービスの提供を開始する日までに、アに規定する利用料金の割引を選択する申出を行っていただきます。
- エ この割引の適用を受けるIP通信網契約に係る契約者回線は、令和3年3月31日までに当社がその提供を開始したものに限りします。
- (2) 承諾
- 当社は、割引対象サービスに係るIP通信網契約の申込者からこの割引を選択する申出があったときは、その申出のあったIP通信網契約が令和2年6月1日から令和2年9月30日までの間に申込みがあったものである場合に限り、これを承諾します。
- (3) 割引の適用
- ア 当社は、その契約者回線について、割引対象期間内に割引対象サービス以外の品目等への変更があった場合は、その変更があった日以降の期間についてはこの割引額の減額を適用しません。この場合において、その契約者回線に係る割引対象期間については、その変更があった日以降の期間を含むものとします。
- イ 当社は、その契約者回線について、割引対象期間内にアに規定するところにより割引対象サービス以外の品目等への変更があった後に割引対象サービスの品目等への再変更があった場合は、再変更があった日から再変更後の契約者回線の割引額の減額を適用するものとします。
- ウ 当社は、割引額は利用日数に応じて日割した額を適用します。
- エ 当社は、割引額の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、料金表通則5（端数処理）の規定にかかわらず、その端数を切り上げます。
- 6 当社は、限定された期間内に申し込まれたIP通信網契約に限り適用する割引であって当社が別に定めるものの適用を受けた者が、そのメニュー5に係るIP通信網契

約の解除があった日から起算して1年未満の間に、メニュー5に係るIP通信網契約の申込みを行ったと当社が認める場合（その申込みに係る契約者回線の終端の場所がその解除に係る契約者回線の終端の場所と同一となる場合とします。）は、この附則の第5項の規定を適用しません。

（メニュー5の設置に係る工事費の割引）

- 7 当社は、令和2年6月1日から令和2年9月30日までの間にメニュー1若しくはメニュー4に係るIP通信網契約者から、そのIP通信網契約の解除の通知と同時にメニュー5-1の型のもの又はメニュー5-2の-1型のものに係るIP通信網契約の申込み（そのIP通信網契約者（そのIP通信網契約が光コラボレーションモデルに係るものである場合はそのIP通信網契約者が指定する者とします。）とその申出のあったメニュー1若しくはメニュー4に係るIP通信網契約者が同一の者である場合に限り、）があり、当社がその申込みを承諾した場合（当社が別に定める場合を除きます。）であって、令和3年9月30日までに当社がその契約者回線の設置の工事を行ったとき又は当社が別に定める者から、メニュー5-1の型のもの又はメニュー5-2の-1型のものに係るIP通信網契約の申込み（そのIP通信網契約者（そのIP通信網契約が光コラボレーションモデルに係るものである場合はそのIP通信網契約者が指定する者とします。）とその申出のあった当社が別に定める者が同一の者である場合に限り、）があり、当社がその申込みを承諾した場合（当社が別に定める場合を除きます。）であって、令和3年3月31日までに当社がその契約者回線の設置の工事を行ったときは、その契約者回線の設置に係る基本工事費（基本額の部分に限り、）、交換機等工事費、回線終端装置工事費及び機器工事費（配線設備多重装置に係るものに限り、）について、料金表第2表第2の2-5に規定する額に代えて0円を適用します。
- 8 当社は、この附則第7項に規定するメニュー5の設置に係る工事費の割引の適用の申出があった場合には、当社が別に定める割引を適用しません。
- 9 当社は、附則第7項の適用を受けたメニュー1若しくはメニュー4に係るIP通信網契約者又は当社が別に定める者から再びメニュー5に係るIP通信網契約の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合は、この附則第7項を適用しません。
- 10 この附則第7項の適用を受けたIP通信網契約について、現に利用しているメニュー1若しくはメニュー4に係るIP通信網契約の解除の通知を取消した場合は、料金表第2表第2の2-5に規定する額を一括して当社が定める期日までに支払っていただきます。
- 11 当社は、令和2年6月1日から令和2年9月30日までの間に総合デジタル通信サービス契約約款における第1種契約者又は第2種契約者から、その第1種契約又は第2種契約の利用休止又は解除の通知と同時にメニュー5-1の型のもの又はメニュー5-2の-1型のものに係るIP通信網契約の申込み（そのIP通信網契約者（そのIP通信網契約が光コラボレーションモデルに係るものである場合はそのIP通信網契約者が指定する者とします。）とその利用休止又は解除の通知があった総合デジタル通信サービス契約約款における第1種契約者又は第2種契約者が同一の者である場合に限り、）があり、当社がその申込みを承諾した場合であって、令和3年9月30日までに当社がその契約者回線の設置の工事を行ったときは、その契約者回線の設置に係る基本工事費（基本額の部分に限り、）、交換機等工事費、回線終端装置工事費及び機器工事費（配線設備多重装置に係るものに限り、）について、料金表第2表第2の2-5に規定する額に代えて0円を適用します。
- 12 当社は、この附則第11項に規定するメニュー5の設置に係る工事費の割引の適用の申出があった場合には、当社が別に定める割引を適用しません。
- 13 当社は、1の総合デジタル通信サービス契約約款における第1種契約又は第2種契約ごとに、1のIP通信網契約に対して、この附則第11項を適用します。
- 14 この附則第11項の適用を受けたIP通信網契約について、現に利用している総合デ

デジタル通信サービス契約約款における第1種契約又は第2種契約の利用休止又は解除の通知を取消した場合は、料金表第2表第2の2-5に規定する額を一括して当社が定める期日までに支払っていただきます。

(メニュー5の移転に係る工事費の割引)

- 15 令和2年6月1日から令和2年9月30日までの間にメニュー5(メニュー5-1のプラン3-1に係るもの(10Gb/sのものを除きます。))又はメニュー5-2のものに限ります。以下この項において「割引対象サービス」といいます。)に係るIP通信網契約者からその契約者回線(料金表第1表第1類第1の1⑨に規定する学校に限定した割引の適用を受けている契約者回線を除きます。)又は当社が提供する端末設備(配線設備多重装置に限ります。以下この項において同じとします。)の移転の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、令和3年3月31日までに当社がその契約者回線又は当社が提供する端末設備の移転の工事を行ったとき(その工事と同時に割引対象サービス以外の品目等への変更があったとき、その工事に係る基本工事費及び交換機等工事費の合計額が2,000円(税込価格2,200円)となる場合又は当社が別に定める場合を除きます。)は、その契約者回線又は当社が提供する端末設備の移転に係る工事の費用について、料金表第2表第2の2-5に規定する工事費の合計額から、次に掲げる額を減額して適用します。

- (1) メニュー5-1のものに係る工事について、屋内配線設備の部分に係る工事を伴うものに係る工事の場合は、9,000円(税込価格9,900円)
- (2) メニュー5-2のものに係る工事について、屋内配線設備の部分に係る工事を伴うもの又は配線設備多重装置の移転を伴うものに係る工事の場合は、7,500円(税込価格8,250円)
- (3) (1)及び(2)以外の場合は、1,100円(税込価格1,210円)

(メニュー5の品目等の変更に係る工事費の割引)

- 16 令和2年6月1日から令和2年9月30日までの間に次に掲げるIP通信網サービスの品目等の変更の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、令和3年3月31日までにその変更の工事(契約者回線の移転の工事を伴うものを除きます。)を行ったときは、品目等の変更に係る基本工事費(基本額の部分に限ります。)、交換機等工事費、回線終端装置工事費及び機器工事費(配線設備多重装置に係るものに限ります。)について、料金表第2表第2の2-5に規定する額に代えて、それぞれ0円を適用します。

- (1) メニュー5-1(提供の形態による細目が - 1型のものであって、通信の態様による細目がプラン3のもの(10Gb/sのものを除きます。))又は - 2-2型のものに限ります。)のものに係るIP通信網サービスから、メニュー5-1における提供の形態による細目が - 2-1型のものに係るIP通信網サービスへの品目等の変更
- (2) メニュー5-2(提供の形態による細目が - 1型のものに限ります。)のものに係るIP通信網サービスから、メニュー5-2における提供の形態による細目が - 2-1型のものに係るIP通信網サービスへの品目等の変更

- 17 当社は、限定された期間内に申し込まれたIP通信網契約に限り適用する割引であって当社が別に定めるものの適用(メニュー5における提供の形態による細目が - 2-1型のものへの品目等の変更の工事に係るもの又はその変更と同時の移転の工事に係るものに限ります。)を受けた者が、その契約者回線について、令和2年6月1日から令和2年9月30日までの間に品目等の変更の請求(メニュー5における提供の形態による細目が - 2-1型のものへの品目等の変更に係るものに限ります。)を行ったと当社が認める場合は、その品目等の変更に係る基本工事費、交換機等工事費、回線終端装置工事費及び機器工事費について、この附則の第16項の規定を適用しません。

(メニュー5の回線接続装置に係る利用料金の割引)

- 18 当社は、契約(そのIP通信網サービスの事業者変更を伴うものを除きます。)の申

込者から申出があったときは、次のとおり規定する利用料金の割引を適用します。

(1) 定義等

ア 「利用料金の割引」とは、メニュー 5 - 1 の 1 Gb/s の品目のものにおけるプラン 3 - 1 のもの又はメニュー 5 - 2 の 1 Gb/s の品目のものに係る I P 通信網契約の申込みと同時に I P 通信網契約者から無線 L A N 対応型ルータ機能付回線接続装置(型の基本装置に限ります。以下この項において同じとします。)の利用の請求があった場合に、その I P 通信網契約の申込者の申出により、本項のイに規定する期間(以下この項において「割引対象期間」といいます。)における無線 L A N 対応型ルータ機能付回線接続装置(以下この項において「割引対象サービス」といいます。)に係る利用料について、次に掲げる額(以下この項において「割引額」といいます。)を減額して適用することをいいます。

(ア) メニュー 5 - 1 の 1 Gb/s の品目のものにおけるプラン 3 - 1 に係るものは、300円(税込価格 330円)

(イ) メニュー 5 - 2 の 1 Gb/s の品目のものに係るものは、200円(税込価格 220円)

イ 割引対象期間は、提供を開始した日から起算して30か月間とします。

ただし、割引対象サービスの移転があった場合の割引対象期間については、移転があった日を起算日として、移転前の割引対象サービスに係る割引対象期間の満了日までとします。

ウ 契約の申込者は、当社がその I P 通信網サービスの提供を開始する日までに、アに規定する利用料金の割引を選択する申出を行っていただきます。

エ この割引の適用を受ける I P 通信網契約に係る契約者回線は、令和 3 年 3 月 31 日までに当社がその提供を開始したものに限ります。

(2) 承諾

当社は、割引対象サービスに係る I P 通信網契約の申込者からこの割引を選択する申出があったときは、その申出のあった I P 通信網契約が次の各号に該当するものである場合に限り、これを承諾します。

ア その I P 通信網サービスの提供開始と同時に料金表第 1 表第 1 類第 1 の 1 (10) に規定する長期継続利用の申出に係る利用料金の割引の適用を受けるもの

イ 令和 2 年 6 月 1 日から令和 2 年 9 月 30 日までの間に申込みがあったもの

(3) 割引の適用

ア 当社は、その無線 L A N 対応型ルータ機能付回線接続装置の割引対象期間について、割引対象期間内に廃止があった場合は、その廃止があった日以降の期間を含むものとします。

この場合において、当社は、その無線 L A N 対応型ルータ機能付回線接続装置の再設置があった場合は、再設置があった日から前項に規定する無線 L A N 対応型ルータ機能付回線接続装置の利用料金を適用するものとします。

イ 当社は、割引額の計算において、2 - 5 - 1 (利用料)(1)に規定する基本料に 2 - 5 - 2 (加算額)(5)に規定する端末設備(無線 L A N 対応型ルータ機能付回線接続装置の 型の基本装置に限ります。)に係る機器利用料を合算した利用料金から、本項(1)又は(2)に規定する額を利用日数に応じて日割した額を減額して適用します。

ウ 当社は、割引額の計算において、その計算結果に 1 円未満の端数が生じた場合は、料金表通則 5 (端数処理)の規定にかかわらず、その端数を切り上げます。

19 当社は、限定された期間内に申し込まれた I P 通信網契約に限り適用する割引であって当社が別に定めるものの適用を受けた者が、そのメニュー 5 に係る I P 通信網契約の解除があった日から起算して 1 年未満の間に、メニュー 5 に係る I P 通信網契約の申込みを行ったと当社が認める場合(その申込みに係る契約者回線の終端の場所がその解除に係る契約者回線の終端の場所と同一となる場合とします。)は、この附則の

第18項の規定を適用しません。

附 則（令和2年6月16日東経企営第20 - 51号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、令和2年7月1日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
（メニュー5の品目等の変更に係る工事費の割引）
- 3 令和2年7月1日から令和3年1月31日までの間にメニュー5 - 2における提供の形態による細目が - 1型のものであって、契約者回線の態様による細目がグレード1 - 2型及びグレード2のものに係るIP通信網サービスから、メニュー5 - 2における提供の形態による細目が - 1型のものであって、契約者回線の態様による細目がグレード1 - 1型のものに係るIP通信網サービスへの品目等の変更の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、令和3年7月31日までにその変更の工事（契約者回線の移転の工事を伴うものを除きます。）を行ったときは、品目等の変更に係る基本工事費（基本額の部分に限ります。）、交換機等工事費及び回線終端装置工事費について、料金表第2表第2の2 - 5に規定する額に代えて、それぞれ0円を適用します。

附 則（令和2年9月9日東経企営第20 - 93号）

（実施期日）

この改正規定は、令和2年9月11日から実施します。

附 則（令和2年9月30日東経企営第20 - 104号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、令和2年10月1日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
（メニュー5に係る利用料金の割引）
- 3 当社は、契約の申込者から申出があったときは、次のとおり規定する選択制による割引を適用します。この割引には「利用料金の割引」と「基本工事費等の割引」の2種類があり、契約者はあらかじめいずれか1つを選択していただきます。
 - (1) 定義等
 - ア 「利用料金の割引」とは、メニュー5 - 1のものであって、提供の形態による細目が - 2 - 1型のもの（以下この項において「割引対象サービス」といいます。）に係るIP通信網契約の申込者の申出により、本項のウに規定する期間（以下この項において「割引対象期間」といいます。）におけるメニュー5に係るIP通信網サービスの利用料金（料金表第1表第1類第1（臨時IP通信網契約以外の契約に関するもの）2（料金額）の2 - 5（メニュー5に関する利用料金）に規定する利用料（基本料に係る部分に限ります。）に限ります。以下この項において同じとします。）について、500円（税込価格 550円）（以下この項において「割引額」といいます。）を減額して適用することをいいます。
 - イ 「基本工事費等の割引」とは、割引対象サービスに係るIP通信網契約者回線の設置に係る基本工事費（基本額の部分に限ります。）について、料金表第2表第2の2 - 5に規定する額に代えて、以下の料金を適用することをいいます。
 - (ア) 屋内配線設備の部分に係る工事を伴う場合は9,000円（税込価格 9,900円）
 - (イ) 屋内配線設備の部分に係る工事を伴わない場合又はその契約者回線の設置に係る基本工事費及び交換機等工事費の合計額が2,000円（税込価格 2,200円）の場合はそれぞれ0円
 - ウ 「利用料金の割引」の割引対象期間は、そのIP通信網サービスの提供を開始

した日を含む料金月の翌料金月の初日から起算して、23か月後の料金月の末日までとします。

ただし、割引対象サービスの移転があった場合の割引対象期間については、移転があった日を起算日として、移転前の割引対象サービスに係る割引対象期間の満了日までとします。

エ 契約の申込者は、当社がそのIP通信網サービスの提供を開始する日までに、ア又はイに規定する利用料金の割引を選択する申出を行っていただきます。

オ この割引の適用を受けるIP通信網契約に係る契約者回線は、令和3年7月31日までに当社がその提供を開始したものに限ります。

(2) 承諾

当社は、割引対象サービスに係るIP通信網契約の申込者からこの割引を選択する申出があったときは、その申出のあったIP通信網契約が次の各号に該当するものである場合に限り、これを承諾します。

ア そのIP通信網サービスの提供開始と同時に料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用を受けないもの

イ 令和2年10月1日から令和3年1月31日までの間に申込みがあったもの

(3) 割引の適用

ア 当社は、その契約者回線について、割引対象期間内に割引対象サービス以外の品目等への変更があった場合は、その変更があった日以降の期間についてはこの割引額の減額を適用しません。この場合において、その契約者回線に係る割引対象期間については、その変更があった日以降の期間を含むものとします。

イ 当社は、その契約者回線について、割引対象期間内にアに規定するところにより割引対象サービス以外の品目等への変更があった後に割引対象サービスの品目等への再変更があった場合は、再変更があった日から再変更後の契約者回線の割引額の減額を適用するものとします。

ウ 当社は、割引額は利用日数に応じて日割した額を適用します。

エ 当社は、割引額の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、料金表通則5(端数処理)の規定にかかわらず、その端数を切り上げます。

4 当社は、限定された期間内に申し込まれたIP通信網契約に限り適用する割引であって当社が別に定めるものの適用を受けた者が、そのメニュー5に係るIP通信網契約の解除があった日から起算して1年未満の間に、メニュー5に係るIP通信網契約の申込みを行ったと当社が認める場合(その申込みに係る契約者回線の終端の場所がその解除に係る契約者回線の終端の場所と同一となる場合とします。)は、この附則の第3項の規定を適用しません。

5 当社は、契約(そのIP通信網サービスの事業者変更を伴うものを除きます。)の申込者から申出があったときは、次のとおり規定する割引を適用します。

(1) 定義等

ア 「利用料金の割引」とは、メニュー5-1の10Gb/sのもの(以下この項において「割引対象サービス」といいます。)に係るIP通信網契約の申込者の申出により、本項のイに規定する期間(以下この項において「割引対象期間」といいます。)におけるメニュー5に係るIP通信網サービスの利用料金(2-5-1(1)に規定する基本料の部分に限ります。)について、1,200円(税込価格 1,320円)(以下この項において「割引額」といいます。)を減額して適用することをいいます。

イ 割引対象期間は、提供を開始した日から起算して30か月間とします。

ただし、割引対象サービスの移転があった場合の割引対象期間については、移転があった日を起算日として、移転前の割引対象サービスに係る割引対象期間の満了日までとします。

ウ 契約の申込者は、当社がそのIP通信網サービスの提供を開始する日までに、アに規定する利用料金の割引を選択する申出を行っていただきます。

エ この割引の適用を受ける I P 通信網契約に係る契約者回線は、令和 3 年 7 月 31 日までに当社がその提供を開始したものに限り、これを承諾します。

(2) 承諾

当社は、割引対象サービスに係る I P 通信網契約の申込者からこの割引を選択する申出があったときは、その申出のあった I P 通信網契約が令和 2 年 10 月 1 日から令和 3 年 1 月 31 日までの間に申込みがあったものである場合に限り、これを承諾します。

(3) 割引の適用

ア 当社は、その契約者回線について、割引対象期間内に割引対象サービス以外の品目等への変更があった場合は、その変更があった日以降の期間についてはこの割引額の減額を適用しません。この場合において、その契約者回線に係る割引対象期間については、その変更があった日以降の期間を含むものとします。

イ 当社は、その契約者回線について、割引対象期間内にアに規定するところにより割引対象サービス以外の品目等への変更があった後に割引対象サービスの品目等への再変更があった場合は、再変更があった日から再変更後の契約者回線の割引額の減額を適用するものとします。

ウ 当社は、割引額は利用日数に応じて日割した額を適用します。

エ 当社は、割引額の計算において、その計算結果に 1 円未満の端数が生じた場合は、料金表通則 5 (端数処理) の規定にかかわらず、その端数を切り上げます。

- 6 当社は、限定された期間内に申し込まれた I P 通信網契約に限り適用する割引であって当社が別に定めるものの適用を受けた者が、そのメニュー 5 に係る I P 通信網契約の解除があった日から起算して 1 年未満の間に、メニュー 5 に係る I P 通信網契約の申込みを行ったと当社が認める場合 (その申込みに係る契約者回線の終端の場所がその解除に係る契約者回線の終端の場所と同一となる場合とします。)は、この附則の第 5 項の規定を適用しません。

(メニュー 5 の設置に係る工事費の割引)

- 7 当社は、令和 2 年 10 月 1 日から令和 3 年 1 月 31 日までの間にメニュー 1 若しくはメニュー 4 に係る I P 通信網契約者から、その I P 通信網契約の解除の通知と同時にメニュー 5 - 1 の 型のもの又はメニュー 5 - 2 の - 1 型のものに係る I P 通信網契約の申込み (その I P 通信網契約者 (その I P 通信網契約が光コラボレーションモデルに係るものである場合はその I P 通信網契約者が指定する者とします。))とその申出のあったメニュー 1 若しくはメニュー 4 に係る I P 通信網契約者が同一の者である場合に限り、当社がその申込みを承諾した場合 (当社が別に定める場合を除きます。)であって、令和 4 年 1 月 31 日までに当社がその契約者回線の設置の工事を行ったとき又は当社が別に定める者から、メニュー 5 - 1 の 型のもの又はメニュー 5 - 2 の - 1 型のものに係る I P 通信網契約の申込み (その I P 通信網契約者 (その I P 通信網契約が光コラボレーションモデルに係るものである場合はその I P 通信網契約者が指定する者とします。))とその申出のあった当社が別に定める者が同一の者である場合に限り、当社がその申込みを承諾した場合 (当社が別に定める場合を除きます。)であって、令和 3 年 7 月 31 日までに当社がその契約者回線の設置の工事を行ったときは、その契約者回線の設置に係る基本工事費 (基本額の部分に限ります。) 交換機等工事費、回線終端装置工事費及び機器工事費 (配線設備多重装置に係るものに限り、) について、料金表第 2 表第 2 の 2 - 5 に規定する額に代えて 0 円を適用します。
- 8 当社は、この附則第 7 項に規定するメニュー 5 の設置に係る工事費の割引の適用の申出があった場合には、当社が別に定める割引を適用しません。
- 9 当社は、附則第 7 項の適用を受けたメニュー 1 若しくはメニュー 4 に係る I P 通信網契約者又は当社が別に定める者から再びメニュー 5 に係る I P 通信網契約の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合は、この附則第 7 項を適用しません。

- 10 この附則第7項の適用を受けたIP通信網契約について、現に利用しているメニュー1若しくはメニュー4に係るIP通信網契約の解除の通知を取消した場合は、料金表第2表第2の2-5に規定する額を一括して当社が定める期日までに支払っていただきます。
- 11 当社は、令和2年10月1日から令和3年1月31日までの間に総合デジタル通信サービス契約約款における第1種契約者又は第2種契約者から、その第1種契約又は第2種契約の利用休止又は解除の通知と同時にメニュー5-1の型のもの又はメニュー5-2の-1型のものに係るIP通信網契約の申込み(そのIP通信網契約者(そのIP通信網契約が光コラボレーションモデルに係るものである場合はそのIP通信網契約者が指定する者とします。))とその利用休止又は解除の通知があった総合デジタル通信サービス契約約款における第1種契約者又は第2種契約者が同一の者である場合に限り、当社がその申込みを承諾した場合であって、令和4年1月31日までに当社がその契約者回線の設置の工事を行ったときは、その契約者回線の設置に係る基本工事費(基本額の部分に限り、)交換機等工事費、回線終端装置工事費及び機器工事費(配線設備多重装置に係るものに限り、)について、料金表第2表第2の2-5に規定する額に代えて0円を適用します。
- 12 当社は、この附則第11項に規定するメニュー5の設置に係る工事費の割引の適用の申出があった場合には、当社が別に定める割引を適用しません。
- 13 当社は、1の総合デジタル通信サービス契約約款における第1種契約又は第2種契約ごとに、1のIP通信網契約に対して、この附則第11項を適用します。
- 14 この附則第11項の適用を受けたIP通信網契約について、現に利用している総合デジタル通信サービス契約約款における第1種契約又は第2種契約の利用休止又は解除の通知を取消した場合は、料金表第2表第2の2-5に規定する額を一括して当社が定める期日までに支払っていただきます。
(メニュー5の品目等の変更に係る工事費の割引)
- 15 令和2年10月1日から令和3年1月31日までの間に次に掲げるIP通信網サービスの品目等の変更の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、令和3年7月31日までにその変更の工事(契約者回線の移転の工事を伴うものを除きます。)を行ったときは、品目等の変更に係る基本工事費(基本額の部分に限り、)交換機等工事費、回線終端装置工事費及び機器工事費(配線設備多重装置に係るものに限り、)について、料金表第2表第2の2-5に規定する額に代えて、それぞれ0円を適用します。
- (1) メニュー5-1(提供の形態による細目が-1型のものであって、通信の形態による細目がプラン3のもの(10Gb/sのものを除きます。))又は-2-2型のものに限り、)のものに係るIP通信網サービスから、メニュー5-1における提供の形態による細目が-2-1型のものに係るIP通信網サービスへの品目等の変更
- (2) メニュー5-2(提供の形態による細目が-1型のものに限り、)のものに係るIP通信網サービスから、メニュー5-2における提供の形態による細目が-2-1型のものに係るIP通信網サービスへの品目等の変更
- 16 当社は、限定された期間内に申し込まれたIP通信網契約に限り適用する割引であって当社が別に定めるものの適用(メニュー5における提供の形態による細目が-2-1型のものへの品目等の変更の工事に係るものに限り、)を受けた者が、その契約者回線について、令和2年10月1日から令和3年1月31日までの間に品目等の変更の請求(メニュー5における提供の形態による細目が-2-1型のものへの品目等の変更に係るものに限り、)を行ったと当社が認める場合は、その品目等の変更に係る基本工事費、交換機等工事費、回線終端装置工事費及び機器工事費について、この附則の第16項の規定を適用しません。
(メニュー5の回線接続装置に係る利用料金の割引)

17 当社は、契約（そのIP通信網サービスの事業者変更を伴うものを除きます。）の申込者から申出があったときは、次のとおり規定する利用料金の割引を適用します。

(1) 定義等

ア 「利用料金の割引」とは、メニュー5-1の1Gb/sの品目のものにおけるプラン3-1のもの又はメニュー5-2の1Gb/sの品目のものに係るIP通信網契約の申込みと同時にIP通信網契約者から無線LAN対応型ルータ機能付回線接続装置（型の基本装置に限ります。以下この項において同じとします。）の利用の請求があった場合に、そのIP通信網契約の申込者の申出により、本項のイに規定する期間（以下この項において「割引対象期間」といいます。）における無線LAN対応型ルータ機能付回線接続装置（以下この項において「割引対象サービス」といいます。）に係る利用料について、次に掲げる額（以下この項において「割引額」といいます。）を減額して適用することをいいます。

（ア）メニュー5-1の1Gb/sの品目のものにおけるプラン3-1に係るものは、300円（税込価格 330円）

（イ）メニュー5-2の1Gb/sの品目のものに係るものは、200円（税込価格 220円）

イ 割引対象期間は、提供を開始した日から起算して30か月間とします。

ただし、割引対象サービスの移転があった場合の割引対象期間については、移転があった日を起算日として、移転前の割引対象サービスに係る割引対象期間の満了日までとします。

ウ 契約の申込者は、当社がそのIP通信網サービスの提供を開始する日までに、アに規定する利用料金の割引を選択する申出を行っていただきます。

エ この割引の適用を受けるIP通信網契約に係る契約者回線は、令和3年7月31日までに当社がその提供を開始したものに限ります。

(2) 承諾

当社は、割引対象サービスに係るIP通信網契約の申込者からこの割引を選択する申出があったときは、その申出のあったIP通信網契約が次の各号に該当するものである場合に限り、これを承諾します。

ア そのIP通信網サービスの提供開始と同時に料金表第1表第1類第1の1(10)に規定する長期継続利用の申出に係る利用料金の割引の適用を受けるもの

イ 令和2年10月1日から令和3年1月31日までの間に申込みがあったもの

(3) 割引の適用

ア 当社は、その無線LAN対応型ルータ機能付回線接続装置の割引対象期間について、割引対象期間内に廃止があった場合は、その廃止があった日以降の期間を含むものとします。

この場合において、当社は、その無線LAN対応型ルータ機能付回線接続装置の再設置があった場合は、再設置があった日から前項に規定する無線LAN対応型ルータ機能付回線接続装置の利用料金を適用するものとします。

イ 当社は、割引額の計算において、2-5-1（利用料）(1)に規定する基本料に2-5-2（加算額）(5)に規定する端末設備（無線LAN対応型ルータ機能付回線接続装置の型の基本装置に限ります。）に係る機器利用料を合算した利用料金から、本項(1)又は(2)に規定する額を利用日数に応じて日割した額を減額して適用します。

ウ 当社は、割引額の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、料金表通則5（端数処理）の規定にかかわらず、その端数を切り上げます。

18 当社は、限定された期間内に申し込まれたIP通信網契約に限り適用する割引であって当社が別に定めるものの適用を受けた者が、そのメニュー5に係るIP通信網契約の解除があった日から起算して1年未満の間に、メニュー5に係るIP通信網契約の申込みを行ったと当社が認める場合（その申込みに係る契約者回線の終端の場所が

その解除に係る契約者回線の終端の場所と同一となる場合とします。)は、この附則の第18項の規定を適用しません。

附 則(令和2年10月28日東経企営第20-117号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、令和2年10月30日から実施します。
- (経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則(令和3年1月22日東経企営第20-145号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、令和3年2月1日から実施します。
- (経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- (メニュー5に係る利用料金の割引)
- 3 当社は、契約の申込者から申出があったときは、次のとおり規定する選択制による割引を適用します。この割引には「利用料金の割引」と「基本工事費等の割引」の2種類があり、契約者はあらかじめいずれか1つを選択していただきます。

(1) 定義等

ア 「利用料金の割引」とは、メニュー5-1のものであって、提供の形態による細目が-2-1型のもの(以下この項において「割引対象サービス」といいます。)に係るIP通信網契約の申込者の申出により、本項のウに規定する期間(以下この項において「割引対象期間」といいます。)におけるメニュー5に係るIP通信網サービスの利用料金(料金表第1表第1類第1(臨時IP通信網契約以外の契約に関するもの)2(料金額)の2-5(メニュー5に関する利用料金)に規定する利用料(基本料に係る部分に限ります。)に限ります。以下この項において同じとします。)について、500円(税込価格550円)(以下この項において「割引額」といいます。)を減額して適用することをいいます。

イ 「基本工事費等の割引」とは、割引対象サービスに係るIP通信網契約者回線の設置に係る基本工事費(基本額の部分に限ります。)について、料金表第2表第2の2-5に規定する額に代えて、以下の料金を適用することをいいます。

(ア) 屋内配線設備の部分に係る工事を伴う場合は9,000円(税込価格9,900円)

(イ) 屋内配線設備の部分に係る工事を伴わない場合又はその契約者回線の設置に係る基本工事費及び交換機等工事費の合計額が2,000円(税込価格2,200円)の場合はそれぞれ0円

ウ 「利用料金の割引」の割引対象期間は、そのIP通信網サービスの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月の初日から起算して、23か月後の料金月の末日までとします。

ただし、割引対象サービスの移転があった場合の割引対象期間については、移転があった日を起算日として、移転前の割引対象サービスに係る割引対象期間の満了日までとします。

エ 契約の申込者は、当社がそのIP通信網サービスの提供を開始する日までに、ア又はイに規定する利用料金の割引を選択する申出を行っていただきます。

オ この割引の適用を受けるIP通信網契約に係る契約者回線は、令和3年11月30日までに当社がその提供を開始したものに限り、

(2) 承諾

当社は、割引対象サービスに係るIP通信網契約の申込者からこの割引を選択する申出があったときは、その申出のあったIP通信網契約が次の各号に該当するものである場合に限り、これを承諾します。

- ア そのＩＰ通信網サービスの提供開始と同時に料金表第１表第１類第１の１(9)に規定する学校に限定した割引の適用を受けないもの
- イ 令和３年２月１日から令和３年５月31日までの間に申込みがあったもの
- (3) 割引の適用
- ア 当社は、その契約者回線について、割引対象期間内に割引対象サービス以外の品目等への変更があった場合は、その変更があった日以降の期間についてはこの割引額の減額を適用しません。この場合において、その契約者回線に係る割引対象期間については、その変更があった日以降の期間を含むものとします。
- イ 当社は、その契約者回線について、割引対象期間内にアに規定するところにより割引対象サービス以外の品目等への変更があった後に割引対象サービスの品目等への再変更があった場合は、再変更があった日から再変更後の契約者回線の割引額の減額を適用するものとします。
- ウ 当社は、割引額は利用日数に応じて日割した額を適用します。
- エ 当社は、割引額の計算において、その計算結果に１円未満の端数が生じた場合は、料金表通則５（端数処理）の規定にかかわらず、その端数を切り上げます。
- 4 当社は、限定された期間内に申し込まれたＩＰ通信網契約に限り適用する割引であって当社が別に定めるものの適用を受けた者が、そのメニュー５に係るＩＰ通信網契約の解除があった日から起算して１年未満の間に、メニュー５に係るＩＰ通信網契約の申込みを行ったと当社が認める場合（その申込みに係る契約者回線の終端の場所がその解除に係る契約者回線の終端の場所と同一となる場合とします。）は、この附則の第３項の規定を適用しません。
- 5 当社は、契約（そのＩＰ通信網サービスの事業者変更を伴うものを除きます。）の申込者から申出があったときは、次のとおり規定する割引を適用します。
- (1) 定義等
- ア 「利用料金の割引」とは、メニュー５ - １の10Gb/sのもの（以下この項において「割引対象サービス」といいます。）に係るＩＰ通信網契約の申込者の申出により、本項のイに規定する期間（以下この項において「割引対象期間」といいます。）におけるメニュー５に係るＩＰ通信網サービスの利用料金（２ - ５ - １(1)に規定する基本料の部分に限ります。）について、1,200円(税込価格 1,320円)（以下この項において「割引額」といいます。）を減額して適用することをいいます。
- イ 割引対象期間は、提供を開始した日から起算して30か月間とします。
- ただし、割引対象サービスの移転があった場合の割引対象期間については、移転があった日を起算日として、移転前の割引対象サービスに係る割引対象期間の満了日までとします。
- ウ 契約の申込者は、当社がそのＩＰ通信網サービスの提供を開始する日までに、アに規定する利用料金の割引を選択する申出を行っていただきます。
- エ この割引の適用を受けるＩＰ通信網契約に係る契約者回線は、令和３年12月31日までに当社がその提供を開始したものに限りします。
- (2) 承諾
- 当社は、割引対象サービスに係るＩＰ通信網契約の申込者からこの割引を選択する申出があったときは、その申出のあったＩＰ通信網契約が令和３年２月１日から令和３年６月30日までの間に申込みがあったものである場合に限り、これを承諾します。
- (3) 割引の適用
- ア 当社は、その契約者回線について、割引対象期間内に割引対象サービス以外の品目等への変更があった場合は、その変更があった日以降の期間についてはこの割引額の減額を適用しません。この場合において、その契約者回線に係る割引対象期間については、その変更があった日以降の期間を含むものとします。
- イ 当社は、その契約者回線について、割引対象期間内にアに規定するところによ

り割引対象サービス以外の品目等への変更があった後に割引対象サービスの品目等への再変更があった場合は、再変更があった日から再変更後の契約者回線の割引額の減額を適用するものとします。

ウ 当社は、割引額は利用日数に応じて日割した額を適用します。

エ 当社は、割引額の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、料金表通則5（端数処理）の規定にかかわらず、その端数を切り上げます。

- 6 当社は、限定された期間内に申し込まれたIP通信網契約に限り適用する割引であって当社が別に定めるものの適用を受けた者が、そのメニュー5に係るIP通信網契約の解除があった日から起算して1年未満の間に、メニュー5に係るIP通信網契約の申込みを行ったと当社が認める場合（その申込みに係る契約者回線の終端の場所がその解除に係る契約者回線の終端の場所と同一となる場合とします。）は、この附則の第5項の規定を適用しません。

（メニュー5の設置に係る工事費の割引）

- 7 当社は、令和3年2月1日から令和3年5月31日までの間にメニュー1又はメニュー4に係るIP通信網契約者から、そのIP通信網契約の解除の通知と同時にメニュー5-1の型のもの又はメニュー5-2の-1型のものに係るIP通信網契約の申込み（そのIP通信網契約者（そのIP通信網契約が光コラボレーションモデルに係るものである場合はそのIP通信網契約者が指定する者とします。）とその申出のあったメニュー1又はメニュー4に係るIP通信網契約者が同一の者である場合に限り）があり、当社がその申込みを承諾した場合（当社が別に定める場合を除きます。）であって、令和4年5月31日までに当社がその契約者回線の設置の工事を行ったとき又は当社が別に定める者から、メニュー5-1の型のもの又はメニュー5-2の-1型のものに係るIP通信網契約の申込み（そのIP通信網契約者（そのIP通信網契約が光コラボレーションモデルに係るものである場合はそのIP通信網契約者が指定する者とします。）とその申出のあった当社が別に定める者が同一の者である場合に限り）があり、当社がその申込みを承諾した場合（当社が別に定める場合を除きます。）であって、令和3年11月30日までに当社がその契約者回線の設置の工事を行ったときは、その契約者回線の設置に係る基本工事費（基本額の部分に限り）を、交換機等工事費、回線終端装置工事費及び機器工事費（配線設備多重装置に係るものに限り）について、料金表第2表第2の2-5に規定する額に代えて0円を適用します。

- 8 当社は、この附則第7項に規定するメニュー5の設置に係る工事費の割引の適用の申出があった場合には、当社が別に定める割引を適用しません。

- 9 当社は、附則第7項の適用を受けたメニュー1若しくはメニュー4に係るIP通信網契約者又は当社が別に定める者から再びメニュー5に係るIP通信網契約の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合は、この附則第7項を適用しません。

- 10 この附則第7項の適用を受けたIP通信網契約について、現に利用しているメニュー1又はメニュー4に係るIP通信網契約の解除の通知を取消した場合は、料金表第2表第2の2-5に規定する額を一括して当社が定める期日までに支払っていただきます。

- 11 当社は、令和3年2月1日から令和3年5月31日までの間に総合デジタル通信サービス契約約款における第1種契約者又は第2種契約者から、その第1種契約又は第2種契約の利用休止又は解除の通知と同時にメニュー5-1の型のもの又はメニュー5-2の-1型のものに係るIP通信網契約の申込み（そのIP通信網契約者（そのIP通信網契約が光コラボレーションモデルに係るものである場合はそのIP通信網契約者が指定する者とします。）とその利用休止又は解除の通知があった総合デジタル通信サービス契約約款における第1種契約者又は第2種契約者が同一の者である場合に限り）があり、当社がその申込みを承諾した場合であって、令和4年5月31日までに当社がその契約者回線の設置の工事を行ったときは、その契約者回線の設

置に係る基本工事費（基本額の部分に限ります。）交換機等工事費、回線終端装置工事費及び機器工事費（配線設備多重装置に係るものに限ります。）について、料金表第2表第2の2-5に規定する額に代えて0円を適用します。

12 当社は、この附則第11項に規定するメニュー5の設置に係る工事費の割引の適用の申出があった場合には、当社が別に定める割引を適用しません。

13 当社は、1の総合デジタル通信サービス契約約款における第1種契約又は第2種契約ごとに、1のIP通信網契約に対して、この附則第11項を適用します。

14 この附則第11項の適用を受けたIP通信網契約について、現に利用している総合デジタル通信サービス契約約款における第1種契約又は第2種契約の利用休止又は解除の通知を取消した場合は、料金表第2表第2の2-5に規定する額を一括して当社が定める期日までに支払っていただきます。

（メニュー5の品目等の変更に係る工事費の割引）

15 令和3年2月1日から令和3年5月31日までの間に次に掲げるIP通信網サービスの品目等の変更の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、令和3年11月30日までにその変更の工事（契約者回線の移転の工事を伴うものを除きます。）を行ったときは、品目等の変更に係る基本工事費（基本額の部分に限ります。）交換機等工事費、回線終端装置工事費及び機器工事費（配線設備多重装置に係るものに限ります。）について、料金表第2表第2の2-5に規定する額に代えて、それぞれ0円を適用します。

(1) メニュー5-1（提供の形態による細目が - 1型のものであって、通信の態様による細目がプラン3のもの（10Gb/sのものを除きます。）又は - 2-2型のものに限ります。）のものに係るIP通信網サービスから、メニュー5-1における提供の形態による細目が - 2-1型のものに係るIP通信網サービスへの品目等の変更

(2) メニュー5-2（提供の形態による細目が - 1型のものに限ります。）のものに係るIP通信網サービスから、メニュー5-2における提供の形態による細目が - 2-1型のものに係るIP通信網サービスへの品目等の変更

16 当社は、限定された期間内に申し込まれたIP通信網契約に限り適用する割引であって当社が別に定めるものの適用（メニュー5における提供の形態による細目が - 2-1型のものへの品目等の変更の工事に係るものに限ります。）を受けた者が、その契約者回線について、令和3年2月1日から令和3年5月31日までの間に品目等の変更の請求（メニュー5における提供の形態による細目が - 2-1型のものへの品目等の変更に係るものに限ります。）を行ったと当社が認める場合は、その品目等の変更に係る基本工事費、交換機等工事費、回線終端装置工事費及び機器工事費について、この附則の第15項の規定を適用しません。

17 令和3年2月1日から令和3年5月31日までの間にメニュー5-2における提供の形態による細目が - 1型のものであって、契約者回線の態様による細目がグレード1-2型及びグレード2のものに係るIP通信網サービスから、メニュー5-2における提供の形態による細目が - 1型のものであって、契約者回線の態様による細目がグレード1-1型のものに係るIP通信網サービスへの品目等の変更の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、令和3年11月30日までにその変更の工事（契約者回線の移転の工事を伴うものを除きます。）を行ったときは、品目等の変更に係る基本工事費（基本額の部分に限ります。）交換機等工事費及び回線終端装置工事費について、料金表第2表第2の2-5に規定する額に代えて、それぞれ0円を適用します。

（メニュー5の回線接続装置に係る利用料金の割引）

18 当社は、契約（そのIP通信網サービスの事業者変更を伴うものを除きます。）の申込者から申出があったときは、次のとおり規定する利用料金の割引を適用します。

(1) 定義等

ア 「利用料金の割引」とは、メニュー5 - 1の1Gb/sの品目のものにおけるプラン3 - 1のもの又はメニュー5 - 2の1Gb/sの品目のものに係るIP通信網契約の申込みと同時にIP通信網契約者から無線LAN対応型ルータ機能付回線接続装置(型の基本装置に限ります。以下この項において同じとします。)の利用の請求があった場合に、そのIP通信網契約の申込者の申出により、本項のイに規定する期間(以下この項において「割引対象期間」といいます。)における無線LAN対応型ルータ機能付回線接続装置(以下この項において「割引対象サービス」といいます。)に係る利用料について、次に掲げる額(以下この項において「割引額」といいます。)を減額して適用することをいいます。

(ア) メニュー5 - 1の1Gb/sの品目のものにおけるプラン3 - 1に係るものは、300円(税込価格 330円)

(イ) メニュー5 - 2の1Gb/sの品目のものに係るものは、200円(税込価格 220円)

イ 割引対象期間は、提供を開始した日から起算して30か月間とします。

ただし、割引対象サービスの移転があった場合の割引対象期間については、移転があった日を起算日として、移転前の割引対象サービスに係る割引対象期間の満了日までとします。

ウ 契約の申込者は、当社がそのIP通信網サービスの提供を開始する日までに、アに規定する利用料金の割引を選択する申出を行っていただきます。

エ この割引の適用を受けるIP通信網契約に係る契約者回線は、令和3年12月31日までに当社がその提供を開始したものに限りま

(2) 承諾

当社は、割引対象サービスに係るIP通信網契約の申込者からこの割引を選択する申出があったときは、その申出のあったIP通信網契約が次の各号に該当するものである場合に限り、これを承諾します。

ア そのIP通信網サービスの提供開始と同時に料金表第1表第1類第1の1(10)に規定する長期継続利用の申出に係る利用料金の割引の適用を受けるもの

イ 令和3年2月1日から令和3年6月30日までの間に申込みがあったもの

(3) 割引の適用

ア 当社は、その無線LAN対応型ルータ機能付回線接続装置の割引対象期間について、割引対象期間内に廃止があった場合は、その廃止があった日以降の期間を含むものとします。

この場合において、当社は、その無線LAN対応型ルータ機能付回線接続装置の再設置があった場合は、再設置があった日から前項に規定する無線LAN対応型ルータ機能付回線接続装置の利用料金を適用するものとします。

イ 当社は、割引額の計算において、2 - 5 - 1(利用料)(1)に規定する基本料に2 - 5 - 2(加算額)(5)に規定する端末設備(無線LAN対応型ルータ機能付回線接続装置の型の基本装置に限ります。)に係る機器利用料を合算した利用料金から、本項(1)又は(2)に規定する額を利用日数に応じて日割した額を減額して適用します。

ウ 当社は、割引額の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、料金表通則5(端数処理)の規定にかかわらず、その端数を切り上げます。

19 当社は、限定された期間内に申し込まれたIP通信網契約に限り適用する割引であって当社が別に定めるものの適用を受けた者が、そのメニュー5に係るIP通信網契約の解除があった日から起算して1年未満の間に、メニュー5に係るIP通信網契約の申込みを行ったと当社が認める場合(その申込みに係る契約者回線の終端の場所がその解除に係る契約者回線の終端の場所と同一となる場合とします。)は、この附則の第18項の規定を適用しません。

附 則（令和3年1月22日東経企営第20 - 146号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、令和3年2月1日から実施します。
（サービスの終了）
- 2 当社は、この改正規定実施の日において、改正前の規定により提供しているメニュー5 - 1における品目が100Mb/sのものうちプラン1及びプラン2に係るものを終了することとします。
（経過措置）
- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 4 東経企営第11 - 210号（平成24年3月29日）の附則第2項、第3項及び第4項（経過措置）を次のように改めます。
 - 2 削除
 - 3 削除
 - 4 削除

附 則（令和3年3月26日東経企営第20 - 181号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、令和3年3月26日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則（令和3年5月28日東経企営第21 - 32号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、令和3年6月1日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
（メニュー5に係る利用料金の割引）

- 3 当社は、契約の申込者から申出があったときは、次のとおり規定する選択制による割引を適用します。この割引には「利用料金の割引」と「基本工事費等の割引」の2種類があり、契約者はあらかじめいずれか1つを選択していただきます。

(1) 定義等

ア 「利用料金の割引」とは、メニュー5 - 1のものであって、提供の形態による細目が - 2 - 1型のもの（以下この項において「割引対象サービス」といいます。）に係るIP通信網契約の申込者の申出により、本項のウに規定する期間（以下この項において「割引対象期間」といいます。）におけるメニュー5に係るIP通信網サービスの利用料金（料金表第1表第1類第1（臨時IP通信網契約以外の契約に関するもの）2（料金額）の2 - 5（メニュー5に関する利用料金）に規定する利用料（基本料に係る部分に限ります。）に限ります。以下この項において同じとします。）について、500円（税込価格 550円）（以下この項において「割引額」といいます。）を減額して適用することをいいます。

イ 「基本工事費等の割引」とは、割引対象サービスに係るIP通信網契約者回線の設置に係る基本工事費（基本額の部分に限ります。）について、料金表第2表第2の2 - 5に規定する額に代えて、以下の料金を適用することをいいます。

（ア）屋内配線設備の部分に係る工事を伴う場合は9,000円（税込価格 9,900円）

（イ）屋内配線設備の部分に係る工事を伴わない場合又はその契約者回線の設置に係る基本工事費及び交換機等工事費の合計額が2,000円（税込価格 2,200円）の場合はそれぞれ0円

ウ 「利用料金の割引」の割引対象期間は、そのIP通信網サービスの提供を開始

した日を含む料金月の翌料金月の初日から起算して、23か月後の料金月の末日までとします。

ただし、割引対象サービスの移転があった場合の割引対象期間については、移転があった日を起算日として、移転前の割引対象サービスに係る割引対象期間の満了日までとします。

エ 契約の申込者は、当社がそのIP通信網サービスの提供を開始する日までに、ア又はイに規定する利用料金の割引を選択する申出を行っていただきます。

オ この割引の適用を受けるIP通信網契約に係る契約者回線は、令和4年3月31日までに当社がその提供を開始したものに限りま

(2) 承諾

当社は、割引対象サービスに係るIP通信網契約の申込者からこの割引を選択する申出があったときは、その申出のあったIP通信網契約が次の各号に該当するものである場合に限り、これを承諾します。

ア そのIP通信網サービスの提供開始と同時に料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用を受けないもの

イ 令和3年6月1日から令和3年9月30日までの間に申込みがあったもの

(3) 割引の適用

ア 当社は、その契約者回線について、割引対象期間内に割引対象サービス以外の品目等への変更があった場合は、その変更があった日以降の期間についてはこの割引額の減額を適用しません。この場合において、その契約者回線に係る割引対象期間については、その変更があった日以降の期間を含むものとします。

イ 当社は、その契約者回線について、割引対象期間内にアに規定するところにより割引対象サービス以外の品目等への変更があった後に割引対象サービスの品目等への再変更があった場合は、再変更があった日から再変更後の契約者回線の割引額の減額を適用するものとします。

ウ 当社は、割引額は利用日数に応じて日割した額を適用します。

エ 当社は、割引額の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、料金表通則5(端数処理)の規定にかかわらず、その端数を切り上げます。

4 当社は、限定された期間内に申し込まれたIP通信網契約に限り適用する割引であって当社が別に定めるものの適用を受けた者が、そのメニュー5に係るIP通信網契約の解除があった日から起算して1年未満の間に、メニュー5に係るIP通信網契約の申込みを行ったと当社が認める場合(その申込みに係る契約者回線の終端の場所がその解除に係る契約者回線の終端の場所と同一となる場合とします。)は、この附則の第3項の規定を適用しません。

(メニュー5の設置に係る工事費の割引)

5 当社は、令和3年6月1日から令和3年9月30日までの間にメニュー1又はメニュー4に係るIP通信網契約者から、そのIP通信網契約の解除の通知と同時にメニュー5-1の型のもの又はメニュー5-2の-1型のものに係るIP通信網契約の申込み(そのIP通信網契約者(そのIP通信網契約が光コラボレーションモデルに係るものである場合はそのIP通信網契約者が指定する者としてします。))とその申出のあったメニュー1又はメニュー4に係るIP通信網契約者が同一の者である場合に限りま)があり、当社がその申込みを承諾した場合(当社が別に定める場合を除きます。)であって、令和4年9月30日までに当社がその契約者回線の設置の工事を行ったとき又は当社が別に定める者から、メニュー5-1の型のもの又はメニュー5-2の-1型のものに係るIP通信網契約の申込み(そのIP通信網契約者(そのIP通信網契約が光コラボレーションモデルに係るものである場合はそのIP通信網契約者が指定する者としてします。))とその申出のあった当社が別に定める者が同一の者である場合に限りま)があり、当社がその申込みを承諾した場合(当社が別に定める場合を除きます。)であって、令和4年3月31日までに当社がその契約者回線の設置の工事を行

ったときは、その契約者回線の設置に係る基本工事費（基本額の部分に限ります。）交換機等工事費、回線終端装置工事費及び機器工事費（配線設備多重装置に係るものに限ります。）について、料金表第2表第2の2-5に規定する額に代えて0円を適用します。

6 当社は、この附則第5項に規定するメニュー5の設置に係る工事費の割引の適用の申出があった場合には、当社が別に定める割引を適用しません。

7 当社は、附則第5項の適用を受けたメニュー1若しくはメニュー4に係るIP通信網契約者又は当社が別に定める者から再びメニュー5に係るIP通信網契約の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合は、この附則第5項を適用しません。

8 この附則第5項の適用を受けたIP通信網契約について、現に利用しているメニュー1又はメニュー4に係るIP通信網契約の解除の通知を取消した場合は、料金表第2表第2の2-5に規定する額を一括して当社が定める期日までに支払っていただきます。

9 当社は、令和3年6月1日から令和3年9月30日までの間に総合デジタル通信サービス契約約款における第1種契約者又は第2種契約者から、その第1種契約又は第2種契約の利用休止又は解除の通知と同時にメニュー5-1の型のもの又はメニュー5-2の-1型のものに係るIP通信網契約の申込み(そのIP通信網契約者(そのIP通信網契約が光コラボレーションモデルに係るものである場合はそのIP通信網契約者が指定する者として)とその利用休止又は解除の通知があった総合デジタル通信サービス契約約款における第1種契約者又は第2種契約者が同一の者である場合に限ります。)があり、当社がその申込みを承諾した場合であって、令和4年9月30日までに当社がその契約者回線の設置の工事を行ったときは、その契約者回線の設置に係る基本工事費（基本額の部分に限ります。）交換機等工事費、回線終端装置工事費及び機器工事費（配線設備多重装置に係るものに限ります。）について、料金表第2表第2の2-5に規定する額に代えて0円を適用します。

10 当社は、この附則第9項に規定するメニュー5の設置に係る工事費の割引の適用の申出があった場合には、当社が別に定める割引を適用しません。

11 当社は、1の総合デジタル通信サービス契約約款における第1種契約又は第2種契約ごとに、1のIP通信網契約に対して、この附則第9項を適用します。

12 この附則第9項の適用を受けたIP通信網契約について、現に利用している総合デジタル通信サービス契約約款における第1種契約又は第2種契約の利用休止又は解除の通知を取消した場合は、料金表第2表第2の2-5に規定する額を一括して当社が定める期日までに支払っていただきます。

（メニュー5の品目等の変更に係る工事費の割引）

13 令和3年6月1日から令和3年9月30日までの間に次に掲げるIP通信網サービスの品目等の変更の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、令和4年3月31日までにその変更の工事(契約者回線の移転の工事を伴うものを除きます。)を行ったときは、品目等の変更に係る基本工事費（基本額の部分に限ります。）交換機等工事費、回線終端装置工事費及び機器工事費（配線設備多重装置に係るものに限ります。）について、料金表第2表第2の2-5に規定する額に代えて、それぞれ0円を適用します。

(1) メニュー5-1（提供の形態による細目が-1型のものであって、通信の態様による細目がプラン3のもの(10Gb/sのものを除きます。)又は-2-2型のものに限ります。)のものに係るIP通信網サービスから、メニュー5-1における提供の形態による細目が-2-1型のものに係るIP通信網サービスへの品目等の変更

(2) メニュー5-2（提供の形態による細目が-1型のものに限ります。)のものに係るIP通信網サービスから、メニュー5-2における提供の形態による細目が-2-1型のものに係るIP通信網サービスへの品目等の変更

- 14 当社は、限定された期間内に申し込まれた I P 通信網契約に限り適用する割引であって当社が別に定めるものの適用（メニュー 5 における提供の形態による細目が - 2 - 1 型のものへの品目等の変更の工事に係るものに限り。）を受けた者が、その契約者回線について、令和 3 年 6 月 1 日から令和 3 年 9 月 30 日までの間に品目等の変更の請求（メニュー 5 における提供の形態による細目が - 2 - 1 型のものへの品目等の変更に係るものに限り。）を行ったと当社が認める場合は、その品目等の変更に係る基本工事費、交換機等工事費、回線終端装置工事費及び機器工事費について、この附則の第 13 項の規定を適用しません。
- 15 令和 3 年 6 月 1 日から令和 3 年 9 月 30 日までの間にメニュー 5 - 2 における提供の形態による細目が - 1 型のものであって、契約者回線の態様による細目がグレード 1 - 2 型及びグレード 2 のものに係る I P 通信網サービスから、メニュー 5 - 2 における提供の形態による細目が - 1 型のものであって、契約者回線の態様による細目がグレード 1 - 1 型のものに係る I P 通信網サービスへの品目等の変更の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、令和 4 年 3 月 31 日までにその変更の工事（契約者回線の移転の工事を伴うものを除きます。）を行ったときは、品目等の変更に係る基本工事費（基本額の部分に限り。）交換機等工事費及び回線終端装置工事費について、料金表第 2 表第 2 の 2 - 5 に規定する額に代えて、それぞれ 0 円を適用します。

附 則（令和 3 年 6 月 29 日東企管第 21 - 50 号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、令和 3 年 7 月 1 日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則（令和 3 年 6 月 17 日東経企管第 21 - 51 号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、令和 3 年 7 月 1 日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
（メニュー 5 の回線接続装置に係る利用料金の割引）
- 3 当社は、契約（その I P 通信網サービスの事業者変更を伴うものを除きます。）の申込者から申出があったときは、次のとおり規定する利用料金の割引を適用します。

(1) 定義等

ア 「利用料金の割引」とは、メニュー 5 - 1 の 1 Gb/s の品目のものにおけるプラン 3 - 1 のもの又はメニュー 5 - 2 の 1 Gb/s の品目のものに係る I P 通信網契約の申込みと同時に I P 通信網契約者から無線 L A N 対応型ルータ機能付回線接続装置（ 型の基本装置に限り。以下この項において同じとします。）の利用の請求があった場合に、その I P 通信網契約の申込者の申出により、本項のイに規定する期間（以下この項において「割引対象期間」といいます。）における無線 L A N 対応型ルータ機能付回線接続装置（以下この項において「割引対象サービス」といいます。）に係る利用料について、次に掲げる額（以下この項において「割引額」といいます。）を減額して適用することをいいます。

(ア) メニュー 5 - 1 の 1 Gb/s の品目のものにおけるプラン 3 - 1 に係るものは、375 円(税込価格 412.5 円)

(イ) メニュー 5 - 2 の 1 Gb/s の品目のものに係るものは、250 円(税込価格 275 円)

イ 割引対象期間は、提供を開始した日から起算して 24 か月間とします。

ただし、割引対象サービスの移転があった場合の割引対象期間については、移

転があった日を起算日として、移転前の割引対象サービスに係る割引対象期間の満了日までとします。

ウ 契約の申込者は、当社がそのIP通信網サービスの提供を開始する日までに、アに規定する利用料金の割引を選択する申出を行っていただきます。

エ この割引の適用を受けるIP通信網契約に係る契約者回線は、令和4年3月31日までに当社がその提供を開始したものに限り、これを承諾します。

(2) 承諾

当社は、割引対象サービスに係るIP通信網契約の申込者からこの割引を選択する申出があったときは、その申出があったIP通信網契約が次の各号に該当するものである場合に限り、これを承諾します。

ア そのIP通信網サービスの提供開始と同時に料金表第1表第1類第1の1(10)に規定する長期継続利用の申出に係る利用料金の割引の適用を受けるもの

イ 令和3年7月1日から令和3年9月30日までの間に申込みがあったもの

(3) 割引の適用

ア 当社は、その無線LAN対応型ルータ機能付回線接続装置の割引対象期間について、割引対象期間内に廃止があった場合は、その廃止があった日以降の期間を含むものとします。

この場合において、当社は、その無線LAN対応型ルータ機能付回線接続装置の再設置があった場合は、再設置があった日から前項に規定する無線LAN対応型ルータ機能付回線接続装置の利用料金を適用するものとします。

イ 当社は、割引額の計算において、2-5-1(利用料)(1)に規定する基本料(2-5-2(加算額)(5)に規定する端末設備(無線LAN対応型ルータ機能付回線接続装置の型の基本装置に限り、)に係る機器利用料を合算した利用料金から、本項(1)又は(2)に規定する額を利用日数に応じて日割した額を減額して適用します。

ウ 当社は、割引額の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、料金表通則5(端数処理)の規定にかかわらず、その端数を切り上げます。

4 当社は、限定された期間内に申し込まれたIP通信網契約に限り適用する割引であって当社が別に定めるものの適用を受けた者が、そのメニュー5に係るIP通信網契約の解除があった日から起算して1年未満の間に、メニュー5に係るIP通信網契約の申込みを行ったと当社が認める場合(その申込みに係る契約者回線の終端の場所がその解除に係る契約者回線の終端の場所と同一となる場合とします。)は、この附則の第3項の規定を適用しません。

附 則(令和3年9月29日東経企第21-106号)

(実施期日)

1 この改正規定は、令和3年10月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(メニュー5に係る利用料金の割引)

3 当社は、契約の申込者から申出があったときは、次のとおり規定する選択制による割引を適用します。この割引には「利用料金の割引」と「基本工事費等の割引」の2種類があり、契約者はあらかじめいずれか1つを選択していただきます。

(1) 定義等

ア 「利用料金の割引」とは、メニュー5-1のものであって、提供の形態による細目が-2-1型のもの(以下この項において「割引対象サービス」といいます。)に係るIP通信網契約の申込者の申出により、本項のウに規定する期間(以下この項において「割引対象期間」といいます。)におけるメニュー5に係るIP通信網サービスの利用料金(料金表第1表第1類第1(臨時IP通信網契約以外

の契約に関するもの) 2 (料金額) の 2 - 5 (メニュー 5 に関する利用料金) に規定する利用料 (基本料に係る部分に限ります。) に限ります。以下この項において同じとします。) について、500円 (税込価格 550円) (以下この項において「割引額」といいます。) を減額して適用することをいいます。

イ 「基本工事費等の割引」とは、割引対象サービスに係る I P 通信網契約者回線の設置に係る基本工事費 (基本額の部分に限ります。) について、料金表第 2 表第 2 の 2 - 5 に規定する額に代えて、以下の料金を適用することをいいます。

(ア) 屋内配線設備の部分に係る工事を伴う場合は 9,000円 (税込価格 9,900円)

(イ) 屋内配線設備の部分に係る工事を伴わない場合又はその契約者回線の設置に係る基本工事費及び交換機等工事費の合計額が 2,000円 (税込価格 2,200円) の場合はそれぞれ 0円

ウ 「利用料金の割引」の割引対象期間は、その I P 通信網サービスの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月の初日から起算して、23か月後の料金月の末日までとします。

ただし、割引対象サービスの移転があった場合の割引対象期間については、移転があった日を起算日として、移転前の割引対象サービスに係る割引対象期間の満了日までとします。

エ 契約の申込者は、当社がその I P 通信網サービスの提供を開始する日までに、ア又はイに規定する利用料金の割引を選択する申出を行っていただきます。

オ この割引の適用を受ける I P 通信網契約に係る契約者回線は、令和 4 年 7 月 31 日までに当社がその提供を開始したものに限ります。

(2) 承諾

当社は、割引対象サービスに係る I P 通信網契約の申込者からこの割引を選択する申出があったときは、その申出のあった I P 通信網契約が次の各号に該当するものである場合に限り、これを承諾します。

ア その I P 通信網サービスの提供開始と同時に料金表第 1 表第 1 類第 1 の 1 (9) に規定する学校に限定した割引の適用を受けないもの

イ 令和 3 年 10 月 1 日から令和 4 年 1 月 31 日までの間に申込みがあったもの

(3) 割引の適用

ア 当社は、その契約者回線について、割引対象期間内に割引対象サービス以外の品目等への変更があった場合は、その変更があった日以降の期間についてはこの割引額の減額を適用しません。この場合において、その契約者回線に係る割引対象期間については、その変更があった日以降の期間を含むものとします。

イ 当社は、その契約者回線について、割引対象期間内にアに規定するところにより割引対象サービス以外の品目等への変更があった後に割引対象サービスの品目等への再変更があった場合は、再変更があった日から再変更後の契約者回線の割引額の減額を適用するものとします。

ウ 当社は、割引額は利用日数に応じて日割した額を適用します。

エ 当社は、割引額の計算において、その計算結果に 1 円未満の端数が生じた場合は、料金表通則 5 (端数処理) の規定にかかわらず、その端数を切り上げます。

4 当社は、限定された期間内に申し込まれた I P 通信網契約に限り適用する割引であって当社が別に定めるものの適用を受けた者が、そのメニュー 5 に係る I P 通信網契約の解除があった日から起算して 1 年未満の間に、メニュー 5 に係る I P 通信網契約の申込みを行ったと当社が認める場合 (その申込みに係る契約者回線の終端の場所がその解除に係る契約者回線の終端の場所と同一となる場合とします。) は、この附則の第 3 項の規定を適用しません。

(メニュー 5 の設置に係る工事費の割引)

5 当社は、令和 3 年 10 月 1 日から令和 4 年 1 月 31 日までの間にメニュー 1 又はメニュー 4 に係る I P 通信網契約者から、その I P 通信網契約の解除の通知と同時にメニュー

ー5-1の型のもの又はメニュー5-2の-1型のものに係るIP通信網契約の申込み(そのIP通信網契約者(そのIP通信網契約が光コラボレーションモデルに係るものである場合はそのIP通信網契約者が指定する者としてします。))とその申出のあったメニュー1又はメニュー4に係るIP通信網契約者が同一の者である場合に限り、)があり、当社がその申込みを承諾した場合(当社が別に定める場合を除きます。))であって、令和5年1月31日までに当社がその契約者回線の設置の工事を行ったとき又は当社が別に定める者から、メニュー5-1の型のもの又はメニュー5-2の-1型のものに係るIP通信網契約の申込み(そのIP通信網契約者(そのIP通信網契約が光コラボレーションモデルに係るものである場合はそのIP通信網契約者が指定する者としてします。))とその申出のあった当社が別に定める者が同一の者である場合に限り、)があり、当社がその申込みを承諾した場合(当社が別に定める場合を除きます。))であって、令和4年7月31日までに当社がその契約者回線の設置の工事を行ったときは、その契約者回線の設置に係る基本工事費(基本額の部分に限り、)交換機等工事費、回線終端装置工事費及び機器工事費(配線設備多重装置に係るものに限り、)について、料金表第2表第2の2-5に規定する額に代えて0円を適用します。

- 6 当社は、この附則第5項に規定するメニュー5の設置に係る工事費の割引の適用の申出があった場合には、当社が別に定める割引を適用しません。
- 7 当社は、附則第5項の適用を受けたメニュー1若しくはメニュー4に係るIP通信網契約者又は当社が別に定める者から再びメニュー5に係るIP通信網契約の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合は、この附則第5項を適用しません。
- 8 この附則第5項の適用を受けたIP通信網契約について、現に利用しているメニュー1又はメニュー4に係るIP通信網契約の解除の通知を取消した場合は、料金表第2表第2の2-5に規定する額を一括して当社が定める期日までに支払っていただきます。
- 9 当社は、令和3年10月1日から令和4年1月31日までの間に総合デジタル通信サービス契約約款における第1種契約者又は第2種契約者から、その第1種契約又は第2種契約の利用休止又は解除の通知と同時にメニュー5-1の型のもの又はメニュー5-2の-1型のものに係るIP通信網契約の申込み(そのIP通信網契約者(そのIP通信網契約が光コラボレーションモデルに係るものである場合はそのIP通信網契約者が指定する者としてします。))とその利用休止又は解除の通知があった総合デジタル通信サービス契約約款における第1種契約者又は第2種契約者が同一の者である場合に限り、)があり、当社がその申込みを承諾した場合であって、令和5年1月31日までに当社がその契約者回線の設置の工事を行ったときは、その契約者回線の設置に係る基本工事費(基本額の部分に限り、)交換機等工事費、回線終端装置工事費及び機器工事費(配線設備多重装置に係るものに限り、)について、料金表第2表第2の2-5に規定する額に代えて0円を適用します。
- 10 当社は、この附則第9項に規定するメニュー5の設置に係る工事費の割引の適用の申出があった場合には、当社が別に定める割引を適用しません。
- 11 当社は、1の総合デジタル通信サービス契約約款における第1種契約又は第2種契約ごとに、1のIP通信網契約に対して、この附則第9項を適用します。
- 12 この附則第9項の適用を受けたIP通信網契約について、現に利用している総合デジタル通信サービス契約約款における第1種契約又は第2種契約の利用休止又は解除の通知を取消した場合は、料金表第2表第2の2-5に規定する額を一括して当社が定める期日までに支払っていただきます。
(メニュー5の品目等の変更に係る工事費の割引)
- 13 令和3年10月1日から令和4年1月31日までの間にメニュー5-2における提供の形態による細目が-1型のものであって、契約者回線の態様による細目がグレード1-2型及びグレード2のものに係るIP通信網サービスから、メニュー5-2にお

ける提供の形態による細目が - 1 型のものであって、契約者回線の態様による細目がグレード 1 - 1 型のものに係る I P 通信網サービスへの品目等の変更の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、令和 4 年 7 月 31 日までにその変更の工事(契約者回線の移転の工事を伴うものを除きます。)を行ったときは、品目等の変更に係る基本工事費(基本額の部分に限ります。) 交換機等工事費及び回線終端装置工事費について、料金表第 2 表第 2 の 2 - 5 に規定する額に代えて、それぞれ 0 円を適用します。

(メニュー 5 の回線接続装置に係る利用料金の割引)

14 当社は、契約(その I P 通信網サービスの事業者変更を伴うものを除きます。) の申込者から申出があったときは、次のとおり規定する利用料金の割引を適用します。

(1) 定義等

ア 「利用料金の割引」とは、メニュー 5 - 1 の 1 Gb/s の品目のものにおけるプラン 3 - 1 のもの又はメニュー 5 - 2 の 1 Gb/s の品目のものに係る I P 通信網契約の申込みと同時に I P 通信網契約者から無線 L A N 対応型ルータ機能付回線接続装置(型の基本装置に限ります。以下この項において同じとします。) の利用の請求があった場合に、その I P 通信網契約の申込者の申出により、本項のイに規定する期間(以下この項において「割引対象期間」といいます。) における無線 L A N 対応型ルータ機能付回線接続装置(以下この項において「割引対象サービス」といいます。) に係る利用料について、次に掲げる額(以下この項において「割引額」といいます。) を減額して適用することをいいます。

(ア) メニュー 5 - 1 の 1 Gb/s の品目のものにおけるプラン 3 - 1 に係るものは、375 円(税込価格 412.5 円)

(イ) メニュー 5 - 2 の 1 Gb/s の品目のものに係るものは、250 円(税込価格 275 円)

イ 割引対象期間は、提供を開始した日から起算して 24 か月間とします。

ただし、割引対象サービスの移転があった場合の割引対象期間については、移転があった日を起算日として、移転前の割引対象サービスに係る割引対象期間の満了日までとします。

ウ 契約の申込者は、当社がその I P 通信網サービスの提供を開始する日までに、アに規定する利用料金の割引を選択する申出を行っていただきます。

エ この割引の適用を受ける I P 通信網契約に係る契約者回線は、令和 4 年 7 月 31 日までに当社がその提供を開始したものに限りま

(2) 承諾

当社は、割引対象サービスに係る I P 通信網契約の申込者からこの割引を選択する申出があったときは、その申出のあった I P 通信網契約が次の各号に該当するものである場合に限り、これを承諾します。

ア その I P 通信網サービスの提供開始と同時に料金表第 1 表第 1 類第 1 の 1 (10) に規定する長期継続利用の申出に係る利用料金の割引の適用を受けるもの

イ 令和 3 年 10 月 1 日から令和 4 年 1 月 31 日までの間に申込みがあったもの

(3) 割引の適用

ア 当社は、その無線 L A N 対応型ルータ機能付回線接続装置の割引対象期間について、割引対象期間内に廃止があった場合は、その廃止があった日以降の期間を含むものとします。

この場合において、当社は、その無線 L A N 対応型ルータ機能付回線接続装置の再設置があった場合は、再設置があった日から前項に規定する無線 L A N 対応型ルータ機能付回線接続装置の利用料金を適用するものとします。

イ 当社は、割引額の計算において、2 - 5 - 1 (利用料) (1) に規定する基本料に 2 - 5 - 2 (加算額) (5) に規定する端末設備(無線 L A N 対応型ルータ機能付回線接続装置の 型の基本装置に限ります。) に係る機器利用料を合算した利用料金

から、本項(1)又は(2)に規定する額を利用日数に応じて日割した額を減額して適用します。

ウ 当社は、割引額の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、料金表通則5(端数処理)の規定にかかわらず、その端数を切り上げます。

- 15 当社は、限定された期間内に申し込まれたIP通信網契約に限り適用する割引であって当社が別に定めるものの適用を受けた者が、そのメニュー5に係るIP通信網契約の解除があった日から起算して1年未満の間に、メニュー5に係るIP通信網契約の申込みを行ったと当社が認める場合(その申込みに係る契約者回線の終端の場所がその解除に係る契約者回線の終端の場所と同一となる場合とします。)は、この附則の第14項の規定を適用しません。

附 則(令和3年10月22日東経企営第21-122号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、令和3年10月25日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則(令和4年1月31日東経企営第21-178号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、令和4年2月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(メニュー5に係る利用料金の割引)

- 3 当社は、契約の申込者から申出があったときは、次のとおり規定する選択制による割引を適用します。この割引には「利用料金の割引」と「基本工事費等の割引」の2種類があり、契約者はあらかじめいずれか1つを選択していただきます。

(1) 定義等

ア 「利用料金の割引」とは、メニュー5-1のものであって、提供の形態による細目が-2-1型のもの(以下この項において「割引対象サービス」といいます。)に係るIP通信網契約の申込者の申出により、本項のウに規定する期間(以下この項において「割引対象期間」といいます。)におけるメニュー5に係るIP通信網サービスの利用料金(料金表第1表第1類第1(臨時IP通信網契約以外の契約に関するもの)2(料金額)の2-5(メニュー5に関する利用料金)に規定する利用料(基本料に係る部分に限ります。)に限ります。以下この項において同じとします。)について、500円(税込価格550円)(以下この項において「割引額」といいます。)を減額して適用することをいいます。

イ 「基本工事費等の割引」とは、割引対象サービスに係るIP通信網契約者回線の設置に係る基本工事費(基本額の部分に限ります。)について、料金表第2表第2の2-5に規定する額に代えて、以下の料金を適用することをいいます。

(ア) 屋内配線設備の部分に係る工事を伴う場合は9,000円(税込価格9,900円)

(イ) 屋内配線設備の部分に係る工事を伴わない場合又はその契約者回線の設置に係る基本工事費及び交換機等工事費の合計額が2,000円(税込価格2,200円)の場合はそれぞれ0円

ウ 「利用料金の割引」の割引対象期間は、そのIP通信網サービスの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月の初日から起算して、23か月後の料金月の末日までとします。

ただし、割引対象サービスの移転があった場合の割引対象期間については、移転があった日を起算日として、移転前の割引対象サービスに係る割引対象期間の満了日までとします。

- エ 契約の申込者は、当社がそのＩＰ通信網サービスの提供を開始する日までに、ア又はイに規定する利用料金の割引を選択する申出を行っていただきます。
- オ この割引の適用を受けるＩＰ通信網契約に係る契約者回線は、令和４年11月30日までに当社がその提供を開始したものに限り、これを承諾します。

(2) 承諾

当社は、割引対象サービスに係るＩＰ通信網契約の申込者からこの割引を選択する申出があったときは、その申出のあったＩＰ通信網契約が次の各号に該当するものである場合に限り、これを承諾します。

ア そのＩＰ通信網サービスの提供開始と同時に料金表第１表第１類第１の１(9)に規定する学校に限定した割引の適用を受けないもの

イ 令和４年２月１日から令和４年５月31日までの間に申込みがあったもの

(3) 割引の適用

ア 当社は、その契約者回線について、割引対象期間内に割引対象サービス以外の品目等への変更があった場合は、その変更があった日以降の期間についてはこの割引額の減額を適用しません。この場合において、その契約者回線に係る割引対象期間については、その変更があった日以降の期間を含むものとします。

イ 当社は、その契約者回線について、割引対象期間内にアに規定するところにより割引対象サービス以外の品目等への変更があった後に割引対象サービスの品目等への再変更があった場合は、再変更があった日から再変更後の契約者回線の割引額の減額を適用するものとします。

ウ 当社は、割引額は利用日数に応じて日割した額を適用します。

エ 当社は、割引額の計算において、その計算結果に１円未満の端数が生じた場合は、料金表通則５（端数処理）の規定にかかわらず、その端数を切り上げます。

- 4 当社は、限定された期間内に申し込まれたＩＰ通信網契約に限り適用する割引であって当社が別に定めるものの適用を受けた者が、そのメニュー５に係るＩＰ通信網契約の解除があった日から起算して１年未満の間に、メニュー５に係るＩＰ通信網契約の申込みを行ったと当社が認める場合（その申込みに係る契約者回線の終端の場所がその解除に係る契約者回線の終端の場所と同一となる場合とします。）は、この附則の第３項の規定を適用しません。

（メニュー５の設置に係る工事費の割引）

- 5 当社は、令和４年２月１日から令和４年５月31日までの間にメニュー１又はメニュー４に係るＩＰ通信網契約者から、そのＩＰ通信網契約の解除の通知と同時にメニュー５ - 1の型のもの又はメニュー５ - 2の - 1型のものに係るＩＰ通信網契約の申込み（そのＩＰ通信網契約者（そのＩＰ通信網契約が光コラボレーションモデルに係るものである場合はそのＩＰ通信網契約者が指定する者として）とその申出のあったメニュー１又はメニュー４に係るＩＰ通信網契約者が同一の者である場合に限り）があり、当社がその申込みを承諾した場合（当社が別に定める場合を除きます。）であって、令和５年５月31日までに当社がその契約者回線の設置の工事を行ったとき又は当社が別に定める者から、メニュー５ - 1の型のもの又はメニュー５ - 2の - 1型のものに係るＩＰ通信網契約の申込み（そのＩＰ通信網契約者（そのＩＰ通信網契約が光コラボレーションモデルに係るものである場合はそのＩＰ通信網契約者が指定する者として）とその申出のあった当社が別に定める者が同一の者である場合に限り）があり、当社がその申込みを承諾した場合（当社が別に定める場合を除きます。）であって、令和４年11月30日までに当社がその契約者回線の設置の工事を行ったときは、その契約者回線の設置に係る基本工事費（基本額の部分に限り）、交換機等工事費、回線終端装置工事費及び機器工事費（配線設備多重装置に係るものに限り）について、料金表第２表第２の２ - 5に規定する額に代えて０円を適用します。

- 6 当社は、この附則第５項に規定するメニュー５の設置に係る工事費の割引の適用の

申出があった場合には、当社が別に定める割引を適用しません。

- 7 当社は、附則第5項の適用を受けたメニュー1若しくはメニュー4に係るIP通信網契約者又は当社が別に定める者から再びメニュー5に係るIP通信網契約の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合は、この附則第5項を適用しません。
- 8 この附則第5項の適用を受けたIP通信網契約について、現に利用しているメニュー1又はメニュー4に係るIP通信網契約の解除の通知を取消した場合は、料金表第2表第2の2-5に規定する額を一括して当社が定める期日までに支払っていただきます。
- 9 当社は、令和4年2月1日から令和4年5月31日までの間に総合デジタル通信サービス契約約款における第1種契約者又は第2種契約者から、その第1種契約又は第2種契約の利用休止又は解除の通知と同時にメニュー5-1の型のもの又はメニュー5-2の-1型のものに係るIP通信網契約の申込み(そのIP通信網契約者(そのIP通信網契約が光コラボレーションモデルに係るものである場合はそのIP通信網契約者が指定する者とします。))とその利用休止又は解除の通知があった総合デジタル通信サービス契約約款における第1種契約者又は第2種契約者が同一の者である場合に限り、)があり、当社がその申込みを承諾した場合であって、令和5年5月31日までに当社がその契約者回線の設置の工事を行ったときは、その契約者回線の設置に係る基本工事費(基本額の部分に限り、)交換機等工事費、回線終端装置工事費及び機器工事費(配線設備多重装置に係るものに限り、)について、料金表第2表第2の2-5に規定する額に代えて0円を適用します。
- 10 当社は、この附則第9項に規定するメニュー5の設置に係る工事費の割引の適用の申出があった場合には、当社が別に定める割引を適用しません。
- 11 当社は、1の総合デジタル通信サービス契約約款における第1種契約又は第2種契約ごとに、1のIP通信網契約に対して、この附則第9項を適用します。
- 12 この附則第9項の適用を受けたIP通信網契約について、現に利用している総合デジタル通信サービス契約約款における第1種契約又は第2種契約の利用休止又は解除の通知を取消した場合は、料金表第2表第2の2-5に規定する額を一括して当社が定める期日までに支払っていただきます。
(メニュー5の品目等の変更に係る工事費の割引)
- 13 令和4年2月1日から令和4年5月31日までの間にメニュー5-2における提供の形態による細目が-1型のものであって、契約者回線の態様による細目がグレード1-2型及びグレード2のものに係るIP通信網サービスから、メニュー5-2における提供の形態による細目が-1型のものであって、契約者回線の態様による細目がグレード1-1型のものに係るIP通信網サービスへの品目等の変更の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、令和4年11月30日までにその変更の工事(契約者回線の移転の工事を伴うものを除きます。)を行ったときは、品目等の変更に係る基本工事費(基本額の部分に限り、)交換機等工事費及び回線終端装置工事費について、料金表第2表第2の2-5に規定する額に代えて、それぞれ0円を適用します。

附 則 (令和4年3月25日東経企第21-220号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、令和4年3月31日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならない電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則 (令和4年4月25日東経企第22-12号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、令和4年4月27日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則(令和4年5月30日東経企管第22-32号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、令和4年6月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(メニュー5に係る利用料金の割引)

- 3 当社は、契約の申込者から申出があったときは、次のとおり規定する「利用料金の割引」を適用します。

(1) 定義等

ア 「利用料金の割引」とは、メニュー5-1のものであって、提供の形態による細目が-2-1型のもの(以下この項において「割引対象サービス」といいます。)に係るIP通信網契約の申込者の申出により、本項のイに規定する期間(以下この項において「割引対象期間」といいます。)におけるメニュー5に係るIP通信網サービスの利用料金(料金表第1表第1類第1(臨時IP通信網契約以外の契約に関するもの)2(料金額)の2-5(メニュー5に関する利用料金)に規定する利用料(基本料に係る部分に限ります。)に限ります。以下この項において同じとします。)について、500円(税込価格550円)(以下この項において「割引額」といいます。)を減額して適用することをいいます。

イ 「利用料金の割引」の割引対象期間は、そのIP通信網サービスの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月の初日から起算して、11か月後の料金月の末日までとします。

ただし、割引対象サービスの移転があった場合の割引対象期間については、移転があった日を起算日として、移転前の割引対象サービスに係る割引対象期間の満了日までとします。

ウ 契約の申込者は、当社がそのIP通信網サービスの提供を開始する日までに、アに規定する利用料金の割引を選択する申出を行っていただきます。

エ この割引の適用を受けるIP通信網契約に係る契約者回線は、令和5年3月31日までに当社がその提供を開始したものに限りします。

(2) 承諾

当社は、割引対象サービスに係るIP通信網契約の申込者からこの割引を選択する申出があったときは、その申出のあったIP通信網契約が次の各号に該当するものである場合に限り、これを承諾します。

ア そのIP通信網サービスの提供開始と同時に料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用を受けないもの

イ 令和4年6月1日から令和4年9月30日までの間に申込み(移転を伴うものを除きます。)があったもの

(3) 割引の適用

ア 当社は、その契約者回線について、割引対象期間内に割引対象サービス以外の品目等への変更があった場合は、その変更があった日以降の期間についてはこの割引額の減額を適用しません。この場合において、その契約者回線に係る割引対象期間については、その変更があった日以降の期間を含むものとします。

イ 当社は、その契約者回線について、割引対象期間内にアに規定するところにより割引対象サービス以外の品目等への変更があった後に割引対象サービスの品目等への再変更があった場合は、再変更があった日から再変更後の契約者回線の割引額の減額を適用するものとします。

ウ 当社は、割引額は利用日数に応じて日割した額を適用します。

エ 当社は、割引額の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、料金表通則5（端数処理）の規定にかかわらず、その端数を切り上げます。

- 4 当社は、限定された期間内に申し込まれたIP通信網契約に限り適用する割引であって当社が別に定めるものの適用を受けた者が、そのメニュー5に係るIP通信網契約の解除があった日から起算して1年未満の間に、メニュー5に係るIP通信網契約の申込みを行ったと当社が認める場合（その申込みに係る契約者回線の終端の場所がその解除に係る契約者回線の終端の場所と同一となる場合とします。）は、この附則の第3項の規定を適用しません。

（メニュー5の設置に係る工事費の割引）

- 5 当社は、令和4年6月1日から令和4年9月30日までの間にメニュー1又はメニュー4に係るIP通信網契約者から、そのIP通信網契約の解除の通知と同時にメニュー5-1の型のもの又はメニュー5-2の-1型のものに係るIP通信網契約の申込み（そのIP通信網契約者（そのIP通信網契約が光コラボレーションモデルに係るものである場合はそのIP通信網契約者が指定する者としてします。）とその申出のあったメニュー1又はメニュー4に係るIP通信網契約者が同一の者である場合に限り）があり、当社がその申込みを承諾した場合（当社が別に定める場合を除きます。）であって、令和5年9月30日までに当社がその契約者回線の設置の工事を行ったときは、又は当社が別に定める者から、メニュー5-1の型のもの又はメニュー5-2の-1型のものに係るIP通信網契約の申込み（そのIP通信網契約者（そのIP通信網契約が光コラボレーションモデルに係るものである場合はそのIP通信網契約者が指定する者としてします。）とその申出のあった当社が別に定める者が同一の者である場合に限り）があり、当社がその申込みを承諾した場合（当社が別に定める場合を除きます。）であって、令和5年3月31日までに当社がその契約者回線の設置の工事を行ったときは、その契約者回線の設置に係る基本工事費（基本額の部分に限り）交換機等工事費、回線終端装置工事費及び機器工事費（配線設備多重装置に係るものに限り）について、料金表第2表第2の2-5に規定する額に代えて0円を適用します。

- 6 当社は、この附則第5項に規定するメニュー5の設置に係る工事費の割引の適用の申出があった場合には、当社が別に定める割引を適用しません。

- 7 当社は、附則第5項の適用を受けたメニュー1若しくはメニュー4に係るIP通信網契約者又は当社が別に定める者から再びメニュー5に係るIP通信網契約の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合は、この附則第5項を適用しません。

- 8 この附則第5項の適用を受けたIP通信網契約について、現に利用しているメニュー1又はメニュー4に係るIP通信網契約の解除の通知を取消した場合は、料金表第2表第2の2-5に規定する額を一括して当社が定める期日までに支払っていただきます。

- 9 当社は、令和4年6月1日から令和4年9月30日までの間に総合デジタル通信サービス契約約款における第1種契約者又は第2種契約者から、その第1種契約又は第2種契約の利用休止又は解除の通知と同時にメニュー5-1の型のもの又はメニュー5-2の-1型のものに係るIP通信網契約の申込み（そのIP通信網契約者（そのIP通信網契約が光コラボレーションモデルに係るものである場合はそのIP通信網契約者が指定する者としてします。）とその利用休止又は解除の通知があった総合デジタル通信サービス契約約款における第1種契約者又は第2種契約者が同一の者である場合に限り）があり、当社がその申込みを承諾した場合であって、令和5年9月30日までに当社がその契約者回線の設置の工事を行ったときは、その契約者回線の設置に係る基本工事費（基本額の部分に限り）交換機等工事費、回線終端装置工事費及び機器工事費（配線設備多重装置に係るものに限り）について、料金表第2表第2の2-5に規定する額に代えて0円を適用します。

- 10 当社は、この附則第9項に規定するメニュー5の設置に係る工事費の割引の適用の申出があった場合には、当社が別に定める割引を適用しません。
- 11 当社は、1の総合デジタル通信サービス契約約款における第1種契約又は第2種契約ごとに、1のIP通信網契約に対して、この附則第9項を適用します。
- 12 この附則第9項の適用を受けたIP通信網契約について、現に利用している総合デジタル通信サービス契約約款における第1種契約又は第2種契約の利用休止又は解除の通知を取消した場合は、料金表第2表第2の2-5に規定する額を一括して当社が定める期日までに支払っていただきます。
(メニュー5の品目等の変更に係る工事費の割引)
- 13 令和4年6月1日から令和4年9月30日までの間にメニュー5-2における提供の形態による細目が-1型のものであって、契約者回線の態様による細目がグレード1-2型及びグレード2のものに係るIP通信網サービスから、メニュー5-2における提供の形態による細目が-1型のものであって、契約者回線の態様による細目がグレード1-1型のものに係るIP通信網サービスへの品目等の変更の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、令和5年3月31日までにその変更の工事(契約者回線の移転の工事を伴うものを除きます。)を行ったときは、品目等の変更に係る基本工事費(基本額の部分に限ります。)交換機等工事費及び回線終端装置工事費について、料金表第2表第2の2-5に規定する額に代えて、それぞれ0円を適用します。

附 則 (令和4年6月30日東経企営第22-54号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、令和4年7月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 令和4年6月末日までに当社がその提供を開始した契約について、IP通信網契約者が料金その他の債務(延滞利息を除きます。)について令和4年7月31日までに支払っていただいた場合は、その延滞利息について、第45条(延滞利息)に規定する額に代えて、支払期日の翌日から起算して支払いの日の前日までの期間について年14.5%の割合で計算して得た額を適用します。ただし、支払期日の翌日から起算して15日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。

(その他)

- 4 東経企営第19-22号(令和元年5月27日)の附則第16項(1)のイ、東経企営第19-123号(令和元年9月30日)の附則第16項(1)のイ、東経企営第19-193号(令和2年1月29日)の附則第3項(1)のウ及び第16項(1)のイ、東経企営第19-232号(令和2年3月13日)の附則第3項(1)のイ、東経企営第20-25号(令和2年5月25日)の附則第3項(1)のウ、第5項(1)のイ及び第18項(1)のイ、東経企営第20-104号(令和2年9月30日)の附則第3項(1)のウ、第5項(1)のイ及び第17項(1)のイ、東経企営第20-145号(令和3年1月22日)の附則第3項(1)のウ、第5項(1)のイ及び第18項(1)のイ、東経企営第21-32号(令和3年5月28日)の附則第3項(1)のウ、東経企営第21-51号(令和3年6月17日)の附則第3項(1)のイ、東経企営第21-106号(令和3年9月29日)の附則第3項(1)のウ及び第14項(1)のイ、東経企営第21-178号(令和4年1月31日)の附則第3項(1)のウ並びに東経企営第22-32号(令和4年5月30日)の附則第3項(1)のイの規定について、次のただし書きを加えます。

「ただし、割引対象サービスの移転があった場合の割引対象期間については、移転があった日を起算日として、移転前の割引対象サービスに係る割引対象期間の満了日までとします。」

- 5 東経企営第22-32号(令和4年5月30日)の附則第3項(2)イ中「申込みがあったもの」を「申込み(移転を伴うものを除きます。)があったもの」に改めます。

附 則（令和4年8月31日東経企第22-87号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、令和4年9月1日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則（令和4年9月30日東経企第22-99号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、令和4年10月1日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
（メニュー5の設置に係る工事費の割引）
- 3 当社は、令和4年10月1日から令和5年1月31日までの間にメニュー1又はメニュー4に係るIP通信網契約者から、そのIP通信網契約の解除の通知と同時にメニュー5-1の型のもの又はメニュー5-2の-1型のものに係るIP通信網契約の申込み（そのIP通信網契約者（そのIP通信網契約が光コラボレーションモデルに係るものである場合はそのIP通信網契約者が指定する者としてします。）とその申出のあったメニュー1又はメニュー4に係るIP通信網契約者が同一の者である場合に限り、）があり、当社がその申込みを承諾した場合（当社が別に定める場合を除きます。）であって、令和6年1月31日までに当社がその契約者回線の設置の工事を行ったとき又は当社が別に定める者から、メニュー5-1の型のもの又はメニュー5-2の-1型のものに係るIP通信網契約の申込み（そのIP通信網契約者（そのIP通信網契約が光コラボレーションモデルに係るものである場合はそのIP通信網契約者が指定する者としてします。）とその申出のあった当社が別に定める者が同一の者である場合に限り、）があり、当社がその申込みを承諾した場合（当社が別に定める場合を除きます。）であって、令和5年7月31日までに当社がその契約者回線の設置の工事を行ったときは、その契約者回線の設置に係る基本工事費（基本額の部分に限り、）交換機等工事費、回線終端装置工事費及び機器工事費（配線設備多重装置に係るものに限り、）について、料金表第2表第2の2-5に規定する額に代えて、それぞれ0円を適用します。
- 4 当社は、この附則第3項に規定するメニュー5の設置に係る工事費の割引の適用の申出があった場合には、当社が別に定める割引を適用しません。
- 5 当社は、附則第3項の適用を受けたメニュー1若しくはメニュー4に係るIP通信網契約者又は当社が別に定める者から再びメニュー5に係るIP通信網契約の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合は、この附則第3項を適用しません。
- 6 この附則第3項の適用を受けたIP通信網契約について、現に利用しているメニュー1又はメニュー4に係るIP通信網契約の解除の通知を取消した場合は、料金表第2表第2の2-5に規定する額を一括して当社が定める期日までに支払っていただきます。
- 7 当社は、令和4年10月1日から令和5年1月31日までの間に総合デジタル通信サービス契約約款における第1種契約者又は第2種契約者から、その第1種契約又は第2種契約の利用休止又は解除の通知と同時にメニュー5-1の型のもの又はメニュー5-2の-1型のものに係るIP通信網契約の申込み（そのIP通信網契約者（そのIP通信網契約が光コラボレーションモデルに係るものである場合はそのIP通信網契約者が指定する者としてします。）とその利用休止又は解除の通知があった総合デジタル通信サービス契約約款における第1種契約者又は第2種契約者が同一の者である場合に限り、）があり、当社がその申込みを承諾した場合であって、令和6年1月31日までに当社がその契約者回線の設置の工事を行ったときは、その契約者回線の設

置に係る基本工事費（基本額の部分に限ります。）交換機等工事費、回線終端装置工事費及び機器工事費（配線設備多重装置に係るものに限ります。）について、料金表第2表第2の2-5に規定する額に代えて、それぞれ0円を適用します。

8 当社は、この附則第7項に規定するメニュー5の設置に係る工事費の割引の適用の申出があった場合には、当社が別に定める割引を適用しません。

9 当社は、1の総合デジタル通信サービス契約約款における第1種契約又は第2種契約ごとに、1のIP通信網契約に対して、この附則第7項を適用します。

10 この附則第7項の適用を受けたIP通信網契約について、現に利用している総合デジタル通信サービス契約約款における第1種契約又は第2種契約の利用休止又は解除の通知を取消した場合は、料金表第2表第2の2-5に規定する額を一括して当社が定める期日までに支払っていただきます。

（メニュー5の品目等の変更に係る工事費の割引）

11 令和4年10月1日から令和5年1月31日までの間にメニュー5-2における提供の形態による細目が-1型のものであって、契約者回線の態様による細目がグレード1-2型及びグレード2のものに係るIP通信網サービスから、メニュー5-2における提供の形態による細目が-1型のものであって、契約者回線の態様による細目がグレード1-1型のものに係るIP通信網サービスへの品目等の変更の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、令和5年7月31日までにその変更の工事（契約者回線の移転の工事を伴うものを除きます。）を行ったときは、品目等の変更に係る基本工事費（基本額の部分に限ります。）交換機等工事費及び回線終端装置工事費について、料金表第2表第2の2-5に規定する額に代えて、それぞれ0円を適用します。

基本的な技術的事項

1 メニュー 2

(1) メニュー 2 - 2 に係るもの

品 目	インタフ ェース種 別	物理的条件	電氣的 / 光学的条件	
			送出電圧 / 光出力	その他
10Mb/s	10BASE-T	8 端子コネ クタ (ISO/IEC 8877準拠)	6.2V(P - P 値) 以下	・ 送出電圧は、 100 の負荷 抵抗に対する 値とする。 ・ IEEE802.3- 2005準拠
100Mb/s	100BASE- FX	SCコネクタ (IEC 標準 60874-14準 拠)	-14dBm(平均値) 以下	IEEE802.3-2005 準拠
	100BASE- TX	8 端子コネ クタ (ISO/IEC 8877準拠)	2.1V(P - P 値) 以下	・ 送出電圧は、 100 の負荷 抵抗に対する 値とする。 ・ IEEE802.3- 2005準拠
1 Gb/s	1000BASE -LX	SCコネクタ (IEC 標準 60874-14準 拠)	-3dBm (平均値) 以下	IEEE802.3-2005 準拠
		LCコネクタ (IEC 標準 61754-20準 拠)	-3dBm (平均値) 以下	IEEE802.3-2005 準拠
	1000BASE -SX	LCコネクタ (IEC 標準 61754-20準 拠)	0dBm (平均値) 以下	IEEE802.3-2005 準拠
	1000BASE -T	8 端子コネ クタ (ISO/IEC88 77準拠)	3.1V(0 - P 値) 以下	・ 送出電圧は、 100 の負荷 抵抗に対する 値とする。 ・ IEEE802.3- 2005準拠
10Gb/s	10GBASE- LR	SCコネクタ (IEC 標準 60874-14準 拠)	0.5dBm(平均値) 以下	IEEE802.3-2005 準拠

(2) メニュー 2 - 3 にかかるもの

品 目	インタフ ェース種 別	物理的条件	電氣的 / 光学的条件	
			送出電圧等 / 光出力	その他
100Mb/sのもの又は1 Gb/sのものであって当 社が別に定めるもの	1000BASE -SX	SCコネクタ (IEC 標準 60874-14準 拠) 又はLC コネクタ (IEC 標準 61754-20準 拠)	-3dBm (平均値) 以下	IEEE802.3-2005 準拠

2 削除

3 メニュー 4

(1) 当社が回線接続装置を設置する場合

ア 当社が変復調装置 (DSL モデム) を提供する場合

品 目	インタフ ェース種 別	物理的条件	電氣的条件	
			送出電圧	その他
1 Mb/s、1.5Mb/s 及び 8 Mb/sのも の	10BASE-T	8 端子コネクタ (ISO/IEC8877準 拠)	6.2V (P - P 値) 以下	・ 送出電圧は、 100 の負荷 抵抗に対する 値とする。 ・ ISO/IEC8802-3 準拠
12Mb/s、40Mb/s 及び47Mb/sのも の	100BASE-TX	8 端子コネクタ (ISO/IEC8877準 拠)	2.1V (P - P 値) 以下	・ 送出電圧は、 100 の負荷 抵抗に対する 値とする。 ・ IEEE802.3u 準 拠
	10BASE-T	8 端子コネクタ (ISO/IEC8877準 拠)	6.2V (P - P 値) 以下	・ 送出電圧は、 100 の負荷 抵抗に対する 値とする。 ・ ISO/IEC8802- 3準拠

イ 当社が帯域分離多重装置 (スプリッタ) のみを提供する場合

接 続 口	物 理 的 条 件
変復調装置 (DSL モデム) 接続口	6 端子コネクタ (昭和60年郵政省令告示第399号)
アナログ端末接続口	

(2) 当社が回線接続装置を提供しない場合
 当社が回線接続装置を提供しない場合の物理的条件は、2線式インタフェースとします。

4 メニュー5

区 別	品 目	インタフェース種別	物理的条件	電気的条件	
				送出電圧等	その他
メニュー 5 - 1	100Mb/s のもの	100BASE-TX	8端子コネクタ (ISO/IEC8877 準拠)	2.1V (P-P 値) 以下	・送出電圧は、 100 の負荷 抵抗に対する 値とする。 ・ IEEE802.3u 準 拠
		10BASE-T	8端子コネクタ (ISO/IEC8877 準拠)	6.2V (P-P 値) 以下	・送出電圧は、 100 の負荷 抵抗に対する 値とする。 ・ ISO/IEC8802- 3準拠
	200Mb/s のもの	1000BASE-T	8端子コネクタ (ISO/IEC8877 準拠)	3.1V (0-P 値) 以下	・送出電圧は、 100 の負荷 抵抗に対する 値とする。 ・ IEEE802.3 準 拠
		1000BASE-X SFF-8431 Rev4.1 APPENDIX F	SFP+ (SFF8432準拠)	1.2V (P-P 値) 以下	・送出電圧は、 100 の負荷 抵抗に対する 値とする。 ・ SFF8431準拠
	1 Gb/sの もの	1000BASE-T	8端子コネクタ (ISO/IEC8877 準拠)	3.1V (0-P 値) 以下	・送出電圧は、 100 の負荷 抵抗に対する 値とする。 ・ IEEE802.3 準 拠
		1000BASE-X SFF-8431 Rev4.1 APPENDIX F	SFP+ (SFF8432準拠)	1.2V (P-P 値) 以下	・送出電圧は、 100 の負荷 抵抗に対する 値とする。 ・ SFF8431準拠
	10Gb/sの もの	10GBASE-T	8端子コネクタ (ISO/IEC8877 準拠)	3.1V (0-P 値) 以下	・送出電圧は、 100 の負荷 抵抗に対する 値とする。 ・ IEEE802.3 準

メニュー 5 - 2	100Mb/s のもの	100BASE-TX	8 端子コネク タ (ISO/IEC8877 準拠)	2.1V (P - P 値) 以下	<ul style="list-style-type: none"> ・ 送出電圧は、 100 の負荷 抵抗に対する 値とする。 ・ IEEE802.3u 準 拠
		10BASE-T	8 端子コネク タ (ISO/IEC8877 準拠)	6.2V (P - P 値) 以下	<ul style="list-style-type: none"> ・ 送出電圧は、 100 の負荷 抵抗に対する 値とする。 ・ ISO/IEC8802- 3準拠
	200Mb/s のもの	1000BASE-T	8 端子コネク タ (ISO/IEC8877 準拠)	3.1V (0 - P 値) 以下	<ul style="list-style-type: none"> ・ 送出電圧は、 100 の負荷 抵抗に対する 値とする。 ・ IEEE802.3 準 拠
		1000BASE-X SFF-8431 Rev4.1 APPENDIX F	SFP+ (SFF8432準拠)	1.2V (P - P 値) 以下	<ul style="list-style-type: none"> ・ 送出電圧は、 100 の負荷 抵抗に対する 値とする。 ・ SFF8431準拠
	1 Gb/sの もの	1000BASE-T	8 端子コネク タ (ISO/IEC8877 準拠)	3.1V (0 - P 値) 以下	<ul style="list-style-type: none"> ・ 送出電圧は、 100 の負荷 抵抗に対する 値とする。 ・ IEEE802.3 準 拠
		1000BASE-X SFF-8431 Rev4.1 APPENDIX F	SFP+ (SFF8432準拠)	1.2V (P - P 値) 以下	<ul style="list-style-type: none"> ・ 送出電圧は、 100 の負荷 抵抗に対する 値とする。 ・ SFF8431準拠
	10Gb/sの もの	10GBASE-T	8 端子コネク タ (ISO/IEC8877 準拠)	3.1V (0 - P 値) 以下	<ul style="list-style-type: none"> ・ 送出電圧は、 100 の負荷 抵抗に対する 値とする。 ・ IEEE802.3 準 拠

5 メニュー 6

(1) メニュー 6 - 1 に係るもの

品 目	インタフェース種別	物理的条件	電氣的 / 光学的条件	
			送出電圧等 / 光出力	その他
100Mb/s及び200 Mb/sのもの	100BASE-FX	SCコネクタ (IEC標準 60874-14準拠)	-14dBm(平均値)以下	IEEE802.3u準拠
1 Gb/s及び 2 Gb/sのもの	1000BASE-LX	SCコネクタ (IEC 標準 60874-14準拠)	- 3 dBm(平均値)以下	IEEE802.3z準拠

(2) メニュー 6 - 2 に係るもの

品 目	インタフェース種別	物理的条件	電氣的 / 光学的条件	
			送出電圧等 / 光出力	その他
100Mb/s、200Mb/s、300Mb/s、400 Mb/s、600Mb/s、1 Gb/s及び 2 Gb/sのもの	1000BASE-LX	SCコネクタ (IEC標準 60874-14準拠)	- 3 dBm(平均値)以下	IEEE802.3-2005準拠

(3) メニュー 6 - 7 に係るもの

品 目	インタフェース種別	物理的条件	電氣的 / 光学的条件	
			送出電圧等 / 光出力	その他
1 Mb/s	10BASE-T	8 端子コネクタ (ISO/IEC8877準拠)	6.2V (P - P 値) 以下	・ 送出電圧は、100 の負荷抵抗に対する値とする。 ・ IEEE802.3-2005準拠
10Mb/s	10BASE-T	8 端子コネクタ (ISO/IEC8877準拠)	6.2V (P - P 値) 以下	・ 送出電圧は、100 の負荷抵抗に対する値とする。 ・ IEEE802.3-2005準拠

(4) メニュー 6 - 8 に係るもの

品 目	インタフェース種別	物理的条件	電氣的 / 光学的条件	
			送出電圧等 / 光出力	その他
10Mb/s	100BASE-T	8 端子コネクタ (ISO/IEC8877 準拠)	2.1V (P - P 値) 以下	<ul style="list-style-type: none"> ・ 送出電圧は、100 の負荷抵抗に対する値とする。 ・ IEEE802.3u 準拠

6 削除

7 メニュー 8

品目及び細目		インタフェース種別	物理的条件	電氣的 / 光学的条件	
				送出電圧 / 光出力	その他
10Mb/s		10BASE-T	8 端子コネクタ (ISO/IEC 8877 準拠)	6.2V (P - P 値) 以下	<ul style="list-style-type: none"> ・ 送出電圧は、100 の負荷抵抗に対する値とする。 ・ IEEE802.3-2005 準拠
100Mb/s	タイプ 1 のもの	100BASE-FX	SCコネクタ (IEC 標準 60874-14 準拠)	-14dBm (平均値) 以下	IEEE802.3-2005 準拠
		100BASE-TX	8 端子コネクタ (ISO/IEC 8877 準拠)	2.1V (P - P 値) 以下	<ul style="list-style-type: none"> ・ 送出電圧は、100 の負荷抵抗に対する値とする。 ・ IEEE802.3-2005 準拠
	タイプ 2 のもの	1000BASE-LX	SCコネクタ (IEC 標準 60874-14 準拠)	-3dBm (平均値) 以下	IEEE802.3-2005 準拠